

ジャーナリズム & メディア

ジャーナリズム & メディア

第13号

日本大学法学部 新聞学研究所

2019年9月

ジャーナリズム&メディア

(第13号)
2019年9月

目次

【特集 「東アジア・中国・メディア・社会」】

特集に寄せて.....	7	塚本晴二郎
日本におけるインターネットメディアの課題 —中国情報サイト運営の経験を通じて—.....	9	有田直矢
甲申政変における言論報道と統制.....	25	有山輝雄
中国小説『紅樓夢』にみえるコミュニケーション・ストラテジー —王熙鳳の場合—.....	45	池間里代子
林語堂のジャーナリズム論の形成と展開 —「民権」の基礎としての「新聞の自由」の追求—.....	63	井上友和
新聞の前文（リード）の類型化に関する試論 —事実・説明・評価の視点から—.....	79	江上志朗
整備新幹線を巡る地方紙と全国紙の世論二分と建設運動 —北陸新幹線報道などに見る地方紙の存在意義—.....	99	大西正行
米軍文書にみる対北朝鮮心理戦の一断面 —1970年前後を中心に—.....	115	小林聡明
番組編集準則の政府解釈の変遷 —国会審議を中心に—.....	131	笹田佳宏
社会状況の変化が社会調査に及ぼす影響.....	143	島崎哲彦

中国メディアにおける新聞・報道の自由をめぐる問題について —『氷点週刊』停刊問題・『南方週末』社説差し替え事件を通して—	159	谷川 栄子
ショートターミズムとガバナンス改革の展望	175	藤川 信夫
メディア・イベントと異議申し立て活動の報道	193	三谷 文栄
「戦争加害」という主題の形成 —1970年代におけるテレビの「8月ジャーナリズム」を中心に—	209	米倉 律
中国フォトジャーナリズム黎明期の報道写真価値 [®]	227	蔡 昕悦
メディアとしての太極拳	253	山本 賢二
【書評】		
内田 樹『増補版 街場の中国論』 (株)ミシマ社 2011年初版)	297	柴田 秀一
ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領	301	
日本大学法学部新聞学研究所規程	304	

塚本 晴二 朗*

本特集「東アジア・中国・メディア・社会」は、山本賢二先生の古稀を記念して企画された。山本先生は、40年近くにわたって中国のジャーナリズムおよびメディアに関する諸問題について研究と教育に専心されてこられた。山本先生が2010年に日本大学法学部新聞学科・大学院新聞学研究科に移籍されて来られて以来、9年間にわたって優渥なご指導をいただいた感謝の念を、まずはこの場をお借りして述べさせていただきたい。

山本先生が法学部に移籍される以前のご経歴について、山本先生から次のように語っていただいたのでご紹介したい。

・・・・・・・・・・・・・・・・

中国大連からの帰国者の家庭に生まれた山本は、子供のころから母親から「無事に帰ってこられたのは蒋介石の「以德報怨」（徳をもって怨みに報いる）政策と中国人に助けてもらったからであり、その恩は忘れてはいけないよ」と言われ続けていた。その後、水泳選手を目指して入学した古橋広之進先生が総監督であった日大桜丘高校の水泳部では関東大会5位どまりで、限界を感じていた時、1964年、東京オリンピック開催に合わせたかのように、当時国交のなかった中国で核実験が行われ、衝撃を受け、中国地域研究に志を立てた。本学文理学部中国文学科に入学する前、東京中華学校で中国語を学び、大学入学に備えた。2年次になると、「日大闘争」の渦中、中国文学科学生会副委員長として全共闘と対峙、「右翼学園主義者」というレッテルを貼られたこともある。大学を取り巻く騒然とした環境の中で、台湾の国立台湾師範大学国文系に留学、『女兵自伝』の作者謝冰瑩、国語大師何容先生などの授業を受けた。台湾においては、中国広播公司の李季準アナの放送を毎日聞くとともに、彼から台湾人でありながら、「標準国語」を完璧にマスターした経緯に興味深く聞いた。また、大安新村といういわゆる「眷村」（外省人民住地区）における日常ではさまざまな中国語に触れることができ、その後の研究活動を支えてくれる生涯の伴侶も得た。帰国後、大学を卒業し、大東文化大学第一高校での1年間の中国語教員を経て、1974年、ラヂオプレス（RP）通信社の中国語放送モニターとなり、6年間、中国の中央と地方の放送をモニターした。中国のラジオ放送を通じて、周恩来、毛沢東の死去、第一次天安門事件、「四人組」追放、中越戦争、日中平和友好条約締結など歴史的出来事に遭遇した。そして、その職場では、かつて満鉄の特級通訳であった上司の川瀬正三さんから音の怖さと翻訳の難しさを教えていただいた。RP在職中、筑波大学大学院修士課程に日本で初めての地域研究科が1975年に開設され、その東アジア専攻の一期生になった。同研究科修了後、文理学部での非常勤講師を経て、1980年に日本大学国

*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

際関係学部にて奉職、中国文化論、国際メディア論などを担当した。30年にわたる国際関係学部在職中、中国情報センター長にも就き、『現代中国事情』の定期刊行に従事した。また、1990年から2年間、NHK中国語ラジオ講座（応用編）の講師を務めるとともに、同テキストの「中国語圏」の執筆を1998年まで続けた。

この間、内川芳美先生に招かれて参加した成蹊大学の2度にわたる研究会（内川芳美プロジェクト1989 - 1992・奥野昌宏プロジェクト1996 - 1999）では、内川先生はもとより、柳井道夫、新井直之、川竹和夫、林利隆、桂敬一、奥野昌宏、鈴木雄雅の諸先生からジャーナリズム研究についての多くの貴重な御助言をいただいた。さらに、日本マス・コミュニケーション学会においては、当時総務担当理事であった小川浩一先生からシンポ出席の機会が与えられると同時に、鶴木真、伊藤陽一、本多周爾先生など斯界の多くの先生を紹介していただいた。また、辻村明先生が呼びかけられた国際行動学会の設立にも参与した。そして、非常勤時代に松木修二郎先生からうかがった新聞学科の念願の一つであった新聞学の大学院開設を契機に、大井眞二先生のお招きで、2010年に法学部新聞学科・大学院新聞学研究科に移籍、中国メディア論特殊講義などを担当するようになった。

.....

山本先生はこの春にご定年を迎えられたが、現在も非常勤講師として大学院生の指導を続けてくださっている。本学の大学院新聞学研究科は、方針として「社会科学や人文科学の基礎的素養に基づいて新聞（ジャーナリズム）学を専門とする研究者を目指す学生、並びにジャーナリスト及びメディアに関わる専門職業人を目指す学生・社会人、さらに我が国のアジアにおける学術戦略上の利点に鑑み、アジアを中心に広く海外からの留学生を受け入れる」ことを謳っており、これまでも東アジア地域から多くの留学生が学んできた。現在も幸いなことに、毎年多くの留学生が新聞学研究科の門を叩いているが、これも彼／彼女ら留学生の指導に関して、陣頭に立って牽引して下さった山本先生のご尽力の賜物である。

日本マス・コミュニケーション学会や国際行動学会では、国際交流委員や理事といった要職を務めてこられ、当該分野における第一人者として学会で認知されている。その学術的成果は枚挙にいとまがないが、主たるご研究の一つである「中国共産党とジャーナリズムの関係」に関しては、2019年3月に刊行された共著書『国際コミュニケーションとメディア：東アジアの諸相』（学文社）の中で「ジャーナリズムの中国モデル」と題した大部の論稿を発表され、中国におけるジャーナリズムの特質および習近平体制下における党の指導について詳らかにしている。

今日の国際情勢において、中国の存在感はますます大きくなっている。米中の貿易摩擦や華為技術をめぐる動向は、日本をはじめ関係諸国にも影響が波及している。また、香港では拘束した容疑者を中国本土に引き渡せるようにする「逃亡犯条例」改正案に反対する大規模のデモが発生し、世界中の耳目を集めている。東アジアとりわけ中国に関する研究の重要性は増す一方であるが、本誌の今回の特集は、当該研究分野における今後の展望を示すものとして位置づけることができるだろう。

日本におけるインターネットメディアの課題 —中国情報サイト運営の経験を通じて—

有田 直矢*

本稿は、2000年代初頭から2010年代直前にかけて、世界ではインターネットが浸透し、日本でもインターネットが一つのメディアとして確立した時期において、インターネットによる中国報道の先駆けとしての「サーチナ」に在職、実際にその現場で働いた筆者による、インターネットメディア論の一つである。筆者の実体験を時系列にまとめることで、現在まで通じる、日本におけるインターネットメディアの特質を明らかにし、その課題をまとめていきたいと考えている。

なお、提示できる資料はできるだけ明示するが、テーマがテーマだけに、筆者の記憶が中心となり、それに伴う主観が混じる可能性はある。できるだけ丁寧に記憶を掘り起こしたいと考えているが、記憶違いや誤解などはあるかもしれない。そうした箇所についてはご指摘いただきたく、あらかじめご了承ください。

1. 筆者と中国との関係

筆者は1994年4月、日本大学国際関係学部国際文化学科中国文化コースに入学した。当時の国際関係学部は外語大学を思わせるような、徹底した外国語教育が行われていた。その背景には、「地域研究はその地域の言語習得から」という考えがあったという。筆者の在学中、中国語クラスでは、当時提携関係にあった中国南京大学留学生部門所属の中国人の先生方を毎年一人、招へいし、日本語の分からない中国人教授による、生の中国語授業が行われていた。

大学一年と二年次の午前中は、毎日中国語の授業だったと記憶している。大学三年次から始まったゼミでは、国際関係学科ではあったが、山本賢二教授のゼミを選択、ゼミのほとんどは中国語で行われ、日々、『人民日報』など中国語の新聞が教材として使われ、四苦八苦したことを鮮明に覚えている。

筆者は、大学一年の夏休みに初めて中国を訪れた。その際は北京市のみで、本当の意味で観光しただけだったが、当時は兌換券と呼ばれた外国人だけが使える人民元などもある時代で、現地の中国語に触れ、生活を味わった。大学一年から二年に進級する春休みには大学で組織された南京大学への1ヶ月ほどの短期語学留学に参加。この春休みの南京大学への短期語学留学は、その後規模が縮小し、最後にはなくなるが、筆者個人は二年から三年の時、三年から四年の時のそれぞれの春休みにも参加した。

* ありた なおや 株式会社 NMS 代表取締役

そのような経験から、大学卒業後は、南京大学大学院への進学を目指し、1997年3月、学部を卒業してすぐ、まずは南京大学での短期語学留学をスタートさせた。その間に、知り合いなどを通じて、指導教授を探し、面接を受け、同年9月から南京大学大学院歴史学部近代史研究コースに入学した。

当時、本科と呼ばれる四年制には複数の日本人留学生がいたが、大学院に関しては、哲学部に日本人留学生がいたものの、その方は途中で就職が決まり中退。その他、日本の大学院生が研修に来ていたりもしたが、どっぴりと南京に暮らして大学院に通っていたのは筆者一人だったと思う。

同じ指導教授の、いわゆる「同学（同級生）」には湖南省出身の人がいて、同省出身の毛沢東がそうだったと伝えられるように、その「同学」の彼も訛りがきつく、ほとんど意思疎通できない状況だったにも関わらず、なんとなく仲良くして、切磋琢磨したことが印象に残っている。

2. 筆者とインターネットの出会い

この南京時代に筆者は、日本で買ったノートパソコンを南京に持ち込み、南京の住まいの近くの中国電信（チャイナテレコム）に行き契約し、初めて本格的にインターネットに接した。当時のことから、回線速度は言わずもがな、主に軽量のメールやり取りや、ポータルサイトと呼ばれた、いくつかの大手サイトをサーフィンする程度だった。しかし、日本にいる友人が個人のウェブサイト運営し始めたことが契機となり、筆者も自身の専攻である中国近代史、あるいは南京留学生活のことなどをテーマにした、個人のウェブサイト⁽¹⁾を立ち上げた。

南京留学時代の終盤、日本に帰国して就職しようと考え始めていたころ、その筆者個人のウェブサイトに対して、メールで連絡してきたのが、「中国情報局」というサイトだった。

当時の「中国情報局」は、中国関連の日本語ウェブサイトを集め、そのリンク集ともいえるべきカテゴリ検索機能を充実することで、中国情報に特化したポータルサイトとして確立しようとしていた、というのは、後に知ったこと。

検索と言えば、もうすでにグーグルがほぼ独占、テキストや音声で検索することを指し示すようになった日本において、カテゴリ検索も、さらにはポータルサイトももはや死語に近いが、当時はグーグル前史の時代⁽²⁾で、大手ポータルサイトでは、メールサービス、ニュース、無料ウェブサイト制作などと並び、カテゴリ検索がコンテンツの主力だった。

3. 新興ネットメディア企業サーチナへの就職

「中国情報局」から連絡を受けた際は、「日本語で中国情報を発信する、こんなサイトがあるのか」と、感銘を受けた。南京大学大学院を卒業後、日本に帰国し、普通の就職活動を行う傍ら、この「中国情報局」でもちょうどスタッフを募集していたため、応募した。その後、返信があり、面接につながった。この時初めて、「中国情報局」を運営しているのは、株式会社サーチナという会

社だったことを知った。

株式会社サーチナでの面接は、きっかけとなったカテゴリ検索に携わり、コンテンツを豊富にしていきたい、などを主張したが、完全に順調にいったわけではなかった。いろいろと後でわかったことだが、当時のサーチナは従業員数5人ほどで、さらに1人正社員を採用することは当時相当リスキーで、熟考が必要だったようだ。その時得た結果は、採用不採用ではなく、まずは自宅でアルバイトをお願いします、というものだった。

アルバイト内容は、すでにサーチナが提携していた中国国営通信社の一つ、中国新聞社⁽³⁾のウェブサイトに掲載されている中国語記事の日本語への翻訳、だった。当時の「中国情報局」は中国関連ニュースの拡充に注力しており、筆者の面接時のカテゴリ検索の話はフィットしなかったが、筆者の経歴から、中国語力はあるだろうから、記事制作のアルバイトで試してみよう、ということになったようだ。

ただその時は、就職先を探しているところに、アルバイトとはいえ、中国語に関連する仕事を得た、という喜びの方が大きく、今冷静に考えると、伝えられた記事制作単価1本500円は安すぎたような気もするが、そんなことは全く気になりもせず、すごく張り切って作業に没頭した。

朝4時に起きて、自宅のパソコンを立ち上げて、中国新聞社のサイトを閲覧、めぼしい記事を見つけ次第翻訳、という作業を繰り返し、夜10時、11時まで、今から思い起こすと、いつ食事を摂ったか忘れたほど記事を制作し続け、1日30本、多い時は40本前後もの日本語記事を仕上げている。もちろん土日もなし。今冷静に考えると、アルバイト料は30本×500円×30日で45万円にもなってしまう、呆れた作業ぶりである。

この時の作業がその後筆者の仕事に大きな転機をもたらした。中国語力の上達ではない。この時はまだおぼろげながらだったが、「日本人をターゲットにしてビジネスをすること」、つまり膨大に「翻訳」した日本語記事の出来不出来の重要性、結局、日本人をターゲットにする以上、中国語力よりもより優先されるのは日本語力や日本語による表現力であること、これを思い知らされた契機の一つとなった。

筆者の呆れた作業ぶりに慌てたのかどうか、サーチナから正式採用の連絡がその後間もなく届き、大学院を卒業した2000年7月からわずか2ヶ月後の9月、サーチナに入社した。ちなみに当時は、初任給が名目で20万円あったかどうか、賞与はなし、社会保険も怪しかったような記憶がある。賞与については、結局、早々に取締役になったので、取締役は賞与対象外（役員賞与は通常支給されない）だったため、サーチナでは賞与をもらった記憶がない。

4. サーチナについて

サーチナは、在日中国人の端木正和（もときまさかず。通名⁽⁴⁾）が1998年6月4日に開設した

ポータルサイト「中国情報局」が前身で、1999年になって端木が創業者となり起業したベンチャー企業である。⁽⁵⁾サーチ (search) とチャイナ (china) の造語で、この社名の名付けに関しては、後々まで、特に後述するように、日本の中国への関心がピークに達する 2008 年前後を中心に、顧客などから高い評価を得たのが今でも印象に残っており、創業者のセンスが初めから現れていたことを物語る。

9月の正式入社前、面接とその後のアルバイト時に対応していただいた方がセッティングしていただいた食事会に招かれ、筆者は初めて端木と対面した。その時か、後だったかは忘れたが、端木自身は鏡などを使って筆者の面接の様子をうかがっていた、とのことだった。ともかく、事務所のあった高田馬場の駅のほど近く、ビルの地下にあったイタリアンのお店 (今はもうない) だったことは覚えているが、始終緊張しっぱなしで、何を話したかは正確には覚えていない。

アルバイトでの作業の量や質、取り組む姿勢を褒めていただいたとは思いますが、ともかく、以降恐れ多くも戦友としてサーチナ発展とともに尽力させていただいた端木は、筆者にとってはこの時から、畏敬の存在でしかありえず、その後数多く行った各種ミーティング、メール連絡含め、いつも緊張との戦いだったことはよく覚えている。

筆者はサーチナ入社後、広報業務を担当し、中国のインターネット利用者がすごい勢いで伸びている時で、中国 IT 事情の調査やその記事の執筆と発信、『中国 IT 白書』⁽⁶⁾ という自社書籍の制作、そして、後にサーチナの主力業務となる中国株関連情報の制作・執筆、⁽⁷⁾ 各種形態での発信など、システム・プログラムや営業に関すること以外 (端木は経営者であるが、システム・プログラムのプロでもあった)、ほとんどの業務をやってきたが、その中でもニュースの制作が業務の一つの中心としてあり続けた。

5. サーチナでのニュース業務

ポータルサイト「中国情報局」のニュース「中国情勢 24」というコンテンツに、アルバイト時と変わらぬ精力を傾け、ただ、社内に入れば、ずっと記事を制作しているわけにもいかないのが、外部ライター育成なども進めた。その当時の肩書は、ニュース「中国情勢 24」編集長になっていた。

端木は、ニュースの制作に関してはほとんど口を挟まなかったが、二点だけ、順守項目を伝えられた。一つは、通常日本語は文頭、一文字降ろして (ネットの場合、横書きなので、一文字空けて) 書き始める形式だが、これを全角二文字にすること。これは、中国語ではそのようにすることが普通だったが、日本語でも、ネットの場合、フォントの都合上、一文字ではうまく空いているように見えないこともあり、二文字空けると、やや間隔が広くはなるものの、総じて一文字分空いているように見える、というもの。

中国風を援用しつつ、日本の実務にも資するようなこだわりというべきだろう。また、常にユー

ザ一目線ですぐにユーザーにとって最適なのかを考える視点を持っておく、ということの重要性を伝えるものである。

もう一つは、これは今やネットでは普遍的になっている（今でもそうっていないところもあり、そうしたものは至極見づらいのだが）、段落を分けた際、段落と段落の間に一行空欄を入れる、というものの。

ネットメディアにおいて、段落と段落の間に一行空欄を入れる、というのは、今では当たり前のことのように感じられるが、当時はオールドメディアのウェブサイトを中心に、普通の書籍や雑誌のように、ネットでも段落間を続けて書くスタイルが主流だったような気がする。書籍や雑誌とは違う、ネット特有の、ネットだところの方が見やすい、というものにいち早く気が付き、それを実践していく、という端木の先見の明、慧眼の表れだと思う。

6. 邱永漢氏が主宰するサイトでの連載

編集長になってからは、編集方針はもちろん、端木の以上の二つの指示を含む、細々した編集ガイドラインの策定と運用管理も重要な業務となった。2000年9月の入社以来、いかにサーチナを、そしてサイト「中国情報局」の知名度を上げていくか、その試行錯誤の連続だったが、2004年になり、筆者個人も、サーチナにとっても転機となることが起こった。

まずは筆者個人のこと。2004年2月、日本および台湾の実業家、経済評論家、経営コンサルタントとして知られ、直木賞作家でもある邱永漢氏が主宰するサイト「ハイハイQさんQさんデス」⁽⁸⁾で「中国株ナマの情報を届けます」⁽⁹⁾と題して連載を開始した。当時は筆者個人の出来事ではなく、あくまでもサーチナ社員として、サーチナに資する業務の一環としてとらえ、そのように連載も行っていたが、今から振り返れば、教えられることも数多かった。

2006年2月に連載を終了するが、その間、ほぼ毎日更新した。これには理由があり、邱氏直々のレギュレーションである、1回当たりの文字数800文字以内というものがあつた。物を書く人には分かりやすいかもしれないが、連載とはいえ、原則としては1回読み切り、少なくともその1回分だけ読んでも、意味が通じるものでなければならぬ中で、800文字だけで背景情報含めて主張をまとめる、というのは至難の業である。

そこで、筆者が実際に採用した方法としては、一つのテーマで思いつく限り書きまくる。そうすると、普通は数千、時には1万字を超える原稿になる。そうして書いたものを、1回当たりの連載文字数に切り分け、ストックしておく。最後の方になると、最後に1回当たりの連載文字数に切り分けることを想定して、最初の長大な文章も書けるようになり、作業効率も上がったが、ともかく、1回当たりの連載文字数にとらわれず、一度に長大な文章を書き、それを小分けにしていくため、毎日連載が可能だったのであり、毎日書いていたわけではない、ということである。

それよりも特に、2004年のこの時期、管理業務が多くなっていた筆者にとって、中国の最新情報に実は疎くなっていた時で、この連載を持つことで、必然的に改めて中国の最新事情に触れるようになった。その前後のギャップによって感じたのは、アンテナをいつでも張り巡らしておくことがいかに重要かということ。だから、業務を言い訳にせず、自身の得意・専門分野については少なくとも、いつでも最新情報に接することのできる環境を作っておく、というのが、筆者のその後の習慣になった。

7. 80歳を超えた邱氏が指摘したネット文章

また、邱氏がなぜ1回当たり連載文字数を800文字以内に区切ったのか、とも関連して、サイトの構成では「ハイハイQさんQさんデス」にしか見られない邱氏自身の工夫が凝らされていることも指摘しておきたい。

「人間の集中力が続いて読める1回当たりの文字数は、せいぜい800文字ですよ。特にパソコンやケータイではね」、連載開始前、生前の邱氏に筆者が直接論された言葉である。

邱氏は2012年5月16日に88歳でお亡くなりになっているから、筆者が連載を開始した時は80歳前後。ただその当時も、すごくかくしゃくとしておられ、まだまだ目がギラギラしており、第一線で活躍中、というイメージだったが、それでもインターネットユーザーに対する研究を進めていたのには驚かされた。「ハイハイQさんQさんデス」は、邱氏を単に看板にしたものではなく、邱氏自身がしっかりとコミットして運営しているウェブサイトであることも思い知らされた一言だった。

筆者含め、当時の連載執筆陣の連載記事が今でもアーカイブとして、インターネットで閲覧できるが、記事の一つ一つが特徴的で、すごく短く、とぎれとぎれで改行されている。これは、当時のガラケーでもきれいに見えるための工夫で、邱氏によれば、パソコンで見ても、この方が読者は頭に入りやすい、という持論によるものである。

ガラケーがほぼ消滅しかけている現在、このように短く改行して構成されているウェブサイトは今や皆無だが、先駆的な試みだったことは今でも評価できるし、結局、文字数にしても、短く改行する、一行の長さに対するこだわりにしても、本当にユーザー視線に立ってしっかりと研究しなければ導きえない結論であって、取り組みである。

今どきのウェブニュースが4~5ページに分けて、そんなすごいテーマでもないのに、長大な論文状になっているのを見ると、もう読む気をなくし、敬遠したくなる、という、そんな状況に対するアンチテーゼとしては、今でも十分通じる論法である。

以上のように、2004年から2006年にかけての、「ハイハイQさんQさんデス」での連載は、筆者個人に多くの啓蒙があったのと同時に、テーマが中国株だったのは、当時のサーチナの注力事業

だった中国株事業（社内ではファイナンス事業と呼称）とのシナジーも考慮されたもので、筆者の連載の効果はともかく、端木が注力した、サーチナの中国株ソリューションが各証券会社などにも浸透して、大きなビジネスになっていった時期とも符合する。ただ、これは本稿とはまた別のテーマなので、2004年にあったもう一つの重要な転機についての話を進める。

8. ヤフーニュースへの配信開始

2004年4月、サーチナ「中国情報局」のニュースが、ヤフージャパンのヤフーニュース⁽¹¹⁾への配信を開始した。この頃になると確か、「中国情報局」のニュースは、「中国情勢24」という名称ではなく、サイト名の認知度向上のためにも、「中国情報局ニュース」となっていたと思う。

2000年前後、群雄割拠だった感のある日本のポータルサイト争いにおいても、やはり順当に急成長したヤフージャパン。その中でも、現在に至るまで、一貫してキラコンテンツであり続けているのが、このヤフーニュースである。日本のネットメディアを語る上では、ヤフーニュースを忘れるわけにはいかず、事実、サーチナの日本語による中国報道も、このヤフーとの提携によって、その後、抜本的に転換することになる。

しかし、まさにその当時、筆者自身、正直これがどういうことなのか、全くぴんと来ていなかった記憶がある。ヤフーに記事が転載されて、具体的にどの程度の効果が発生するのか不明であり、素直に「すごいことだ」とは分かっていたが、当時大変だったのは、サーチナで記事を更新した後、自動でヤフーにも転載されるような仕組み、システムやプログラム方面であり、これには、サーチナが記事更新後、もし記事中に修正が必要になったら、ヤフー側のものも修正されるのか、というのも含めて、システムとプログラムの戦い、というのが初期の構造だった。

それは、いわゆる「ヤフトップ」も含めて、後述するような現象が発生しても、結局、基盤はシステムとプログラム、さらにはサーバ負荷の問題に帰結するものだった、と言っても過言ではない。その意味では、当時もシステム・プログラムを担当していた端木におんぶにだっただけだと今さらながら思い知らされるのである。

ともかく、覚えている限り、時系列で追っていこう。とは言っても、ヤフーニュースへの配信が始まったものの、記事制作側の筆者は前述のごとく、正直ピンとこないところから始まった。

ただ、その中でも、ヤフーニュースに配信した記事がヤフーニュースにおいてアクセスが伸びれば、記事の下についている「関連記事」のリンクから、「中国情報局」にアクセスが飛んできて、「中国情報局」のPV（ページ・ビュー）が飛躍的に跳ね上がる、という現象が確認でき、その対策を少しずつ進めてはいた。

9. グーグル・アドセンスの一般化

また、この頃から、サイトのPVと連動して広告収入がサイト運営者に得られる仕組みである、

グーグル・アドセンス⁽¹³⁾が一般化してきた。「中国情報局」でも初期からグーグル・アドセンスを導入しており、PV次第では、グーグル・アドセンスによる収益が軽視できない規模になり始めていた。

初期の日本のインターネットメディアも、基本は広告ビジネスだった。しかし、それは人的な広告営業の結果、広告スペースにバナー広告、あるいはテキスト広告を配信する、というものだった。そこではPVはもちろん、実際に広告がどの程度クリックされたのかを示すクリック数とクリック率が重要で、インターネットなので、その数値について、サイト運営者は簡単に割り出せる。

しかし、当時は特に、広告出稿主のウェブ対応が未熟だったこともあり、また、クリック数とクリック率で広告を値付けしてしまうと、当時の「中国情報局」の集客力では、低い広告単価になってしまう、などの問題があり、うまくいかなかった。それらを一気に解決したのが、グーグル・アドセンスである。

グーグルは⁽¹⁴⁾今もそうだが、当時も検索サービスで、検索されるワードを「売り出し」て、広告主を募っていた。いわゆるグーグル・アドワーズ⁽¹⁵⁾である。広告主は大きさに言えば数十円から広告が打てる、という気軽さが受け、また、ユーザーが検索したワードと関連した広告が露出されるため、広告効果も高かったようで、急速に普及した。

そのグーグルの膨大な顧客やそれらの広告バナー、テキストを、グーグル以外のサイトでも掲示して、グーグルと、そのサイト運営者がそれぞれ広告費を得られるような仕組み、これがグーグル・アドセンスである。

サイト運営者は、基本的には自身が広告を出してもよいというスペースを空けておいて、そこにグーグルから指定されたタグを埋め込むだけ（現在はそれすらも不要で、指定したタグをサイトheader部に組み込んでおくだけで、グーグルが自動で広告スペースを見つける、あるいは確保することで、配信する機能もある）。これだけで、そのサイトを見に来たユーザーが広告を見、さらにクリックをすれば、それぞれにチャリンチャリンと、グーグルとサイト運営者にお金が入る仕組みだ。

グーグル・アドセンスの初期は、そのサイトの内容を独自に読み込み、その内容に合わせた広告を配信する仕組みだったが、いつ頃からか、そのサイトを見に来た個々のユーザーの今までの検索履歴などを参照して、その個々のユーザーがそのサイトに来た時、そのユーザーが興味を引くだろう広告だけを掲出する、つまり自動的にターゲティングされるような仕組みになった。

つまり、その端末で今まで操作した結果によってそれぞれ広告が表示されるから、同じページを別々の端末で見ると、別々の広告が掲載される、ユーザーごとに掲載される広告が違う、という状

態だ。そのために広告効果はさらに上がり、グーグルもサイト運営者もより潤う、という仕組みになった。

サイト運営者はつまり、広告のことは掲示するスペースを除き、ほとんど考慮する必要はなく、あくまでもPVだけを無心に重ねていけば良い、ということになる。実際、「中国情報局」もそのような道に進んだし、現在においてさえなお、日本のネットメディアのほぼすべての究極目標にもなっている。

10. 「ヤフトップ」への追求

以上のように、ヤフーニュースへの配信を初めて、「中国情報局」の知名度はもちろん、PVも伸び始め、したがって、グーグル・アドセンスの収益も大きくなってきてはいたが、正直、いくつかの壁にぶち当たり始めた。

一つ目は、あくまでも中国情報であること。日本全体の情報ニーズの中で占める一般的な中国情報のニーズの割合は、当然のことながら極めて小さい。

今でこそ、日本を抜き、世界二位の超大国寸前と呼ばれる中国。経済面だけでも、少し傾けば、日本の産業界が大騒ぎするような状況になっているのだが、わずか10年少し前の当時、「爆買い」のような言葉もなく、中国は爆発的な成長直前、という段階。まだまだ日本では中国が一般的に注目される存在ではなかった。そして、それは中国が外国である以上、現在も日本のネット情報ニーズに占めるシェア、という意味で言えば、決して大きいものではない。

そのため、ヤフーニュースに転載した記事の関連記事リンクからの戻りをあてにしたPVの拡大、ということになると、ヤフーニュースへの配信本数を増やしたとしても、限界がすぐに見えた。その例外が、「ヤフトップ」である。この頃から、サーチナ社内では「ヤフトップ」という言葉がよく使われるようになった。

つまり、ヤフーニュースの中から、ヤフー編集部が選別してヤフトピックス⁽¹⁶⁾に取り上げられ、さらにその中の一部が、ヤフトップにリンクが張られる、というもの。

だいぶ以前のヤフーのトップページでは、このヤフトピックスのリンクは右側に配置されていたが、やはり相当前のリニューアルに際して、中央に配置されるようになり、それは現在に至っても変わらない。それがヤフーにとって、いかにキラーコンテンツかを示す事例である。

サーチナを離れてからしばらくして、2015年前後のことだったと思う。何気なくテレビでバラエティ番組を見ていたら、「ヤフトップが…」という言葉が聞こえてきた。その際の紹介では、「数年前から、一部芸能人が、自身のブログからの収益を拡大するため、あえて過激なことをして、ヤフーのトップページからリンクを張ってもらうことを狙う、いわゆる『ヤフトップを獲る』こ

とが流行っている」、とあった。

これと全く同じことを、さらにその数年前の2005年前後から、サーチナ社内では検討していたことになる。そして、これは当時において、サーチナのみならず、他の大手・新興問わないすべてのインターネットメディアが確実に考えていたことでもある。

実際、「ヤフートップ」に掲載されれば、自社サーバがヤフージャパンからの圧倒的なトラフィックにより、すぐにパンクするほど、絶大な効果があった。この頃、サーチナでは、端末によりPVやUU（ユニークユーザー）、サーバへの負荷がリアルタイムで可視化できるシステムが開発された。あまりにも急激なサーバ負荷がかかると、アラートで大きな音が出て、画面は真っ赤になり、緊急のサーバ負荷軽減対策が必要だということを知らせるものだった。

このシステムが「どんどんどん」と大きな音を出し始め、画面が薄い赤から真っ赤になると、サーチナ社内では、メディア事業部は大喜びとなり、士気が鼓舞され、しかし一方で、システム部が大変な思いをする、ということが日常的になった。

11. 2008年の北京五輪前後

しかし、いかんせんサーチナの中国関連記事が「ヤフートップ」に掲載される頻度は極めて少ない。中国でよほど大きなことが起きない限り、あるいは極めて面白い切り口のものでない限り、「ヤフートップ」は難しい。一度「ヤフートップ」に掲載されれば効果は絶大だが、その頻度自体が少ないので、効果は長続きしない。

例外としては、2008年、北京五輪直前に発生した四川大地震があった。未曾有の犠牲者、被災者が出たこの災害において、サーチナでも義援金を募ったり、特設ページを開設したり、中国現地から配信されるニュースを細かく報じたりした。地震大国日本でも四川大地震への関心が高く、災害を契機に、というのは大変心苦しいが、ヤフーニュース経由も含め、サーチナのPVが大きく伸びたのは事実だ。

それでも長期的に見れば、それもやはり一過性のものであった。しかし、サーチナの、特にメディア事業部には、ある種の楽観論もあった。それは、2008年に北京で夏季オリンピック・パラリンピックが開催されることが決まっていたためである。

この北京五輪は、今から思い返しても、世界が中国を認める一つのきっかけであったことは間違いなく、日本での中国の注目度合いは、2010年にGDPで中国が日本を追い抜き、世界第二位⁽¹⁷⁾になって以降特に顕著になったが、それでもその2年前の北京五輪は確実に一つの契機になった、中国における世紀のビッグイベントだった。

ちょうど時期を同じくして、サーチナでは、サイト開設10周年を記念して、「中国情報局」のサ

イト名を社名と同一の「サーチナ」とした。また、中国共産党直属の中国外文出版發行事業局が管理・運営するニュースサイト中国網（CHINA.ORG.CN）と提携して、北京五輪日本語公認サイトも開設した。

日本中の注目が集まるオリンピックが、中国で行われる。これは当然、間違いなくサーチナにとって大きなチャンスだった。しかし冷静に考えれば、オリンピックの時にサーチナのPVを急激に高めることができたところで、それは1ヶ月程度のこと。その後はどうする？ という視点が大事になってくるはずだったが、オリンピックが間近になればなるほど、北京五輪関連対応で忙殺され、北京五輪が開幕すれば、それはそれで忙しく、そして、北京五輪が終われば、当然、サーチナのPVは五輪のピーク時と比べれば、下がっていくことになった。

12. サーチナブログシリーズの始動

北京五輪が終わって数ヶ月後の2008年秋、打開策を考えながら、ぼーとヤフーニュースを眺めていた時、筆者に一つのアイデアが浮かんだ。それは、それまでにも行っていた、当時の中国ブロガーが執筆したブログの内容を簡潔に紹介する「今日のブログ」というコーナーの記事について、この内容を「中国ブロガーが書いているブログの中で、日本を話題にしているものだけに絞って紹介してはどうか」というもの。

日本人が興味あるものは、当然自国である日本のことであり、究極的には中国のことではない。中国で起きたことを丁寧に追いかけても、日本のユーザーに刺さるとは限らない。また、日本人は他の国の人々と比べても他国の人々の評価を気にする傾向にある。後付けだが、いずれもテレビ東京系列で、2013年1月9日からの『YOUは何しに日本へ?』⁽¹⁸⁾、2016年4月14日からの『世界!ニッポン行きたい人応援団』⁽¹⁹⁾がそれぞれ人気番組として継続しているのも、同じ理由だと思われる。

当時、「今日のブログ」は完全外注だった。テーマの変更を外部ライターに伝えるだけで、実施できる。追加の費用も不要だ。単純な思い付きだったが、外部ライターへのメール一本なので、実際にその日にメールを送信して、実施に移した。

1日1本程度のペースで配信していた「今日のブログ」の記事だが、日本テーマにした後の数本後から、目に見えるPVの効果が表れ始めた。その後、タイトルを「中国のブログ」「中国ブログ」に改め、効果があるため予算を増やして1日当たりの配信本数を増やしたり、同じ手法を、韓国、台湾、香港と広げたりした。

サイト名を中国情報局からサーチナに改称していたことも大きい。端木もこの改称の際、「これを契機に、中国にとらわれすぎることなく」という趣旨のことを話していた記憶がある。中国以外の、韓国などについては、蓄積がない分、効果として即効性はなかったが、徐々に認知は広がり、実際PVにつながった。

このブログシリーズも、最初は通常の記事と同様、ヤフーニュースに配信していた。その後間もなく、ヤフーニュース上でも話題になったようで、サーチナが配信していたヤフーニュースカテゴリ「海外」のアクセスランキングトップ10がすべて、サーチナのこのブログシリーズで埋まるようになった。当然、膨大なPVがサーチナに跳ね返ってきてもいた。

13. ミドルメディアという手法

このブログシリーズをはじめ、他の手段も含め、サーチナではミドルメディア⁽²⁰⁾的手法と呼んだ。ミドルメディアとは、藤代裕之氏⁽²¹⁾が定義した、マスメディアと、インターネットの掲示板やブログ、SNS、口コミといったパーソナルメディア（ソーシャルメディアを含む）の中間にあるメディアのこと。筆者も藤代氏がNTTレゾナント在職時に、一度お会いし、お話を伺ったことがある。

ウェブメディアとしての立ち位置、ということだと思うが、まさにサーチナは、中国をはじめとした各国ブログを日本に紹介するという、その「ミドル」に位置していた。サーチナではさらに、今までの通常記事にも、そのエッセンス、つまり、ユーザーは日本人であること、日本人により身近な話題、あるいは身近に感じられる話題を中国原文記事の選定に際して重要なポイントとして考えるように、浸透させていった。

14. ブログシリーズのその後と限界

しかし、ブログシリーズはあまりにも話題になりすぎた。しばらくして、ヤフーから呼び出しがかかった。他社からクレームが来た、という。表向き、ヤフーからはブログシリーズはニュース記事ではないので、配信を停めてほしい、ということになり、結局はその通り、ブログシリーズの記事のヤフーへの配信を停止することになった。この時はまだ、通常の中国に関する記事は配信を継続していた。

ただ、この頃になると、サーチナのブログシリーズはヤフーニュース経由のみならず、一般に非常に浸透していたため、ヤフーニュースに配信しなくなっても、サーチナニュースのPVは、北京五輪時のピーク時をはるかに超え、非常に高い水準で推移するようになってきてはいたので、ブログシリーズのヤフーニュース配信停止がすぐに極めて重大な結果をもたらしたわけではない。

だが、確かにこの頃になると、別の悩みが生じ始めていた。当初の「中国ブログ」では、中国人が日本人にとっても意外な、日本の、こんな側面を評価している、という切り口が多く、日本人ユーザーのコメントなども読んでみると、「へー、そうなのか、そうだったのか」など、「日本を嫌っているはずの（と思い込んでいる）中国人が、日本を評価している部分もある」という中で、多くの共感を得ていた。これは、親日多数派の台湾はともかく、各国のブログを紹介する記事のものも共通のものだった。

しかし、各国現地の日本に関するブログはそうした切り口の内容のものばかりとは限らない。日本を批判しているもの、日本のことを勘違いして書いてしまっているもの、なども当然ある。プロ

グシリーズは、単純な現地ブログの翻訳にとどまらず、「このような理由で勘違いしてしまっているとされる」などの注釈も入れる工夫もするように発展してきたが、一面で、全く意図していないにもかかわらず、日本の読者を嫌中、嫌韓に誘導するようなものも多くなってきてしまった。

これは全く筆者の本意ではなかった。サーチナはそもそも「日中の相互理解」から始まったもので、筆者自身も留学経験を活かし、中国のよい面・悪い面を正確に日本に伝えたい、中国にはリスクもあるが、可能性もある、という思いでビジネスを行ってきた。それなのに、いつのまにか今風に言えば「炎上」商法になってしまった、ということである。

筆者は2010年前後から、サーチナの上海子会社が進めていた中国におけるマーケティングリサーチ事業に注力するようになり、メディア事業からは遠のき始めた。2011年6月には端本が引退してサーチナを去り、筆者も上海に駐在、あるいは出張ベースで通うようになると、メディア事業からは完全に離れた。そして、2013年には筆者もサーチナの全役職を辞任、独立した。⁽²²⁾

2014年9月、親会社になっていたモーニングスター株式会社によりサーチナは吸収合併され、法人としては消滅したが、ウェブサイトとしてのサーチナはモーニングスターにより引き続き運営された。しかし、2015年9月にはヤフーニュースへの配信を停止したようだ。⁽²³⁾サーチナは現在もウェブサイトとしてニュースを配信している。⁽²⁴⁾ただし、筆者はすでにサーチナを離れており、この間のことは言及を避けさせていただく。

15. 日本語による中国に関するネット報道の諸問題

つまり、今まで詳述してきたビジネスモデルを簡潔に示せば、下記のようなになる。

ヤフーニュース（ヤフートピック）に記事を配信

↓

配信記事下部の「関連記事」にある自社サイトへのリンクからのトラフィック

↓

自社サイトのPV増

↓

グーグル・アドセンスによる収益増

「グーグル・アドセンスによる収益増」の部分に関してはその後、ヤフージャパンも同様の手法を行って事業化しており、また多くの類似業者が出現することで、グーグル・アドセンスだけに頼らない、多様化された収益構造にもなり、このビジネスモデルをより強固なものにした。ともかく、このビジネスモデルは、多かれ少なかれ、「炎上」商法に帰結する可能性が高い。

いくら有用とは言っても、例えば中国経済の問題点を深く掘り下げて今後の展望を見据えるような記事では、日本人ユーザーの一部しか興味を示さない。一部のユーザーの興味だけでは、グーグ

ル・アドセンスの収益増は実現できず、逆にそれは無料配信する類のものではなく、企業向け有料サービスとして売っていく、などを検討しなければならない。

そのため、中国や海外をテーマにした記事で、グーグル・アドセンスの収益増を図ろうと思えば、日本人インターネットユーザーが期待する、あるいは反発・激高するような切り口を追い求めるしかなくなり、それは中国の知的財産権を無視したような行為、あるいは中国で起こる突拍子もない出来事を面白おかしく表現する「とんでも中国」テーマ、反日関連など、往々にして中韓を攻撃する、したがって日本の嫌中嫌韓をあおってしまうような内容になってしまいがちになる、ということでもある。

しかしこれは、中国や海外をテーマとしたものには限らない、昨今の日本におけるインターネットメディアの特徴にも多かれ少なかれ合致するものである。

16. ヤフーニュースの量的評価と限界

まず、誰もが認める日本のインターネット巨頭、ヤフージャパン。そしてそのキラーコンテンツであるヤフーニュース。文化人類学者の木村忠正氏によれば、ヤフーニュースは25~70歳の日本人の7割以上、16~24歳の若者層でも6割に閲覧されている。ニュースそのものの閲覧数もさることながら、そこに集まるコメントも膨大な量になり、そのコメントも閲覧されるコンテンツになる。ヤフーニュースコメント、今はヤフコメと略されて、言葉としても定着している。

ヤフーニュースは、毎日300社程度の媒体から配信される4000本以上の記事に対して、10万件単位のコメントが投稿され、1000万単位のUUによるPVは億単位に達する。1日分のコメントと関連データだけで100MB、閲覧データは1GBを超えるという⁽²⁶⁾。つまり、すでに日本のインターネットにおける基盤インフラ化していると言える。なお、ヤフーニュースに配信される記事にユーザーがコメントできるかどうかは、配信社による意向が強いらしく、朝日新聞社など一部媒体が配信した記事では、コメントできないようになっている⁽²⁷⁾。

この膨大なUU数、コンテンツ量は、いずれビッグデータとして活用され、AIなどを駆使した、新たなビジネスモデルを生むことになっていく、と思われるが、現状は、ヤフーも、そこに配信しているメディア各社も、今までで述べてきたような、PVビジネスモデルを一貫して踏襲しており、原則的には大きな変化の兆しを見せず、今後も一定期間、続いていくことが予想される。

それが悪い、というわけではないが、問題点や限界もある。インターネット普及期ならともかく、ここまで定着が進むと、UUが大幅に増える、ということはある得ず、むしろ人口減から考えれば、UUも減少傾向に突入、つまり、PVも減少、少なくとも高止まりしていくことになるのは間違いない。

パソコンのみならず、ガラケーからスマートフォン（スマホ）への移行や、パソコンとの併用、

つまりデバイスの多様化によるPV増はあるだろう。また、ヤフーはそれこそあの手この手で、UU当たりPVを引き上げることで、PV成長を持続させており、その手法には感服させられるが、⁽²⁸⁾ただ、長い目で見ると、それも限界が見えてくるだろう。

17. ヤフーニュース依存の問題点と課題提起

そして問題点だが、このビジネスモデルを踏襲している以上、多かれ少なかれ、「炎上」によるPV効果が、インターネットメディアとしては敬遠対象ではなく、むしろもてはやされる現象ということになる。つまり、サーチナが行ってきた、PVを大幅に引き上げる各種手法と同種の問題を、いつも抱えることになる可能性がある、ということである。

インターネット以前にも、オールドメディアは発行部数や視聴率など、「数字」を追い求めてきた。それが経営指標になり、実際にメディア各社の売上や利益にもつながるものだった。

インターネット時代になり、それが浸透した現在、グーグル・アドセンスを代表する各種ツールが幅広く利用されることで、PVという「数字」がより重要視されるようになった。PVはオールドメディアが指標として取り上げてきたそれまでの「数字」と比べても、よりダイレクトに売上・利益に結び付く「数字」であり、1PV何円の売り上げ、というのは容易に算出できるもので、経営側からはまさに神格化されるほどの対象となった。

こうしたインターネットメディアの流れの中で、真のジャーナリズムというものを確立するのは、極めて厳しい状況だともいえる。

現在、記者会見のあり方、取材方法の仕方、さらにはいわゆる「切り取り」報道等、ジャーナリズムそのものの本質が問われる状況が頻発するのは、利益直結のPV至上主義と完全には無関係ではないのだろう。特に、文脈の中で話題となるだろうごく一部のセンテンス、あるいはワードだけを抜き出し、その文脈の全容は意図的にと思える形で隠すような、「切り取り」報道はまさに、その良し悪しは別として、多かれ少なかれ「炎上」を狙ったメディア側の施策であることは論を待たない。

今後、人類社会が大きく変貌していく可能性もある中で、情報が不要になる社会、というのはどうしても考えづらく、ジャーナリズムも含め、情報の制作と発信は今後も永遠のテーマとしてあり続けることが想定される。

インターネットの普及がほぼ浸透した日本において、情報の制作と発信を担うメディア、つまりインターネットメディアもその時々々の社会環境に合わせ、柔軟に対応していかなければならないのはもちろん、当然、利益直結のPV至上主義のビジネスモデルでは限界があり、全く新たな考え方をもち、将来を見据えていかなければならなくなるだろう。(了)

注

- (1) ウェブサイト「中国近代史研究」<https://www.geocities.co.jp/CollegeLife/7906/>。2019年3月末にYahoo! ジオシティーズのサービスが終了したのに伴い、閲覧不可となった。
- (2) Google の設立は1997年だが、2000年代初頭のこの頃、一般への知名度はほぼなかったと思われる。
Wikipedia「グーグル」<https://ja.wikipedia.org/wiki/Google>
- (3) 中国新聞社 <http://www.chinanews.com/> 社名は「新聞社」だが実態は通信社
- (4) Wikipedia「端木正和」<https://ja.wikipedia.org/wiki/端木正和>
- (5) Wikipedia「サーチナ」<https://ja.wikipedia.org/wiki/サーチナ> (ポータルサイト)
- (6) Google Books「中国IT白書」https://books.google.co.jp/books/about/中国IT白書.html?id=3FwpNwAACAAJ&source=kp_book_description&redir_esc=y
- (7) Google Books「中国企業情報」https://books.google.co.jp/books?id=QPsmNwAACAAJ&hl=ja&source=gbs_similarbooks
- (8) ハイハイQさんQさんデス <http://www.9393.co.jp/>
- (9) 中国株ナマの情報を届けます <http://www.9393.co.jp/arita/index.html>
- (10) Wikipedia「邱永漢」<https://ja.wikipedia.org/wiki/邱永漢>
- (11) ヤフージャパン <https://www.yahoo.co.jp/>
- (12) ヤフーニュース <https://news.yahoo.co.jp/>
- (13) グーグル・アドセンス <https://www.google.co.jp/adsense/>
- (14) Google <https://www.google.com/?hl=ja>
- (15) 現在は Google 広告 <https://adwords.google.co.jp/>
- (16) 現在は、ヤフーニュースに統合されている
- (17) ロイター「中国GDPが日本上回り世界2位へ、過度の依存は日本経済リスクに」<https://jp.reuters.com/article/idJPJAPAN-19120120110120>
- (18) テレビ東京『YOUは何しに日本へ?』<https://www.tv-tokyo.co.jp/youhananishini/>
- (19) テレビ東京『世界!ニッポン行きたい人応援団』<https://www.tv-tokyo.co.jp/nipponikitaihito/>
- (20) Wikipedia「ミドルメディア」<https://ja.wikipedia.org/wiki/ミドルメディア>
- (21) Wikipedia「藤代祐之」<https://ja.wikipedia.org/wiki/藤代裕之>
- (22) Wikipedia「有田直矢」<https://ja.wikipedia.org/wiki/有田直矢>
- (23) Wikipedia「サーチナ」<https://ja.wikipedia.org/wiki/サーチナ> (ポータルサイト)
- (24) サーチナ <http://www.searchchina.net/>
- (25) 木村忠正 2018『ハイブリッド・エスノグラフィー N.C (ネットワークコミュニケーション) の質的方法と実践』新曜社
- (26) ザイオンライン「ヤフコメの調査から見えてきた「嫌韓嫌中」など過度な投稿者たちの正体 [橋玲の日々刻々]」<https://diamond.jp/articles/-/197741>
- (27) 筆者による観察
- (28) ヤフーニュース newsHACK「Yahoo! ニュース パートナーカンファレンス 2018 を開催しました」https://news.yahoo.co.jp/newshack/information/partners_conference_2018.html

甲申政変における言論報道と統制

有山 輝雄*

1884（明治17）年12月4日漢城（現在のソウル）で勃発した金玉均らのクーデターである甲申政変に対して日本の新聞雑誌のほとんどが日本公使館の焼討、日本人居留民への殺傷などに焦点をあて、憤慨激昂した言論報道を展開したことは既に知られている。なかには『時事新報』のように清国への開戦を煽動的に主張する新聞もあった。以後、近隣諸国から日本人が被害を蒙ったとする事件に対してメディアが激昂した好戦的キャンペーンを展開するという構図は繰り返して起きるから、甲申政変はその典型的事例といえる。

そして特にこの事件が民衆意識に大きな影響を与えたとする研究もある。牧原憲夫は、「こうした興奮のなかで、「わが日本」という意識、さらには中国・朝鮮に対する敵視・蔑視の回路が開かれていくのは確実だろう」、「被害者意識に触発された一体感が生まれたのだ」、「民衆の「わが国」意識の形成にとって甲申事件がひとつの画期をなしたように思われる」と甲申政変を「わが国」⁽¹⁾「われわれ日本人」という集合的な自意識形成の契機と見ている。

これは当時の民衆意識、自由民権運動についての鋭い洞察だが、牧原が主として依拠しているのは『自由燈』などの旧自由党系の新聞の記事である。だが、新聞雑誌記事は民衆意識を直接反映しているわけではない。それはあくまで新聞社・記者の製造物であって、それを民衆意識に短絡させることはできないのである。それらと民衆意識との間には複雑な媒介過程が存在し、それを研究するのがメディア・コミュニケーションの研究であるはずだ。

しかし媒介過程と一言でいっても、それをめぐる諸条件は複雑で、それを歴史研究において明らかにするのは容易なことではない。それを打開するには個別の事例において、その媒介項をひとつずつ明らかにし、そこでの関係を解きほぐしていくことが必要であるはず。本稿ではその第一歩として甲申政変における新聞記事の形成過程を分析することにする。

甲申政変に関する言論報道の基本的条件は、漢城に日本の新聞記者はおらず、直接取材はできなかった、また日本列島と漢城・仁川の間には電信線は通じておらず、現地からの情報は船便によるしかなかったことである。情報源、情報通路はきわめて限られていて、政府は容易に情報統制を行うことができる状況であった。しかし政府の統制が言論報道をすべて規定したわけではない。寧ろ新聞の能動的な意思が大きく働いている。激昂した言論報道は清国、朝鮮への敵対・蔑視に読者を導こうとする新聞の意思の産物でもあった。

甲申政変での日本人の被虐の強調、清国・朝鮮への敵視・蔑視は政府の統制と新聞雑誌の意思両方の合作として分析する必要があるのである。しかし政府、新聞それぞれその内部に様々な要素を抱えており、合作といっても決して一様ではなく、個々の局面では協調と対立が絡み合っている。そうした観点から言論報道を具体的に明らかにしていきたい。

*ありやま てるお

一、

甲申政変における速報とその統制の最初の段階については、既に拙著『情報覇権と帝国日本』第3巻で若干触れたことがある。⁽²⁾そこで述べたように1884（明治17）年12月4日に起きた甲申政変について日本外務省が最初に知ったのは、12月11日に駐日清国公使から漢城で日本兵と清国兵との騒擾が起きたとの報知によってである。それまで外務省は事件発生をまったく知らなかった。

竹添進一郎弁理公使から報告が届いたのは12月13日になってからである。⁽³⁾竹添の報告は12月7日に済物浦から出され、それが千歳丸という便船に托され、千歳丸は13日に長崎に入港した。同日に長崎から電報で打たれ、ようやく東京の外務省に到着したのである。12月4日の事件は9日もかかって届いた。

長崎からの電報が各新聞に報道されたのは12月14日である。ただ14日は日曜日で多くの新聞は休刊日にあたっていたからほとんどの新聞社は急ぎ号外を発行した。各紙の記事はほぼ同文で、休刊していなかった『朝野新聞』12月14日付「内外電報」の例をあげれば、「朝鮮国の騒乱」と題し、「昨日午後或る最も信すべき方へ達したる電報ハ左の如し」と以下の報道をしている。「今朝朝鮮国仁川港より千歳丸長崎へ着港せり該船の報告に拠れば本月初三四日頃何者とも知れず朝鮮国の高官閔泳翊其の外二三の大臣を暗殺せり其後京城駐在の支那兵と日本兵との間に紛争を生ぜし趣きにて竹添公使ハ清国官吏并朝鮮政府と談判中の趣なり尤此暴動の爲めに彼我共多少の死傷ありし由なれども未だ詳かならず国王ハ恙なき由」。事件の日にはちや首謀者も特定されない、不可解な記事である。

このニュース源は千歳丸に乗船していた清国人とされ、『朝野新聞』の説明では13日午前清国人から漢文で一報を得たので「取敢ず原稿を携へ其筋へ伺出でしに当官衙へは未だ然る報あらずとの事に暫く記載を見合せたれども全く無根の事にあらざるべし頻りに有無の待ち居たる折から同夜或る信すべき方より（中略）確報を得」たので14日に報道したとしている。⁽⁴⁾情報入手後に外務省に問い合わせたとあるので、その段階で日本に不都合な事実が剪定されてしまった可能性がある。他新聞の号外も同様に外務省の事前検閲を経たものと推定される。

この記事では読者はいつ誰が何を起こし、政変に日本政府や現地外交官などがいかなる関与をしていたのか否かは分からない。実は新聞社も事前知識が乏しくよく分かっていなかった。事件の第一報でこれが金玉均らの起こしたクーデターであって、それが失敗したことを理解したのは『時事新報』だけであろう。

13日に着いた千歳丸にはクーデターに関与していた福沢諭吉の門弟井上角五郎が乗船しており、井上は上陸後直ちに福沢に事件を知らせる電報を打ったが、電信局の通知により外務省が差し押さえた。⁽⁵⁾外務省が差し押さえた井上角五郎電報の電文は次の通りである。

四日閔泳翊暗殺セラレ日本党政権ヲ取ル支那党皆殺サレ日本党四大闕ヲ警護ス六日支那兵大闕ヲ攻メ国王支那兵ニ取ラレ公使公使館ニ帰ル都大乱死人三十七日公使仁川ニ帰ル公使館博文局皆焼

井上角五郎電報は自らの関与については何も触れない。電報を差し押さえられた井上はやむなく、「十二月十三日午前十一時三十分長崎発（輻輳延着）京城ニ乱起ル今泉秀太郎ト同船無事ニ此地迄帰り着イタ」と自分の安着だけを伝える電報を伝える電報を打ち直し、これは12月15日『時事新報』に「井上角五郎氏より一昨夜左の電報在東京友人の許に到着したり」として掲載されている。

クーデターの経緯について詳細な情報である竹添公使の報告は外務省が握り、また井上等民間人の報告も外務省が抑えてしまった。事件の情報は日本政府の管理下におかれたのである。これは突発的事件に対する緊急措置のようにみえる。しかし事件直後だけでなく、その後も事件に関する言論報道は外務省によって検閲が実施されることになった。外務省の事前検閲権限に関する法的根拠は新聞紙条例第34条に「外務卿は外交上の事件に付特に命令を下して記載を禁止することを得」という条文にある。これは1883年新聞紙条例によって初めて明文化され、これが甲申政変において強力な統制力を発揮したのである。

ただしこの条文には「特に命令を下して」とあるから外務省が命令を発して初めて検閲実施となると解することができる。実際、後の時期に実施された外務省検閲では外務省令が公布され検閲が実施されたのである。だがこの時に外務省令の公布はないまま検閲が実施された⁽⁶⁾。恐らく検閲実施手順について十分検討がないままな崩し的に実施となったのであろう。

検閲実施を通告する外務省文書は見いだせないが、12月16日『朝野新聞』に朝鮮問題記事が「其筋」による検閲を受けるため新聞刊行遅延を謝罪する社告、同日の『東京日日新聞』にも警視庁から呼び出しがあり外務省検閲が通告されたとの記事があるから12月15日には事前検閲が始まったことは間違いない。同日の『東京横浜毎日新聞』朝鮮関係記事、『自由燈』社説・記事には多数の伏字があり事前検閲の跡が歴然である。『自由燈』17日付は社説「謹んで読者に告ぐ」を掲げ、一昨夜中警視庁から本社持主が召喚され今後一切の記事は外務省検閲を経なければならなくなったので、今後「塗抹の儘刷出することもあるべし」と予告している。さらに大阪の『日本立憲政党新聞』20日付社説にも大きな伏字があり検閲が東京だけではなく大阪でも行われたことを示している。

ただ外務省は検閲実務の実働組織をもっているわけではないから内務省に依存するところは大きい⁽⁷⁾。また検閲には一定の基準が必要で、外務省は急遽検閲基準を定めたと推定される。当然これは秘密であった。ところが『日本立憲政党新聞』12月21日付が「新聞検閲内規」を報道する事件が起きた。外務省、内務省も初め『日本立憲政党新聞』記事に気づかず、12月23日『朝野新聞』がこの記事を転載しようとして漸く気がつき、『朝野新聞』に記事を削除させた⁽⁸⁾。

清浦警保局は12月26日に大阪府知事宛に19日に暗号電信で通報した「新聞検閲内規」は秘密であるが21日発兌『立憲政党新聞』に掲載されたと注意喚起し、外務省浅田公信局長も12月28日に「秘密の内規を公然新聞紙上に発露」された事情を至急調査するよう内務省に要請した⁽⁹⁾。「新聞検閲内規」の公然化は検閲実務に支障が生ずるだけでなく、日本が事件の何を秘密にしたいのかが明らかになり、外交上深刻な不利をもたらすので外務省が重大視したのである。

これに対し12月30日になって大阪府知事から、『日本立憲政党新聞』記事は各新聞社編輯人を召喚し注意論達した際に主任官が自己の控をもとに口述したのを同紙記者が写しとったもので処罰することはできないとの返事があった。検閲主任官が手元の「検閲内規」をそのまま読みあげてしまい、記者がそれを書き写したというのである。31日、清浦奎吾警保局長は浅田公信局長に大阪府知事を処分するのは穏当ではないと弁明している。間が抜けた事情だが、処罰する理由はないのである。

この経緯からすると『日本立憲政党新聞』12月21日記事「是非なき次第の一言」が載せた「新聞検閲内規」は若干の語句に聞き違いはあるかもしれないが、外務省の「新聞検閲内規」そのまま

と見られる。全6箇条で以下の如くである。

- 一軍艦を出だし若くは兵隊を派遣し或は糧食弾薬を積込みたる等の説を掲ぐる事
- 一在朝鮮公使を誹譏讒謗するの文字を用ふる事
- 一日本兵敗北等の説を構造する事
- 一公使と彼の政府との外交談判の事
- 一韓奴又は支那々々（チアンチアン）倒せ等の文字を用ひ直接に締盟国を誹譏する等の事
- 一竹添公使朝鮮の政党に党与したるとの説を構造する事

外務省が報道させたくないのは竹添公使の事件関与とそれへの批判、日本兵の敗北、朝鮮や清への感情的攻撃などである。これに違反する記事は事前に削除され、場合によれば伏字となったのである。この時期の新聞紙面はこのような検閲を経た記事によって構成されていた。逆に言えば載っている記事は政府の許容範囲内にあったということである。

政府は検閲の一方で、政府公認の事実を公表し12月15日『官報』に掲載した。これは「十二月十三日長崎発在漢陽公使館報告」と題された以下の通りの記事である。

本月四日朝鮮国京城に於て変動起り閔泳翊等数名殺害に遭へり我か公使は急劇の際国王の請求に依り王宮に赴きたるに同地駐在の清国将官も亦兵を率ひ王宮に到り我か兵との間に紛争を生し終に彼より砲発に及び互に死傷ありたり日本公使館は兵燹に罹れり公使は本月八日一時済物浦に引移り同処に於て朝鮮政府并に清国官吏と談判中なり

これが政府公認の事実である。金玉均等のクーデターなどは一切触れられていない。閔泳翊等数名がなぜ殺害されたのかなどもまったく不明である。この『官報』記事は各新聞紙に再録され広く広まった。

甲申政変に関する言論報道は外務省の検閲と政府の公認事実の二面で挟まれることになった。これは狭い領域だが、新聞はそのなかで日本への侮辱と被害に激昂していったのである。

前述の如く事件第一報が入った段階で、ほとんどの新聞社は何が起きたのか分からなかった。朝鮮国内の政治情勢、個々の政治家の立場など事前知識が乏しかったのである。

『郵便報知新聞』は15日社説で横浜英字新聞記事紹介のかたちで、「日本に反対する者、革命を起して閔氏を刺せる趣」、16日社説でも「騒擾を主導する者は斥和主義の頑固党にして開化主義の日本党は被導の地位に立つ者と云ふ可し」と、まったく逆に解釈し論じている。⁽¹⁰⁾『朝野新聞』も12月16日「朝鮮事件」欄は、守旧党が蜂起して閔泳翊其他大臣を暗殺したともいわれるが、「開化党が起りて暗殺を行ひたるものなりとの異説あり」と二つの説を併記し、開化党によるクーデター説では、朝鮮国王の要請で竹添公使は兵を率いて王宮に赴いたが、清国兵は「我日本兵を以て暴徒に加勢を為したものと推測」して日本兵を攻撃し衝突が起きたと事件の経過を報道している。

言論報道をリードすることになったのは『時事新報』である。『時事新報』は第一報が入った当日の12月15日社説「朝鮮事変」で、事件を「推察」しているが、これはかなり正確である。日本人・日本兵の関与は「不審」であると書くにとどめ、国王は「飽くまでも自国独立の大義」を考えており、その主な近臣は金玉均、朴泳孝、洪英植、徐光範など、その主義は「朝鮮国の名誉を全う」しようとするにあり、これに党名をつければ独立党と称すべきだが、朝鮮国内では「日本党」と言われることもある。これと対立するのが「事大党」で、これは「支那党と名乗り」、日本と支那とが相対するが如くだが、「日本党」といわれるのはただ偶然の名称で、実際には「事大党

と独立党と二派」があるにすぎない。今回の事件を臆測すれば、「事大独立両党の軋轢にして、独立党が先づ手を出したるには非ずやと疑を容れざるを得ず」。「独立党の者」が「斬奸等の名を以て朝臣の重きを除き、勢に乗して支那兵をも逐ひ払ひ、以て宿昔独立の志を達せんとした」のである。ただ在朝鮮の日本人には何の関係ないはずなのに、「何故に日本兵と支那兵との間に波及したるや」は「不審」にたえない。独立党は政変に失敗し、その際日本公使館等が危害を受けたのだろうかとする。

『時事新報』がこうした「推察」ができたのは、新聞紙発行业などに派遣した井上角五郎等から事前に朝鮮の政情について十分な情報を得ていたからである。そしてクーデター失敗という事態を受けて報道を避けるべき事項は何かも分かっていた。事件はあくまで「事大党と独立党」の争いであり、日本公使や日本人はそれに巻き込まれたのである。「独立党」を「日本党」というのも不適當であり、国王とともに「自国独立の大義」を実現しようとしている党派という規定である。

ただ同紙も事件の詳細まで推察できたわけではなく、なぜ日本公使が漢城を退去したのかと疑問を投げかけている（12月18日社説）。しかし以後この疑問を追求することはなかった。これを追求すれば、日本にとって不都合な事実に至ることを察知し自制したとみられる。

まして予備知識をもたない他の新聞は断片的情報や政府発表への疑問は多かったはずだが、それを表明することへの逡巡があったようだ。ただ『東京横浜毎日新聞』12月17日付社説「朝鮮よりの電報疑ふ可き者多し」は疑問を表明している。数日来朝鮮や長崎からの電報は疑問点が多い。最も疑わしいのは、日本兵が国王の求めに応じて王宮の保護に赴いたということ、閔泳翊の暗殺者が不明ということだ。そもそも漢城に駐屯している日本兵は壬午事変の後に日本公使館と日本居留民の保護のために派遣されたものであって、朝鮮の王宮などを保護するためではない。朝鮮国王から「自国の乱民」を防御するために日本公使館に兵士派遣を依頼することあったとしても、日本公使は直ちにこれを辞謝して公使館や日本人の保護にあたらなければならないはずが、王宮に赴き清国兵と交戦したのはなぜかと疑問を呈した。

これら当然の疑問だが、これを追求すればクーデターと日本公使の関わりという厄介な事実に迫ることになる。『東京横浜毎日新聞』もこれを端緒として事件の事実関係を追求することはなかった。無論情報取材収集力が弱かったし、立ち入って調査すれば検閲に抵触する恐れがある。そしてそれ以上に政府が報道禁止のガードをしている先には日本に不都合な事実の存在を予想させ、国家の利益という大問題に立ちすくんだのであろう。『東京日日新聞』も朝鮮国王の日本兵出動依頼は不可解と考えたが、朝鮮兵では不十分と考え日本兵を呼んだのであろうと推測し、自ら納得している（12月20日社説「朝鮮変乱の事情」）。

いくつかの新聞は疑問をもったのだが深く追求せず、自分なりに手近の回答を見いだしてやり過ぎしていくことになった。しかしそれでも政府などが用意する事件の説明への疑問はその後も生れ、また同時にそれを自分で押し殺そうとする力との葛藤は新聞内部で続いていく。

事件を朝鮮国内の二党派の争いと理解し、それへの日本外交官、日本人の関与を不問にしてしまえば、日本外交官や日本人は悲劇的に事件に巻き込まれ、朝鮮兵清国兵から一方的に危害を加えられた被害者ということになり、その被害に怒りをぶつけることになった。ほとんどの新聞紙は日本の国旗・外交官への侮辱、日本人居留民の被害という局面に言論報道を集中し、そこをクローズアップしていったのである。

特に急進的好戦的であったのは『時事新報』と旧自由党系の『自由燈』などである。彼らはクーデターの真相は棚上げにして公使館焼失・居留民被害をエキセントリックに語り、清国・朝鮮への憤激を煽った。『自由燈』12月16日は早くも「朝鮮の頑固人民及び同地駐在の支那兵は我日本帝国の国旗に向つて無礼千万失敬至極なる挙動を為せり、諸君にして愛国の精神あらしめば必ずや其の無礼失敬を憤り我国旗の辱を雪がんことを希望せらるゝなるべし」、『時事新報』も「我日本国に不敬損害を加へたる者あり」（12月18日社説）と事件の本質を何より「不敬」「侮辱」と唱え、それを見逃すべきでないことを主唱した。

二、

第一報の衝撃によって新聞言論報道は一挙に興奮したが、次の問題は事件処理をめぐる朝鮮、清国との外交交渉である。そこでの立論の基礎となるのは事件の事実認識であることはいうまでもない。12月18日、千歳丸で長崎に着いた外務省木下一等属が外務省に出頭し、井上外務卿、伊藤、山縣両参議、外務省幹部などに事件の経緯を詳しく報告した⁽¹¹⁾。またこの日、井上角五郎が着京し、直ちに井上外務卿、両参議等に事件の顛末を説明した⁽¹²⁾。当然福沢諭吉にも詳細に話したであろう。

その翌19日から各新聞紙に事件の詳報が掲載されだした。『時事新報』は12月19日20日「朝鮮事変」欄に「遭難記事 井上角五郎、今泉秀次郎」を連載した。これは12月4日郵征総局での事件から始め11日の仁川出港まで井上角五郎が体験したことを語っており、事件を生々しく伝えている点でこれまでの報道よりはるかにニュースヴァリューがあった。「遭難記事」は『郵便報知新聞』19日に「井上角五郎氏の直話」として掲載されたのを始め、いくつかの新聞に転載された。井上角五郎は上京途中『神戸又新日報』記者と面談したらしく同紙掲載の談話からの転載記事を載せた新聞紙もある。いずれにせよ井上角五郎直話は事件を体験した最も信憑性の高い情報として広く流布した。

しかし井上の「遭難記事」が4日から始まっているということは、それ以前のクーデター計画などに関して口を閉ざしているのである。事件到着後、井上は政変の回顧談を何度か公にしているが、そこでは計画段階について饒舌なほど語っている。「遭難記事」でそれを触れないのは、「遭難記事」と回顧談のどちらもが意図的に変形された物語であることを示している。

「遭難記事」についていえば、変形は外務省検閲段階でも行われたが⁽¹³⁾、井上馨外務卿や福沢諭吉等の意向を受けて活動していた井上角五郎がこの段階で何を語るべきか、語らざるべきかを十分承知していて自己検閲し取捨・変形を行ったことは推測に難くない。二重の検閲による変形であったのである。

井上角五郎直話以外にも12月19日付『東京日日新聞』は「朝鮮変動の詳報」との見出しで事件の経過を載せている。これは出所不明だが井上角五郎直話と大同小異の話しで外交官の報告をアレンジして外務省が洩らしたのもかもしれない。この日の『東京日日新聞』には「仁川より帰朝せし人の直話」の掲載もあり、「昨日朝鮮仁川港より帰朝せし或る人」から聞き込んだ「直伝」の話しを掲載している。さらに20日には「京城より帰朝せし人の直話」も掲載した。以後他新聞も競って事件の体験者からの聞き取り記事を掲載していった。これらもクーデター失敗後の混乱渦中であつた被害の体験談である。こうした体験談は個々の場面での自己の被害を語っており、それなりの事実であろう。だが一局面に限定した語りは、政変全体と日本の関与という事実は見えなくして

いる。

また井上角五郎などが語る物語のなかにさえ被害者日本対加害者朝鮮・清という構図には合わない事実が露出しており、それに気づいた新聞は疑問をもたざるをえなかった。旧自由党機関紙『自由新聞』は事件第一報を聞いた段階では過激に反応し漢城占領を主張していたのだが、井上角五郎直話を掲載した後の12月21日社説「朝鮮事変」で、井上の直話では国王護衛の日本兵がやすやすと撤退し、次に清兵が国王護衛にあたったということだが、この経過は不可解だし、混乱のなかで日本公使が仁川に逃避した後で清兵が日本居留民を保護して仁川まで送ってきたという挿話もあるが、清兵は日本兵・日本人に粗暴に敵対したという説明と合わないなどと井上直話の説明に疑問を表明した。「起りたる事実は皆な悉く余輩をして咄咄怪事と呼ばしむるの咄咄怪事」と称している。

しかし『自由新聞』もこれ以上は深入りすることはなかった。新聞の大勢は事実の追求より、朝鮮、清への謝罪・賠償要求に向かい、さらに開戦論も登場してきた。政府のなかにも薩派軍部などに開戦論が台頭したし、現地に派遣された井上毅は「朝鮮を以て一局部の戦地」とする意見を送り、開戦するには「事件に於て道理上弱点ありとの懸念」もあり、「固より竹添の入衛の際手振りも有之候」だが、「一、竹添は王命に順ひたる事。一、王命には証憑ある事。一、内乱の事情には初めより干渉せさりし事。右は明白なる事にて有之候」と、この三つで押し切ることを主張していた。⁽¹⁵⁾

新聞のなかで開戦論の先頭にたっていたのは『時事新報』である。『時事新報』は「支那人朝鮮人の乱暴狼藉」を強調し、「其首謀者たり教唆者たり実権者たる支那兵」の24時間以内の撤兵、償金二千万円を要求することを主張した(12月23日「朝鮮事変ノ処分法」)。「全国中等以上の人々は仮令ひ過慮の譏を蒙るも、事の極端を想像し今度大使の談判は破るゝものと仮定して今より軍費支弁の覚悟は決して大早計ならざる可し」(12月26日「軍費支弁の用意大早計ならず」と戦費負担の覚悟を求めた。

さらに「事こゝに至り止むを得ず口舌を以て理非を弁明することを廢し断然兵力に訴へて速かに此局を終るの工夫を為さざるべからず、斯の如きは双方国民の不幸此上なき事なりと雖ども国の恥辱には換へ難く万止むことを得ざるなり」と開戦を唱え、「我兵は海陸大挙して支那に進入し直ちに北京城を陥し皇帝熱河に退き給はゞ熱河に進み」、なんとしても日本の要求を認めさせる。「我輩の一身最早愛むに足らず進んで軍に北京に討死すべし、我輩の財産愛むに足らず、挙げてこれを軍費に供すべし日本全国を挙げて皆既に斯の如し」であると勇ましく戦争を煽りたてた(12月27日社説「戦争となれば必勝の算あり」)。

エキセントリックなまでの主張だが、福沢は息子一太郎宛書簡で「日本公使并に日本兵は、十二月六日支那兵之為に京城を逐出され、仁川へ逃けたる訳なり。日支兵員之多寡はあれ共、日本人が支那人に負けたと申は開闢以来初て之事なり。何れたゞにては不相濟事ならん」と直裁に述べているように蔑視していた清に敗れたという屈辱感、失望感に取り憑かれていた。そして西欧の眼を強く意識し、「此際に当り談判にもあれ、兵力にもあれ、支那に伸びて我れに屈するが如きことあらば或は恐る、満世界の人、支那人を標準として我日本の軽重を秤せん」(12月29日社説「榮辱の決する所此一挙に在り」と何とかこの機会に清国を叩き、西欧列強に日本の優越を認めさせなければと思い込んでいた。

特派された特命全権大使井上馨の漢城での交渉が始まってからも、「御親征の準備」を唱える

『時事新報』を先頭にほとんどの新聞紙は強硬な主張を高唱していた。新聞の議論が現実離れしてきたとみたのか、外務省は検閲の維持とともに統制の一環として新聞社に情報を提供していく方針をとり、「本省議定相成候諸項の報知を許さるゝを目的とし、報知致候ても不苦と認たる諸件は勉めて付与し、疑心を絶たしめ、尚錯誤を避くる為め書面にて付与致候様大使の認可を経て決定致候⁽¹⁷⁾」と、交渉の報道をある程度認めることとした。

これに基づき外務省は東京府下各新聞社に原稿を下付していった。⁽¹⁸⁾下付原稿は井上外務卿の動向、12月の事件の際の日本兵の行動に関する補充情報、ロンドン・タイムスの事件報道の翻訳など多様である。これは「新聞紙上に登録するとき外務省又は其筋より下附されたる原稿なりとの意は記すへからず」と注意がつけられ、外務省出所記事であることは隠された。出所が外務省と分かると記事の信憑性が低下することを恐れたのである。ロンドン・タイムスからの翻訳記事でさえ、「各新聞社にて自ら倫敦「タイムス」より訳出したるものとすべし」と外務省出所の秘匿が指示されていた。

結局、1885年1月9日に全五箇条からなる漢城条約が結ばれた。当初朝鮮政府は竹添公使のクーデターへの関与を議題としようとしたが、清から対日譲歩の勧告があつて妥協し、竹添の行為は不問にするかたちで条約が妥結されたのである。⁽¹⁹⁾しかし清国との問題は先送りであったから次の焦点は清国との交渉に移っていった。

そのなかにあつて独自の立論をしたのが『朝野新聞』である。⁽²⁰⁾その1885年1月6日社説「戦争は手段にして目的にあらず」は、現在の有利な国際情勢のなかで清国政府を「屈服せしめ満足なる報酬を得て此の一件を終結すべき」だという。無闇に強硬論を唱えるのではなく、東アジアの力関係を計測したうえで清国から一定の「報酬」を得たところで終結すべきという現実論である。

そして「世の慷慨悲歌の士は吾輩の議論を以て因循姑息」だと非難し、「社会の耳目を以て自ら任ずるの論者にして決戦を主張して」いるのは冷静な判断を欠いていると厳しく批判した。「今日朝鮮事件の起るや、平和の手段に因りて一国の名誉と利益とを保護する計画あるを思はず、一にも二にも戦争と称する者は下等社会蒙昧人民と其の意見を同うする者に非ずして何ぞや」というのである。「社会の耳目を以て自ら任ずるの論者」即ち西欧の学識と教養を誇っているはずの知識人・新聞記者のポピュリズムを批判したのである。

さらに1月13日社説「感情の為に支配せらるゝ勿れ」では、「公議輿論の率先者たるを以て自から任じながら却て戦争の破裂を希望し激昂の議論を吐露して人心を煽動するは吾輩の決して黙々に付し去る可からざる所なり」と、他新聞の煽動的言論は強く非難した。そして「蓋し国家の名誉を維持し利益を保護するが為め戦争に依頼せざる可からざるの場合あるべしと雖も、之を為すには最も利害の判断力を要す、復讐憤懣の情思に動揺せられ又は武功の名誉眷恋して外交に従事するときは如何なる不幸の結果に生出すべきを知らざるなり、夫の漢城の事件を聞き朝鮮伐つべし支那戦ふべしと揚言する人々は幸に怒りを収め情を抑へて虚心平気に国家の利害を判断せよ」と訴えた。新聞紙というメディアが「公議輿論の率先者」であるどころか、「激昂の議論」で「感情」を煽っていることの慨嘆である。

『朝野新聞』は徒に感情的な被害者意識、他国への蔑視を言い立てて開戦を主張する「慷慨悲歌」を排し、あくまでに冷静に「国家の利害」を判断するところから問題を見ようとしていた。「社会の耳目を以て自ら任ずるの論者」が戦争を煽っているというのは暗に福沢諭吉の『時事新報』を指

しているようにとれる。しかし『朝野新聞』に正面から反論した新聞はなく、開戦・非戦をめぐる「公議輿論」の論議が率先されることはなかった。

寧ろ、好戦論の大勢に乗って登場したのが運動会である。『郵便報知新聞』1月16日によれば、「府下在留の学生中平生国事に熱心なる諸氏」が「先般朝鮮事件起てより痛く支那人の無礼を憤り我か汚辱を雪ぎ、我が損害を回復せんか為め充分の要求を為し」、もし清国が承諾しなければ「直ちに問罪の師を出して北京城下の盟を為さしめ以て清廷の強項を屈折す可し」というスローガンで1月18日上野公園での集会と行進を呼びかけたのである。同紙などいくつかの新聞紙は好意的予告記事を掲載した。

『郵便報知新聞』1月20日記事は、「志士運動会は英語にデモンストレーションと称し一種の志を抱ける者の其志を表白して其威を示し勢を示すものにて、或は示威会と呼ぶも不可なきなり」とこの新しい運動形態を紹介し、その当日の有様は「大布旗に我兄弟は虐殺に遭ふたり、我姉妹は陵辱を受けたり、との対句二十二字を双行に書き下し、其中央に我同胞よ之を回復するの策如何との一句を挿みたるは尤も人をし憤興の気を鼓せしめたり」、「其旗上に多く赤色の斑彩を施したるは皆流血に象とりしものなり、又た清人の斬首の画を字上に添えたるは甚た多く、殊に一際目立ちしは真の生豚の頭を斬りて竿頭に貫き又は豚尾を懸けたる旗にて此類の旗四五本を見掛けたり」というから相当に血気はやった集会である。集会後、行進に移り、時事新報社前では同社の開戦論を喜ぶ歓声をあげ、『自由燈』発行の見光社の前でも声援を送った。さらに朝野新聞社に至り窓ガラスを割るなどの乱暴があった。

『自由燈』1月20日記事「大運動会の景況」は全紙面の約半分の面積を使って大々的に集会と行進を報道した。特に大旗や生の豚の頭を竿に刺して掲げて猛々しく行進する情景を描いた挿絵を載せている。現に起きている出来事を絵師が描写し直ちに紙面に掲載するというのは当時としては珍しい。画自体が煽動的である。

集会条例によって屋外集会、学生の集会参加には規制があったにもかかわらずこの運動会は事実上黙認されていた。『朝野新聞』以外の新聞紙は好意的に記事にするか、少なくとも批判的に取りあげることはなかった。『郵便報知新聞』1月24日社説は、会衆の掲げた旗幟には礼を欠くものがあったが、「是れ社会鋭気の士の動もすれば免れ難き所、以て熱心国を憂ふるの真情を見る」ことができる寛容な態度であった。

運動会の組織者の詳細は不明だが、『自由燈』記事に名前があがっているのは熊本淡水会、有斐学校、築地有一館、佐賀青年会など九州出身書生の会、二松學舎、明治法律学校、明治義塾、専門学校、独逸学校等である。異色なのは車夫同盟の参加である。

東京での大運動会に刺激され、地方でも同様な運動会が開かれた。肯定的に報道する新聞によって集会・行進の「示威」が増幅されたことは間違いない。『時事新報』は運動会そのものを煽動したわけではないが、大運動会の歓声に包まれ、『朝野新聞』が乱暴を受けるというのは当時の好戦ジャーナリズムの構図を示している。

三、

1月2月と清国との交渉に備えて外務省の検閲は稠密になっていった。外務省は、1月3日に参謀本部にあてて兵の運動・軍器等の運搬などについて「虚構に属する浮説を流伝」させないよう検

閱に嚴重注意を加え、「事の確實にして世間に公布し妨げなき分のみ掲載」を差し許すことにしたので、⁽²¹⁾ 妨げにならない事項を当省に通知してほしい。「原稿検閲之際、貴省御通知を標準」とする旨を依頼している。交渉が微妙な段階で軍隊の移動などの情報が影響を与えることを恐れたのである。

外務省検閲の問題点は事前に記事を差し止めることはできるが、いったん出てしまった記事を処罰する権限をもたないこと、また東京府以外の地方諸新聞の検閲を実施する組織をもたないことなどであった。その一例として1885年1月8日付で外務省浅田徳則公信局長は東京始審裁判所検事野崎敬造に対して検閲を経ていない事項を載せた『朝野新聞』の処分を要請している。⁽²²⁾ これについて検事が行った処分に関する書類は見出せないが、2月9日『朝野新聞』雑報に前号雑報欄に記載した記事は原稿の出所が確然としないまま誤って掲載したもので、昨日「其筋」から編輯人に速やかに取消すよう口達があったので全文取消との社告がある。これが外務省の処分要請に応えた内務省の処置であろう。

1月9日、陸軍卿官房長から外務省浅田公信局長に日報社と兵事新聞から「朝鮮京城暴動顛末」の掲載申請があった旨連絡があり、外務省での検閲を依頼してきた。また同日外務省浅田徳則公信局長は内務省警保局長に東京日日新聞社から提出された広告原稿に「不穩の感触を惹起」する廉があったので不掲載としたが、今後広告についても当省の検閲を経ずに掲載しないよう各新聞社への通知を依頼している。⁽²³⁾ 甲申政変にかんするメディアの活動の多様化にともない検閲も手を広げていったのである。

さらに地方でも検閲を実施することになった。1885年1月9日、外務卿代理吉田清成は内務卿山県有朋にあてて「自今諸府県に於ても東京府下同様、刊行前予め原稿を検閲する様致度候、尤も此際原稿を検閲して之を新聞紙に記載するを認許するの儀は本官より全く其地の府知事県令へ委任可致候に付き、府知事県令に於て苟も新聞検閲の外交機密に渉るを認め候ものは其意見次第直に之を紙上に記載するを禁止し不苦候」と府知事県令に原稿検閲権限を委任するかたちで各府県での検閲実施を要請している。⁽²⁴⁾ これに応じて1月12日に山県有朋内務卿は大阪兵庫長崎等にそれぞれの地方新聞紙の事前検閲実施を指示した。

しかし全国的に検閲を実施するとなると統一的で明確な検閲基準を設定する必要がある。1月10日外務省公信局長浅田徳則は内務省警保局長清浦奎吾に東京と地方との間で検閲に「寛嚴」の違い生ずるのは不都合であるので、「従前に付与せし所の内規を詳密」としさらに不都合と考えられるものを追加した検閲内規を作成したい。ついては検閲実務と内規作成のため内務省から掛官の出張を依頼した。内務省は直ちにこれを認め、翌11日には内務省から三名の職員を外務省に出張させた。

検閲内規の作成は外務省職員、内務省出張職員によって急ぎ進められた。1月16日外務卿代理吉田清成は内務卿山県有朋に内務省出張職員の意見を取り入れた「新聞検閲内規」案を送り、検討を依頼している。山縣は格別の異論はなく、形式等を整えた「新聞検閲内規」最終案は1月20日付で決定した。⁽²⁵⁾ 以下の通りである。

今回の朝鮮事件に関する事項を新聞紙に掲載する義に付先は警視庁より相達置候次第も有之候 処今又右に關し別紙之通り相達候条此旨可相心得候事。

但當省并に其他之官衙に於て新聞原稿検閲を執行すること及び本達を新聞紙に掲載し又は他人

に通報するは勿論右之義に付当省若くは其他の官衙より相達したるもの或は処分したる事項共都て其大意と雖ども新聞紙に掲載不相成又他人に通報すること不相成候事。

明治十八年一月二十日 外務省

第一 今回之朝鮮事件に係る記事論説図画詩歌広告正誤等は都て外務省の認許を経されは新聞紙に掲載不相成候事。

第二 左に掲ぐる事項は直接に該事件に関係を有せざるものと雖とも当外務省の検閲認許を経されは紙上に掲載不相成事

- 一我陸軍海軍に係る事并に我外国交際に係る事
- 一朝鮮事件の為に生したる内外時事の景況并に評論言行
- 一支那朝鮮両国人并両国に直接の関係ある人の言行
- 一同上の人に対する言行
- 一官衙之公文処置

但し右に係る事項は之を社説雑報雑録漫言等何等の欄に掲ぐるを問わす都て検閲認許を経へきものとす

新聞検閲内規

一朝鮮事変に関し廟議を論難する事

一大使の挙動并に談判に関し誹譏に渉る文字を用ゆる事

以上二項は陽に褒め陰に貶し又は譬喩諧諷或は外を顕して内を悟らしめたる等総て論旨評語の此点に在るものを検査すへし

一朝鮮事変に関し支那に対する政略軍機を評論する事

但し政府の措置に関せず記者一己の思想を述るものは此限にあらず

一支那政府との外交談判に関し軍艦派遣又は軍備を整る等の説を掲ぐる事

一朝鮮事変に関し支韓両政府の処置を妄評して直接に同盟国を誹譏するに渉る論旨を掲ぐる事

一廟堂又は貴顕文武官の審議なりと妄りに構造して之を掲ぐる事

右各項の内其社説論評に係るものは必ず皆外交に関して障害を醸すとは為すへからず又第三項但書の如き一己の思想に出るものと雖も其障害なきを保せずとす故に其記載を禁するは全く検閲官の能力にて之を判別すへきこと、心得へし

又朝鮮事変に関し其論説雑報等の内往々妨害あるものは併せて之を検閲して其記載を禁するを要す

又嚮に示したる内規も其今日に在て尚記載を禁するを要すへき事項は宜く参酌すへし

最初の部分は各新聞社への通告文、次が検閲の全体方針、最後の「新聞検閲内規」が実際に検閲実施する際の基準である。方針は1月20日、21日に府下新聞社主を召喚し通告するとともに請書に署名捺印させた。⁽²⁶⁾「内規」は警視庁、府知事県令に示されたもので、新聞社には秘密である。検閲の対象は「記事論説図画詩歌広告正誤等」と様々なメディア総てを包括することが明示された。新聞記事でも「社説雑報雑録漫言等何等之欄に掲ぐるを問わす都て」が原稿段階で検閲されることになった。そして特に注意されている通り検閲の通達、検閲処分等について報道することは禁止さ

れた。読者は何がどのような理由で削除されているのかを知ることはできない。

この「内規」はこれまでのそれより具体的であり、且つ厳しくなっている。政府の外交に対する批判、伊藤博文全権大使への批判はまったく認められない。「政略軍機」に関わる報道は禁止され、軍事行動を訴えることも禁止された。また清、朝鮮を徒に非議し刺激することも禁止され、政府は外交交渉を攪乱させる要因をできるだけ排除しようとしたのである。

検閲は日常的に実施され、抵触するものは削除されたが、重大な違反については新聞社への処分が必要になった。しかし外務省は処分権限をもたないため、内務省に依頼する措置がとられた。1月19日付で18日付『朝野新聞』を発行停止処分とするよう井上馨外務卿から山県有朋内務卿に申請が出されている。理由は『朝野新聞』が同日の論説「朝鮮事件の要領」を検閲を受けずに掲載したことで、停止日数は内務省の意見に任せるとしている。⁽²⁷⁾

これについての外務省内検討文書によれば、『朝野新聞』論説は検閲認許を受けずに各種私報風説等を掲載したので新聞紙条例違反は明らかだが、新聞社を処分するには法的手続きとして同紙を告発し裁判所の判決を受けなければならない。しかし処分は緊急を要し、公開裁判では外交機密漏洩の恐れがある、『朝野新聞』が検閲を経ない記事を掲載したのは今回で三回目である。行政処分は官庁間協議で処理が可能で便利であるといった理由で裁判によらず内務省の行政処分が適当であるとしている。

これを受けて1月19日警視庁は『朝野新聞』に発行停止を命じた。同紙の発行停止処分が解除されたのは2月2日で、14日間の長期間に及んでいる。この間『朝野新聞』は志士運動会参加者から乱暴を受けるなどの被害にあったが、それを紙面で訴えることはできなかったのである。同紙が事件を報じたのは2月3日になってからである。

『朝野新聞』のこの長期間の発行停止は掲載記事が禁止事項に抵触したのではなく、検閲を受けずに記事を書いたという行為に対する処分である。しかし問題となった論説には6行と5行の2箇所削除（圏点処理）があり、その末尾に「本日の論説中文字に換ふるに圏点を以てする所あるは校正の際に至り聊か不都合のケ所あるを自ら発見したるに因れり、看官乞ふ怪む勿れ」と注記がある。通常は検閲で削除を命じられ、文章の補填修正ができない場合に伏字処理さるのだが、この場合は検閲を通りそうもない部分を自主的に削除し、それを検閲に出さず発行したため処罰を受けることになったようだ。

しかもちょうど外務省が検閲内規等を体系化し、各新聞社に検閲に忠実に従うよう改めて通達を出そうとしていた時期にあたっていたため、見せしめの意味もあって長期間の発行停止処分となったのであろう。2月4日『朝野新聞』雑録には「新聞子の病ひ漸く癒えゆ」と発行停止を嘆く短文が載せられている。

発行停止は新聞経営にとって大きな打撃である。『時事新報』は紙面では政府の外交方針を激しく叱咤していたが、そのため発行停止処分を受ける危険が生ずると裏から政府要人に手をまわして処分を免れようとした。

『時事新報』は対朝鮮政府の交渉が一応の着着をみた後、次は対清交渉ということで、1月14日「尚未だ万歳を唱るの日に非ず」、1月16日「支那の暴兵は片時も朝鮮の地に留む可らず」と清兵の暴行を強調し強硬な対清交渉を主張する社説を連日掲げた。

ところが、1月17日付紙面には社説はなく、「本日は時事新報の社説なし其の訳は昨朝認めたる

一篇夕刻に至りて俄かに其掲載を見合せざる得ざる場合と相成りたり、左れども時刻既に後れ更に一篇を草するの時間もなきゆえ止むを得ず今日の紙面は雑報其他にて一切取り切り余白を残さざることに致したり此旨悪からず看官諸君の諒怒を請ふ」との「社告」を一面冒頭に掲げている。明示していないが、検閲によって社説原稿が削除され掲載できなかったのである。次いで1月19日(18日は休刊日)も社説はなく、「本日の社説は昨夜十時半頃に至りて遽に掲載し能はざる場合に指迫り依て急に一度組上げたものを再び取外せり」、17日の社説掲載見合せに続く事態で読者に対して大変無礼だが、「明日よりは注意を加へて更に読者諸君の厚意希望に背く等のこと無からんを勉め」と社告している。

翌20日は「支那の談判は速ならんことを祈る」という社説が載っているが、その前に「社告」があり、過日来一度ならず二度までも社説を掲げなかったのは何故かと諸方より譴責があり、その中には記者の不勉強にでも原因するかの如く申し越してきた向きもあった。だが、これは朝鮮事変に関する記事論説はすべて外務省の検閲を経なければならないことから起きていることで、紙面の不体裁、配達の遅延も起きているが、読者の寛恕を願うと初めて外務省検閲に言及して事情説明をした。確かに社説を連日掲載できないというのは深刻な事態である。

こうした事態は福沢諭吉に大きな危機感を持たせたようである。福沢諭吉は、1月21日に海軍卿川村純義に書簡を送り、「扱又こゝに一事内々申上度は、昨夕路傍の噂を承り候に、老生関係の時事新報の義、内務より停止を命ぜらるべきやの趣、これが事実ならば誠に驚入候次第、時事新報の義は兼てより御話申上候義も有之、誰の為にするにもあらず、只其他の新聞に異なる所を申せば、外国の事を専ら注意致して国権云々は或は他よりも喧しき義可有之やに存候得共、是とても殊更に人の為にするにあらず、唯洋学者流、外国の事情を知るがゆゑに外国の事を申すのみ。今回朝鮮の事変杯に就ては色々申度事も有之候得共、実は政府の御都合を推察致し、且は日本国のためを思ふて、時としては心に思はぬ事までも記して事の跡を掩ひ居候位の次第、然るに此時事新報が政府の御意に叶はずとすれば如何致して可然や、実に当惑の次第に御座候」、「停止は内務卿の権に存する義、唯一朝の発意にて差留るとあれば一言も無之次第、誠に以難洪至極の訳けに付、何卒よき御都合御見計、御一声の御助力内々奉願候」と『時事新報』の発行停止を免れるよう山県有朋内務卿に話してほしいと依頼したのである。⁽²⁸⁾

川村に依頼したのは開戦論を唱えていた福沢が政府内部で開戦論に立つ薩派に接近していたためであるという。川村による山県有朋への工作を示す文書は見いだせないが、この時『時事新報』は発行停止処分を受けていない。恐らく何らかの工作が行われたのであろう。

四、

清国との交渉は難航が予想されたが、伊藤博文が特派全権大使に任命され交渉に赴いた。諸新聞の多くは相変わらず強硬な主張を唱えていた。しかしその論調の熱度はやや低下してきた。『時事新報』も依然として「我輩は主戦論者と云はるゝも敢て辞する所に非ざるなり」(1月28日社説「主戦非戦の別」と強面ではあったが、煽動的な調子は下がっている。ただし、事件の事実関係においては依然として譲らず、竹添公使以下の日本兵は朝鮮国王の請求によって出動したところに清兵が不当に攻撃した。交渉の席で当然その謝罪と賠償を要求すべきという主張である。

論調が穏やかになったのは厳しい検閲のためであろう。また外交交渉の段階に入り、「唯謹て政

府の挙動如何を待つのみ」という態度にならざるをえなかったこともある。この間、日本の要求が実現しなければ開戦という切迫論は次第に薄れ、『東京日日新聞』のように「事極まれば戦を辞せざるの覚悟を為すは左ることながら、之を將て直に開戦を主張し復た順序を踐むに及ばず」とするのは短慮で、「日清談判は順序を踐まざる可からず」として主戦論を制動する論が有力になったのである。⁽³⁰⁾

また交渉を注視するなかで、日本の要求の根拠である12月4日以後の事実関係を改めて論ずる動きが生じた。実際の交渉でも、日本は日本兵の出動はあくまで朝鮮国王の要請、先に発砲したのは清国兵と主張し、清国側はそれを否定し大きな争点となったのだが、⁽³¹⁾その情報が日本国内の新聞に漏れたわけではない。しかし交渉において事件の事実関係が争点となることは予想でき、新聞も改めて論及することになったのである。

『東京日日新聞』は清国と交渉するには改めて12月4日以降の「事実の覈査を以て尤も大切なり」として、朝鮮側清国側主張の事実を検討している。その結果、日本兵清国兵衝突は偶発的であった可能性をある程度認めた。しかしそこで論点を転じ、もし事情がそのようなことであれば、「京城變動に関係するの案件」は「東洋の大勢」のなかでは「小事」にすぎない。「東洋の大勢」において「大事」なのは「朝鮮の独立」であるとした（1月29日午前社説「日清韓三国の関係」）。

強硬論を主張してきた『時事新報』は、事件についての朝鮮政府の説明を「日本を誣ひ日本を瞞着す」るものとして全否定し（1月7日社説「日本を誣ひ日本を瞞着す」）、あくまで前述12月15日『官報』が伝えるのが「事実」であると主張し続けた（1月31日社説「官報再読す可し」）。しかしそれまでの感情的に日本への加害行為を言い立てる論調からは後退してきた。

朝鮮国王の要請による日本兵の出動、清国兵の発砲、それをきっかけとする暴動と日本人の被害という「事実」は新聞の感情的な強硬論の根拠でもあったから、それが揺らいでしまうと清国への強硬論もあやふやになってしまう。この時期、諸新聞はそれまで根拠にしてきた事実を否定したわけではないが、かつての自信は影を潜めたのである。

開戦論を公然と批判してきた『朝野新聞』は大運動会の標的になったり、長期間の発行停止を受けるなど多難であったが、その主張は一貫していた。発行停止解除後の2月18日から「朝鮮に対する政略」と題する論説を連載し、「我が貨財を損亡し、我が人名を傷害して常に我邦を仇視する朝鮮国をして其の独立を為さしめんとする、是れ実に必要に背違し己れを損して他を利せんとするもの」であって、朝鮮の独立を計ろうとする政略は「必要」もなく「利益」もないと断じている。「戦争の危険を冒して毫も我邦に利益する所なき」ことをすべきではないというのである（2月20日）。

日本は「朝鮮の独立を保護するの義務なく、又戦争を開て朝鮮の主権を支那に争ふを以て利益とせず」（2月21日）とも明言した。日本のとるべき政略は「固く自から守りて其实力を養ふに在り」、「今日我邦の外交政略は彼のマキヤベリー氏の説の如く道德の準繩外に於て政機を運転し、徒らに宋襄の覆轍を踏んで生存競争の犠牲と為らざることに注意すべし、世の人士たる者幸に一時の感情に制せられて百年の大計を誤ること勿れ」（2月22日「外交政略の標準を論ず」）と没道徳的に自己の利害を追求するのが外交であり、「一時の感情」に任せて開戦を唱えるのは愚かであるという。「感情は道理の判断を誤る」（3月3日、4日）のである。

これは国際関係を赤裸々な「生存競争」とみなし、「道德の準繩」、文化的親近感、心情的同情な

どを排し、自国の利害のみを基準にできるだけ冷徹に近隣諸国との関係を考えようとする立場である。それは決してたんなる非戦論、平和論ではない。朝鮮、清との関係も自国本位に割り切ろうというのであるから一種の脱亜論と言えるだろう。こうした立場は国際関係の認識としては重要だし、感情的な開戦論に対しては有効な反論である。だが具体的な朝鮮、清国に対する交渉条件の段階になると、積極的な意見とはならない。

伊藤博文と李鴻章の交渉は4月18日に妥結に至り、三箇条からなる天津条約が成立した。これが伝えられると日本の新聞はこぞって平和成ると大歓迎を表した。『時事新報』も「我輩は世人と共に談判平和落着の報を得て、既に已に喜悦に堪えず」（4月18日「天津の談判落着したり」）と大喜びであった。この時点では肝心の条約の内容は分かっておらず、日清両兵の4ヶ月以内の撤兵と京城事件に関係した清国将官を李鴻章が譴責するという二事項のみが伝えられただけである。それでも各新聞は平和成立と歓迎したのである。

この時期には数ヶ月前までの興奮した開戦論はすっかり影をひそめていた。『時事新報』は妥結の報が届く前から「何故か世上一般の輿論は兎角に平和を期して疑はざるものゝ如く」と「一般の輿論」が「平和」待望であると認めていた（前掲4月18日社説）。あれだけ大声されていた日本人の被害への賠償論が唱えられることはもはやなかった。条約では事件の事実関係は不問にされ、清国将官への譴責というのは正式な条文にはなく、李鴻章による伊藤博文への約束としてあるだけである。清国の責任も曖昧になったということは、逆に竹添公使等の事件関与もあいままということである。

条約の正文が正式に公布されたのはそこからさらに約一ヶ月後の5月27日で、これは翌日の各新聞に掲載されたが、それを論ずる各紙の熱はもはや冷めていた。それ以前の4月20日に検閲掛一同から「朝鮮事件も既に下た火となり検閲事項の数も減少したるを以て検閲時間の終りを午後六時とし休暇日は午後五時に出て七時まで居ることと決し可然存候」という願いが提出されている。開店休業である。そして6月30日新聞の原稿検閲廃止の通達⁽³²⁾が東京府下各新聞雑誌社と各府県に出され、外務省の検閲は終わった。

終わりに

甲申政変は、新たな国家制度をいかなる方向に形成していくのかを争った自由民権運動期から薩長閥の主導する国家制度の形成に向かう過渡的時期に起きた対外問題である。この過渡期に政治・社会・文化など様々な領域が変質していくが、それまで政治運動と連動し、多くが反政府的言論報道の機関であった新聞ジャーナリズムも変質していった。甲申政変における新聞の言論報道と外務省検閲においても、そのことが様々なかたちで表れてきている。

当時の新聞の現実的条件からすれば、朝鮮の漢城で起きた事件を報道し評論するのは相当難しかった。しかし既に報道言論の競争の状況は生まれてきており、新聞社は取材・通信をにわか仕立てでも組織化し、事件を伝え論評することになった。しかも朝鮮の政治・社会等に関する予備知識が乏しく、断片的情報では事件の概要を理解することもできなかったのである。そこでは多くを政府提供の情報に依存することになった。政府の情報統制が行いやすい状況であったのである。

しかも政府は出先外交官等がクーデターに一定程度関与し、失敗したのであるから、事件に関する情報を統制し、事件の重要な側面を隠蔽する必要があった。そこで一方で政府公認の事実を報知

するとともに、他方で検閲によってそれ以外は浮説として芟除しようとしたのである。外務省による事前検閲が急遽実施されることになった。しかし外務省は新聞紙条例による事前検閲について十分な準備があったわけではなく、内務省等関係官庁との連携も整っていたわけではない。それでも事件直後から原稿検閲が行われ、府下新聞紙掲載の朝鮮問題記事はすべて事前検閲を経たものである。

新聞社は検閲に従順に従っていた。新聞社から検閲への批判が出たことはない。検閲下での言論報道で府下新聞社にとって厄介な問題は、福沢諭吉の『時事新報』が断然有利な位置にあったことである。福沢諭吉はかねてから朝鮮開化派と親交関係をもち、朝鮮の内情について知識をもっていた。さらに当時弟子の井上角五郎を漢城に派遣しており、井上はクーデターに近いところにいたから、『時事新報』は事件に関して質量ともに豊かな情報を持っていたのである。他新聞紙は『時事新報』に引きずられやすい状況であったのである。

『時事新報』は事件を朝鮮、清国の日本への侮辱・陵辱として報道し、きわめて激昂した言論を掲げ、戦争によって日本の名誉・国威の回復を主張したのである。こうした好戦的言論報道の根拠は12月4日以降数日間の朝鮮「暴民」清国兵の日本公使・居留民への乱暴という「事実」である。日本は一方的被害者、被虐者と位置づけられた。だがその根拠となる事実は曖昧なところがあったし、事件の背景にあるクーデター計画の真相などについては報ずることはなかった。

福沢諭吉は1885年4月28日付の田中不二磨宛書簡において、「全体この事に付ては甚た内情在り。去年京城之變乱に日本之公使は全く知らざる者に非ず、啻に公使而已然るに非ず。朝鮮之日本党を助けて支那党を挫てやれと申は、竹添の後口之方に大丈夫なる後押しありし事なり（内極）。而して此後押も内之親分一同一致之事に非ず。一、二之人が極々伶俐に抜駆けしたる内実にて、之が為め扱事は首尾能参らず、大失敗之暁に至りて大心配なり」と事件の首謀者が政府の幹部（恐らく伊藤博文、井上馨）と見なしている。それを承知のうえで、「今回之一条は結局平和を以て我が体面を掩ふこと難し。無茶にも兵に訴へて非を遂るの外なしと存し候。時事新報杯にも専ら主戦論を唱へ候事なり。新報紙面と内実とは全く別にして、我非を掩はんと（す脱力）るの切なるより、態と非を云わず、立派に一番之戦争に局を結て、永く支那人に対して被告之地位に立たんとしたるもの、已」と書いている。⁽³³⁾

福沢は「我非」を故意に隠し、「態と非を云わず」に戦争を起こそうとしたと自認しているのである。「内之親分」の意図を忖度し、『時事新報』はそれに乗って好戦的キャンペーンを展開したことになる。彼にとっては「我非」を隠蔽することが国家の利益であって、それを行うことが新聞の役割と考えていたのである。

無論『時事新報』の煽動的開戦論は国際政治における瀬戸際戦術であったとみることもできる。しかし読者からすれば、「社会の耳目」であるはずの新聞紙が故意に事実を隠して瀬戸際戦術をとるのであれば、新聞紙はきわめて危険な機関ということになるだろう。

他の新聞紙は福沢諭吉ほど深く事態を把握していたわけではない。だが政府発表の事実、当事者の体験談が辻褄の合わないことを感じていた。その疑問はいくつか表明されていたが、深く探求されるまでには至らなかった。取材力が乏しかったこともあるが、ここでも深く追求することは日本にとって好ましくないという禁忌意識が働いていたと推測できる。各紙の横並び競争から生まれている大勢に乗って朝鮮、清国を攻撃しているほうが安泰であった。

ユニークであったのは『朝野新聞』である。『朝野新聞』は「感情は道理の判断を誤る」として煽情的な好戦論を批判し、冷静な「判断」の必要を唱えていたのである。ただ注意すべきは、『朝野新聞』が追求していたのは平和ではなく、あくまで日本の「利益」であったことである。日本の「利益」追求がこの局面においては開戦反対となって現れたのである。

外務省の検閲は次第に整えられ、厳格化された。そこでは開戦論、非戦論にしる政府の外交を批判する言論、政府公認の事実から外れた報道は封じられた。政府は過度の雑音がなく、攪乱要因がない環境での外交を望んでいたのである。

検閲による事実の隠蔽のうえに『時事新報』を先頭とする新聞紙の煽情的キャンペーンは成立していた。高橋秀直の鋭い分析の通り福沢ら好戦派ジャーナリズムの煽動は「事件の真相を政府が陰蔽したことで可能になった」⁽³⁴⁾のである。

しかし、事実の隠蔽は政府の検閲のためだけではない。新聞自身が「我非」を報道しようとしなかったことにも起因していたのである。寧ろ報道しないことに国家の「利益」を見出し、そうした「利益」を体した言論報道を新聞の役割とする通念が形成されつつあった。そこにはメディアが国家機構に組み込まれていく一端、あるいは政治権力とメディアとの暗黙の協働的關係の形成を見ることが出来る。

漢城条約、天津条約は妥協の政治の産物であるから、事件の真相は棚上げにされた。日本の新聞からすれば被害・被虐が認定されたかのように見ることもできた。この後、事実の引証なしに、被害・被虐の体験として甲申政変の記憶は貯蓄され、以後政府やメディアの政治的必要性によって引き出すことが可能になったといえる。

(1) 牧原憲夫『客分と国民のあいだ 近代民衆の政治意識』(1998年 吉川弘文館) 143~147 ページ。

(2) 拙著『情報覇権と帝国日本』三 (2016年 吉川弘文館) 41 ページ以下。

またこの時期の日本と朝鮮の間の通信が外交交渉に与えた影響については、高橋秀直『日清戦争への道』(1995年 東京創元社) 参照。

(3) 明治十七年十二月十三日竹添公使来電(十二月十三日長崎発)、「朝鮮暴動事件一／1」外務省簿冊「対韓政策関係雑纂／明治十七年朝鮮事変」所収(JACAR:B03030193400)。

(4) 『朝野新聞』1884年12月15日付号外。

(5) 明治十七年十二月十三日吉田外務大輔より井上外務卿宛、前掲「明治十七年朝鮮事変／2明治十七年十一月二十八日から明治十八年一月」所収。詳しくは前掲拙著。

(6) 外務省が省令を公布して言論報道を検閲した事例はいくつかあるが、第一次世界大戦におけるそれについては拙稿「統制と自発的検閲協働システムの形成 —第一次世界大戦における外務省令撤廃記者運動をめぐる」『桃山学院大学キリスト教論集』第50号(2015年3月)。

(7) 1884年12月20日付浅田外務省公信局長宛内務省警保局長清浦奎吾書簡で、内務省は今日発行の『勉強新聞』漫言欄に井上角五郎直話掲載の際「其筋」から取捨節略を命じられた部分が他新聞には掲載されているという苦情が載せられていることを注意喚起している。また『今日新聞』第62号「内閣の決議」という事項抹殺されているが、題名が残っていて題名も抹殺する必要があるなどと検閲不行き届きを指摘している。簿冊「朝鮮事件新聞検閲一件」JACAR:(B03040632400)。

(8) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。

- (9) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (10) 『郵便報知新聞』12月15日社説「朝鮮事変」、12月16日社説「朝鮮事変の続報及び日清の関係」。
- (11) 『東京日日新聞』記事12月19日「変状具申」。
- (12) 『時事新報』12月19日雑報。
- (13) 「遭難記事」転載での検閲事例だが、先の12月20日付浅田外務省公信局長宛清浦奎吾書簡には今日発行の『勉強新聞』漫言欄に井上角五郎直話掲載の際「其筋」から取捨節略を命じられたが、他の新聞にはそのまま掲載と検閲不公平を示唆する一文があることを注意しているが、これは「遭難記事」に検閲削除があることを示している（前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収）。
- (14) 『東京横浜毎日新聞』12月20日「高橋千代松氏の直話」、同日「朝鮮より帰朝した人の話」、『絵入朝野新聞』12月21日「雑報 京城変乱の実況 今度朝鮮から帰朝されし某氏の直話なりとて伝へ聞きたるまま左に記す」など。
- (15) 明治十七年十二月二七日付伊藤博文・井上馨・山縣有朋・松方正義宛井上毅書簡、伊藤博文文書研究会編『伊藤博文関係文書』一（1973年 塙書房）350ページ。
- (16) 12月21日付福沢一太郎宛福沢諭吉書簡、『福沢諭吉書簡集』第4巻（2001年 岩波書店）214ページ。
- (17) 12月25日付外務省浅田公信局長宛於下関斎藤権大書記官近藤権大書記官、前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (18) 「東京府下各新聞社下附の原稿」前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (19) 高橋秀直「形成期明治国家の朝鮮問題—甲申事変期の朝鮮政策の政治・外交史的検討—」『史学雑誌』98巻3号（1989年）。交渉経緯については田保橋潔『近代日韓関係の研究』上巻（1940年朝鮮総督府、1973年原書房復刻）991ページ以下。
- (20) 以下で取りあげるのはあくまで『朝野新聞』の社説であるから、社説執筆者を特定する必要はないが、おそらく執筆者は末広鉄腸と推定できる。
この時期の末広鉄腸の思想史的研究には真辺美佐『末広鉄腸研究』（2006年 梓出版社）があり、その252ページ以下で甲申政変期を論じている。
- (21) 「陸軍省大日記」明治十八年一月三日甲第一三号新聞紙に掲載朝鮮事件に関する諸項（C08052977900）。
- (22) 「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。この文書には文意からすると甲号乙号の添付書類が付いていたはずだが、簿冊に綴じ込まれていない。乙号は警視庁が前年12月に府下各新聞社に原稿提出を命じた際の請書であったようだ。
- (23) どちらも前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (24) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (25) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。「新聞検閲内規」の作成過程でのいくつかの草案が残っており、それらの異同は興味深く、またさらに検討を余地があるが、ここでは割愛する。
- (26) 「朝鮮事件新聞検閲一件」に各新聞社社主の署名捺印の請書が収録されている。
- (27) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (28) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第4巻（2001年 岩波書店）232ページ。
- (29) 前掲高橋秀直「形成期明治国家と朝鮮問題」。
- (30) 1月22日午前『東京日日新聞』社説「日清談判は順序を踐まざる可からず」。尚、1885年1月1日から『東京日日新聞』は朝（乙号）と夕（甲号）の二回発行となった。朝夕刊発行を始めたのである。社説は

甲号と乙号の両方に載ることもあった。

- (31) 「伊藤大使李鴻章天津談判の件」(一)『日本外交文書』第18巻229ページ以下。
- (32) 前掲「朝鮮事件新聞検閲一件」所収。
- (33) 福沢研究センター「福沢諭吉関係新資料紹介」所収『近代日本研究』第23号(2006年)。
尚、福沢諭吉と甲申政変の関係に関する研究は数多く、参考にしたが挙名は割愛する。
- (34) 前掲高橋秀直論文。

※ 資料の引用にあたっては、読みやすさを配慮して、旧漢字・異字体は原則として現用の漢字に改め、カタカナも平仮名に直した。

引用資料中に表記されている年号、数字は原文の通り元号、漢数字とした。

中国小説『紅樓夢』にみえるコミュニケーション・ストラテジー —王熙鳳の場合—

池間 里代子*

1. はじめに

本稿は、中国清代中葉に書かれた白話（口語）小説『紅樓夢』にみえる王熙鳳^{オウキホウ}という女性から発せられた言葉を中心に、彼女のコミュニケーション・ストラテジーについて観察し、その意義を考察するものである。

『紅樓夢』は日本の『源氏物語』とよく似ていると言われ、現在盛んに比較研究が国内外で行われている⁽¹⁾。もちろん、作者執筆の時空が異なることから直接的な影響関係はないが、物語の舞台や登場人物の描き方などに類似性を見ることができ、比較文学のアメリカ学派的な観点から論じられることも多い。ゆえに、『紅樓夢』の内容を紹介する場合にしばしば「中国の『源氏物語』のようなもの」であると紹介し、逆もまた然りである。

『紅樓夢』の研究は当初「モデル探し」が主流だったが、中華民国に入ってから胡適^{コテキ}（1891年－1962年）ら新紅学派は「作者の人生をありのままに描いた自然主義文学である」と提唱した。これに対しマルクス主義の文学者から「ブルジョア階級主観唯心主義」だとする批判が起こり、中華人民共和国成立後の1950年代に紅樓夢論争が勃発した。建国の父である毛沢東（1893年－1976年）も『紅樓夢』を愛読したが、公式には「紅樓夢は歴史政治小説として読むべきである」と述べるに留まった。1954年に毛沢東が中共中央政治局員等の幹部に送った「紅樓夢研究問題に関する書簡」の中で「俞平伯（紅樓夢研究者：1900年－1990年）は胡適派資産階級の唯心論の影響を受けたブルジョア知識分子」であるから「青年を害する誤った思想」を批判すべきであることと、俞平伯の唯心論を容認すると「ブルジョア作家と観念論の面で統一戦線を結び」「資産階級の捕虜となったこと」について言及した。結局、俞平伯の「紅樓夢簡論」に対し、山東大学学生だった李希凡^{リキハン}（1927年－）と藍翎^{ランレイ}（1931年－2005年）の二青年が「『紅樓夢簡論』及其他（『紅樓夢簡論』その他について）」論文を執筆し、マルクス主義リアリズムの観点から、『紅樓夢』は封建社会の崩壊過程を描いたリアリズム文学であり、作中人物は封建支配者に反抗した典型として描かれ、醜い現実に対して批判的・否定的傾向をもつものであると主張し、俞平伯を批判した。

このように、政治闘争にも巻き込まれた紅樓夢研究であるが、その反面、文化大革命中（1966年－1976年）であって研究が進んだという事実もあった。

本稿執筆者は卒業論文を皮切りに、修士論文・学会紀要などに『紅樓夢』に関する論考を断続的に発表してきた。今回取り上げるのは王熙鳳という女性のコミュニケーション・ストラテジーである。彼女は富貴な王家に育ち、より富貴な買家^カへ嫁した。ただ、封建社会の一種の常識として女性ゆえに高い教育を受けなかった。そのために口頭語一本稿ではとりわけ歇後語^{ケツコウゴ}（しゃれ言葉）と諺

* いけま りよこ 十文字学園女子大学（教授）／日本大学文理学部（非常勤講師）

の引用に着目する一の様性と鋭さに特徴がみられる。作中、皆を笑わせようとする場面、怒鳴りつける場面、同情する場面ごとに王熙鳳が効果的なしゃれ言葉や諺を使うのは非常に戦略的であり、また彼女の性格を活写している。

本稿で使用したテキストは、原文を『紅樓夢』上中下（1982年、人民文学出版社）・翻訳を『紅樓夢』上中下（伊藤漱平訳・昭和48年、平凡社）である。

2. 『紅樓夢』と王熙鳳について

『紅樓夢』は中国五大小説⁽³⁾の一つである。清の高宗^{コウソウ}（在位1736年－1795年）の乾隆56年（1791年）辛亥の年に初めて刊行された。30年以上にわたって写本で行われた時期を通算するとおよそ200年前に成立したと考えられる。作者と言われる曹霑^{ソウテン}（字は雪芹^{あざな セツケン}）は元貴族の子弟であり物語は一族の繁栄と没落、そして復活をなぞったものとされている。『紅樓夢』は曹霑の親族による評（感想、同意、批評などを原稿に書き込むこと）に従ってリライトしているうちに、完成を見ずに彼が早逝、その原稿を入手した高鶚^{コウガク}（字は蘭墅^{ランシヨ}）によって後半部分が続作されて出版された、という成書経緯がある。章回小説の体裁を取って書かれ、全120回のうち前80回と後40回の作者問題が議論されている⁽⁵⁾。また、旧名を『石頭記』^{セキトウキ}、『金陵十二釵』^{キンリョウジュウニサ}、『情僧録』^{ジョウソウロク}ともいい、現在は『紅樓夢』という名に統一され世界各国で翻訳されている。日本では大正9年－11年に『國譯紅樓夢』が幸田露伴・平岡龍城の共訳で出版され、昭和47年－60年にかけて松枝茂夫訳（岩波書店）、昭和48年に伊藤漱平訳（平凡社）、平成25年－26年に井波陵一訳（岩波書店）が出版された。（以上、全訳。部分訳や抄訳も複数存在する。）

王熙鳳については、「金陵十二釵正冊」の判詞⁽⁶⁾および紅樓夢第九曲で、（夫）賈璉^{カレン}に離縁されて泣く泣く金陵に帰ることが暗示されている。また、脂硯齋^{シケンサイ}（曹霑の親族と考えられる者）の評によれば、第81回以降に「王熙鳳知命強英雄」の回があり、その死に臨んで再び瘡頭の僧が現れ、熙鳳は自らの天命を悟って潔く死んでいくことになるようだ。判詞にある「一從二令三人木」は「人木＝休」として、始めは賈璉に「從」い、次第に「冷」淡となり（または命「令」し）、最後は「休」つまり離縁されたものとする説が有力なようだが、他にも諸説あり梁婦智^{リョウキチ}は「二令三人木」は「冷人来＝冷人（柳湘蓮）が来る」と解釈して、緑林の徒となった柳湘蓮が張華^{チョウカ}とともに尤姉妹の仇を取ろうと動き、熙鳳がこれに敗れることを暗示したものだとしている。

さらに、「王熙鳳は『紅樓夢』の主要な人物で、賈璉の正室、巧姐^{カウシヤ}の生母であり、また賈宝玉^{カ、ホウキョウ}（作品中の主人公）の父方の嫁であり従姉でもある。あだ名^{フォンラーズ}を鳳辣子といい、また璉の奥方さま、とも呼ばれ榮国府における事実上の当主の妻である。周汝昌^{シュジュウシヨウ}（1918年－2012年：『紅樓夢』の研究者）は、『紅樓夢』のストーリー・プロットは大きく二つあり、一つは賈宝玉を中心とし、いま一つは王熙鳳を中心としたものである、とみなしている⁽⁷⁾。」と紹介されている。（和訳は池間、原文は注）

王熙鳳は若い世代の嫁として「口八丁手八丁」という人物形象として登場する。一族のゴッドマザーである賈母^{カ、ボ}（史太君^{シタイクン}）に可愛がられ、その後ろ盾をもって冠婚葬祭に腕力を揮う。また、農家の劉ばあさん^{リュウ}によくしてやった恩返しとして一人娘の良縁を得る。しかし、華やかな表の顔とは裏腹に裏では裏金作り・殺人教唆・自殺強要などのよろしくない事に手を染め、自分を邪魔する者には容赦ない。ゆえに「辣子^{ラーズ}（トウガラシ）」とも称されるのである。特に、賈母などの目上へのハ

キハキした話しぶり、ジョークを交えた面白い口のきき方、身分が低い者や敵認定した者への辛辣なもの言いに大きな特徴を持っている。そのバリエーションは『紅樓夢』登場人物の中で最も多く、かつ量が多い。

王昆侖⁽⁸⁾ (1918年-1985年)『紅樓夢人物論』の「王熙鳳論」によると、王熙鳳は「中国古典作品の中で、このような強烈な腕力でもって書かれた人物形象はない」し、彼女は「聡明で、美しく、能力が高く、辛辣な『鳳辣子』⁽⁹⁾ (和訳は池間、原文は注) であるとしている。また、「作者の筆の下で生き生きと活躍した人物である」(和訳は池間、原文は注) との評価をしている。日本では船越達志が「悪女的形象」として賈瑞⁽¹⁰⁾を死に追い込んだことと、尤二姐を自殺に追い込んだ2点を論拠として挙げている⁽¹¹⁾。

本稿は、王熙鳳が生き生きと描かれている理由の一つとして、すらすらと口をついて出るしゃれ言葉や諺の多さに由来しているのではないかと仮定し、他の登場人物との量的な差異を指摘し、その効果と豊富さの原因について考察するものである。

なお、参考文献に挙げた論文集は1980年代・90年代に中国で発行されたものであるが、資料収集法や論考に緻密さが欠けているため今回は参考に留め、実際の作表などは池間が一人で行った。

3. 王熙鳳のコミュニケーション・ストラテジー—「歇後語」と「諺」の使用と分析—

3-1-1. 歇後語について

本項では池間論文「『紅樓夢』における歇後語について」を先行研究とする⁽¹²⁾。歇後語は「しゃれ言葉」と和訳されており、上の句で下の句の意味を推測させるものを言う。すなわち、下の句を言わなくても言わんとする意味が理解されるので「歇後(後を休む)」というのである。日本の謎かけ「何々と掛けて何と解く、その心は一」に類似するレトリックで、前半を「提示節」、後半を「解き」などという。日本における歇後語研究は鳥居久靖『金瓶梅しゃれことばの研究』(昭和47年、光生館)が著名だが、『紅樓夢』の歇後語については従来あまり議論されておらず、紅樓夢研究を網羅している『中国紅学概论』⁽¹³⁾においても半ページほどに8例しか収録していない。

そこで、『紅樓夢』全120回から歇後語だと思われるものをピックアップし、『紅樓夢』における歇後語の特徴を探り、さらに話者ごとに集計して考察を試みる。本稿では特に王熙鳳が用いた歇後語について注目する。

3-1-2. 『紅樓夢』にみえる歇後語の特徴

『紅樓夢』120回のうち、歇後語は98例得られた。このうち、特徴的なものを挙げる。

「烧糊了的卷子—长得冒丑。」(焦げついた卷子—醜いばかり。)

第46回：王熙鳳／第51回：王熙鳳

である。これは2回とも王熙鳳が嘆いてみせる場面で用いられ、「烧糊了(焦げた)」と自らを形容しており、王熙鳳の気性が強く全てが過剰であることを自覚しているかのような表現である。聞き手は苦笑せざるを得ない。

「美しい」という場面では：

「调理的葱儿—长得出息。」(四本の行者にんにくみたい—お立派です。)

第48回：王熙鳳／第49回：晴雯^{セイブン}

という表現をしている。しかし、スクットしている例えが「行者にんにく」というところがやや鄙な印象を受ける。辞書には「花茎が7月ごろのびだして30~50センチにも達し、のびかたが早くすっきりと高いので児女の生長の聡明で美しいのにとえられる」とある。

「恐ろしい」場面では：

「去虎头上捉虱子—不敢冒死。」（虎の頭のしらみ取り—死にたくない。）

第83回：夏金桂^{カキンケイ}／第84回：趙姨娘^{チョウイーニャン}

が用いられ、同様の表現に「虎嘴上拔毛—危険。（虎のひげを抜く—あぶない。）」が現代でも使われている。

「憐れむ」では：

「兔死狐悲—物伤其类。（兔死すれば狐悲しむ—同類あい憐れむ）」

第57回：林黛玉^{リンタイギョウ}／第82回：襲人^{シュウジン}

があり、兎は中国で「逃げ足が速い、ずる賢い」というメタファーがあるため、兎と狐を同類とみなした表現である。同時に「兔死狐悲—掉的不是同情泪。（兎が死すれば狐悲しむ—同情したフリ。）」という「解き」もあり、こちらは草食の兎と肉食の狐は小動物という共通点があるものの、互いに干渉しないことから「同情したフリ」という結論になっている。『紅樓夢』の2例はいずれも前者の用法である。

また、『金瓶梅』にも登場した歇後語が3例あった。

①「清水下杂面—你吃我看见。」（水の中のうどん食べるなら食べてみよ—見るだけで食べられない。）

第65回：尤三姐^{ユウサンシヤ}

②「见提着影戏子上场—好歹别戳破这层纸。」（影絵芝居の人形を手に舞台に上る—この紙だけは突き破ってはならぬ。）

第65回：尤三姐

③「耗子尾巴上长疮—多少脓血儿。」（鼠の尻尾にできた瘡—なにほどの膿も出ぬ。）

第68回：王熙鳳

これらは明清時代に流行したものとみられ、現代の辞書類には見当たらなかった。とりわけ尤三姐が用いた①②は、買家の好き者たちに手籠にされそうになった際の啖呵であり、威勢よくポンポンと繰り返す歇後語が彼女の人柄を活写している。

『紅樓夢』にみえる歇後語を総括すると、喜怒哀楽など多方面で用いられ、自虐的なもの、遠回しなもの、啖呵を切るための装飾的なもの、暗示性のあるもの、など多種多様であった。これらの歇後語を登場人物の口から語らせることによって、個性を際立たせたり、話者のテンポに緩急をつけたりする効果があると考えられる。

3-1-3. 歇後語の話者

次に、歇後語の話者について考察してみたい。下表は今回得られた98例を話者ごとに分類したものである。全体は「女3：男1」の割合となっており、その中で王熙鳳（28例）が群を抜いて多く、全体の3分の1を占める。次に目立つのは女中（21例）である。小説中登場回数が多く、作中お喋りな印象だった賈宝玉・史湘雲^{シショウウン}・晴雯らは意外にも1例ずつしか見られなかった。

女主人	贾母 2	王夫人 5	尤氏 1	李纨 2	王熙凤 28	薛宝钗 5	黛玉 1	史湘云 1	尤三姐 4	金桂 1
女老人	李嬷嬷 1	赵姨娘 1	柳氏 1	鲍二妻 1	王住妻子 1	婆子 1				
女中	鸳鸯 5	平儿 4	袭人 3	晴雯 1	紫鹃 1	金钏儿 1	春燕 1	彩霞 1	芳官 1	灯姑娘 1
女其他	刘姥姥 1									
男主人	贾政 2	贾珍 1	贾琏 4	贾蓉 1	贾宝玉 1					
男小者	焦大 2	茗烟 1	包勇 1	李十儿 1						
男其他	迎春夫 1	王大夫 1	曹雪芹 1							
其他	众人 2	地の文 1	众丫头 1	丫头 1						

3-1-4. 王熙鳳が用いた歇後語

では、王熙鳳が用いた歇後語はどのような特徴があるか、用例を挙げ分析を行う。

	中国語	和訳
第 9 回	一龙生九种 - 种种各别	一匹の竜から 9 通りの子 - 9 匹みなちがう
第 16 回	坐山观虎斗 - 坐收其利	虎の喧嘩を高見の見物 - 濡れてで粟
	借剑杀人 - 不露痕迹	借りた剣で人殺し - 痕跡を隠す
	引风吹火 - 费力不多	風を入れて火をあおる - お茶の子さいさい
	站干岸 - 不沾事 (湿)	むこう岸の火事 - かまいつけぬ
	推倒油瓶不扶 - 懒到家了	油壺をおし倒して起こしもせぬ - 一面倒くさい
	吃着碗里看着锅里 - 贪心不足	お椀のものを食べながら、お鍋のなかが気にかかる - 貪欲
	马棚风 - 不当一回事	「厩の風」かなにかみたい - 見向きもしない
第 25 回	吃了我们家的茶 - 给我们家作媳妇	うちのお茶をのんだ - うちのお嫁にきてくれる
第 29 回	打墙也是动土 - 大干小干都一样	塀を筑くにも地鎮祭 - 小事も大事も同じ手間
第 30 回	黄鹰抓住了鹞子的脚 - 亲密不可分	大鷹がはい鷹の脚をひつつかみ - 親密
第 46 回	调理的水葱儿 - 长得出息	水べの行者にんにく - すらりと美しい
	烧糊了的卷子 - 长得貌丑	焦げついた捲子 - 醜いばかり
第 51 回	烧糊了的卷子 - 长得貌丑	焦げついた捲子 - 醜いばかり
第 54 回	聋子放鞭炮 - 散了罢	聾の爆竹鳴らし - 散るばかり
第 55 回	小冻猫子 - 热灶炕让他钻去	凍 ^{かじ} け猫も同然 - 竈か炕に火が入ったらもぐりこませておけ
第 68 回	顶梁骨走了真魂 - 下得要命	脳天から魂もなにも抜け出たかのよう - びっくり仰天
	癩狗扶不上墙的种子 - 无法支持	瘡かき犬は後押しがあっても垣には登れぬ - 無駄な後押し
	锯了嘴子的葫芦 - 没口齿	口を鋸びきにされたふくべも同然 - ただただ小心翼翼々
	膊折了往袖里藏 - 自掩苦处	腕の折れたは袖にて隠し - 臭いものには蓋
	耗子尾巴上长疮 - 多少脓血儿	鼠の尻尾にできた瘡 - なにほどの膿も出ぬ
	借剑杀人 - 不露痕迹	借りた剣で人殺し - 痕跡を隠す
	坐山观虎斗 - 坐收其利	虎の喧嘩を高見の見物 - 濡れてで粟
	鸡儿吃了过年粮 - 手头紧	鳥が翌年の餌を食べこむ - 手元にゆとりがない

	中国語	和訳
	前人撒土迷了后人的眼－迷眼	さきの者が砂撒けば、あとの者が眼つぶし食う一目がくらむ
	没缝儿的鸡蛋还要下蛆－没根据的谎话	裂け目のないところにまで蛆を生みつけ－根拠のない噂
	膊折了往袖里藏－自掩苦处	腕の折れたは袖にて隠し－臭いものには蓋
第 88 回	和尚打伞－无发（法）无天	坊主が傘をさす－髮（法）もなければ天もない（みえない）

王熙鳳が用いた歇後語には動物が多く登場する。これは、歇後語の特徴の一つでもあるが、身近にいる動物の性質を利用してユーモアや婉曲表現を可能にしている。例えば第 16 回の「虎」は獐猛さ、第 30 回の「鷹」は握力の強さ、第 55 回の「猫」は寒がり、第 68 回の「鼠」は身体が小さいことを借りてユーモラスな表現にしている。その他には「失敗」を盛り込んだものがある。第 16 回「油壺を倒す」、第 46 回と第 51 回に見える「焦げついた捲子」、などがそうだ。

また、諺もそうだが第 68 回に集中している。これは結論でも述べるが王熙鳳の夫が密かに妾を囲ったことが露見した回である。そのために「驚き」「怒り」「嘆く」シーンで歇後語を多用しているのである。つまり、騒ぎが起きた時に相手だけではなく観衆へも自分の不遇・不幸・不満を声高に喚くのに、歇後語はうってつけだったのだ。ここでは、「つい口をついて出る」というレベルではなく戦略的に（これを言ってやろう）と意図して発言していることが分かる。つまり、心の準備がすっかりできたうえでの用意周到な罵声なのである。

3-1-5. 王熙鳳の「笑い話」に見える歇後語

第 54 回に見える「聋子放鞭炮－散了罢」（聾の爆竹鳴らし－散るばかり）は、王熙鳳の笑い話が下敷きになっている。以下にその部分を挙げる。

…凤姐笑道：“再说一个过正月半的。几个人抬着个房子大的炮仗往城外放去，引了上万的人跟着瞧去。有一个性急的人等不得，便偷着拿香点着了。只听‘噗哧’一声，众人哄然一笑都散了。这抬炮仗的人抱怨卖炮仗的捍的不结实，没等放就散了。”湘云道：“难道他本人没听见响？”凤姐儿道：“这本人原是聋子。”众人听说，一回想，不觉一齐失声都大笑起来。又想着先前那一个没完的，问他：“先一个怎么样？也该说完。”凤姐儿将桌子一拍，说道：“好罗唆，到了第二日是十六日，年也完了，节也完了，我看着人忙着收东西还闹不清，那里还知道底下的事了。（中略）外头已经四更，依我说，老祖宗也乏了，咱们也该‘聋子放鞭炮仗－散了’罢。”

…熙鳳は笑いながら、「では、もう一つ元宵にちなんだお話しをいたしましょう－何人かの者が家ほどもある大爆竹をかついで、郊外まで鳴らしに出かけました。それっというので、万にもものぼる人たちがぞろぞろあとについて見物に出かけました。ところが気の短い人間もいればいたもので、待ち切れずにこっそり線香の火で点火してしまったのです。さあ、とたんに『パアン』と音がする。野次馬はどっと笑い、みな散り散りになってしまいました。その爆竹を「かついでいた男のこぼすには、チェッ、爆竹売りめが火薬のこぼれどめをしっかりとっておかないものだから、鳴らさぬうちに散り散りになってしもうた……」すると湘雲が口を出し、「まさか当人がその音を聞かな

かったはずはないでしょ？」「いえ、なに、当人が実は耳が遠かったの」と、熙鳳。一同はそういわれてもなお考えていましたが、しばらくして思わずどっと笑いだしました。そこでまた前の分（さる大家庭でにぎやかに元宵説を過ごしていた、という話）には落ちがついていなかったことを思い出し、熙鳳に向ってたずねました。「はじめのあの方はどうなのですか？やはり落ちをつけていただきませんかとね」熙鳳は卓子を「ポン」とたたき、「やれやれ、面倒くさいといたらない！そのあくる日はつまり16日でしょう、お正月も終わった、お節句も済んだとなれば、わたくしには道具類しまを納いこむ世話焼きの大仕事が控えていて、それだけでてんやわんやのありさま、とうていそのさきのことなど知るわけがありませんわ。（中略）外の模様では、もう四更（朝の二時）時分にもなろうかと存じます。いかがでしょう、お祖母さまもお疲れのご様子、わたくしどももこの辺で『耳の遠いが爆竹鳴らし—散るばかり』もう散るといたしては」

ここで分かるのは、相当手の込んだ歇後語の使い方をして一同を笑わせながら無事に宴を開く、その手練手管である。つまり、笑い話①は「落ちのない話」である。皆くびをかしげていたところ、笑い話②が繰り出され、この落ちが「葦子放鞭炮—散了罢」（葦の爆竹鳴らし—散るばかり）である。一同が笑い話①の落ちを求めると、「もう遅いから解散しましょう、葦の爆竹鳴らし—散るばかり」とやって笑い話①と笑い話②が繋がっていることが判明するのだ。

このような2段階に分けて話し、さらに歇後語を伏線として用い、皆を無事に解散させる手法は、決して咄嗟にできるものではない。楽しい宴をもっと盛り上げつつも解散するために、あたかも漫才のネタ作りと同様のことを予め仕込まなければできない芸当である。作者によって造型された王熙鳳の口八丁という特徴が、よく表現されている場面であると同時に彼女のコミュニケーション・ストラテジーの効果がみてとれる。

3-1-6. 『紅樓夢』から発想された歇後語

ウェブサイトなどで『紅樓夢』関連歇後語が9例得られたので、以下に挙げる。

①「贾宝玉的丫环 — 喜（袭）人。」（賈宝玉の女中一人を喜ばせる）

襲と喜が同音（xi）であることから、襲人という人名と「人を喜ばせる」を掛けて言ったもの。

②「王熙凤害死尤二姐 — 心狠手毒。」

（王熙鳳が尤二姐ユウジシヤを死に追いやる—悪事をたくらみ実行する）

王熙鳳は、夫の賈蓮が内緒で娶った妾の尤二姐に嫉妬して、初めは穏やかに接していたものの、だんだんと食事もろくに与えない、精神的に追い詰めるなどして病気にし、生金服用自殺にまで追い込んだ。王熙鳳はこれ以外にも間接的な殺人を犯している。

③「刘姥姥出大观园 — 满载而归。」

（劉ばあさんが大観園から出てくる—土産満載で帰る）

④「刘姥姥进大观园 — 眼花缭乱。」

（劉ばあさんが大観園に入っていく—目がかすむほどの豪華さ）

③④ともに、劉ばあさんという百姓が賈府を頼って上京し、賈母に気に入られて大観園での宴会に招かれたり、持ち切れないほどの土産をもらったりしたことを言ったもの。劉ばあさんは、

物語の終盤で王熙鳳の一人娘を救出し恩人になる。

- ⑤「林黛玉葬花 — 自叹命薄。」(林黛玉が花を弔う一薄幸を嘆く)

桃の落花を花鋏で集め、塚を作って供養した林黛玉は、自らも薄命であった。

- ⑥「贾宝玉住在小西屋 — 到哪儿说哪儿。」

(贾宝玉が西の小部屋に住んでいる一行く先々で話しをする)

大観園に住む贾宝玉は色々な部屋を訪ねては話しこんでいた。

- ⑦「正白旗的曹雪芹 — 真个别。」(正白旗の曹雪芹一実に個性的だ)

曹雪芹は『紅樓夢』の作者と言われており、その身分は満軍正白旗であった。その彼が作った『紅樓夢』はいままででない、個性的な作風だという意味。

- ⑧「小葱拌豆腐 — 清的清白的白。」(浅葱で豆腐を和える一白は白、黒は黒)

第74回で「のろま姉や」が園内で拾った春画の刺繍入り香袋を王夫人が手に入れ、これがきっかけで園内を検めることになり、結果的に晴雯が追放された。王夫人が清廉潔白で行動力あることを言ったもの。

- ⑨「含着骨头露着肉 — 吞吞吐吐。」(骨を含んで肉を現わす一口ごもる)

賈芸が仕事をもらおうと王熙鳳に貢物を持って行くが、気を持たせたきりで即答しない。第88回にみえる。

中国では『紅樓夢』は古くから越劇・芝居・映画・テレビドラマあるいは連環画(挿絵つきの豆本)などが制作され、人々に愛好されてきた。多くのファンを持ち、毛沢東もその一人であったと伝えられている。これらのファン「紅迷」が創った歇後語ではないかと想像する。

3-1-7. 『紅樓夢』における歇後語と灯謎との関係

『紅樓夢』ではさまざまな行事が描写されているが、元宵節が合計4回出てくる⁽¹⁴⁾。そのうち第22回で灯謎が作られている。灯謎とは、中国の風習で旧暦1月15日の夜、謎々を書いた提灯を野外に吊るし、答えを投函して当たった者に褒美が出る趣向である。その灯謎と歇後語との関連性について見てみる。

- ①「猴子身轻站树梢…打一果名。」(猿は身軽に枝に立つ一果物の名前を)

答「荔(立)枝」

- ②「身自端方，体自坚硬。虽不能说，有言必应。…打一用物。」(かっこうは四角にて、からだならかち。口こそ利けぬけれど、いえば必ず答える一手まわりの品)

答「砚(言)台」

2例ともに前半の灯謎が「提示節」であり、答えが「解き」に相当する。ただし、歇後語との違いは「打一果名(果物の名前を)」「打一用物(手回りの品)」のようにヒントがあることだ。ただし、灯謎もレベルが高くなると絶句や律詩のような形で出題し、ヒントが無い場合もある。実際に『紅樓夢』ではこの後5作品が披露されているのだが、縁起の悪いものばかりが続いて賈政が気落ちしてしまう。

①では「立枝」と「荔枝」が同音(掛け言葉)である。これは謎々でもあり、歇後語としても成立しそうだ。②も「砚」と「言」とが同音(掛け言葉)である。提示節の部分が絶句になっているので、歇後語であると結論付けることは困難かもしれない。つまり、比較的簡単な灯謎は歇後語と

非常に近い関係があると言える。

3-2-1. 諺について

諺についての先行研究を『諺の研究』⁽¹⁵⁾より引用する。

「諺の意義及び形式」章に、「狭義にいふ諺は、或種類の教訓、警戒、風刺、又其の他の諸類の観察経験に成れる智識をいひ表はせるもの、約言すれば、吾人の生活に関する實際的真理を發表せむことを目的とせるものの謂なりと。」⁽¹⁶⁾とある。諺は古今東西に散見されるが、中国について「之を漢土の史に徴するに、戦国遊説の士は論旨の平明易解を尚ぶより、俗諺を引き譬喩を設けて、まづ君主の耳を之に傾けしめしは、史記、戦国策を読む者の洽く知る所なり。」⁽¹⁷⁾とし、その伝統の長さを示している。

とりわけ、小説類には諺を用いることによって機智・教訓・詩趣を作品に与え、あるいは諺を借りて暗示を行うなどのレトリック上で非常に大切なものであると考える。

電子版ブリタニカ⁽¹⁸⁾では「昔から言い伝えられた風刺、教訓などを含んだ短句。その種類や目的とするところは多様であるが、概して比喩をもって人を戒めたものが多い。『下手の道具調べ』『話上手の仕事下手』のたぐいである。この例によってもわかるとおり、間接的表現をとりながらも面罵以上の効果を相手に与えることになる。」とある。

今回は古谷二夫『紅樓夢集諺—中国諺語資料 (5)』⁽¹⁹⁾資料を元に、『紅樓夢』全体を照らし合わせ、ピンイン（中国語発音記号）abc 順になっているものを回数ごとに再編成し、歇後語だと判断したものを除き、見落としているものを補った。

3-2-2. 『紅樓夢』にみえる諺の特徴

歇後語がほとんど人物によって発言されたことに比べ、諺では作者（地の文、回頭：副題など）が用いている例が散見された。以下に 21 例を引く。

女子无才便是德（第 4 回・64 回）：女は学が無いのが徳である

冤冤相報（第 5 回）：仇を仇で返すことをすると、きりが無い

霽月難逢、彩雲易散（第 5 回）：雨上がりの月には出会いにくく、彩雲は散りやすい

「佳人薄命」

一龍九種、種種各別（第 9 回）：多種多様

助紂為虐（第 9 回）：紂や桀のような悪人を助けて悪事を働く

三日打魚、両日晒網（第 9 回）：三日坊主

無能者無所求（第 22 回）：無能なものは何も求めない

巧者勞而智者憂（第 22 回）：巧みな者は使われ、智恵のある者は憂える

人居兩地、情發一心（第 29 回）：別の所にいても、心は一つ

妻不如妾（第 44 回）：妻は妾に及ばない

投鼠忌器（第 61 回）：虎の威を借る狐

水来伸手、飯来张口（第 61 回）：水が来れば手を伸ばし、飯が来れば口を開ける

方以類聚、物以群分（63 回）：類は友を呼ぶ

清官難断家務事（第80回）：家庭内は複雑なので、他人が善し悪しを判断出来ない
 蛇影杯弓（第89回）：疑い深い
 人亡屋在（第89回）：人は亡くなったがその家はまだある
 心病終須心藥治、解鈴還是繫鈴人（第90回）：原因を作った者が解決をする
 一人传十、十人传百（第93回）：1から10、10から100へと拡散する
 一人拚命，万夫莫当（第103回）：命がけでやれば、誰も止められない
 賊去关门（第112回）：賊が去ってから門を閉じる（手遅れ）
 锦上添花（第118回）：錦に花を添える

作者が使用した諺には古典が出典であるような格式の高いものもあるが、現代でもよく用いられる「三日打魚、兩日晒網」あるいは「一人传十、十人传百」のような、数字が入った諺もみえる。

また、『紅樓夢』の登場人物で最も口語を多用しているのは、農家の劉ばあさんだと考えられる。劉ばあさんは『紅樓夢』の中の道化役であり狂言回し役で、王熙鳳との掛け合いも多く、特に鄙びた言動が多い。そこで、劉ばあさんの発した諺を挙げる。

贵人多忘事（第6回）：貴人はよく物忘れをする
 拔一根寒毛比我们的腰还壮（第6回）：髪の毛1本抜いても我らの腰より太い
 侯门似海（第6回）：お屋敷は（海のように）入りにくい
 瘦死的骆驼比马大（第6回）：腐っても鯛
 礼出大家（第40回）：礼は大家より出る
 以毒攻毒，以火攻火（第42回）：毒を以て毒を制す

ここでも、現代でよく使う「瘦死的骆驼比马大（腐っても鯛）」が登場している。また、あまりにも下卑た表現で周のおかみさんから窘められた「拔一根寒毛比我们的腰还壮（髪の毛1本抜いても我らの腰より太い）」は、買家の金満ぶりを農家目線で表現している。

今回の調べで、男性第1位は主人公の賈宝玉だった。彼の用いた諺を挙げる。

谁知盘中餐，粒粒皆辛苦（第15回）：皿の米は農民の苦勞の結果だ
 不知天多高地多厚（第19回）：どれほど天が高く地が厚いか（人知を超える）
 亲不隔疏，后不僭先（第20回）：どちらが親族として血が濃いか一目瞭然
 人急造反，狗急跳墙（第27回）：追いつめられるとどんなことでもやる
 既有今日，何必当初（第27回）：出会いは別れの始まり
 东施效顰（第30回）：むやみに人のまねをする
 千金难买一笑（第31回）：千金でも一笑が買い難い
 世法平等（第41回）：世法は平等
 随乡入乡（第41回）：郷に入れば郷にいては郷に従え
 能说不能行（第47回）：口先だけで実が伴わない
 地灵人杰（第48回）：優れた人の故郷が名勝となる

井底之蛙（第49回）：井の中の蛙大海を知らず
 各人有各人的缘法（第49回）：それぞれが己の道を行く
 岁寒然后知松柏之后凋（第51回）：最も寒い季節に松柏が毅然と立つ（優秀な人）
 物不平则鸣（第58回）：不満があるとすぐに文句を言う
 卧榻之側，岂许他人酣睡（第76回）：自分の寝床に他人を寝かせない（領地を守る）
 瞞上不瞞下（第77回）：上の人を欺き、下の人を侮る
 和尚无儿，孝子多（第85回）：和尚には子がないが、弟子ならたくさんいる
 冰炭不投（第115回）：氷と炭ではそりが合わない
 一子出家，七祖升天（第117回）：一子出家すれば、七輩が昇天できる
 真人不露相，露相不真人（第117回）：能ある鷹は爪を隠す

宝玉は下卑た諺はほとんど無いが、逆に他人にはすくない「东施效顰」「千金难买一笑」のような女性系が見られたことが、女の子好きな彼の性格をよく表している。また、仏教系の諺も好むように物語の結末（賈宝玉が出家）を暗示している。

最後に、現代でもよく使われる諺を挙げていく。

順水行舟（第4回、門番）：渡りに船
 得陇望蜀（第4回）：貪欲で飽くことを知らない
 掩耳盗铃（第9回、賈政）：自らを欺く、隠しきれないことを隠す
 天机不可泄露（第13回、秦可卿）：天機漏らすべからず
 盛筵必散（第13回、秦可卿）：終わらぬ宴はない
 名不虚传（第15回、水滸）：その名に恥じない、評判に違わない
 远水解不得近渴（第15回、秦鐘）：遠くにある水で近くの渴きはいやせない
 巧媳妇做不出没米的饭来（第24回、賈芸）：米がなければ粥が炊けぬ
 火上浇油（第33回、賈政）：火に油を注ぐ
 藏头露尾（第34回、薛蟠）：頭隠して尻隠さず
 睹物思人（第44回、黛玉）：遺品によって亡き人を偲ぶ
 同病相怜（第45回、宝釵）：同病相憐れむ
 天下无难事，只怕有心人（第49回、皆）：やる気があればできない事はない
 旁观者清（第55回、探春）：岡目八目
 千里姻缘一线牵（第57回、薛姨妈）：赤い糸
 指桑骂槐（第59回、鶯児）：あてこする
 老鸱窝里出凤凰（第65回、興児）：鷹が鷹を生む
 井水不犯河水（第69回、秋桐）：分をわきまえる
 纸上谈兵（第76回、黛玉）：机上の空談
 立竿见影（第80回、王一貼）：効果がすぐにあられる
 胖子不是一口吃的（第84回、賈母）：塵も積もれば山となる
 借风使船（第91回、宝蟾）：他人の力で自分の目的を達成する

猫鼠同眠（第99回、賈政）：呉越同舟

移花接木（第109回、宝釵）：上手にすり替える

魯魚亥豕（第120回、曹雪芹）：漢字の書き間違い

刻舟求劍（第120回、曹雪芹）：時の移り変わりを守らず旧態依然としている

3-2-3. 諺の話者

次に、諺の話者について考察してみたい。下表は今回得られた259例を話者ごとに分類したものである。全体は「女2：男1」の割合となっており、その中で王熙鳳（27例）が群を抜いて多く、全体の10%強を占める。次に目立つのは男主人（48例）である。また、歇後語と異なり、お喋りな印象の賈宝玉（21例）・林黛玉（15例）・薛宝釵（14例）が印象通りの数であったこと、「作者」が21例と比較的多いことが分かる。

女主人	賈母 7	王夫人 9	秦氏 7	金桂 3	王熙鳳 27	宝釵 14	黛玉 15	湘云 3	尤三姐 3	其他 15
女老人	婆子 2	趙姨娘 3	劉姥姥 6							
女中	鴛鴦 4	平儿 7	襲人 3	司棋 6	紫鵲 6	宝蟾 3	麝月 3	彩霞 1	香菱 1	其他 8
女其他	老尼 1	妙玉 1	其他 4							
男主人	賈政 10	賈珍 1	賈璉 7	賈蓉 3	賈宝玉 21	薛蝌 2	薛蟠 1	秦鐘 1	賈芸 2	
男小者	焙銘 1	林之孝 1	興兒 4	李十儿 3						
男其他	冷子興 1	代儒 2	王一貼 1	門子 1						
其他	众人 7	作者 21	詩 2	焦大 1	其他 3					

3-2-4. 王熙鳳が用いた諺

下表で得られた王熙鳳が用いた諺を示す。

	中国語	和訳
第6回	朝廷还有三门子穷亲	天子さまにも三軒は貧乏な親類
第11回	天有不测风雨，人有旦夕祸福	天に思わぬ雲が出る、人の禍福の定めなや
	心到神知	真心のあるところ人にぞ通ずる
	知人知面不知心	人は見かけによらぬもの
第16回	人家给个棒槌，我就那着认作针	人から洗濯棒を見舞われても、針だぐらに思う血のめぐりのわらさ
	指桑骂槐	桑を指しておいて槐をあてこする
	没吃过猪肉，也见过猪跑	豚肉の味は知らずとも豚の駆けるは見ている（門前の小僧習わぬ経を読む）
第21回	新婚不如远别	貰いたてより旅帰り
第43回	丁是丁，卯是卯	黒は黒、白は白
第45回	酒后无德	酒癖のわるい
第46回	拿草棍儿戳老虎的鼻子眼儿去了	草の茎を虎の鼻の孔へ突っ込むようなまね
第55回	骑上老虎	虎の背に騎ってしまったも同然
	不干已事不张口，一问摇头三不知	隣のことには口出さず、一度聞かれて三度白きる
	笑里藏刀	笑顔つくって短刀を呑む
	擒贼必先擒王	賊を生捕るには首領から
第67回	天里良心	天の道理、人の良心もないものだわ

	中国語	和訳
	眉头一皱，计上心来	眉根をきりりと寄せて、腹が決まったかのように
第 68 回	妻贤夫祸少	妻賢しければ、夫禍少なし
	表壮不如里壮	見かけの強さより蕊の強さ
	不知天有多高，地有多厚	さような礼はついぞ聞いたことがない
	拚着一身刷，敢把皇帝拉下马	八つ裂きの刑にあう身は、天子さまでも馬から引きずりおろす（窮鼠猫を囓む）
第 69 回	剪草除根	禍の種を絶やす
	指桑骂槐	桑を指して槐をあてこする
第 72 回	袖手旁观	高見の見物
第 74 回	打牙犯嘴	ふざけあい
第 83 回	人怕出名猪怕壮	人は名の出るのを恐れ、豚は肉のつくのを恐れる（出る杭は打たれる）
第 88 回	含着骨头露着肉	奥歯に物の挟まったような言い方

王熙鳳が用いた諺の特徴としては、「指桑骂槐」「剪草除根」「袖手旁观」などの、よく使われるものもあるが、「知人知面不知心」「没吃过猪肉，也见过猪跑」「笑里藏刀」「擒贼必先擒王」「人怕出名猪怕壮」「含着骨头露着肉」などの字面がおどろおどろしいものが比較的多くみられる。これらも普段から「いざ」という時に口をつくように、日頃からボキャブラリーを増やして戦略的に使用しているのだと言えよう。

4. 結論

それでは、王熙鳳はなぜ歇後語・諺を多用しているのだろうか。その理由を2つ挙げる。それは「文盲説」と「血統環境説」である。

まず、文盲説から考察する。王熙鳳は王家のお嬢さまから賈璉へ嫁した。彼女には立派な「熙鳳」という学名が付いている割には文字が読めない「文盲」という設定になっている。そして、これまでみてきたように「口八丁手八丁」が彼女のキャラクターである。読書による言語構築がなされなかった彼女が、いかにして口八丁に育ったのだろうか。それは「お嬢さま」がキーワードとなろう。お嬢さまの周囲には女中や婆やが大勢取り巻いている。封建社会において、これらの身分の低い人々と日常的に接触していたことが、彼女らの言語習慣に親和性を持ったと考えられる。『紅樓夢』に登場する林黛玉・史湘雲らもお嬢さまであるが、彼女らは「文字が読める」という共通項があるゆえに、歇後語の話者としてはほとんど目立っていない。つまり、王熙鳳の口八丁という形象は「文盲」と深い関係があり、身分の低い者が多く用いる歇後語や諺をまね育った結果なのではないだろうか。

また、本邦でも江戸時代まで厳然とした身分制度があり、士族の子弟は文字の習得をし、武士道精神から「孝」を重んじて言葉遣いにも厳しかった。彼らに比べると江戸の市中や周辺に住む多数の「農・工・商」階層に属する人々は、商売上の手習い程度の事はするが、口頭語を主として用いていた事は周知である。このように、王熙鳳は文盲のお嬢さまだったから、歇後語や諺の話者として目立っているのだと考えられる。⁽²⁰⁾

もう一つの「血統環境説」は、王熙鳳の実家である王家の人々が歇後語や諺を比較的多く用いて

図1 賈家世系図(全図):伊藤漱平訳『紅樓夢』上、附録

賈家世系図(付王・薛・史・林四家略系図)

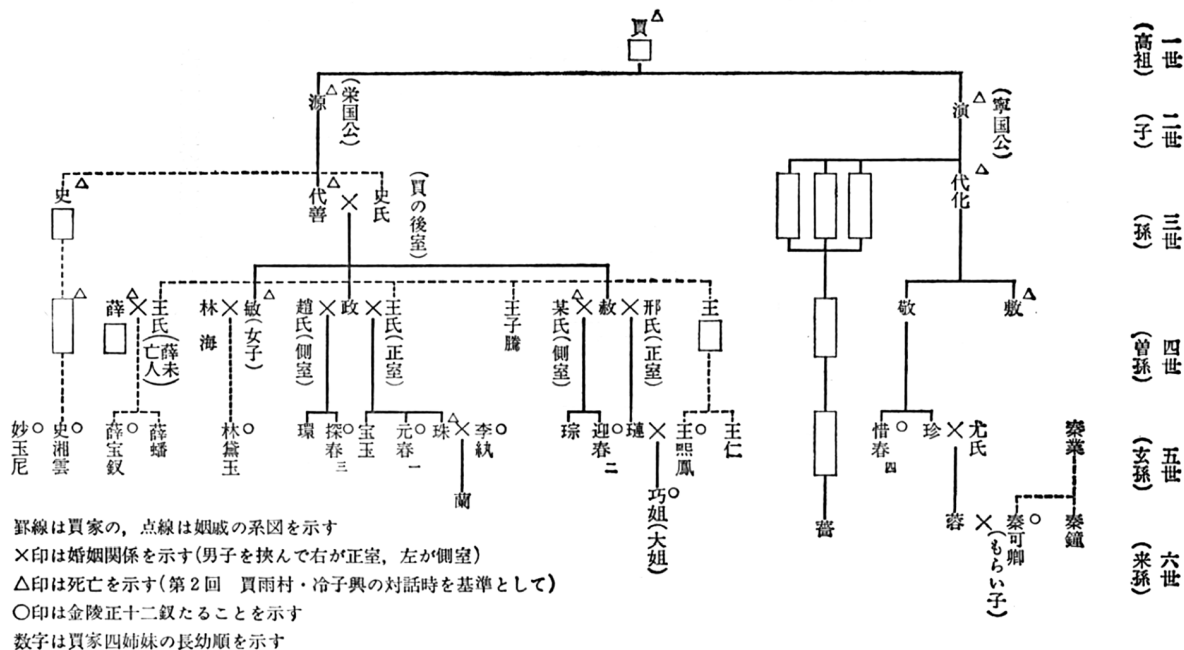
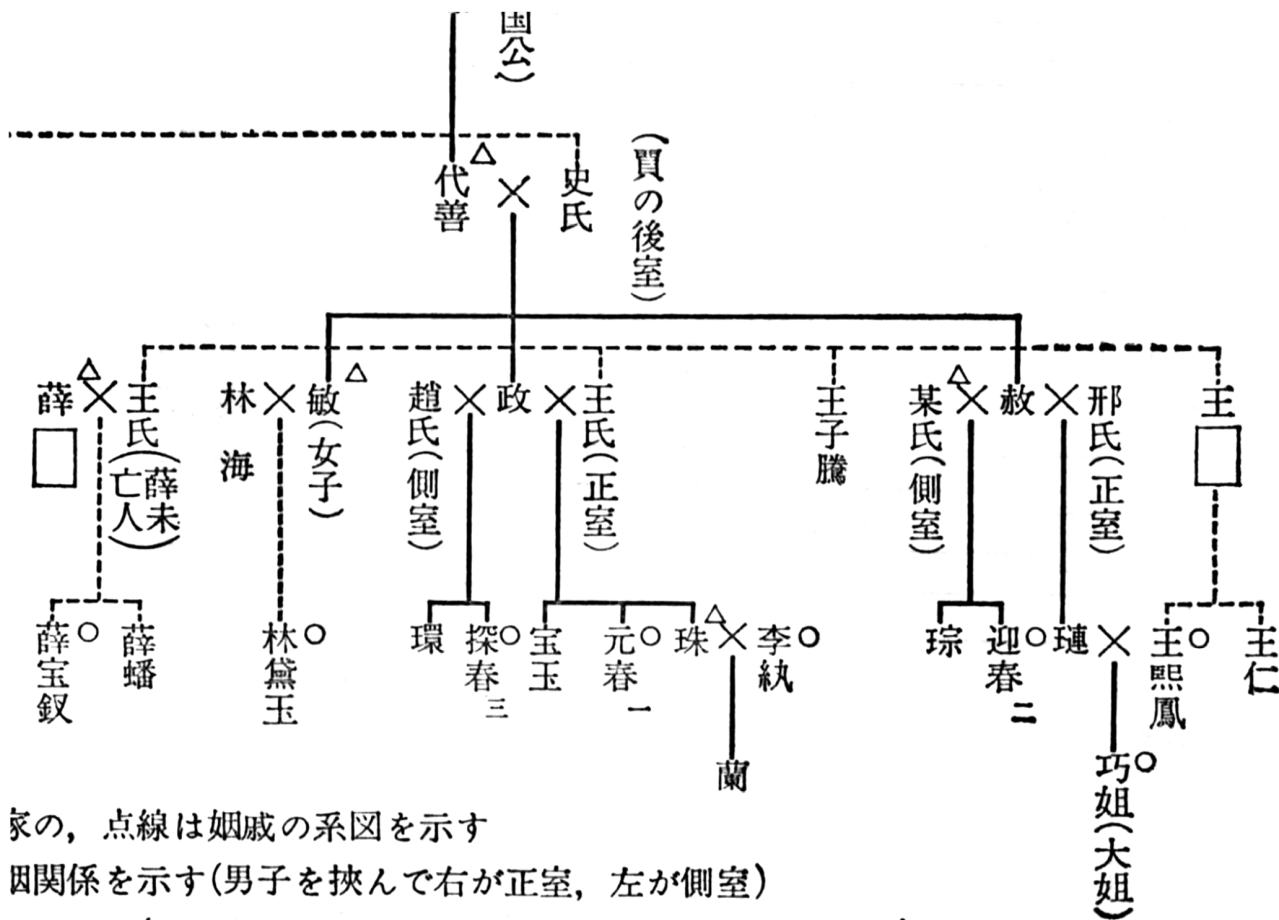


図2 賈家世系図(部分、拡大図):伊藤漱平訳『紅樓夢』上、附録



家の、点線は姻戚の系図を示す
 関係を示す(男子を挟んで右が正室、左が側室)
 を示す(第2回 賈雨村・冷子興の対話時を基準として)

いるという事である。先に挙げた表にみえる通り、女主人筋では王夫人（賈政に嫁し、賈珠：早世／賈元春：宮中で貴妃になる／賈宝玉：主人公、の3人の母）が5例、薛宝釵（母親が王夫人の妹）も5例みられる。むろん王熙鳳に比べると少ないが、それでも王家関係者だけで38例となって女話者の半分を占めている。薛宝釵という人物は、文字は読めるし詩詞も作れる才女だが、自ら言っているように「やはり糸を紡いだりお針仕事をしたりするのが、おたがいの本分ですもの（第37回）」という考え方である。思うに、王家の血統あるいは環境が歇後語・諺の出やすい家柄だったのではないだろうか。

以上のように、文盲お嬢さまで王家出身だから歇後語・諺を多用したと指摘したが、さらに王熙鳳自身が持つ「自己顕示欲」というキャラクターを抜きには考えられないので、ひとこと付け加える。斎藤良輔は「“しゃれ”を自由に、うまくつかいこなして、周囲の人たちの話題の中心になりたい、という自己顕示欲」を指摘しており、⁽²¹⁾王熙鳳の性格はまさにこの通りである。いつも皆から注目されたい、目上の人から可愛がられたい、という感情が強い人物なのである。ゆえに自然と身に付けた歇後語がポロリと出る、というレベルではなく戦力的に「いつかこの歇後語をつかってやろう」と虎視眈眈と狙ってさえいる。実際に彼女が使った第30回の「黄鷹抓住了鷓鴣の脚—親密不可分」（大鷹がはい鷹の脚をひつつかみ—親密）は、賈宝玉と林黛玉が仲違いして周囲が気を揉んでいる際に出た彼女の歇後語であるが、周囲から「そんな言い方があるのかしら？」と感心されている。深刻な場面を笑いに変えることのできる頭の回転と、一風変わった喩えに屋敷の皆はホッと安堵の胸をなでおろし、心中王熙鳳を称えるのである。

次に、「第68回問題」について考察を行う。歇後語・諺ともに、第68回における使用が突出して多かった。その理由は以下の様に考えられる。

第65回～第69回は『紅樓夢』における「作中作」である。（注で回頭：副題を挙げる）⁽²²⁾王熙鳳の夫賈璉がこっそりと妾（尤二姐）を作り別宅へ隔離した。そのことについて賈璉の付き人である興兒は「人家是醋罐子，他是醋缸、醋瓮。」（人がさしずめ酢瓶だといたしましたら、あちら（王熙鳳）は酢甕の中の大酢甕といったところでございましょうよ。：第65回）、と王熙鳳を酷評し注意を促したにもかかわらず、言葉巧みに賈璉の留守に王熙鳳の屋敷へ引っ越しされる。そうした上で、尤二姐のかつての婚約者（張華）を焚き付け婚約不履行で訴えさせ、さらに国喪・家喪中に婚約者がいる身で尤二姐を娶ったと大騒ぎをし、周囲の人々に「王熙鳳が取り乱すのも当然だ」「気の毒に」という気持ちにさせることに成功するのである。結局、孤立無援で進退窮まった尤二姐は生金を呑んで自殺してしまう。この間の王熙鳳の言動—特に歇後語・諺の多用—は練りに練った成果である。このプロットは『金瓶梅』の毒婦潘金蓮⁽²³⁾の影響であると船越は指摘している。⁽²⁴⁾

また、李希凡が「中国の伝統的な観念に『不孝有三、無後為大（不孝に3種あり、子の無きが最大）』」があり、封建貴族の家庭では自然と家族の連続が重視されている。」（和訳は池間、原文は注）と指摘しているように、王熙鳳の唯一にして最大の弱点が男児に恵まれないことだった。第68回では尤二姐が妾とはいえ男児を生めば立場が逆転する危うい場面であり、後に点綴されているが、すでに尤二姐は身籠っていたようである。ゆえに、王熙鳳の嫉妬の焰は激しさを増して、頂点に達していたのだ。そこで、相手を完膚なく罵倒すべく、酷い言葉を投げかけたのだと想像できる。

以上のような理由から、今回抽出した王熙鳳が使用した歇後語11・諺4の合計15は、第68回

で集中的に用いられているのである。

最後に、前 80 回と後 40 回の作者問題について述べる。

「はじめに」の注 5 で触れたように、『紅樓夢』成書過程において今 2 つの議論がある。それは“一稿多改（一人の作者が何回か稿を改めた）”といわれる、曹霑の手になった作品が数回リライトされたという立場であり、いま一つは“二書合并（前後の作者が異なり、出版に際して合体された）”といわれ、後半三分の一が失われたが、続作者が前 80 回の伏線を撤収する形で続作した、というものである。ベルンハンド・カールグレン（1889 年－1978 年）は 38 語の調査により「前後同一説」を提示した。一方、池間の調査（色彩・語り手・畳語）ではまだ明確な結論が出ていないものの、少なくとも畳語においては後 40 回続作説を後押しするデータを得た。

そこで、今回の「歇後語・諺」の使用について見てみると、全体で 321 例、前 80 回は 249 例（77.6%）：後 40 回は 72 例（22.4%）であった。後 40 回を 2 倍率にしたとしても明らかに前 80 回に偏っている。ゆえに、今回の調査では“二書合并”すなわち続作説を支持するという結果になった。

本稿では『紅樓夢』にみえる王熙鳳の形象を歇後語・諺の使用という観点から観察し考察した。当初の予想通り、どちらも王熙鳳は戦略的に大量に使用していることが確認できた。そして、この口語使用の特徴が彼女の形象と深く結びついていることを指摘し、続作者問題においては「歇後語・諺」使用が前 80 回に集中しているため、続作者の存在を肯定する結果となった。

本稿発表の機会を与えて下さった山本賢二先生へ、長き間に頂戴した学恩の御礼と、古稀の御祝いを申し上げる。

注

- (1) 渋井君也（2019：109-118）「日本におよび中国における『源氏物語』と『紅樓夢』との比較研究について」、文化学園大学・文化学園大学短期大学部紀要 50
同論文によると、日本における比較研究は 13 本、中国における比較研究は「汎論的な研究」が 23 本、「人間描写の比較研究」が 35 本、「その他の比較研究」が 22 本、と説明されている。そのほとんどが 1980 年以降の論考である。
- (2) 文学作品から影響を受けた作品を研究するものをフランス学派といい、直接的な影響がないが類似点があるものを研究する立場がアメリカ学派である。
- (3) 中国 5 大小説とは、『西遊記』『三国志演義』『水滸伝』『金瓶梅』『紅樓夢』である。
- (4) 講談の台本として宋代から「話本小説」という体裁の出版物が盛んに出版され、明清代に『西遊記』『水滸伝』などが章回小説として歓迎され、『水滸伝』のスピンオフ作品として『金瓶梅』が出現した。その影響によって『紅樓夢』も 120 回の章回小説として構想されたと思われる。
- (5) 1950 年代にカール・グレンの調査によって「前後同一作者説」が掲げられたが、日中では依然として「前後別作者説」の議論がある。池間もこの問題についてすでに「小説『紅樓夢』の色彩語について」（2012 年 3 月、流通経済大学社会学部論叢 22 - 2 号）論文、「『紅樓夢』における語り手の問題—前 80 回と後 40 回の文体に注目して—」（2017 年 6 月、日本文体論学会での口頭発表）、「『紅樓夢』における畳語使用について—前 80 回と後 40 回の文体を中心に—」（2019 年 3 月、日本文体論学会『文体論研究』第

65号) 論文において発言をしている。

- (6) 歌合・句合などで、判者が歌や句の優劣・可否を判定して述べることば。はんことば。はんのことば。ここでは『紅樓夢』第12回で示される各自の結末を示す。
- (7) <https://zh.wikipedia.org/>2019年4月23日アクセス
「王熙凤是《红楼梦》中主要的人物，贾琏正妻、巧姐生母，亦是贾宝玉堂嫂及表姐。别称凤辣子，又称琏二奶奶，是荣国府的实际当家人。周汝昌认为《红楼梦》故事情节有两条大脉路，一条以宝玉为中心，一条以王熙凤为中心。」
- (8) 新華書店 (1983:134-147) 「王熙鳳論」
- (9) 前掲書『紅樓夢人物論』、p.135 「在中国古典著作中，不容易找到如此紧张强烈的腕力写成的人物典型」
- (10) 前掲『紅樓夢人物論』、p.136 「作者刻画出一个聪明、漂亮、能干、狠毒的凤辣子」
- (11) 船越達志「王熙鳳の形象」(1999:498-502) 『岡村貞雄博士古稀記念中国学論集』、白帝社
- (12) 池間里代子 (2014:45-60) 「『紅樓夢』の歇後語について」、『文体論研究』第60号
- (13) 马经义 (2007:38) 『中国红学概论』上冊、四川大学出版社
- (14) ①第1回、甄士隱と賈雨村が元宵節で酒盛りをし、その翌年雑踏で一人娘の英蓮が失踪した。後に薛蟠に妾として買われ、様々な苦難の末に正妻となる。
②第17・18回、賈元春が大観園へ元宵節に省親した。
③第22回、賈元春の提案で皆が灯謎を作る。
④第53・54回、大観園で盛大な元宵節をおこなった。
- (15) 藤井乙男 (1929:2-4) 『諺の研究』進文堂書店
- (16) 前掲書『諺の研究』pp.12-13
- (17) 前掲書『諺の研究』pp.3-4
- (18) ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典 <https://kotobank.jp/word/%E8%AB%BA-65622>
2019年6月24日アクセス
- (19) 古谷二夫 (1975:215-229) 「紅樓夢集諺—中国諺語資料(5)」、『中京大学教養論叢』中京大学学術研究会 15巻4号(29号)
古谷は「三言二拍」(明代通俗小説)・水滸伝／水滸後伝・元曲選に続くものとして紅樓夢を素材として諺を収集した、とはしがきにある。
- (20) この問題については、すでに日本文体論学会口頭発表において、大阪学院大学の近松明彦教授より「てよだわ」言葉の存在を示唆され、中村桃子(2012)『女ことばと日本語』岩波文庫をはじめとする資料を読んでいる最中である。乞待稿。
- (21) 斎藤良輔 (1986:235) 『しゃれの世相学—言語遊戯ソサイエティー』未来社
- (22) 第65回：賈二舍偷娶尤二姐 尤三姐思嫁柳二郎
第66回：情小妹耻情归地府 冷二郎一冷入空门
第67回：见土仪攀卿思故里 问秘事凤姐讯家童
第68回：苦尤娘赚入大观园 酸凤姐大闹宁国府
第69回：弄小巧用借剑杀人 觉大限吞生金自逝
- (23) 中国語で「女性の愷気」を「吃醋(酢を飲む)」という。注21で挙げた第68回の回頭(副題)にも「酸凤姐大闹宁国府」とみえる。

- (24) 前掲、船越達志「王熙鳳の形象」、p.502
- (25) 东方出版中心『李希凡文集（第二卷）－『红楼梦』人物论』（2014：236）「在中国的传统观念里，“不孝有三，无后为大”，封建贵族之家自然更重视所谓家族香火的延续。”」

参考文献

- 1996年7月『「红楼梦」的语言』、北京语言学院出版社
- 1987年12月『红楼梦辞典』、广东人民出版社
- 1988年2月『红楼梦人物论』、贵州人民出版社
- 1986年7月『红楼梦的背景人物』、辽宁大学出版社
- 1986年10月『「红楼梦」辞典』、山东文艺出版社
- 1988年5月『红楼梦鉴赏辞典』、上海古籍出版社
- 1985年8月『「红楼梦」的语言艺术』、语文出版社

林語堂のジャーナリズム論の形成と展開 —「民権」の基礎としての「新聞の自由」の追求—

井上 友和*

はじめに

近代中国を代表する世界的作家の一人であった林語堂⁽¹⁾（1895-1976）の生涯は、中国の「近代化」の理想を追求する知識人の栄光と苦悩そのものであったといえよう。「栄光」とは、林語堂にあっては、「デモクラシーとサイエンス」という標語に表されるような西洋の価値観は、中国が受容すべき普遍的なものであり、知識人たる自分たちはそのために奮闘すべき使命を担っているということである。他方で「苦悩」とは、（少なくとも林の生前においては）最終的に大陸中国においては、この理想は実現しなかったという事実には他ならない。

林語堂がその生涯を通じて追求してやまなかった西洋の価値観——近代以前の中国にはなかった価値観——の最たるものは、「民権 civil rights」であり、とりわけその基礎をなす「言論・出版の自由」あるいは「新聞（ジャーナリズム）の自由」であった。

林語堂は、なぜ絶えず「新聞の自由」を追求し続けたのか？ なぜ「新聞の自由」こそが「民権」の基礎と言えるのか？ 「新聞の自由」に従事する者に求められる責任は何か？ 本稿においては、以上の問題に答えるべく、「林語堂のジャーナリズム論が歴史的にいかに形成され、展開されていったのか」という視点から考察を加えていきたい。

1. 林語堂のジャーナリズム論の形成（1930年代）

—ジャーナリズムの使命（痛みを叫ぶ自由）の認識—

(1) ジャーナリズム論形成前史

1895年、福建省の廈門に近い漳州にキリスト教牧師の子として生まれた林語堂は、米国のハーバード大学やドイツのライプチヒ大学などで言語学の研究を専攻し、1923年に博士号を取得後に帰国してからは北京大学英語学教授に就任し、北京を拠点として魯迅・周作人らと共に「急進過激な教授の一人」⁽²⁾として政府批判の評論やエッセイを書いた。

この時期、林語堂は言論活動に対する権力の弾圧を直に体験することになる。たとえば、1925年に上海で租界警察がデモ行進中の労働者、学生に対して発砲し、13人の死者と40人余りの負傷者が出る「五・三〇事件」が発生した。これに抗議する運動は、林が当時教務部長の任にあった北京女子師範大学にも飛び火した。この間、林は終始、新聞雑誌を通じて、デモを弾圧する軍閥政府を批判し、学生を支持する文章を発表した。

*いのうえ ともかず 京セラ株式会社 稲盛ライブラリー 研究・出版課 副責任者

さらに翌1926年、北京での民衆の請願デモに対し、段祺瑞政府の衛兵が発砲する「三・一八事件」が発生した際には、犠牲者となった林の教え子を追悼する「劉和珍・楊徳群女史を悼む」という文章を発表した。この中で、林は「生まれてから最も哀しい経験であった」と述べるとともに、「劉・楊両女史の死は、彼女たちの一生と同じように、国を亡ぼす官僚や国を蝕む大夫たちとの闘争による死」であったとして、言論を弾圧する権力に対して、対決の姿勢を明確にしている。

こうした林の立場は、時の北京政府に嫌われるところとなり、1926年5月には北京脱出を余儀なくされる。その後、一時的に武漢国民政府外交部長であった陳友仁の革命運動に従事したが、やがて一切の政治活動を忌避するようになり、「1927年からひとり著述業に専心没頭した」⁽⁵⁾。これ以後、林は上海を拠点としてその豊富な評論活動を展開することになるわけだが、この北京における権力との闘争の経験こそは、彼のジャーナリズム論を形成する土台となったと言えよう。

(2) 現代批評の責務

林語堂のジャーナリズム論の萌芽がある程度まとまった論考として登場するのは、1930年1月3日に「寰球学生会」で行った「現代批評の責務について」という講演においてである。この中で林は、西洋と東洋を比較した上で、今日において、東洋文化の発展が停滞している理由は「批評の文化」がないことにあるとして、次のように述べている。

「現代の文化は批評の文化である（中略）我々は西洋の風俗制度には割合に進歩の能力があり、たといよくない風俗制度があるにしても割合に旧きを捨てて革新する機会があり、改良するとなれば我が方よりも迅速であることを認めぬわけにはいかない。それは西洋の文明が批評の文明だからである」⁽⁶⁾

そして、この批評の文化がある社会は、それが無い社会よりも明らかに進んだ社会であるとして、こうも説いている。「反対者にせよ支持者にせよ、共に批評の理論にもとづいて社会の輿論に訴えることができる。これは批評的でない文化の国においては有り得ないことである。こうした変更がよいことか悪いことかは別問題として、少なくとも新しい理想が十分な実現の機会を与えられているわけである。これはいうまでもなく、批評のない、寛容性のない社会に比べれば得である」⁽⁷⁾

このような認識のもと、林は「批評が現代文明の唯一の推進力というような神聖な職務」⁽⁸⁾を担っていることを自覚していた。それは「ジャーナリズムの使命」とも言えるものであり、具体的には次のように列挙している。

「批評とは対象の真相を正しく認識することである（中略）批評とは学問的に冷静な態度を以て、我々の文学思想、生活動作、風俗礼儀、および一切の社会事象を批判することである。これは勿論なま易しいことではなく、世間でいう共鳴や排撃とは全く別物である。我々は対象の真相を正しく認識しなくてはならぬが、しかし我々の一切の想念は多少とも俗念に曇らされており、多少とも輿論に掣肘されているものである。もしも批評が俗見を脱しえないならば、真に自由な批評はあり得ない」⁽⁹⁾

ここには、以後生涯にわたって林語堂が主張していくジャーナリズム論の基点が示されているように思う。それはつまり、近代の自由で民主的な社会を築いていくにあたって、批評の文化は不可欠であるが、対象の真相を正しく認識した優れた批評を行うことは決して容易な道のりではない、

ということである。だが、「この批評の文化は、今や各国の共有であり、いずれか一つの地方一つの国の専有物ではない」⁽¹⁰⁾からには、その普遍的な価値を、いかにして中国社会に導入するかが次の問題として浮かび上がる。

(3) 言論の自由とは何か

先の講演からおよそ3年後、林語堂は中国キリスト教青年会（YMCA）において、「言論の自由について」（1933年3月4日）と題して講演を行っている。この中で林は、単に一般概念上の「ものを言う自由」ではなく、「痛みを叫ぶ自由」こそが現在の中国には必要であるとして、次のように述べている。

「唯一の価値ある自由は、被圧迫者が痛みを叫ぶ自由と、圧迫されている環境を変える自由である。私たちが必要としているのは、まさに痛みを叫ぶ自由であって、ものを言う自由ではない。（中略）人としてはものを言うことだけが必要であって、痛みを叫ぶ必要はないという人もいますが、私はそうは思わない。また、民生は民権よりも重要であり、現在の中国内地の一般庶民はすでに生きることさえできなくなっているのに、民権など語っている場合ではない、と考える人もいますが、実際はそうではない。生きることができなくなった時に泣き叫んでこそ、鳥獸としての身分が保たれるのであって、さもなければ死あるのみである。このような痛みを叫ぶ自由こそが私たちの生活と関係があるのであって、どのような哲学理論よりもすばらしいものだ」（唯一有價值的自由，是受壓迫者喊痛之自由，及改造壓迫環境的自由。我們所需要的，正是喊痛的自由，並非說話的自由。〔中略〕有人以為做人只需說話，毋須喊痛。鄙意不然。又有人以為民生比民權重要，現在中國內地的百姓已經活不了，還談到什麼民權？其實不然，活不了時也得喊一聲，才有鳥獸的身分，否則只有死之一路。這種喊痛的自由才是與我們的生活有關係的，比什麼哲學理論都好⁽¹¹⁾）

ところが、実際には、現代に生きる中国人にはこのような「痛みを叫ぶ自由」としての「言論の自由」はなく、一般民衆にあっては、「危害を被って痛い時には、ただ家に帰って毒づくだけであり、それも人に聞かれるのを恐れる」というあり様で、政府が好きなもの、「口をつぐむこと瓶のごとき（守口如瓶）従順な民」であって、決して「痛みを叫ぶことを好む一般庶民」ではない。

では、なぜ中国では言論がそのように忌み嫌われるのか。その理由について、林はまず第一に、そもそも中国には「言論の自由」という思想そのものが歴史的に存在しなかったと述べている。つまり、「言論の自由は舶来の思想であって、真の国産ではない（中略）中国の経書の中にも、言い伝えの中にも、個人の言論の自由という説を探し出すことはできず⁽¹²⁾」、ただ官にとって害にならない限りにおいて、許容されているに過ぎないものであった。

第二に、根本において、「民の自由」と「官の自由」は対立するものであって、民が「言論の自由」を持つことは官にとっては「不自由」になることを意味しているゆえに、言論は常に忌み嫌われてきたと林は分析している。つまり、「一般庶民に言論の自由があれば、官僚は自由に報道機関を封鎖することができなくなり、一般庶民に生命の自由があれば、官僚は自由に人民を逮捕拘留することができなくなる。ゆえに民の自由と官の自由とは真正面から衝突する」（百姓言論可以自由，官僚便不能自由封閉報館，百姓生命自由，官僚便不能自由逮捕扣留人民。所以民的自由與官的自由成正面的衝突⁽¹³⁾）わけである。

上記の言葉は、中国の歴史においては、「言論の自由」は権力を握る「官の自由」であって、民

の言論は常に権力に抑圧される立場にあったことを暗に意味している。だが、このことは中国人が生来、「言論の自由」に関心を持たなかったことを意味しているわけではない。西欧近代社会との重大な相違点は、ただ「言論の自由」という権利の法的保護の有無にあるとして、次のように述べている。

「各人が自分の門前にある積雪だけを掃除するという（利己的で他人に無関心な）態度は、決して国民の天性ではない。人権の保障が得られず、法律が人を守ることができないがために、堅く口を閉ざすこと瓶のごとくにして自衛するしかないからだ。（中略）もし今日、人権の保障があれば、国民はきっと別の様相を呈していたことだろう」（須知這各人自掃門前雪的態度，並非國民的天性，乃因不得人權保障，法律不能衛人，所以人人不得不守口如瓶以自衛。〔中略〕假定今日有人權保障，國民必另有一番氣象⁽¹⁴⁾）。

実際、中国の歴史上において、後漢までは学生や知識人が積極的に政府を批判する行為が盛んであったが、党錮の禁の迫害以後は身を守るために国事を語ることをしなくなったと林は付け加え、民国時代の現代においても変わらないと評して、この講演を締めくくっている。

(4) 民論と政府権力との抗争の歴史としてのジャーナリズム史

雑誌や講演において絶えず訴えてきた林語堂のジャーナリズム論は、『A History of the Press and Public Opinion in China』（1936年）という書き下ろしの単著によって一つの集大成を迎える。

先の「現代批評の責務について」において述べられた「批評」の果たすべき役割について、林は改めて本書で「先ず自由なる新聞という理想を前提に置き、民主主義の真実の基礎と考えられる基準、即ち、第一には、賢明且つ公平な方法によるニュースの選択、編輯、発表、に依って民衆に正確なる報道を提供しているかどうか、第二には、自由にして束縛されざる輿論を発表しているかどうか⁽¹⁵⁾」という観点から検討を行っている。

この観点から、先に林が提起した「痛みを叫ぶ自由」としての「言論の自由」「新聞の自由」を見た場合、「現代支那の新聞は、尚幼稚な発達段階にある」と診断を下している。さらに、表面的には活性を呈しているかに見える新聞業界について、「新聞の発行高がどんなに多くても、傷けられた時に叫びだす自由がなければ——この自由こそ文明の恩沢であるが、現在のところ人間社会でなく動物社会によってのみ享受されているのだ——新聞の自由などといっても人を馬鹿にしているだけである⁽¹⁶⁾」と警鐘を鳴らしている。

こうした基本的認識に立った上で、林は本書において、古代から現代に至る中国の新聞輿論史あるいはジャーナリズム史を「民論と政府権力との抗争の歴史⁽¹⁷⁾」として捉え、その正負両面を通時的に論じている。これこそは林語堂のジャーナリズム論の中核をなす概念であり、林自身が実際に経験した軍閥政府との対決に裏付けられたものでもある。

正の側面から中国のジャーナリズム史を捉えるならば、そこに「『善き政府は常に民の声に耳を傾ける』という古えの哲理に含まれている支那のデモクラシーの種子が、如何に生長し発展し、時に絢爛と花咲いたかを見出すことができる。だが、負の側面から捉えるならば、残念ながらこの貴重な花はほとんど例外なく歴史の中で「独裁的性格の支配者に依って無残に踏みじられてきた⁽¹⁸⁾」ことを教えてくれている。

林はこのことを漢代における「清議」、宋代における学生運動、そして明代における御史・東林

党の活動などを取り上げて具体的に論じている。いずれの時代においても、死をも恐れずに政府を批判する剛毅の精神が絶えたことはないが、また永続することもなかった。その原因について林は、「政治の純潔を維持しようとつとめた学者達の最大の道徳的勇気も、最も英雄的な犠牲も、民権の法律的保障のないところでは無益であった」と総括している。なぜならば、明代における政府批判の言論が時の権力者である宦官・魏忠賢によっていとも簡単に弾圧されたように、「真理と考え正義と考えたものを擁護するため、投獄と死刑に遭った数百の殉教者の働きも、覚醒し憤激した国民の一致団結した意見も、皇帝の前で一、二滴の涙を流して哀訴する一人の宦官のために悉く水泡に帰したからである」⁽¹⁹⁾。

中国古代のジャーナリズム史、言論の発達を概観した林は、さらに本書の後半では中国近代のジャーナリズムの勃興と現状についても分析を加えている。清朝末期である1895年から辛亥革命が勃発する1911年までは中国の「ジャーナリズムの黄金時代」⁽²⁰⁾であると高い評価をしている一方で、「現代新聞の退歩は、政府が『強力』になれば、なるほど新聞は弱くなり、政府が弱くなればなるほど新聞は強力になるという一つの矛盾した真理を含んでいる」⁽²¹⁾と述べている。

これら本書における通史を通じて、古代であれ現代であれ、変わることはない中国の課題が浮き彫りにされている。それは、新聞の自由、言論の自由に対する法的保障がないということである。逆に言えば、民権としてこれらの自由を保障さえできるならば、中国の国民はその生来の批判精神を発揮することが十分に可能であると林は措定している。それは、「歴史的概観に依って、我々は、古代支那に於ける民衆批判の精神は、正当なる社会的政治的環境を与えらるるや、再び良き実を結び、現代の新聞の中に、真の民主主義的な力を出現せしむるに至るであろうという確信を強めることが出来る」⁽²²⁾という林の言葉に明確に示されている。

では、新聞の自由、言論の自由を保障する「社会的政治的環境」を具体的にいかにして構築することができるのか。林語堂のジャーナリズム論は「実践篇」へと展開、発展していくことになる。

2. 抗戦・国共内戦期におけるジャーナリストとしての林語堂

—「民権」の基礎としての「新聞の自由」の要求—

1930年代に形成された林語堂のジャーナリズム論において、ジャーナリズムの使命は「痛みを叫ぶ自由」であり、中国に欠けているのはその精神ではなく、その自由を行使する言論空間の法的保障であると述べられている。これは林自身の実体験に基づく結論であると同時に、当時の中央政府たる国民政府がまさに追求しようとしていたものであり、辛亥革命以来の中国社会の一つの潮流でもあった。それは、孫文の「三序構想」における「軍政」「訓政」を経て到達すべき最終目的としての「憲政」がもたらすはずのものでもあった。

林はこの憲政を目指そうとする潮流を基本的に支持しながらも——時にその遅滞を批判しつつ——、ある独自の観点を持っていた。それは、憲法が制定され、その憲法に基づいて政治が行われ、人権が保障されるという意味での「憲政」の実現よりも、すべてに先立って「言論の自由」「新聞の自由」といった「民権」を保障することを優先しなければならない、という主張である。それは、デモクラシーの基礎には民権の保障が不可欠であり、民権の基礎には「言論の自由」「新

聞の自由」が不可欠である、と要約することができるだろう。

この民権の基礎としての「言論の自由」「新聞の自由」の追求は、抗戦期・内戦期において展開され、林のジャーナリズム論は「民権論」へと発展していく。

(1) 林語堂の民権観—「積極的民権」に優先する「消極的民権」—

抗戦・国共内戦期における林語堂の具体的なジャーナリズム論の展開を考察していく前に、その前提となる林の「民権観」を見ていきたい。

周知のように、孫文の三民主義を構成する柱の一つが「民権主義」であり、具体的な民権として選挙権・罷免権・創制権 (initiative)・複決権 (referendum) の四権が列挙されている。孫文は、政府の統治機能である五権 (行政・立法・司法・考試・監察) を大きな機械の馬力にたとえ、四権によって五権をコントロールすることこそが、民権主義の実現であるとして、次のように述べている。

「四つの民権とは、機械についている四つの制動装置なのである。この四つの制動装置があれば、その機械の動静を管理できるはずである⁽²³⁾」

ここに見える「民権観」とは、政府をコントロールする「民権」であり、国民が政治の主導権を持つという思想に基づいている。これに対し、林は異なる「民権観」を持っていた。

林は1932年12月に蔡元培の呼びかけに応じて、宋慶齡、胡適、魯迅らとともに中国民権保障同盟を結成し、政治犯の救護活動を行うとともに、言論・出版・結社の自由のために戦った。この活動そのものは、1933年6月に同会の幹事長を務めた楊杏仏の暗殺とともに停止するが、まさにこの活動の最中である1933年に、林は雑誌『論語』に発表した「憲法、再び」と題するエッセイにおいて、自らの「民権観」を端的に述べている。

「憲法の第一の要諦は、民権の保障にあることを知るべきである。(中略)民権には二種類ある。一つ目は、選挙、複決、罷免などのように、積極的なものである。もう一つは、消極的なもので、国民の生命・財産・言論・結社・出版の自由の保障がこれにあたる。中国が今日必要としているのは、積極的な民権ではなく、消極的な民権に関わるものである」(須知憲法第一要義、在於保障民権。〔中略〕民権有二種。一種是積極的，如選舉，複決，罷免等。一種是消極的，即人民生命、財産、言論、結社、出版自由之保障。中國今日所必需的，非積極的而係消極的民権⁽²⁴⁾)。

ここに示されているように、林は民権を積極的民権と消極的民権とに分け、後者に属する自由の保障こそが憲法の第一の要諦であると主張している。これは、西洋政治哲学史上においても「自由」の定義として長らく議論されてきたテーマであり、後にアイザイア・バーリン (1909-1997) によって「積極的自由」と「消極的自由」として提起される「二つの自由概念」(1958年)との大きな類似性を持つ。バーリンは「自由」という言葉の政治的な意味の第一は「消極的」なものであって、「主体——一個人あるいは個人の集団——が、いかなる他人からの干渉も受けずに、自分のしたいことをし、自分のありたいものであることを放任されている、あるいは放任されているべき範囲はどのようなものであるか」という問いに対する答えの中に含まれており、第二の意味である「あるひとがあれよりもこれをする、あれよりもこれであること、を決定できる統制ないし干渉の根拠はなんであるか、まただれであるか⁽²⁵⁾」という問いに対する答えであるところの「積極的」な自由を優先すると考えた。

バーリンにあっては、積極的自由の概念は、その運用において無制限に個人に干渉する権力に変貌する可能性があり、結果として市民生活の基本的権利である消極的自由を駆逐する危険性を有するものとして認識されていた。⁽²⁶⁾ 積極的自由に対する認識の出発点に違いはあるものの、林もまた、消極的自由は常に権力から脅かされる運命にあるという点では同じ認識を持っていた。「積極的」と「消極的」という言葉の響きとは裏腹に、消極的自由こそが真に「近代人の自由」⁽²⁷⁾ であって、個人の自由を保障する民権の基礎であるという信念を、林は時代に先立って提起していたと言えよう。

(2) 戦時下における「新聞の自由」の要求

林が「消極的民権」として列挙していたのは、生命・財産・言論・結社・出版の自由であったが、この中でも特に彼が重要視していたのが言論・出版の自由、つまり新聞（ジャーナリズム）の自由であった。そのことがより先鋭的な形となって世に示されたのが日中戦争期の林の言論活動である。

林は『Moment in Peking（北京好日）』（1939年）や『Leaf in the Storm（嵐の中の木の葉）』（1940年）などの小説において、国難の中に生きる中国人の姿を描くことを通じて、すでに「抗日」の文士として、その名を世界に轟かせていたが、あくまで小説家としての活動に過ぎなかった。林がその政治的立場を明確にし、以後の彼の運命を決めることにもなったのが『The Vigil of a Nation（枕戈待旦）』（1944年）という旅行記である。

林が国民政府の臨時首都・重慶をはじめとする中国本土の視察の旅に出発したのは1943年9月22日であり、1944年3月22日にニューヨークに戻っている。この6カ月間にわたる視察を経て、独立不羈のジャーナリストの立場から、林は「中国政府への支持を選択するかどうか——それは支持に値するものであり、批評に値するその過ちを私は批評する——それは中国国民としての私の権利である」⁽²⁸⁾ という結論を下す。つまり、様々な欠点があるとはいえ、総体として林は時の中央政府たる国民政府を肯定した。だが、その「過ち」については容赦なく批判した。彼が批判した「過ち」とは、民権の保障の欠如であり、なかんずく言論・出版の自由、新聞の自由の保障に他ならなかった。

まず、林は自らが見聞した事実に基づき、「戦時検閲の必要性を心に留めておくとしても、私はなお、中国において出版の自由が戦争の間に不当な範囲にわたって悪化したと主張する」と述べている。実際に、林は中国で出会った多くの作家や編集者が不必要な制限に苛立っており、戦時下にあっても政府を批判できる自由権が保障されている米国の編集者の話を驚きをもって聞く彼らを目の当たりにしている。「すべての新聞、雑誌、書籍は出版の前に検閲官に提出されなければならない」という検閲制度は、国民の言論の自由を奪っているのみならず、政府自身にも多大なる危害を与えているとも林は主張する。なぜなら、検閲によって、「新聞の場合、すべての報道発言の承認に対して責任を有するという憎むべき立場に政府を置くことになる。外国の同盟国の行為の場合、中国の外交は出版の自由として表れる中国の世論を参照する権限を奪われる」⁽²⁹⁾ からである。このように検閲は戦時の国益にも適っていないと指摘しつつ、具体的に「検閲は、軍事機密または敵が望む情報の漏洩を抑えることだけに限定することができ、また限定されなければならない」⁽³⁰⁾ と提言している。この林の意見との因果関係が不明だが、1944年夏から、国民政府は検閲制度を緩和する

ことになる。⁽³¹⁾

(3) 戦後の憲政実施（デモクラシー）の基礎としての民権（新聞の自由）

戦時下においても検閲は最低限度に抑制されなければならないとする林語堂の「新聞の自由」の要求は、単に作家、編集者、記者の権利擁護にとどまるものではない。より大局的には、戦後の憲政実施、デモクラシーの実現にとって「新聞の自由」が不可欠の要素であるという信念から来るものでもあった。

先述のように、日中戦争末期の中国政府にとって最大の課題の一つは、「訓政」から「憲政」への移行であった。「憲政」と聞けば、誰もが「憲法を制定し、その憲法に基づいて政治を行う」ことだと漠然と考えるが、林はそれに対し、「出版の自由は、法や政体の制定よりも重要である。政府に対して反抗する方法を知らない国民は、デモクラシーに値しない」(Freedom of the press is more important than the enactments of laws and constitutions. People who do not know how to talk against their government do not deserve a democracy)⁽³²⁾として、出版（新聞）の自由の重要性を強調している。

その理由について林は、「中国が憲法を公布し、正式に最も開明的な法律を採用し、市・省・国の民選政府を設立する」ことは容易であっても、「実施において、身体の自由や出版の自由に対する保障がないならば、そのような政府がデモクラシーの性格を有するようになるとは私は思わない」(I do not see how such governments can even come near having a truly democratic character if there is no guarantee, in practice, of freedom of the person or freedom of the press)と述べている。そして、憲法制定後に想定される問題として、「特定の省では、不法に編集者を罰し、逮捕しよう」としたり、「一部の当局は、巧妙な操作によって自らを選ばせ、その後に法律を犯すか、彼らの公約さえ破り始める」という事態が発生する可能性があるという。まさにこうした政府の権力の濫用に対して、「当局を非難する自由が保護されていないならば、政府の正直を維持することができる」とは私は思わない」(I do not see how the honesty of government can be maintained if the people are not protected in their freedom to criticize officials)と林は説いている。つまり、来たるべき憲政において、デモクラシーは用心して、絶えず守らなければならないものであり、そのためには「何よりも最初に民権を持ち、これを強く主張することができない限り、国民がそのデモクラシーを守っていくことはできない」(I do not see how the people are going to guard that democracy unless they have and can enforce first of all their civil rights)として、権利章典の即時の施行を強く求めている。ところが、この林の思いとは裏腹に「中国が立憲政府を持つべきだと強調する声はあまりに大きく、権利章典を即座に実施すべきだと強調する声はあまりに小さい」(Too much emphasis has been placed upon China having a constitutional government, and too little upon enforcing a Bill of Rights)⁽³³⁾として、現状認識の誤りを指摘している。

ここで林は、戦後の憲政下におけるデモクラシーが正常に機能するための前提として、「法に従っている限りは、この世の何人たりとも彼に触れることはできない」(Democracy means just that difference, that when a man obeys the law no one on earth can touch him)⁽³⁴⁾という感覚が法的な保障と共に国民に共有されることが求められると述べている。そして、「民権の保護が実施される時、国民は民主的になることを学ぶ必要がなくなる。中国の国民がデモクラシーの準備ができ

ていないと言われる根拠はない」(When the protection of civil rights is enforced, the people do not have to learn to be democratic. There is no ground for saying that the people of China are unprepared for democracy) と主張する。なぜなら、「官僚が法律の側に立ち、弾劾される準備ができていなければいつでも、国民は彼らを弾劾する準備ができて」おり、「国民がそうすることができる時、そしてこの精神が存在することができる時、真のデモクラシーが訪れ、国家の毒が洗い清められる」からだとして、「出版、言論、信仰、集会の自由は、デモクラシーの基盤である」(Freedom of the press, of speech, belief, and assembly is the foundation of democracy)⁽³⁵⁾ と結論づけている。

以上のような憲政実施、デモクラシー、民権に対する基本的な認識のもと、戦争終結前から実質的にすでに開始されていた「内戦」に対して、一人の独立不羈のジャーナリストとして、林は自らの意見を率直に表明する時を迎えていた。

(4) 「新聞の自由」を巡る林語堂の国民政府観と中国共産党観

先述のように、言論・出版の自由、新聞の自由という観点においては、林語堂は国民党および国民政府に対して不満を表明したが、それは決して全面的な政府の否定ではなかった。少なくとも、憲政へ向かおうという姿勢を保持している国民政府に対して、林は改善の可能性を見出していた。

後述する中国共産党と比べた時、国民政府の基本的性質はファシスト的なものでもなければ全体主義的なものでもなく、あくまで「家父長主義」(paternalism) であるに過ぎないと林は捉えている。それは、「家父長主義の悪のすべてを有している」が、全体主義における「思想の統制や恐怖と暴力の原則という悪があるとは私は思わない」と述べ、「家父長主義の悪は改めることができる」と結論づけている。具体的には、検閲制度に代表されるように、国民政府の家父長主義の悪とは、「人々の思想と行動を導き、方向づけることを気にし過ぎて、人々が自分自身を導くようにさせることには十分に気が回っていない」ことである。だが、同時にそれは一種の必要悪でもあり、国民党の家父長主義的な保護指導によって、「人々は新しく望ましい国民意識を持つようになった」という肯定的側面も林は認めている。その上で、やがて訓政は終わりを告げ、「より少なく国民を家父長主義的に甘やかし、より多く国民の言論・集会・信仰の自由に注意が払われ、『人身保護令』が実施される⁽³⁶⁾」ことを林は強く希望しており、それが十分に可能であると考えていた。

これに対し、内戦のもう一方の主要政党である中国共産党はどうか。林はまず、それが「独裁のあらゆる強みと悪を持っている」とし、「人々の生活に対する管理監督がより厳格であるため、中国共産党政権は重慶政府よりも徹底的に人的および物的資源を動員することができた」と、戦時における肯定的側面を述べている。だが、そうであるがゆえに、「そこには言論の自由もなければ、信仰の自由もない。人々は統制、恐怖、特務機関、軍および民政の地方の人民委員によって支配され、(中略) 敢えて異議を唱える者、あるいは協力を拒否する者は脅迫される。党紀の完全な履行が強要され、党がすべてを支配し、党員には高度な特権がある」(It has not freedom of speech, no freedom of belief; it rules by regimentation and by terror, by secret agents and local commissars in the army and in civil administrations; [...] it terrorizes the population that dares to dissent or refuses to co-operate; it enforces complete party discipline, the party dominates everything, and party members have exalted privileges)。これは、林が最も重要視する「消極的自由」がほ

とんどすべて奪われた社会であり、断じて容認できるものはなかった。

特に、政府を批判するという「新聞の自由」という観点から見た場合、「重慶では、すべての階級の人々が公的な場で政府を批判することができる」が、「共産区では、農民は誰もが体制を『称賛し』、それに対して何も言うことができない⁽³⁷⁾」という事実は林の共産党認識にとって決定的であった。林はその背景に、「全体主義独裁」という中国共産党の根本的で不変的な性質を洞察した。先に述べたように、国民党の「家父長主義」の悪は改めることができるが、「全体主義の悪はそうではない」(The evils of paternalism are corrigible; the evils of totalitarianism are not)⁽³⁸⁾。「中国における真に全体主義的な体制と本当に徹底した一党独裁政権は、延安にあるのであって、重慶にあるのではない」(The truly totalitarian regime and really thorough one-party dictatorship in China is in Yen-an, and not in Chungking)⁽³⁹⁾と林は結論づける。この基本的性質が改めることができないものであるならば、中国共産党が民権の基礎である「新聞の自由」を認めることもなければ、戦後の憲政実施に協力することもない。その危険性を林は世に先んじて見抜いていたと言えよう。

3. 晩年におけるジャーナリズム論の成熟

—ジャーナリズムに従事する者に求められる責任—

(1) 戦後の林語堂の政治的立場

林語堂がジャーナリストの立場から書いた『枕戈待旦』に対する反響は大きかった。それまで、米国において小説を書くたびに好評を博していた林に対して、「意地悪な流言が、共産党支持者の間に広がった(中略)自由主義者たちの間で私(=林語堂)の評判が急落した」のである。さらに、林が米国帰国後に国民政府を少しでも擁護するような発言をすると、次の日にはそれまでの出版元の社長から「二度とこんなことを言うことはできないし、言うてはならないという、厳しい警告を受け」た。こうした中国共産党批判を封じる時の言論空間の潮流の只中であって、林は「苦境に立たされた」わけだが、そのことについて、「これは負け戦だと思っただけで、私自身を単なる傷痕軍人とみなすことができたし、そのことについて殆んど何も考えなかった⁽⁴⁰⁾」という。

このことは、ある意味では、林のジャーナリズムの敗北であった。無論、時の世界情勢は林一人の言論活動によって左右できるような次元を超えていたが、言論・出版の自由、新聞の自由を封殺しようとする中国共産党の独裁的性質を洞察していながら、それを輿論に訴えることができなかったという無念が林にあったことは確かであろう。

国共内戦下において、林と同じように国民党と共産党の間で、その選択を迫られた知識人は数多く存在した。いわゆる中間派の自由主義者(リベラリスト)のうち、一部は国民党の敗退とともに1949年前後に台湾や香港、あるいは米国へと渡ったが、その大多数は共産党支配下の大陸に残った。政権を樹立したばかりの「共産党の立場からしても、自らの権力を安定させ、権威を浸透させるためには」、彼ら第三勢力の知識人の「社会的影響力を活用したほうが得策だった⁽⁴¹⁾」。結果的に、こうした多くの善意の知識人たちは、後に反右派闘争や文化大革命によって迫害されることになる。

林は1961年に米国議会図書館での講演において、親交のあった作家の老舎に言及しながら、次のように大陸に残った知識人の将来について危惧の念を述べている。

「私は彼が正直な君子であることを知っている。彼の生粋の北京語は大変流暢で、彼の人格にははなはだユーモアがあった。(中略)私は抗日戦争中に彼と重慶で会い、のちにまたニューヨークで顔を合わせた。私は彼が政治を語る時の興奮ぶりをおもい出す。しかし彼は、現在は一声も声をあげず、もはや権力を握っている人たちを罵らず、(中略)彼は完全に声をたてなくなった。私は彼が現在何を考えているかを知らない。作家が政治を自由することを肯んぜないのではなくて、政治が作家を自由することを肯んぜないのである」⁽⁴²⁾

のちに文化大革命によって老舎が非命に倒れることをまるで暗示するような悲痛に満ちた文章である。

林語堂自身は、いわゆる反共リベラリズムでありながらも、そして『枕戈待旦』において国民政府を擁護した経緯がありながらも、戦後は政治と一定の距離を保ち続けた。林語堂の多くの英文著作を日本語訳した佐藤亮一(1907-94)によれば、晩年の林は「互いに食み合う世界の会議には一切関心がない」と手紙に書いていたという。そんな林について、佐藤はこう述懐している。

「彼はついに現在の世界に対して、どうしても心を解け合わすことができない心境になっているように私には思われる。しかし彼は、幻影にも似た理想郷を心のなかにえがきながら、超然と時の流れを眺めているのであろう」⁽⁴³⁾

こうして、政治的にはやや超然とした立場から晩年を過ごした林だったが、この間、彼のジャーナリズム論はむしろ深化していった。言論・出版の自由、新聞の自由の追求そのものから、その自由を行使する側の責任はいかにあるべきかということに重点は移っていった。

(2) 諸刃の剣としてのメディアの役割

1966年、教え子で「中央日報」社長も務めた馬星野の懇請を受けて、林語堂は長い亡命生活に終わりを告げ、台湾に居住することを決めた。時を同じくして、1930年代以来、久々に中国語での言論活動を再開した。その嚆矢となる講演の一つが「ジャーナリズムと現代社会について」(談新聞事業與現代社會)である。

この中で林はまず、ジャーナリズム業界に携わる人々に向けて、「新聞界は輿論の機関であり、輿論を代表し、政治を左右することができる、文明社会の一つの大きな力」(報界就是輿論的機關, 可以代表輿論, 左右政治。是文明社會上一種大力量)であり、「国民の思想への影響は甚大」(影響國人的思想甚深)⁽⁴⁴⁾ だとして、その意義の重大さを認めている。その上で、ケネディとニクソンが対決した米国の大統領選挙を例に挙げながら、メディアによって「印象」は良くも悪くも見せることができることに言及し、泳ぐことができない自分でさえ、水泳の名人に見えるように、「印象は人工的につくり出すことができる」(印象可以人工製造的)⁽⁴⁵⁾ ことに注意を促している。

端的に言えば、「新聞は輿論の権威になることもできれば、詐欺宣伝の道具になることもできる。記者は一筆のペンをもって、人を騙す道具となることもできるし、読者が『愚か者』に成り下がるかどうか、記者の手加減一つにかかっている」(報紙可成輿論的權威, 也可成欺騙宣傳的工具。記者以一根筆, 可以作為欺人的工具, 而讀者也可成爲「阿木鈴」, 由記者隨意排佈)と言えるほどに影響力が大きいと述べている。

では、読者はメディアに騙されたままなのかと言え、そうではない。なぜなら、「水準が比較的高い社会においては、一面では記者が責任を負い、一面では読者が鑑賞弁別の能力を有している。記者は身勝手に人を騙すことはできず、読者もまた容易に騙されたりはせず、『愚か者』になることに甘んじることない。思想のある読者は、過剰な宣伝に対しては不快な気持ちを抱くもの」(水準較高的社會，一面要記者負責，一面要讀者有鑒賞分辨的能力。記者不能隨便騙人，而讀者也不容易受欺，不肯做「阿木鈴」。有思想的讀者，對過分的宣傳會引起惡感⁽⁴⁶⁾)だからである。

このように、使い方によっては輿論形成の権威にも詐欺宣伝の道具にもなり得る「諸刃の剣」としてのメディアに対処するには、情報を発信する側の記者と情報を受け取る側の読者の双方にそれぞれ相応の責任と能力が求められると強調している。

(3) ジャーナリズムに求められる責任

では、具体的にジャーナリズムに携わる者に求められる責任とは何か。まず、「新聞報道は極めて複雑なものであり、記者には取捨の責任がある。それは記者の観点と技巧にかかっている。『知っていることはすべて話し、話せば余すところなく話し尽くす』というのでは駄目なのであって、さもないければ記者の飯の種はきっと失われることになる」(報紙消息是極複雜的，記者負取捨的責任。這就在記者的觀點與技巧。「知無不言，言無不盡」是不行的，不然記者的飯碗必定敲碎)として、ジャーナリスト自身が自らの確固たる観点を持つことを求めている。

次に、「発言に責任を負う編集者及び記者は、まず読者の信用を獲得しなければならない。さもないければ、人々はあなたの新聞を買ってはくれない。読者の側もまた、個人の視点を持つことを好むものであり、新聞に書いてあることをすべて信じるよりは、まだ新聞がない方がよいくらいだ」(負言責的編輯及記者，就得先取得讀者的信用，不然人家不買你的報。讀者方面，也喜歡作個人的看法，所謂盡信報不如無報⁽⁴⁷⁾)として、メディアは常に読者の信用を獲得するための努力を怠ってはならないと警鐘を鳴らしている。

ここまで論じた上で、林は突如として話題を中国古代に転じ、新聞がなかった時代においても、常に中国史には専制権力に対抗する言論の勢力があったという持説を再び展開する。ここでは、林は簡潔に、中国史上においては、「言論の道」は二種類に分かれており、「第一は『言官』、つまり御史であり、皇帝の組織任用に対する監察の責任を負っており、今日の監察院に相当する」(第一是「言官」，就是御史，對於帝皇的設施用人，負監察責任，等於今日的監察院)として、中華民国憲法に規定された五権の一つであるところの監察院に繋がる伝統に着目させている。

これに対し、第二の流れは後漢の清議であり、明末の東林党による政府批判もこの流れに連なる。かつて林は、この清議や東林党の言論活動について、結果的に法的保護がなかったために権力者に弾圧される運命にあったことを指摘しながらも、全体としてはこれを高く評価していた。だが、多くの知識人が近代において当局の政治宣伝や情報戦に容易く左右されてきたことを知る林は、そのような単純な評価だけでは満足できなかった。むしろ、現代の知識人の弱点を投影しながら、清議や東林党に不足していたものは何かを問うている。

林は「一つの国家はひとえに、責任を負う新聞と監督能力を有する読者による独立した審判にかかっている」と前置きした上で、後漢の清議には「互いにその風格を吹聴する」という悪習があったという。その結果、かえって党錮の禁を招くことになった。同様に明代の東林党が政府を批判し

たことは間違っていなかったが、過激な議論によって自らの名声を高めようとする悪習が災いしたという。

こうした歴史的悪習から脱却し、現代のジャーナリズムが健全に機能するために必要なこととして、林は最後に次のように講演を締めくくっている。

「政治はもとより複雑極まるものであり、その是非を見分けるのは至難の業だが、二つの見方があると言える。最も重要なのは、言論を行う人が公のためにしているのか、それとも私のためにしているのかということだ。なぜなら、言論もまた、個人を攻撃し、徒党を組んで私利を図る武器になりかねないからだ。皆が国家のために志を立て、天地のために動機を抱くなら、それは良いものに違いない。個人的な怨みに報いるために、徒党を組んで私利を図るならば、是非を弄ぶ小人の道具と化してしまい、必ずや党争の悪しき現象を惹起することになる。正義を主張する気風の良し悪しは、まさにこの一点にかかっている」(政治本是極複雑的, 此中的是非難辨, 可有兩種看法。最要緊的是言論的人是為公為私, 因為言論也可成為攻擊個人, 植黨營私的武器。大家為國家立想, 為天地存心, 就是好的。為私人報怨, 植黨營私, 變成小人播弄是非的工具; 就必定引起黨爭的不良現象。主持正義的風氣好壞, 就在這一點)⁽⁴⁸⁾。

おわりに

以上、本稿では、1930年代から1960年代までの言論・出版の自由、新聞の自由をめぐる林語堂のエッセイ、講演、著書等を通じて、彼のジャーナリズム論の形成と展開を三つの時期に分けて整理してきた。

第1期の1930年代のジャーナリズム論の形成期においては、東洋文化に不足していて西洋文化から学ぶべきものは「批評の文化」であり、この批評の文化を根付かせるためには「痛みを叫ぶ自由」としての「言論・出版の自由」「新聞の自由」が法的に保障されていなければならないこと、そして、中国史において政府批判の言論が絶えず生起したにもかかわらず、弾圧を免れることができなかった理由は、まさに法的保障がなかったためであるという認識を持つに至る。

第2期の抗戦・国共内戦期においては、上記の認識のもと、戦後に憲政を実施するためにはまず何よりも「民権」を保障することが重要であり、とりわけその基礎をなす「言論・出版の自由」「新聞の自由」なくしてデモクラシーは実現しないとして、戦時下における検閲の緩和と権利章典の即時実施を国民政府に強く要求するとともに、「新聞の自由」を許容しない中国共産党に強い警戒心を抱いた。

第3期の台湾移住後の晩年においては、論点の重心は「新聞の自由」の法的保障からジャーナリズムに従事する者に求められる責任へと移り、新聞が「詐欺宣伝の道具」に墮することなく、輿論の健全な権威となるためには、個人的な怨みに報いたり、私利を図るのではなく、あくまで公のために言論を発することが重要であると説いている。

こうした林語堂のジャーナリズム論のベースに一貫して流れるのは民権の基礎としての「言論・出版の自由」「新聞の自由」は人類の普遍的価値であるという強い信念である。先に紹介した『The Vigil of a Nation (枕戈待旦)』の結論において、林は孫文の三民主義を身体機能になぞらえつつ、次のようにそのことを表現している。

「ナショナリズムの原則(民族主義)は身体の血のようなものである。デモクラシーの原則(民

権主義)は内臓のようなものであり、それがなければ身体は適切に機能せず、それ自体から無駄や毒を取り除くことができない。だが、国民生活の原則(民生主義)は、ハリのある肌、頬の赤い色、眼の光沢、そして弾むような歩みによって示されるように、健康そのものである⁽⁴⁹⁾」

ここに述べられた「民権主義」は、現在に至るまで大陸中国においては実現されない課題として残っている。改革開放以降は、経済建設による国民生活の向上という点においては、部分的な「民生主義」の実践と言えなくもない。だが、林の比喻を借りるならば、「民権」という「内臓」がなければ、身体から「毒」を取り除くことはできず、結果的に経済発展の成果という「健康体」は損なわれることになる。ここで言う身体の「毒」とは腐敗や汚職に相当する。

民権の基礎としての「新聞の自由」を追求し続けた林語堂は、今なお台湾の地から、祖国が普遍的価値観としての「新聞の自由」を受容し、身体の「毒」を取り除く日が来ることを待ち望んでいる。

- (1) 銭鎖橋によれば、林語堂は中国文学史上において、今日に至るまで、その著作が最も多くの言語に翻訳された作家であり、『老子』をも凌駕するという(銭鎖橋(2018)『林語堂傳：中國文化重生之道』聯經出版 517)。
- (2) 合山究訳(1987)『蘇東坡(下)』「解説」講談社学術文庫 328。
- (3) 「悼劉和珍楊德羣女士」『語堂文集 一』(1978)台湾開明書店 221 から訳出。以下同様。
- (4) 同上、224。
- (5) 合山究訳「八十年の回想」『自由思想家・林語堂』(1982)明德出版社 227。
- (6) 魚返善雄訳『機械と精神』(1946)朝日新聞社 54。なお、文中の旧漢字ならびに歴史的仮名遣いは、新漢字ならびに現代仮名遣いに改めている。以下同様。
- (7) 同上、54-55。
- (8) 同上、56。
- (9) 同上、56-57。
- (10) 同上、54。
- (11) 「談言論自由」『語堂文集 一』(1978)台湾開明書店 182。
- (12) 同上、183。
- (13) 同上、183-184。
- (14) 同上、185。
- (15) 安藤次郎・河合徹訳『支那に於ける言論の発達』(1939)生活社 3。なお、文中の旧漢字ならびに歴史的仮名遣いは、新漢字ならびに現代仮名遣いに改めている。以下同様。
- (16) 同上、3-4。
- (17) 同上、5。
- (18) 同上、4。
- (19) 同上、78-79。
- (20) 同上、105。
- (21) 同上、151。
- (22) 同上、101。

- (23) 孫文著・安藤彦太郎訳『三民主義（下）』（1957）岩波文庫 74。
- (24) 「又来憲法」『語堂文集 一』（1978）台湾開明書店 252。
- (25) アイザイア・バーリン『自由論』新装版（2018）みずず書房 303-304。
- (26) 自由を求めながら結果的に苛烈な独裁へと帰着したフランス革命を念頭に置きながら、その思想的淵源であるルソーを取り上げて、バーリンは次のように批判している。「ルソーのいう自由は、ある一定の領域内で干渉を受けないという個人の『消極的』自由ではなく、一社会の十全の資格ある全成員——そのうちのある成員ではなく——が公的権力を分け持つことであった。この公的権力はあらゆる市民の生活のいかなる局面にも干渉する権利を与えられている。十九世紀前半の自由主義者たちは、この『積極的』な意味における自由は、自分たちが神聖視しているすべての『消極的』自由を容易に破壊してしまうであろうことを、正しく見通していた。人民の主権は個々人の主権を容易に破壊しうるであろうことを指摘していたのだ」（前掲書、374）。
- (27) フランスを代表する自由主義思想家であるパンジャマン・コンスタン（1767-1839）は、自ら統治参加者として権力を行使したギリシアやローマの「古代人の自由」に対比して、「近代人の自由」の概念を次のように述べている。「自由とは、かれら各人にとって法律にのみ従う権利であり、一個人あるいは複数の個人の気まぐれな意志によって逮捕されず、拘禁されず、殺されず、また、いかなる手段をもってしても虐待されない権利であります。それはまた、かれら各人にとって自己の意見を述べ、自己の職業を選択し、それに従事する権利であり、自己の財産を自由に処分し、浪費すらもすることができる権利であります。それはまた、何らの許可も受けることなく、その理由や行程を報告する義務もなく往来する権利でもあります。さらに、それは、かれら各人にとって他の人々と共に、かれらに共通する利害について協議し、かれらが選択する信仰を表明し、あるいは、ただ単に、より以上に自分の好みや気紛れに適した仕方で数日間・数時間を過ごすために集合する権利であります」（大石明夫訳「近代人の自由と比較された古代人の自由について」『中京法學』33（3/4）、中京大学法学会、1999年3月10日、166）。
- (28) Lin Yutang, *The Vigil of a Nation* (1944), The John Day Company, p.14.
- (29) Ibid., p.215.
- (30) Ibid., p.219.
- (31) 国民党5期12中全会は「出版審査制度の改善決議案」を通過させ、これに基づき、国民政府は1944年6月、「戦時出版物審査規則および禁載標準」「戦時雑誌図書審査規則」を公布し、10月までに「修正抗戦期間図書雑誌審査標準」「戦時ニュース検閲規則」「修正戦時ニュース禁載標準」「修正戦時ニュース検閲標準」などの関連法案を廃止した。これにより事前審査制度から事後審査制度へと移行し、言論統制政策が緩和された（中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由 1945-49』（2004）東京大学出版会 46）。再び統制が強化されるのは、国共内戦が激化する1947年春以降である（前掲書「第3章 戦後国民政府の言論政策」、75-113を参照）。
- (32) Lin Yutang, *The Vigil of a Nation*, p.213.
- (33) Ibid., pp.219-220.
- (34) Ibid., p.218.
- (35) Ibid., p.219.
- (36) Ibid., p.217.
- (37) Ibid., p.227.

- (38) Ibid., p.217.
- (39) Ibid., p.233.
- (40) 前掲書、合山究訳「八十年の回想」『自由思想家・林語堂』、237-238。
- (41) 中村元哉『中国、香港、台湾におけるリベラリズムの系譜』（2018）有志舎 46。
- (42) 前掲書、合山究訳「五四以来の中国文学」『自由思想家・林語堂』 33。
- (43) 佐藤亮一訳『北京好日（下）』（1996）芙蓉書房出版 584。
- (44) 林語堂『無所不談合集』（1974）臺灣開明書店 679。
- (45) 同上、680。
- (46) 同上。
- (47) 同上。
- (48) 同上、682。
- (49) Lin Yutang, *The Vigil of a Nation*, pp.252-253.

新聞の前文（リード）の類型化に関する試論

—事実・説明・評価の視点から—

江上 志朗*

はじめに

新聞記事は「見出し」「前文（リード）」「本文」の3点で構成されている。読者は記事を読むとき、「見出し」の大きさ・内容でニュースを判断する。そして、実際に読み始めるときに、まず目を通すのが「前文」である。見出しの善し悪しと同様に、前文の書き方・内容によって、読者は「本文」を読むかどうかを最終的に判断しているものと思われる。

本稿では、前文が構成する1文1文に焦点を当て、次の文と、どうつながっているのかという「文の機能」と「文の内容」に着目し、「事実・説明・評価」などの観点から新聞記事前文の類型化を試みる。前文の類型化を図ることで、一般読者だけでなく、新聞記者を目指す大学生や、日本語を学ぶ非母語話者の作文の書き方への一つの視点を提供したい。

1. 新聞記事における前文

1.1 前文の定義

新聞記事の前文は「重要な記事の第1段落にニュースの概要を記述したもの」で、「読者がリードだけを呼んでも理解できるように工夫する必要がある。（中略）見出しの要素を取り込むことも必要」とされている（共同通信社 2016：8）。

また、前文の内容・形式については「本文を簡潔にまとめたもので、数行のなかに本文のエッセンスが込められている。多くは段組みになっている⁽¹⁾」とも定義されている。

これらの前提を踏まえた上で、本稿では、前文を「重要な記事の第1段落」としてだけとらえるのではなく、「本文から独立した第1段落」と定義する。「本文から独立した」とは、重要な記事の前文が2段以上の段組みで作成されることが多く、本文記事と異なる字詰めで書かれているという意味である。

次章以降で行う類型化作業でも、こうした枠組みで前文を取り扱うことにする。

1.2 前文の位置づけ

朝日新聞朝刊の2019年3月8日付1面トップ記事⁽²⁾で、前文について、見出しと本文について、

* えがみ しろう 三重大学大学院 教育学研究科修士課程

具体的に見てみることにする。【見出し】【前文】【本文】、①～⑩は稿者が本稿のために便宜的に付け加えたものである。

【見出し】

- ① 景気すでに後退の可能性 判断引き下げ 1月動向指数

【前文】

- ② 景気動向指数の1月の基調判断について内閣府は7日、これまでの「足踏み」から「下方への局面変化」に引き下げた。景気がすでに後退局面に入った可能性が高いことを示す。中国経済が急減速しており、その影響が日本経済に及んだ。

【本文】

- ③ 「戦後最長の拡大」不確かに
- ④ 政府は1月末、景気の拡大が戦後最も長い6年2カ月に達した可能性が高い、と宣言していたが、そこまで達していなかった懸念が出てきた。
- ⑤ 内閣府が7日に発表した1月の景気動向指数（2015年＝100）の速報値は、景気の現状を示す一致指数が前月より2・7ポイント低い97・9。5年7カ月ぶりの低い水準だった。悪化は3カ月連続となった。
- ⑥ 指数の過去7カ月の推移などが基準に達したため、基調判断を昨年12月まで4カ月続いた「足踏み」から「下方への局面変化」へと機械的に切り替えた。
- ⑦ 1月より数カ月前に「景気の山」を迎え、すでに後退が始まっていた可能性が高いことを示す。中国では消費や投資が幅広く鈍っている。その影響で、中国への工業製品の輸出や輸出向けの出荷が減った。
- ⑧ ただ、景気の拡大が終わったという正式な判断は、「山」を越えたとみられてから少なくとも1年ほど後までのデータも分析したうえで、内閣府が行う。
- ⑨ 2008年に始まった基調判断で「下方への局面変化」としたのは、これまでに4回ある。落ち込みが東日本大震災や消費増税といった特殊な要因によるもので、一時的にとどまった2回については景気後退とは認定しなかった。一方、残る2回は後退と認めた。
- ⑩ 茂木敏充経済再生相は7日夕の記者会見で「過去には、下方への局面変化、とされても景気後退と判定されなかった例もある」と話した。（森田岳穂）

記事を見れば分かるように、①は「見出し」である。細かく分類すると、「景気すでに後退の可

能性」が「主見出し」で、「判断引き下げ 1月動向指数」が「袖見出し」となる。

続いて②が本稿で扱う「前文」となり、この前文は3つの文（「景気動向指数の～」 「景気がすでに～」 「中国経済が急減速しており～」）で構成されている。

④から始まる本文には、③「『戦後最長の拡大』不確かに」の「中見出し」が最初に付け加えられており、④～⑩がこの新聞記事の「本文」となる。

1面トップ記事に代表されるような前文が独立して付く重要記事は、概ね以上のような構成で書かれている。

新聞記事を全体の構成で見ると、「前文」は「見出し」と「本文」をつなぐ機能を果たしているといえるだろう。

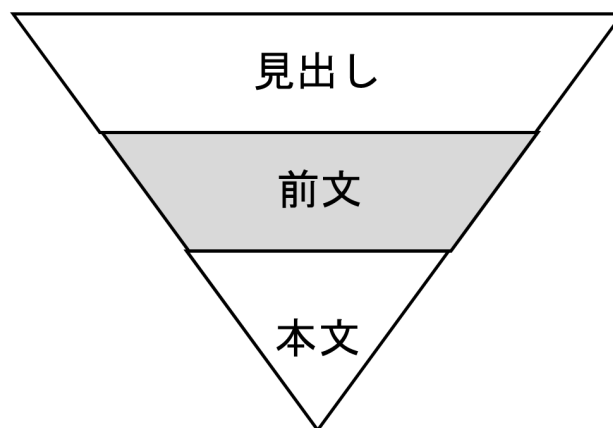
1.3 前文の文章としての特徴

次に前文を含む新聞の文体の特徴について簡単に触れておく。前節で見たように、新聞記事は「見出し」、「前文」、「本文」の順で書かれている。結論を先に書くのが原則で、重要な要素から重要度の低い要素に向かって書いていくのが新聞記事の文体の特徴といえる。これは「逆三角形」の文体といわれるもので、コラムや社説などを除いて、多くの新聞記事はこうしたスタイルで書かれている（図1）。

これはいわゆる「起承転結」や「序論・本論・結論」といった作文・小論文に見られる文体とは一線を画しており、新聞文体のひとつの特徴といえる。

前節で例として示した朝日新聞記事でも、「見出し」(①)である「景気すでに後退の可能性 判断引き下げ 1月動向指数」は、この記事全体の「結論」を表している。続く「前文」(②)はこれから書く本文の内容の要約、エッセンスであり、見出しの「結論」をコンパクトにまとめた文章といえる。④～⑩に続く「本文」は、「見出し」と「前文」の内容をさらに詳述したものと見ることができよう。

図1 見出し・前文・本文の逆三角形



ここで興味深いのは「前文」自体もこうした「逆三角形」の形を取っていることだ。前節で見た朝日新聞の記事の「前文」(②)は以下の3つの文で構成されている。

前文1：景気動向指数の1月の基調判断について内閣府は7日、これまでの「足踏み」から「下方への局面変化」に引き下げた。

前文2：景気がすでに後退局面に入った可能性が高いことを示す。

前文3：中国経済が急減速しており、その影響が日本経済に及んだ。

①の見出し「景気すでに後退の可能性 判断引き下げ 1月動向指数」の「結論」を受け、「前文1」では、内閣府がこれまでの景気動向指数を「足踏み」から「下方への局面変化」に引き下げた事実が伝えられる。続く「前文2」では、その「引き下げ」が「景気」の「後退局面に入った可能性が高い」と説明を加える。そして、これら「前文1」と「前文2」の事態が「中国経済の急減速」と関係あり、「その影響が日本経済に及んだ」と一定の評価をしていることがわかる。

このことは、「前文1~3」の関係だけを見ても、ニュースの核心の「事実」がまず書かれ、それに「説明」が加えられ、最後の意味付けである「評価」が加えられている構造を示すものといえる。新聞記事全体が「見出し」「前文」「本文」と大きな逆三角形で書かれているように、「前文」の中でも「事実」「説明」「評価」という「小さな逆三角形」の構図を持っていることがわかる。

2. 新聞記事の前文の類型化

2.1 前文類型化の意義

本章では、前文の類型化について考えてみる。

様々なニュースを扱っている新聞記事の類型化は、一見、あまり意味がないように思われる。実際、前文の書き方を学ぶマニュアルが存在するという話も聞いたことがない。ただ、類型化を試み⁽³⁾ることで、前文に一定のパターンがあることを示すことができれば、新聞記事を初めて書く記者や、簡潔な報告文などのビジネス文書を書く上での参考になるのではないかと稿者は考える。

そのためには、新聞記事の前文の類型化は、細分化された多数のパターンを提示するのではなく、3~4パターンで提示することが重要だと思われる。本稿では、いくつかの例外を一定程度認めながらも、なるべく数を減らして類型化のパターンを提示することを目指す。

2.2 類型化モデル

本稿では以下のような類型化モデルを採用する。前文で構成される1文を「文の分類」により4つに分けることから始める。その上で、「文の分類」に基づいて分けられた1文1文がどのような構成になっているかを、前文を4つのパターンに分けてみることにする。

2.3 「文の分類」による類型化

ここでは文の分類を「文の機能」と「文の内容」の2つの観点から、前文で構成される1文を類型化し4つの型に分けてみる。

提示する4つの型は以下の通り。

- (1) A型：「起文・事実」文
- (2) B型：「追加・説明」文
- (3) C型：「方向・評価」文
- (4) Z型：「A・B・C型に分類できない」文

(4)のZ型以外のカギ括弧内は、前者が「文の機能」を示すもので、A型の「起文」、B型の「追加」、C型の「方向」は、いずれも該当する文が前文の中で果たしている機能を示す。後者のA型の「事実」、B型の「説明」、C型の「評価」は、「文の内容」を示し、前後の文のつながりから、その文の内容を示すものとする。(4)のZ型文は上記の類型化には当てはまらない文とし、複数の機能・内容を含んで判断がつきにくいものとする。

以上のような観点で類型化された文の分類を具体的に検討してみることにする。

2.4.1 文の分類①（A型：「起文・事実」文）

文の機能「起文」：前文冒頭の書き起こしの機能を有する文

文の内容「事実」：記事の最も伝えたい事実（ファクト）を示す文

「起文」は例えば、「～した」「～と発表した」「～を明らかにした」「～が分かった」などで終わる文が多い。新聞記事の書き出しに最もよく使われるスタイルで、機能的な面では記事全体の第一文として扱われる。ゆえに、一部の例外を除いて基本的に第1文のみしか現れない性質を持っているといえる。例外については本稿の2.4.4 文の分類④で後述する。

文の内容としては「事実」を伝えるものがほとんどで、記者自身や取材相手の主観的な内容を基本的に含まないのが特徴である。

具体的には以下の文が相当する（下線部は稿者によるもの）。

《A型の具体例》

A①ソウルで1日、日本統治下の1919年に起きた「3・1独立運動から100年となるのを記念した式典があり、文在寅（ムンジェイン）大統領が演説した。（朝日新聞2019年3月2日付朝刊、以下、朝日新聞朝刊記事を、「19.03.02」と表記することにする）

A②米韓両政府は2日（日本時間3日）、毎春行ってきた大規模な米韓合同軍事演習を終了し、規模を縮小した別の演習に切り替えると発表した。（19.03.05）

A③伊藤忠商事は28日、株式公開買い付け（TOB）を仕掛けたスポーツ用品大手、デサントの石本雅敏社長らと同社の経営体制に関して協議したことを明らかにした。（19.03.01）

いずれの文も下線部が「主語—述語」の関係にあることがわかる。A型は「起文」の機能を持ち、文の内容として「事実」を伝えることに重点を置いている。原則、第1文目に出現するということで、類型化にあたっては以下に説明するB型、C型の文に比べ、最も明快に分類できる文の型といえる。

2.4.2 文の分類②（B型：「追加・説明」文）

文の機能「追加」：「起文」をさらに追加する機能を有する文
 文の内容「説明」：「事実」の内容をさらに詳しく説明する文

「起文」に続く文は「追加」機能を備えたものになる。「起文」が1文に限定されるのに対し、「追加」は2文以上続くことが多く、追加機能により記事をより細部にわたって叙述し、深めていく機能があるといえる。

文の内容でも同様のことが言え、A型で提示された「事実」をさらに「説明」していく形となる。文の機能と同じで、「説明」も2文以上続くことが多いのが特徴だ。

以上のことから、前文の中で「追加」「説明」にあたるB型文は最も頻出する文と位置づけることができる。

前文の具体例は以下の通りとなる。前の1文と論理的なつながりがわかりやすくなるように、上記A①～A③文の記事に続くものとして、B①～B③を具体例として以下に挙げることにする。文章としては、A①→B①、A②→B②、A③→B③のつながりとなる。

《B型の具体例》

B①日本による当時の運動鎮圧を批判する一方で、元徴用工に関する判決や元慰安婦をめぐる日韓合意など、最近の懸案には直接触れなかった。（19.03.02）

B②北朝鮮の非核化に向けた「外交努力を支援する」と米側は説明するが、トランプ大統領には演習は米国にとって無駄なコストであり、やめたいとの本音が見え隠れする。（19.03.05）

B③両社の主張はかみ合っておらず、TOB期間中の話し合いを打ち切る方針も発表した。（19.03.01）

いずれもA型「起文・事実」文に続く1文である。

具体的に見ると、B①は機能面で文在寅大統領の演説について、「当時の運動鎮圧を批判」すること、「最近の懸案には直接触れなかった」ことを機能面で「追加」しており、演説内容を「説明」していることがわかる。

B②についても前のA型の「大規模な米韓合同軍事演習が終了した」ことを「北朝鮮の非核化に向けた外交努力の支援」と「追加」機能でもって「説明」している。

さらにB③については、伊藤忠とデサントの協議について、「追加」機能で「両社の主張はかみ合っていない」ことを「説明」している形となっている。

A型に続いてB型を読むことにより、Aで書かれた「大きな事実＝結論」がB型で「小さな事実」で説明されることになり、より具体性が帯びてくることになる。前章で見た新聞記事の持つ「逆三角形」の形が、ここでより鮮明になっているといえるだろう。

2.4.3 文の分類③（C型：「方向・評価」文）

文の機能「方向」：前文全体を方向付ける機能を有する文

文の内容「評価」：前文全体の内容を受け、記事の構図や見通しを示す文

A型とB型で提示された記事を文の機能的には「方向」付けする文となり、文の内容の当事者だけでなく、実際に記事を書いている記者や有識者らによる一定の「評価」が加わる文となっていることが多い。内容的には「事実」のA型、「説明」のB型に比べ、主観的な要素が入ることになる文といえる。

よく使われる表現としては「～する可能性が大きい」「～する構図だ」「～する見通し」などの述語が現われる場合が多い。記事全体が持つ意味を提示する機能・内容を示す1文と指摘できよう⁽⁴⁾。そうした意味で、C型は記者の主観的要素を含んだ特徴を持っている文といえる。

A①～A③から始まりB①～B③に続く文のつながりで、C型が続く要素を持つのはA②B②に続くC②のみとなる。すなわち、A②→B②→C②の前文ということになる。

《C型の具体例》

C②演習の縮小は、日本を含む東アジアの安全保障にも無縁ではない。(19.03.05)

C②はA②で「米韓合同軍事演習を終了し、規模を縮小した別の演習に切り替える」ことが語られ、続くB②でそれが「北朝鮮の非核化に向けた外交努力を支援する」ものだと説明が加えられた後に続くものである（A②→B②→C②の順）。米国の韓国への外交努力の支援が「東アジアの安全保障にも無縁ではない」と文の機能でA②とB②で事実・説明されたものを「方向」付け、文の内容として、日本を含めた東アジアとも関係がある可能性があるとして記者の主観的「評価」を含んでいることがわかる。

記事は一般的に客観的に書かれるものだが、記事をより明確に位置付けるために、C型は記者や識者がどのように評価しているかを伝える役割を果たしているともいえる。

前文に続く本文を含めた記事全体の意味することを明示する形となり、事実を積み重ねていくA型文・B型文とは機能的にも内容的にも大きく性質が異なる特徴を備えていることがわかる。

2.4.4 文の分類④（Z型：「A・B・C型文に分類できない」文）

Z型は、文そのものの特徴として現われるというより、関連記事として別のページに掲載される前文で現われるケースが多い。すなわち、大きなニュースで複数のページで記事が展開されるような場合である。この場合、同じ日の紙面に複数の前文が掲載されるケースが多いが、前日などの記事を受けて書かれる場合もあるようだ。

具体的に同じ日の朝日新聞朝刊の1面と2面総合面に掲載された2つの記事の見出しと前文を示す。

ゴーン前会長きょうにも保釈 保釈金10億円 住居に監視カメラ

私的な損失を日産自動車に付け替えるなどしたとして会社法違反（特別背任）などの罪で起訴された同社の前会長カルロス・ゴーン被告（64）について、東京地裁は5日、保釈を認める決定を出した。保釈保証金は10億円。住居に監視カメラを設けることやインターネットへの接続禁止が条件とされた。東京地検はこの決定を不服として同日、地裁に準抗告を申し立てたが、地裁は棄却した。前会長が保釈金を納付すれば、6日にも東京拘置所から保釈される。（19.03.06：1面トップ記事）

否認のまま保釈決定 ゴーン前会長宅に監視カメラ・行動制限…様々な条件

昨年11月19日の電撃逮捕から107日目。カルロス・ゴーン日産前会長の新弁護団は「監視カメラの設置」などの提案で保釈＝キーワード＝を勝ち取った。特捜部の事件も「聖域」ではないことを示す画期的な先例になりうる今回の決定。中東を舞台とするさらなる疑惑の捜査、日産と仏ルノーの新たな関係構築に与える影響は――。（19.03.06：2面総合面トップ記事）

上記の2つの記事は、共に同じ日に掲載された日産前会長のカルロス・ゴーン被告の保釈決定の見出し・前文だ。1面トップでは「保釈決定」を伝え、2面トップでは、「保釈決定の影響」について書かれている。

ここで問題となるのは、「保釈決定の影響」の前文の冒頭に書かれている下線部「昨年11月19日の電撃逮捕から107日目。」の文である。

この1文は前文の冒頭にありながら、A型の機能である「起文」ではない。このことから2.4.1文の分類①で指摘した前文の冒頭の文でもA型が出現しない例外はこうしたケースを指すものといえる。

また、この文は初出の「事実」も示していない。A型の特徴である「主語―述語」の関係もない。冒頭の文であることから、前文の中での「追加」の機能も持たないし、「説明」する内容もないのでB型にも当てはまらない。いうまでもなく、機能的に「方向」も内容的に「評価」も示していない。

「主語―述語」関係がない新聞特有の文体形式のひとつともいえ、⁽⁵⁾こうしたものを文としてはZ型と分類することにする。

同様に前文でZ型と認定されるのは以下の文が挙げられる。

「日米+沖縄県で協議を」 玉城知事提案 首相はゼロ回答

沖縄県民投票の結果を受けて1日、安倍晋三首相に「辺野古移設NO」の民意を伝えた玉城デニー知事。沖縄の基地負担軽減策をまとめた日米特別行動委員会（SACO）のような日米の協議に県を加える新たな枠組みを求めたが、政府は取り合おうともしていない。（19.03.02：7面総合面トップ）

この前文下線部の第1文「沖縄県民投票の結果を受けて1日、安倍晋三首相に『辺野古移設NO』の民意を伝えた玉城デニー知事。」は当日付紙面ではなく、2月24日に行われた沖縄県民投票の結果を受けた形で、冒頭に「玉城デニー知事」に焦点を当てた書き出しといえる。

ただ、この1文に主語は無いが下線部分は次のような書き換えがあったと解釈できよう。

沖縄県民投票の結果を受けて玉城デニー知事は1日、安倍晋三首相に「辺野古移設NO」の民意を伝えた。

こうなると、分類上は典型的なA型となる。ただ、形式的な分類を厳格に行うという意味では、掲載された前文の第1文はZ型に分類した。

《Z型の例文》

Z①昨年11月19日の電撃逮捕から107日目。

Z②沖縄県民投票の結果を受けて1日、安倍晋三首相に「辺野古移設NO」の民意を伝えた玉城デニー知事。

文の類型化作業は、当たり前のことだが、様々な例外に直面する。それをひとつのカテゴリーとして分けるかどうかについては今後の検討課題といえるだろう。

2.5 「前文の分類」による類型化

本節では、前節のA型・B型・C型、そしてZ型と4つの類型化された文が前文においてどのような順番で出現するかについて検討してみる。

提示する4つの型は以下の通り。

- (1) 「A→B型」前文
- (2) 「A→C型」前文
- (3) 「A→B→C型」前文
- (4) 「A・B・C型文で類型化できない」前文

2.6.1 前文の類型化① (A→B型前文)

文の機能のつながり：「起文」→「追加」型

文の内容のつながり：「事実」→「説明」型

「A→B型」の前文は、書き起こしの「起文」にさらに「追加」機能を持たせたもので、内容面からは「事実」をさらに「説明」する形式をとる。

前節で挙げた前文を使用した分類が可能となるので、以下、具体的に前文全文を提示する。記事の構造を分かりやすくするために、実際の見出しも併せて示す。

なお、本節では、前文中のA型文を[A]、B型文を[B]、C型文を[C]、Z型文を[Z]と表記することにする。

文在寅大統領、対日「未来志向」

徴用工や慰安婦問題、直接言及なし 3・1演説

[A]ソウルで1日、日本統治下の1919年に起きた「3・1独立運動から100年となるのを記念した式典があり、文在寅（ムンジェイン）大統領が演説した。[B]日本による当時の運動鎮圧を批判する一方で、元徴用工に関する判決や元慰安婦をめぐる日韓合意など、最近の懸案には直接触れなかった。(19.03.02)

この前文はA型で提示された内容をB型が説明する2文で構成されており、最も典型的な「A→B型」の前文といえる。

次に類型化としては「A→B型」にはB型文が複数存在する形もこの類型に入れるものとする。すなわち「A→複数のB（「[B₁]、[B₂]、[B₃]…」と表記する）」も「A→B型」の前文に分類するということだ。

前節で挙げた前文では以下のものがこの「A→複数のB型前文」となる。

伊藤忠TOB、協議中断 デサント経営体制めぐり溝

[A]伊藤忠商事は28日、株式公開買い付け（TOB）を仕掛けたスポーツ用品大手、デサントの石本雅敏社長らと同社の経営体制に関して協議したことを明らかにした。[B₁]両社の主張はかみ合っておらず、TOB期間中の話し合いを打ち切る方針も発表した。[B₂]TOBの期限の3月14日以降に改めてデサント経営陣と対話の場を持つとしている。(19.03.01)

[A]で「伊藤忠商事とデサントが協議している」という「事実」を明らかにしたうえで[B₁]が協議で「両者の主張がかみ合っていない」内容を「説明」。そのうえで、[B₂]で「3月14日に再び対話の場を持つ」という「さらなる説明」を示している。このため、3文のつながりは「A→B→B」となり、これも分類上は「A→B型」前文とする。

2.6.2 前文の類型化②（A→C型前文）

文の機能のつながり：「起文」→「方向」型

文の内容のつながり：「事実」→「評価」型

「A→C型」の前文は、書き起こしの「起文」について、「方向」を示す機能を備えたもので、内容としては示された「事実」に一定の「評価」を加えた形式とする。

具体的な前文としては、以下のものとなる。

正恩氏、経済視察見送りか

公式行事のみ出席、米朝会談不調の影

〔A〕ハノイを訪問中の北朝鮮の金正恩（キムジョンウン）朝鮮労働党委員長は、米朝首脳会談から一夜明けた1日、ベトナムとの首脳会談に絡む公式行事にのみ出席し、訪問前に予想されていた経済視察には出向かなかった。〔C〕米朝首脳会談で何ら合意できなかったことが、影を落とした可能性がある。（19.03.02）

米朝会談でベトナムを訪れた金正恩委員長が「経済視察には出向かなかった」という「事実」を首脳会談で合意に至らなかったことに「影を落とした可能性がある」との「評価」を下しているという意味で、A→C型前文に分類することができよう。

翌日付の関連記事に同じA→C型前文があるので、それも以下に示す。

正恩氏、期待外れの帰途 経済視察は見送り 米朝首脳会談

〔A〕米朝首脳会談のためベトナムのハノイを訪れていた北朝鮮の金正恩（キムジョンウン）朝鮮労働党委員長が2日、北部のドンダン駅から特別列車で帰途についた。〔C〕トランプ米大統領との会談では合意に至らず、予想されていた経済視察にも出向かないなど、当初の思惑とは違った形での帰国となったようだ。（19.03.03）

この前文は金正恩委員長が「特別列車で帰途についた」という「事実」を受け、次の〔C〕でその意味について「当初の思惑とは違った形での帰国となったようだ」と「評価」していることがわかる。

A→C型前文も「A→B型」前文同様、C型文が複数表出することがある。

タクシン派が最多議席 小選挙区、過半数は届かず

親軍政派は連立交渉 タイ

〔A〕軍事政権からの民政移管に向けたタイ総選挙で、軍政トップのプラユット暫定首相が再び国を率いる可能性が高くなった。〔C₁〕親軍政側は連立交渉に入るが、反軍政側も一定の議席を確保しており、激しいつばぜり合いが予想される。〔C₂〕親軍政側に有利な制度下での「民政移管」の内実も問われそうだ。（19.03.26）

この前文はA型文で、タイの総選挙でプラユット暫定首相が「再び国を率いる可能性」という「事実」を「起文」で伝え、その結果として「激しいつばぜり合いが予想される」との見通しというC型文で「評価」を行い、さらに今後は「民政移管の内実が問われそうだ」という「さらなる評価」が続くことになる。そうした意味で、A→C→C型の前文といえ、これも「A→C型」前文の種類のひとつとして分類する。

2.6.3 前文の類型化③ (A→B→C型前文)

文の機能のつながり：「起文」→「追加」→「方向」型

文の内容のつながり：「事実」→「説明」→「評価」型

「A→B→C型」前文は、書き起こしの「起文」について、まず「追加」の「説明」が入り、そのうえで、「方向」を示す「評価」が続く型だ。「A→B型」と「A→C型」を合わせたような前文類型で、類型化ではA・B・C型文がすべて入っていることになる。

典型的な「A→B→C型」前文としては、以下のものとなる。

野党、参院も統計追及へ 立憲と国民攻防、共闘に影

[A] 2019年度政府予算案の衆院通過を受けて、論戦の場は週明けから参院に移る。[B]野党は引き続き統計問題に焦点を当てる方針。[C]衆院審議では厚生労働省による「毎月勤労統計」の調査手法変更で首相官邸関与の疑いを指摘するなど一定の成果があったが、政権へのダメージは限定的なのが悩みだ。(19.03.02)

前文では、予算案の衆院通過を受け、「論戦の場が参院に移る」という「事実」をA型の「起文」で伝え、続くB型で、その具体的内容を「追加」し、参院での論戦の焦点が「引き続き統計問題」であると「説明」。そのうえで、C型で「政権へのダメージは限定的なのが悩み」という「評価」を加えている。

「A→B→C型」前文も既出の型同様、複数のB型文、C型文が現れるケースが多い。

B型文が複数に出てくる場合とC型文が複数の場合を以下の通り示しておく。

《B型文が複数の「A→B→C型」前文》

追加緩和、日銀に圧力も 米欧、相次ぎ利上げストップ

[A]世界経済の減速懸念が、日米欧の金融政策を揺らしている。[B₁]米中貿易摩擦や中国、欧州経済の減速などから、景気への楽観論はしぼんだ。[B₂]米連邦準備制度理事会(FRB)は利上げを休止し、欧州中央銀行(ECB)は年内の利上げを断念。[C]大規模緩和を続ける日本銀行にも、追加緩和を求める声が強まりかねない。(19.03.09)

この前文では、A型で始まり、[B₁]と[B₂]の2文がB型文となっており、C型に続き、A型で「起文」された世界経済の減速懸念が日米欧の金融政策が、B型2文で具体的に詳述され、C型で

日本銀行に「追加緩和を求める声」が強まっているという「評価」を下している形となっている。

《C型文が複数の「A→B→C型」前文》

メイ首相、捨て身戦術 離脱協定案「承認されれば辞任」

[A]英国のメイ首相が、退路を断つ賭けに出た。[B]欧州連合（EU）から抜ける条件を定めた離脱協定案を英議会在承認してくれれば、辞任するとの意向を27日、示した。[C₁]袋小路に入った議論を突破する捨て身の戦術だが、必ずしも支持は広がっていない。[C₂]政府案に代わる議会の代替案もまとまらず、混迷は続いている。（19.03.29）

上記前文は[C₁]と[C₂]がC型文となる。[A]で退路を断つ賭けにでたメイ首相を「起文」として、その具体的内容（英議会在離脱協定案を承認すれば辞任する）を[B]で「説明」し、それに続く「評価」がC型2文で続く形だ。

「A→B→C型」前文では、理屈上、B・C型文とも複数現れるケースもあるが、本稿の対象とした朝日新聞2019年3月1～31日付朝刊では特定できなかった。これは限られた前文の記事の長さ⁽⁶⁾で、たとえば、B型文、C型文が2文ずつ現れたとして、A型文の「起文」と併せて5文以上を形成する形となることから表出頻度が低いものと見られる。

2.6.4 前文の類型化④（A・B・C型で分類できない前文）

本稿で何度も述べてきたように、前文が文章である限り、類型化には限界がある。「文の分類」でのZ型文が入るのがその典型といえるが、具体的な前文例を提示して改めて検討してみる。2.4.4 文の分類④（Z型「A・B・C型文に分類できない」文）でも説明したが、多くの分類できない前文は、Z型文が入っていることに加え、大きなニュースがあり、同じ日付の紙面で関連記事として複数の前文がある場合に出現することが多い。これは新聞の書き方（スタイル）に由来するものと思われる。

以下、関連記事の前文の具体例についてみてみることにする。

《類型化できない関連記事の前文》

（時時刻刻）小学校教科書、先生に親切設計 若手増加、指導サポート

[Z]「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も——。[A]文部科学省の検定に合格し、来春から小学校で使われる教科書は、学びの過程まで丁寧に書かれている例が目立つ。

[B]背景にあるのは、若手教員の増加と、学習指導要領に盛り込まれた考え方だ。（19.03.27：2面総合面トップ）

この前文はまず、A型で規定されている「機能」と「内容」に特徴があるといえる。というのも[A]の文だけでは、記事の内容の全体像がわからないからだ。その理由はメインとなる関連記事が別のページに掲載され、その記事の内容を前提に前文が書かれているとみられる。

上記記事の関連記事の前文を以下に掲げる。参考までに構成される文の分類も行っている。

小学校教科書、ページ1割増

対話式の記述増・板書例も 2020年度から

[A]文部科学省は26日、2020年度から小学校で使われる教科書の検定結果を公表した。
[B₁]学校で教える内容を決めている学習指導要領が約10年ぶりに見直されたことを受け、5年と6年では英語の教科書が初めて検定対象となった。[B₂]他の教科書の多くも全面的に改訂され、自ら問いを立てて対話しながら考える要素が盛り込まれた。[B₃]この結果、現行の教科書と比べて平均ページ数は約10・0%増え、英語も含めると約14・2%増えた。(19.03.27:1面トップ記事)

言うまでもなく、上記前文はB型が複数ある「A→B型」前文である。すなわち、「起文」[A]で「文部科学省が小学校教科書の検定結果が公表した」という「事実」を述べ、その内容を[B₁]で「5年と6年では英語の教科書が初めて検定対象」となり、[B₂]でほかの教科書も「自ら問いを立てて対話しながら考える要素が盛り込まれ」、その結果として[B₃]で「平均ページ数が約10%増え」たことが「説明」されている。

1面トップ記事を受けて書かれた2面総合面トップ記事がさきほど挙げた「(時時刻刻) 小学校教科書、先生に親切設計 若手増加、指導サポート」記事の前文である。前文にあるA型文で新しい小学校教科書が「学びの過程まで丁寧に書かれている例が目立つ」ことは、1面トップの記事の内容を受けて書かれていることがわかる。

このため、Z型文だけでなくA型文もこの前文だけを読むと、唐突な印象を受けるが、1面トップ記事とセットで読むと、前文の構造は内容とともによりわかりやすくなるということになる。

つまり、前文の類型化は1面トップ記事のように、初出の記事の前文では、A型、B型、C型の類型化は比較的容易にできるが、続く関連記事の前文では、こうした類型化が困難になるという傾向があるといえる。

このことは、前文類型化の限界を示すものともいえるが、言い方を変えれば初出の前文記事に限れば一定程度、類型化が可能であるとも指摘できよう。

3. 類型化による掲載頻度分析

新聞の前文についての類型化について見てきたが、実際の紙面でどのような頻度で現れるのかについて、本章では最後に考えてみることにする。

調査は、2019年3月1日付から8日付までの7日分(4日付は休刊)の朝日新聞東京本社発行の朝刊最終版(14版)で行い、対象紙面は1面から総合面、経済面、国際面とした。実際の紙面を朝日新聞デジタルの「紙面イメージ」で確認し、前文が独立しているものだけを集めた。

稿者の判断で前文をA型～Z型に分類したうえで、前文を「A→B型」「A→C型」「A→B→C型」、その他の「Z型」に類型化したものを分類した。

3.1 調査結果と分析

表1 前文の類型化の掲載率

	前文数	比率
A→B型	20	37%
A→C型	9	17%
A→B→C型	20	37%
Z型	5	9%
計	54	100%

調査結果では、対象となった54の前文中、「A→B型」と「A→B→C型」が同数の20に上り、それぞれ全体の4割弱を占めた。「A→C型」は2割に満たず、その他に分類されるZ型は10%足らずという結果となった。

調査結果を見て興味深いのは、C型となる1文を含む「A→C型」と「A→B→C型」の前文が全体の半数を超えたことだ（計29本、全体の54%）。

C型は2.4.3の文の分類③でみた「方向・評価」文である。一般に言われているように新聞記事は客観的に書かれており、記者の主観や主張は非常に少ないと思われていた。しかし、本稿の分類である「文の内容」として「評価」を表す表現が半数以上盛り込まれたことになる。これは前文のメッセージ性の強さという観点からも、今回の調査結果の特筆すべき点といえよう。

一方、2.4.2文の分類②で見たB型（「追加・説明」文）を含んだ前文は、「A→B型」と「A→B→C型」で、出現した前文の本数は40本、全体の74%を占め、前文の構造でBの「説明」的な要素が不可欠であることが確認された。「A→B→C型」を文の内容に置き換えると、「事実→説明→評価」の流れとなり、前文には「起文」で書き始められた事実をまず説明する。そして必要があれば「方向」付けする機能で「評価」の内容を加えるという書き方が主流となることが指摘できるだろう。

また、もっと多く表出されられると思われたZ型が全体の1割程度だったことは、本稿での類型化作業が一定の説得力を持つことにつながるともいえる。このことは、前文の類型化の方法を習得すれば、専門職としての新聞記者だけでなく、企画書や報告書などビジネス文書作成をする上でも、新聞の前文の書き方を応用できることを意味すると思われる。

3.2 前文類型化のまとめ

最後に代表的な類型化記事を掲載することにより、本稿の前文の類型化のまとめとしたい。掲載に当たっては、これまでの本稿で使用しなかった代表的な前文を挙げておく。前文の1文1文には、本稿で行ったように冒頭でA、B、C、Z型文にそれぞれ[A]、[B]、[C]、[Z]（B、Cが複数ある場合は「[B₁]、[B₂]…」とする）と記しておくので、確認してもらいたい。紙幅の関係から各類型2～3本を掲載する。

▼【A→B型】前文

「大戸屋」一斉休業し勉強会 12日、再発防止へ従業員対象に 不適切動画投稿問題

〔A〕定食店「大戸屋ごはん処（どころ）」を展開する大戸屋ホールディングスは4日、約350ある国内全店舗を12日に原則一斉休業すると発表した。〔B〕アルバイト従業員が不適切な動画をSNSに投稿する問題があり、再発防止に向けた従業員への勉強会を実施するためという。（19.03.05：経済面）

中国経済、内憂外患 想定超す成長鈍化・米との通商紛争

〔A〕中国の全国人民代表大会（全人代）は、共産党政権の命綱といえる経済の変調と、米国との対立という「内憂外患」のなかで幕を開けた。〔B〕習近平（シーチンピン）指導部はリスクを承知で景気の浮揚策を打ち出す一方、軍事力でも米国を追い上げようと国防費をさらに膨らませる。（19.03.06：3面総合面）

差し戻しの自民部会、修正せず 著作権侵害ダウンロードの違法化案

〔A〕権利者の許可なくインターネットに上げられたと知りながら漫画や写真、論文などをダウンロードすることを違法とする著作権法改正案について、自民党の文部科学部会と知的財産戦略調査会の合同会議は6日、改めて国会への提出を了承した。〔B₁〕この日も議員からは法案の修正や見送りを求める声が相次いだ。党知財戦略調査会長の甘利明元経済財政担当相が「政治論としての判断」などと主張。〔B₂〕修正せずに反対論を押し切った。（19.03.07：3面総合面）

▼【A→C型】前文

「米中合意後も圧力継続」 知財侵害是正、検証へ協議 米通商代表

〔A〕米通商外交を主導するライトハイザー通商代表が27日の米議会証言で、中国による知的財産の侵害など「構造問題」の是正に向けて圧力をかけ続ける方針を強調した。〔C〕技術・軍事覇権争いを見据えた強硬姿勢を改めて示した形だが、政治的なPR効果を得ようと対中合意に前のめりなトランプ大統領との間で溝が目立ち始めている。（19.03.01：7面総合面）

正恩氏、期待外れの帰途 経済視察は見送り 米朝首脳会談

〔A〕米朝首脳会談のためベトナムのハノイを訪れていた北朝鮮の金正恩（キムジョンウン）朝鮮労働党委員長が2日、北部のドンダン駅から特別列車で帰途についた。〔C〕トランプ米大統領との会談では合意に至らず、予想されていた経済視察にも出向かないなど、当初の思惑とは違った形での帰国となったようだ。（19.03.03：国際面）

二階氏発言、自民なお火種 次期都知事選「小池氏に協力」

〔A〕自民党の二階俊博幹事長は6日、次期東京都知事選で小池百合子知事を支援する意向を表明

したことに、**「もう発言しない」**と与党幹部に伝えた。**〔C〕**二階氏に反発していた自民都連側も静観の姿勢を見せるが、党内にいったん生まれた火種はくすぶったままだ。(19.03.07：4面総合面)

▼「A→B→C型」前文

(東日本大震災8年)被災の記録、残らぬ恐れ 42市町村の過半数、既に廃棄も

〔A〕東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島各県の42市町村の過半数が、被災時の対応や復興の過程で作成した「震災公文書」の一部を既に廃棄したか、廃棄した可能性がある。**〔B₁〕**朝日新聞の調査で判明した。**〔B₂〕**当時のメモや写真なども10市町村が保存していなかった。**〔C〕**保存ルールが統一されていないのが原因で、対策が必要になりそうだ。(19.03.03：1面トップ)

菅長官会見、改めぬ姿勢 「あなたに答える必要ない」「取材じゃない」

〔A〕菅義偉官房長官が自身の記者会見をめぐり特定記者の取材を拒否する発言を続けている。**〔B〕**「あなたに答える必要はない」「取材じゃない。決め打ち」といった発言だ。**〔C₁〕**意に沿わない特定記者の質問を受け付けない言動は、政府にとって都合の悪い質問には答えないという運用につながりかねない。**〔C₂〕**国会でも批判を浴びている。(19.03.06：4面総合面)

欧州中銀、年内利上げ断念 緩和へ軸足 銀行へ資金供給

〔A〕欧州中央銀行(ECB)は7日の理事会で、政策金利の年内の引き上げを断念することを決めた。**〔B₁〕**ユーロ圏経済の減速懸念が強まっており、低金利で景気を下支えする。**〔B₂〕**民間銀行に低金利でお金を貸す資金供給策も9月に導入する。**〔C〕**昨年12月に量的緩和策を終了し、今年中に利上げする可能性もあったが、景気減速で一転、金融引き締めから、緩和方向へ政策の軸足を移す。(19.03.08：経済面)

▼「Z型」前文

北朝鮮、制裁11件中5件の解除要求 米は「重要部分」、決裂

〔Z〕解除を求めたのは経済制裁の「11分の5」であり、一部にすぎないとする北朝鮮。**〔B〕**これを米国は実質的に制裁の「すべて」だとみて、受け入れずに交渉の席を立った。**〔C〕**27、28日にハノイで開かれた米朝首脳会談で明らかになったのは、これまで国際社会が科してきた「最大限の圧力」の核心部分を取り除こうとする北朝鮮の姿だった。(19.03.02：2面総合面)

中国経済、世界への影響は 東京で国際シンポジウム

〔Z〕激しさが漂う米中の通商摩擦や、中国の経済圏構想「一帯一路」は世界にどんな影響をもたらすのか。**〔A〕**東京都内で2月22日に開かれた国際シンポジウム「岐路に立つ中国」(日本貿易振

興機構〈ジェットロ〉アジア経済研究所、米ピーターソン国際経済研究所、朝日新聞社共催)では、日米中の専門家が中国の政策や国内経済について話し合った。(19.03.05:国際面)

(時時刻刻)否認のまま保釈決定 ゴーン前会長宅に監視カメラ・行動制限…様々な条件

〔Z〕昨年11月19日の電撃逮捕から107日目。〔A〕カルロス・ゴーン日産前会長の新弁護団は「監視カメラの設置」などの提案で保釈=キーワード=を勝ち取った。〔B〕特捜部の事件も「聖域」ではないことを示す画期的な先例になりうる今回の決定。〔C〕中東を舞台とするさらなる疑惑の捜査、日産と仏ルノーの新たな関係構築に与える影響は――。(19.03.06)

4. 結語

新聞記事の前文の類型化は、思ったよりも困難を伴う作業であった。まず、本稿執筆の初期段階において、前文を構成する1文をどう定義付けしていくのかという難題が立ちはだかった。本稿では、検討の結果、「文の機能」と「文の内容」からそれぞれ「起文・追加・方向」、「事実・説明・評価」と分類し、前文内の文章の流れを定めた。その上で、前文の型を類型化したのだが、どこまで正確さを詰めることができたかは心許ない。ただ、本稿執筆の過程で、「方向・評価」を示すC型文の出現が意外に多かったことや、限られた字数でB型文をどれだけ連ねて書くのが適当なのか、そして多量に出ると予想されたZ型文が意外に少なかったことなど、執筆前には予想していなかった新たな発見があったことは想定外の収穫であったのではないかと思う。

また、執筆過程では、今後の研究課題も見えてきた。類型化の対象記事数をさらに広げた場合、同じ結果が得られるのかどうかということだ。さらに、今回の類型化が政治、経済、国際面でそれぞれ出現頻度が違うのかどうか。今回、対象となった朝日新聞以外の新聞でも同じような頻度分析ができるのかといった問題も新たに生まれてきたことだけは最後に記しておきたい。

最後に本稿執筆前は、稿者が2001年から15年まで新聞社・通信社で記者として滞在していた中国・上海での経験を生かし、中国紙の前文との対照比較も行う予定だったが、先に述べたように執筆初期段階で、日本語の新聞の類型化作業に時間がかかったため、最終的に断念せざるを得なかった。稿者の現時点での力不足ゆえ、これも今後の「宿題」として心に留めておかなければならないと思っている。

最後に本稿が新聞記者を目指す学生だけでなく、日本語研究者や日本の新聞をどう読み解くかという日本語非母語話者のための日本語学習の一助になれば幸いに思っている。

【注】

(1) 日本新聞協会 NIE 推進事業 HP 「新聞文章の特徴」

<https://nie.jp/newspaper/feature/index.html#01>

ここでいう「段組み」とは、新聞1ページを上下に区切ったものを指し、朝日新聞や読売新聞など多くの全国紙では、12~15段組で紙面を構成している。1面トップ記事をはじめ長い記事に付けられる多くの前文は、2~4段に跨ぐ形で、作成されることが多い。

- (2) 本稿で扱う朝日新聞記事は会員向け朝日新聞デジタル (<http://www.asahi.com/>) で取得した実際に掲載された同新聞東京本社最終版（14版）朝刊記事である。
- (3) 稿者が1992年から2015年まで勤務した大手新聞社、経済ニュース専門通信社には少なくとも前文を書くためのマニュアルは存在しなかった。また、本稿を書くために、インターネット上で、前文を書くためのマニュアル本を検索してみたが確認できなかった。
- (4) 通常、新聞記事は5W1H（いつ：WHEN、どこで：WHERE、だれが：WHO、なにを：WHAT、なぜ：WHY、どのように：HOW）が重要としているが、共同通信社「記者ハンドブック第13版」の「記事の書き方」では「もう一つのWとなる、記事が読者に対して持つ意味・値打ち（WORTH）の判断も大切だ」と書いている。本稿で提起しているC型の分類もこの考え方の範疇に入るものと考えられる。
- (5) 安達太郎（2017）「スタイルから見た新聞記事の名詞型述語文」『現代日本語研究』第9号 11
安達は2006年の毎日新聞の記事を引用し、以下のように説明している。
「昨年12月2日、熊本市の熊本市民会館。日本エイズ学会のシンポジウムで、グレーのスーツ姿のパネリストが「薬害」を否定すると、医師ら参加者の多くがうなずいた。（9月1日社会面）」
下線部（熊本市民会館）を安達は「述語として文を終えているわけではなく、続く文の主題的な要素として場所や人物を提示する非述語的な用法である」と説明しており、本稿の「昨年11月19日の電撃逮捕から107日目。」も後に続く文中の「新弁護団」が「保釈を勝ち取った」ことに具体的にかかった日数を提示した文と解釈できる。
- (6) 共同通信社「記者ハンドブック第13版」の「記事の書き方」では、「記事は11字詰め」とし、「1面トップクラスでも20行以内にしたい」と書いている。すなわち、前文の長さは長いもので220字程度という計算になる。これは新聞記事の前文を見るうえでのひとつの基準となるだろう。

【引用・参考文献】

- 安達太郎（2017）「スタイルから見た新聞記事の名詞型述語文」大阪大学大学院文学研究科 日本語学講座 現代日本語学研究室編『現代日本語研究』第9号
- 庵功雄（2007）『日本語におけるテキストの結束性の研究』くろしお出版
- 市川孝（1978）『国語教育のための文章論概説』教育出版
- 共同通信社（2016）『記者ハンドブック第13版』株式会社共同通信
- 時枝誠記（1960）『文章研究序説』山田書院
- 永野賢（1986）『文章論総説』朝倉書店

整備新幹線を巡る地方紙と全国紙の世論二分と建設運動 —北陸新幹線報道などに見る地方紙の存在意義—

大西 正行*

はじめに

昨今、新聞ジャーナリズムの論調において、全国紙では〈朝日新聞・毎日新聞〉がリベラルに、〈読売・日経・産経〉が中庸もしくは保守として位置づけられる傾向が見られ、とりわけ憲法や原発、安全保障問題ではその差は際立つ。

しかし、半世紀に近い整備新幹線建設運動のヤマ場で、北陸新幹線について地方紙の記者として取材する機会があった筆者にとっては、前述した全国紙同士の社説・記事を含めた論調の対比の物差しとは別次元の物差しの存在—すなわち、「地方目線」か「中央目線」かの観点から、地方紙の多くの整備新幹線の論調は概ね「着工促進論寄り」、全国紙は「抑制あるいは慎重論寄り」—として認識せざるを得ないのである。

いったい、この差はどこから来ているのだろうか。本稿では、新聞ジャーナリズムの立ち位置をリベラルかコンサバティブか、で切り分ける発想は捨てたうえで論を進める。均衡ある国土の発展を切実に願う地方生活者の世論の代弁者〈別の表現をするなら、いわば地方の「^{たいまつ}松明役」〉としての地方紙のありようを再認識しつつ、かつては「社会全体の利益というよりは特定の利害関係者と一部の政治家のごり押しともみえる強い要求」とまで整備新幹線建設運動を批判したケースも一部に見られた全国紙の整備新幹線の論調と、沿線地方間の連携や団結の必要を唱え続けてきた地方紙の論調を比較することを通して、地方紙の存在意義を再確認したい。

先行研究として、整備新幹線建設運動と政府の予算当局との攻防が激しかった当時における日本経済新聞社金沢支局長の岡田臣弘の論考〈地域の視点〉『北陸新幹線は果たして夢を運ぶか⁽¹⁾』を挙げる。

論考抜粋〈8月に迫った政府の新幹線着工順位の決定を控え、北陸3県首脳は新幹線実現に向けて活発に働きかけているが、いまひとつ迫力を欠く。富山、石川、福井3県の立場の違いが否めず、「新幹線効果」にも前向き評価ばかりではない。新幹線問題は北陸といわず、全国の地域起こしのありようをめぐる本音と建前の落差を象徴した格好だ〉

この書き出しから始まる論考において、岡田は「論理より『遅れたくない』のムード」の項で次のように述べている。〈東海道新幹線で太平洋メガロポリスが浮上し、山陽新幹線で中国地方が、上越新幹線で新潟が、そして東北新幹線で仙台が脚光を浴びている。北陸も遅れたくない。いや北陸は他に負けない新幹線効果の恩恵に浴したいとの願望が先行した結果、交通体系のグランドデザインを描いた上での新幹線の位置づけをバイパスした感がある。「初めに新幹線ありき」で走っており、冷静な採算分析、あるいは他の地上交通手段、航空路の将来性など論じようものなら「20

* おおにし まさゆき 日本大学法学部新聞学科非常勤講師

年間の運動に水をさす北陸住民にあらざる言動」とやられかねないムードなのだ)

〈そもそも 21 世紀に向けた交通手段として鉄道がふさわしいのか改めて検証する必要がある。かりに北陸新幹線を着工しても完成は今世紀末で、世は宇宙旅行の大衆化がタイムテーブルに乗るとき。地上では個別輸送手段としての自動車と並び、大量輸送のためのリニアモーターカーが走っているかもしれない。北陸新幹線は今日の S L と同様、「昔のロマン」をかきたてる動く博物館でしなくなっていないとの保証がどこにあるだろう)

全国紙・日本経済新聞金沢支局長の北陸新幹線建設運動に対するこうした評価は、日経新聞一社だけではなく、全国紙記者の間でもある程度、共有されていた可能性もあるのでないか。ことほどさように、当時の整備新幹線建設運動が中央で孤立を余儀なくされていた時代を物語る内容であった。

【整備新幹線】「整備新幹線」という言葉が登場したのは、一九七〇年代であり、今から四〇年以上も前のことになる。この用語は、単に「開業に向け整備を進める新幹線」という意味ではなく、全国新幹線鉄道整備法（全幹法）に基づいて定められた「整備計画」が決定された新幹線鉄道という前提がある。

とは言え二〇一九年現時点では、東北新幹線盛岡・新青森間、北海道新幹線新青森・新函館北斗間、その先の函館市・札幌市の間、北陸新幹線高崎・金沢間、その先の金沢市・大阪市の間、九州新幹線の鹿児島ルート博多・鹿児島中央間、および西九州ルート福岡市・長崎市間の五路線のみを指す。⁽²⁾ (『整備新幹線 (紆余曲折の半世紀)』)

1. 整備新幹線予算攻防の天王山における全国紙の論調

前掲の論考を念頭に、ここからは北陸新幹線など整備新幹線の建設に向けた沿線各県知事や国会議員らによる運動と、政府与党との予算攻防の天王山とあってよい 1980 年代後半を中心とした全国紙各紙の報道ぶりに目を向けたい。

▽朝日新聞の報道 (1987 年 12 月 26 日付)

見出し「'88 予算」「三点セット」「整備新幹線の決着とからむ」

予算関連コラム抜粋〈六十三年度予算編成の復活折衝の最大の争点となっている整備新幹線の着工問題は、二十五日朝開かれた政府、自民党の財源問題等検討小委員会でも進展せず、大蔵原案の「調整中」(ゼロ査定)のまま、二十七日夜の政治折衝にもつれ込むことになった〉〈JR 各社の報告では、着工の前提条件として、五兆円余りの建設費と維持更新費の全額公費負担、つまり鉄道建設では異例の公共事業方式をこぞって掲げている。これに対して宮沢蔵相は二十四日の関係閣僚会議で「私企業である JR に国民の税金を出していいのか。いずれ JR も配当するときに来るだろうが、国民の金が配当に回るのは、いかにも変だ」との疑問を投げかけた。大蔵省の担当主計官が「着工を認めれば、昭和の三大バカ査定のひとつといわれる」と公言までしたほど、財政当局の守りは固い〉

〈こうした状況を打破しようと、自民党内では、整備五線に優先順位をつけて「まず一線だけでも着工を」という意見が強まりつつある。しかし、どの線を筆頭にしぼり込むかという肝心な点になると、だれも口を開かない〉

〈両者の板ばさみになっているのが運輸省。基本的には「高速鉄道網の整備は、中長期的には必要だ」というのが、同省の一貫した立場。しかし、整備新幹線が新会社の経営を悪化させることになれば、せっかくの国鉄改革が破たんしかねない〉

▽朝日新聞社説（1987年12月29日付）

見出し「予算折衝はこれでよいのか」

社説抜粋〈六十三年度予算の政府案決定の最終段階まで残り、自民党との政治折衝の対象となったのは整備新幹線といわゆる戦後処理の二つの問題だった。両者に共通していたのは、社会全体の利益というよりは特定の利害関係者と一部の政治家のごり押しともみえる強い要求が目立ったことである〉

〈竹下内閣初の予算案づくりは、日程的には順調に終わったが、問題がなかったわけではない。政治折衝では、相変わらず玉虫色の妥協で問題を先送りする傾向が見られた〉〈まず、整備新幹線。三つの路線について順次建設に着手することになり、その優先順位と財源などについて、来年八月までに結論を出すという。どれを取ってみても容易に結論が出にくいことばかりだが、それらがはっきりしないと着工はできない〉

〈政府・自民党の合意内容にある通り、建設費、需要予測、採算性、並行在来線の扱い、国・地方・JR各社の分担比率などを、これまで以上に突っこんで検討してもらいたい。着工先送りに失望する地元の気持ちはわかるが、こうした大事な点をあいまいにしたまま強行して、結果的に「第二の国鉄」をつくり出すようなことがあってはなるまい〉

上記の社説冒頭には、「社会全体の利益というよりは特定の利害関係者と一部の政治家のごり押しともみえる強い要求」とあるが、筆者には、整備新幹線という国土の均衡ある発展を期す国家的プロジェクトを「社会全体の利益というよりは特定の利害関係者…」と述べる理由が理解できず、よって、これに続く「一部の政治家のごり押しともみえる強い要求」の文言にも考え込まざるを得なかった。

▽毎日新聞の「三大バカ査定」報道（1987年12月24日付）

見出し「整備新幹線計画認めれば」「昭和の三大バカ査定に」「大蔵省主計官 大胆に？本音」

上記の5段トッパン見出しの後に続く記事〈整備新幹線の行方が六十三年度政府予算の焦点になる中で、大蔵原案が内示された二十三日、同省の田谷広明主計官が、その建設に疑問を投げかけ、戦艦大和・武蔵の建造、青函トンネル工事などと並ぶ「昭和の三大バカ査定になる」と発言した。整備新幹線推進派の国会議員や関係自治体から一斉に反発がわき起こる騒ぎとなった〉〈この主計官の“問題”の発言は二十三日未明、同省で行われた予算説明の席上。整備新幹線計画について「もともと投資採算性はなく、建設すれば国民に多大の負担を与えるのは必至。（促進派は）いわば腕力（政治折衝）でやろうとしているが、実際の工事費は計画の何倍にもなり、何のために国鉄再建（分割・民営化）したのか分からなくなる」と厳しい見解を示した。五線あわせ十兆円を越す建設費に反対する同省の従来筋論を展開したわけ〉

〈さらに「昭和の三大バカ査定といわれるものがある」と戦艦大和・武蔵の建造、青函トンネル

工事、伊勢湾干拓事業の三つを例示した。青函トンネルについては「官民一体で要望しながら、出来上がると無用のものだという声が出ている」と語り、伊勢湾干拓は台風後に大堤防を造ったが、干拓がその外で行われ堤防が無用の長物となった、という〈そのうえで、やや勢いに乗って「航空機時代が到来しているのに大艦巨砲主義で大和、武蔵をつくったように、今から新幹線をつくっても時代遅れ」とバツサリ。整備新幹線計画実施を大蔵省として認めれば他を押し付け「三大バカ査定」の一つに数えられるだろう」とした〉

〈また田谷主計官は「私が地方の住民なら新幹線がほしい。しかし建設しても利用者は少ない。一方で膨大な大都市の通勤者が殺人的ラッシュにあえいでいる」とも述べた〉

【関連記事1段小見出し（促進派は「不屈き発言」）】→〈この発言は、同日午後、東京千代田区の赤坂プリンスホテルで開かれた整備新幹線早期着工総決起大会に伝わった。全国五ルートの国会議員や道県知事、財界人ら約千人が参加していたが、整備新幹線早期着工促進議員連盟幹事長の森喜朗衆院議員は「不屈きな発言でありそんな考え方を持っている大蔵省との関係はどうあるべきなのか」と声を荒らげた〉

上記の田谷主計官のあからさまな発言は、早期着工を求める地元関係者を刺激した。この「三大バカ査定」発言について、自民党交通部会長などを務め、当時、整備新幹線建設運動の中心にいた小里貞利衆院議員は、著書『熱き闘いの日々（整備新幹線に賭けた男のロマン）⁽³⁾』の中で、「…私は渡辺政務調査会長などを中心として、着工慎重派の意識改革に汗を流し、東奔西走を続けていくのだったが、ここにどうしても大きな影が見え隠れするのだった。それは五六兆円余の予算編成を握る大蔵省主計局の面々だった」と回想し、主計官の「三大バカ査定」発言について以下のように触れている。

「この発言に、我々自由民主党の議員から大きな反発と憤懣が爆発した。そして大蔵大臣に対して強い不満が出され、当主計官が大蔵大臣に対して釈明したできごとである」とし、「しかし、この大蔵省主計官の考え方は、以後も一向に変わる気配すら見せず、新幹線着工推進派の目前に大きく立ちはだかったのだった。この状況を何とかしなくてはと、私は整備新幹線の財源に大きな力を持つ主計官と機微に触れて、意見交換に乗り出した」

こうした官僚の強気の裏には「昭和六五年度赤字国債発行ゼロとする財政再建路線を死守するという意思表示を示す上で、整備新幹線は絶好の標的にされているかのようであった」というのが小里の見立てであり、むしろここから、小里の主計官への長い時間をかけての説得と要請行動が始まる。

小里は「基本的に財政当局の考え方の中には、多額の投資をしても技術屋の納得のいくものを作りたいとした旧国鉄時代の新幹線イメージが強く、現在進めようとしている、予算の総わくを合理的に圧縮する整備新幹線の本当の姿を、よく理解していないことがハッキリした」と判断し、慎重派の論理に対峙したのである。

▽産経新聞社説（1987年12月26日付）

見出し「新幹線着工は見合わせよ」

社説抜粋〈来年度予算の大蔵原案で、実質ゼロ査定とされた整備新幹線予算の復活を求める動き

が急である。自民党の中には整備五線の建設に優先順位をつけ、来年度予算では一線の着工を実現しようという考え方も出てきた。いわば戦術転換というわけだが、それだけ何が何でも政治決着で予算化をはかろうとするものとみてよい)

〈新幹線の整備を求める地元の熱意はわからないではない。だが、こんな状況の下ではとても建設できるものではない。しかも新幹線を建設した場合は「並行在来線を廃止する」という条件がいまも生きている。同じルートを通る在来線をそのままにしては、赤字は拡大し、どちらの経営も行き詰まることははっきりしているためだ)

〈整備新幹線の着工を目ざそうとしている地元出身の国会議員は、この条件をどう考えているのだろう。着工してしまえば何とかなる、並行在来線も維持できるだろう。赤字は国に負担してもらえばいいと考えているとすると、それはあまりにも安易すぎる)

1987年末の政治折衝では、地元の整備新幹線建設運動に立ちはだかる政府の1988年度予算抑制方針と、これに呼応するかのような全国紙の「着工慎重論」との“二重奏”の図式が目立ち、中央における整備新幹線沿線の建設運動は、全国紙がつくりだす世論の逆風の中での対応を余儀なくされた。

結局、整備新幹線の本格着工は先送りされる。それでも「東北」「北陸」「九州・鹿児島ルート」の三線は、優先順位をつけて順次着工すべく政府、自民党内に設置する検討委員会で詰めて翌年8月までに結論を得る、という「文言」で両者が折り合い、ともかく整備新幹線の「灯」は消さない形で、攻防は越年する。

そして、1987年末に地方の整備新幹線早期着工運動のブレーキ役を任じた中央ジャーナリズムの報道姿勢は容易には変わらず、その後も北陸、東北、九州新幹線の同時着工の動きもにらんで、全国紙発の建設運動に対する批判を含めた慎重論や揶揄は続いてゆく。

▽読売新聞夕刊コラム『よみうり寸評』(1989年1月18日付)

コラム抜粋 〈◆きのうの夜、政府、自民党の政治折衝で、十五年余にわたって揺れ続けていた整備新幹線の着工問題が決着した。北陸、東北、九州の三ルートの事実上同時着工だ。待望久しかった人々には万万歳 ◆だけど本当にこれでよかったのだろうか？ 七月に予定される参院選をにらんでのことに違いない。これも「ふるさと創生」の具体策のひとつだという。財政再建が旗印の大蔵省の抵抗もけし飛んだ)

〈◆新年度予算の大蔵原案内示も待たずの決着だ。「昭和の三大バカ査定」などという勇気ある発言？ ももう聞かれない。…◆本当にこれでよかったのだろうか？ 膨大な赤字で倒れたあの国鉄をつい思い出してしまう。…財源は大丈夫なのか？ 採算はとれるのか？ ◆狭い日本の整備新幹線、そんなに急いでどこへ行く？)

「浴衣がけの社説」ともいわれるコラム担当者が「？」を繰り返した整備新幹線北陸、東北、九州の三ルートの事実上同時着工への懐疑は、それぞれがニュアンスの差はあれ、「着工慎重」の基本スタンスで論陣を張り続けた全国紙のいかんともしがたい心境のように筆者には感じられた。

▽日本経済新聞社説（2000年12月13日付）

見出し「状況をわきまえぬ整備新幹線の暴走」

社説抜粋〈その様は、今や破たんが明らかになったばらまき財政の亡霊がさまよっているようだ。政府・与党の整備新幹線検討委員会は北陸、九州両新幹線のほぼ全区間をフル規格で建設することを決めた〉〈東海道新幹線並みのこの工法を採用すれば、スーパー特急などのやり方に比べ事業費は跳ね上がる。上越一糸魚川間など三区間の来年度着工に備え、運輸省は千五百億円の予算を要求する。今年度に比べ四・三倍。公共事業費の見直しが議論される状況下で突出した伸びである〉〈苦しい財政に特別な振る舞いを求めるには特別の理由がなければならないが、そうした理屈は何もない。政策評価の対象としてまじめに検討した形跡もない。あるのは旧態依然、政治の圧力だけだ〉

2. 地方紙は整備新幹線運動をどのように報じ、社説に書いたか

前章の全国紙の社説やコラムや記事の一端を読み込むと、それぞれの表現方法に違いはあれ、整備新幹線と向き合う中央紙のジャーナリズムの感性は、しばしば「地元の気持ちは分かるが…」との前置きがついてはいても、「地方の人がなぜこんなにも整備新幹線を求めるのか」という運動の歴史も含めた深い理解に踏み込んでいないように思えた。そこで本章では主に整備新幹線沿線、とりわけ北陸の地方紙の報道や社説に焦点を当て、中央紙との論調を見比べることにしたい。

▽南日本新聞〈鹿児島県〉記事（1986年10月8日付）

見出し「整備新幹線で小里議員が質問」「国鉄法案の成立前提に“凍結”見直しを示唆」「衆院特別委で首相」

記事抜粋〈七日の衆院国鉄改革特別委員会で中曽根首相は、小里貞利議員（自民）が整備新幹線建設問題について質問したのに対し、「地方の希望の灯は消さない。ただ現実化するに当たっては慎重にする必要がある。国鉄改革法が成立して分割・民営化が進んだ後の問題で、段階を考えなければならない。実施に当たっては、党と政府とかわしている約束もあり、財源問題等検討委でどうするか考えたい」と述べた〉

〈首相答弁は、国鉄法案の今国会中の成立を前提に、整備新幹線建設を凍結している閣議決定を見直す可能性を示唆した発言と受けとられており、小里議員は「(法案成立で)国鉄の民営・分割の段取りができたなら(凍結解除を)考えるという意味と理解する」と、首相発言を評価した〉〈また小里議員は、財源問題等検討委員会を主宰する後藤田官房長官に「検討委の結論は、六十二年度予算編成までには整理されると考えてよいか」と質問、後藤田官房長官は「党とよく協議しなければならないが、小里議員の意見も念頭に置きながら検討したい」と答えた〉（東京支社）

自民党整備新幹線建設促進特別委員長を務めた小里貞利衆院議員の出身地鹿児島県の県紙である南日本新聞の上記記事が出た翌年の1987年（昭和62年）1月30日、閣議で建設凍結が解除される。これを受け、同年4月16日には鹿児島県・富山県・青森県知事が、国の総合経済対策要綱の「内需拡大の柱」として整備新幹線を盛り込むよう要望するなど、地方自治体トップが連携しての整備新幹線実現に向けた動きが加速する中、地方紙と全国紙との整備新幹線に対する認識の差が一

層、際立っていく。

沿線地方紙の多くはそれぞれが、前章で取り上げた全国紙の抑制基調とは正反対の論陣を張って、「整備新幹線早期着工」の松明を燃やし、地元読者に向けて悲願成就の潮が満ちてきたことを伝え、東京・永田町、さらには中央の経済団体に向けて、東京一極集中に抗するキーワード「国土の均衡ある発展のための新幹線早期整備」が譲れない地方の世論であることを、激しい予算攻防の記事の中で伝えていく役割を担ったのである。

▽北國新聞〈石川県〉・富山新聞〈富山県〉短期連載『北陸新幹線攻防』〈7〉（1987年12月22日付）
見出し「数字の重み」「採算性は北陸がトップ」「210億円の黒字」「残るは財源の工面」

記事抜粋〈数字の上では、北陸新幹線（高崎—大阪間）が整備五線の中で、圧倒的に優位である。運輸省が算出した収支試算によると、七十年度、新幹線に並行在来線を加え、しかも建設費の借入金を10%としても、収支は二百十億円で五線の中では唯一の黒字が見込まれている〉〈しかし、政府内では大蔵省が建設費の公共事業方式にあくまで反対し、新幹線建設に極めて消極的な姿勢を見せている〉

▽本格着工先送りを受けた北國新聞・富山新聞社説（1987年12月29日付）

見出し「『北陸』に竜の目玉を」「結論先送りの整備新幹線」「ふるさと創生いずこ」「団結せよ北陸沿線」

社説抜粋〈タツ年の来年度政府予算の目玉であった北陸新幹線の本格着工は、政治折衝の結果、来年八月まで先送りとなった。残念というほかはない〉〈政府・自民党の合意文を読むと、収支および採算性の見通し、需要の予測、在来線の廃止の可能性など、まだ多くの歯止めがかかっている。が、森新幹線促進議連幹事長が分析するように、整備三線に優先順位をつけ、一本を突破口に着工問題を切り開く展望が開けた、ということでは一步前進だ〉

〈今度の政治折衝の経緯をみていて、政治の指導性に疑問を持たざるを得なくなった場面がいくつかあった。第一に竹下首相のふるさと創生論が鳴りをひそめていた点である。折衝は党四役にまかせられ、総裁の出番がなかった。これは地域対立の場に首相を引っぱり込まぬよう配慮されたともとれる。が、消極姿勢に終始することによって、ふるさと創生論が色あせたことも事実である〉

〈整備新幹線は財源や採算性という現実や可能性を踏み固めつつ、「一線ずつ順次着工」の道を歩んでいる。その思いをくみあげて、地域浮揚の可能性へ向けて、道を開くのが政治というものではないだろうか〉

〈上越、東北よりわずか二年半、整備計画の決定が遅れたばかりに、長い待ちぼうけを食った北陸は、その後、沿線一致態勢で押し相撲を続けた。「北陸および東北を優先着工路線とする」の五十六年の自民党決定以来、整備三線の中で常に北陸がトップを走っている。このポジションを保ちながら、来年八月の順位決定のゴールをくぐりたい。そのためには、なによりも沿線の一致団結が必要である〉

▽本格着工先送りを受けた北日本新聞〈富山県〉の中沖豊知事記者会見記事（1987年12月29日付）

見出し「『8月』へ向け全力投球」

記事抜粋〈27日深夜の政治折衝で北陸新幹線の建設が先送りされたのを受けて中沖知事は二十八日、記者会見し「先送りは残念だが、北陸新幹線の優位性が十分理解されるよう努めたい」と述べ、着工の結論が出される来年八月に向けて取り組みを強める考えを示した〉

〈合意の条項に「部分的な区間をもって検討の対象とすることを妨げない」と微妙なニュアンスの一文があることに対して、「高崎—長野間のことを考えた趣旨と思うが、北陸新幹線は一体的にとらえないといけない。部分的に考えるのは不適當」と強調。これまで共同歩調をとってきた整備新幹線の各ルートが優先順位を巡って合同の取り組みが難しくなるとの見方については「順位がつかいたら、ついたなりのやり方がある」と、従来通り結束して建設実現を目指す考えを示した〉

上記の中沖富山県知事（北陸新幹線建設促進同盟会会長）の記者会見の記事が掲載された同日（1987年12月29日付）の北日本新聞社説は、「積極型予算の重い課題—当然ふえる公共事業と防衛費」との見出しで、「一口で言えば大盤振る舞いともいえる予算配分である」と竹下内閣初の63年度予算政府案決定を評しながら、「いわゆる整備新幹線問題は来年八月まで結論を先送りすることで決着、それぞれの地元には大きな不満を残す形となった」と批判した。地元にとっての「大きな不満」は、中沖県政のみならず、県民の声に耳を傾け続ける沿線地方紙の実感でもあった。

1987年12月末、整備新幹線の予算攻防ピークの局面にあって福井県選出の自民党最高顧問で、整備新幹線早期着工促進議員連盟名誉会長の福田一元衆院議長が、翌年度予算編成で着工が先送りになったことを不満として、安倍晋太郎自民党幹事長に離党届を提出した。旧同盟通信社政治部長を務め、福井県大野市の名誉市民でもある福田の永田町および郷里での存在感は小さくなく、福井新聞は、離党届提出の本記のみならず、衆院議員会館で離党届を手にする福田の写真と併せて、安倍と福田のやり取りを詳細に報じた。

▽福田一整備新幹線早期着工促進議員連盟名誉会長の離党届提出についての福井新聞〈福井県〉記事〈1987年12月29日付〉

見出し「福田氏の離党届 届け提出前に安倍氏と電話『良心を偽れない』」

記事抜粋〈整備新幹線建設問題が、来年度予算で前進しなかったとして、離党届を提出した福田氏は、衆院議員会館の自室で、離党届を提出する前に安倍幹事長と電話を通し、離党を決意したいきさつを話した。電話での福田氏の話は次の通り〉

〈「今度（新幹線着工が）決まらなければ離党すると言ってきた。予算案で見ると、後退したと受け取らざるを得ない）「キミ（安倍幹事長）はやるつもりだろうが、それはそれでいい。私の信念だから離党させてもらう。良心を偽ることはできない。個人的には親しいからキミに迷惑かけたくないけれど、自民党が公約しておきながら、だれ一人責任とらないのはおかしい」〉

〈「私は（整備新幹線建設問題を）前進と思っていない。条件はますます難しくなってきた。今回、公債を発行しても一千億円ぐらい予算をつけ、どこでもいい一線だけでも着工すべきだ。北陸

にこだわっているんじゃない」〈必死に慰留に努める安倍幹事長と、固い決意を伝える福田氏のやり取りは緊迫感に満ち、整備新幹線問題の背景を浮き彫りさせた〉

福田の離党届提出は波紋を呼んだが、整備新幹線問題で「自民党重鎮が離党届まで出さなければならぬ理由」を、紙面を割いてきめ細かくリアルに県民に知らしめたのは、地元紙福井新聞にほかならなかった。

これまで見てきたように、整備新幹線建設運動は、紆余曲折の言葉そのまま、中央政治・中央経済界・中央マスコミの逆風に抗いながら、「新幹線必要論」を大義とする沿線地方紙の報道に背中を押され、1987年の荒波を乗り越えて新たな時代に入る。そして1988年8月31日の整備三新幹線の着工順位決定（政府・与党申し合わせ＝北陸〔高崎～長野間〕、北陸〔高岡～金沢間〕、東北〔盛岡～青森間〕、九州〔八代～西鹿児島間〕、北陸〔糸魚川～魚津間〕）＝が、本格着工へのステップとなっていく。

1987年末の攻防を経た28年後、整備三線の一つである北陸新幹線が金沢までの開業（2015年3月14日）を弾みに、さらに福井・敦賀・京都・大阪へと延伸を目指す今日の局面は、北陸のブランド力を東京と関西に発信する新時代到来を告げる意味を持った。北陸の人々にとって、このことは単に沿線地域の経済的な発展のみを意味するものではなかった。それは、アジア各国と一衣帯水の日本海に臨む重要な地域にもかかわらず、久しく「裏日本」と呼ばれ、政治・経済・外交の表舞台を太平洋側に譲らざるを得なかった北陸の長い歴史の転換点であった。

太平洋の時代に伍す「日本海時代」の夢は、これまで北陸の人々が何度も口にしてきたものの、何よりも交通インフラの面で決定打を欠いていたきらいがある。しかし今、北陸は北陸新幹線という大動脈の建設が進んだことで、日本海に臨む本州中央部の重要拠点としてさらなる発展が期待される地域となった。その先駆者は、郷土の誇りを取り戻す「大動脈」建設プロジェクトの旗が揺らぐことを決していさぎよしとはしなかった地域のリーダーたちと沿線の地方紙であった、と言っても過言ではない。

▽南日本新聞夕刊（2000年12月18日付）

一面トップの見出し「3区間着工を決定」「九州、北陸フル規格で」「来年度750億円計上」「政府・与党整備新幹線委」

記事抜粋〈政府・与党の整備新幹線検討委員会は十八日、首相官邸で会合を開き、未着工区間の北陸新幹線上越（新潟）－糸魚川（同）、同新黒部（富山）－富山、九州新幹線博多（福岡）－船小屋（同）の三区間を、来年度から東海道新幹線などと同じ線路幅の「フル規格」で新規着工することを正式に決定した。また現在、スーパー特急方式で工事中の九州新幹線船小屋－西鹿児島もフル規格に切り替える。政府はこれを受け、来年度予算案に約七百五十億円を計上する〉

3. 整備新幹線建設運動の論調の推移などに関する書籍などの記述

「北陸、九州両新幹線の未着工区間フル規格」に関して、上記の南日本新聞が夕刊トップで特筆大書する一方、一章後段でみたように、日本経済新聞の社説が、財政面から「状況をわきまえぬ整備新幹線の暴走」と見出しに打った乖離は印象的である。それでは財源問題と深く関わる新聞各紙の論調の開きを、関係者はどう見ていたのだろうか。文献から探ってみる。

新幹線ネットワークの早期整備を説く藤井聡京都大学大学院教授は著書『新幹線とナショナリズム』⁽⁴⁾の中で、整備新幹線建設運動の中心的存在であった前述の小里貞利への藤井自身によるかつてのインタビューの一部を掲載し、当時の新聞メディアに対する小里の肉声を次のように紹介している。

〈マスメディアは、ローカル紙は賛成した。だけど、中央紙がね……中央新聞とか、社説も私はたくさん持っているが、毎年、概算要求、あるいは予算編成の12月になると、挙げて中央新聞は論説で叩くんです〉〈私は、ある日、『なぜ新幹線をつくってはいけないのか』という反論の趣意書を書いて、各新聞社に載せてくれと言いに行ったのですが、採用して載せてくれた新聞も1社だけありましたけれども、それぐらい、あとは皆、載せてくれない。とにかく中央では新幹線というのは一貫してまさに四面楚歌ですね〉

また、野沢太三元自民党整備新幹線建設促進特別委員長は、自著『新幹線の軌跡と展望』⁽⁵⁾の中で、以下のように述べている。

〈北陸新幹線、東北新幹線、九州新幹線、その三つとも黒字で好評を得ていることなどから「整備新幹線を造れば造るほど赤字がまた増える」という指摘は間違いであり、新幹線は採算が取れ、JRにも、乗客にも、地方にもありがたい鉄道システムで、国としても税収効果が上がるので、公共事業として大切にしなければならないという話になってきているのである〉

〈こうした実績、経緯などもあり、平成一九年度の予算は概算要求一六パーセント増で要求したのが、満額付けてもらえることとなった。概算要求というのは大体多めに要求してそれを査定するというのが財務省の方針で、通常なら全体平均してマイナス三パーセントは切られるのだが、新幹線だけは、要求通り満額の予算を付けてくれたのである〉〈論より証拠、実績のある新幹線に対して、近年は、新聞などのメディアや評論家が新幹線の悪口を言うこともなくなり、財務当局も十分新幹線の持つ特性などの効果を認めている〉

野沢の言に従えば、かつて大蔵官僚が整備新幹線予算に向けて言い放った「昭和の三大バカ査定」などという激越な言葉は、もはや霞が関においてもインパクトを失ったということであろう。その当時、複数の全国紙に見られた「整備新幹線慎重論」という“中央の常識”も、開業した整備新幹線の実績の前に、歲月とともに言い回しに微妙な変化が見られるようになったと思わざるを得ない。

このように、平成19年度（2007年度）頃の整備新幹線をとりまくメディア状況は、前掲の日本経済新聞社説で「状況をわきまえぬ整備新幹線の暴走」との厳しい指摘がなされた頃までと比べれば、整備新幹線への国民の認知度の深まりなどから、全国紙の報道には、慎重論に立ちつつも軟化の兆しが目に付くようになった。2019年初めに発行された前掲『整備新幹線（紆余曲折の半世紀）』の冒頭に、興味深い記述がある。

〈これら整備新幹線は、着工に向けて計画の前進が取り沙汰されるたびに地元の熱烈な歓迎ぶりが紹介される一方、中央マスコミでは批判され、不要論が強調されるなどしたが、九州や北陸、北海道へと開業した現在、その利便性と効果はより全国的に、そして具体的に認識されるようになったのは間違いない〉

〈既存の東海道新幹線はきわめてビジネス色が濃い路線であったが、整備新幹線は観光色が強調され、開業時はマスコミもさまざまな旅番組で取り上げている〉〈また、北海道新幹線に至っては、

新函館北斗までの部分開業の段階では相当の期間にわたり収支均衡が得られないと予測されながら、事業が進められた。このようなことは、新幹線の性格や方向性の変化を語っていると言える）
「ローカル紙は賛成したが、中央では新幹線は四面楚歌だった」という小里の述懐が的を射ているとすれば、建設運動のプレーヤーだった小里をはじめとする地元の国会議員、沿線各県の知事の要請活動に伴走した地方紙の報道（世論）なくして、整備新幹線の灯はついていた可能性もあると考えざるを得ない。北陸新幹線の富山、金沢開業は、決して僥倖などではなく、伴走の役割を担った地方紙の存在感のもとで、地方行政トップの知事と地元選出国会議員・地元経済界が、それぞれの立ち位置をわきまえながら「北陸の発展」を念じて胸を合わせ悪戦苦闘した到達点だったといえよう。

4. 整備新幹線建設運動のリーダーの地方観とこれを受けとめる地方紙の伴走

ミスター新幹線と称された故中沖豊富山県知事の以下の基調報告には、「県民のために新幹線を求める理由」が記されている。様々な場面で持論を説いた建設運動のキーマンの思想には、北陸の政財界関係者のみならず、地方のジャーナリズム関係者も共感したと思われる。

1985年（昭和60年）12月4日、日本海員クラブにおける三菱総合研究所主催「シンポジウム国土空間の将来像」パネラーとしての基調報告より。中沖豊『新たな気流にのって（とやま・21世紀への挑戦）』3章「北陸新幹線にかける」要旨⁽⁶⁾

〈東海道、山陽新幹線が、太平洋岸メガロポリスを背景とした“旅客需要追従型”の新幹線であったのに対し、整備新幹線は“地域開発先行型”として位置づけられており、私は地域において今後進めていく多様な振興方策の大きなインパクトになるものと確信しています。二十一世紀に向けて、国土の均衡ある発展を図っていくためにも、整備新幹線は欠くことのできない重要な国家的プロジェクトであるとの認識を持っています。このような意味で、北陸、東北（盛岡以北）、北海道及び九州ルート⁽⁷⁾の五つの整備新幹線の沿線十八都道府県は、こぞってその着工、建設を心から期待し、開通の日を待ち望んでいます〉

〈わが国が、明治以来今日まで、この限られた国土の中で展開してきた社会は、まさに“集中志向型”でした。しかし、東京圏への一極集中が強烈に進行する一方で、地方の過疎化が同時進行する跛行的な国土構造は決して好ましいものではありません。四全総中間報告にもあるように、これからは地域がそれぞれの特性を生かして自立し、競争しながらも国土全体としては調和し、しかもそれらの地域相互が安定して活力ある連携を保つという、共生したネットワーク型国土の形成を目指していかなければなりません〉

〈整備新幹線の計画が決定されたのは、十二年前の昭和四十八年です。その一年前に整備計画が決定された東北、上越の両新幹線は開業してもう既に三年も経っています。整備新幹線だけがまだまだ進展を見ていないのであり、このままでは、地域住民の不公平感は募る一方であります。“ガマンのおしん哲学”にも限界があり、一日も早い着工を心から熱望するものであります〉〈国民が額に汗して得た貯えは、まず何よりも国民のために使うべきであり、著しく立ち遅れている社会資本の整備充実に充てられるべきものと思います〉

「国民が額に汗して得た貯えは、まず何よりも国民のために……」と締めくくる旧自治官僚中沖

知事の言葉は、繁栄の都・東京にあって、地方に伸びる整備新幹線にブレーキを掛けようとした霞が関の官僚、そして在京紙の論調に対し、真っ向から反論して譲らない迫力があつた。

頭から湯気を出すほどの勢いで永田町の政治家・官僚に着工を迫った中沖知事の逸話が、今も富山市民の間では語り草になっている。この中沖知事の「北陸新幹線」建設の筋論に地元で異論を挟む者は少なく、富山、石川、福井の3県知事を先頭に、北陸新幹線沿線の国会議員、北陸経済界、県議会議員、各首長らの連携による運動は、東京圏一極集中に抗う理論構築のもと、「北陸の大義」となった。

今日、北陸新幹線の富山、金沢までの開業によって、街が活気づく北陸の姿を目の当たりにするとき、整備新幹線のような「革命的」な大事業があつてこそ地域はダイナミックに変貌するという感慨を深くするのは筆者だけでないであろう。振り返れば、整備新幹線建設の大願は、政府・財政当局と政権を担う自民党に対し、一部地元負担さえもあえてのんだ県の首脳や国会議員らによる波状的な「陳情」、あるいは永田町や地元で設定される「決起集会」の積み重ねによって結実したと言つてよい。

こうした政治手法の数々を「泥臭いパフォーマンス」などと突き放す中央目線に対し、「東京だけでなく、地方が発展することで国が発展するという論理」で国と渡り合った建設運動は、まさに地方が「地方復権の論理とプライド」を堅持して一里塚を築いた意味において、もっと評価されてよいだろう。

2019年、時代は平成から令和に改まり、北陸新幹線にとっては、これからいよいよ長丁場となる大阪までの延伸という第二幕が始まっている。

▽福井新聞サンデー論説（2019年1月27日付）

見出し「北陸新幹線の大阪延伸」「財源議論が待ったなしだ」

論説抜粋〈早期の全線開業は実現するのか。北陸新幹線の大阪延伸に向けた協議が今年、重要な局面を迎える。最大の課題、未着工の敦賀―新大阪間の建設財源の確保についてである。これまで以上に政治力を結集、議論を加速して、よりよい結論を導かねばならない〉〈国の整備新幹線予算が近年700億円台なのに対し、敦賀―新大阪の概算建設費（15年間）は2兆1千億円にも上る。金沢―敦賀が約4年後に開業しても現在の建設スキーム（枠組み）では、2031年春予定の北海道新幹線札幌開業が終わらないと、敦賀以西整備の国費が回ってこない仕組み。着工から完成までに15年度程度かかるとされ、新規財源を見つけないと全線開業まで30年近くが必要になり、“敦賀止まり”が長く続くことになる。これではいかにも遅すぎる。財源確保の議論に残された時間は少ない〉

▽北國新聞・富山新聞社説（2019年3月14日付）

見出し「大阪延伸の財源確保を早く」

社説抜粋〈金沢開業から5年目は2023年春の敦賀開業後を想定して、経済効果を拡大するための布石を官民で打っていく必要がある。同時に重要課題として挙げたいのは大阪まで伸ばすための建設財源を早く確保することである。〉

〈自民党の財源検討プロジェクトチーム（PT）は、今月、大阪市に出向いて大阪、京都の両府

市や経済団体と意見交換した。大阪では東京一極集中に対する危機感を背景にして、北陸新幹線の早期全線開業を求める組織をつくる機運が生まれている。25年に開かれる大阪万博の追い風も生かし、関西の地元負担を含めて財源の壁を乗り越えていきたい)

▽北陸新幹線関連の北日本新聞・県内政治面記事 (2019年1月22日付)

見出し「新年度予算案」「知事ヒアリングがスタート」「人手不足対策に重点」「新幹線敦賀開業へ準備」

記事抜粋〈県は21日、2019年度予算案の知事ヒアリングをスタートさせた。石井隆一知事は開始に先立ち会見し、人材の育成確保を柱に据える考えを述べ、「若い人を中心に移住者が増えるなど明るい傾向が続いており、この流れをさらに加速させたい」と語った〉〈知事は、北陸新幹線の開業効果や政府の地方創生戦略を県の活力アップにつなげてきた一方、人口減少が本格化し人手不足感が強まっている点を指摘。政府が創設した移住の支援金制度を挙げ、「積極的に生かし、大都市圏などからの意欲ある人材を獲得したい」と述べた。

結び

整備新幹線報道を巡って明らかになった全国紙と地方紙の社説や報道論調における「乖離と分断」の来し方を比較検証して感じたことは「元来、地方紙には、地方に立脚して地域の未来を模索し、地域を興すスピリットとエネルギーがおのずと宿っている」という頼もしさであった。

各地方紙が地域の自立と繁栄に繋がる「新幹線の必要性」を疑わず、長年、一貫した報道を通し地方の読者への共感を得た点にこそ、地域ジャーナリズムとして大きな意味があったと思いたい。

理由は、戦前から始まる「一県一紙」時代も経て成長してきた地方紙が、地方にとっての「新幹線の必要性」を「地方の世論」として押し出し、中央の「世論」に抗して確たる存在感を示したからにほかならない。かてて加えて、こうしたプロセスは、ともすれば、「全国紙はその規模や発行部数、販売エリアの広さなどから世論形成力も大きい」との見立てをはなから疑わず、全国紙を地方紙より高みに据えてきた日本のジャーナリズムの佇まいにある程度の変化をもたらすかもしれない。

もちろん、全国紙の役割は世界と日本全国を見据えて大局を読む多様な分析などにおいて重要ではあるが、それを認めつつも、東京一極集中の是正という観点から、地方紙を中心とする地方メディアの地域を興す世論になお一層、期待したい。今日、日々の紙面数が全国紙に匹敵するケースも少なくない地方紙の記者は、整備新幹線のような日本全国や世界と地方が繋がるテーマとも真正面に向き合って縦横に取材し、地方の生活者の視点に立って日々のニュースを分析し、その地方のあるべき方向性を示す発信力へのさらなる期待が高まっていることに、意を強くするべきであろう。

北陸新幹線開業に際し、おそらく地方紙しか書けないであろう、その地方のアイデンティティーの大切さを訴える社説の一部を紹介する。

▽北國新聞・富山新聞社説 (2014年1月3日付)

見出し「新幹線時代へ(下)」『ライバルは京都』の気概で」

社説抜粋〈世界有数の観光都市である京都と比べると、北陸は小さな存在かもしれないが、京都

にない魅力がある。加賀藩が築いた武家文化や変化に富んだ自然を生かせば、公家文化の京都と違う個性で人を呼ぶことができるのではないか。新幹線開業によって激しさを増す地域間競争に打ち勝つためにも、あえて「ライバルは京都」の気概で新幹線時代を迎えたい

〈新幹線開業を前にして京都を意識するのは、集客のためだけではない。北陸と近くなる東京の強烈な吸引力に対抗する上でも必要な心構えである〉〈これまで新幹線が通った地域では東京にヒトもカネも流れるストロー現象が起きた。東京から人が訪れる逆ストロー現象を起こさなければ、開業効果も尻すぼみになりかねない。京都のように首都圏に応援団とも言うべき強固なファン層をつくり、リピーターになってもらう仕掛けができないか〉

▽北陸新幹線開業翌日の北日本新聞社説（2015年3月15日付）

見出し「『新幹線後』の富山」「本当の豊かさを耕そう」

社説抜粋〈富山の歴史は「新幹線前」と「新幹線後」に分けて語られるようになるだろう〉〈きのうまでの約半世紀の間、北陸新幹線の建設は、常に県政最大の課題であった。計画の凍結や地元負担などで何度も煮え湯を飲まされ、その都度、県民運動が起こった。「悲願」という言葉は決して大げさではない〉

〈雪深い日本海側の立地は、物理的な悪条件としてみられ、県民の精神風土にも影響を与えてきた。かつて県民に富山のイメージは何色かと問えば、「灰色」という答えが多かった。冬の重く垂れ込めた鉛色の空の印象だろう〉〈長い年月を経て意識は徐々に変わってきた。北陸新幹線の車体に採用された色は、雪の大谷や海越しの立山連峰にかかる「抜けるような青い空」のラインである〉

〈地方に移住する人が増えているのは、そこが便利になったからではない。生き方を変えたからだ。富山の空の色が変わっていないのに、人々のイメージが変わったのは、見方が変わったからだ。だとすれば、足元に気づかない豊かさがまだまだ眠っている。そこに次に富山が目指すべきヒントがきっとある〉

▽創刊125周年の節目を迎えた北國新聞社説（2018年1月1日付）

見出し「ふるさとに希望の灯ともす」

社説抜粋〈創刊者の赤羽萬次郎は1893（明治26年）8月5日の発刊の辞で「ふるさとの森羅万象の案内者」になると宣言しました。案内者として伝えたことの一つが鉄道敷設の意義です。当時、鉄道がなかった北陸は明治の発展から取り残されようとしていたからです〉

〈今、石川は北陸新幹線で大きな活力を手に入れました。建設構想が浮上してから金沢開業まで半世紀余りの間には「無駄」の批判が繰り返されました。それでも、本紙は中央目線の反対論にひるむことなく、建設の必要性を主張し続けています。それも、地方の自立を重んじた萬次郎の遺志が125年にわたって受け継がれていることの表れです〉

整備新幹線建設運動は、物乞いでも、ごり押しでもない。それは、明治このかた、すべてにおいて富と権力が偏在しすぎた東京に対峙し、等しからざるを憂える地方の粘り強い「巻き返し」運動であったといえよう。ネット社会が進んだ今でも、首都圏や大阪などを除けば、地方における地方

紙のシェアは概ね全国紙より高い。筆者は、地方紙の使命が中央メディアの金看板になっている権力監視のみで終わることなく、地方行政組織の広報とは峻別する形で、「その地方の経済や文化の発展と地方の人々の誇り醸成」の役割を自ら任じて新聞を発行し続ける奮闘のその先に、「各地方が本腰を入れて創造する逞しい日本の未来」があると確信する。

注

- (1) 岡田臣弘 (1988: 76-78)、『運輸と経済』交通経済研究所 48 (7) 493
- (2) 鶴通孝 (2019: 6) 『整備新幹線 (紆余曲折の半世紀)』鉄道ジャーナル社
- (3) 小里貞利 (1992: 54-57) 『熱き闘いの日々 (整備新幹線に賭けた男のロマン)』東京貞山会出版部
- (4) 藤井聡 (2013: 25-26) 『新幹線とナショナリズム』朝日新書
- (5) 野沢太三 (2010: 143-144) 『新幹線の軌跡と展望』創英社 / 三省堂書店
- (6) 中沖豊 (1987: 206-215) 『新たな気流によって (とやま・21世紀への挑戦)』ぎょうせい

参考文献

- 電通メディアイノベーションラボ編 (2019年) 『情報メディア白書 2019』、ダイヤモンド社
- 畑仲哲雄 (2014年) 『地域ジャーナリズム』、勁草書房
- 小里貞利 (2002年) 『秘録・永田町 (「失われた十年」を越えて)』、講談社
- 小里貞利 (2007年) 『新世紀へ夢を運ぶ整備新幹線』、文藝春秋企画出版部
- 三塚博 (1984年) 『国鉄を再建する方法はこれしかない』政治広報センター
- 堺屋太一 (2017年)、『団塊の後 (三度目の日本)』毎日新聞出版
- 佐藤信之 (2015年) 『新幹線の歴史 (政治と経営のダイナミズム)』中公新書
- 社会経済生産性本部・21世紀へのメッセージ刊行委員会編 (1999年) 『後藤田正晴 (二十世紀の総括)』
- 篠原武司・高口英茂 (1992年) 『新幹線発案者の独り言』、パンリサーチ出版局
- 高橋団吉 (2015年) 『新幹線を走らせた男 (国鉄総裁十河信二物語)』、deco

米軍文書にみる対北朝鮮心理戦の一断面

— 1970 年前後を中心に —

小林 聡明*

はじめに

1950 年 6 月に勃発した朝鮮戦争は、いうまでもなく破壊的な力の応酬を繰り広げる物理的な暴力の側面を有した戦争であった。同時に、ラジオや宣伝ビラなどの様々なメディアを活用し、「敵」や「味方」をとわず、戦争に関与するあらゆる人々の心と精神を掴み取ろうとする心理戦の側面も色濃くしていた。それは、第二次世界大戦期に本格的に展開された心理戦から、人員やプロパガンダ技術などの様々な資源を活用して行われた。さらに、朝鮮戦争休戦後の 1950 年代以降に実施された心理戦にも、第二次世界大戦や朝鮮戦争で蓄積された「経験」が着実に継承されていった。東アジアにおいてアメリカが行った心理戦は、第二次世界大戦や朝鮮戦争、ヴェトナム戦争といったいくつかの戦争を貫いて展開された。こうしたアメリカによる心理戦のダイナミズムには、貫戦史としての性格を強くみとてることができる。⁽¹⁾

アメリカは、朝鮮戦争勃発直後から、ラジオを用いた心理戦を開始した。東京の NHK スタジオでは、韓国語番組が制作され、日本国内にある数カ所の NHK 送信所から、「国連軍総司令部放送」(VUNC) や「アメリカの声放送」(VOA) の名称により中波で電波送出が行われた。VUNC や VOA の一部の番組は、アメリカ本土でも制作され、それらは短波によってサンフランシスコから放送された。⁽²⁾ VUNC は、国連軍の名称が用いられていたものの、実際には米軍が国連の名前を用いて実施していたプロパガンダ放送であった。⁽³⁾ VOA は、米広報文化交流庁 (United States Information Agency) による米政府の対外放送として位置づけられていた。

1953 年 7 月 27 日、朝鮮戦争休戦協定が締結された。だが、このことは、心理戦の終結を意味しなかった。休戦締結後も、アメリカは国連軍の名の下に対北心理戦を継続させた。1954 年 10 月 6 日、米統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff) は、朝鮮半島での戦闘再開を防ぐために、平和的な方法を通じて、韓国の立場を維持すべく、アメリカ政府の諸機関と協調して、利用可能なあらゆるメディアを活用した心理戦の継続を指示した (JCS968900)。⁽⁴⁾ そこには、VUNC の継続に対する承認も含まれていた。⁽⁵⁾ 休戦協定から間もないころには、VUNC が対北心理戦の中核を担っていたが、JCS968900 で示されたように、やがて宣伝ビラや雑誌などの印刷物を用いた心理戦へと展開していった。それは沖縄に司令部を置く第 7 心理戦部隊 (7th PSYOP) によって担われた。同部隊は、沖縄返還協定特別委員会など国会でもしばしば取り上げられ、心理作戦活動の実態に疑念の目が向けられていた。⁽⁶⁾ 米議会でも 7th PSYOP の活動に疑問が呈されていた。⁽⁷⁾ そこには、同部隊が、沖縄で、どのような活動を行っているのかが、かならずしも明らかにされておらず、実態が謎に包まれていたという状況があった。

*こばやし そうめい 日本大学法学部新聞学科 准教授

アメリカによる北朝鮮に対する心理戦は、現在も続いている。それは、どのような歴史的経緯を辿りながら、現在に至っているのだろうか。こうした心理戦のダイナミズムを明らかにする研究は、朝鮮戦争前後の時期については、いくぶんの蓄積を見ることができる。だが、それ以降の時期に行われたアメリカの対北朝鮮心理戦に関する歴史研究は、十分に行われておらず、取組むべき課題が数多く残されている。その主たる要因は、史料公開が、米国立公文書館（NARA）などで依然として限定的な水準に留まっており、利用可能な史料に大きな制約が見られるからである。史料公開が十分に進んでいない背景には、朝鮮戦争はあくまで休戦状態であり、いまだ終戦をむかえておらず、現在も対北朝鮮心理戦は継続中であるという米政府の状況認識があることはいままでのない。

昨今、1950年代半ば以降、とりわけ1970年代初頭におけるアメリカの心理戦実態を明らかにする史料の公開状況に動きがみられる。それは、実態不明の部分が多く見られる7th PSYOPについても、研究を推進させる大きな原動力となっている⁽⁹⁾。

以上の史料公開や研究の進捗状況を受け、筆者は、2012年夏に、朝鮮半島での米軍／国連軍の対北心理戦の実態を示す米軍文書について、米情報公開制度（FOIA）に則って、開示請求を行った。2017年9月、開示請求が認められ、機密指定文書の一部が公開された。本稿は、機密解除された文書群の一つである米軍の1970年度心理戦計画書である「第7心理戦部隊作戦計画 70-71A：対北朝鮮心理戦計画」（7th PSYOP Group OPLAN 70-71A: PSYOP Program for North Korea. 以下、「対北計画」とする⁽¹⁰⁾）を用いて、いまだ十分に明らかにされていない7th PSYOPの心理戦活動を分析することで、1970年前後の米軍／国連軍による対北心理戦の実態に光をあてようとするものである。

本稿は、1970年前後に7th PSYOPが主導した対北心理戦について、次の3つの課題の解明を通じて描きだそうとする。第一に、1970年以前の朝鮮半島情勢や、そこで展開された心理戦の実態を明らかにすることで、「対北計画」が策定された背景を示すことである。第二に、「対北計画」は、どのような狙いから対北心理戦の目的を設定し、いかなる体制で実行しようとしていたのかを明らかにしようとする。第三に、「対北計画」が、どのような作戦を立案していたのか、その内容を検討することで、対北心理戦の具体相を浮かび上がらせることである。

以上の課題の解明を通じて、本稿は、朝鮮戦争から現在まで続く対北心理戦の様態を、1970年という時点で切開し、その断面を提示することで、貫戦史としてのアメリカによる心理戦のダイナミズムを歴史的に叙述するグランド・プロジェクトの一助にならんとするものである。ここに本稿のもっとも大きな目的と意義がある。

1. 「対北計画」の背景

(1) 対南工作の活発化と米韓関係の動揺

1960年代後半、北朝鮮では、「国土の要塞化」「人民の武装化」「軍隊の幹部化」「軍装備の現代化」が推進され、韓国との戦争に向けた準備が着々とすすめられた。そうしたなか、北朝鮮による対南工作も活発化していた。1968年1月21日、北朝鮮の特殊部隊が、朴正熙大統領を暗殺するために、大統領官邸（青瓦台）付近まで侵攻するという事件（「1.21事態」）が発生した。同年10月末には蔚珍・三陟共匪侵入事件や翌年3月中旬には注文津武装共匪侵入事件など、北朝鮮工作員に

よる対南（韓国）浸透工作が相次いで発覚した。こうした北朝鮮の挑発行動は、韓国の調査によれば、1968年に326回、1969年は7月末までに107回に達し、なかでも対南浸透工作は、1969年初頭から本格化していた⁽¹¹⁾。韓国外交部は、対南浸透工作が、①韓米間の離間による韓米共同防衛能力の弱体化、②韓国内での不安の醸成と、それによる韓国の経済成長鈍化、③韓国政府に対する国民の不信感助長を目的として行われているとし、北朝鮮が、韓国内での赤化統一の基盤醸成と韓国との全面戦争を引き起こすための口実を作り出そうとしていると分析した⁽¹²⁾。

韓国側の分析は、アメリカ側の分析とも一部、重なりあうものであった。1967年10月以降、北朝鮮は、自らのプロパガンダ活動を補うために、韓国に対して、浸透や破壊、テロ工作を活発化させていた。7th PSYOPは、韓国で民衆蜂起が起きるといふ印象を助長させたい北朝鮮の願望が、これらの工作活動に動機を与えていると分析していた⁽¹³⁾。

北朝鮮による対南工作の活発化は、アメリカとの緊張関係を引き起こした。「1.21事態」から2日後の1968年1月23日、米情報艦プエブロ号が、元山沖合で北朝鮮に拿捕された（「プエブロ号事件」）。翌年4月、北朝鮮は、米偵察機ED121を日本海上空で撃墜するなど、南北間だけでなく、米朝間の緊張も一気に高まった。

韓国は、北朝鮮に対する脅威認識を強め、対北抑止力としての経済発展の実現と国防力強化を志向し、それに対するアメリカの支援を強く期待した⁽¹⁴⁾。だが、アメリカは、韓国の期待とは裏腹に、北朝鮮との緊張緩和にむけて動き出した。1968年12月、アメリカはソ連を仲介者として、北朝鮮との直接交渉を実現させ、抑留されていたプエブロ号乗組員の解放に成功した。韓国は、こうしたアメリカの動きが自国の頭越しに行われたと捉え、アメリカの対韓コミットメントに強い不信感を抱いた⁽¹⁵⁾。韓国の対米不信は、1969年7月に発表されたニクソン・ドクトリンで、さらに加速化した。

北朝鮮の対南工作活動が活発化し、韓国の対米不信による韓米関係の動揺がみられるなか、7th PSYOPは、北朝鮮に対する具体的な対処方案として、先述した「対北計画」を起草し、策定した⁽¹⁶⁾。それは、北朝鮮による対南心理戦への対抗という明確な意味を有していた。7th PSYOPは、どのように北朝鮮の心理戦を分析していたのだろうか。次節では、この点について見ていきたい。

(2) 7th PSYOPによる北朝鮮の心理戦分析

7th PSYOPは、1960年代後半の北朝鮮が、「共産主義の旗のもとに、朝鮮半島の最終的な統一をめざす戦略」を有し、次の3つの目標をもった工作活動を展開していると分析した。第一に、韓国に「革命基地」を打ち立てることであった。第二に、米韓の離間であった。それは、外国の影響に対する伝統的な朝鮮人の怒りを訴え、アメリカの手先となっている韓国を非難するほか、国連軍の韓国からの撤収を要求することで、実現しようとしていた。第三に、韓国政府を転覆しようとする革命勢力を全力で支援することで、北朝鮮が韓国に介入できる状況を作り出すことであった⁽¹⁷⁾。これらの目標を実現するために、北朝鮮の宣伝活動では、次の点が強調された⁽¹⁸⁾。

- ・米帝国主義は、世界のすべての罪悪をもたらしている。米帝国主義者による刺激的で攻撃的な行動は、北朝鮮の軍事力増強を必要としている。
- ・米軍は、朝鮮半島から撤退すべきである。

- ・朝鮮半島の統一は、朝鮮人同士の関係を基にして、朝鮮人によって成し遂げられるべきである。
- ・金日成の北朝鮮は、地球で最上の天国である。
- ・韓国の愛国者は、抑圧的な韓国政府の転覆を試みている。
- ・朴正熙政府は、アメリカの下僕である。
- ・アメリカ政府は、インドシナの戦争を犯罪的に拡大しており、朝鮮人や他のアジア人をアジア人同士で戦わせようとしている。
- ・朴正熙政府は、韓国人の苦境を無視している。
- ・日本の軍国主義は、アメリカの助けをうけて拡大しており、ふたたび朝鮮人を怖がらせている。

北朝鮮は、ラジオ放送や宣伝ビラ、拡声器、出版物などのあらゆるメディアを用いて、心理戦を展開していた。7th PSYOP は、北朝鮮による宣伝活動が、きわめて激しく行われており、米韓軍が集中している韓国北部で、特に激しさが顕著であると指摘していた⁽¹⁹⁾。なかでも北朝鮮によるラジオ放送は、7th PSYOP に重大な脅威認識を与えていたように思われる。事実、7th PSYOP は、北朝鮮が共産国家のなかで3番目に国際放送を活動的に行っている国家であるとし、北朝鮮による対南ラジオ放送が、取組みや設備の面で、自由世界の対北放送を明らかに凌駕していると見ていた⁽²⁰⁾。米軍あるいは国連軍、韓国軍は、北朝鮮の激しい宣伝活動に、どのように対抗していたのだろうか。以下、米韓軍（国連軍）による対北心理戦の状況について見ていきたい。

(3) 米軍／国連軍・韓国軍による心理戦

国連軍／米軍と韓国軍は、北朝鮮が活発化させていた心理戦に、積極的に対抗する姿勢を鮮明にしていた。対北心理戦では、主としてラジオ放送や拡声器、宣伝ビラが用いられ、なかでも毎日、北朝鮮にむけて放送されているラジオが、国連軍や米韓軍からもっとも信頼された心理戦のメディアとなっていた。こうしたラジオ放送には、VOA や VUNC だけでなく、アメリカの民間宗教放送である極東放送（HLKX）や、韓国政府による KBS を通じた対北放送、そして韓国軍の対北放送が、中波や短波で行われていた⁽²¹⁾。

7th PSYOP は、心理戦のターゲットに対する心理的な効果と、ターゲットへの接近しやすさの点で、北朝鮮地域における宣伝ビラの大規模な撒布に有効性を見出していた。だが、撒布には風向きに影響を受けるといふ、それ自体が有する限界も指摘された⁽²²⁾。

対北心理戦は、米軍や在韓米公報院（USIS-Seoul）、在韓米大使館のほか、韓国政府の協力で行われていた⁽²³⁾。対北心理戦の遂行において、米軍司令官には、次のような任務が与えられていた。

- ・米太平洋軍司令官（CINCPAC）：太平洋軍の心理戦活動に指針と権限を与える
- ・米太平洋陸軍司令官（CINCUSARPAC）：心理戦の兵力や資源、援助の提供を通じた国連軍による心理戦への支援
- ・米太平洋空軍司令官（CINCPACAF）：米空軍の資源や援助の提供を通じた国連軍による心理戦への支援

- ・米海軍太平洋艦隊司令官（CINCPACFLT）：米海軍の資源や援助の提供を通じた国連軍による心理戦への支援
- ・国連軍司令官（CINCUNC）：対北心理戦の計画、指揮、監視、調整

米軍以外にも在韓米公報院（USIS-Seoul）や在韓米大使館が、対北心理戦に関与していた。在韓米公報院は、国連軍による心理戦を支援するために政策指針や調査資料を提供した。また、USIA長官が、米政府機関の行うすべての国際ラジオ放送（VUNCを含む）について、国益にかなうと判断すれば、在韓米公報院によって実施できるものとされた。在韓米大使館は、米外交政策指針を公式化し、それを国連軍に提供することで、国連軍による心理戦支援の役割を有していた。

重要なことは、上記で言及した軍部隊や機関以外にも対北心理戦に関与している組織が存在していることである。本稿で分析資料として用いている「対北計画」には、機密解除されていない部分がある。そこでは対北心理戦に携わっていた米政府の一機関の名称が、黒塗りにされているが、前後の文脈から見て、CIA ソウル支局と考えるのが妥当であろう。⁽²⁴⁾

最後に韓国政府の役割である。それは、韓国政府が必要に応じて、公然および隠密の対北心理戦を計画し、実行するものとされていた。

先述したように、JCS 指令（JCS968900）は、1953年の朝鮮戦争休戦以後も、米政府機関と協調し、国連軍による心理戦の継続を指示していた。国連軍の対北心理戦は、米軍が在韓米公報院や在韓米大使館からの支援を受けながら実行された。実行部隊としての役割は、7th PSYOPによって担われていた。だが、7th PSYOPは、国連軍司令官による指揮下ではなく、米太平洋軍司令官の指揮のみをうける部隊であった。⁽²⁵⁾それは、国連軍による対北心理戦について、アメリカによる対北心理戦と、明確に区別することを著しく困難にさせていた。JCS 指令（JCS968900）では言及されていなかったが、アメリカの対北心理戦に、韓国政府も協力するようになっていた。そこに、1960年代におけるアメリカの対北心理戦が有する、一つの特徴的な姿が見てとることができる。

2. 「対北計画」の狙いと実行体制

(1) 計画目標

1970年12月に策定された「対北計画」は、米軍によるいくつかの作戦計画を踏襲したものであった。一つは、1965年3月15日付「米太平洋陸軍・冷戦と対反乱プログラム」（USARPAC Cold War and Counterinsurgency Program）であり、もう一つは、同年5月6日付の「在韓米軍・作戦計画 70-65」（COMUSKOREA OPLAN 70-65）であった。いずれの計画も、1960年代半ばから1970年までの心理戦計画を枠付けるものであり、「対北計画」は、その延長線上に位置していた。

「対北計画」は、対北心理戦の目標について、長期的、短期的に区分し、次のように説明していた。まず、長期目標は、優先すべき順に①北朝鮮のワンマン政治から権力の移行を促し、マルクス・レーニン主義に対する朝鮮労働党の解釈を緩和させることで、偶発的な衝突リスクを減少させ、②北朝鮮の対南浸透工作の試みを北朝鮮国内の問題を解決する方向に向かわせるために、北朝鮮の人々のなかに意見の不一致を作り出すこと⁽²⁶⁾にあった。⁽²⁷⁾短期目標として、優先順に、次の5点が示されていた。

- ・共産主義者から韓国の安全と領土を守る防御者としての国連軍のイメージを促進し、北朝鮮とその指導者に、平和を維持し、攻撃に立ち向かう韓国と国連軍の意思と決意、能力に気づかせること
- ・北朝鮮とその指導者に韓国の経済的発展と政治的安定について伝達すること
- ・北朝鮮の人々のなかで、共産主義体制やそのシステムに対する不満を創り出し、それを促進・増大させることで、北朝鮮の軍人や一般の人々の士気を低下させ、離反を促すこと
- ・韓国の軍人と民間人が、ヴェトナム人の利益となる平和的な方法によって、ヴェトナム共和国を支援していることについて、北朝鮮の人々に納得させること
- ・北朝鮮の攻撃や停戦協定違反を暴露する積極的な情報プログラムをできるだけ広範な人々に実施すること

「対北計画」で示された対北心理戦の短期目標は、北朝鮮の人々に韓国の体制優位性を知らしめ、北朝鮮の政権に対する不信感と、それによる北朝鮮社会の動揺を引き起こすことにあった。ここで想定されていた心理戦のターゲットは、朝鮮労働党員や軍人、技術者、知識人、労働者、農民であった。「対北計画」は、こうした人々が、アメリカの国家的、軍事的目的を支持するよう、心理戦を通じて行動に影響を与え、アメリカが目指す世論の形成を目標としていた。⁽²⁸⁾

(2) 政策指針

「対北計画」では、次の6つの政策指針が示されていた。⁽²⁹⁾第一に、対北心理戦の狙いについてである。その主な狙いは、北朝鮮のプロパガンダに直接反応し、対抗するよりも、アメリカの国家的、軍事的目標を支えるような心象風景をターゲットの人々に植えつけることであった。そのためには、対北心理戦が、ターゲットの人々に間断なく、攻撃的な心理戦圧力を加えるべきとの指針が示されていた。

第二に、7th PSYOPによる心理戦の活動についてである。「対北計画」では、7th PSYOPの心理戦活動は、風潮やメディア能力などに依拠しながら、時々に変化すべきと指摘された。7th PSYOPの各部隊には、状況にあわせてプログラムの優先順位を変化させ、国連軍の必要性を鑑みながら、プロパガンダの内容を展開できる能力が求められた。

第三に、7th PSYOPの役割についてである。7th PSYOPは、対北心理戦の指揮や分析を行い、必要に応じて、国連軍司令部に適切な勧告を行うものとされた。また、適切で時宜にかなった心理戦を展開するために、7th PSYOPには、アメリカの立場に影響を与えうる米国内外の情勢評価も、その役割として定められた。

第四に、心理戦活動の方法についてである。対北心理戦は、北朝鮮の人々に情報を提供するよりも、プロパガンダとして行われるべきとされた。政策指針は、プロパガンダについて、複雑な状況を単純化したり、物事の一つの側面を強調するなどの方法で、自らに有利になるような工作活動として位置づけていた。

第五に、7th PSYOPの傘下部隊についてである。「対北計画」は、傘下部隊に対して、信頼性や事実、国家政策の枠組みのなかで心理戦において使用するメディア内容を開発し続けていくことを

求めた。

第六に、対北心理戦の責任についてである。国連軍司令官は、対北心理戦に関する全体的な責任を有し、7th PSYOP 司令官は、作戦レベルでの責任をもつものとされた。7th PSYOP 司令官は、傘下部隊の司令官に対して、心理戦で用いられるメディアの内容が、政策指針と一致していることを求め、その責任を負っていた。

これらの政策指針は、7th PSYOP に対して、あくまで概括的に対北心理戦の方針を示したにすぎないものであった。より詳しい指針を作成するためには、資料が必要であった。7th PSYOP は、国務省や USIA、国防総省、在韓米大使館からの資料に基づき、詳細な指針を策定した。7th PSYOP に提供された各機関別の資料は、具体的には、次のようなものであった。

①国務省

- ・ 国務省公報：機密扱いではない週報
- ・ 時事国際関係：機密週報
- ・ 時事経済開発：機密週報
- ・ 外国政策要約：機密扱いではない週報

② USIA

- ・ 無線ファイル日報（ポトマック・ケーブル、VOA の論説、米政府高官の声明などを含む）
- ・ 情報案内
- ・ 討議資料

③国防総省

- ・ 国務省／国防総省／USIA の共同メッセージ
- ・ 国防長官のメッセージ
- ・ 太平洋軍司令部 広報政策プログラム
- ・ 統合参謀部 VUNC 政策指針
- ・ 国連軍 VUNC 政策指針

④在韓米大使館

- ・ 必要に応じて発せられる政策メッセージ
- ・ 国内政策調整

7th PSYOP は、各機関から示される意図を読み取り、それらを調整しながら、具体的な心理戦の方針を策定した。

(3) 実行組織

7th PSYOP による心理戦は、次の4つの機関で検討され、調整を行ったうえで実行されるもの

と規定された。⁽³⁰⁾第一に、国連軍プログラム審査協議会（UNC Program Review Council）である。同協議会には、国連軍による心理戦に利害を持つ米韓の軍や政府機関の関係者が出席した。そこでは、心理戦に対する審査と改善のための助言や検討が定期的実施されたほか、将来計画の立案作業も行われた。第二に、国連軍心理戦委員会（UNC PSYOP Committee）である。同委員会では、米韓の軍・政府関係者が朝鮮半島で行われている心理戦活動の審査と調整を行った。第三に、国連軍視覚心理戦協議会（UNC Visual PSYOP Council）である。同協議会は、米韓の軍・政府関係者が、必要に応じて国連軍の心理戦を支援する視覚メディアについて評価する組織となっていた。第四に、VUNC 審査協議会（VUNC Review Council）である。そこでは、必要に応じて、VUNC のテーマが検討され、国連軍司令官に対して、VUNC の内容に関する勧告が行われた。

「対北計画」は、対北心理戦が、沖縄に本部を置く 7th PSYOP と、沖縄やソウル、南ヴェトナム、日本本土に駐留する各傘下部隊によって行われるものと定めていた。ここでは各地域に駐留する傘下部隊が、どのような役割を担っていたのかについて見ていきたい。まず、沖縄である。宜野湾市普天間にあるフォート・バックナー基地（Fort Buckner）には、第 14 心理戦大隊（14th PSYOP Battalion）と第 15 心理戦分遣隊（15 PSYOP Detachment）が駐留していた。前者は、傘下に第 16 心理戦中隊（16th Company）と第 18 心理戦中隊をおき、VUNC の技術問題への対応や心理戦部隊員の訓練、人材供給などを行っていた。後者は、心理戦の効果について評価や検討を行っていたほか、心理戦で使用するラジオ番組や出版物などの宣伝物制作にもあたっていた。

ソウルには、第 24 心理戦分遣隊（24th PSYOP Detachment）⁽³¹⁾が駐留していた。同部隊は、7th PSYOP の指令に基づき、国連軍や在韓米軍、米第 8 軍を支援する心理戦の実践部隊となっていた。その主たる任務は、音声や印刷メディアを用いたプロパガンダの実施であった。

南ヴェトナム・ビエンホア（Bien Hoa）には、第 244 分遣隊（244th PSYOP Detachment）が、置かれていた。同部隊には、南ヴェトナム軍事援助司令部（MACV）や米統合広報室（JUSPAO）と協調しながら、心理戦を実行する役割が与えられていた。ヴェトナムでの心理戦で使用する宣伝ビラ制作や MACV のヴェトナム語誌『共感』などの出版物の発行を支援することが、その主な任務となっていた。

日本本土に駐留し、心理戦に携わる部隊として日本分遣隊（Japan Detachment）があった。それは、埼玉県朝霞にあるノースキャンプ・ドレイク（North Camp Drake）において、心理戦で使用する印刷物の制作を主たる任務としていた。⁽³²⁾このように沖縄、韓国、南ヴェトナム、日本本土に駐留する部隊が担っていた 7th PSYOP の心理戦活動は、次の 3 つの機関によって支援された。

第一に、在日米陸軍副官印刷出版物センター（USAPPCJ）である。同センターは、日本分遣隊と同じノース・キャンプ・ドレイクに置かれ、心理戦のための宣伝ビラや雑誌などを印刷していた。

第二に、地域サービス・センター（Regional Service Center: RSC）である。RSC は、国家安全保障会議報告第 114 号 1 附属書 5（NSC114/1 Annex5）に基づき、1951 年にフィリピン・マニラで設立された。それは、USIA が、フィリピンや韓国（朝鮮）、台湾、インドネシア、インドシナ、タイ、ビルマ、香港、シンガポール、マラヤにおける対外広報活動で使用する印刷物制作の一大拠点となっていた。RSC では、雑誌『自由世界』や写真ニュース『ワールド・フォト・レビュー』などの出版物が、ビルマ語、ピコール語、カンボジア語、中国語、セブアノ語、英語、仏語、ヒリガイノン語、インドネシア語、ヒリガイノン語、イロカノ語、朝鮮語／韓国語、ラオ語、マレー

語、タガログ語、タイ語、タミル語、ビサヤ語、ヴェトナム語、パンパンガ語で制作された。設立直後の1951年には、出版物は約3500万部以上が印刷され、アジア各地のUSISに送付されていた。⁽³³⁾ マニラのRSCは、アメリカにとって、アジアで最も重要な心理戦の「攻撃的兵器」の一つとなっていた。⁽³⁴⁾ RSCは、あくまでUSIAの広報活動を行う機関であったが、米軍による心理戦にも協力する組織としての役割を担っていた。

第三に、海外放送情報サービス（Foreign Broadcast Information Service: FBIS）である。FBISは、海外放送（ラジオやテレビ、通信社）の傍受を行い、その調査報告を政府機関に伝達することを主たる任務とする機関であった。それは、1941年に2月に連邦通信委員会（Federal Communications Commission: FCC）傘下に設立された海外放送傍受サービス（Foreign Broadcast Monitoring Service: FBMS）に源流をたどることができる。FBMSは、同年12月の真珠湾攻撃を契機に、海外放送諜報サービス（Foreign Broadcast Intelligence Service）へと名称変更され、第二次世界大戦の終結にともなって陸軍省傘下に編入された。戦後、FBISは1947年に発足したCIAの一組織として新たなスタートを切った。⁽³⁵⁾ FBISは、世界各地の拠点を設置し、傍受活動を行っていた。沖縄や韓国、南ヴェトナムのFBIS支局には、対北心理戦を支援する役割が期待されていた。

以上見てきたように、「対北計画」では、沖縄に司令部を置く7th PSYOPが、沖縄や韓国、南ヴェトナム、日本本土、に展開する傘下部隊とともに対北心理戦を実施することが定められていた。7th PSYOPによる対北心理戦は、国防総省などの米政府軍事部門だけでなく、国務省やUSIA、CIAなどの非軍事部門からも協力や支援を得て、実行するものとされた。「対北計画」は、対北心理戦が、朝鮮半島はおろか、東アジアから東南アジアまで広がるアメリカの心理戦／インテリジェンス・ネットワークによって支えられていたことを浮き彫りにしていた。

それでは、「対北計画」は、対北心理戦において、どのような具体的な作戦を指示していたのだろうか。次章では、対北心理戦の具体相について見ていきたい。

3. 対北朝鮮心理戦の具体相

(1) 作戦内容

「対北計画」は、1971年度の作戦に関する具体的な内容について、次の6点を示した。それらは、いずれも1970年度までに行われていた作戦内容の継続を前提とし、7th PSYOPが、アメリカや韓国の軍および政府機関と調整して実施されるものと規定された。

第一に、VUNCの放送実施である。VUNCは、1970年の時点で、毎日、北朝鮮にむけて約18時間の朝鮮語番組を放送していた。その内容は、ニュースや論説、ニュース分析、特集番組、音楽番組で構成された。「対北計画」は、1971年度に放送するVUNCの番組内容について、北朝鮮の脆弱性を利用した論説や特集番組を制作するよう検討を指示していた。

第二に、フォーカス・トゥルース作戦（Operation Focus Truth：以下、OFTとする）であった。OFTは、C-130輸送機から北朝鮮地域に向けて宣伝ビラを空中撒布する作戦として、1970年度以前から行われていた。「対北計画」は、その継続を指示し、1971年度には宣伝ビラ5億枚を撒布するものとした。7th PSYOPは、印刷から宣伝ビラの梱包や輸送だけでなく、宣伝ビラの内容評価や技術に関する助言、宣伝ビラ撒布への支援活動など、OFT全体に責任を有していた。

第三に、フロート・プログラム（Float Program：以下、FPとする）である。FPは、宣伝物や手洗い石けんなどの高価ではない贈り物を入れたプラスチック製の袋を海や川に流し、水や風の流れを利用して、北朝鮮の海岸や川岸に送りこもうとする作戦であった。「対北計画」は、その継続を指示した。7th PSYOPには、プラスチック製の袋や手洗い石けんのなどの物資のほか、印刷物を制作するための資金の調達も任務として課されていた。

第四に、気球プログラム（Balloon Program：以下、BPとする）である。BPは、韓国側が、気球を用いて宣伝物を北朝鮮に送りこむ作戦であった。「対北計画」は、7th PSYOPに、責任をもってBPで使用する気象観測用の気球を調達するよう指示していた。

第五に、小型ラジオ（Mini Radio：以下、MRとする）と名づけられたプログラムである。MRは、国連軍が実行する心理戦であった。それは、北朝鮮に小型ラジオを送りこみ、「自由世界」の放送を聴取する人口を、北朝鮮地域で増加させる目的から行われていた。「対北計画」は、7th PSYOPに対して、小型ラジオの調達を指示していた。7th PSYOPは、国連軍による心理戦を物資の調達というかたちで支援するものとされた。

第六に、拡声器作戦（Loudspeaker Operation：以下、LOとする）である。南北軍事境界線を挟んだ非武装地帯（DMZ）では、南北ともに拡声器を設置し、相手に向けた宣伝放送を活発に行っていた。「対北計画」は、7th PSYOPが、韓国側に設置された拡声器を用いて実施している心理戦活動に対して、助言と支援を提供することを指示した。

本節では、「対北計画」で示された1971年度の対北心理戦が、6つの作戦から構成されており、各作戦別の内容について、7th PSYOP全体の役割に触れながら述べてきた。次節では、「対北計画」では、7th PSYOPの傘下部隊の役割を、どのように規定していたのか、各部隊の任務内容について見ていくことで、1971年度の対北心理戦が有する、より具体的な様相を浮き彫りにしてみたい。

(2) 任務内容

① VUNC⁽³⁶⁾

VUNCは、ソウルの第24心理戦分遣隊と沖縄の第15心理戦分遣隊が担うものとされた。第24心理戦分遣隊の任務は、VUNCによる心理戦を監督し、韓国に設置されたVUNC送信所を運営することであった。VUNC番組は、韓国と沖縄で制作されていた。韓国での番組制作は、第24心理戦分遣隊が、後者での制作を第15心理戦分遣隊が、それぞれ責任を有するものとなっていた。

「対北計画」は、第24心理戦分遣隊に対して、a) 韓国関連のニュースや論説、特集番組などを制作し、b) それらが国連軍や在韓米大使館、VUNC審査協議会から示された政策と一致しているかを確認し、c) 沖縄で制作された番組も確認し、最終的に放送するかを判断することを指示していた。

第15心理戦分遣隊の任務は、a) 沖縄に設置された送信所の運営と維持、監督と、b) 番組制作となっていた。「対北計画」は、番組制作において、いくつかの留意点を示していた。第一に、国際ニュースや論説、評論、特集番組を制作する際、現在のアメリカの政策やテーマに関する指針に沿っているかを確認しながら、進めることであった。第二に、韓国で制作する番組よりも、広く国際的な側面をもった論説や、北朝鮮の動向に注目した番組を制作することであった。

第24心理戦分遣隊と第15心理戦分遣隊は、ソフトとハードの両面からVUNCの実施を支えていた。だが、最終的な放送可否の判断は前者に委ねられていたため、両者の関係性は、必ずしも対等でなかった。

②フォーカス・トゥールズ作戦 (OFT)⁽³⁷⁾

OFTは、先述した第24心理戦分遣隊のほか、沖縄の第14心理戦大隊と朝霞の日本分遣隊が担っていた。第24心理戦部隊の任務は、a) OFTで使用する宣伝ビラの研究・制作、b) 宣伝ビラの適合性や妥当性について韓国の知識人に評価させ、それを視覚心理戦評価協議会 (PSYOP Council for Review) に提出すること、c) 韓国・烏山空軍基地で宣伝ビラを補完すること、d) 米韓の関係諸機関と宣伝ビラ撒布に関する調整であった。このうち宣伝ビラの制作には、詳細な指示が出ていた。

「対北計画」は、宣伝ビラを制作するにあたり、a) 北朝鮮を非難し、韓国が達成した肯定的な成果について、十分に言及すること、b) 国連軍や7th PSYOP本部から提供された政策やテーマ指針に沿った宣伝ビラであること、c) 宣伝ビラからアメリカや国連軍を示す痕跡を削除するという3つの留意点を示していた。なかでも、痕跡削除の指示には、北朝鮮がアメリカや国連軍が行っている心理戦の責任を追及しないようにする目的が込められていた。

第14心理戦大隊や日本分遣隊の任務は、宣伝ビラの印刷業務を監督し、烏山空軍基地に輸送するための梱包や撒布のための装備などの監督業務とされた。「対北計画」は、両部隊による宣伝ビラの輸送について、7th PSYOP本部と協調して実行するよう指示していた。

③フロート・プログラム (FP)⁽³⁸⁾

FPは、第24心理戦分遣隊と日本派遣隊、第14心理戦大隊が担当した。第24心理戦分遣隊は、a) FPで使用する印刷物の開発、b) 1971年度のFPを実行するために必要なプラスチック袋 (4万袋) や手洗い石けん (15万個) などの物資調達、c) 宣伝物のプラスチック袋への同梱作業の指揮を任務とした。「対北計画」は、第24心理戦分遣隊に対して、プラスチック袋や宣伝物から、アメリカや国連軍の存在を示す痕跡を除去したうえで、韓国海軍と調整しながら、FPを実行するよう指示していた。

日本分遣隊や第14心理戦大隊に課された任務は、a) 7th PSYOP司令部の指示に基づき、プラスチック袋に同梱する宣伝物の印刷を指揮すること、b) 印刷された宣伝物の韓国への輸送業務を調整することであった。

④気球プログラム (BP)⁽³⁹⁾

第24心理戦分遣隊の任務は、BPの支援業務であった。具体的には、7th PSYOP本部とともにJ-100型気象用気球 (5万台) を調達し、それらを国連軍が挙げた機関に提供することであった。

⑤ミニラジオ (MR)⁽⁴⁰⁾

MRは、北朝鮮住民に心理戦のためのラジオ放送を聴かせるために配布されたものであった。この任務をおっていたのが、第24心理戦分遣隊であった。「対北計画」は、同分遣隊が、7th

PSYOP 本部とともにトランジスタ・ラジオ（12,500 台）を調達し、国連軍が挙げた機関にラジオを送ることを指示していた。

⑥ 拡声器作戦（LO）⁽⁴¹⁾

「対北計画」は、第 24 心理戦分遣隊に対して、1971 年度に DMZ で実施する LO に助言し、援助を提供するよう指示した。

「対北計画」で示された対北心理戦は、ソウルに駐留する第 24 心理戦分遣隊を主力部隊とし、沖縄の第 15 心理戦分遣隊とも協力しながら、7th PSYOP 本部や朝霞の日本分遣隊など韓国、沖縄、日本本土に展開する部隊が支援して、実施するものとされた。その際、見ておくべきは、第 24 心理戦分遣隊と第 15 心理戦分遣隊の関係である。主として前者が対北心理戦を実行する役割を担っており、そのための戦略や戦術を判断する材料の提供は、後者が担っていた。事実、第 15 心理戦分遣隊は、対北心理戦の評価や調査のほか、米韓の政府機関が作成した報告書や、北朝鮮のプロパガンダ分析を担当するなど、対北心理戦の効果的な実行に資する情報を提供していた。⁽⁴²⁾「対北計画」では、第 24 心理戦分遣隊が、第 15 心理戦分遣隊からインテリジェンス面の支援を受け、対北心理戦を実行するものと規定された。

おわりに

まとめとして、1970 年前後に実施された 7th PSYOP を核とする米軍／国連軍の対北心理戦について、次の 3 点から言及しておきたい。第一に、1970 年以前に行われていた対北心理戦との関係である。1970 年度に計画された対北心理戦は、それ以前の対北心理戦と連続性を有しており、そこにはいくつかの特徴的な面が見られた。一つは、沖縄が米軍／国連軍の対北心理戦にとって拠点であり続け、韓国や日本本土、南ヴェトナムに駐留する部隊が、それを支援することで、対北心理戦が東アジアから東南アジアに広がる米軍による心理戦ネットワークのなかで機能していたことである。さらにこうしたネットワークに、米政府の民事組織である在韓米大使館や在韓米公報院のほか、韓国政府も参加していた。1974 年 6 月 30 日には心理戦ネットワークの中心を担っていた 7th PSYOP は活動を停止した。もう一つは、対北心理戦がラジオ放送を基軸とし続けていたことである。石けんなどの物資や宣伝ビラが、心理戦のためのメディアとなっていたが、識字率が必ずしも高くない状況において、聴覚メディアとしてのラジオは、きわめて宣伝効果の高いメディアになっていたことは想像に難くない。にもかかわらず、別稿で論じているように、VUNC は 1971 年 6 月 30 日に放送を終了した。⁽⁴³⁾1970 年度とそれ以前の心理戦との連続性は、少なくとも 1970 年代半ばまでは見られたが、それ以後については検討の必要がある。

第二に、「対北計画」が策定された背景についてである。「対北計画」は、北朝鮮が対南工作を強化し、対米挑発も活発に行うなど緊張の高まりのなかで、それに対処する方案の一つとして、起草された。そこには、破壊工作などの軍事的な側面を持つ工作活動だけでなく、北朝鮮による心理戦工作活動も、アメリカや韓国のそれよりも抜きんでいるという米側の脅威認識に基づく北朝鮮への対抗意識がたたみこまれていた。「対北計画」は、北朝鮮の人々に訴えかけ、米側が彼ら・彼女らの心と精神を勝ち取ることで、北朝鮮を内部から瓦解させようとするものであった。それは、米軍

が物理的な衝突を回避し、米側／国連軍側の犠牲を最小化する方法で北朝鮮に対抗しようとしていたことを示していた。

第三に、1970年度の計画内容について、ラジオを重視しつつも、宣伝ビラの撒布や物資の送達にも、より力点がおかれるようになっていたことである。それは、聴覚メディアや印刷メディアだけでなく、〈モノ〉をメディアとして用いる多様性に富んだ心理戦活動が展開されようとしていたことを意味していた。ここでいう〈モノ〉とは、例えば石けんである。北朝鮮の人々は、石けんが、どこから送られてきたものか、その痕跡が隠されていたものの、心理戦メディアとしての石けんを通じて西側の経済発展や近代性を如実に感じていたであろう。対北心理戦は、ラジオや印刷物だけでなく、あらゆる〈モノ〉を動員した心理戦を展開することで、西側陣営や国連の正統性を北朝鮮の人々に伝え、北朝鮮の政権に対する不満を醸成することで、内部崩壊を促そうとしていた。

本稿では、1970年前後の時期に着目し、沖縄を中心として、東アジアから東南アジアに広がる米軍の心理戦ネットワークのなかで作動していた対北心理戦の実態について考察してきた。だが、先述したように、対北心理戦の根幹を担っていたVUNCは1970年代初頭に中止され、7th PSYOPそのものも1970年代半ばには沖縄から撤退し、活動を停止した。これらが、1970年前半以降の対北心理戦の展開に、どのような影響を与えたのか。そして、1950年代から約20年間かけて構築された米軍の心理戦ネットワークは、どのように形を変えたのか、あるいは変えなかったのか。今後、さらに史料公開が進むなかで、この問いに答えていくことが、今後の課題となろう。

- (1) 拙稿「ML. オズボーンの捕虜教育工作と「貫戦史」としての心理戦」『インテリジェンス』No.19、20世紀メディア研究所、2019年3月
- (2) VUNCやVOAについては、拙稿「VUNCの廃止過程－国務省・USIA・国防総省の対立と妥協をめぐって」『インテリジェンス』No.15、20世紀メディア研究所、2015年3月。拙稿「冷戦期アジアにおけるVOAの展開と中継所の世界的配置」『占領する眼・占領する声－CIE/USIS映画とVOAラジオ』土屋由香、吉見俊哉編、東京大学出版会、2012年
- (3) 前掲論文「VUNCの廃止過程－国務省・USIA・国防総省の対立と妥協をめぐって」
- (4) JCS 968900, Geographic File, 1954-56, Records of the U.S. Joint Chiefs of Staff, RG218, NARA
- (5) Request by CINUNC for use of radio time by VUNC on VOA in Far East (C), Memorandum for the Director, Joint Staff, September 8, 1958, Military Government in Korea, CCS 383.21 Korea (3-19-45) (2) Sec. 16, Geographic File, 1942-45, Records of the U.S. Joint Chiefs of Staff, Box140, RG218, NARA.
- (6) 第67回国会「沖縄返還協定特別委員会」第8号、1971年11月22日
- (7) 70-S381-17 TESTIMONY NO: 3, United States Security Agreements and Commitments Abroad Japan and Okinawa, January 28, 1970. United States Senate, Subcommittee on U.S. Security Agreements and Commitments Abroad of the Committee on Foreign Relations, Washington, D.C., Library of Congress, 1365-1368
- (8) Kenneth Osgood, *Total Cold War: Eisenhower's Secret Propaganda Battle at Home and Abroad*, University Press of Kansas, 2008. Alfred H. Jr., Paddock, U.S. Army Special Warfare, Its Origins: Psychological and Unconventional Warfare, 1941-1952, University Press of the Pacific, 2002. 김영희 『한국전쟁기 미디어와 사회』 커뮤니케이션북스, 2015 (金榮姬 『韓国戦争期メディアと社会』 コミュニケー

- ション・ブックス、2015年)、拙稿「朝鮮戦争期における捕虜教育プログラム」『文化冷戦の時代－アメリカとアジア』貴志俊彦・土屋由香編、国際書院、2009年ほか
- (9) 7th PSYOP による心理戦活動については、拙稿「冷戦期アジアの米軍心理戦－東アジアから東南アジアへの展開と拠点としての沖縄」『インテリジェンス』No.17、20世紀メディア研究所、2017年3月
- (10) OPLAN 70-71A, PSYOP PROGRAM FOR NORTH KOREA (U), Department of the Army, 7th Psychological Operations Group, December 7, 1970, NW#: 42601, DocId: 31220089, Folder22, Box22, A1 1147, RG319, NARA
- (11) 『韓米間重要問題と政府立場』(桑港韓米頂上会談資料)、1969年8月7日、外務部欧米局、『朴正熙大統領米国訪問、1968.8 20-25. 全3巻 (V.2 資料綴)』フレーム番号(以下、Fとする)9、C-0033-03、外交史料館、韓国・ソウル
- (12) 前掲『韓米間重要問題と政府立場』(桑港韓米頂上会談資料)、F9
- (13) ANNEX C (PSYOP Intelligence Estimate) to 7TH PSYOP GROUP OPLAN 70-71A: PSYOP PROGRAM FOR NORTH KOREA, December 28, 1970, HQ 7th PSYOP Group, Fort Buckner, Okinawa, 6p, Folder22, Box22, A1 1147, RG319, NARA
- (14) 前掲『韓米間重要問題と政府立場』(桑港韓米頂上会談資料)、F10
- (15) 倉田「朴正熙『自主国防論』と日米『韓国条項』－『総力安保体制』の国際政治経済」小此木政夫・文正仁編『市場・国家・国際体制』慶応義塾大学出版会、2002年、159p
- (16) OPLAN 70-71A PSYOP PROGRAM FOR NORTH KOREA, December 7, 1970, 7th Psychological Operations Group, Department fo the Army, Folder22, Box22, A1 1147, RG319, NARA
- (17) ANNEX C (PSYOP Intelligence Estimate), op. cit., 4p
- (18) ANNEX C (PSYOP Intelligence Estimate), op. cit., 5p
- (19) ANNEX C (PSYOP Intelligence Estimate), op. cit., 4-5p
- (20) ANNEX C (PSYOP Intelligence Estimate), op. cit., 5p
- (21) ANNEX C (PSYOP Intelligence Estimate), op. cit., 6p
- (22) ANNEX C (PSYOP Intelligence Estimate), op. cit., 6p
- (23) ANNEX A (Task Organization), 7TH PSYOP GROUP OPLAN 70-71A: PSYOP PROGRAM FOR NORTH KOREA, December 7, 1970, 7th Psychological Operations Group, Department fo the Army, Folder22, Box22, A1 1147, RG319, NARA, 2-3p
- (24) ANNEX A (Task Organization), op. cit., 3p
- (25) 前掲論文「VUNC (国連軍総司令部放送)の廃止過程：国務省・USIA・国防総省の対立と妥協をめぐる」
- (26) ANNEX A (Task Organization), op. cit., 3p
- (27) ANNEX A (Task Organization), op. cit., 3-4p
- (28) ANNEX B (Concept of Operation) to 7TH PSYOP GROUP OPLAN 70-71A: PSYOP PROGRAM FOR NORTH KOREA, December 7, 1970, 7th Psychological Operations Group, Department fo the Army, Folder22, Box22, A1 1147, RG319, NARA, 1p
- (29) APPENDIX 1 (Policy Guidance) to ANNEX B (Concept of Operation) to 7TH PSYOP GROUP OPLAN 70-71A: PSYOP PROGRAM FOR NORTH KOREA, December 7, 1970, 7th Psychological

Operations Group, Department fo the Army, Folder22, Box22, A1 1147, RG319, NARA, 1-2p

- (30) ANNEX B (Concept of Operation), op. cit., 1-2p
- (31) 1968 年 12 月、米太平洋陸軍一般命令 792 号により、韓国派遣隊 (Korea Detachment) から第 24 心理戦分遣隊へと名称が変更された。
- (32) 前掲論文「冷戦期アジアの米軍心理戦 - 東アジアから東南アジアへの展開と拠点としての沖縄」
- (33) The Far East Regional Production Center, Earl J. Wilson, A Psychological Warfare Casebook, William E. Daugherty and Morris Janowitz, The Johns Hopkins Press, 1958, 151p
- (34) The Far East Regional Production Center, op. cit., 151p
- (35) Foreign Broadcast Information Service, History, Part I: 1941-1947 by Joseph E. Roop, FBIS, 1942-1966, Paul A. Borel, Director, FBIS, Central Intelligence Agency, April 1969. 1-8p
- (36) ANNEX B (Concept of Operation), op. cit., 3-4p
- (37) ANNEX B (Concept of Operation), op. cit., 4-5p
- (38) ANNEX B (Concept of Operation), op. cit., 5-6p
- (39) ANNEX B (Concept of Operation), op. cit., 6p
- (40) ANNEX B (Concept of Operation), op. cit., 6p
- (41) ANNEX B (Concept of Operation), op. cit., 6p
- (42) ANNEX B (Concept of Operation), op. cit., 6-7p
- (43) 前掲論文「VUNC (国連軍総司令部放送) の廃止過程：国務省・USIA・国防総省の対立と妥協をめぐって」

番組編集準則の政府解釈の変遷

—国会審議を中心に—

笹田 佳宏*

はじめに

放送法第4条1項は、放送事業者に対し放送番組の編集にあたって4つの事項を求めている。「公安及び善良な風俗を害しないこと」(第1号)、「政治的に公平であること」(第2号)、「報道は事実をまげないですること」(第3号)、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」(第4号)。これらは番組編集準則と呼ばれるものである。番組編集準則は、「一般に倫理的な意味をもつにとどまると解釈運用される」⁽¹⁾、「この準則に掲げられている事項は、放送が有限・希少な電波を利用し、強大な社会的影響力を有していることから、本来、放送事業者が自主的に律すべき事柄を、法律上に規定したものであって、倫理規範的なものと言える」⁽²⁾と解されている。

放送法の制定を議論した国会において、網島毅・電波監理長官は「放送番組につきましては、第1条に、放送による表現の自由を根本原則として掲げまして、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないのでございます」⁽³⁾との考えを示している。

しかし、こうした政府解釈は時代とともに変化してきた。放送法制定から1980年前半までは、「放送番組に対する検閲、監督等は一切行わない」という立場を示してきたが、1985年以降、そうした立場が徐々に変化してきた。記憶に新しいところでは、2016年2月8日の国会で、高市早苗・総務大臣が「放送法4条、これは単なる倫理規定ではなく法規範を持つもの」と発言し、放送法の規定を順守しない場合は行政指導を行う場合もあるとの見解を示した。さらに、行政指導しても「全く改善されない、繰り返されるといふ場合に、全くそれに対して何の対応もしないということをご約束するわけにはまいりません」⁽⁴⁾として、放送法違反を理由に電波法76条に基づいて電波の停止を命じる可能性があるとした。

このように、放送法制定当初の“検閲、監督等は一切行わない”との考え方は大きく変化している。本稿では、放送法4条1項に対する政府解釈の変遷を国会審議を中心に考察する。

1. 放送法改正と番組編集準則

放送法第4条1項の規定は、1950年の放送法制定時から数回の改正を受け、現在に至っている。まずは、番組編集準則の変遷を確認しておきたい。

放送法制定時の番組編集準則は、次のとおりであった。

*ささだ よしひろ 日本大学法学部新聞学科 准教授

第44条（1項、2項略）

3 協会は、放送番組の編集に当つては、左の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

第53条 第44条第3項の規定は、一般放送事業者に準用する。

放送法提出時点では、第44条3項の規定は、民放に準用されていなかった。衆議院電気通信委員会で、第44条3項の条文変更とともに、第53条で民放にも準用される修正提案が可決され、成立した⁽⁵⁾。放送法制定当初、民放に適用されていた条文は、第53条を加えて、3つのみであった。民放に適用する条文を少なくした理由について放送法を制定した国会では、①民間放送は、できる限り自由にこれをまかせる、②そのために最小限度必要な規定だけを設けた、③民間放送にある特別な特権を与えると、政府の監督その他の行為が必ず伴い、それによって民放の自由な発達を妨げる、④将来民間放送が発達した時に、法案を改正して必要な規定を挿入する、⁽⁶⁾と政府は説明している。放送法によって特殊法人として設立されることになった日本放送協会（以下、NHK）に対し、民放については、政府から干渉をできる限り排除して、自由な形で民放を発展させようとした意図を読み取ることができる。

また、放送法制定当初は、第1号には、「善良な風俗」は、含まれていなかった。「善良な風俗」が加えられたのは、1959年の放送法改正である。1950年にNHKと民間放送という二元体制の放送制度の骨格ができ、1959年の放送法改正時には、民放ラジオは32社、テレビは38社までに増えた。民放が発展していく中で、1957年に大宅壮一が「週刊東京」で述べた、「テレビにいたっては、紙芝居同様、いや、紙芝居以下の白痴番組が毎日ずらりとならんでいる。ラジオ、テレビというもっとも進歩したマス・コミ機関によって、“一億白痴化”運動が展開されているといってもよい」との指摘に代表されるテレビ番組に対する低俗化批判や、子どもへの悪影響を懸念する声が高まる中で「善良な風俗」が加えられた。この時点においても番組編集準則は、NHKに適用し、民放には準用する形をとっていた。また、1959年の改正では、番組調和原則、番組基準の策定義務、放送番組審議会の設置義務等も追加された。

そして、1988年の放送法改正で、放送法の構成が大きく変更され、民放にも番組編集準則が直接適用されることになった。1988年の改正は、放送界の発展およびメディアの多様化に対応できる放送制度とするため、2年間に渡って審議を重ねた「ニューメディア時代における放送に関する懇談会」の報告書を踏まえた大幅なものであった。報告書は、「法制度の在り方」として、放送法の構成は、NHKに関する規定が中心で、民放はそれらを準用する形となっているが、民放が著しく発展し、国民に定着している実態が放送法制に反映されるよう配慮することが望ましいと指摘した⁽⁸⁾。

こうしたことから、従来の第1章「総則」と第2章「日本放送協会」の間に第1章の2「放送番組の編集等に関する通則」を新たに設け、ここにNHK、民放に共通する番組編集の基準をまとめ

た。その主要な部分は、第2章「日本放送協会」の中に規定されていて、民間放送にはそれを準用していたものが、NHK、民間放送の両方に適用する形に改正され、番組編集準則は、次の形となった。

第3条の2 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 二 政治的に公平であること
- 三 報道は事実をまげないですること
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

そして、60年振りの大改正と呼ばれた2010年の放送法改正で、第3条の2から、第4条1項に移動し、現在の形になっている。

また、放送法4条1項と電波法76条との関係性については、本稿では深く立ち入らないが、電波法76条は、1項で「総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる」とし、命令に従わないときは免許を取り消すことができるとしている。

この放送法4条1項と電波法76条との関係性について、「放送行政法概説」では、「たとえそれが放送番組の編集の準則の規定に違反する場合であっても、形式的には電波法第76条第1項の発動ができるようであるが、表現の自由は重要な基本的人権であり、憲法及び法がこれを保障しているところであるから、放送番組編集の準則の規定違反について電波法第76条第1項によって放送局の運用制限等の処分ができるかについては問題があるであろう⁽⁹⁾」との解釈を示している。

2. 放送法制定時から1985年までの政府解釈

放送法が成立した第7回国会では放送法の提案理由の中で、番組編集準則について綱島毅・電波監理長官が、次の説明を行っている。

「放送番組につきましては、第1条に、放送による表現の自由を根本原則として掲げまして、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないのでございます。放送番組の編集は、放送事業者の自律にまかされてはありますが、全然放任しているのではございません。この法律のうちで放送の準則ともいべきものが規律されておまして、この法律で番組を編成することになっております」とし、政府は放送番組に干渉しないことを明言している⁽¹⁰⁾。

綱島は同日に、詳細は語らなかったが、「放送の番組内容の大綱を規定いたしました⁽¹¹⁾」とも発言している。この点については、放送法の制定に携わってきた電波監理局の3課長が執筆した放送法解説書で、番組編集準則について「これらは大綱を示しただけ」だとし、放送事業者が「更に詳細な放送準則を定め、それに従って放送の編集を行うことになるであろう⁽¹²⁾」との説明を行っている。つまり番組編集準則は、放送事業者が“自律的”に自らのよりどころとすべき番組制作の方針を定めるための「大綱」との位置づけであったことが分かる。

また、放送法の制定から法の運用に最も精通していたとされる荘宏は、「放送法は、(中略)各放

送事業者が自らの判断と力によって自らの放送番組を適正なものにすることを求めている。そこには官憲の介入、干渉は全くない。放送番組については必要最小限度の準則を法が直接に定め、それ以外は全て放送事業者の自律にまかされているのである」とした上で、番組編集準則について、「自律のための手続きと道具だて」⁽¹³⁾だと説明している。

この後もこうした政府解釈は、踏襲されていく。「放送事業の発展等放送界の事情の変更を考慮するとき、この際放送関係法制を根本的に再検討して適切妥当な法制を確立する必要があると思われるので、改正案について貴会の御意見をたまりたい」⁽¹⁴⁾として、手島栄郵政大臣が1962年9月に設置した臨時放送関係法制調査会（以下、臨放調）でも郵政省は番組編集準則について、法規範性を持つものではなく精神的規定の域を出ないものとの見解を示している。この臨放調に郵政省が提出した「放送関係法制に関する検討上の問題点とその分析」という資料で番組編集準則について次の考え方を示している。

「個々の放送内容については、前記の4原則〈番組編集準則〉が守られているか否か、また、教養、教育、報道および娯楽の放送番組の相互の間の調和がうまくとれているか否かの認定は、具体的に個々の放送番組内容にまで深く立ち入っていかない限り、到底できるものではない。個々の放送内容について、前記の4原則が守られていないことを挙証することはきわめて困難であり、また、法改正をして許される範囲内での新たな法的規制を加えて遵守を義務づけうるとしても、これが遵守されていないことを挙証することは同様に困難であるというほかはなく、結局は、最終的には訴訟によらなければどうにもならない問題であろう。したがって、法に規定されるべき放送番組編集上の遵守すべき事項、ことばをかえていうならば、法が事業者に期待すべき放送番組編集上の準則は、現実問題としては、一つの目標であって、法の実際効果としては多分に精神的規定の域を出ないものとする。要は、事業者の自律にまつほかはない。」⁽¹⁵⁾

これまでみてきた番組編集準則の政府解釈は、1970年代にも踏襲されていることが国会答弁で確認することができる。1972年には廣瀬正雄・郵政大臣が、「番組向上というものを、あるいは行政指導でありますとか、あるいは監督の強化でありますとかいうようなことでやるということは、結局、効果の少ないものであり、またいろいろと弊害を伴う」⁽¹⁶⁾と述べ、1977年には、石川晃夫・郵政省電波監理局長が「番組につきましては、御案内のとおりその検閲ができないということになっております。したがって、番組の内部に立ち至るということはできませんから、そういう意味で番組が放送法違反という理由で行政処分するということは事実上不可能でございます」⁽¹⁷⁾との考えを示している。

つまり、放送法制定時から1970年代まで政府は、放送法制定国会で綱島長官が説明したとおり、「政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わない」との考えを踏襲し、放送事業者の自律を尊重し、番組編集準則を根拠にした行政指導は、効果が少なく、弊害と伴う。また、電波法76条との関係では、「番組が放送法違反という理由で行政処分するということは事実上不可能」と明言してきた。

3. 1985年以降の政府解釈の変遷

しかし、精神的規定、番組編集準則に基づく行政指導、行政処分は行わないといった政府の見解は、1980年代後半に入ると変化をしはじめる。転機となったのが1985年である。民放各社の深夜

番組の行き過ぎた性表現に対する批判が高まり、国会で議論されることになる。2月8日の衆院予算委員会で、民社党の中野寛成議員が民放テレビの深夜番組での行き過ぎた性表現への郵政省の対応について質したところ、左藤恵・郵政大臣は、「放送法の44条の3項（現4条1項）に、今お話しのような公安それから善良な風俗に反してはならないという規定があるわけでありますから、そういう点で、自主的にやってもらう以外にないのじゃないか」と答えた。しかしこの答弁後、中曽根康弘首相は、「郵政省が監督権を持っておるわけですから、郵政省の側においてよく民放の諸君とも話をしてもらって、そしていやが上にも自粛してもらうし、その実を上げてもらう。郵政省としてはそれをよくチェックして見て、そして繰り返さないようにこれに警告を発するなり、しかるべき措置をやらしたいと思えます⁽¹⁸⁾」と述べた。

この議論のあった12日後の2月20日、郵政省は放送番組の向上と番組基準の順守を求める大臣名の文書を民放全社の社長、放送番組審議委員長あてに送付する。社長宛の文書では、「衆院予算委員会で深夜番組について論議が交わされた。放送番組について、このような批判を受けていることは誠に遺憾である」と述べたあと、「放送のもつ社会的役割、特に青少年の人間形成に与える影響力にかんがみると、放送事業者の責務には、誠に重大なものがある。いうまでもなく、放送番組は、放送事業者が自らの責任で編集するものである。放送番組に対する批判を真しに受けとめ、放送番組基準を順守し、放送番組の充実向上に努めることを特に強く要望する⁽¹⁹⁾」というものだった。明らかに中曽根首相の発言を受けて行われたものであることが分かる。民間放送の業界団体である日本民間放送連盟（以下、民放連）は、翌21日の理事会で各民放局に対し、会長が、放送基準の順守徹底と自主規制の徹底を求めた。その結果、1985年4月の番組改編を機に、土曜深夜番組の打ち切りや路線変更が行われ、事態は一応終息の方向に向かった。

個別の番組に対するものではないが、個々の放送局に対する要請は行政指導であり、「政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わない」という考え方は、この深夜番組の低俗化に対する郵政省の対応で大きく変化することになったと考えられる。

さらに、1985年10月8日には、テレビ朝日の「アフタヌーンショー」が放送した「激写！中学生！！セックスリンチ全告白」の内容が“やらせ”であったとNHKが報道する。番組内容は、元暴走族のリーダーの男が少女2人をけしかけ、女子中学生5人に暴行を加えた事件を扱ったものだったが、NHKは、その暴行行為が実は番組担当ディレクターが元暴走族の男を通じて仕組んだ“やらせ”であると伝えた。テレビ朝日は訂正放送を行い、番組の打ち切りなどの対応をとった。しかし、中曽根首相が左藤郵政大臣に対し、「今後このような事件が起こらないように十分な配慮を求めて欲しい⁽²⁰⁾」と指示したことを受けて11月1日、郵政大臣名で「嚴重注意」の行政指導を行った。その内容は、テレビ朝日の番組で「真実でない報道が行われ大きな社会問題を引き起こした」としたうえで、「再免許を付与することとしたのは、貴社が今後放送法令及び放送番組編集基準を厳しく遵守し、この種の不祥事が再発しないよう万全の措置をとるとの確固たる決意を示されたことを汲んでのことである⁽²¹⁾」というものであった。

この「真実でない報道」は何を意味するのか。1993年2月の国会審議で後に触れる、読売テレビとNHKのいわゆる“やらせ事件”の議論の中で木下昌浩・郵政省放送行政局長が次の説明を行っている。「放送法にはやらせという言葉はないわけですから。放送法の中で申し上げますと、放送番組の編集に当たりましては、『報道は事実をまげないですること』という規定がござい

まして、この規定に基づいて私どもは判断をしているところでございます⁽²²⁾」と答弁している。読売テレビとNHKもテレビ朝日同様に「真実でない報道が行われ、大きな社会的問題を引き起こした」として行政指導を受けた。つまり、テレビ朝日に対して行われた「嚴重注意」の行政指導は、放送法4条第1項第3号「報道は事実をまげないですること」に基づいて行われたことになる。

テレビ朝日に対する「嚴重注意」の行政指導は3年に一度の放送局一斉の再免許に合わせて行われたものであるが、個別の社の個別の番組内容に対し郵政大臣が文書で行政指導を行ったのはこれが初めてである。

そしてさらに郵政省は1985年12月、民放各社に放送番組審議会の運営に関して要望文書を送付する。放送番組審議会は、放送番組の適正を図るため、放送法で設置が義務づけられている法定の審議機関である。番組基準や番組の編集に関する基本計画を定めたり、変更したりする場合には、審議会に諮問し、答申を得る手続きを経ることとされている。また、放送番組に関する基本的事項についての審議をはじめ、放送番組全般について意見交換を行っている。この審議会の開催回数、審議内容の社内周知の徹底からはじまり、審議会意見の反映、社内の関係セクションとの連携など、本来自主的な運営が行われるはずの番組審議会に対する直接的な指導を行った⁽²⁴⁾。この要望の一部は1988年に放送法改正で義務付けられることになる。初の行政指導後も法に定める放送番組審議会の役割・機能の強化を求めていることから、郵政省は番組内容に対して放送法で設置が義務付けられた放送番組審議機関を通じた間接的な形で番組内容の指導しようとしていたことが読み取れる。

しかし放送番組審議会機能の強化要請後も1992、93年にいわゆる“やらせ事件”が朝日放送、読売テレビ、NHKで相次ぎ起き、郵政省は、それらに対し「真実でない報道を行った」として郵政大臣名で嚴重注意の行政指導を行う。さらには、再発防止の取り組み状況を「当面の間、四半期ごとに報告されたい」という再発防止の取り組み状況の報告を放送事業者に求めるまでに至る⁽²⁵⁾。

そしてもう一つの大きな転機となる「椿発言問題」が1993年10月13日付の産経新聞の報道をきっかけに起こる。同紙の1面で「非自民政権を意図し報道」の見出しで、テレビ朝日の椿取締役報道局長が、「非自民政権が生まれるよう報道せよと指示した」などと民放連の会合で発言したと報じ、番組編集準則に定める「政治的公平」が問題となる。報道があった翌年、郵政省は、テレビ朝日に対し郵政大臣による嚴重注意の行政指導を行う。理由は、「役職員の人事管理等を含む貴社としての経営管理の面で問題があった」というものであるが、「放送法第3条の2第1項の規定(現4条1項2号「政治的に公平であること」)に違反する事実は認められないとの結論を得たので、法律に基づく措置は取らない⁽²⁶⁾」との文言も盛り込まれていた。それまでの行政指導では、番組編集準則に直接触れることはなかったが、椿発言問題で郵政省は、法規・協定・契約などにそむくことを意味する「違反」という言葉を使用した。さらに、「法律に基づく措置は取らない」ともしている。「法律に基づく措置」が電波法76条による行政処分なのかは明らかではないが、郵政省は番組編集準則を「放送事業者に法的に義務つけられた規範」であると解釈を変更したと捉えることができる。さらに、郵政省の江川晃正・放送行政局長は国会で、「政治的公正をだれが判断するのかというところでございますが、これは最終的には郵政省において、そのこと自身の政治的公正であったかないかについては判断するというところでございます⁽²⁷⁾」と明言した。このことから、郵政省は、番組編集準則は倫理規定ではなく、放送事業者に法的に義務つけられた規範であり、行政がそ

の可否を決めるとの解釈を公にした象徴的な出来事と捉えることができる。

さらに、「椿発言問題」後の番組編集準則に対する郵政省の主な国会答弁を見てみると、1996年には、楠田修司・放送行政局長が国会で、「放送法の立法趣旨を簡単に申し上げます」と前置きしたうえで、「3条の2（現4条第1項）に違反するようなものは放送法の違反になる、こういう趣旨と解しております。（中略）放送法に違反した場合、電波法の76条におきまして、例えば運用の停止であるとかいうような事項がほかの無線局とあわせて放送局にも当たるといふような関係で、放送法と電波法は連関しておるものというように承知しております」と述べた。違反すれば放送事業の廃業を命じるに等しい免許の取り消し処分も可能だと明言した。

また、番組内容に対する行政指導も麻生太郎郵政大臣が2005年8月3日参院本会議で、「行政指導は、放送の健全な発達を図る上で、（中略）必要かつ適切なものであると考えております」と完全に肯定した。

4. 新たな行政処分の検討

2007年1月に発覚した関西テレビ「発掘！あるある大辞典Ⅱ」のねつ造問題では、行政指導に加え、虚偽の放送を行った場合、放送事業者に再発防止を求める行政処分を新設する放送法改正案が国会に提出された。

「発掘！あるある大辞典Ⅱ」は、大阪の関西テレビの制作で、フジテレビ系列で放送されていた科学バラエティで、外国人研究者のコメントや実験データのねつ造が発覚した。この問題では、行政指導としては、最も重い総務大臣名の「警告」を受けた。再発防止措置やその実施状況についての報告が求められたうえ、今後さらに再発した場合は、「法令に基づき厳正に対処する」として電波法第76条の適用を示唆した。

さらに2007年4月には、番組内容のねつ造に対する新たな行政処分を盛り込んだ放送法改正案が国会に上程される。「再発防止計画の提出の求めに係る制度」と呼ばれたものであり、条文は第5章「雑則」の第53条の8（資料の提出等）に加える形で次の通りだった。

第53条の8の2 総務大臣は、放送事業者（受託放送事業者を除く。）が、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であって、国民経済又は国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを行い、又は委託して行かせたと認めるときは、当該放送事業者に対し、期間を定めて、同様の放送の再発防止を図るための計画の策定及びその提出を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、公表するものとする。

菅義偉・総務大臣は、新たな行政処分を盛り込んだ理由について、「行政指導と罰則の間に余りにも開きがあるんですね。行政指導、私ども総務大臣としては嚴重注意であります。しかし、その上はもう停波か免許取消ししかないわけでありますから、その間に再発防止策、自ら再発防止策を考えて、そして国民の皆さんにオープンにして約束してもらおう」と説明している。総務大臣は、電波法76条で停波や免許の取り消しを命ずる行政処分をすることができると明言した上で、強制力のない行政指導と行政処分の間に大きな差があり、不祥事に対応するため中間的な行政処分が必

要だという考えを示した。そして、菅総務大臣は、朝日新聞のインタビューで「私の考えと世論は違わない」（朝日新聞、2007年4月3日）として、放送局に新たな行政処分を科すことを国民も求めているため必要だと考えも示した。

何をもって「国民経済・国民生活に悪影響を及ぼし」と判断するのか、さらには、「及ぼすおそれ」も含むという、行政処分を発する要件が非常に広範にわたり問題がある内容に対し、民放連は「行政処分を発動する要件が極めて曖昧で、あらゆるジャンルの放送番組に総務大臣が法的に介入し得る道を開くことになる」と指摘⁽³¹⁾、日本弁護士連合会も「行政機関が、免許権限を背景として再発防止計画の提出を求めることは、その要件が必ずしも明確でないことも相まって、放送事業者に萎縮の効果をもたらすおそれが強く、国民の知る権利を損なうものとなることが懸念される」と批判した。

放送界は自律機能を強化するため、法案が上程された翌月5月、放送倫理・番組向上機構（以下、BPO）は、番組を倫理面から検証する「放送倫理検証委員会」を急ぎ立ち上げた。「BPOと各放送局は、個別に『放送倫理検証委員会に関する合意書』を結んでいる。合意書には、調査への応諾、勧告の遵守と周知、再発防止計画の提出、外部調査委員会の設置、事案発生時の報告、制作委託先への周知徹底、委員会の審議、審理等の活動への必要な最大限の協力が書かれている⁽³³⁾」というように放送倫理検証委員会の最大の特徴は、今までのBPOになかった強い「調査権」が与えられたことである。こうした放送界の対応もあり、国会では、民主党が「再発防止計画の提出の求めに係る制度」の削除などを盛り込んだ修正案を提案し、最終的には削除されなくなった。

5. 政治的公平に関する「政府統一見解」

はじめにで述べたように2016年2月、当時の高市総務大臣が国会審議で、放送局が政治的な公平を求めた放送法違反を繰り返した場合、電波を停止できると発言する。

2月8日の予算委員会では、政治的公平を放送事業者の番組全体を見て判断するとしてきた政府解釈を、「一つの番組でも政治的公平を確保しているとは認められない場合がある」とした高市総務大臣の発言を民主党の奥野総一郎議員が正したことで議論となった。

一つの番組でも発言は、2015年5月12日の参議院総務委員会で行われたものである。

「選挙期間中又はそれに近接する期間において殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のように、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合といった極端な場合におきましては、一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないと考えます」。

「一つの番組のみでも、国論を二分するような政治課題について、放送事業者が一方の政治的見解を取り上げず、殊更に他の政治的見解のみを取り上げてそれを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合といった極端な場合においては、一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないものと考えます」⁽³⁴⁾。

2月8日の議論の中で、高市総務大臣は、「放送法4条、これは単なる倫理規定ではなく法規範を持つもの⁽³⁵⁾」と発言し、放送法の規定を順守しない場合は行政指導を行う場合もあるとの見解を示

した。さらに、行政指導しても「全く改善されない、繰り返されるという場合に、全くそれに対して何の対応もしないということをごここで約束するわけにはまいりません」、「違反した場合には罰則規定も用意されていることによって実効性を担保すると考えております」などとして、放送法違反を理由に電波法 76 条に基づいて電波の停止を命じるとした。⁽³⁶⁾

さらには、番組編集準則を読み上げたうえで、「放送法第 4 条は法規範性を有するものであると考えますし、憲法との関係においても問題はないと考えております」⁽³⁷⁾とも発言した。

政治的な公平性をめぐる放送局の電波停止に言及した高市総務大臣の答弁は、停波発言として、新聞各紙なども大きく取り上げることとなった。こうした中で総務省は 2 月 12 日、放送法 4 条が定める「政治的公平」の解釈や判断基準について政府統一見解を出した。それまでの政府の見解では、政治的公平は、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきた。しかし、2016 年 2 月 12 日に出された政府統一見解では、一つの番組であっても、「選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合」などは政治的公平に反するなどとした。全文は以下のとおり。

政治的公平の解釈について（政府統一見解）

平成 28 年 2 月 12 日
総務省

放送法第 4 条第 1 項において、放送事業者は、放送番組の編集に当たって、「政治的に公平であること」や「報道は事実をまげないですること」や「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」等を確保しなければならないとしている。

この「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」としており、その適合性の判断に当たっては、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきたものである。この従来からの解釈については、何ら変更はない。

その際、「番組全体」を見て判断するとしても、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合体」であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。

総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、

- ① 選挙期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の期間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のように、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合
- ② 国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の期間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合といった極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し、その旨、回答したところである。

これは、「番組全体を見て判断する」というこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたもの。

なお、放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が、自主的、自律的に放送法を遵守していただくものと理解している。

以上

この「政府統一見解」は、一見すると全うなことを述べているようにみえるが、番組全体で判断する場合、そもそも番組全体とは何を指すのか。1番組の1週間なのか、1カ月なのか。当該局の番組全体なのか。1つの番組でも、どういった基準によって判断を行うのかについてはなにも述べていない。一つの番組で判断する場合の例として、「選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合」としているが、選挙の公平性は、有権者立場から考えるのか、あるいは候補者なのか。有権者といっても支持する候補が違えば「選挙の公平性」に対する見方も変わるだろう。1996年に郵政省が発表した「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」報告書では、「政治的公平の意味と客観的基準」と題して概ね次のような考えを示している。政治的公平の意味は抽象的であり、主観的要素も大きいことから、特定の番組について明白に違反していると判断できる場合は少ない。そして、番組内容から判断するための基準については、政治的公平がそもそも政治的主義・主張という主観的な内容を対象としているため、どのような基準を設けたとしても自ずと一定の限界がある、などとしている⁽³⁸⁾。

表現の自由を制約する場合、厳しい基準を満たさない限りゆるされるべきではないという考え方がある。こうしたことから考えれば、政治的公平の解釈は、厳格かつ必要最小限度の内容でなければならないはずである。さらに、主要国では、放送の規制監督は、行政から一定の独立性をもった組織が担っており、意思決定は合議制の委員会で行われる仕組みになっている。しかし、日本では独任制の行政である総務大臣が判断するという点についても議論があろう。

おわりに

憲法21条で表現の自由が保障されるなかで、「日本で唯一の“言論立法”⁽³⁹⁾」とも呼ばれる放送法。その中でも4条1項は、番組内容に直接関わる条文である。「はじめに」で確認したように、法的効力のない倫理規定であるため違憲ではないと解釈されている。放送に対する規制が許されるのは、伝統的には「電波の公物性」「周波数の希少性」「社会的影響力」があるからだとされてきた。総務省によれば、テレビのチャンネル数は2014年末現在で364チャンネル⁽⁴⁰⁾となっており、放送法制定時に比べ格段に増えている。多メディア化、インターネットの発展により、我々の情報入手経路も多様化している。

こうしたことから、憲法学者からは、「電波メディアも印刷メディアと同様、その内容による淘汰は視聴者の手に委ね、立法目的があいまいで、かつ時代遅れとなった内容規制は違憲として、もはや撤廃すべき段階に入ったのではないか⁽⁴¹⁾」、「番組の質の維持・向上を規制目的とすることに、憲法上の正当な基礎があるとは思われない。国家が正当にできることは、番組内容の規制ではなく、電波の混線防止である⁽⁴²⁾」といった指摘が行われるようになってきている。

これまでみてきたように、放送法制定から1985年までは「番組編集準則は、放送事業者の自律のための倫理規定、精神的規定であり、これを根拠に政府は放送番組の監督等を行うことができない」とする解釈がされてきた。しかし、1985年以降は、「番組編集準則を根拠とした行政指導」、「番組編集準則は放送事業者に法的に義務つけられた規範であり、違反したかどうかは行政が判断する」、「番組編集準則違反は、放送法違反。電波法に基づき放送局の運用停止を行うことができる」ということにまで解釈が変わってしまった現在、放送に対する権力の介入を防ぐといった観点からは、番組編集準則を撤廃することには、一定の説得力がある。

しかし今、問題とすべきことは、放送法制定の立法趣旨から大きく変化し、番組内容に問題があれば、番組編集準則に基づいて政府が放送局に介入するぞという圧力をかけ、さらには、電波を止めることもできるぞと脅していることである。新たな行政処分を新設しようとした際に菅総務大臣が朝日新聞のインタビューで「私の考えと世論は違わない」と言い切ったことが非常に気にかかる。放送局に対する新たな処分を視聴者が求めているということなのか。

現代社会において、テレビの影響力は相対的には低下しているだろう。しかし、社会に必要な基本的情報を提供するという役割は変わっていないと考える。「放送の自由」は「何のために」そして「だれのために」保障されているのかを改めて考えていくことが必要だと痛感している。

- (1) 芦部信喜『憲法第4版』（2007）岩波書店、177頁
- (2) 片岡俊夫『新・放送概論』（2001）日本放送出版協会、41頁
- (3) 第7回国会衆議院電気通信委員会議録第1号（1950年1月24日）20頁
- (4) 第190回国会予算委員会議録第9号（2016年2月8日）30-31頁
- (5) 詳細は以下を参照。笹田佳宏「放送法における政治的公平の再考」『ジャーナリズム&メディア第12号』日本大学法学部新聞学研究所、245-252頁
- (6) 第7回国会衆議院電気通信委員会議録第1号（1950年1月24日）21頁
- (7) NHK『放送50年史』（1977）日本放送出版協会、419頁
- (8) 「ニューメディア時代における放送に関する懇談会報告書」（1987年）、95頁
- (9) 田中正人、平井正敏『放送行政概説』（1960）電波振興会、25頁
- (10) 第7回国会衆議院電気通信委員会議録第1号（1950年1月24日）20頁
- (11) 第7回国会衆議院電気通信委員会議録第1号（1950年1月24日）18頁
- (12) 荘宏、松田英一、村井修一『電波法・放送法及監理委員会設置法詳解』（1950）日信出版、327頁
- (13) 荘宏『放送制度論のために』（1963）日本放送出版協会、289頁
- (14) 『臨放調答申書資料編』（1964）、14頁
- (15) 郵政省「第7放送関係法制に関する検討上の問題点とその分析」『臨放調答申書資料編』（1964）、362頁
- (16) 第68回国会参議院通信委員会会議録第20号（1972年6月8日）19頁
- (17) 第88回国会衆議院通信委員会議録第13号（1977年4月27日）20頁
- (18) 第102回国会衆議院予算委員会議録第7号（1985年2月8日）41頁
- (19) 『民間放送』1985年3月3日号
- (20) 『民間放送』1985年10月23日号

- (21) 郵政業第 196 号、1985 年 11 月 1 日
- (22) 第 126 回国会衆議院通信委員会議録第 4 号 (1993 年 2 月 22 日) 11 頁
- (23) 1988 年の放送法改正で、免許の有効期間は 3 年から 5 年に延長された。
- (24) 『民間放送』1985 年 12 月 23 日号
- (25) 郵放 2 第 21 号 1992 年 11 月 4 日 (朝日放送)、郵放 2 第 45 号 1993 年 1 月 22 日 (読売テレビ)、郵放 1 第 58 号 1993 年 3 月 19 日 (NHK)
- (26) 郵放二第 29 号の 2、1994 年 9 月 2 日
- (27) 第 128 回国会衆議院通信員会議録第 2 号 (1993 年 10 月 27 日) 2 頁
- (28) 第 136 回国会参議院通信委員会議録第 8 号 (1996 年 5 月 7 日) 11 頁
- (29) 第 162 回国会参議院議録第 33 号 (2005 年 8 月 3 日) 4 頁
- (30) 第 166 回国会参議院総務委員会議録第 4 号 (2007 年 3 月 20 日) 10-11 頁
- (31) <https://j-ba.or.jp/category/topics/jba100639>、2019 年 7 月 12 日アクセス
- (32) <https://www.nichibenren.or.jp/070328.html>、2019 年 7 月 12 日アクセス
- (33) 三宅弘、小町谷育子『BPOと放送の自由』(2016) 日本評論社、12 頁
- (34) 第 189 回国会参議院総務委員会議録第 8 号 (2015 年 5 月 12 日) 3 頁
- (35) 第 190 回国会衆議院予算員会議録第 9 号 (2016 年 2 月 8 日) 30 頁
- (36) 第 190 回国会衆議院予算員会議録第 9 号 (2016 年 2 月 8 日) 31 頁
- (37) 第 190 回国会衆議院総務委員会議録第 3 号 (2016 年 2 月 23 日) 31 頁
- (38) 「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」報告書 (1996)、34-35 頁
- (39) 片岡俊夫『新・放送概論』(2001) 日本放送出版協会、25 頁
- (40) http://www.soumu.go.jp/main_content/000384300.pdf#search=%27%E6%94%BE%E9%80%81%E3%81%AE%E7%8F%BE%E7%8A%B6%27 2019 年 7 月 12 日アクセス
- (41) 渋谷秀樹『憲法 (第 2 版)』(2013) 有斐閣、395 頁
- (42) 坂本昌成『憲法理論Ⅲ』(1995) 成文堂、114 頁

社会状況の変化が社会調査に及ぼす影響

島崎 哲彦*

1. はじめに

社会調査は社会事象や動向を科学的ないしは客観的に捉える手段であり、現代社会のさまざまな領域で利用されている。

社会調査は、研究にとっても重要な位置を占めている。帰納法による研究は事例を積み重ねて一般化を図り、仮説・理論への到達を目指す。その事例研究の方法として多用されているし、演繹法による研究でも、研究結果の現実社会適用の可否の検証に用いられている。(島崎哲彦、坂巻善生、2007:56 - 57)。

実社会においては、調査はさまざまな領域で利用・活用されている。官公庁が行う統計調査は、国のさまざまな局面や動向の実態を把握し、政策立案の基礎資料を得る手段として用いられている。マス・メディアが行う世論調査は、政治・政策等に対する人びとの世論や社会心理の指針となるとともに、選挙における人びとの投票行動等に反映されることとなる。企業等が行うマーケティング・リサーチは、人びとの消費行動を明らかにする調査から製品や試作品の評価・受容状況、流通の状況、広告の効果等の調査まで、マーケティングの各ステージにおける意思決定の参考資料を得る手段として利活用されている(島崎哲彦・大竹延幸、2017:2 - 4)。

本稿では、社会調査のほかに統計調査、世論調査、マーケティング・リサーチといった社会または社会事象を対象とした調査を社会調査に含めて取り扱うこととする。

このように研究にとっても実社会にとっても重要な調査に対して、近年の社会状況の変化が大きな影響をもたらしつつある。要因となった調査を取り巻く社会的状況の変化は、次の4点に整理できる。

- ① 個人情報保護法の改定による個人情報保護の強化
- ② インターネット調査の普及等、調査手法の変化
- ③ SNSなどのビックデータの分析等、調査以外の手法による情報入手の拡大
- ④ ISO20252をはじめとする調査手法等の国際標準化

本稿では、このような調査を取り巻く環境の変化をどのように解釈し、評価するかを論じた。

2. 個人情報保護の強化

(1) 個人情報保護法と関連する規定の改定

個人情報保護は、さまざまな情報の電子的データベース化の進展と、1990年代半ばのインターネット商用化開始によるネットワーク化の進展、さらに両者の機能を利用した情報の利活用の発展、さらに国境を越えた情報の移転と利活用の活性化の中で、それに伴い活発化した個人情報を含

*しまざき あきひこ 日本大学大学院新聞学研究所 非常勤講師

めたさまざまな情報の悪用や不適切な利用に対応して、先進諸国で開始・強化されていった。日本でも、2006年に「個人情報の保護に関する法律」（通称、「個人情報保護法」）が施行された。

しかし、日本も含めた世界的な通信技術等の急速な発展に法制度が追いつかず、情報の悪用等の先行、さらには国境を越えた情報の悪用等の広がりに対して、法制度が後を追うという状況が長年にわたって続いている。2016年のアメリカ合衆国大統領選挙において、トランプ陣営が関与したと言われるフェイスブックの個人アドレスの流出、これを利用したSNSによる偽情報キャンペーン・ロシアの選挙介入等の疑惑は、このような状況を端的に物語っている。

日本では、2006年の施行からおよそ10年が経過した2017年に、「マイナンバー制度」の運用開始といった事情もあって、個人情報保護法が改定・施行された。この改定の背景には、個人情報保護の動きが先行するEU等の法制度との均衡の必要性もある。EUでは、EU域内の個人情報保護の強化のために、それまでの「EUデータ保護指令（Data Protection Directive 95）」より激しい「一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）」が2016年に制定され、2018年に施行された（個人情報保護委員会、2019）。日本が、大槻このEUの個人情報保護と同等の保護を実施しなければ、EU—日本間の情報の交換、さらには情報交換を伴う商取引等に齟齬をきたす可能性があったためである。

この個人情報保護法は、調査も含む日本社会のすべての個人情報の取り扱いに適用されるし、調査においても研究目的、商用目的等を問わず、また官公庁、研究機関、企業等の調査主体を問わずに適用される。

ここで、個人情報保護法改定の調査への影響に着目して検討してみる。日本では、改定された個人情報保護法に準拠して、日本工業規格（JIS：Japanese Industrial Standard）の『JIS個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（JIS Q15001：2017）』が改定された。このJIS規格に準拠して、2018年、（一社）日本マーケティング・リサーチ協会は調査における個人情報保護ガイドラインを改定し、『JIS Q15001：2017 準拠マーケティング・リサーチ産業個人情報保護ガイドライン』（日本マーケティング・リサーチ協会、2018）を発行した。このガイドラインに基づいて、今後の調査における個人情報の保護の在り方を検討する。

（2）個人情報とは

個人情報保護法では、個人情報を次のように定義している。

「個人情報」とは「個人識別符号」（当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別できるもの。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または「個人識別符号」が含まれるもの（個人情報保護法第2条）。

個人情報保護法改定前の検討段階では、旅券番号、免許証番号、電話番号等も個人情報に含むとする厳しい内容であった（内閣官房IT総合戦略室パーソナルデータ関連制度担当室、2014）。しかし、自由民主党政務調査会内閣部会の「個人情報保護法改正に関する提言」によって一部緩和されたという経緯がある（新保史生、2015）。

このような規定の緩和はあったが、個人情報保護法では前掲の「個人情報」の規定以外に、次のような「要配慮個人情報」をあげている（個人情報保護法第2条3項）。

- ① 人種（人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種に含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報に過ぎないため、人種には含まない。）
- ② 信条（個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。）
- ③ 社会的身分（ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。）
- ④ 病歴（病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分、例えば、特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っている等が該当する。）
- ⑤ 犯罪の経歴（前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。なお、これに関連する情報として、下記⑨の情報も要配慮個人情報に該当する。）
- ⑥ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
- ⑦ 本人に対して医師その他医療に関する職務に従事する者によって行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査結果
- ⑧ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- ⑨ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、拘留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと（犯罪の経歴を除く。）
- ⑩ 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと

以上のような個人に係る情報を要配慮とするのは、これらの情報が不当な差別や偏見その他の不利益の原因となるためである。これらの情報の取得や第三者への提供には、原則本人の同意が必要であり、本人の事後拒否（オプトアウト）による取得は認められないとしている（個人情報保護法第2条第3項、個人情報保護法施行令第2条、個人情報保護委員会規則第5条）。

ただし、改定された個人情報保護法に基づく JIS 規格では、下記のいずれかに該当する場合は、本人の同意を要しないとしている（日本工業標準会、2017：A3.4.2.3）。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって該当事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑤ その他、個人情報取扱事業者の義務などの適用除外とされている者及び個人情報保護委員会規則で定めた者によって公開された要配慮個人情報、又は政令で定められた要配慮個人情報であるとき

ここに登場する個人情報保護委員会は、マイナンバー導入時の2014年に設置された特定個人情報保護委員会を改組し、2016年に設置されたもので、国家行政法第3条や内閣府設置法第64条に基づきいわゆる「3条委員会」で、府省の指揮監督を受けない独立性の高い委員会である（個人情報保護法第62条）。個人情報保護委員会は、①個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力のある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることとその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることと、②個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務として（個人情報保護法第51条（全面施行前））、以下の監督権限を有するとしている。

- ① 報告徴求、立入検査（個人情報保護法第40条、全面施行後）
- ② 指導・助言（個人情報保護法第41条）
- ③ 勧告・命令（個人情報保護法第42条）

したがって、個人情報保護法は「個人情報」の取扱いが社会のさまざまな領域によって異なるので、取扱いの詳細は各領域に係わる団体等が定め、同委員会はそれらが個人情報保護法に抵触するかどうかを監督するという考え方である。

なお、個人情報保護法は3年経過をもって見直しをするとされているが、EUはさらなる個人情報保護強化の方針を示しており、日本の同法も、近々さらに強化されるであろうと考えられる。

(3) 調査における個人情報

では、社会調査の領域では、「個人情報」をどのように定義しているのかを検討してみる。調査会社等の調査関連機関に係る団体はいくつかあるが、以前からプライバシーマーク（Pマーク）の認証を行うなど、調査における個人情報保護について先行している（一社）マーケティング・リサーチ協会の『JIS Q15001：2017 準拠マーケティング・リサーチ産業個人情報保護ガイドライン』（（一社）日本マーケティング・リサーチ協会、2018）をとりあげる。

調査は、手法によって定量調査と定性調査に大別される。定量調査では、調査実施過程における管理の必要性から、氏名、性別、生年月日、住所等が記載された調査対象者リストを用いることが多いし、この対象者リストと対象者の回答が記載された調査票、さらには電子媒体に入力したデータに対象者固有のID番号を付与することが一般的である（島崎、大竹、2017：145, 179, 214）。定性調査では、定量調査と同様に調査対象者リストを用いるし、録音等で記録した対象者の発言内容には、性・年齢や個人の経験等が含まれている。この氏名等の「個人識別符号」が記載されている対象者リストは、個人情報保護法でいう「個人情報」に該当するし、定量調査においてID番号を用いて対象者リストと参照することで特定個人の回答内容を識別できる調査票や入力済みデータ、定性調査において特定個人を識別できる内容を含む発言録等は、要配慮個人情報に該当すると考えられよう。

（一社）日本マーケティング・リサーチ協会では、個人情報保護法の「個人情報」と「要配慮個人情報」の規定、及び調査現場の現状を踏まえて、保護対象とする情報を「氏名、住所、性別、生年月日、顔画面等個人を識別できる情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない」

((一社) 日本マーケティング・リサーチ協会、2018：14) と広く拡大して解釈している。

(4) 調査における個人情報の取得

調査における個人情報の取得は、調査実施段階で起きる。『JIS Q15001：2017 準拠マーケティング・リサーチ産業個人情報保護ガイドライン』では、この段階で事前に下記の事項について書面を用いて明示し、対象者本人の同意を得なければならないとしている ((一社) 日本マーケティング・リサーチ協会、2018：76 - 77)。

- ① 事業者の名称
- ② 個人情報保護管理者 (若しくはその代理人) の氏名又は職名、所属及び連絡先
- ③ 利用目的
- ④ 個人情報を第三者に提供することが予定される場合の事項
 - ・ 第三者に提供する目的
 - ・ 提供する個人情報の項目
 - ・ 提供の手段又は方法
 - ・ 当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、及び属性
 - ・ 個人情報の取り扱いに関する契約がある場合はその旨
- ⑤ 個人情報の取扱いの委託を行うことが予定される場合には、その旨
- ⑥ A.3.4.4.4 ~ A.3.4.4.7 に該当する場合には、その請求等に応じる旨及び問い合わせ窓口
- ⑦ 本人が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- ⑧ 本人が容易に知覚できない方法によって個人情報を取得する場合には、その旨

上記⑥の A.3.4.4.4 ~ A.3.4.4.7 とは、個人情報提供における調査対象者の権利であり、次の内容である。調査者は、これらの対象者の要求に速やかに対応しなければならないとしている ((一社) 日本マーケティング・リサーチ協会、2018：112 - 115)。

- ① (A.3.4.4.4) 調査対象者本人が識別されるデータについて、利用目的の通知を求められた場合
- ② (A.3.4.4.5) 調査対象者本人が識別されるデータについて、本人から開示を求められた場合
- ③ (A.3.4.4.6) 調査対象者本人が識別されるデータについて、データ内容が事実でないという理由で、本人から訂正、追加又は削除の請求を受けた場合
- ④ (A.3.4.4.7) 調査対象者本人が識別されるデータについて、データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合

また、調査者には対象者からの苦情、相談にも速やかに対応することが求められている。

(5) 調査における個人情報の匿名加工

個人情報保護法は、データの「匿名加工」を要求しており、「匿名加工」とは「特定の個人を識別できないように加工し、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの」と定義している。この「匿名加工」の方法として、次の2つの措置をあげている (個人情報保護法第2条第9項)。

- ① 例えば、個人情報の氏名や生年月日等の一部を削除すること (削除しなくとも復元不可能な方法で他の記述等に置き換えることを含む)

② 例えば、運転免許証番号等（個人識別符号）の全部を削除すること（削除しなくとも、復元不可能な方法で他の記述等に置き換えることを含む。）

さらに、具体的な「匿名加工」の方法として、次のような手法があげられている（個人情報保護法施行規則第19条）。

- ① 特定の個人を識別できる記述等の全部又は一部を削除する
- ② 個人識別符号の全部を削除する
- ③ 個人情報との間で相互に連結する符号を削除する
- ④ 特異な記述等を削除する
- ⑤ 個人情報に含まれる記述等の当該個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講じる

このような方法で匿名化された情報は、「匿名加工情報」と呼ばれる。この「匿名加工情報」の利用にあたって、元の「個人情報」の本人を識別する目的で他の情報と照合することは禁じられている（個人情報保護法第36条第5項）。また、第三者に提供する場合は、「匿名加工情報」であることを明示しなければならない。提供を受けた第三者は、元の「個人情報」の本人を識別する目的で、加工方法等の情報を取得したり、他の情報と照合することは禁じられている（個人情報保護法第38条）。

なお、ここにあげられている個人情報を復元して特定個人を再識別する行為について、悪意を持って行った場合は、罰金または懲役の罰則規定がある。

実際の調査の実施過程では、前掲のとおり、特定個人が識別可能な状態で調査が進行していく。調査結果のとりまとめの段階において、定量調査では、一般的には集計や解析という手法を用いて特定個人を識別できない加工がなされ、調査結果として公表されることとなる。しかし、自由回答などは、処理の方法によっては特定個人が識別される恐れがある。定性調査では、とりまとめた発言録等に特定個人が識別可能な発言内容が含まれていることもある。これらをそのまま公表すると、特定個人とその発言が識別されてしまう。

そこで、実際の調査における具体的問題点と匿名加工の方法を検討してみる。

定量調査では、調査実施の作業過程において、前掲のとおり ID 番号が必要とされる。この過程では、調査対象者リストと回答済み調査票ないしは調査結果の入力データについて、各々それと分かる表示をしないこと、また同じ場所に保管しないことが肝要であろう。さらに、作業上 ID 番号が不必要になった時点で、前掲の「匿名加工」の方法の②、③に対応して ID 番号を消去すれば、特定個人とその回答内容を識別できなくなる。集計等の加工は「匿名加工」の方法となるが、集計後においても、特定の質問の特定の選択肢に1～2人しか反応がない場合、質問内容によっては特定個人を識別する手がかりとなり得ることもある。この場合、集計表の該当部分の反応数等をマスキングすることも考えられる。定性調査では、「匿名加工」の方法の②、③に対応して、氏名をマスキングし ID 番号を消去しても、詳細面接調査、グループ・インタビュー等いずれも調査対象数が少ないため、発言のなかに学歴、職業などの個人属性や経験に基づく発言など、特定個人を識別できる内容が含まれている可能性がある。この場合、「匿名加工」の方法の①、④、⑤に対応して、公表する発言録等を修正・削除する必要がある。

このような「匿名加工」について、特に問題となるのは、調査の発注者と受注者との間での納品物の内容である。調査結果の受注者から発注者への納品物は、両者の契約内容により異なる。定量調査の場合、調査票の個票納品、入力した生データ納品、分析結果の報告書納品等さまざまな方法があり、定性調査の場合も、録音等の生の記録納品、録音記録等を整理した発言録納品、分析結果の報告書納品等、これもさまざまな方法がある。個人情報保護法はすべての個人情報取扱い事業者を対象としているので、受注者、発注者とも「匿名加工」および「匿名加工情報」の利用に責任を負うのであるが、納品の形態別に「匿名加工」を受注者、発注者のどちらがどのように責任を負うのかは、『JIS Q15001：2017 準拠マーケティング・リサーチ産業個人情報保護ガイドライン』では不明瞭である。

(6) 匿名加工と調査結果の利用の問題点

2006年の個人情報保護法施行以前には、現在の個人情報保護法に抵触するような調査利用の事例が散見された。例えば、調査結果によって判明した不動産購入希望者に対する不動産会社による営業行為、調査結果による化粧品使用希望者に対する化粧品会社による試供品配布等、事前に調査対象者の了解を得ないで行うこれらの行為は、明らかに個人情報保護法に抵触する。また、2006年以降でも、インターネット調査で調査対象者のライフスタイルや嗜好性を調べ、その性向に合わせた広告を送信するといった事例もあるが、調査の目的外利用であるとともに、これもまた事前に対象者の了解を得ていなければ、個人情報保護法の対象者の事後拒否の禁止にも抵触する。

個人情報保護について、会社等の組織が要求される一定水準の保護施策を実施していることを証明する資格として、プライバシーマーク（Pマーク）がある。Pマークは、日本工業規格（JIS）の個人情報保護に関する要求事項 JIS Q15001：2006 に準拠しており、（一財）日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が資格認証を行う事業者団体等の単位で認定し、認定を受けた団体等が個々の企業等を認証する仕組みとなっている。Pマークの認証を受けた企業等は、2年に1回、認証機関の外部監査を受けねばならない。前掲の（一社）日本マーケティング・リサーチ協会はPマークの認証機関であり、その会員社である調査機関の大半はPマークの認証を受けている。このPマークの要求事項には、調査実施や集計等の段階における施策のみならず、記入済み調査票や電磁化されたデータの保管方法、調査機関の従業者のこれらへのアクセス制限、ネットワーク上を含むデータの受け渡し方法等、詳細な個人情報保護の施策を掲げている（（一社）日本マーケティング・リサーチ協会、2011）。なお、（一社）日本マーケティング・リサーチ協会のPマークの要求事項は、改定前の個人情報保護法に基づく JIS Q15001：2006 及び『マーケティング・リサーチ産業個人情報保護ガイドライン』（（一社）日本マーケティング・リサーチ協会、2006）に準拠しており、2017年の個人情報保護法と JIS Q15001 の改定、及び2018年のマーケティング・リサーチ産業個人情報保護ガイドラインの改定に伴って、要求事項の詳細が修正・改定されるものと考えられる。

Pマークの要求範囲を含み、情報の機密性、完全性、可用性の下に包括的な情報セキュリティ管理システムの資格として認証されるのが、国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）による国際標準 ISMS/ISO27001：2013 である（ISMSは、Information Security Management System）。ISMS/ISO27001は、ISO/IEC27001：2013に規定されている（IECは International Electrotechnical Commission：国際電気標準会議）。日本工業規格の JIS Q27001：

2014 は、これと同等の内容である。ISMS/ISO27001 は組織認証ではあるが、組織の一部門やプロジェクト単位でも認証を受けることができる。ISMS/ISO27001 の認証取得組織は、3年に1回、認証機関による外部監査を受ける必要がある。(一社)日本マーケティング・リサーチ協会会員社である調査機関の多くはPマークを取得しているが、ISMS/ISO27001 の取得は大手中心であり、中小調査機関の多くは取得していない。

3. 調査手法の変化とデータ収集方法の拡大

(1) インターネット調査の普及

調査手法別の経年変動について、(一社)日本マーケティング・リサーチ協会の経營業務実態調査((一社)日本マーケティング・リサーチ協会、1999～2018)を用いて、検討してみる。この統計の回答者は(一社)日本マーケティング・リサーチ協会の正会員社であるが、正会員社は1997年の65社から2010年には150社に達し、その後企業合併等によって減少、2018年には117社となっていること((一社)日本マーケティング・リサーチ協会、2015:196)、例えば2018年の回答社は94社といったように、全正会員社が回答していないこと、調査会社が受注した調査業務の一部、例えば調査実施や集計等を別の調査会社に外注した場合、この統計には両者の売上額が含まれていること、統計に用いた調査手法の項目が2018年に大幅に変更され、2017年との連続性がないことなどから、この統計の数値が必ずしも正確ではないことに留意する必要がある。なお、表1の2002年における調査事業売上高の合計は81社で計112,252百万円、2017年では回答した94社で計172,139百万円で、この間に約1.5倍となっている。

調査手法の大きな変化の始まりは、インターネット調査の登場にある。本統計にインターネット調査が登場したのは1999年で、全調査事業売上高に占める割合は2%であった。その後、表1に示すように2004年には10%を超え、2007年には20.5%と、登場から短期間で急速な成長を示している。このインターネット調査の急速な成長には、インターネット系企業の調査事業への進出と同協会正会員社への加入、他方で従来の調査手法を用いていた既存調査会社のインターネット調査の導入といった背景がある。

2007年に20%に達して以降、インターネット調査の成長率は鈍化し、2013年から2017年にかけては横這い状況にある。この間、表1に示すように、アドホック調査におけるインターネット利用以外に、インターネットを利用した質的調査も登場・増加し、調査機関からの再受注が多いと考えられるインターネット利用の実査のみの受注も登場している。また、パネル調査も、その多くは従来の調査手法からインターネット/オンライン調査に変わっていると考えられる。消費者パネルでは、例えばPOS(point of sales)を利用した上でデータ収集にインターネットを利用といったケースもあるし、事業所パネルではすべてがインターネットを利用しているとは考えられない。さらに、同協会正会員社の一部が受注している官公庁の統計調査でも、後継する「政府統計オンライン調査」システムを利用した調査票の送付・回収が普及しつつあり、これもこの統計のインターネット/オンライン調査の数値に含まれているものと考えられる。そこで、全調査事業売上高に占めるインターネット/ネットワーク利用の最大値を考えて、表1の2017年分について、「アドホック調査」の「インターネット/オンライン調査」と「インターネット/オンライン質的調査」、「継続調査」の「パネル調査」を加算すると、インターネット/オンラインを利用した調査は、調査事

表1 調査手法別売上高の推移

調査手法別	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
A. アドホック (含むオムニバス)	60.4%	59.0%	58.5%	63.3%	65.8%	63.9%	56.8%	55.4%	59.8%	58.8%	54.9%	57.7%	58.4%	57.0%	56.2%	54.1%
訪問調査	14.9	15.3	13.6	12.1	11.8	9.2	7.6	6.7	8.9	7.7	6.1	5.7	5.7	5.5	3.5	6.5 CAPI を含む
街頭	1.0	1.3	0.9	0.8	0.9	0.7	0.9	1.2	0.7	0.7	0.5	0.7	0.3	0.4	0.5	7.0 ほか その他 を含む
郵送	10.8	8.9	8.3	8.4	9.1	8.5	5.7	5.9	6.5	5.7	5.3	5.8	5.7	4.1	3.8	4.2
電話	2.9	1.8	1.3	1.2	1.6	1.1	0.6	0.6	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
CATI (電話)	1.4	2.0	1.2	1.1	0.8	0.6	0.5	1.0	0.8	0.1	0.7	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3
観察	0.8	0.7	0.8	0.8	1.2	0.9	0.5	2.8	2.9	2.5	1.4	1.3	1.4	1.1	0.5	その他 を含む
会場テスト・集合調査	8.6	8.8	7.2	8.2	6.3	7.7	7.5	6.1	5.1	6.7	5.7	6.0	5.4	5.0	5.4	-
CAPI (会場テスト)	1.2	1.3	1.6	0.6	1.3	0.4	0.2	0.5	0.8	0.6	0.4	0.6	1.0	0.6	0.5	訪問調査 を含む
インターネット (／オンライン) 調査	7.9	8.3	12.0	17.4	19.1	20.5	19.9	19.9	23.9	23.7	24.4	26.4	26.9	26.2	27.9	25.9
その他の量的調査	3.0	2.6	2.9	3.6	3.8	4.6	5.2	2.5	1.4	1.4	1.9	2.5	1.9	2.3	1.7	4.4
グループ・インタビュ	5.6	5.3	5.7	5.5	6.2	5.1	5.0	4.3	4.3	5.1	3.8	4.8	4.9	4.7	4.2	4.4
デプス・インタビュ	1.5	1.6	1.9	1.6	1.6	2.2	2.0	2.5	2.7	2.5	2.4	2.3	2.9	4.8	5.5	3.6
(インターネット／) オンライン質的調査	0.0	0.4	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.8	0.4	0.6	0.8	0.5	0.5	0.5	0.3	0.1
その他の質的調査	1.0	0.7	0.7	1.5	1.4	1.6	0.7	0.7	0.8	0.9	1.0	0.8	1.3	1.2	2.0	1.6
B. 継続調査	34.6	36.5	33.5	31.0	29.0	31.0	35.6	37.2	34.6	34.2	37.1	32.1	34.0	34.5	32.6	37.2
オムニバス調査	4.2	3.2	3.0	0.7	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.5	0.3	0.3	0.4	0.5	0.7	2.0
消費者パネル	6.4	5.9	6.2	6.7	6.5	5.8	6.9	6.5	5.7	3.9	5.1	2.1	3.5	3.9	5.5	26.7
事業所パネル	6.1	6.9	7.1	7.4	7.0	0.8	9.1	10.5	9.8	9.8	10.0	7.7	8.5	6.6	6.3	-
媒体調査	15.0	15.2	15.0	14.5	13.1	16.2	16.3	15.9	14.6	14.5	15.2	10.8	10.9	10.8	12.5	-
インターネット/オンライン質的調査 (目的不明)	-	-	-	-	-	-	1.3	2.4	3.0	4.8	5.3	9.8	9.4	9.4	5.8	-
その他継続調査	2.8	5.3	2.3	1.6	2.0	7.8	1.6	1.5	1.1	1.3	1.1	1.6	1.4	3.4	1.8	8.0
C. その他	5.0	4.5	8.0	5.7	5.2	5.1	7.7	7.4	5.6	6.9	8.0	10.2	7.6	8.5	11.2	9.3
実査のみ (インターネットを除く)	2.3	2.2	3.4	3.0	2.7	2.3	2.5	2.1	2.1	1.3	2.7	2.2	2.2	2.7	3.1	-
実査のみ (インターネット/オンライン)	-	-	-	-	-	-	0.7	0.7	0.6	1.3	1.2	2.0	0.8	1.5	1.6	9.3
集計・分析のみ	1.6	1.1	1.7	1.6	1.4	1.6	2.3	2.7	1.5	0.7	1.8	3.4	3.3	2.0	1.8	-
その他	1.1	1.2	2.9	1.1	1.1	1.2	2.1	1.9	1.4	3.6	2.4	2.5	1.3	2.2	4.7	-
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答者数	72	80	93	110	119	108	107	112	112	111	103	97	96	95	92	86

((一社)日本マーケティング・リサーチ協会『経営実務実態調査』(第28回～第43回)より島崎作成。

業売上高の5割前後に達しているものと推察される。なお、インターネット／ネットワーク調査の伸長に対してもっとも減少した調査手法は、調査員を用いた面接法・留置法の訪問調査である。インターネット調査が登場した1999年には32%であったのが、2002年にはその半分以下の14.9%となり、2017年では1999年の7分の1程度の5.5%となっている。

(2) 官公庁調査におけるオンライン調査の普及

国や自治体が実施する統計調査等の調査は、かつては国の統計調査員制度に基づく非常勤の公務員である統計調査員（総務省、2019）が担う訪問調査が多用されていた。統計調査員は、主に定年退職後の男性や中高年の専業主婦層によって構成されていたが、従来からの統計調査員が高齢化で減少する一方、新しい統計調査員のなり手がいないという傾向が続き、統計調査員制度の維持が困難になりつつある。一方で、事業所等を対象とする調査では、郵送調査法が多用されてきた。

他方で、官公庁の調査のために開発された「政府統計オンライン調査」システム（（独法）統計センター、2019）が登場したが、当初は普及が進まなかった。このオンライン調査の利用方法には、調査票の送付、対象者の回答ともオンラインを利用する方法のほかに、対象者の回答のみをオンラインで行う方法もある。また、郵送調査法や統計調査員による訪問調査法との併用も行われている。近年、このような官公庁調査におけるネットワークの利用は普及しつつあり、国勢調査でも併用が始まっている。国勢調査では、調査票の配布は統計調査員が行うが、回答者が希望すればネットワークを利用した回答ができる。2015年の「平成27年国勢調査」では、全国で回答者の36.9%がネットワークを利用しており、そのうち12.7%がスマートフォンを利用している（総務省、2019）。このような官公庁のオンライン調査の利用は、他の調査手法との併用を含めると相当数に達しており、今後も積極的にオンライン調査化を推進する方針である（総務省統計委員会担当室、2018）。

また、1986年に施行された「民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」（以下、民活法）が統計調査分野にも拡大され、市場化テストの形態で民間事業者への発注が進展している（（一社）日本マーケティング・リサーチ協会公的統計基盤整備委員会、2018）。民間への発注は郵送調査法による調査が中心であるが、一部統計調査員による訪問調査も含まれている。

官公庁におけるオンライン調査や民間活用の推進の背景には、前掲の統計調査員制度の衰退もあるが、大きな要因として官公庁の統計職員数の減員と調査経費の節減も存在している。官公庁の統計職員数は、政府全体で2006年の5,577人から2017年には1,895人と、ほぼ3分の1に減員されている（経済産業省調査統計グループ、2017）。調査経費については、統計調査の市場化テストではほぼ省庁の担当職員の人件費を含まない直接経費に相当する金額で発注されており、その後も各調査単位での減額もみられた。最近では、政府の統計改革推進会議で、「データの収集・分析を通じた事実と政策課題の把握、政策目的の的確な認識、これを踏まえた政策とその効果の間の因果仮説構築・因果関係把握を通じてなされる政策の改善」を目的としたEBPM（Evidence Based Policy Making）（内閣官房行政改革推進本部事務局、2017）を掲げて、統計調査を改革・再編しようとしているが、ここでも同時に3年間で2割の統計調査費用の削減があげられている（経済財政諮問会議、2017）。

2018年に発覚した厚生労働省の「毎月勤労統計」の不適切調査問題、続く「賃金構造基本調査」の問題発覚等、調査の手法や統計の不正が大きな問題となったが、この背景のひとつに予算不足があるという説もある。EBPMの基礎となる統計調査が時の政権の意向に左右されてはならないのはもちろんだが、科学性によって結果が保証される統計調査の妥当性と信頼性が、予算不足によって揺らぐのも論外である。

(3) 調査におけるインターネット／オンライン利用の問題点

現在の社会におけるインターネットとパソコンやスマートフォンの普及状況に鑑みると、これらの利用能力が問題となる高齢者を対象とした調査を除けば、一般的調査で通信・コンピュータ・システムを調査のツールとして使用することに問題はあるまい。一般的には調査手法を変えると回答傾向が変化すると言われているが、このような傾向は意見や態度を聞く調査では顕著となるが、事実を聞く調査では結果に差異が生じることはあるまい。したがって、事実を聞く官公庁の統計調査で、郵送調査法等の従来の調査法とネットワーク調査を併用することも、問題はないであろう。

インターネット調査で問題が指摘されているのは、定量調査におけるインターネット利用者という抽出枠（ないしは母集団）の特性の問題と、そこからの調査対象者となる標本の抽出方法の問題である。多くのインターネット調査は、インターネット利用者の中から調査回答者を募集し、応募した人によって複数回調査に回答してもらいパネルを構築している。さらに、各調査の対象者属性等の設計に従って、パネルの中から調査対象者を抽出して調査を実施している。

調査対象者の抽出枠であるインターネット利用者の特性は不明瞭であり、一般的傾向との差異も明確でない。また、母集団を規定し、そこから確率抽出法で抽出した標本を対象とした調査では、調査結果から母集団の傾向を推計することができるが、インターネット調査のパネルは応募という調査対象者の意思による有意抽出の対象者によって構成されているので、一般的傾向を推計することができない（島崎、大竹、2017：53－54）。この問題を解決しないと、インターネットによるパネル調査の手法としての妥当性と調査結果の信頼性の問題は解決しない。現状のインターネット利用のパネル調査で得られるデータは、単なる傾向値程度に過ぎない。

なお、官公庁調査の大半では、調査対象は悉皆か、確率抽出法に従って抽出された標本であり、「政府統計オンライン調査」システムは単に調査実施のツールとして利用されているので、インターネット調査のパネルのような標本構成上の問題はない。

最近では、インターネット調査の利用は上限に近付きつつあるという言を耳にする。そこで、表1の調査手法別売上高について、統計の項目がそれ以前と一致しない2017年度を除いて、2010年から2016年の7年間のインターネット／オンライン調査の最大値と考えられる「アドホック調査」の「インターネット／オンライン調査」、「インターネット／オンライン質的調査」、「継続調査」の「消費者パネル」、「事業所パネル」、「その他」の「実査のみ（インターネット／オンライン）」を加算して、推移を追ってみた。2010年から2014年までは43.4%から49.6%と、6ポイント程度の緩やかな伸長がみられるが、2015年は48.1%、2016年は47.4%と、横這いしないしは緩やかな減少傾向がみられ、インターネット／オンライン調査の利用は成長限界に達したのかもしれない。その一因は、前掲のインターネット・パネルの構成問題と調整結果のデータの信頼性の問題であろう。また、このようなインターネット／オンライン調査の成長の鈍化の中で、その手法による調査の価格

面での過当競争の発生も指摘されている。

(4) データ収集方法の拡大と問題点

これまで、社会のさまざまな領域での人びとの動向を量的に把握する方法として定量調査が、質的に把握する方法として定性調査が用いられてきたが、近年、SNS (Social Networking Service) 等に蓄積された巨大な量のビッグ・データを分析して情報を得る手法が注目され、マーケティングの領域を中心に普及し始めている。

ビッグ・データの分析結果から社会の動向を知るには、いくつかの問題がある。

- ① SNS 等へ書き込む人びとは一般の人びとと異なる傾向があると考えられるが、その特性が不明瞭であり、分析結果から一般的傾向を推計ないしは推論することはできない。
- ② SNS 等の書き込みの中には、「デマゴギー」や「うわさ」、それを信じた書き込み、さらには商業目的での書き込みも混在している。情報の質に差異があるが、それを弁別することは極めて困難である。
- ③ 種々雑多な内容が含まれており、かつ用語が定まっておらず、分析目的に即して対象の書き込みを絞り込むことが困難である。
- ④ 日本語の文法や表現等の曖昧さが、書き込み内容の肯定・否定等の方向性を見極めの障害となる。

例えば、デパートに対する顧客の苦情のように、すべて一方向を向いた情報であり、苦情の対象である建物・設備・売場・店員等が識別可能な内容の情報であれば、分析によって有用な情報を検出できるだろう。しかし、種々雑多な大量の SNS 情報から、特定の分析目的に即した情報を検出することは極めて難しい。

ましてや、本稿冒頭で触れた米国大統領選挙におけるトランプ陣営のいわゆる SNS 不正利用問題等を考えると、「デマゴギー」や「うわさ」とその拡散が入り交じった SNS の書き込みから、人びとの政治的意見や態度を測定することは論外であろうし、商業的意図を持つ書き込みが入り交じった中から商品開発等に役立つマーケティング情報を検出することも危険であろう。ビッグ・データ分析から得られる情報は参考程度の質的情報であって、この手法は調査に代替できるものではないといえる。

4. 調査・分析手法の国際標準化

(1) 調査の国際標準 ISO20252 の改定

国際標準化機構 (ISO) は社会のさまざまな領域における国際標準を定めて発行しているが、調査 (マーケティング・リサーチ、世論調査、社会調査) についても国際標準 ISO20252 を発行している。この ISO20252 ((一財) 日本規格協会、2012) は組織認証ではなく、製品単位で調査のプロセスを保証する製品認証であり、調査の過程ごとに詳細な基準を設け、その記録と保管、発注者等の求めに応じた開示を要求している。この ISO20252 を取り扱う国際委員会 TC/225 (Technical Committee 225) では、このほかにパネル調査に関する国際標準 ISO26362 ((一財) 日本規格協会、2009) と、デジタル分析と Web 解析の国際標準 ISO19731 ((一財) 日本規格協会、2017) も定め、発行していた。

ISO20252 は、イギリスをはじめ、オーストラリアや EU 諸国で先行普及したが、日本では 2019 年現在、認証取得調査機関は 9 機関に過ぎない。ISO26362 は、いずれ ISO20252 に併合される前提で発行されたが、オランダ以外では普及せず、2018 年に ISO20252 と併合されることが決定した。ISO19731 については、将来 ISO20252 との併合の可能性を残しながら今後も独立した国際標準として存続するが、その主要部分を ISO20252 にも取り込むこととなった（（一財）日本規格協会、2019）。

改定された ISO20252 の日本における認証区分は、表 2 に示すとおりである（（一社）日本マーケティング・リサーチ協会マーケティング・リサーチ規格認証協議会、2019）。表 2 の認証区分の A～D は各種の定量調査と定性調査の設計から分析、報告までのプロセスを含み、E は定量・定性両デジタルデータの分析の設計から報告までのプロセスを含む国際標準である。P～R は、A～E の設計から報告までの全プロセスを含む国際標準と異なり、P は定量調査の、Q は定性調査のデータ収集、即ち調査の実施プロセスに特化した国際標準であり、R は定量・定性両調査で利用するパネル（国際的にはアクセスパネル（access panel）と呼ばれる）の構築・管理・使用（提供）に特化した国際標準である。

表 2 ISO20252 の認証区分（2019 年改定）

コード	調査の種類	認証区分の名称	認証区分の内容と調査手法
A	定量調査	調査員訪問型 定量調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査員が一般家庭、小売店、事業所、医療機関等を訪問し行う調査。 例えば、以下のような調査手法がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 訪問面接調査、2) 訪問留置調査、3) 小売店監査調査（ストア・オーディット調査）、4) ミステリーショッパー。1)、2) には調査員訪問型の継続パネル調査も含まれる。
B		調査員介在型 定量調査	<ul style="list-style-type: none"> 限定されたエリア内で管理者の監督下で調査員（電話オペレータ含む）が介在する調査。 例えば、以下のような調査手法がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1) CLT、2) 来場者調査、3) 電話調査、4) 観察調査。 1) には CAPI によるものが含まれる。2) には同様の手法で調査が行われる来街者（街頭）調査、来店者（店頭）調査、出口調査などが含まれ、これらを代表する。3) には CATI が含まれる。4) には、来店客動線調査などが含まれる。
C		調査員非介在型 定量調査	<ul style="list-style-type: none"> データ収集時に調査員が介在せず、調査対象者が所有する情報通信機器、調査対象者（宅）・調査対象店に設置した装置、調査会社の保有するシステム（仕組み）を活用し、データを収集する調査。 例えば、以下のような調査手法がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1) インターネット調査（インターネット上の観察によるデータ収集を含む）、2) 郵送調査、3) 装置設置型調査。 1) にはモバイル（携帯電話）調査も含まれる。3) には装置設置型の継続パネル調査も含まれ、視聴率調査、スキャンニング方式の小売店・消費者調査などが該当する。他にオートコール電話調査、FAX 調査、アイカメラ購買行動調査などが含まれる。
D	定性調査	定性調査	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、以下のような調査手法がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1) グループインタビュー、2) デプスインタビュー、3) オンライン定性調査、4) エスノグラフィー調査
E	定量調査・ 定性調査	デジタルデータ分析	<ul style="list-style-type: none"> 受動的手法を使用し、デジタルにデータ収集を行う調査及びそれに基づく分析。 例えば、以下のようなデジタル分析／Web 解析のテーマがある。 <ol style="list-style-type: none"> 1) オーディエンス・メジャメント 2) オンライン計測パネル 3) タグ埋込型ソリューション 4) ソーシャルメディア分析
P	定量調査	定量調査データ収集	定量調査に伴うデータ収集。
Q	定性調査	定性調査データ収集	定性調査に伴うデータ収集。
R	定量調査・ 定性調査	アクセスパネル管理	アクセスパネルの構築・管理・使用（提供）

（（一社）日本マーケティング・リサーチ協会マーケティング・リサーチ規格認証協議会、2019 に島崎加筆、修正）

これらの調査等の国際標準の内容は、調査等のプロセスに一定の基準を設け、これを遵守することで、調査等の品質を保証しようとするものである。また、取り扱う個人情報、事業所情報の保護の要求も、国際標準の柱のひとつとなっている。

(2) 日本における調査の国際標準化のひろがり

この調査等の国際標準 ISO20252 の日本国内における認証取得が9社に過ぎないことは前掲で指摘したとおりであるが、他方でこの国際標準が別の広がりを見せようとしている。

ひとつは、調査等の標準の日本工業規格 (JIS) 化である。2018年改正、2019年施行の日本工業標準化法によって、サービス産業も日本工業規格 (JIS) の対象に取り込まれたのを期に、前掲の ISO20252 と同等の内容で、調査等の JIS 規格を設けようとする動きである ((一社) 日本マーケティング・リサーチ協会マーケティング・リサーチ規格認証協議会・準備会、2019)。この JIS と ISO20252 は、どちらかの認証を取得すれば、同時に他方の認証も取得できる仕組みになると考えられる。

もうひとつは、国の統計調査の実施基準である『公的統計調査のプロセス—指針と要求事項』((一社) 日本品質管理学会、2016) である。この指針と要求事項は、総務省の委託により (一社) 日本品質管理学会が研究会を設置し、3年間にわたる研究を経て発行したものである。内容は、ISO20252 の第2版 ((一財) 日本規格協会、2012) をベースに、公的統計に相応しくない内容を除外し、公的統計の用語に変更・統一したものである。この指針と要求事項に基づいて、近年、公的統計調査の民間事業者による入札に際して提示される事業の仕様書に、調査のプロセスごとの要求や記録の基準が盛り込まれるようになった。日本における公的統計調査も、国際標準と同等のプロセス保証の下に実施されるようになりつつあると解釈できる。

5. まとめ

近年の社会調査を取り巻く環境は、「情報」という大きな枠組みの中で、それも「世界規模」の中で変化している。

一方で、コンピュータと通信技術の発展によるインターネット調査等の新しい調査手法の普及と、SNS の内容分析やインターネット利用の観察といった従来の調査周辺に広がりを見せる情報収集技術の登場によって、調査は大きな変革期を迎えている。このような傾向は、社会調査と周辺の情報収集方法のボーダーレス化と考えられ、今後も技術の発展に伴ってさらに顕著になっていくと考えられる。

他方で、情報が物品等に付随することで価値を持つのではなく、情報そのものが価値を持つ高度情報社会という言葉が登場して久しい。このような社会では、社会調査による情報も含めて、情報の価値に関する評価が問題となる。情報は、その収集方法・分析方法によって品質が左右され、情報の信頼性、即ち評価が決まる。前掲の調査の国際標準 ISO20252 は、調査による情報の品質保証のための標準的手法を示しているといえる。この調査の国際標準 ISO20252 に、インターネット調査が大半を占めるパネル調査と、SNS 等のデジタルデータ分析が含まれたことも、調査と周辺の情報収集の手法のボーダーレス化を反映していると考えられる。

いわゆるグローバリゼーションは、当然のことながら情報の領域にも及んでいる。国を越えた情

報の移転が日常のこととなっている現在、情報収集方法の妥当性とそのデータの信頼性は、国を越えて要求される事項である。この意味でも、ISO20252による調査等の国際標準化は、益々必要とされているのである。

同時に、各国は自国民の保護という観点から、個人情報保護も強化している。個人情報保護の法制度が整備されていない国に情報移転を認めないという動きもある。そこで、個人情報保護の標準であるプライバシー・マークや、包括的な情報セキュリティ管理の国際標準 ISMS/ISO27001が必要とされるのである。

ところで、ヨーロッパの加盟諸国で構成される EU の特殊性から、域内の様ざまな領域で統一標準が必要とされるのは必然である。調査の国際標準 ISO20252 も、情報セキュリティ管理の国際標準 ISMS/ISO27001 も、EU 主導のジュネーヴに本部を置く国際標準化機構 (ISO) の発行であるし、日本における個人情報保護法の改定も、EU の「一般データ保護規則 (GDPR)」を指針のひとつとしている。このような傾向は、今後も続くものと考えられる。

しかし、これらの動きは先進諸国におけるもので、発展途上国における国際標準の普及は遅々たるものであるし、個人情報保護の法制度も未整備な国が多く、妥当性と信頼性を欠く情報が横行しているのが実情である。

日本については、個人情報保護の強化や、官公庁における『公的統計調査のプロセス—指針と要求事項』の実態化の動きはあるが、ISO20252 や ISMS/ISO27001 等の普及が遅れており、これらに関する調査現場の改善は今後の課題であると考えられる。

< 引用文献 >

経済産業省調査統計グループ (2017) 『統計改革と民間委託の取組について』。

経済財政諮問会議 (2017) 『統計改革の基本方針』。

個人情報保護委員会『GDPR (General Data Protection Regulation : 一般データ保護規則)』 <http://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/GDPR/> (2019年4月14日閲覧)。

内閣官房 IT 総合戦略室パーソナルデータ関連制度担当室 (2014) 『パーソナルデータの利活用に関する制度改革に係わる法律骨子 (案)』

内閣官房行政改革推進本部事務局 (2017) 『EBPM 推進体制の整備に係わる考え方』

(一社) 日本品質管理学会 (2016) 『JSQC-Std89-001 : 2016 公的統計調査のプロセス—指針と要求事項』

(一財) 日本規格協会 (2009) 『ISO26362 市場・世論・社会調査におけるアクセスパネル—用語及び要求事項』 = ISO/TC225, *ISO26362 Access panels in market, opinion and social research – Vocabulary and service requirements*.

(一財) 日本規格協会 (2012) 『ISO20252 市場・世論・社会調査—用語及び要求事項』 第2版 = ISO/TC225, *Market, opinion and social research – Vocabulary and service requirements, 2nd edition*.

(一財) 日本規格協会 (2017) 『ISO19731 市場・世論・社会調査を目的としたデジタル分析と Web 解析—用語及びサービス要求事項』 = ISO/TC225, *ISO19731 Digital analytics and Web analyses for purposes of market, opinion and social research – Vocabulary and service requirements*.

(一財) 日本規格協会 (2019) 『ISO20252 市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析—用語及びサービス要求事項』 = ISO/TC225, *Market, opinion and social research, including insights and data analytics*.

3rd edition.

日本工業標準調査会（2017）『JIS 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項 JIS Q15001：2017』（一財）日本規格協会出版事業部。

（一社）日本マーケティング・リサーチ協会（1999～2018）『経営業務実態調査』（第24回～第43回調査）、（一社）日本マーケティング・リサーチ協会。

（一社）日本マーケティング・リサーチ協会（2006）『マーケティング・リサーチ産業個人情報保護ガイドライン』（一社）日本マーケティング・リサーチ協会。

（一社）日本マーケティング・リサーチ協会（2011）『PMS 現地審査チェックリスト』（平成23年6月1日改訂版）、（一社）日本マーケティング・リサーチ協会。

（一社）日本マーケティング・リサーチ協会（2015）『マーケティング・リサーチのイノベーションと未来 JMRA40周年記念誌』（一社）日本マーケティング・リサーチ協会。

（一社）日本マーケティング・リサーチ協会（2018）『JIS Q15001：2017 準拠マーケティング・リサーチ産業個人情報保護ガイドライン』（一社）日本マーケティング・リサーチ協会。

（一社）日本マーケティング・リサーチ協会公的統計基盤整備委員会（2018）『「公的統計市場に関する年次レポート2017」—魅力ある公的統計市場の確立を目指して—（10年間の活動成果）』（一社）日本マーケティング・リサーチ協会。

（一社）日本マーケティング・リサーチ協会マーケティング・リサーチ規格認証協議会（2019）『ISO20252 マーケットリサーチサービス製品認証制度の認証スキーム』2019年改定。

（一社）日本マーケティング・リサーチ協会マーケティング・リサーチ規格認証協議会・準備会（2019）『マーケティング・リサーチ規格認証協議会本会議報告事項』。

島崎哲彦・坂巻善生編（2007）『マス・コミュニケーション調査の手法と実際』学文社。

島崎哲彦・大竹延幸（2017）『社会調査の実際—統計調査の方法とデータの分析』第12版、学文社。

新保史生（2015）「個人情報の保護に関する法律の改正について」（一社）日本マーケティング・リサーチ協会講演資料。

総務省統計委員会担当室（2018）『オンライン調査・回収の導入推進について』

総務省『統計調査員の仕事について』http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/2-7-1.html（2019年4月6日閲覧）。

総務省『平成27年国勢調査都道府県別インターネット回答世帯数及び回答率（確定値）』<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/jisshijoukyou/index.html>（2019年4月7日閲覧）。

（独法）統計センター『政府統計オンライン調査総合窓口』<http://www.e-survey.go.jp>（2019年4月8日閲覧）。

中国メディアにおける新聞・報道の自由をめぐる問題について — 『氷点週刊』 停刊問題・『南方週末』 社説差し替え事件を通して —

谷川 栄子*

中国における新聞報道の自由をめぐる問題について、2005年1月の『氷点週刊』停刊問題、および2013年1月の『南方週末』社説差し替え事件を通して、その一連の経過をたどるとともに問題点を整理してみたい。

I. 『氷点週刊』 停刊問題について

1. 停刊の原因——歴史教科書批判論文の掲載

中国共産党青年団の機関紙で有力紙である『中国青年報』の附属週刊紙『氷点週刊』（95年から、4ページ組み、毎週水曜日発行）が1月25日、当局によって発行停止処分となった。『氷点週刊』は調査報道や独自の社会評論で定評があるが、問題となったのは1月11日同紙に掲載された中山大学（広州市）袁偉時教授の「現代化と歴史教科書」と題する論文の中で、中国の歴史教科書を批判したことによる⁽¹⁾。

袁教授は同論文の書き出しで、次のように述べている。⁽²⁾

21世紀の中国人はグローバル化の趨勢とともに、現代化において重要な時期を迎えている。この時期、その発展の成否を決定づけるのは制度的環境とともに、人々の自国に対する認識の状態も大変大きな影響を与えるものである。

20世紀70年代末、反右派闘争・大躍進・文化大革命の三大災難を経た後、人々はこれらの災難の根源の一つは「我々は狼の乳を飲んで育った」ことにあるということを知ったが、20年あまり経った今、偶々中学の歴史教科書を見たところ、驚いたことに我々の青少年は今もまだ狼の乳を飲み続けているのである！

「以史為鑑（歴史を鑑とす）」、「前事不忘、後事之師（前事を忘れず、後事の師とす）」は、中国人がよく耳にする名言である。屈辱・挫折・戦禍が続き・先人の屍を乗り越え、中国の近代史はどのくらい多くの血涙と経験・教訓を蔵していることだろう！我々は歴史の真実を我々の青少年に伝え、彼らに心に刻んで永遠に忘れないようにさせなければならない。これは彼らが現代的な公民となるために必ず通らねばならない道である。もし天真純潔な子ども達が食しているのが味が変わった乃至は意識的・無意識的に偽造された丹薬であったら、偏見は生涯続き、誤って正道からはずれてしまうことになる。

今や我々自身の歴史教科書の問題を正視する時である。以下、いくつかの具体的な歴史事件

* たにがわ えいこ (株) Will National First Academy 代表取締役

から述べていこう。

ここでいう「狼の乳」とは「誤った思想や文化、観点」を指し、これは鄧力群元宣伝部長が79年の学術会議で使った表現であるという。以下、「狼の乳」の実例として、袁教授はまず、「円明園焼き討ちは避けられなかったか?」「愛国の壮挙か、それとも文明にもとる行為であったか」と題して、それぞれ1860年の英仏軍による円明園（北京郊外にある清朝の離宮）焼き討ち事件と、1900年の義和団事件に関する、中国の歴史教科書——人民教育出版社歴史室編著の『中国歴史』第三冊（同書は、九年の義務教育課程における三年間の中学校の歴史教科書として広く採用されているものである）における記述について、その間違いや不足を指摘している。

まず円明園焼き討ち事件について、「これは第二次アヘン戦争（1856～60年）の悪果の一つ」であるが、その背景には条約違反を繰り返した清朝の愚かな行為があった。しかし、原因および過程に関してこの教科書ではそうした点には触れられていない。つまり、この教科書ではその「(59年、清朝と天津条約調印のため英仏公使が上陸しようとした際)天津・大沽砲台の将兵が侵略軍の艦船4隻を撃沈し、上陸を強行した900余人を撃退、侵略軍数百人を死傷させた。大沽一帯の人民も銃砲弾の雨をくぐって戦士に食糧を届け、高度な愛国の熱意を表した」と記述しているのに対し、袁教授は、この翌年、英仏軍が再侵略、北京を占拠し莫大な賠償金に加え、円明園の焼き討ちを招いたのは、愚昧な清朝皇帝らの大罪であり、「愛国英雄の壮挙ではない」と断じているのである。

同様に、義和団事件についても、この教科書が八カ国連合軍の侵略に抵抗した愛国行動としているのに対し、袁教授は、「初めの民衆と宣教師や信徒の間の矛盾については同情の余地はあるものの」、その後、北京を中心に殺人・放火・略奪の限りを尽くした義和団や山西巡撫毓賢を代表とする清朝政府の高級官員の非人道的、非文明的罪行を指摘するとともに、その一部の史料の運用においても、その不的確さを指摘している。

また、いずれの記述に関しても中国に所属している香港の中学歴史教科書と比較し、そこでは第二次アヘン戦争の原因として、「1. 外人入城問題。2. 条約改正問題。3. アロー号事件。4. 馬頼(Auguste Chapdelaine) 神父事件の四つを挙げ、史実にも符合し中国の国家利益を損なうこともなく冷静に歴史問題を分析している」とし、また義和団事件についても、「その発生の背景：1. 民族感情。2. 民生の困窮。3. 列強の侵略。4. 教案（清朝末期、キリスト教の教会と民衆との衝突によって引き起こされた訴訟事件）の頻発。を細かく分析し、また辛丑条約の内容およびそれが中国に与えた影響についても全面的に述べており、これこそ真実の歴史を伝えている」としている。さらに、袁教授はいう。

（日本の歴史教科書を批判しながらも、）上述のように中国の教科書の問題を見てみると、一つの合理的な推断ができる。すなわち、我々の近代史観にも類似する問題があるということである。もちろん日本は侵略者であり、中国は被侵略者であって、これは明らかに違う。しかし、両者に共通する点もある。それは社会の主流の文化は両国とも自らの近代史に対する深い反省が欠けているということである。

…（中略）…

上述の教科書の編纂が呈した条理にも、違いはない。それらの共通点は、1. 現在ある中華文化を最高であるとする。2. 外来文化は邪悪なものであり、現在ある文化の純潔を侵食するものである。3. 政権や独裁的暴力によって思想文化領域における邪悪を取り除くべきでありまた取り除くことは可能である。こうした条理によって、知らず知らずのうちに我々の子供影響を受ける、主観的な意図がどうであろうと、いずれも許されない傷害である。

理性的な法治観念を持つ現代の公民を育成し、現代化建設に役立たせるために、今こそこうした誤りを正すべき時である。

中国では当局側の歴史認識に対する批判は極めて異例であり、厳しい処分を科したと見られる。

2. その後の経過

(1) 編集長の公開抗議文——もう一つの歴史批判論文の存在

それに対し、同紙の李大同編集長は、停刊処分を決定した中共中央宣伝部を「専制的で横暴な行為」であるとして、公開抗議文を発表、1月26日米国のニュースサイト「多維網」に掲載された⁽³⁾。それによると、李編集長は「一人のジャーナリストとして、『氷点週刊』の発行停止は最も理解できず、受け入れ難いことである。なぜなら新聞は社会の公器であり、新聞社は読者と契約を結んでいるからである」と主張。「上層部の少数の人間が背後で操作し同紙の扼殺を謀ったのはかなり前からで、まず問題となったのは昨年6月1日反ファシズム戦争勝利60周年記念日の前に、同紙に掲載された上海交通大学歴史系の徐臨江副教授による「平型関の戦役と平型関の大勝利」の一文であった⁽⁴⁾。同論文は、共産党八路軍の「神話的勝利」を挙げたとされる1937年の山西省平型関での日本軍との戦闘について、実際には国民党の功績が大きかったことを史料に基づいて明らかにし、民族の存亡の危機に面して国共両党が合作し、相互に協力し合って戦った真実の歴史の情景を記録した。これはこれまでの伝統的な宣伝とは異なり、同紙は初めて主要メディアを通して客観的真実として国民党兵士がこの戦闘において数万人の犠牲者を出したことを報道し、「もっと全面的、理性的な観点から歴史に向き合わなければならない」と求めた。しかし、こうした歴史記述は中共宣伝部検閲部の横暴な批判を受け、同紙の報道は「党史の記述と違う」、「国民党を美化し、共産党を貶めている」とされた。しかし、その後結局、9月3日中国抗日戦争並びに反ファシズム戦争勝利60周年大会において、胡錦涛国家主席がその記念講話の中で「国民党軍は特に抗戦初期の戦役において日本軍に手痛い打撃を与えた」と述べ⁽⁵⁾、国民党兵士の抗日戦争の主戦場における功績を肯定したことを受けて、李編集長は声明の中で「誰が正しく誰が間違っているか、明らかになった」と述べている。

また、その後も、12月に胡錦涛主席に近い故・胡耀邦元総書記の生誕90周年を記念する胡啓立元政治局常務委員による回想文を掲載したところ、やはり中共宣伝部から「新華社の原稿以外のものを選択する権限は与えていない」と批判されたという。

こうしたことから、李編集長は、停刊の直接の理由は先述の中山大学の袁教授の歴史教科書批判論文とされているが、それは同紙をつぶすための「見せかけの表看板」にすぎないとしている。

(2)復刊求める申立書

その後、2月7日付の香港紙『明報』によると、『氷点週刊』が発行停止処分を受けたのは不当だとして、同紙の李大同編集長が6日、処分を下した中共宣伝部の責任追及と復刊を求める申立書を共産党紀律委員会に提出した。申し立ては党員の李氏が個人名義で提出したという。⁽⁶⁾

(3)「新聞保護法制定を」新華社元幹部ら13人が声明

2月14日、『氷点週刊』停刊問題で、国営新華社の元副社長である李普氏(88)らが、「新聞保護法」制定を求める声明をネット上に発表したことが明らかになった。李氏らは故・胡耀邦元総書記の時代に新聞改革に取り組み、胡総書記の失脚で挫折した報道・宣伝関係者であり、そうした人々が連名で現在の報道規制強化への批判を公にすることは、極めて異例のことである。⁽⁷⁾

声明を発表したのは李普氏をはじめ、元党中央宣伝部長の朱厚沢氏、元中央組織部常務副部長李銳氏、『人民日報』元編集長胡統偉氏、元中央宣伝部新聞局長の鐘沛璋氏らかつて報道規制の緩和に当たった人々のほか、改革論者として知られる知識人ら計13人である。

声明の内容は、『氷点週刊』を「多くの作者の知恵と良知を伝え、世論による監督を体現した」と評価し、同紙の停刊は「中国の悪質な新聞管理制度の長年の災いが爆発した歴史的な事件」と指摘、宣伝部で検閲を担当する「閲評小組(検閲グループ)」の廃止と同紙復刊を求めた上で、メディア関係者の権利保護を定めた「新聞保護法」の制定を訴えた。

(4)『氷点週刊』編集長更迭、3月復刊へ

2月16日、中国共産主義青年団の機関紙『中国青年報』の付属週刊紙『氷点週刊』が歴史教科書を批判したとして中共中央宣伝部から停刊処分を受けた問題で、中国青年報社が同週刊紙の復刊を決め、さらに李大同編集長と副編集長を更迭し、問題となった論文の批判を掲載することを決めた。⁽⁸⁾

中国外務省の秦剛副報道局長は16日の定例会見で『氷点週刊』について、「歴史の事実と反する文章を掲載し、中国人民の民族感情を著しく傷つけ、『中国青年報』のイメージも大きく損なわせた」と指摘、当局者として初めて停刊理由を明らかにした。

復刊の決定には、新聞社としての経営上の判断に加えて、停刊処分への予想以上の強い反発への配慮が働き、党中央宣伝部も、編集幹部の更迭と批判記事掲載を条件にこれを了承したものとみられる。

(5)『氷点週刊』前編集長更迭に抗議、胡主席宛申立書

2月17日、中国の週刊紙『氷点週刊』が停刊処分になった問題で更迭処分を受けた同紙の李大同前編集長が、処分に対する抗議声明を発表、党中央の監督機関に異例の審査請求をした申立書も公開した。⁽⁹⁾

李編集長は抗議声明で「彼ら(役人)の頭には『公民の権利』の影すらない」と批判、「どんな強権も中国を含めた人類社会の自由への渴望と追求を殺すことはできない」と訴え、「『氷点』は倒れた。『氷点』に罪はない。『氷点』は再生する」と結んだ。

一方、李編集長が審査請求をした申立書は、呉官正党中央紀律委員会書記のほか、胡主席、温家

宝首相等宛てで、同紙の停刊が憲法の定める言論の自由の保障や「党内の民主を発揚し、まず党員が異なる意見を発表することを認める」とした党の規則に反する、と主張した。

(6) 言論の自由を奪ったと、中国学者らも批判公開文書公表

また、同 17 日、同紙に執筆したことがある北京大学の学者等 13 人が、同紙に対する停刊処分は「言論や報道の自由を剥奪するもので、社会に悪影響を及ぼした」と非難する胡錦涛国家主席ら指導者に宛てた公開文書を公表した。⁽¹⁰⁾

公開文書は、同紙が掲載した歴史教科書に関する評論に対して反対意見を示すことなく、強圧的に「(学者らが) 見解を発表する機会を奪ったことに断固反対する」と強調。胡主席が以前「憲法による監督制度」を重視する演説をしていたことを指摘し、停刊処分は「言論、出版、集会、結社、デモなどの自由を認めた憲法に違反している」と批判。さらに「(違憲の事実) 容易にお分かりになると思います」と皮肉った。

さらに、民主や法の支配の確立に向けた動きは「緩慢であっても正確でなくてはならない」と指摘し、胡指導部がスローガンとして掲げる「調和のとれた社会」の建設には「異なる価値観を尊重する公正な制度が不可欠だ」と強調した。

以上、『氷点週刊』停刊をめぐる一連の動きについてみてきたが、まず、次の二つの問題点がある。一つは中国の歴史教科書をめぐる問題、もう一つは中国における新聞・報道の自由をめぐる問題である。

第一の歴史教科書の記述に関する問題については、その後出版された袁偉時著、武吉次朗訳『中国の歴史教科書—『氷点』事件の記録と反省』(2006) 日本僑報社および佐藤公彦著『『氷点』事件と歴史教科書論争』(2007) 日本僑報社に詳しい。今回はメディアに特化するためここでは述べないが、日中間の重要な課題である歴史認識の問題とも関連する問題でもあろう。

また、もう一つの新聞・報道の自由をめぐる問題については、今回の動きの中でも度々指摘されていたように、中国では 2005 年末にも、独自報道で人気のあった北京の大衆紙『新京報』の幹部が更迭され、また共産党は 1 月、報道関係者が「党と人民の代弁者」に徹するよう求めた意見書を発表するなど、⁽¹¹⁾ 中国政府は最近、メディア統制を強化しており、今回の『氷点週刊』の一件もそうした政策の一環とみられている。⁽¹²⁾ それらの経緯については、李大同自身が著した『氷点』に関する二つのノンフィクションに詳しいので、次に紹介したい。

3. 李大同著『氷点』に関する二つのノンフィクションについて

(1) 李大同著『「氷点」停刊の舞台裏——問われる中国の言論の自由——』(2006) 日本僑報社

これは、2005 年 1 月末に停刊に追い込まれ、3 月 1 日にまもなく復刊した『氷点週刊』の停刊時の内幕暴露本として、日本で出版されたものである。⁽¹³⁾

本書は、『氷点』停刊から復刊するまでの動きを、筆者である李大同氏の行動や思考、そしてそれに帯同・反応して現れる彼を取り巻く上下・内外の数々の動きやその内容について様々な角度から描かれていて、その詳細な内容については詳しく述べることはできない。⁽¹⁴⁾ ここではその魅力と意義について、私見を述べたい。

本書の魅力は、まず、何と云っても筆者が当事者本人であり、しかも大変重要な位置にある者でなければわからないような「第一手材料（直接資料）」に基づいて書かれ、しかもそれらが全て紹介されていることにある。したがって、大変説得力を有し、これこそまさに「事実は小説より奇なり」、ノンフィクションの醍醐味と言えよう。

特に、「公開抗議文」など筆者本人の文章は勿論のこと、前半では台湾の女性作家・龍応台女史の「胡錦濤、請用文明來說服我（胡錦濤さま、「文明」で私を説得してください）」（本書 p.76-84、以下頁数のみ）、後半の多くの「長老」といわれる高級幹部や知識人による書簡や文書、すなわち2/14に公開発表された『『氷点』事件に関する共同声明』（全文は p.140-144）をはじめとする、86歳の元新華社副社長李晋氏、89歳のかつて毛沢東の秘書を務め、引退前に中共中央組織部常務副部長と中央委員を務めた李銳氏等による文書、および90歳の高齢で重い病気を患っている元人民日報社社長・編集長の胡績偉氏の手紙（全文は P.108-111）、そして中国体制改革研究会の特約研究員・楊鵬氏の「中国の政治は十字路に立った」（全文は p.150-154）等、筆者自身も述べているようにいずれも大変力のある、重要な文章であると考えられる。

また、そもそもなぜ今回の騒動のきっかけとなった中国の歴史教科書を批判する袁偉時教授の論文を取り上げたのか。それは、1998年に小学校から中・高・大学までの国語教材や教授法に対する批判の文章を『氷点』に転載したことがあり、大きな反響を呼び、中国の国語教育を公に批判する風潮が沸き起こった。それによって当時李嵐清副総理が「教育部は国語教育問題および国語教材に就いて調査を実施し国務院に報告せよ」という指示が出され、その結果、民間で編集された、全く新しい視点に立った国語教科書が諸賢の努力により次々とお目見えするようになった。「これらは、世論による今回の批判で得られた建設的な成果である、と言える」（p.10）と筆者は述べ、次なる目標として、歴史教科書においても同様の成果をねらったのだということである。国語はうまくいったが、歴史はそうはいかず、こうして停刊にまで至るほど大きな問題となってしまった。こうした経緯は、大変興味深い。

そして、実際に『氷点』に掲載されてから停刊、そして復刊にいたるまでの内部の各レベルでの動きや反応、そして実際のやりとりや裏の裏を読むような推測と思考の連続は、実にダイナミックである。特に『中国青年報』内部（P.31-38の李而亮総編集長とのやりとり）、そして党および共青团中央とのやりとり（P.126-134の団中央第一書記・周強と中国青年報資料写真部総監・賀延光との論戦）など、迫力があり、これまた実に興味深い。

勿論、本人も本書の最後に述べているように、本文の内容はすべて筆者本人が自ら体験したことや、十分に把握している事実によるものであるが、「しかしながらこれが事件の全容ではない。他の当事者によって事件についてその全ての内幕が書き出されること」（p.185）が期待されることも確かであろう。

しかし、今回の『氷点』停刊事件は、元々中国の歴史教科書を批判する袁偉時教授の論文の内容が問題とされたことから始まったのに、結局、歴史教科書問題はひとまず置かれる形となり、むしろ筆者本人も含めて「言論の自由」が脅かされることに対する危機感が、問題の中心となっていく。これは『氷点』停刊という、いわば言論統制ともいべきジャーナリズムへの政治の介入、そしてジャーナリストとしての筆者の立場を考えれば、それが先決であることは当然であるし、中国自身にとっても重要な問題であることは間違いない（p.184-185 本書結び）。したがって、『氷点』

復刊号に掲載された袁論文に対する批判論文⁽¹⁵⁾の内容的検討も含めて、今後も「言論の自由」をめぐる問題とともに、中国の歴史教科書をめぐる問題にも引き続き注視していく必要がある。

それにしても、今回の事件において、筆者も述べているように（「しかし私は、インターネットこそ専制を打ち破る文明の利器であり、完全に封じ込めるのは無理だと信じていた。私が数通のメールを送れば、きっと幾何級数的に広まっていくであろう。私はすぐに公開抗議文を書くことに決めた。」(p.58)、インターネットを封じ込めることはできないと私は信じている。明日の朝、私は会社内部のネットワークを通して中国青年報すべての人々に抗議文を送るつもりだ。この抗議文は必ずや世界中に遍く伝わることだろう。(p.75)」、インターネットの果たす役割の大きさを痛感する。スピード・グローバル化、これまでのような「言論統制」が困難な状況を生み出しており、当局としても当然、今までとは異なる対応を迫られることになるだろう。そうした意味でも、本書の持つ意義は大きいと思われる。

(2) 『「氷点」は読者とともに——いま明かす苦闘の歳月——』（李大同著、武吉次朗監訳・久保

井真愛訳、日本僑報社。中国版タイトルは『氷点故事』、広西師範大学出版社、2005年11月）

本書は、前述の『「氷点」停刊の舞台裏——問われる中国の言論の自由——』（日中対訳版、三瀧正道監訳、而立会訳、2006年6月、日本僑報社）、『中国の歴史教科諸問題——「氷点」事件の記録と反省』（日中対訳版、袁偉時著、武吉次朗訳、2006年10月、日本僑報社）に続く「氷点シリーズ」第3弾として出版されたもので、原著の『氷点故事』（2005）広西師範大学出版社は、2006年1月の『氷点』停刊事件以前に刊行されたものである。

2006年11月末、本書の出版を記念して、原著者である前『中国青年報』の付属週刊紙『氷点週刊』編集主幹・李大同氏が12月18日初来日、19・20日、東京都内で講演会・記者会見・交流会等が開かれた。⁽¹⁶⁾

その中で、李大同氏は、次のように述べている。1980年代の先輩ジャーナリストたちの文革に対する反省、89年の天安門事件を経て、90年代以降市場経済の浸透とともに中国メディアも産業化に向けて大きく変容してきた。しかし、当局がメディアを管理するという方針は、依然として堅持されている。その中で、『氷点』は、(1)庶民の生きざまに目を向け、そこから見えてくる今の中国社会の矛盾点に焦点を当てたこと。(2)“ソフト”から“ハード”へと報道姿勢を変換させたこと。(3)事実を忠実に報道すること。ということから、中国メディアの新しい道を切り開いたとする。そして、中国政治の将来を占う意味では、「政権は今後、少数が多数に服従する仕組みを制度の中に取り込み、妥協しながら統治を存続させることを学ばなければいけない、そうせざるを得なくなった⁽¹⁷⁾」、という。

そうした『氷点』のこれまでの報道姿勢と歩んできた道を辿るとともに、今後の中国メディアの行方を占う上でも、本書の果たす役割は大きい。

はしがき（日本語版「はじめに」）の中で、著者は次のようにいう。

「『氷点』は読者とともに」で述べられているのは、中国の普通の人々の上に起こった普通ではない物語である。ひとつひとつの物語が一ページを使ってディテールまで描き出されているので、中国の読者は創刊後すぐ『氷点』が好きになった。その理由は「リアルさ」、つまり報

道が歴史的転換期にある中国人民の運命と彼らの喜怒哀楽をリアルに映し出しているからである。多くの読者が手紙で、報道の中に「自分の姿を見た」と言っていた。一般のニュース報道と異なるのは、『氷点』の記事が読者の強い希望によって単行本にまとめられた点であり、このような本は全部で五冊刊行された。興味深いのは、当時は報道を読んでなかった多くの人が、一、二年後に本を読み終えてから手紙や電子メールで感想を送ってくれ、これらの報道が「時代遅れ」とは感じていないことである。ところが、ジャーナリストの古典的な信条とは「ニュースには一日の生命力しかない」なのである。

それでは、どのような要素が、ニュースにより長い生命力を与えてくれ、ニュースをある意味における「歴史」にしてくれるのだろうか。真実の細部にわたる再現、報道対象の運命の活写、普通の人々の考えや感情への尊重、社会が順調に営みつづける基本的価値観の堅持、これらがニュースにより長い生命力を与えるのである。このような歴史的記録は、自国の人民に有益だけでなく、諸国人民の相互理解を促す重要なルートでもある。もし「『氷点』は読者とともに」日本語版により、日本の読者の皆さんが今の中国をより理解していただけるなら、まさに望外の喜びである。久保井真愛さんの読後感が、私にその可能性を見せてくれた。諸国人民間の共通点は、相違点を遥かに超えるだろうと、私は信じている。」(本書 p.3-4、以下頁数のみ)

そして、その内容は『氷点』創刊のいきさつ、『氷点』の目指すところ、その歩みと変遷等がその記事を例に述べられ、合わせて12章から成っている。

まず、印象的なのは、第一章から第六章までの『氷点』の、主として女性記者たちの現場主義とそれに基づくレポートの力強さ、説得力である。著者はそれを「困難にめげない」取材スタイル(p.60)と称しているが、これがすなわち、18本の記事に対して読者アンケートを実施したところ、3000通を超える手紙が、全省から届き、ランク付けを行ったところ、いわゆる業界基準と読者の感想は同じではなく、読者一人ひとりが自分の興味と経験によって記事の優劣順序を決めていることがわかった。「これまでの発行理念は『読者を導く』ことだったが、今や『読者に教わる』時が来た」(p.66)ということであろう。

本書を読めば、『氷点』が中国の一般庶民にとって、どれだけ魅力的で信頼を寄せるものであったかがよくわかる。それは、2006年1月、歴史教科書批判に批判的な論文を掲載したために停刊処分を受けたにもかかわらず、3月には復刊したことからも明らかである。⁽¹⁸⁾

もう一つは、第十二章「『軟』から『硬』へ」に見られる、『氷点』自体の方針転換である。これは、本書の出版記念の来日における著者の次のような発言にも、よく表れている。

今回の来日後の記者会見や講演の中で、李氏は胡錦濤政権が進めるメディア政策を、「報道の自由に関し、問題提起の観念を持っていない」などと批判、メディア監視は「一貫して厳しく、緩んだことはない」とし、「党にとって有利か有害かで、許される報道の範囲が決められている」と述べた。また、中国の国家指導者は大学教授らから国際情勢や経済問題を学んでいるが、新聞社の幹部が呼ばれたことはない指摘。「トップたちは、報道の自由を、自分たちを安定させるものとしか考えていない」と訴え、「ぜひレクチャーの機会を持ちたい」と話し、会場の笑いを誘ったという。⁽¹⁹⁾

しかし、一方で、「法律に基づき、ルールにのっとって、中国共産党内で抗争することは、もはや夢物語ではない。問題は、それをやる勇気を持つ人がいるかどうかということです。民主・言論の自由という権利も、誰かが与えるものでも、天から与えられるものでもない、私たちががんばって、それを貫いて勝ち取ることだと思います。」と述べ、中国のメディアの将来には希望があるとの見方を示した⁽²⁰⁾という。

以上のようなことから、今後の李氏周辺の動向、および『氷点』自体の以前との比較や変化などについて、さらに注目していきたい。それはすなわち、中国メディアの行方を占う上でも、重要な役割を果たすであろうと考えられるからである。

Ⅱ. 『南方週末』社説差し替え事件について

1. 事件の推移

(1) 社説の差し替え

『南方週末』とは、広東省広州市に本社を置く南方報業伝媒集団が発行する、官僚の汚職や社会の不正などについての独自取材を行うなど、真相に迫るリベラルな報道を行うことで知名度が高く、都市部の若年層を中心に人気がある、中国国内で最も影響力のある新聞の一つである。

同編集部は2013年1月3日付の新年号に掲載する「中国の夢、憲政の夢」というタイトルで社説を出稿、政治の民主化や言論の自由など、人々の権利向上を求める原稿には表題の憲政のほか、民主、自由、平等といった表現が使われ、また反日デモ参加者に対し理性的な行動を求める文章なども盛り込まれていたが、すでに当局による記事の検閲も終え、1月1日未明に編集部5人のデスク全員が署名し編集作業は終了、あとは新聞の印刷を行うのみとなっていたが、印刷直前の2013年1月1日夕方、中国共産党広東省委員会宣伝部が編集部の中でも体制寄りの黄灿編集長、伍小峰常務副編集長を呼び出し、共産党を賛美する内容の「我々はいつの時代よりも、民族復興の偉大な夢に最も近づいている」とする原稿に差し替えるよう要求し、編集者や記者が休暇をとっている1月2日に紙面変更を実施、新聞は宣伝部の要求通りに発行された。

1月4日、編集部はこれを不当として、元記者や編集者など約50人が連名で事件の徹底的な調査と、共産党規約に基づき宣伝部のトップである庾震部長の謝罪と辞任を要求する声明を中国版ツイッターである新浪微博において発表するとともに、本来掲載されるはずだった文章もネット上で公開し、重大な出版上の事故であると非難した。しかしその後、編集者らの微博は閲覧が不可能になり、1月5日には、宣伝部によって記事の書き換えや掲載を認められなかった記事は2012年だけでも1,034本あったとする抗議声明をインターネット上に発表し、これまでの党による検閲の実態を訴えた。

1月6日、『南方週末』の記者が微博のアカウントのパスワードを上層部に押さえられたことを微博で暴露し、その直後、『南方週末』の公式アカウントにおいて「読者に告ぐ」と題した文章が掲載、新年号の社説には一部に誤りがあったと謝罪する一方で、社説は責任者が書いたものであり、ネット上で流れている当局による差し替えの噂は事実ではないとした。これにより編集部上層部の共産党支持が明らかとなり、記者との対立が激化した。この発表に『南方週末』の記者など約100人が共同声明を発表し、抗議の意志を表明。宣伝部の圧力がかかった偽の声明であると反発

し、一部の記者がストライキに突入した。

一方、編集部が抗議声明を発表した1月4日には中国共産党の全国宣伝部長会議が開かれ、報道機関に対し党と政府の主張を広めるよう要求。『人民日報』の国際版『環球時報』は、中国の報道機関には言論統制が必要であり、西側諸国とは事情が異なると主張した。また6日の編集部上層部による「介入否定」の発表を利用し、『環球時報』は政府に対して公開の場で対抗する選択肢は西側諸国ですらありえないと、7日付の社説で主張し、そのような試みを行えば必ず敗者となるなど、強硬姿勢を明確にした。なお、7日には党中央宣伝部が国内の報道機関に対して、この社説を転載するよう指示し、8日には各紙は転載を開始⁽²¹⁾。これに対し、北京の有力紙『新京報』の社長が抗議のため辞任を表明する事態に発展した。

(2) 抗議の動き

報道機関が当局に対し明確な抗議の意志を示したことは中国では異例のこととされ、また同時期、共産党の憲法や政治体制の改革に言及を行った政治改革志向の雑誌『炎黄春秋』のウェブサイトも閲覧が不可能になるといった事件も重なった。

こうした共産党幹部と編集部の対立により、インターネット上では共産党の検閲に対する非難の書き込みが行われ、国内の著名人からも抗議活動を支持する声が広がり、多数の有名な学者らが署名した庾の辞任と出版の自由拡大を求める書簡が公開され、作家や女優、俳優の等も『南方週末』を支持する姿勢を見せた⁽²²⁾。

またジャーナリストや弁護士らが抗議デモを呼び掛ける事態となり、大学教授や作家らが呼びかけた庾宣伝部長の解任を求める署名はインターネット上で1月7日までに3,000人を集め、1月7日には南方報業伝媒集団の社屋や北京市の支社に支持者が集まって報道の自由を求めるデモが行われた。デモは警察の許可を得て行われ、広東省には300人の市民が集まり、出版の自由が失われたことの象徴とされる菊の花を手にした若者たちが集まり、有名な市民活動家胡佳も北京支局に駆けつけ、抗議が行われた。また浙江省杭州市でも民主活動家の毛慶祥と呂耿松が『南方週末』に声援を送るとした横断幕を掲げ、8日に国家政権転覆扇動の容疑で公安当局に身柄を拘束された。デモが行われた1月7日には記者が新聞職業倫理委員会の名義を用いて徹底調査を改めて求めたほか、国際ジャーナリスト連盟が習近平総書記に調査を求める声明を発表。また香港記者協会も広東省に調査を要求した。

検閲に対する国内での批判の広がり中国に中国政府は情報統制で対応し、記者等による反論を次々に閲覧不可能にしたほか、『南方週末』を支持する報道記事も次々に削除された。

(3) 事件の収束

事態を収束させるため、広東省党委員会書記胡春華が自ら調停に動き、ストライキを行なっている職員は全員が職場に復帰し、黄灿編集長が引責辞任すれば記者に対する処罰は行わないほか、近い将来に庾宣伝部長を更迭するという解決案を提示し、事実上の『南方週末』に対する歩み寄りを行った。1月8日、『南方週末』と宣伝部の協議が胡春華も間に入って行われ、記者陣は職場復帰に同意し、ストライキは終息。1月10日号は予定通り発行されることとなり、宣伝部は記事の事前審査を行わないこととなった。9日付の『環球時報』は社説で態度を軟化し、社会や報道の改革

は継続すべきであるとした。

しかし2月8日、南方報業伝媒集団の社長にこれまでのような生え抜きではなく、中国共産党委員会宣伝部副部長の楊健が就任することが明らかとなり、また2月21日には辞任で合意したはずの黄灿編集長が留任する上、異動する副編集長の業務を兼任することが判明し、自主規制が進むとの憶測が流れた。3月に行われた全国人民代表大会の広東省分科会では胡春華が社説差し替え事件に触れなかったため、胡の言論統制に対する考えを聞いたかった記者を落胆させた。また当局による言論介入に批判的な文章をインターネット上で公表していた記事審査担当の曾礼が突如として3月末の解雇を通告された。

2. 事件をめぐる評価と今後の展望

(1) 事件をめぐる評価——中国のインターネット事情

『南方週末』社説差し替え事件をめぐる評価としては様々な見方があるが、報道の自由をめぐる政府当局と市民の間で勃発した対立は、改革推進を掲げる習近平共産党総書記にとって試金石となる可能性があり、また習が報道機関に対し表現の自由をどの程度まで認めるのかを測る出来事であるとも指摘された。結果として共産党は問題の広がりを押さえるため強行措置は取らず、『南方週末』に譲歩することとなった。

一方、『南方週末』は規制の枠組みの中でどこまで自由を確保できるかという点が注目されたが、結果として庾宣伝部長の辞任の確約を得たほか、記事の事前審査も廃止させるなどの成果を勝ち取った。しかし、合意内容が着実に履行されるかは不明な点も多く、実際翌月には編集長の辞任が反故にされている。とはいえ『南方週末』もこれ以上の抗議継続は得策ではないと判断し、痛み分けの妥協を行ったとの見方もなされた。

また、インターネットの普及により、それを利用した動きの影響も大きいと指摘がある。

この騒ぎがあつという間にインターネット上で多くの人々を巻き込む騒ぎになったのは、マイクロブログ、それも中国の四大ポータルサイトの一つ「新浪網」が運営する「新浪微博」(以下、「微博」)の「貢献」があつてこそだった。日本のメディアに見習っていただきたいくらい、中国メディア関係者は「微博」使いに長けている。取材ネタや社会事情のぞき以外に、中国人ジャーナリストは取材の過程を報告したり、取材中に見舞われた困難の解決を相談したり、あるいはその途中の不満のガス抜きをしたり、近く発表される自分の記事や媒体の宣伝をしたり、日常生活のヒントを交換したり、もちろん、読者や友人と記事に関する意見交換をしたり、さらには他誌・他紙の記事を推薦、批評したり……と、幅広く利用している。

その中で説得力のある記者、筆力のある記者、話題になった記者は少しずつフォロワーを増やしている。「微博」を所属メディアとはまた別の「情報発信基地」として存分に利用している人も少なくない。もともと鋭い調査報道で人気の高い「南方週末」紙の記者や編集者、そして論説員のアカウントは日頃からそんなフォロワーたちをたくさん引きつけていた。その彼らが揃って「改ざん事件」に対して抗議の声をあげたのだから、その話題は爆発的な威力をもって「微博」を駆け巡り、あまりの盛り上がりぶりに30人余りの関係者のアカウントが凍結さ

れた。だが、彼らが放った情報はフォロワーや同業者たちによって転送され、またツイッターにも流れ込んだ。⁽²³⁾

中国のインターネット事情については、「政府によって規制されている」、「報道や言論の自由がない」といったイメージがあるが、中国のインターネット・ユーザーの多くはそうした規制に縛られていると感じていないようで、それは2000年代以降、インターネットのサービスが多様化したことや、中国政府による積極的かつ大量の情報発信といったことが背景にあると考えられる。現在、ご承知のように、中国政府によるインターネットを活用したメディア政策は大変充実しており、日本国内にいてもスマートフォンで、中国のテレビ放送をリアルタイムで視聴できたり、各地の新聞を閲覧できる。また、オンラインショッピングやスマホ決済が人々の間で定着しているだけでなく、金融商品や、タクシー配車サービスなどもインターネット上で行われている。2013年末時点の中国のインターネットユーザー数は6.18億人になり、2018年6月時点ではすでに8億人を超えている。⁽²⁴⁾ また、2010年には1週間に平均18時間だった中国のインターネット利用時間は、2013年の調査では1週間25時間に延び、2018年では1日あたりの使用時間が1時間以上は80%以上となっており、インターネットは人々の生活に欠かせないものになっている。

2000年代に入ってから急速に利用者が増加した中国のインターネットは、その発展の段階を3つに分けることができる。第一の段階は普及当初から2007年頃まで、この時期はこれまで表に出てくることのなかった一般の国民の声がインターネット上に登場し、「インターネット世論」を形成するという新しい社会現象を起こすようになった。第二の段階は2007年から2010年頃まで。2007年以降、中国政府はインターネットの社会的影響力の大きさに気付き、従来のようなテレビや新聞などといったマスメディアと同じようにインターネットに対して管理と規制するという方針から、管理するだけでなく、インターネットを利用して積極的に情報発信や政治宣伝を展開する方針に舵をきるようになる。第三の段階は新しいSNSサービス「微博（ウェイボー）」が普及し始めた2010年以降であり、この登場によって情報の伝達や人々のコミュニケーションのあり方に変化が生じた。⁽²⁵⁾

実際、今回取り上げた『『南方週末』社説差し替え事件』においても、中国のネット事情、SNSの役割は大きく、メディアにおける言論・報道の自由においても、その役割はいろいろな意味で大きいのは間違いない。

(2) 今後の展望と課題

先日の2019年5月8日付『朝日新聞』に、『氷点』停刊問題のきっかけとなった歴史教科書批判を行った袁偉時教授の「五四運動と中国の100年」という記事が掲載されていた。その中で、袁教授は言う。

——五四運動に関して袁さんは批判的ですね。

「…五四運動を記念するよりも、その前から本格化した新文化運動に注目することが重要だ。…」 「…新文化運動の主張する理念は市民的自由と、その制度的保障となる民主制と法治だ」 … 「新文化運動は人間性に基づき、人としての権利を求める。止まることなく今も続

いている」。

——今、習近平政権のもとで言論統制が一層強まっています。

「それでも知識人は学術、言論の自由を求める。当局が発表を許さなくても、ネットで自ら発信できるようになっている」

——ネットも厳しく監視されていますよ。

「全てを管理するのは不可能だ。削除される前にネットで文章を蒔いてしまう。どんな政権も口を塞ぐことはできない。意見は必ず伝わっていくものだ」

——大学教育も厳しく管理されていると聞きます。

「確かに深刻だ。教育、研究に多くの制限があり、抑圧されている。だが、今の若者は言われたことをおとなしく聞く人間ではない。情報源がたくさんあるから、説得力のない議論に聞く耳を持たない。…」

「毎年1億数千万人が国外に出て、世界を見ている。彼らは必ず考える。20世紀初頭は胡適ら数人のリーダーがいた。今は1千、1万の胡適が発信する。だから私は『新文化運動はあなたの身近にある』と言っている。…」

——100年の発展を経た社会の力が政治の変化を促すでしょうか。

「新文化運動の考えは方は、暴力による政権打倒を否定する。あくまで思想、文化の変革を通じて制度変革を促す。少数の考えが多数の知識人層、更に広く民間の思想の変化に及ぶ。官民の相互作用が起き、官の側の観念が変わる。やがて時代に相応しい政府に変革されるだろう。」⁽²⁶⁾ …

袁氏は中国の未来に希望を持っている。その歴史認識そのものが正しいかどうかは、改めて検討が必要であろうが、少なくとも、その見解・展望については、自分も同感する。

以上、中国における新聞報道の自由をめぐる問題について、2005年1月の『氷点週刊』停刊問題、および2013年1月の『南方週末』社説差し替え事件という2つの事件を通して見てきた。その間にも中国国内外の政治・経済状況、特にインターネットの普及による人民生活や思考の変化等、中国をめぐる諸事情も日進月歩、大きく変化してきている。その中で中国のメディアにおける言論・報道の自由について、今後もその在り方、前途を注視していきたい。

<注>

- (1) 「中国、歴史教科書批判に処分 政府系紙の特設ページ停刊」、2006.1.25、asahi.com。
 「中国、歴史教科書批判で処分 新聞の付属週刊紙、発行停止」、2006.1.26付『朝日新聞』。
 「<中国>週刊紙が自国の中学歴史教科書を批判、発行停止に」、2006.1.27、『毎日新聞』。
 「進む言論弾圧 中国内も疑問視『氷点』停刊、編集長は徹底抗戦」、2006.1.30、Sankei Web（産経新聞）。
- (2) <現代化と歴史教科書> 中山大学教授 袁偉時、氷点特稿第574期、2006.1.11、《中国青年報》。
- (3) 「中国で発行停止、編集長の抗議文が米サイトに」、2006.1.27、asahi.com。
 「停刊の週刊紙幹部が中国共産党批判『専制的で横暴』」、2006.1.26、Sankei Web。
 「『氷点週刊』停刊処分に関する抗議文（李大同）1」、2006.1.28、Weblog。

- (4) <平型関戦役與平型関大捷（大勝利）> 徐臨江、氷点特稿第 545 期、2005.6.1、《中国青年報》。
「中国当局の週刊紙停刊処分 国民党軍の評価が火種」、2006.2.1 付『朝日新聞』。
「歴史直視した教科書を 中国『氷点週刊』 発行停止 問題論文の両筆者に聞く」、2006.2.16 付『朝日新聞』。
- (5) <胡锦涛: 在紀念中国人民抗日戦争暨世界反法西斯戦争勝利 60 周年大会上的講話>、2005.9.3、新華網。
- (6) 「<中国週刊紙>『氷点』 発行停止は不当と復刊求め申立書」、2006.2.7、Yahoo! ニュース、『毎日新聞』。
<李大同逋交申訴書 争取《氷点》復刊>、2006.2.8 博訊 boxun.com。
<中国評論: 李大同勇氣可嘉>、2006.2.7、Yahoo! 雅虎香港 新聞。
<《氷点》主編上書控中宣部 中紀委須一周内回覆是否受理>、2006.2.7、Yahoo! 雅虎香港 新聞。
<《人民日報》前総編胡績偉挺《氷点》>、2006.2.8、多維新聞網 dwnews.com。
- (7) 「『新聞保護法制定を』 新華社元幹部ら声明 氷点停刊問題」、2006.2.15、asahi.com。
<関與氷点事件の聯合声明 / 江平等十三位長者的公開信>、2006.2.13 博訊 boxun.com。
<氷点申訴書被扣未達中紀委 13 中共元老聯署声援>、2006.2.15、Yahoo! 雅虎香港 新聞。
- (8) 「停刊処分の中国紙『氷点週刊』、編集長ら更迭し復刊へ」、2006.2.17、asahi.com。
「停刊処分の中国紙『氷点週刊』 編集長更迭、復刊へ」、2006.2.17 付『朝日新聞』。
「発行停止の『氷点週刊』 編集長を更迭、3 月復刊へ」、2006.2.17、YOMIURI ONLINE (読売新聞)。
「中国: 停刊処分中の『氷点』 編集長、更迭される」、2006.2.17、Mainichi INTERACTIVE (毎日新聞)。
「中国、報道規制を強化 メディア幹部の処分相次ぐ」、2006.2.16、Sankei Web。
- (9) 「『氷点週刊』 前編集長、更迭に抗議 胡主席あて申立書」、2006.2.18、asahi.com。
「『氷点週刊』 前編集長、更迭に抗議 胡主席あて申立書公開」、2006.2.18 付『朝日新聞』。
「言論の自由奪ったと批判 中国、学者らが公開文書」、2006.2.17、Sankei Web (産経新聞)。
「『氷点週刊』 停刊、中国の学者ら抗議」、2006.2.18、YOMIURI ONLINE (読売新聞)。
- (10) (9) に同じ。
- (11) <中央紀委中宣部聯合發出通知要求 認真學習貫徹胡錦濤同志在中央紀委第六次全会上的重要講話精神 切實抓好党章的學習貫徹>、2006.1.26『中華人民共和國監察部』 mos.gov.cn。
<中央紀委監察部召開新聞工作座談會強調 進一步加大反腐倡廉新聞宣傳工作力度>、2006.1.26『中華人民共和國監察部』 mos.gov.cn。
- (12) 「中国、強める報道規制 信賴低下を不安視」、2006.2.14 付『朝日新聞』。
「中国 報道の自由を広げよ」、2006.2.16 付『朝日新聞』 社説。
<蕭瀚 (中国政法大学): 氷点事件評論之一: 取消中宣部管制、走新聞法治正道>、2006.2.14 博訊 boxun.com。
<蕭瀚 (中国政法大学): 氷点事件評論之二: 結束新聞出版業產權的行政壟斷 (独占)>、2006.2.14 博訊 boxun.com。
<蕭瀚 (中国政法大学): 氷点事件評論之三: 催生一个自由而負責任的新聞出版界>、2006.2.14 博訊 boxun.com。
- (13) 「停刊時の内幕 暴露本 中国『氷点週刊』 前編集長 党側とのやりとり詳述」、2006.6.3 付『朝日新聞』。
- (14) 本書の詳細な内容については、拙稿「李大同著『氷点』 停刊の舞台裏——問われる中国の報道の自由——について」、『現代中国事情』 第 6 号、2006.7.5 を参照。
- (15) 中国社会科学院近代史研究所研究員・張海鵬「反帝反封建是近代中国歴史的主題 (反帝反封建は近代中

国史のテーマ)」、2006.3.1『中国青年報・氷点週刊』。

- (16) <http://duan.jp/link/2006.1220.htm> 『『氷点』は読者とともに』出版報告会のご案内 李大同氏を囲む読者交流会同時開催。
- (17) <http://www.janjan.jp/media> 「“中国でモノ言う人が増えてきた” ～ 『氷点』前編集長・李大同氏来日講演会」。
- (18) その間の経緯については、拙稿「中国歴史教科書批判——『氷点週刊』停刊問題について」『現代中国事情』第6号、2006.3.5 参照。
- (19) <http://blog.canpan.info/tkfd/archive/> 「中国青年報別冊『氷点』前編集長・李大同氏 [2006年12月21日(木)]講演会を開催しました」。
- (20) 「中国『氷点週刊』前編集長 現政権のメディア政策批判」、asahi.com、2006.6.28。
- (21) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8D%97%E6%96%B9%E9%80%B1%E6%9C%AB%E7%A4%BE%E8%AA%AC%E5%B7%AE%E3%81%97%E6%9B%BF%E3%81%88%E4%BA%8B%E4%BB%B6> 「南方週末社説差し替え事件」。
- (22) <http://kinbricksnow.com/archives/51836959.html> 「南方週末書き換え事件」美女応援団、グルメ記事で援護射撃 2013.1.10。
- (23) <https://www.newsweekjapan.jp/column/furumai/2013/01/post-616.php> ふるまいよしこ「まだまだ遠き春——「南方週末」事件顛末記」『ニューズウィーク』2013.1.11。
- (24) <http://j.people.com.cn/n3/2018/0821/c95952-9492772.html> 「中国のネットユーザー数が8億人を突破」『人民網日本語版』2018年8月21日。
- (25) http://gcassoc.net/seminar_20140717.html 「中国におけるインターネットと対日感情一言説の背後にある社会構造の変化」地球市民学研究会公開セミナー 2014年7月17日。
- (26) 2019年5月8日付『朝日新聞』「五四運動と中国の100年 歴史学者袁偉時さんに聞く」。

ショートターミズムとガバナンス改革の展望

藤川 信夫*

一. 問題意識

アベノミクスにおける成長戦略の根幹に位置する攻めのガバナンスの実践に向け、金融庁や経済産業省主導によるダブルコードの改訂、グループ・ガバナンスなど新しいプラクティスのためのガイドラインが精力的に進められている。合わせて、会社補償や役員報酬など法制度面の検討もなされる。我が国コードは、英国スチュワードシップ・コード（SSC）ならびにコーポレートガバナンス・コード（CGC）を範として策定、改訂が行われてきた。2017年5月スチュワードシップ・コードの改訂版が公表され、形式から実質への深化を目的とし、機関投資家のスチュワードシップ活動の見える化を進める。また2018年6月には投資家と企業の対話ガイドライン（対話GL）とコーポレートガバナンス・コード改訂が行われている。

こうした中で、英国型ガバナンス改革を取り込むことで我が国のガバナンス改革は成就できるか、について英国研究者から近時疑問の声が出されている。直近ではメイ政権が公表した2016年Green Paper⁽¹⁾を経て、Financial Reporting Council（英国財務報告評議会 FRC）は2018年7月16日英国コーポレートガバナンス・コード改訂版を公表し、英国スチュワードシップ・コードについても2019年1月30日新たな改訂案が協議文書として公表されている⁽²⁾。これらは何れもKay Reviewの影響を強く受け、Kay Reviewがなお示唆するところは大きく、その輝きを失っていない。

本稿では英国企業の長期的パフォーマンスを向上させるべく、資本市場や投資家の役割について分析・提言を行ない、ショートターミズム⁽⁴⁾（Short-termism 短期主義）の弊害を唱えてEUにおける議論にも大きな影響を与えている2012年Kay Review（ケイ報告）を中心に内容を検討し、ガバナンスの収斂と多様化、エンフォースメント、リスクガバナンス等包括的視点に立って我が国ガバナンス改革の中長期の方向性について俯瞰を得んとするものである。

二. 我が国のガバナンス改革の変遷と攻めのガバナンスの方向性

2000年以降の日本のガバナンス改革の要点を掲げると、2002年に監査役制度強化などを主眼とした平成13年商法改正（コーポレートガバナンス改正）が自民党主導で、平成14年商法全面改正が法務省主導で行われ、米国型の指名委員会等設置会社制度、監査役会設置会社制度の選択制が導入された。連続して、2つの方向性の異なる改正が行われたことになる。2014年改正では、アベノミクスの攻めのガバナンスを体現するべく監査等委員会設置会社制度の導入が図られ3選択制となり、並行して金融庁主導で上場企業対象に2つのコードが導入された。社外取締役の役割重視、投資家規律、ROEの意識、プリンシプル・ベースとComply or Explainへの転換などを主な内容と

*ふじかわ のぶお 日本大学 特任教授

する。ソフトである上場規則により、英国のガバナンス改革、リーマン金融危機などを踏まえて米国手法追随からの大きな変更となっている。

アベノミクスの成否に関しては議論もあるが、大手企業において一定の業績回復もなされ、政府の進めるガバナンス改革には今のところ大きな異議も出されていないといってよい。問題は、このまま英国の手法を採り入れた攻めのガバナンス改革を進めることで果たして日本経済の活性化、元気のある日本の回復に繋がるかである。従前の我が国企業社会における真の活気は取り戻せるかが課題となる。

経済・社会体制の進展のズレ、ガバナンス改革の個別性などもあり、各国法制度や背景を踏まえたリスクマネジメント改革との一体的理解が必要となる。制度導入と並行して各企業においてリスクマネジメントの充実を進めねばならない。ERM（統合型リスクマネジメント）は英国から発生しているが、各国や企業毎に異なる最適なリスクマネジメントがあり得る。リスクマネジメントと合わせた新しい時代のガバナンスの模索が必要となる。

三. 英国型ガバナンスの評価と日本のガバナンス改革のズレの認識、アクティビスト・ファンドの貢献

1. 我が国が進めるガバナンス改革に関して、英国の学者から英国型ガバナンスを至高とすることへの疑問の指摘がされている。即ち、我が国ガバナンス制度の改正過程は、有利な変化とともに好ましくない側面を伴う危険性がある。英国の例などをみるとリスクな要素が明確になる。英国の真の姿についてプラス点、マイナス点をみるのが重要となる。従来の我が国のガバナンス改革の良さまで失いかねないリスクが存在する。英国のガバナンス改革の問題点に関して指摘し、我が国が単純に理想として取り込むことに警鐘を鳴らしている（John Buchanan ケンブリッジ大学ビジネスリサーチセンター・リサーチアソシエイト）⁽⁵⁾。

2. 米国の1970年代以降の経済の停滞時期では統制できない経営陣に対し不安が拡大したこと、投資利益が義務付けられた機関投資家（受託者責任 Fiduciary Duty）および経済学者の Agency Theory（代理人理論）の登場から、①株主は会社の所有者であること、②会社はものではなく権益が集中する場所であること、③所有者（株主）と代理人（経営者）の基本的対立構造等に依拠したガバナンスの正統性が生まれ、米国・英国の経営観念として定着する。英国の1990年代のガバナンス改革もこの前提に基づき、企業・会計不正がガバナンス改革の発端となっている。我が国ガバナンス改革も企業不祥事が発端の1つではあるが、相対的には不祥事の程度は少なく、英国のガバナンス改革を模倣することにそもそもズレがある。英国では不正防止に主眼があるところ、我が国ではリスクテイク指向になっており、局面のズレにせよ根本の発想において大きな相違があることは否めない。

3. 2000年代においてはガバナンスの衝突・摩擦、ならびにアクティビスト・ファンド（活動的機関投資家）の登場がみられる。アクティビスト・ファンドからみた日本の魅力としては、①蓄積された資金：配当増加が可能であること、②自己資本比率が高い：借金増加が可能、レバレッジをかけられること、③株主議決権を認める定款・法制度（比較法的にも株主に甘い）：アクティビストが活動するための基礎は十分にあること等が掲げられる。

アクティビストは短期的利回りを指向し、投資先企業の経営陣に対しては攻撃的態度を取ること

が多く、これに対する反発も強かったが、現在の我が国の一連のガバナンス改正の動きとの類似性も窺え、①遊休資金の活用：ROE向上に繋がる（バランスシート改革、ROAと異なり株主の目線に立つ）、②株主の尊重：透明性、意見交換（対話、エンゲージメント）、配当増加へ繋がる、③内部主導の経営に反発：社外取締役による監督強化に繋がる。

四. 英国ガバナンス改革の功罪

1. 英国ガバナンス改革プラス面

英国におけるガバナンス改革を考える上で、まずはプラス面からみていきたい。投資家、年金ファンドの便宜を図る制度として英国では一連のガバナンス改革が以下の点で機能してきたことが指摘される。⁽⁶⁾①株主重視：配当性向が高いこと、②透明性：株主に正直に公表、不祥事が少ないこと、③外部監督：内部関係者による勝手な経営はできないこと、④財務面への関心：ROEなどを重視する。その上で、Comply or Explainの柔軟性、Agency Theoryに適した制度であったとする。我が国のガバナンス改革に比して、基盤としての同質性が米国よりは相似しているといえようか（私見）。

2. 英国ガバナンス改革の功罪—マイナス面—

他方では、英国ガバナンス改革のマイナス面も指摘されている。①投資業界が短期主義の疑い：短期主義（Short-termism）の議論が改めて行われつつある。②経営者報酬が高騰する疑問：超過収益の行方の議論でもある。③海外・非居住者による買収（M&A）に関して懸念：ガバナンス改革が国内成長自体に繋がることに対する疑問が呈される。④社外取締役の効果について疑い：我が国における期待とは異なる目線となる。⑤企業の投資率が低い：ガバナンス改革は決して経済成長には繋がらないことが不安視される。⁽⁷⁾⑥経営者報酬と株主還元を至上とし、将来を見落とす懸念がある。⁽⁸⁾⑦Comply or Explainの停滞：英国の実状として述べられる。

先ず①については、ケイレポート（Kay Review 2012）⁽⁹⁾において、英国の株式市場で短期主義的考え方が問題になったと判断され、原因は株式投資過程における信頼の低下および動機的な矛盾とされている。②、③、④の3点に関して戦略的に重要な分野を買収から守る姿勢、社外取締役の独立性を高める姿勢、EU投票で現れた社会的不満に対する反応なども踏まえて、英国首相メイは「不徳の経営者と過剰な取締役報酬」に対策をとることを発表した。⁽¹⁰⁾攻めのガバナンスとは真逆の発想であり、時点軸の相違、不正防止とリスクテイク促進の方向性のズレは日英間にあるが、それを割り引いても認識のギャップはなお大きい（私見）。

⑦に関しては、ロンドン証券取引所（LSE）の株価指数FTSE100についてCGCのComply or Explainにかかる遵守率をみると、コンプライ 57%、十分なエクスプレイン 69%となっている。規制当局はエクスプレインが明確でないと懸念し、学界ではエクスプレインの説明不足と株主が実は無関心であることを指摘している。(a)コードの柔軟性がなくなり、規則として扱われている。(b)投資家がエクスプレインの内容に無関心である。(c)経営者のひな型説明（boiler plate）が増えている。⁽¹¹⁾一律的な対処ではなく、経営企画部などが主導してコードのComply or Explainを進めることが望まれる。(a)についてはソフトロー発展のジレンマともいえようが、エンフォースメント強化とは裏腹の関係にあり、上場規則違反に対しては上場廃止もなされ得る（私見）。

五．英国型ガバナンスに関する我が国における課題克服

1．英国型ガバナンスに対する課題克服と筆頭独立社外取締役の役割

我が国における英国型のデメリット顕在化を防止する手当てとしては、企業価値向上に向けた執行部門との有機的関係の強化が鍵になろう。この面では、英国CGCの規定等に参考としうるものがある。肝心の英国が不十分な改革と評されるが、過剰なリスクテイクなど、むしろ問題の所在が逆であり、リスクテイクを図り執行部門の在り方が問われる我が国においては、十分に参照しうると思料される。課題克服に向け、筆頭独立社外取締役と会社秘書役の機能の確認を図っておきたい。英国CGCにおける独立社外取締役の諸機能について我が国では直ちに符合するものではないが、以下の点が注視される（私見）。

筆頭独立社外取締役（senior (lead) independent director SID）が単に議長、株主、NEDと交渉するのみならず、議長の業績評価を議長不在の下で行うこと、これによって取締役会評価の実効性向上が図られる。取締役会議長の役割等について主要株主とのエンゲージメント、インベスターリレーション面の機能にまで及んでいる。我が国の場合は筆頭社外取締役の規定もコードに設けられたが、内実の議論の前提を充足し得るだけの人数を確保している企業数は決して多くない。英国では指名委員会や独立社外取締役などにかかる内容の規定化・開示、契約書式化の充実も窺える。従業員を含めて我が国雇用体系が契約型雇用ではなく関係型雇用に留まる前提では、直ちには浸透し難い面もあろうか。また英国公開企業において、情報・サポート面で会社法上の役職である会社秘書役（company secretary）⁽¹²⁾の機能が重視され、ガバナンス問題に関して取締役会議長を通じて取締役会に助言を行う責務を負うべきとされる。リスク管理と内部統制ならびに戦略目標（strategic objectives）にかかる取締役会の役割・責任の明確化、監査委員会と内部監査の有効性に関するモニタリングの明記等も参照される。

我が国で取締役会機能が意思決定重視の場合、独立社外取締役でなく社内事情に熟知した社内・非業務執行取締役が取締役会議長となる利点が指摘される⁽¹³⁾。独立社外取締役に関する常時の情報提供体制について社内負担は軽減される面があろうが、筆頭独立社外取締役および独立社外取締役のみによる会議開催、取締役会議長に対する独立社外取締役の業績評価の態勢整備が重要視され、会社秘書役の意味合いが増加しよう。

2．会社秘書役の機能

会社秘書役（Company Secretary）は英国会社法（The Company Act 2006）および英国CGCに定められた役職であるが、2006年英国会社法第12編270-280条において規定されている⁽¹⁴⁾。会社役員（Officer）の一種で職務は判例法上、会社の管理業務（a company's administrative affairs）⁽¹⁵⁾に関するもので、会社の登記書類の正確性について責任を負い、事務的職務（clerical work）⁽¹⁶⁾について代理権を有する。取締役会の指示に従い、招集通知を発送し、取締役会および株主総会の議題を準備し、議事録作成に携わる。公開会社については設置が強制され（271条）、会社秘書役を欠く場合には国務大臣が選任を命じることができる（272条）。私会社では設置は改正により任意化されている。

具体的業務は、①取締役会・委員会の意思決定、企画運営サポート（アドバイザー）、取締役会・委員会の議事録管理（アドミニストレーター）、②資本政策・株式取引関連（新株発行、配当支払等）、③コーポレート・ガバナンス問題に関する社外専門家（会計監査人、弁護士、金融機関、

税理士等)との情報交換、④取締役(社外取締役)、執行役との情報交換、⑤株主との対話(Shareholder Engagement)の窓口等が挙げられる。我が国の場合、会社秘書役に相当する機能は経営会議(アドバイザー機能)、法務・経営企画部(アドミニストレーター機能)、財務部(資本政策など)、法務・総務部・IR部(ガバナンス問題、対話など)が担っているが、一元的対応部署の創設も想定される。会社法規定でなく、任意の役員待遇の職制としてCGCで定めることが考えられよう。業務執行部門と非業務執行部門の双方の情報提供などで実効性を発揮でき、対話・エンゲージメントを担い、統合的戦略を踏まえた情報提供の主体となることが期待される。⁽¹⁷⁾我が国の改訂CGCにおいて重要な要素となっている資本コスト、任意委員会の設置強制などにおいて役割を果たすことも期待できよう。

六. 我が国のガバナンスの分岐点、リスクマネジメントの結合

1. 我が国のガバナンス分岐点の逡巡

我が国のガバナンス改革に関しては、①コーポレート・ガバナンスが果たして経済低迷の解決方法になるか、活気が取り戻せるかが疑問であること、②正反対の2つの制度が衝突している感があること、③政治的な側面・要因が過去類をみないレベルにまで最高圧力がかかっていること、④英国の要素が登場し、ソフトロー、ステークホルダー、長期的企業価値向上を謳い文句としているが、英国の実状は必ずしも芳しいものではないこと、⑤ガバナンス改革は手段に過ぎないか、あるいは目的そのものと化していないかが問われ、その分岐点に近づきつつある。選択としては均整がとれたガバナンス、外部者の知見を認める会社中心主義、財務的な指数および将来性両方を重視すること、社会のための株主還元を重視することが指摘されている。⁽¹⁸⁾

2. 欧米のガバナンス改革とショートターミズム、表層的な米国型ERMでは機能しない

我が国の一連の改革は市場サイドの自浄作用、自然発生的なものではなく政府主導にかかる面もあり、舵取り如何では副作用を生じかねないリスクがあるといえようか(以下、私見)。英国ガバナンス改革の嚆矢とされるキャドバリー報告書(1992年)にしても、会計不正の問題の対応という社会ニーズが存在する。民間人をトップに据えた委員会が策定した報告書で、政府主導といっても内実が異なるろう。

短期主義の弊害にしても、欧米ではリーマン危機時に問題視されたが、我が国ではリーマン危機による金融機関自体の破綻例は殆ど無く、中長期的企業価値を指向する経営を寧ろ継続してきたといえる。今になって米国型モニタリングモデルを指向し、所有と経営、監督と執行の分離徹底を図り、社外取締役の必置を目指すなど株主指向が強まり、海外機関投資家や個人株主といった短期主義指向の株主の増加も相俟って、短期主義の弊害あるいは敵対的買収の脅威、コングロマリット・ディスカウントの現実化などに直面することになったといえる。短期主義の抑制を主眼とする欧米のガバナンス改革の背景事情とは、ズレが存在することになる。

英国型導入を現時点で我が国が進めることについての根本的ズレもある。2006年英国会社法で取締役における企業の成功促進義務が入っているが、他国に比して相対的に少ないとはいえ不正防止が念頭にあることもまた真実であろう。我が国では適切なリスクテイクを図るべく変革を迫り、英国法制度を逐次追従することにもまた一抹の疑念を禁じ得ない。

報酬インセンティブを高める手法として企業へのモラル、忠実性の高さが前提条件となろうが、

日本型経営モデルの良さでもある。過剰な報酬支給がなくとも、入社以来の一貫した転職等の少ない昇進制度の存在が忠誠心のインセンティブとして機能してきた。今後はこれを失いかねないリスクがある。英国型指向のガバナンス改革で悪いところのみ選択することにならないか、形式的受容により本来の意義を失いかねない懸念が出されている。

①企業の成長に関しては、(a)大企業では大株主は信託口主体であり、投資先企業は信託口の影響は受けていない。SSCに署名した機関投資家は必ずしも積極的に投資先企業に働きかけない嫌いもある。顧客に対する受託者責任を果たすための株主利益確保に関心があり、投資先企業の中長期的成長には関心がないことも多い⁽¹⁹⁾。ROEが高くなれば利益確定で売却することも想定される。

②不祥事に関して、社外取締役は我が国において抑止力が有効でなかった事例が多い。

真のガバナンス改革の鍵は、リスクマネジメントとの一体的改善、個人の意識高揚をはかる行動規範 (Code of conduct)、英国の会社取締役資格剥奪法 (the Companies Director Disqualification Act 1986)⁽²⁰⁾ 等の導入・構築に向き合う必要がある。米国型ERM (Enterprise Risk Management) が推奨されてきたが、元来は英国発祥の内容である。米国のCOSO報告における統制環境 (control environment) の要素内において上手く制御できるかが、コード主体の改革では重要と考える。

3. リスク・リターンにおけるコード原則設定の目的、リスクガバナンス構築

英国やEU各国、我が国のガバナンス改革の視点やレベルにズレがあり、リスク・リターンにおけるコード原則設定の目的が異なるステージにあることが示される⁽²¹⁾。我が国ではリスクテイクは相対的に低位であるが、リターン (資本生産性・ROEの過去10年間平均) は5%程度に留まり、低リスク・高リターン型への転換が望まれる。他方ドイツ、英国、スウェーデンではリスクテイクのレベルが高く、リターンも高位にある⁽²²⁾。

欧米ではガバナンス改革の主目的はコンプライアンス保全にあり、過剰なリスクテイクを適切レベルに引き下げる方向にある。我が国がリスクテイクを一時的に引き上げる故に欧米のガバナンスモデルを借用する点もやや釈然としない。現状のガバナンス改革により日本経済に活気が戻るか、過剰な報酬や配当など株主還元の増加といったマイナス面が発現し、経営陣の忠実さやモラルの高さが失われないかが懸念される。

CGCについても2018年改訂後は更に詳細に項目数も増え、チェックリスト方式に陥る危険性もある。これ以上詳細に書き込めばプリンシプルベース、ソフトローの良さを失いかねない。改訂CGCでは任意の諮問委員会型導入が事実上強制されるが、米国型の指名委員会等設置会社方式を選択せず、監査役会設置会社のままで代表取締役 (CEO) の最終的な決定権限を留保しつつ、中途半端なガバナンスモデルにより海外機関投資家による批判を回避していると映るリスクもある。

コードの柔軟性がなくなること、機関投資家のショートターミズムが依然として強い場合には配当増加や株価上昇に興味を有し、経営陣が行うエクस्पラインの内容や企業価値向上・成長には実際に関心を持たないこと、行き過ぎたインセンティブ報酬と経営者モラルの低下、活動的なアクティビストの議決権行使とエンゲージメント・対話の実際的手法など懸念材料は少なくない。リスクテイクの増加により環境や地域社会、従業員など多様なステークホルダーを含めた拡大型・統合的リスクマネジメント (ERM) の提示が求められ、最終的には取締役会によるガバナンスとリスクマネジメントの結合 (リスクガバナンス) が不可避となると考える。

4. ガバナンス改革と新たなインベスターリレーション

ガバナンスモデルは各国、業界特性、法制度や環境、企業の発展段階により異なり、他国のモデルの移植で足りることにはならない。時間の進展、金融危機など事象の勃発に応じるにしても解決策の強弱、成否は分かれよう。金融緩和など副次的要因もあり、企業の業績回復がガバナンス改革を逆に後押ししている面もあろう。

ガバナンスの議論は経営者サイドの改善に焦点があったが、ダブルコードによって改革を進める新しい段階に来ている。インベスターリレーションの議論について企業戦略としておける投資家との関係作りを主な内容としてきた感もあるが、今後は機関投資課と経営者の双方からの中長期的企業価値向上と持続的成長に向けた改革のアプローチに視点が移っていく。Kay Review を皮切りに短期主義、機関権限分配論、FinTech や AI なども含めた評価と対処など、新たな観点の課題がガバナンス分野で生まれつつある。統制環境の要素の中に企業文化 (corporate culture)、行動規範の具現化を織り込んだ内容が求められる。

5. ガバナンスの収斂と多様化・独自化の同時進行

ソフトローであるべきコードのハードー化が進み、判例法による形成 (ケースロー) が最終的な成否を分けることとなりかねない。同じくコモンローである英国、米国において、プリンシプル・ベース、ルールベースと各々分化していった法制度面の相違が徐々に近接する内容になる可能性がある。米国型、ドイツ型など相違するガバナンスについて、同質化が議論され、CSR や ESG 投資・統合報告など株主権型からステークホルダー類型に向けた共通の動きが進むと考えられる。共同決定法制度下のドイツにおける米国モデルへの接近、コードのない米国における裁判例を通じた法の拡張と柔軟性、忠実義務など規範化概念の進展によるプリンシプル・ベースの取り込み、英国の改訂 CGC におけるドイツ共同決定制度ならびに 2017 年改正 EU 株主権利指令 (Shareholder Rights Directive SRD II) への同調など世界的にガバナンスの収斂の動きがみられる。ガバナンス改革、コードのあり方として内容・実質面では収斂しつつ、企業毎に金融資本市場のニーズに沿いリスクマネジメントを含め柔軟な選択をし得る分散的な細目的要素も包含した多様性も備えるものとなる。ダブルコードを持たない米国のモニタリングモデルを至高としつつ、英国モデルの CGC と SWC を導入することの整合性など、議論の進展が期待される。

七. Kay Review とショートターミズム—英国型の克服の鍵—

1. Kay Review の提言とショートターミズム

英国において機関投資家の果たす役割を重視した 1992 年キャドバリー報告書⁽²³⁾、1998 年ハンベル報告書⁽²⁴⁾、2001 年マイナズ報告書⁽²⁵⁾、2009 年ウォーカー報告書⁽²⁶⁾を踏まえ、2012 年 7 月 Kay Review (最終報告書) が公表され、EU の議論にも影響を与えている。英国企業の長期的パフォーマンスを向上させるため資本市場、投資家の役割について分析・提言等を行っている。ショートターミズムが問題とされ、企業と投資家の対話の基礎となるべき情報開示、財務報告について米国、EU におけるディスクロージャー・フレームワークの検討など開示内容・方法を合理化する議論が進められる⁽²⁸⁾。狭義の財務情報のみならず、国際的枠組みづくりが進められる統合報告にみるように経営戦略、リスク情報等の非財務情報も含めた中長期的な価値創造を伝える報告も検討されている。

2. Kay Review の提言と長期的企業価値の重視

(1) Kay Review の概要 Kay Review では、英国株式市場によるが企業の長期的成長、最終受益者である国民の利益への貢献が検証され、機関投資家など投資関係者における短期主義、利益相反等の問題が指摘され、機関投資家フォーラム創設、四半期報告廃止やスチュワードシップ・コードの強化などが提案された。⁽²⁹⁾ Kay Review も反映して2012年9月SSCの最初の改訂がされた。

Kay Review の概要は第1章から第5章が株式市場の問題点の分析、第6章から第13章が改善策の提案・勧告となり、17の勧告、10の原則、アセット・マネージャーの最善慣行規範、アセット・ホルダーの最善慣行規範、企業の取締役の最善慣行規範が示される。⁽³⁰⁾

Kay Review (17の勧告) では、投資情報開示に関して以下の3の勧告がされている。①期中経営報告 (Interim Management Statement) 義務の撤廃 (勧告11)、②高品質で簡潔な叙事的報告 (narrative reporting) の推奨 (勧告12)、③短期的業績予想開示の中止 (勧告6) である。

金融システムが1970年代以降のグローバル化、規制緩和、再規制の流れにおいて変容し、信頼関係 (trust relationships) を重視した関係が短期取引至上主義 (primacy to trading) に置換し、金融仲介業者、市場利用者である企業と最終投資家の行動に影響を与えている。結果として英国企業は新規投資の資金調達として株式市場を利用することが少なくなり、最終投資家、アセット・ホルダーは株式投資の比重を低下させ債券投資の比重を増加させている。英国株式市場の有効性は上場企業の長期パフォーマンスに与える影響により評価され、インベストメント・チェーンの再構築、カルチャー変革が重要とする。

(2) Kay Review の特徴 Kay Review は1992年キャドバリー報告書以降の英国におけるコーポレート・ガバナンスに関する報告書の1つであり、他の報告書との共通点を有する一方、独自の視点も示している。共通点として、①機関投資家に対して一定の規律・義務を求め、ソフトローにより最善慣行規範およびプリンシプルベース、comply or explainを採用し、自主性を尊重しつつ市場規律に委ねる方策を採っていること、②ショートターミズムを問題視し、最終投資家のために長期的視野の運用が必要であり機関投資家によるエンゲージメント、スチュワードシップの考え方を採用している。

他方で相違点として、①最終投資家の利得のみならず投資先企業の繁栄に焦点を当て、②機関投資家をアセット・ホルダー (資産保有者) およびアセット・マネージャー (資産運用者) に区分してアセット・マネージャーの役割・義務を注視する。③機関投資家を含むインベストメント・チェーンと最終投資家・投資先企業の総合的關係、集团的エンゲージメントとインベストメント・チェーンのカルチャーの変革を重視する。④EUと英国の規制当局は投資に関する裁量権を有し、投資決定に助言を行うインベストメント・チェーンの全関係者に対してフィデューシャリー・スタンダード (fiduciary standards) を適用すべきであること等が掲げられる。⁽³¹⁾

(3) Kay Review と英国会社法改正による戦略報告、EU透明性指令改正 英国政府は企業が短期的な業績予想と開示を止めるように努めるべきとのKay Review ケイ報告書の勧告を支持している。⁽³²⁾ 2006年会社法改正により (The Companies Act 2006 (Strategic Reporting and Directors' Report) Regulations 2013)、叙事的報告に関して英国政府は2013年8月企業の発行する年次報に戦略報告 (Strategic Report) を含めることを定めている (2013年10月施行)。戦略報告は経営報告 (Business Review) に代替され、株主に対し取締役が企業戦略、ビジネスモデル等を簡潔かつ

明瞭に説明することを求める。英国 FRC は戦略報告に関する具体的な手引きを原則主義の形式で作成している。

3. Kay Review と我が国資本市場への課題—効率的市場仮説への疑問— メイ政権による 2016 年 Green Paper、FRC による 2018 年 7 月 CGC 改訂、新たな改訂案に向けた SSC にかかる 2019 年 1 月協議文書などの作業が直近においても進められるが、Kay Review に関しては英国株式市場が短期主義により信頼の浸蝕、インセンティブの不整合を起こしているとの観点に立ち、長期的・基礎的な営業能力を高めることよりも事業や財務のリストラクチャリング、買収・合併など短期的・表面的な収益水準を向上させる方策に経営者が焦点を当てる傾向があること、公開株式市場も M&A に対して反応を示すことが挙げられている⁽³³⁾。英国株式市場は新規投資の資金調達役割を果たさなくなり、企業内金融で行われるため、ガバナンス改善が一層求められている。株式保有構造は機関投資家として保険会社、年金基金の保有が減少して分散化し、グローバル化進展により外国人保有が増加した結果、株式所有者による関与、コントロール機能を弱めている。

Kay Review は効率的市場仮説 (efficient-market hypothesis EMH) に疑問を向け、情報開示への過度の依存、役に立たない大量のデータ供給、ひいては投資家の短期的判断などに繋がったと批判している。英国市場における資産運用の現状について短期的売買の流動性供給の意義を認めつつ、基本的価値に対する投資よりも過剰になっているとの問題意識が出される。我が国としても大企業の新規投資の資金調達が自己金融により可能となり⁽³⁴⁾、企業部門が資金余剰主体となっている状況下で、資本市場は投資資金調達を通じた資金配分機能を果たせず、ガバナンスなど他の方策によって企業に経済構造変化への対応を促すことが必要となる。日本の資本市場にとって重要な課題となろう。

八. ショートターミズムと企業評価—メインバンクと関係型雇用、市場型金融・外部取締役、支配権とコントロール・プレミアムおよびマイノリティ・ディスカウント—

1. メインバンク、関係型雇用と市場型金融・外部取締役—

ダブルコードを持たず、アクティビズムが旺盛で機関権限分配論の徹底した米国において、ショートターミズムの議論はライツプラン型敵対的買収防衛策の攻防に収斂・顕現化し、中長期的時間軸とショートターミズムの利害調整が議論となってきた。取締役会の裁量として株主構成を変更することは権限を越えると考え、裁判所としては企業経営における中長期的時間軸を尊重し、防衛策に関してユノカル基準を基礎に謙抑的な態度が窺える。我が国のニッポン放送事件 (2005 年) はシャドーピルの事案とも考えられる⁽³⁵⁾。なお、ショートターミズムに関して肯定的な見解も存在する⁽³⁶⁾。

関連した問題意識として、我が国のガバナンス機能自体はメインバンク機能低下などむしろ総合的には低下しているとも考えられる。従来の我が国のガバナンスは機能していたこと、アベノミクスは労働者の雇用の側面は従前通りとしつつ関係型雇用と市場型金融・外部取締役の組合せをを目指すものと考えられるが、果たして有効なのかが疑問となることが提示されている (星岳雄スタンフォード大学教授)⁽³⁷⁾。

2. 支配権とコントロール・プレミアムおよびマイノリティ・ディスカウント

スチュワードシップ・コードを持たない米国において、中長期的視点を持つ株主によるエンゲージ

ジメントの強化に関するアンバンドリング（株主権の分解）の指摘として、上場企業側が株主を特定し、直接対話を行う権利を付与することが提示されている。米国では司法審査の法的インフラの前提として、経営陣（Management）が中長期の事業プランを策定し、独立性のある取締役会（Board）が担保すること、最終的に株主総会が委任状勧誘（proxy fight）等を経て判断することが掲げられる。⁽³⁸⁾ 他方英国、EUではダブルコードの存在が機関投資家側を規制し、経営の非効率性の温存を許さない点で機能する。EUでも機関投資家、外国投資家の増加を背景に改正SRD IIが発せられ、⁽³⁹⁾ ショートターミズムの論議を通して各ガバナンス、株主のあり方の近接が窺えることになる。

近時のショートターミズムにかかる米国の判例を通観して、支配権とコントロール・プレミアム（Control Premium）ならびに企業評価に関し、ユノカル基準を根底に置く判例の考え方からすれば、将来取得する支配権について現状存在するコントロール・プレミアムはさほど高く評価しないという方向に繋がると思料される。逆にマイノリティ・ディスカウント（Minority Discount）については、それほど現状ではディスカウントしないこととなる（私見）。⁽⁴⁰⁾

九. 我が国ガバナンス改革に対する課題と展望—コーポレート・ガバナンスと法の役割、仲介者の不在な分散型ガバナンス—

コーポレート・ガバナンス（CG）と法の役割の視点から、米国研究者等が見た我が国のコーポレート・ガバナンスの現状と方向性について、⁽⁴¹⁾ その要点と私見によるコメントを記しておきたい。

1. Curtis Milhaupt (Parker Professor of Comparative Corporate Law and Fuyo Professor of Japanese Law at Columbia University) : Evaluating Abe's Third Arrow : How Significant are Japan's Recent Corporate Governance Reforms?

日本のガバナンス改革の問題点として、低収益率（ROE）、資本生産性の低さ（現金保有）、監視ミス・会計不正・リスク評価ミス（オリンパス、東芝、TEPCO 事件など）、グローバル市場・イノベーションにおけるリーダーシップ欠如が掲げられる。企業資本主義の問題の背景には、戦後のCG組織の崩壊、世界的な金融資本主義のインパクト、人口動態、デフレ経済の継続、中国の伸張がある。ダブルコードを改革手法とし、従来の手詰まり、one-size-fits-all アプローチからの脱却を図るが、内容が複雑すぎ、現状維持のバイアスがかかること、コンプライアンス面が十分といえないことという危惧がある。ソフトローが果たして21世紀の行政上のガイダンスとなるかが課題である。

日本の取締役会改革の中心は取締役会構成、モニタリング指向にある。目標とする米国のモニタリング・ボードに関しては測定可能性、PE（private equity）ファンドのモニタリングモデルの魅力、経営効率性への一層のフォーカス（アクティビストと現職の経営陣の仲介者としての社外取締役の機能）、不十分な情報あるいは十分な情報を提供された取締役等の論点が出される。課題として米国の単層型モニタリング・ボードと同じ機能を目指すのか、Board（取締役会）構成を微調整することがアベノミクスの目標達成に役立つのかがある。監査役会設置会社と指名委員会等設置会社を対比すると、指名委員会等設置会社の採用数の少なさ（69社、2010年上場企業対象）、資本市場の無関心さが窺われる。⁽⁴²⁾ 企業の特徴と役員報酬制度にかかるボードの構造が相互に関連づけを持っている。⁽⁴³⁾ 即ち、指名委員会等設置会社では監査役設置会社に比して海外売上高が高く（45%、

35%)、国内企業や銀行の株式保有比率が低い(27.8%、35.0%)、海外投資家比率が高く(40.0%、24.8%)、取締役会における社外者比率が高い(63.6%、5.7%)、平均トービンQ(市場における株式総額を資本の再取得価格で割る指標)が低く(0.9%、1.15%)、資本市場からの平均資本調達額の大きいこと(15億円、13億円)が示されている。代表取締役社長・代表執行役を対比すると平均年齢が若く(58.8歳、63.6歳)、平均在職期間が短い(10.9年、21.2年)、平均報酬総額が高いこと(1.73億円、1.65億円)が窺える。報酬について給与部分が少なく(52%、62%)、ボーナス部分(31%、13%)とストックオプションが大きいこと(9%、6%)、退職金慰労金が低位なこと(2%、7%)が示される。外国人社長は報酬総額が高く(2.30億円、1.61億円)、ストックオプション比率の高いこと(9.4%、6.0%)も分かる。

監査等委員会設置会社は既に多くの上場企業が採用し(689社、2017年1月時点)、監査役設置会社から移行する場合、社外者を増加させなくて済むことがモチベーションとなっている。明るい視点として取締役会における会話が増加したこと、株主アクティビズムはもはや忌避されていないこと(法的なフレームワークは米国に比して強固で(robust)、株主アクティビズムにとり助けになる)、株式持合い(cross shareholding)は引き続き減少し、レピュテーション効果もあることが挙げられる。

他方で政策面の分析が求められる議論として取締役の機能と限界(イノベーションと収益性)、独立取締役により構成される委員会の不十分さ(約500社が任意の委員会を設置するが完全な独立取締役はほとんど不在)、経営のインセンティブ(managerial incentives)、CEOのスタイルと資質、機関投資家によるエンゲージメントの形式、大企業と中小企業におけるガバナンスと業績の相違(large firm versus SME governance and performance)が挙げられている。

コーポレート・ガバナンスを超えた先を見通すと(beyond corporate governance)、①ガバナンスは、各国のバラエティに富む資本主義のあり方を決定するというよりそれを逆に反映したものとなる。②日本は21世紀に適応可能などのタイプの企業資本主義が求められているのか(what form of corporate capitalism it need)、という問題に直面している(confront larger questions)。経営管理能力のグローバル化(globalization of managerial talent)、労働慣行の改革(reform of labor practices)、インセンティブ契約と構造(incentive contract and structures)、社会的価値(social values)が日本のガバナンスの在り方を決定する要因となる。

日本の内部昇格の慣行、労働者の低流動性が変化しないとガバナンス改革は進まない。米国モニタリングモデルが正しい方向ともいえない。日本企業は3選択制からモデルを決定しなければならないが、潜在的なコストを考えたとき、現状では労働あるいは資本市場からの圧力が弱く最適な選択行動を採らない可能性もある。但し、任意型による委員会導入モデルは機能しない、と結論付け、改訂CGCによる任意・諮問型の指名・報酬委員会設置強制について懐疑的な姿勢を示している。

上記の考え方の特徴を要約すれば、ガバナンス形態はあくまでも当該国の資本主義の内容を反映するもので、今後の日本の資本主義、あるいは労働市場など社会のあり方をいかに変革するかが重要となることを述べ、雇用の側面(契約型労働か否か)、社会的責任(ESG投資など)の基盤面をガバナンスの基礎とする考え方であろうか。監査等委員会設置会社の選択付加を念頭に置いており、やや論点のズレも感じられる嫌いがなしとしないが、英国研究者の問題意識とは重なる面が多

い（私見）。

2. Erik Vermeulen (Professor of Business & Financial Law at Tilburg Law School and Vice President of Philips Corp.) : How to Organize Now For Success Tomorrow

短期的な財務業績でなく、株主価値最大化とイノベーションに向けた戦略がコーポレート・ガバナンスの目的である。勝ち組の企業は新しいイノベーションを利用して消費者と対話を行い、垂直的・中央集権的な旧体制でなく、仲介者の不在なテクノロジーに基づくコーポレート・ガバナンス (unmediated & technology-based corporate governance) によりフラットでオープンな組織を有し、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを図ることが可能となる。

信頼性・透明性 (Trust/Transparency)、真摯さ (Honesty)、フィードバック (Real time Feedback)、ビジョンとリーダーシップ (Vision & Leadership)、正直でオープンな組織作り (Heart & Soul) がソーシャルメディアにおいても重要になる。市場を把握し、企業の関連性を保持するべく、仲介者の不在な取締役会では監督者 (supervisor)、アドバイザー (advisor) のみならず、フィードバック・多様性の提供者 (feedback provider) が求められる。次のステージとして取締役会の AI 活用が考えられる。ガバナンスが究極に目指すところは、仲介者排除にあり、マネジャーを介さずに投資家のみが存在する (blockchain-based smart contracts) 自律分散型組織・繋がりである。提案を受けて投票を行い、仲介者なしでプロジェクトに寄付ができる組織を想定する (the DAO decentralized autonomous organization)。医薬品業界でも医薬ベンチャー (R&D) の役割が大きく、FinTech 同様にイノベーション機能を担う分散型ガバナンスモデルとなる。今後の企業価値向上の鍵は再イノベーションのためのサイクル構築にある。長期・短期の視点の区分けについて、スタートアップ企業が短期指向になることは当然であり、十分ではない。持続可能性を追求することで足りる。

上記の考え方の特徴を要約すれば、FinTech、Blockchain、AI など仲介者の不在なテクノロジーに基づく分散型ガバナンスを進め、フラットでオープンな組織を企業文化・ビジョンとリーダーシップを持って構築することで真のイノベーションが図られるという考え方であろう。

3. Bruce Aronson (Professor of Law at Graduate School of International Corporate Strategy, Hitotsubashi University) : Reconsidering Japanese Corporate Governance

日本では戦後の新しいステレオタイプのモデルは出現していない。多くの日本企業は戦後のモデルに対応できず、ガバナンス機能は弱体化している。米国、英国の株主モデルでは株主価値最大化、モニタリング・ボードと独立取締役の機能を重視する。他方ステークホルダーモデルではステークホルダーの利益最大化、マネジメントボードの機能重視を図ることになる。そこでアングロ・アメリカンモデルに向かって収斂するのか、かかるモデルがそもそも存在するか。グローバル機関投資家はこうした収斂に向かうための影響力を十分に行使しているかが疑問となる。米国ではマネジメント・取締役会と株主間の利益相反が1990年代に敵対的買収の形で多く顕在化した。解決策として独立取締役の数と役割を増加させることが指向され、結果としてガバナンスモデルの進化が窺われ、ボードの役割もマネジメントへのアドバイザーから監督・監視者に変化した。

対して日本では経済バブル崩壊により、競争力強化と業績向上を必要とする。解決策としてマネジメントにファイナンシャル権限など決定権を賦与し、株主利益に注意を図るようになる。結果としてマネジメントの監視機能には重きを置かないこととなっている。そこで日本のガバナンスはハ

イブリットタイプ（例として旭硝子）に向かいつつある。会社法から市場重視の証券法へ、ハードローからソフトローの英国モデルへ、形から機能へ、アベノミクスもコンプライアンスから成長へという方向性が出ている。

日本のガバナンスの基本的問題として企業は従業員利益を株主よりも優先しているか、マネジメントのモニタリングは十分されているか、ボードのビジネスアドバイスとモニタリング機能は十分分離しているか、CEOはトップレベルの任命に対して過度の力を有していないか、業績低調にも関わらずなぜ変革に対して乗り気でないのか等がある。具体的には新しい独立取締役の実際の役割は何か、モニタリング機能か。監査等委員会設置会社（companies with supervisory committee）増加のインパクトはどうか。新しい日本型モデルの良きコーポレート・ガバナンスの慣行は拡散するか。近時のガバナンスの変化は業績（ROE）に影響があるか。株主対ステークホルダーの伝統的な分類、ユニークなローカルシステム（日本）対アングロ・アメリカンモデルの在り方は如何か。ハイブリットシステムにはドイツ型モデルも該当するか、企業規模や市場に応じて国内に複数モデルが存在するかが今後問われる。日本のモニタリング機能は不明確で監査役会の機能もはっきりしない。企業としては長期、短期の双方の視点が重要である。株主は株式保有が短期化し、キャッシュアウトを欲する。ソフトローのアプローチも行政指導に組み込まれ、複雑性がマイナス要因となる。

上記の考え方の特徴を要約すれば、アベノミクスの攻めのガバナンスに理解を示しつつ、日本のガバナンスはハイブリットタイプによる実質化を進めており、CEOの業績低迷に対する感応度の低さ、監査役会機能の不明瞭さを指摘している。更には日本版CGCが改訂を経て行政指導としてのエンフォースメントを強め、内容が複雑化していることに疑念を発するなど問題意識の共有化が窺われる。

十. まとめて変えて一攻めのガバナンスと英国会社法の一般的義務違反のエンフォースメント

1. 最後に、①戦略的意思決定について、その評価と積極的妥当性のミスにかかるエンフォースメントの制度整備が鍵となる。NED（非業務執行取締役）の活用では筆頭独立社外取締役、あるいは社外取締役のみで構成する会議によって取締役会議長の監視ならびに評価を行わせ、議長には事情に熟知した常勤社内取締役であるNEDを配することでコンプライアンスと共に戦略的意思決定機能の判断も有効にボードに委ねることが想定できる。更に会社秘書役（Company Secretary）においては社内事情に詳しいことから各業務部署、事業部長、業務執行役員、ED（業務執行取締役）との取りまとめを委嘱し、社外取締役を含む取締役会との関係、実効性向上を目指すことが鍵となろう。

② 2006年英国会社法172条の成功を促進する義務については、取締役報告書（directors' report）による開示を義務付ける形で事実上のエンフォースメントが図られているが、実際には当該義務違反を問う英国の民事裁判例はまだないとされる。会社法に根拠を持ちながら、義務懈怠に対するエンフォースメントが事実上なく、また成功促進の法律要件も規定されていない。コードに内容を規定するとしても民事、刑事罰について会社法あるいはコードにいかにかき入れ、かつ連動させるか。刑事罰をコードあるいは上場規則に盛り込む場合の問題点、更に我が国ではグループ・ガバナンスなど親子会社法制的プラクティスに関するガイダンス策定を進めている

が、コードと一体的な運用を進める場合のエンフォースメントについても煮詰める必要が出てくる。任務懈怠にしても、親子会社関係では子会社に損失が生じた場合の子会社取締役の子会社に対する責任追及は、子会社役員は親会社から派遣されその命令に事実上服し、半面ではグループ全体でみれば実際には利益が増加することも少なくなく、注意義務違反としての構成は容易ではない。寧ろ忠実義務違反として異質説の立場に立って、米国判例実務のように忠実義務の範囲を柔軟に構成して構成することも想定されよう（私見）。攻めのガバナンスに関し、取締役における積極的妥当性にかかるエンフォースメントの議論として重要性があると思料する。

2. 経済社会全体の大きな枠組みから考察を進め、英国の研究を参照しつつ独自の見解を述べ、いくつか指摘も提示した。英国における企業の投資比率の低下、Comply or Explain の実質的な劣化などが示されている。ガバナンス改革においては短期主義への対応として、投資家における中長期的目線への転換をコードや種類株式発行などにおいて図りつつも、ヘッジファンド・アクティビストに対する対応として経営者側もまた自己規律・改革を進めていくことが必要であろう。短期主義の克服へ向けて、ESG 投資と統合報告書関連の制度整備あるいは議決権のある譲渡制限付 AA 型株式導入などが検討される。

ガバナンスの世界的な収斂傾向が見られるが、模倣でなく各国毎に多様化せざるを得ない領域もあり、議論の深遠さあるいは困難さに漸くたどり着いてきた感もある。彼我には同じ社外取締役といっても背景、機能の相違があったところ、グローバル化、収斂の傾向の下、ガバナンス進展におけるズレが改めて浮き彫りとなって認識され、比較検討の議論が逆に漸く噛み合ってきた証左といえよう。法分野においてもガバナンス進展と企業業績の相関関係など実証分析の意味合いが語られてきたが、それで充足する問題とも思えない。日本型の良さ、米国型モニタリングモデルといった択一的選択でなく、丁寧なファクトファインディングと制度設計を継続して行うことが改めて認識される。プリンシプル・ベースのはずのソフトローについてルールベース化が進み、エンフォースメントが強化されることもその過程で必然性を伴うものとなろう。

3. 英国研究者によるガバナンス改革のジレンマと同様の問題意識の下で、複数の米国研究者も新しい日本型モデルとしてハイブリットタイプ、流動的な労働市場への変化、ショートターミズムの一方的な否定でなく長期と短期の双方の視点が重要であること、Fintech、AI などテクノロジーに基づく仲介者の不在なガバナンス進展を図り、フラットでオープンな組織を企業文化・ビジョンとリーダーシップを持って構築すること等を指摘している。今後は法制度のみならず、産業社会全体の在り方にかかる大きな指針策定を一層進めることが肝要になると思料される。

- (1) The Department for Business, Energy and Industrial Strategy, Corporate Governance Reform Green Paper (November 2016), pp1-57.
- (2) Financial Reporting Council, A UK Corporate Governance Code that is fit for the future, 16 July 2018, 1-15pp.
- (3) Financial Reporting Council, Consulting on a revised UK Stewardship Code, 30 January 2019. Proposed Revision to the UK Stewardship Code, pp1-27.
- (4) 日本リスクマネジメント学会第 40 回全国大会における筆者の研究報告（2016 年 10 月 15 日関西大学）を踏まえて考察内容を深めたものである。拙稿「我が国のコーポレート・ガバナンス改革の転換点とリス

クマネジメントならびに英国型ガバナンス改革の功罪」千葉商大論叢第54巻第2号（2017年3月31日）289-310頁。

- (5) John Buchanan, Research Associate, Centre for Business Research, University of Cambridge 「分岐点が迫っている日本のコーポレート・ガバナンス」日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク講演（2016年9月1日）参照。Buchanan, J. (with Chai, D. and Deakin, S.) (2014) ‘Agency theory in practice: a qualitative study of hedge fund activism in Japan’ (Corporate Governance: An International Review: January).
- Buchanan, J. (2013) ‘Corporate governance as a local remedy for an unstable system: a demonstration from Japan’ (Tokyo University, ISS Research Series No.55: December).
- (6) 前掲注（5）John Buchanan, Research Associate. ②、③の点は「評判」、④については「偏重し過ぎか」と述べる。
- (7) Source: Alan Hughes 2013. calculations based on OECD STI database.
- Short-termism, impatient capital and finance for manufacturing innovation in the UK. (Future of Manufacturing Project: Evidence Paper16, Foresight, Government Office for Science), Alan Hughes, December 2013.
- (8) Source: MM&K/Manifest, High Pay Centre.
- [http://highpaycentre.org/and MM&K/Manifest Pay and Performance Survey \(summary\).](http://highpaycentre.org/and MM&K/Manifest Pay and Performance Survey (summary).)
- London and Witham, Essex: MM&K Limited, Manifest information Services, Limited.
- (9) The Kay review of UK equity markets and long-term decision making: Kay Review, Final Report, July2012.
- (10) May to tackle ‘anything goes’ business culture: Prime Minister promises to introduce reforms over excessive boardroom pay. Financial Times, 25 July 2016.
- (11) ① Grant Thornton: Corporate Governance Review 2015, ② Developments in Corporate Governance, Baroness Hogg, Chairman, Financial Reporting Council, 2013, ③ The principle of “comply or explain” underpinning the UK corporate governance regulation: is there a need for a change?, George Hadjikyprianou, SSRN2015, ④ Whispering sweet nothings: The limitations of informal conformance in UK corporate governance, Marc Moore, Journal of Corporate Law Studies, 2009.
- (12) 株式会社アイ・アール ジャパン「Company Secretary（カンパニー・セクレタリー）概要」経済産業省 CGS 研究会資料（2016年10月20日）1-4頁参照。
- (13) 経済産業省 2018年9月28日改訂「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」17-21頁。
- (14) 「イギリス 2006 年会社法(3)」イギリス会社法研究会（代表者川島いづみ、中村信男、田中庸介）比較法学第42巻2号（2009年）378-384頁。
- (15) Panorama Developments (Guildford) Ltd v. Fidelis Furnishing Fabrics Ltd [1971] 2 QB 711 (CA).
- (16) John Birds et al, Boyle & Birds’ Company Law, 6th ed. (2007), at p.585.
- (17) 前掲注（13）・経済産業省改訂 CGS ガイドライン 25-26 頁。
- (18) 前掲注（5）John Buchanan, Research Associate.
- (19) 鈴木裕「企業ガバナンス改革の実は結ぶか～投資家と企業の共栄を目指して～」『大和総研調査季報』

2016年7月夏季号 (Vol.23) (2016年9月1日) 70-83頁。

- (20) 中村康江「英国における取締役の資格剥奪」(一)(二・完)立命館法学273号(2000年)416頁以下、277号(2001年)240頁以下。中村信男「イギリス2006年会社法における影の取締役規制の進展と日本法への示唆」比較法学第42巻1号(2008年)217頁(注12)。
- (21) 杉浦秀徳「資本生産性向上による成長戦略」第2論文「企業価値向上の観点からのコード(原則)の活用」～各国の取組みと日本への示唆」キヤノングローバル戦略研究所ワークショップ(2013年10月22日)。
- (22) 田島健「企業と投資家の建設的な対話 1)伊藤レポート「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」とは」野村インベスター・リレーションズ(2014年11月19日)。
- (23) Cadbury, A (1992), *The Financial Aspect of Corporate Governance*.
- (24) Hampel, R (1998), *Committee on Corporate Governance, Final Report*.
- (25) Myners, P. (2001), *Institutional Investment in the United Kingdom :A Review*.
- (26) Walker, D. (2009), *A Review of corporate governance in UK banks and other financial industry entities, Final recommendation*.
- (27) Kay, J (2012), *The Kay Review of UK Equity Market and Long-Term Decision Making, Final Report*,1-111pp,12-13pp,53-58pp.
 Kay, J (2011), ``The Kay Review of UK Equity Markets and Long-Term Decision Making, Professor Kay's Speech, Call for Evidence Launch, National Association of Pension Funds (NAPF), 15 September 2011``.
 Kay, J (2013), "Face Values: John Kay: Economics with a Kay", *Business Strategy Review*, Vol. 24, Issue1,77-79pp.
- (28) 淵田康之「短期主義問題と資本市場」野村資本市場クォーターリー2012年秋号52-87頁。
- (29) 神山哲也「機関投資家によるコーポレート・ガバナンス強化を志向する英国」野村資本市場クォーターリー2013年夏号108-115頁参照。
- (30) 北川哲雄・林順一「投資情報開示とインベストメント・チェーン～ケイ報告書の意義」商学研究第54巻第2・3号(2014年3月)27-50頁、47-48頁参照。
- (31) 前掲注(29)・北川哲雄・林順一38-39頁。
- (32) Department for Business, Innovation and Skills (2012), *The Government Response to the Kay Review*.
 House of Commons Business, Innovation and Skills Committee (2013), Ev84p.
- (33) 岡野進「英国株式市場についてのケイ・レビューの論点と日本の課題」DIR(2012年9月13日)。
<https://www.dir.co.jp/library/column/120913.html>.
- (34) 日本銀行・資金循環統計では、民間非金融法人企業の資金余剰は2012年第1四半期までの1年間で17兆5,551億円と高水準を維持し、保有現金・預金は214兆8,499億円(2012年第1四半期末)と増加、一方借入は340兆275億円と横ばい基調である。
- (35) 具体的な買付けの懸念が生じてからライツプラン(ポイズンピル)を導入する。
- (36) 米国の実証分析をみる限り、必ずしも機関投資家が経営者を近視眼的に見ているわけではない。日本企業が長期的視野を維持できた理由はメインバンクによる企業統治もあるが、経済の安定的成長が根源に

あったことは確かで、それが維持できなくなった以上、日本企業も短期主義と長期主義の狭間でもがいていくしかないであろう。鶴光太朗「企業の短期主義、再び注目」日本経済新聞「経済教室」(2016年1月18日)。

- (37) 26th NBER-TCER-CEPR Conference on Corporate Governance 2016年度東大・設研共同主催シンポジウム『日本企業のコーポレート・ガバナンス：産業の新陳代謝，サステナビリティ経営に向けた課題と展望』東京大学金融教育研究センター（CARF）・日本政策投資銀行設備投資研究所、全米経済研究所（NBER）・東京経済研究センター（TCER）・アメリカ経済政策研究センター（CEPR）の年次国際学術会議（TRIO conference）共催（2016年12月8日－9日）。星岳雄「日本のコーポレートガバナンス改革」、植田和男・星岳雄・花崎正晴・志賀俊之・大石英生「パネルディスカッション」参照。星岳雄の指摘は以下の通り。①日本経済を停滞状態から復活させるためにコーポレート・ガバナンス改革に焦点が当たっている。②しかし、そもそも日本型コーポレート・ガバナンスが問題だったわけではない。③日本のコーポレート・ガバナンスは米国のガバナンスとも、現在の改革が目指すものとも違ってしたが有効に働いていた。④問題は日本型ガバナンスの金融的側面が80年代頃から衰退してきたことにある。⑤特に業績が悪い企業を再編・再建する機能が1990年代、2000年代に低下した。⑥現在のガバナンス改革は金融的側面をアングロサクソン型に近づけることにより問題を解決しようとする。⑦改革の成果は上がっているようだが、ガバナンスの労働的側面が変わらない中で有効なガバナンス機能は回復されるだろうか。金融的側面（関係型金融・内部取締役、市場型金融・外部取締役）と雇用の側面（市場型、関係型）に4分類し、(a)市場型雇用と市場型金融・外部取締役（典型的米国企業）、(b)関係型雇用と関係型金融・内部取締役（従来の日本）の組合せに加えて、(c)市場型雇用と関係型金融・内部取締役、(d)関係型雇用と市場型金融・外部取締役の2タイプが新たに現出している。アベノミクスは(d)タイプを目指すものと考えられるが、果たして有効なのか、疑問を呈される。
- (38) 武井一浩・石崎泰哲「上場企業法制における企業の中期的利益とショートターミズムとの調整（上）（下）—最近の欧米の議論の諸相から—」商事法務2097号（2016年）21-33頁、2098号（2016年）36-46頁。
- (39) 2007年7月11日「上場会社における株主の特定の権利の行使に関するEU指令」（Directive 2007/36/EC）、2013年6月26日「特定種の事業の年次財務諸表、年次連結財務諸表および関連報告書に関するEU指令」（Directive 2013/34/EC）。
- (40) 各自案の非上場株式の有無、あるいは流動性プレミアムの存在などによっても変動するため、一概に言えないことは当然である。
- (41) 「コーポレート・ガバナンスの方向性：第一部国際シンポジウム グローバル化時代のコーポレート・ガバナンスと法の役割」一橋大学グローバル・ロー研究センター創設記念行事（2017年2月5日・6日）参照。他の報告者は、Dan Puchniak (Director of the National University of Singapore Center for Asian Studies), Zenichi Shishido (Professor of Law at Graduate School of International Corporate Strategy, Hitotsubashi University)。
- (42) 前掲注(40)・国際シンポジウム開催当時のデータである。
- (43) Curtis J. Milhaupt and Robert J. Jackson. “Corporate Governance and Executive Compensation: Evidence from Japan” Columbia Business Law Review (2014)。
- (44) 英国会社法第172条を含む第171-177条の取締役の一般的義務について、第178条第2項（一般的義務

違反による民事上の効果)により他の受託者義務同様にエンフォースメントし得るが、その権利を有するものには基本的に会社とされ、株主以外の利害関係者には強制手段がなく当該義務は訓示的なものとならざるを得ない。イギリス会社法制研究会(代表者川島いづみ)「イギリス2006年会社法(2)」『比較法学』第41巻第3号(2008年)189-233頁、206頁(中村信男・田中庸介)。取締役報告書について会社法規定に適合しない内容であるときは、そのことについて悪意ないし重過失により知らなかった取締役は罰金刑に処せられる(第419条取締役報告書の承認および署名)。上田谷恒久「イギリス新会社法におけるコーポレート・ガバナンス規律」武蔵野大学政治経済研究所年報(3)(2011年)41-83頁、「イギリス2006年会社法(7)」『比較法学』第43巻第3号(2010年)285-286頁(川島いづみ)。少額の罰金規定はあることについて林孝宗「イギリスにおける会社の非財務情報に関する開示と社会的責任」早稲田大学比較企業法研究会(2019年6月8日)報告における川島いづみ発言、親子会社法制に関して蘆曉斐「中国における親会社の支配力行使に伴う責任に関する一考察—日本法、アメリカ法との比較を通じて—」報告における尾崎安央発言参照。

[本稿は、財団法人民事紛争処理研究基金の研究助成金を利用した研究成果の一部である]

メディア・イベントと異議申し立て活動の報道

三谷 文栄*

1. はじめに

2013年12月、新語・流行語大賞のトップ10の一つに「ヘイトスピーチ」が選出された。新語・流行語大賞とは、1年の間に社会で広く用いられ、話題に上ったものを選ぶものである。こうした賞に選出されるほど、日本社会で「ヘイトスピーチ」という言葉が用いられたことを意味する。それは、「ヘイトスピーチ」が大々的に報道され、多くの人々がそこに関心を寄せたことを示している。すなわち、ここに「ヘイトスピーチ」が現代社会——メディア社会——において、いかなる争点とみなされているのか、そしてそれはどのような政治的機能を果たしているのかを検討する今日的意義がある。

本論は、メディア・イベント論の観点からヘイトスピーチ活動をめぐる報道の分析を行うものである。メディア・イベント論は「祝祭的」な出来事を大々的に報道することを通じて社会の「統合」を促すとする理論であり、これまで多様な領域で分析枠組みとして用いられてきた。例えば、皇太子の御成婚パレードといったような祝祭的なものや、イギリスのホロコーストの犠牲者を追悼する「ホロコースト・メモリアル・デイ」など、国家において重要なイベントを対象にメディア・イベントの観点から分析が加えられている（吉見 2002; 大石 2005）。しかし、近年、そうした「祝祭的」な出来事のみならず、戦争やテロ、災害、異議申し立て活動といった「祝祭的」ではない——分裂的で混乱を促す出来事（disruptive event）も、メディア・イベントに含まれるようになってきている（Katz and Liebes 2010; Stepinska 2010 など）。日本においては、メディア・イベントの研究が精力的に進められているが、その多くがメディア史の観点から分析している（津金澤編 1996; 2002 など）。また、近年では音楽フェスやゲーム実況などを、メディア・イベント概念を用いて分析する研究も発表されている（飯田・立石編 2017）。こうした例にみられるように、日本においては「祝祭的」な出来事が中心となって分析されており、混乱を促す出来事についてメディア・イベントの観点からの分析が進められているとはいえない。

本論では、メディア・イベントの観点から分裂や混乱を明示する出来事の一つである、異議申し立て活動を分析する。以下では、近年のメディア・イベント論の理論的發展を概観するとともに、「祝祭的」ではない出来事をメディア・イベント論で分析する枠組みを提示する。その際、メディア・イベント論の社会的機能である「統合」に加えて、近年新たに注目されている「分裂」の機能に焦点を当てる。事例としては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立した2016年に神奈川県川崎市で行われたヘイトスピーチデモ（以下、ヘイトデモ）とカウンターデモ（以下、カウンター）をめぐる報道と、インターネット上の反応を取り上げ、いかなる「分裂」が生じていたのかを明らかにすることである。

* みたに ふみえ 助教

2. メディア・イベント論の分析の視座

2-1. メディア・イベント：祝祭または混乱

メディア・イベントとは、人々が日常を中断し、そのイベントを注視するようになるほど大規模なオーディエンスを獲得するイベントを指す。⁽¹⁾メディア・イベントは生中継で放送され、オーディエンスは遠くで生じているイベントを経験する。メディア・イベントは、メディア組織の外部の組織によって計画され、事前に予告されることによって、そのイベントの現場にメディアを招待し大々的に放送、報道されることにつながるのである (Dayan and Katz 1992=1996: 18-21)。

ダニエル・ダヤーンとエリユ・カツ (1992=1996: 23, 56-57) は、放送メディアを対象にした古典的な研究において、祝祭的なイベントの予定がメディアに伝えられ、メディア側が大々的に取り上げて放送することで、イベントは歴史的なものとして宣伝され、それによって広範なオーディエンスの心を揺さぶるとしている。メディア・イベント論において、祝祭的なイベントが重視された背景には、社会の統合を促す「祝祭」を中心とした「儀礼」に着目したためである (同: 13)。機械的紐帯が分化した現代社会において、大々的なイベント (儀礼) が行われることによって、人々に「共通」の感覚を与え、それにより同じ社会に属している社会的統合がなされるとしている。重要な点は、社会的統合は既存の社会秩序が維持されることによって促されるという点にある。すなわち、広範な報道を通じて、オーディエンスである国民の間にメディア・イベント (儀礼) に含まれるメッセージへの支持が生み出され、オーディエンスに社会的規範を受け入れさせる。結果として、社会の統合を促し、社会とその権威に対する忠誠が更新されることになる (同: 23)。

このように、メディア・イベントは、大々的に放送され、大規模なオーディエンスを獲得する「祝祭」を分析する枠組みとして提示され、発展してきた。しかし、近年、インターネットを中心としたコミュニケーション技術の発達と世界情勢の変化を受けて、メディア・イベント論に以下のような批判が加えられている。

第一に、現在のメディア環境において、大規模なオーディエンスの獲得が困難になっているということが挙げられる。インターネットを中心とするコミュニケーション技術の発達を通じて、「生中継」を視聴するという共通の経験の可能性が減少している。こうした状況の背景には、メディア不信も存在する。すなわち、メディア・イベントは祝祭的なものであり、「重大なもの」として放送されるが、既存メディアが提示するものに対して否定的にとらえる見解がインターネット上で見られることは少なくない。「大規模な」オーディエンスを魅了するようなイベントの開催は、より困難となったのである。すなわち、「歴史的な」祝祭の生中継が有していた「アウラ」が喪失し、多くのオーディエンスを「魅了」する「魔法」が失われたのである (Katz and Liebes 2010: 34; Dayan 2010: 28)。

第二に、冷戦終結以降の国際情勢の変化を受けて、テロや戦争が「生中継」で「現場」から報道され、インターネット上に拡散することは少なくない。また、自然災害が発生した場合には、その現地の状況がスマートフォンなどを通じて撮影され、インターネット上にアップロードされる。現地の状態がテレビや新聞といった既存メディアが報道する前に、インターネット上で話題になることも多い。すなわち、オーディエンスが日常を止めてメディアを注視するような出来事は、祝祭的なイベントのみならず、戦争やテロ、自然災害といった混乱を生む出来事、ニュースも含まれるのである。

メディア・イベントにニュースとして報道される出来事は含まれるのかという点⁽²⁾に関して、メディア・イベント論の提唱者の一人であるカツは「衝撃的なニュースのイベントは、統合的ではなく分裂的である。そして、セレモニー的イベントとは異なり、あらかじめ計画されたものではない。……つまり、それらは異なるジャンル」だとしていた (Katz and Liebes 2010: 33)。しかし、そのイベントが統合的で祝祭的であったとしても、大々的に行うことでニュースとして報道される場合もある。祝祭的なイベントを含めたあらゆる出来事は、ニュースとして報道される可能性があり、境界線はあいまいである。また、祝祭的なイベントであったとしても、イベントの主権者と対立する物語を提示する社会運動が展開されることもあれば、テロの対象となり大きな注目を集めることももある (Scannell 2014: 217-218)。すべてのオーディエンスがメディア・イベントを通じて、社会統合へと促されるわけではない。むしろ、メディア・イベントが提示する物語とは異なる、対立する物語を想起するオーディエンスも存在する (Sonnevend 2018: 123)。すなわち、「統合的」な「祝祭」ではなく社会の「分断」「分裂」を明示する「衝撃的な」出来事をメディア・イベントの分析枠組みに加える必要があるのではないかと問われているのである。こうした状況を受けて、現在のメディア・イベントは、それがいかなる機能を有するのかを事前に予測することは困難であるとも指摘されている (Evans 2018: 142)。

カツは、こうした研究動向を受けて、前述の議論を修正し、メディア・イベントとニュースの差異化が妥当であったとしても、祝祭的なもののみならず、大きな分裂的なニュースイベントもまたメディア・イベントに含まれるほどのものであることは明らかであると述べている (Katz and Liebes 2010: 33)。そして、「分裂的な」メディア・イベントの例として「テロ」、「自然災害」、「戦争」「異議申し立て」を挙げている (同: 33)。「分裂的な」メディア・イベントは社会の統合を促すわけではなく、受け入れがたい様な分裂や絶望の噴出なのである (同: 39)。「テロ」のメディア・イベントにおいては、テロが生じると、メディアでは繰り返しテロの現場が報道される。また、現場で被害者を救助するレスキュー隊員はヒーローのように取り上げられ、専門家や政治家に対するテロが生じた原因などに関するインタビューが放送される。テロ発生直後からのこうした一連の報道は一定の持続性をもって行われ、そしてある程度パターン化される。このパターン化された報道は「自然災害」「戦争」にも見られるものである。こうしたパターン化された、儀礼的な報道をタマラ・リーブスは「災厄マラソン (disaster marathon)」と名づけている (Liebes 1998: 71)。災厄マラソンが生じると、その報道を通じて出来事に対して何らかの対応策や支援策を提示するように政府へ圧力がかかる (同: 81)。しかし、そうした報道を口実に政府は行動し、「悪」に対峙する政府は自らの支持を獲得する可能性もある。分裂的な出来事が発生し、災厄マラソンが展開されることによって、その出来事は「分裂的メディア・イベント」となる (Couldry 2003: 72-73)。

2-2. 異議申し立て活動の分析枠組み：メディア・イベントの観点から

カツとリーブスは、テロ、自然災害、戦争に加えて「異議申し立て活動」も分裂的メディア・イベントの一種として位置づけている。しかし、「ここでは詳細を述べない」としており、詳細な言及は上述の三つのみに限定されている (Katz and Liebes 2010: 36)。それでは、異議申し立て活動の報道は、メディア・イベントの観点からどのように分析できるのであろうか。

これまで述べたように、メディア・イベントは社会の統合を促すものである。それは同時に、社会に属する「我々」を構築することを意味する (Dayan 2010: 28)。メディア・イベント論においては、国民国家レベルの社会に属する「我々」が構築される。換言すると、メディア・イベント論で想定されているテレビを通じた儀礼は国民に向けて行われているものである。このメディア・イベント論における「我々」の構築機能と深く関連するのが、「儀礼」概念である。

儀礼という観点からコミュニケーションをとらえた場合、コミュニケーションとは情報伝達のみならず、社会の秩序の維持に寄与するとされる (Carey 2009: 15)。メディア・イベント論の場合、祝祭的な儀礼をメディアがオーディエンスに伝えることで、社会において「我々」が構築され、社会の「統合」が促され、秩序が維持される。それに対し、現代の分裂した社会の状況を考慮すると、社会を一枚岩として捉えることはできないのではないかと指摘し、異なる観点から「儀礼」を捉えたメディア・イベント概念も提起されている (Hepp and Couldry 2010: 4-5)。メディア理論の研究者であるクドリー (2003; 2012=2018: 118) は、儀礼の社会の統合という機能を認めつつ、儀礼のパフォーマンスの点に着目し、儀礼を「パターン化された行為」と「理解のフレームワーク (framework of understanding)」から構成されるものだと定義している。ここでの「理解のフレームワーク」はデュルケーム (1912=2014) の「聖なるもの」と「世俗のもの」が異なるカテゴリーとする議論を参照にしたものである。メディアの儀礼においては、メディアが権威的に構築した表象やカテゴリー (例えば「メディア」と「日常」というカテゴリー) を通じて、「他の実践が固定化される」のである (Couldry 2012=2018: 125)。これらのカテゴリーの根底にはメディアに関連した価値観が存在しており、パターン化された行為 (パフォーマンス) を通じてそうした価値観への注目を促すのである (Couldry 2003: 26, 29)。

この定義には、儀礼が社会を統合するという機能が明示されていないが、クドリーによると、こうした一般化された儀礼の定義こそが「儀礼が有する潜在的な重要性を説明しうる」としている (Couldry 2012=2018: 118)。すなわち、我々の日常生活の中で潜在的に影響を及ぼしている、日常の中で実践されるパターン化された行為や理解のフレームワークとしての儀礼の重要性を示したのである。このように儀礼を定義した上で、メディア・イベントを「メディアを介して伝達される状況に依存した、厚みのある、そして中心化を行うパフォーマンスを指す。それは多様なメディア生産物を横断し、広範かつ多様なオーディエンスや参加者の多くに影響を与える特定のテーマの中核への注目を促す」と定義している (Hepp and Couldry 2010: 12)。

重要な点は、このメディア・イベントの定義においては、「特定のテーマの中核」に注目を促すことで社会の秩序の維持に寄与すると考えられているが、社会における複数の秩序の存在を前提としていることである (Hepp and Couldry 2010: 5; Couldry 2012=2018: 108)。オーディエンスが多様化し分極化した社会において、国民国家レベルの社会の統合が困難である。メディア・イベントを通じて、儀礼が向けられているそれぞれの社会において秩序は維持され、統合が促進される。すなわち、複数の社会の秩序が維持され統合が促進されることで、国民国家レベル、またはグローバルなレベルで見ると、社会間や国家間の差異、すなわち分裂が明確化されることを意味するのである。

こうした観点はメディア・イベントとしての異議申し立て活動の分析枠組みを考える際に重要なものとなる。なぜなら、異議申し立て活動とは、国民国家で広く共有されている価値観や社会の意

味づけに対して、異議申し立てを行うことを指すのであり、その活動への参加者は異なる意味づけを求めているためである。その異議申し立て活動が社会で広がらず、批判されるという結果に終わったとしても、その「主催者」の社会や組織、集団は、「異議申し立て」を行ったことにより統合が促される。また、その異議申し立て活動の主催者や参加者の集団的凝集性が高まることで、より一層差異が明確となる。換言すると、異議申し立て活動が広く注目されることで、国民国家における個人間、集団間、組織間、社会間の分裂が明示されることになる。

こうした観点から本論では、「分裂的な」メディア・イベントの一つである異議申し立て活動の報道を取り上げて分析を行う。異議申し立て活動の一つである社会運動は、参加者にとって「祝祭」や「イベント」の側面が存在することはすでに指摘されている（毛利 2003）。参加者にとって、その活動の目的に何らかの貢献をすることよりも、「参加」という点が重視され、イベントとなっている異議申し立て活動がメディアで大きく取り上げられ、報道される。その結果、「パターン化された行為」と「理解のフレームワーク」が見出され、報道が儀礼化する。それにより支配的な意味づけを勝ち得た社会の凝集性が高まることとなる。その一方で、意味づけが劣勢となった集団や組織、社会においては、その支配的な意味づけに対する不信や不満、反感が高まり、それらの間で凝集性が高まる。ただし、その意味づけをめぐる闘争の結果は一時点のものでしかない。時を経ることにより、その支配的な意味づけに対して対抗的な意味づけが提示され、新たに意味づけをめぐる闘争が生じる。こうした一連の意味づけをめぐる闘争の過程を通じて、国内における分裂的な状況が明確化することになるのである。

3. メディア・イベントとしての異議申し立て活動

3-1. 日本における近年のヘイトスピーチ

本論では、異議申し立て活動の一つとしてヘイトデモを対象に、分裂的で混乱を生じさせるメディア・イベントの機能——すなわち、社会の「統合」に寄与したのか、または社会の「分裂」を明示し促進させたのかの考察を加える。ヘイトスピーチを民主主義社会における正当な政治参加の一つとして捉えることの妥当性は、十分に考える必要があるだろう。以下に示すように、ヘイトスピーチとは、差別を扇動するものであり、平等を享受する民主主義社会である以上、道徳的に許されるべきではない。しかし、平等を重視する社会であるからこそ、ヘイトスピーチが「社会問題」として認識され、争点化するのも事実である。すなわち、ヘイトスピーチは民主主義社会の中から生じる問題の一つでもある。ヘイトデモの目的は不合理で非道徳的なものであったとしても、それを広く訴え政治に反映させようとする動きは、政治参加とも言える。加えて、カッツらの「異議申し立て活動」の例に既存の秩序を否定的に捉える運動として「革命」が挙げられていることから、このカテゴリーには多様な活動が含まれている。これらの理由から、本論では、「分裂的な」メディア・イベントの一つの事例としてヘイトスピーチデモを取り上げる。

ヘイトスピーチとは、日本では「憎悪表現」とも訳されるが、広義では、「人種、民族、国籍、性などの属性を有するマイノリティの集団もしくは個人に対し、その属性を理由とする差別的表現であり、その中核にある本質的な部分は、マイノリティに対する「差別、敵意又は暴力の先導」、「差別のあらゆる先導」であり、表現による暴力、攻撃、迫害」である（師岡 2013: 48）。すなわち、単なる憎悪ではなくその根底には人種や民族、国籍、性に関する差別的な感情が存在する発言

が、ヘイトスピーチである。

ヘイトスピーチの問題は、差別的表現を行うことに加えて、そうした表現が差別的な感情を高め、差別的な行為へと扇動するところにある。そのため、表現の自由を重視する自由民主主義国家においても、ヘイトスピーチを規制する国も少なくない。ヨーロッパ諸国において、第二次世界大戦以降、ヘイトスピーチ規制は段階的に進められてきている。一方、アメリカにおいては、ヘイトスピーチは現段階では言論の自由に含まれるものではあるが、2009年にはヘイトクライム防止法が成立している (Bleich 2012=2014: 204-205, 236-237)。すなわち、欧米諸国のヘイトスピーチへの対策としては、ヘイトスピーチそのものを規制する、またはヘイトスピーチが暴力的な行動に発展した際には重い処罰が課されることになっている。

日本において、ヘイトスピーチは主に在日韓国・朝鮮人や在日中国人といったアジア系の住民に向けられている。2013年に争点化される以前より、ヘイトスピーチ活動は一部の人々によって行われてきた。歴史的にみると、関東大震災 (1923年) の際、在日朝鮮人に対して偏見に満ちた差別的な言説が広がり、在日朝鮮人に対する虐殺行為が行われたが、これも一種のヘイトスピーチであったということは可能である。また、戦後の日本社会においても、在日の人々への差別や偏見は深く残り、在日外国人に対する指紋押捺制度が全撤廃されたのは2000年になってのことである。

近年のヘイトスピーチ活動は「在日特権を許さない会 (以下、在特会)」が中心となって行われてきた。在特会は、2007年1月20日に設立され、会長を桜井誠 (本名・高田誠) とし、インターネット上で排外主義的な記事をブログに掲載し、ヘイトスピーチ活動を行うことを通じて、その会員数を急速に増やしていった (安田 2015: 42)⁽³⁾。2008年にメディアで広く報道されたフィリピン人のカルデロン一家の事件を契機に、在特会は注目されるようになった。その後、在特会の構成員が京都朝鮮第一初級学校が学校前の公園を利用していることについて、2009年12月から2010年3月までの間に3度、校門前で拡声器で脅迫した。この事件に関して、国連人種差別撤廃委員会から懸念が表明されている。また、実行した構成員も威力業務妨害などで逮捕され、有罪判決が下されている。学校側は民事訴訟を起し、在特会側は1200万円の賠償が命じられている。

その在特会が主催となり、2013年に在日韓国・朝鮮人が多く住む鶴橋で行われたヘイトスピーチ活動で、中学生の少女が「いつまでも調子にのっとったら、南京大虐殺じゃなくて鶴橋大虐殺を実行しますよ!」と拡声器で発言した。彼女の発言は動画共有サイトなどで拡散され、日本のみならず、米国や英国で報道されることとなった (例えば Daily Mail April 8, 2013)。こうした報道は、ヘイトスピーチ活動を批判するものであった。しかし、在特会はヘイトスピーチの活動をやめることなく、2019年現在においてもヘイトスピーチ活動が行われている。

近年のヘイトスピーチ問題に関して、これまでと異なる点は、ヘイトスピーチを行うデモ行進に一般の主婦や会社員といった普通の人々が参加していること、そして憎悪表現を用いている点にある。それまでの在日の人たちへの憎悪表現は、一部の論壇誌などに限られており、右翼とされる一部の人たちによって構成されていると考えられてきた。しかし、ヘイトスピーチを行うデモや運動が展開するにつれて、こうした主張が想定された以上に存在感を有していることの危機感が高まったのである。

日本の政治においては、こうしたことを受けて、2013年3月14日に有志国会議員による抗議集会が開かれた。それ以降、日本の全国紙が差別的で攻撃的なデモという問題を「ヘイトスピーチ」

問題と名付けて報道するようになる。⁽⁴⁾だが、2014年8月に国連人種差別撤廃委員会の勧告を受けて、法規制へ動いたものの、政府与党の自民党は規制や法制化に後ろ向きな意見が少なくなかった。2015年5月には野党が共同で「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」を提出した。しかし、それに対して自民党が難色を示し、議論が進まなかった。2016年1月には大阪市が「ヘイトスピーチ対策条例」を成立させ、また野党からの批判の声が強まる中、2016年に与党自民党と公明党が法案化に動き出したのである。その背景には、国連勧告に加えて、ヘイトスピーチ活動の激化があげられよう。すなわち、ヘイトスピーチ活動が一時的なもので終わらず、継続して日本各地で見られるようになったこと、そうした活動に対して、カウンターなど批判的な声が高まっていったことが法案化の背景にあったと考えられる。2016年3月31日には参議院法務委員会の議員らがヘイトデモの標的となった神奈川県川崎市桜本を視察している。ヘイトスピーチへの法規制として、2016年5月24日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、ヘイトスピーチ対策法）」が成立した。この対策法は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を解消するために、教育の充実と啓発活動の実施のために必要な取組みを行うとするものである。しかし、この対策法において、ヘイトスピーチ活動の解消は地方自治体を中心となって行うものとされており、ヘイトスピーチを行った人や集団、組織に対する処罰は明記されていないため、対策が不十分であるとの批判の声も少なくない。⁽⁵⁾

本論では、在日韓国・朝鮮人が多く居住する神奈川県川崎市で行われたヘイトデモの報道を取り上げる。川崎市のヘイトデモでは、カウンターが取り囲み中止を訴える活動も見られた。また川崎の在日コリアン3世の女性がメディアの取材に応え、議員に手紙を書くなどの活動を行ったことはヘイトスピーチ対策法が可決する後押しとなったとも言われている。本論で取り上げる川崎の事例とは、ヘイトスピーチ対策法が成立した翌週末に、「川崎発！日本浄化デモ」と称したヘイトデモがインターネット上で呼びかけられ、川崎市でヘイトデモとカウンターデモが対峙する様子の報道である。この事件は、多くのメディアで大々的に報道され、カウンターデモ側がヘイトデモを追い返したことでヘイトスピーチ対策法の有効性を一定程度示すこととなった。この事件の報道は、ヘイトスピーチ対策により、社会の統合が訴えられるものであったと考えられる。しかし、ヘイトスピーチの報道によって浮き彫りにされた社会的な分断は、継続している。以下では、異議申し立て活動という「分裂的な」メディア・イベントによる「社会の統合」という論理と、「社会の分断」という論理が競合する過程を提示する。

3-2. 川崎ヘイトデモの経緯と「分裂」の論理

神奈川県川崎市では2013年5月12日からヘイトデモが行われてきた。それまでは、JR川崎駅周辺の繁華街や市役所周辺の大通りを用いたコースであった。しかし、2015年11月8日のデモは、これまでとは異なるルートで川崎市の在日コリアンが多く住む桜本で行おうと企画されていたのである。コリアンタウンを対象にヘイトデモを行うことは、2013年の東京都新宿区の新大久保でのヘイトデモ以降、実施されていなかった（神奈川新聞「時代の正体」取材班編 2016: 20）。

そのデモは、在特会の会長である桜井誠が代表を務める「行動する保守運動」のウェブサイトで「川崎発！日本浄化デモ【反日を許すな】」と呼び掛けられたものであった。それに対して、対レイシスト抗議集団（C.R.A.C.）がそれまでも行ってきたヘイトスピーチデモが行われる際にツイッ

ターなどで情報を流していた「ヘイトアラート (Hate Alert)」で、桜本で行われる計画を明らかにした。こうした情報を受けて、C.R.A.C. のメンバーや住民が川崎警察署に連絡したが、デモは中止にされることはなかった。11月8日、14人のヘイトデモ参加者に対し、100人を越える警察官、約300人の地元住民やカウンターが川崎に集合した。ヘイトデモは出発したものの、当日に警察と調整のうえルート変更し、最終的に桜本地区へは向かわずに別のルートを通っていった(神奈川新聞「時代の正体」取材班編 2016: 22)。

2015年11月22日、東京都内ではヘイトデモを反対する市民が集まり、「東京大行進 2015」が新宿で開催され、約2500人が参加した。しかし、その3日後の11月26日、行動する保守運動のサイトで「川崎発! 日本浄化デモ『第二弾』【反日を許すな】」が呼びかけられた。2016年1月31日を予定とし、「川崎の桜本が日本である事が理解不能な、頭の悪い反日勢力は日本から出て行け〜!」とシュプレヒコールを書き込み、桜本地区を対象とすることが暗示されていた。それに対し、2016年1月に結成された「『ヘイトスピーチを許さない』かわさき市民ネットワーク」が1月23日に集会を開き、13歳の中学生がスピーチを行った。こうした市民ネットワークの動きは、様々なメディアで取材され、注目を集めた。⁽⁶⁾

1月31日のヘイトデモ当日、デモ参加者の集合場所となった公園の周りには、1000人程度のカウンター参加者が集まった。対して、ヘイトデモ参加者は60人であった。カウンター参加者が公園の出入り口を塞ごうとしたものの、神奈川県警の機動隊員が遮り、ヘイトデモは公園を出発した。ヘイトデモは、桜本地区に続く道まで進んだが、カウンター参加者らが道路に座り込んで対抗した。それに対し、神奈川県警は道路交通法違反であると警告を繰り返した。カウンターと警察、ヘイトデモが対峙し、ヘイトデモはルートを変更し戻っていった。ヘイトデモ参加者らは、川崎駅の改札を通るまで、神奈川県警に「保護」されて帰っていったのである。この一連の出来事について、カウンターの参加者である崔江以子は「権力による差別への加担」、「あの日味わったのは、絶望という言葉では足りない絶望だった」と述べた(同: 62)。

ヘイトスピーチに対して、法制化の議論が国会で始まり、3月22日の参院法務委員会で崔は参考人質疑に招かれた。そこで、ヘイトスピーチ規制が表現の自由を侵害するのではないかという見解に対し、そういう段階ではないとした上で、法規制ではなく「対抗言論で解決してもらえたら、ぜひ現場に来て、ヘイトスピーチする人たちを言論をもって、皆さんで説得をして改心させてください」と述べた。この質疑の後、3月31日、参院法務委員の議員が桜本地区を視察した。

こうしたヘイトデモの一連の報道を通じて、ヘイトスピーチの被害者と、行政側との問題認識の差異、すなわち「分裂」の論理がメディアを介して伝えられることとなった。加えて、ヘイトスピーチ問題に置ける「中立性」とは何かを問う出来事が生じる。3月20日、川崎駅前前で右派政治団体「維新政党・新風」の街宣活動中、参加者がヘイトスピーチに抗議した男性を暴行したにもかかわらず、警備に当たっていた警察官は制止しなかった。抗議の聲が上がったことで、一週間後に容疑者は逮捕された。また、3月27日には、東京の新大久保のコリアンタウンでのヘイトデモに抗議をしていた3名の女性が警察官に突き飛ばされ、「強制的に」排除された。警察側は、「中立」「公正」である必要があるため、ヘイトデモにもカウンターにも肩入れしないという立場を示したが、こうした警察側に対する批判の聲がツイッターを中心に広まっていった。他方、全国紙は、こうした出来事を大きく取り上げることはなく、また取り上げたとしても被害者側にも問題があった

ことを暗示するものもあった。例えば、『毎日新聞』（2016年3月30日）では、川崎駅前の事件を「県警公安1課によると、被害者の男性はハンドマイクで抗議の声を上げていたという」と説明している。このように、問題に対する中立的な姿勢が問題の解決にはつながらず、むしろ深刻化に寄与することは、社会紛争の研究でもしばしば指摘されてきた。⁽⁷⁾さらに、先述した「かわさき市民ネットワーク」の結成会見では、カウンターが用いている表現もヘイトスピーチに含まれるのではないかという質問もなされている（同：42）。

このように、ヘイトデモとその被害者に関する一連の報道を通じて、「中立性」批判の声が広がり、日本社会の秩序維持に寄与する国会、警察側とヘイトデモの被害者側との分裂的な状況が明らかになっていった。また、ヘイトスピーチ問題が大きな注目を集めつつある中、「ヘイトスピーチを行っているデモ」対「ヘイトデモにも近い表現を用いるカウンター」という傍観者的な図式が提示される一方で、ヘイトデモは警察という国家権力や全国紙に守られているという見解が広まっていったのである。カウンター側やマイノリティの人々は、自身たちが社会で人権が保障される対象ではないと考え、カウンターに参加しないまでもヘイトスピーチを否定的に捉える人々は、この一連のヘイトスピーチが、日本社会の人種差別が表面化したということ以上に、日本社会の秩序維持に関連することを認識するに至った。

このように、メディアでは分裂的な状況が提示される中、2016年5月24日、ヘイトスピーチ対策法が成立した。翌日、「かわさき市民ネットワーク」が記者会見をし、6月5日に川崎市内でヘイトデモ「川崎発！日本浄化デモ第3弾！」が行われる予定であり、デモの中止などを警察などに求める方針を明らかにした。また、5月27日には横浜地裁川崎支部に対し、在日コリアンの男性が理事長を勤める社会福祉法人が、6月5日のデモ禁止を求める仮処分を申し立てた。川崎市は5月30日付で「不当な差別的言動を行う恐れがある」として、ヘイトデモの集合地である公園の使用を不許可とし、6月2日には横浜地裁川崎支部は川崎市桜本にある社会福祉法人から半径500メートル以内でのデモを禁止する仮処分を決定した。それに対し、主催者である行動する保守運動は川崎市中原区に場所を変えて実施するため、神奈川県警に道路使用許可を申請しており、6月3日に道路使用許可が下りた。川崎市、横浜地裁、神奈川県警の対応が分かれたことで、当日のヘイトデモがどうなるのかが注目され、6月5日に様々なメディアが取材に訪れ多くの人に関心を寄せることとなった。

3-3. ヘイトスピーチ対策法の報道と「統合」の論理：TBS『報道特集』と『報道の魂』を事例に

本論で取り上げるTBSは川崎のデモを積極的に報道し続けた放送局である。ここでは、そのTBSの報道番組『報道特集』⁽⁸⁾が6月5日のデモをどのように報道し、その後ドキュメンタリーとしてまとめたのか分析する。

ヘイトスピーチ対策法施行後初のヘイトデモは6月5日、川崎市で予定されていたが、ヘイトデモ開始時刻の1時間前にカウンターが集合し、集会を始めた。続々と集まってくるカウンターの人たちは数百人にのぼった。ヘイトデモの参加者は十数人と少なく、数百人に囲まれて混乱が生じ、ヘイトデモは出発することなく中止となった。カウンター側の崔江以子とその息子がヘイトデモの主催者に、「共に生きよう」と呼びかける手紙を手渡した。

このヘイトデモでは、これまでの「分裂」の論理とは異なり、以下に見るように、ヘイトスピー

チ対策法を通じて社会の統合が促されるという、「統合」の論理として報道された。TBSは、この一連の過程を6月11日土曜日の報道特集で30分程度の特集を組んで報道した。特集の見出しは「ヘイトスピーチ対策法で何が変わったか」であり、キャスターは「自治体や警察の対応は変わったのでしょうか」と問いかけた。そして6月5日の現場の映像を流しながら、ナレーションで「これまでのデモでは警察官はデモの参加者たちを守り、反対する市民と対峙するような形で警備にしていた。しかし、対策法施行後初となる今回のデモでは、これまでとは逆に、ヘイトデモの参加者たちのほうに向かって立っていた」と流した。そうしたナレーションを流したうえで、6月5日の現場にいた崔親子にインタビューを放送している。彼女らは「もうステージが違う。対立から対話へと変わった」「絶望からの希望が見えた日だになって」、(手紙を)「受け取ってもらえたことが、大きな一歩につながればいいな」と応えた。

こうした映像の後、スタジオのキャスターは以下のようにまとめた。

キャスター (女)「法律が施行されたことで、川崎市でもうすっかり意識が変わりましたよね。あの、これまでは警察がヘイトスピーチを行っている側を警備していましたので、まあ、あの、まるで見守っているかのようにでしたけれども、今回は市民の側を警察が警備していました」

キャスター (男)「対策法については、罰則規定がないことで効力が疑問視する声があったんですが、今回取材してみて、警備のあり方もそうだし、ヘイト側のプラカードや発言なんかも変わったのかなという気がしました。」

このように、ヘイトスピーチ対策法によって、ヘイトデモの実施は困難なものとなったのであり、対策法によってこの問題は解決されたといった論調であった。その約一ヵ月後の7月18日、TBSはルポルタージュ『報道の魂』⁽⁹⁾の「ヘイトスピーチ根絶へ～伝え続ける「共に生きよう」という言葉～」を放送し、崔一家に焦点を当てた。そこでも、上述の特集と同様に、ヘイトスピーチ対策法によって、川崎市、司法、警察に変化が生じたと指摘していた。2015年11月、2016年1月、2016年6月のヘイトデモの様子を報道し、警察の対応がどのように変わったのかを強調した。

例えば、2015年11月の様子では、ヘイトデモと共に歩く警察の姿(『報道の魂』4分49秒)、2016年1月には、桜本地区にヘイトデモを入れないように座り込みで対抗する市民と警察が対峙する姿(『報道の魂』4分58秒)が放送された。これら2回のデモでは、カウンターがヘイトデモ参加者の行く手をさえぎることは、警察がヘイトデモ参加者を警備しているため困難であった。しかし、2016年6月のヘイトデモでは、カウンターがヘイトデモを取り囲んで動けなくすることが可能となっており、警察の警備対象が変わったことが明確にわかるように提示されている。その上で、ナレーションは「警察はデモの中止を促していました」(『報道の魂』21分20秒)と語りかけており、ヘイトスピーチ対策法で大きく変化したことが強調されたのである。

その上で、崔親子がヘイトデモ主催者に渡した手紙の内容の「加害、被害の関係から、今このときを共に生きる一人の人間どうしとして出会いなませんか。」「桜本の若者や子どもたちは、『共に生きよう。共に幸せに』とメッセージを綴りました。」をナレーションが読み上げて紹介した。その後、崔の「ヘイトスピーチが許されないと示されている中で、できなくてやれないのでは

なくて、ヘイトスピーチをする人たちの良心でもってやめてほしいというのが私たちの願いなので、届け続けたいです」との発言を報じた。最後に、6月半ばの崔の活動の様子を伝えながら、「ずっと伝え続けています。『共に生きよう』と」というナレーションで番組を終えた。

メディア・イベントとしてのヘイトデモは、分裂の論理が提示され続けてきたが、これらの番組から明らかなように、ヘイトスピーチ対策法成立後は、「共に生きよう」という社会の統合が語られた。対策法成立による、分裂的な状況にあった社会の秩序の回復が語られた。分裂の象徴として位置づけられていた警察が、秩序の回復の象徴として取り上げられたといえる。

4. 「中立性」批判と「分裂」の明確化

ヘイトスピーチ対策法施行後初のヘイトデモは、メディアで大きく注目され、いくつものメディアで報道された。このTBSの一連の報道は、ヘイトスピーチ対策法が施行されたことで、ヘイトスピーチデモは減少するだろうという論調であった。対策法によって社会的な分裂は減少し、社会の「統合」が果たされるであろうという物語がつむがれていたのである。

しかし、現実的にはその社会的統合が果たされているとは言いがたいのが現状である。ヘイトスピーチ対策法が国会で審議されているときから、ヘイトスピーチに対して罰則がないことから抑止効果が疑問視されていた。そのため、ヘイトデモは現在においても続いている。ヘイトデモがメディアで報道されることは減少したが、インターネット上ではヘイトデモに対する批判的な声が少なくない。注目すべき点は、インターネット上では、上述の事例で取り上げたように、警察がヘイトデモ側についているという批判が少なくないということである。

例えば、Twitterでは、ヘイトデモが生じると、ハッシュタグでヘイトデモの日付とヘイトデモを許さないというメッセージが発信され、共有される。そこでは、ヘイトデモが警察によって警備されて行われていることが強調されている。2019年3月9日、「朝鮮学校襲撃事件」の「10周年を祝う」ヘイトデモが京都で行われた。その様子は、「#0309NoHate 京都」で批判の声と共に共有された。そこでは、多くの警察官が動員されていたことが動画で共有され、これについて、「届けさえだしやヘイトスピーチし放題で、タダで百人からの警察官に守られて大通りを練り歩けるんだからネオナチやめられんわな。」(@AnomalaCuprea 2019年3月9日)や、「何が悲しくて税金でヘイトのボディガード代を出さなきゃいけないのか」(@hiranok 2019年3月9日)、「異様な光景」(@rcampbelltokyo 2019年3月9日)といった声が見られた。

その後、2019年5月12日に行われた川崎市でのヘイトデモについては、「#0512川崎ヘイト街宣を許すな」で批判的な意見が共有された。例えば、前日の5月11日には、以前に行われたヘイトデモ参加者と、それを警備する警察官の動画がアップロードされ、「こうやって過剰警備するから差別主義者が付け上がるんだよ！」(@evil_keidash 2019年5月11日)と述べられており、2500以上リツイートされている。

このように、2016年の川崎のヘイトデモの報道で用いられた「中立性」批判が、Twitter上でも用いられている。こうした批判の多くは、同様の形式で行われている。ヘイトデモ、カウンターの双方において行為がパターン化し、儀礼化されつつある。すなわち、ヘイトデモの実行者や参加者は、ヘイトスピーチのデモの申請することで警察が多く集まり警備が入ることを理解し、それによって注目を集めており、こうした行為はパターン化されている。多くの観光客が集まるような銀

座や京都といった場所では、カウンター参加者も多くなり、より多くの警察官が配備されることとなる。

一方、カウンター側も、ヘイトデモが行われる際、ハッシュタグを通じて情報の共有を行っている。そのハッシュタグではヘイトデモが行われる日付と場所が明示されており、こうした情報共有がカウンター参加者や、参加しないまでもヘイトデモを否定する人々によってパターン化している。加えて、なぜヘイトスピーチ対策法ができたにもかかわらず、未だにヘイトスピーチが警察によって許可され、デモが警備されるのかという批判が加えられ、それにより、ヘイトスピーチは未だに根絶していないこと、そしてヘイトスピーチが許可されることに対する不信や疑問が浮き彫りとなっている。すなわち、警察の警備に注目するという理解のフレームワークが構築されているのである。

ヘイトデモ、カウンターの双方の参加者が、儀礼的な行為を行うことで、凝集性を高めている。ヘイトスピーチ対策法直後のヘイトデモとカウンターは、社会的統合を提示したメディア・イベントであった。しかし、それに至るまでの過程で提示されていた、その分裂の論理がその後の理解のフレームワークを構築し、その結果、社会の分裂を明示することとなったのである。

5. おわりに

本論では、メディア・イベント論の近年の動向を提示しながら、社会の分裂を促し、混乱を生じさせる出来事に焦点を当てたメディア・イベント論に修正を加えてきた。従来のメディア・イベント論では社会の統合という点に焦点を当てられてきたが、社会の分裂といった機能に関しては言及されつつも十分に研究されてきたとは言いがたいものであった。本論では、意味づけをめぐる闘争としてのメディア・イベントという観点を提示したが、こうした枠組みを用いることで、社会の統合のみならず、社会の分裂に関しても分析することが可能になると考える。今後は、この意味づけをめぐる闘争としてのメディア・イベントという観点から、日本社会で生じた様々な現象を分析し、発展させていくことが求められる。

「大規模な」オーディエンスを獲得する「祝祭的な」イベントとしてのメディア・イベントは減少しつつある。こうしたことから、本論では祝祭的ではない「分裂的な」イベントを分析してきた。しかし、大規模なオーディエンスに同時に訴える能力やそのための資源のコントロールは、現在の環境においても依然として重要な政治的闘争の対象である。すなわち、ダヤーンとカツツが当初想定したような「祝祭」としてのメディア・イベントは困難となっているが、それとは異なる形で、大規模なオーディエンスを獲得しようとする試みは続いている。むしろメディア・イベントは大規模なオーディエンスを獲得する一つのメディアの形式として維持されていくことになるだろう (Hepp and Couldry 2010: 5; Couldry 2012: 80)。

【謝辞】本研究はJSPS 科研費 JP19K20931 の助成を受けたものである。

参考文献

Bleich, E. (2012=2014) *The Freedom to Be Racist?: How the United States and Europe Struggle to Preserve*

- Freedom and Combat Racism*. Oxford: Oxford University Press (明戸隆浩ほか訳『ヘイトスピーチ：表現の自由はどこまで認められるのか』明石書店)
- Carey, J. W. (2009) *Communication as Culture: Revised Edition*. New York: Routledge.
- Couldry, N. (2003) *Media Ritual: A Critical Approach*. London: Routledge.
- Couldry, N. (2012=2018) *Media, Society, World: Social Theory And Digital Media Practice*. Cambridge: Polity. (山腰修三監訳『メディア・社会・世界：デジタルメディアと社会理論』慶應義塾大学出版会)
- Daily Mail (April 8, 2013) "I hate Koreans so much! Japanese girl's anti-North Korea rant goes viral after rogue state threatens to nuke the West" (閲覧日：2019年5月16日) <https://www.dailymail.co.uk/news/article-2305900/Japanese-girls-anti-North-Korea-rant-goes-viral-rogue-state-threatens-nuke-West.html>
- Dayan, D. and Katz, E. (1992=1996) *Media Events: The Live Broadcasting of History*. Cambridge, MA: Harvard University Press. (浅見克彦訳『メディア・イベント：歴史をつくるメディア・セレモニー』青弓社)
- Dayan, D. (2010) "Beyond Media Events: Disenchantment, Derailment, Disruption." Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events In A Global Age*. London: Routledge, pp.23-31.
- Durkheim, E. (1912=2014) *Les Formes Élémentaires de la Vie Religieuse: Le Système Totémique en Australie*. (山崎亮訳『宗教生活の基本形態：オーストラリアにおけるトーテム体系（上）（下）』ちくま学芸文庫)
- Evans, M. (2018) "Media Events in Contexts of Transition: Sites of Hope, Disruption and Protest." *Media, Culture & Society*, 40 (1) :139-142.
- 樋口直人 (2014) 『日本型排外主義：在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会。
- Hepp, A. and Couldry, N. (2010) "Introduction: Media Events in Globalized Media Cultures." Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events in A Global Age*. London: Routledge, pp.1-20.
- 飯田豊・立石祥子編 (2017) 『現代メディア・イベント論：パブリック・ビューイングからゲーム実況まで』勁草書房。
- 神奈川新聞「時代の正体」取材班 (2016) 『ヘイトデモをとめた街：川崎・桜本の人びと』現代思潮新社。
- Katz, E. and Liebes, T. (2010) "'No More Peace!' How Disaster, Terror and War Have Upstaged Media Events." Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events in A Global Age*. London: Routledge, pp.32-42.
- Liebes, T. (1998) "Television's Disaster Marathons: A Danger for Democratic Processes?" In Liebes, T and Curran J. (Eds.) *Media, Ritual and Identity*. New York: Routledge.
- 師岡康子 (2013) 『ヘイトスピーチとは何か』岩波新書。
- 毛利嘉孝 (2003) 『文化＝政治』月曜社。
- 大石裕 (2005) 『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房。
- Scannell, P. (2014) *Television and the Meaning of Live*. Cambridge: Polity.
- Schattschneider, E. E. (1960=1972) *The Semi-Sovereign People: A Realist's View of Democracy in America*. New York: Holt, Rinehart and Winston. (内山秀夫訳『半主権人民』而立書房)
- Sonnevend, J. (2018) "The Lasting Charm of Media Events," *Media, Culture & Society*, 40 (1) : 122-126.
- Stepinska, A. (2010) "9/11 and the Transformation of Globalized Media Events." Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events in A Global Age*. London: Routledge, pp.203-216.

津金澤聰広編 (1996)『近代日本のメディア・イベント』同文館。

津金澤聰広編 (2002)『戦後日本のメディア・イベント』世界思想社。

安田浩一 (2015)『ヘイトスピーチ——「愛国者」たちの憎悪と暴力』文春新書。

吉見俊哉 (1996)「メディア・イベント概念の諸相」津金澤聰広編著『近代日本のメディア・イベント』同文館。

吉見俊哉 (2002)「メディア・イベントとしての「御成婚」」津金澤聰広編著『戦後日本のメディア・イベント』世界思想社。

Twitter アカウント

キャンベル、ロバート (@rcampbelltokyo, 2019年3月9日)

<https://twitter.com/rcampbelltokyo/status/1104556807337336833> (閲覧日: 2019年6月6日)

クラック川崎 (@crac_kawasaki) https://twitter.com/crac_kawasaki (閲覧日: 2019年6月2日)

KanabunGilles (@AnomalaCuprea, 2019年3月8日)

<https://twitter.com/AnomalaCuprea/status/1104278687799623682> (閲覧日: 2019年6月6日)

K'Dash (@evil_keidash, 2019年5月11日)

https://twitter.com/evil_keidash/status/1127454786461134849 (閲覧日: 2019年6月6日)

平野啓一郎 (@hiranok, 2019年3月9日)

<https://twitter.com/hiranok/status/1104550367298314241> (閲覧日: 2019年6月6日)

ホームページ

C.R.A.C. <https://crac.jp/> (閲覧日: 2019年6月2日)

行動する保守運動

川崎発! 日本浄化デモ【反日を許すな】(閲覧日: 2019年5月23日)

<http://www.koudouhosyu.info/skantou/scheduler.cgi?mode=view&no=883>

川崎発 日本浄化デモ『第二弾!』【反日を許すな】(閲覧日: 2019年5月23日)

<http://www.koudouhosyu.info/skantou/scheduler.cgi?mode=view&no=909>

川崎発! 日本浄化デモ第3弾!(閲覧日: 2019年5月26日)

<http://www.koudouhosyu.info/skantou/scheduler.cgi?mode=view&no=1013>

- (1) 吉見 (1996: 26) によると、メディア・イベントは①高校野球やメディア主催の美術展などを指す「メディアが主催するイベント」、②ロイヤルウエディングなど「メディアに媒介されるイベント」、③浅間山荘事件などを指す「メディアによってイベント化される現実」の三つに分けられるとしている。この分類に当てはめると、ダヤーンとカツのメディア・イベントは②に、そして本論で論じる分裂的なメディア・イベントは③に該当すると考えられる。
- (2) このメディア・イベントの事前の計画性という点は、事件・事故といった予期せぬ出来事と、我々が意図的に起こすことができる出来事との間には基本的な差異があるという考えによるものである。
- (3) 在特会の構成員に関しては、安田 (2015)、樋口 (2014) が参考になる。
- (4) それまでもこうした攻撃的で差別的なデモは報道されていたが、日本の全国紙が初めて「ヘイトスピーチ」という言葉で言及したのは2013年3月18日の『朝日新聞』と『毎日新聞』であり、『読売新聞』は

2013年6月、『産経新聞』は2013年8月であった。

- (5) 2019年6月24日、川崎市は、市内でヘイトスピーチを行った者に対し、50万円以下の罰金を科すことを盛り込んだ差別撤廃条例の素案を公表し、地方自治体では刑事告発を行う可能性が現在、議論されている（2019年6月26日現在）。
- (6) 例えば、2016年5月4日の『朝日新聞』「差別のない社会 13歳の願い」など。
- (7) 紛争の拡大に関しては、シャットシュナイダー（1960=1972）を参照。
- (8) 『報道特集』は、毎週土曜日17時30分から18時50分まで放送している報道番組で、社会問題などを特集して扱うことが多い。
- (9) 『報道の魂』は毎月第一・第三月曜日の1時20分から1時50分に放送されていた、ルポルタージュ、ドキュメンタリー番組である。2017年4月以降、『報道の魂』は『JNN ドキュメンタリー ザ・フォーカス』に改題した。

「戦争加害」という主題の形成

— 1970年代におけるテレビの「8月ジャーナリズム」を中心に —

米倉 律*

1. 問題の所在

毎年8月、広島・長崎の「原爆の日（8月6日・9日）」や「終戦記念日（15日）」を中心に新聞、テレビなどのマス・メディアが戦争・終戦関連の特集記事や番組を集中的に報道する、いわゆる「8月ジャーナリズム」の「原型」が形成されたのは1950年代である。「8月ジャーナリズム」はその後、戦後を生きる日本人のあいだの「戦争記憶」の再生産と継承において大きな役割を果たしてきた。ところで、この「8月ジャーナリズム」については、日本および日本人が戦争で受けた「被害」の側面が多く取り上げられる一方で、日本が戦争中に行った「加害」の側面が語られることが少ないということがしばしば指摘されてきた。⁽¹⁾確かに新聞においてもテレビにおいても、「8月ジャーナリズム」の中心的なテーマとなってきたのは、原爆や空襲、引き上げ体験、沖縄戦、戦中・戦後の飢えや困窮といった「被害」の側面であったことは間違いない。その意味で「8月ジャーナリズム」は、戦争を日本および日本人にとっての「受難」の経験として捉え、その記憶を語り継ぐ「受難の語り」としての特徴を持ってきたと言える。

しかし他方で、「8月ジャーナリズム」の歴史的展開を辿ると、そこには数こそ少ないものの、日本・日本人が特にアジア諸国において行った植民地支配、侵略、残虐行為、非人道的行為など「加害」の側面を取り上げ、その真相を掘り下げたり責任を明らかにしたりするような記事や番組が存在してきたことも事実である。では、そのような「加害」を主題とするような記事や番組は、どのような時代背景のもとで、どのようにして出現するようになったのだろうか。また、そうした報道は「8月ジャーナリズム」のなかでどのように位置づけられるだろうか。本稿では、「8月ジャーナリズム」のなかで「加害」が初めて本格的に扱われるようになった1970年代に焦点を当て、「戦争加害」という主題の形成過程を明らかにするとともに、その歴史的背景や意義等について考えたい。以下では、はじめに「8月ジャーナリズム」では当初、戦争における日本・日本人の「被害」を焦点化する「受難の語り」が支配的であったことをテレビを中心に明らかにしたうえで（2節）、「戦争加害」という主題が、1970年代に入ってなぜ、どのようにして出現したのかを検討する（3節）。そして、特にこの時期に放送された「加害」を主題化した幾つかのテレビ番組を取り上げながら、その内容やテーマの特徴、傾向等を明らかにする（4節）。

2. 「受難の語り」としての「8月ジャーナリズム」

(1) テレビの「8月ジャーナリズム」の形成

「8月ジャーナリズム」は1950年代前半のラジオ、新聞において形成された。テレビは1953年

*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 教授

の放送開始後しばらくのあいだは、受像機が高価で普及には時間を要した。そうした事情を背景に速やかな普及が優先的に目指されたこともあり、草創期のテレビは「劇映画、スポーツ、舞台中継といった大衆娯楽の雑居している『共同租界』⁽²⁾のような場所」であった。そしてそれゆえに娯楽偏重の番組編成が、有名な「一億総白痴化論（1957年）」に代表されるような「テレビ低俗批判」を招いた⁽³⁾。しかし、1950年代後半からは、テレビでもニュースやドキュメンタリーなど報道や教養系の“硬派”な番組も徐々に制作・放送されるようになっていく。その代表的なものがNHKのドキュメンタリー番組『日本の素顔』（1957～64年）である。この番組はその後の『現代の映像』（1964～71年）、『NHK特集』（1976～89年）、『NHKスペシャル』（1989年～）へと連なるNHKの正統派ドキュメンタリー番組の「ルーツ」でもある。貧困問題、住宅問題、失業問題、公害問題など、当時の多様な時事問題や社会問題を積極的に取り上げたこの番組では、数こそ多くないものの戦争関連のテーマも扱われた。占領軍兵士と日本人女性との間に生まれた混血孤児の問題を取り上げた『青い目の子供達』（1958年4月20日）、戦時中フィリピンで村民を虐殺して戦後現地で裁かれた元日本兵の日記やインタビューを元にBC級戦犯の問題を扱った『モンテンルパへの追憶』（1959年8月16日）、終戦後に作られた米軍基地に反発しつつもそれに依存せざるを得ない沖縄の人々の苦悩を描いた『孤独の島“沖縄”』（1959年12月6日）などである⁽⁴⁾。

しかし、『日本の素顔』や、テレビドラマ草創期の傑作とされBC級戦犯を題材とした『私は貝になりたい』（KRT、1958年10月31日）など少数の例外を除くと、テレビ番組で本格的に戦争関連のテーマが扱われるようになるのは1960年代に入ってからである。テレビは1950年代後半、高度経済成長を背景に普及が拡大し、1960年から翌61年にかけてテレビの受信契約件数（NHK）がラジオのそれを上回った。これは放送の主役がラジオからテレビへと移ったことを意味し、本格的な「テレビ時代」の到来を象徴する出来事であった。テレビの普及率は60年代に入るとさらに

急上昇し、東京オリンピックが開催された1964年には90%を超えた。それに伴って人びとの平均テレビ視聴時間は1960年の1時間弱から1965年には3時間近く（1日）にまで増加した。テレビ各局が、朝～昼の時間帯にいわゆる「ワイドショー」を開発して競争するようになったのもこの時期である。代表的なものとしては、『木島則夫ショー』（NET・1964年～）、『スタジオ102』（NHK・1965年～）、『小川宏ショー』（フジテレビ・1965年～）、『アフタヌーンショー』（NET・1965年～）などが挙げられる。

「8月ジャーナリズム」においても同様に、1960年代に入るとその主役がラジオからテレビへと移っていく。表1は、テレビ放送の始まった1953年から1965年までの各年の8月前半（8月1日～16日）に放送された戦争・終戦関連のテーマを扱ったテレビ番組について、本数と合計時間を示したもので

表1 戦争関連のテレビ番組
(1953～65年、各年8月1日～16日)

年	本数	合計時間量 (分)
1953	3	165
1954	0	0
1955	7	222
1956	3	90
1957	4	85
1958	6	170
1959	14	370
1960	11	272
1961	22	592
1962	10	272
1963	18	720
1964	14	672
1965	65	2940

⁽⁵⁾ある。これをみると、1950年代には放送本数がひと桁という年が続いているが、1959年に14本に増えると1960年代に入ってからはずべての年で10本以上の番組が放送されている。放送時間量も1961年、63年、64年の各年で500分以上となっている。そして「戦後20」年の節目にあたる1965年には65本、2940分というそれまでにない大規模な編成で戦争関連番組が放送されている。ラジオ、新聞の「8月ジャーナリズム」が本格的に形成されたのが1955年（戦後10年）だったとすれば、テレビの「8月ジャーナリズム」が本格化したのは、1965年（戦後20年）だったと位置づけることができる。

(2) 「受難の語り」としての「8月ジャーナリズム」

では、テレビの「8月ジャーナリズム」の元年ともいえる1965年8月（前半）に放送された戦争・終戦関連の番組はどのようなものだったのだろうか。この年の65本のテレビ番組を、番組ジャンル別の内訳でみると、最も数が多かったのは「ドキュメンタリー」の22本で、次に「討論・トーク」17本、「その他」15本、「ドラマ」8本、「映画・アニメ」3本となっている。チャンネル別では、NHK（総合・教育）が16本、民放が49本であった。民放の局別の内訳は本数が多い順に、東京12チャンネル14本、TBS12本、NET（現テレビ朝日）9本、フジテレビ9本、日本テレビ8本であった。

次に番組で扱われたテーマ・内容をみていくと、多くの番組が、戦争における日本および日本人の「被害」の側面に焦点を当てたものである。多くの番組が、戦争を日本・日本人にとっての「受難」の経験として位置づける「受難の語り」に該当する番組だったのである。ここでは、現在でも視聴できる番組や内容・テーマについての情報が比較的多く残されているドキュメンタリーとドラマに絞ってみたい。

はじめにドキュメンタリー番組では、22本のうち9本が広島・長崎の原爆を扱ったものである（表2）。これらの番組はいずれも原爆による被害の実相、生き残った被害者（被爆者）のその後の「原爆症」による苦しみなどを取り上げたもので、その後も長く制作され続ける「原爆もの」のルーツともいえる番組群である。例えば、NHKは3本のうち2本が「原爆もの」で、『現代の映像・戦後20年「ドームの20年」』（8月6日）は、原爆投下当時の姿をそのまま伝える原爆ドームに広島市民が寄せるさまざまな思いを伝える番組、『ある人生「いのちある日々」』（8月15日）は長崎で被爆し家族も失った人物が、自身も原爆症の治療を受けながら浦上天主堂の助任司祭として被爆者達のために奔走する日々を描いている。民放では、『ここに生きる「不屈の人々－1965・ヒロシマ」』（日本テレビ・8月12日）は、原爆患者の治療にあたる原爆病院院長の日々を追った番組、『ドキュメント「長崎の記録」』（東京12チャンネル・8月9日）は、被爆直後40日の長崎の様子を克明に撮影した写真を紹介し、当時の被害の実相を振り返るという番組である。これらの番組は、いずれも「受難の語り」に該当する。

「原爆もの」以外では、『カメラ・ルポルタージュ「小さな歴史」～ある疎開学童の絵日記』（TBS・8月10日）は、やはり戦争における「被害」の側面をテーマとしている。この番組は戦争末期に東京の両親のもとを離れて富山県の田舎町に集団疎開した当時小学四年生の女子児童による「絵日記」を題材にしながら彼女がどのような疎開生活を送っていたのかを描いたドキュメンタ

表2 1965年8月(1~16日)に放送されたドキュメンタリー

局	日	放送時間量 (分)	タイトル
東京12	8/3	30	ドキュメンタリー・ああ世界大戦「フィリピン攻防肉弾戦」
東京12	8/3	30	ドキュメント・日本「ヒロシマは生きている」
東京12	8/4	30	ドキュメンタリー・海ゆかば「ペリリュー島の攻防」
フジ	8/4	15	新ニッポン列島
日テレ	8/5	30	ここに生きる「不屈の人々 - 1965・ヒロシマ」
TBS	8/5	30	20世紀の記録「ヒロシマへの道」
NHK 教育	8/6	60	日本回顧録「ヒロシマ」
NHK	8/6	30	現代の映像「ドームの二十年」
フジ	8/8	30	ドキュメンタリー劇場「広島に生きる」
東京12	8/9	30	ドキュメント「長崎の記録」
TBS	8/10	30	カメラ・ルポルタージュ「小さな歴史」～ある疎開学童の絵日記
東京12	8/10	30	ドキュメンタリー・ああ世界大戦「インパール大作戦の真相」
東京12	8/10	30	ドキュメント・日本1965「生きている閣下」
NHK	8/10	30	NHK 特派員報告「東北三省(旧満州)をゆく」
TBS	8/12	30	20世紀の記録「真珠湾攻撃の前夜」
日テレ	8/12	30	終戦特集「ここに生きる 人間のきづな」～ある町医者
TBS	8/14	76	終戦20周年記念特別番組「日本の戦争」(長編記録映画)
NET	8/15	75	終戦記念番組「海兵73期生の記録」
フジ	8/15	30	ドキュメンタリー劇場「雲の上の墓標」
TBS	8/15	30	激動の昭和史「大戦の終結」
NHK	8/15	30	ある人生「いのちある日々」
フジ	8/15	30	みんなで夢を!「戦闘機“飛燕”よ!」

リー番組である。番組では、必ずしも戦争の悲惨さや過酷さだけが焦点化されているわけではなく、女兒が疎開生活を仲間達とともに健気に、時には楽しみを見出しながら送る様子が描かれている。「絵日記」のクオリティの高さもあって、番組はモンテカルロ国際テレビ祭で「最優秀歴史的ドキュメント」を受賞している。しかし番組は、子供が両親から引き離され、慣れない田舎の村で窮乏生活を強いられる姿を描いたものであり、その意味では戦争を「受難」の経験として捉えたものである。

これら以外では太平洋戦争における戦闘・攻防戦の様相を振り返る「戦記もの」と言えるような番組が目立つ。具体的には、『ドキュメンタリー・海ゆかば「ペリリュー島の攻防」』(東京12チャンネル・8月4日)、『ドキュメンタリー・ああ世界大戦「インパール大作戦の真相」』(東京12チャンネル・8月10日)、『ドキュメンタリー・海ゆかば「レイテ沖海戦」』(東京12チャンネル・8月11日)、『20世紀の記録「真珠湾攻撃の前夜」』(TBS・8月12日)などである。

表3 1965年8月(1~16日)に放送されたテレビ・ドラマ

局	日	タイトル	ストーリー(ラ・テ欄などから筆者作成)
NET	8/4	判決「ひろしまの歌」	保健婦を務める律子。東京にいる息子が殺人を犯したと知らされ、弁護士とともに駆けつけると証言者から、当日、息子が「原爆症」と告げられて自暴自棄になっていたと聞かされる。原爆症が原因となった悲劇を描く。
東京12	8/6	ヒロシマ・ある愛と死	原爆症患者の青年が、小康状態を全快と信じ、人並みの職場につく。婚約者もでき、希望に満ちた日々を送るものの、白血病で結婚式を目前に死んでしまう。実話に基づいてドキュメンタリー・タッチで描いたドラマ。
NHK	8/7	テレビ指定席「雲流れて20年」(終戦記念特集)	戦争の暗い記憶を背負いながら生きてきた元特攻隊員の物語。主人公は、戦後戦犯として巣鴨拘置所に入れられ出所後、かつての戦友の妹で恋人だった加代が、終戦の翌年ひとりの女兒を出産してすぐに死んだという事実を知らされる。
TBS	8/9	終戦記念番組「わが子よ」	長崎の思い出をいっさい立切り平凡な娘として生きていこうとしていたが、二十年目の原爆慰霊祭の様態をテレビで見たことで彼女の心境に変化が生じる。
NET	8/11	特別機動捜査隊「戦争の傷あと」	一人の高校生の死と、彼を死なせた償いに自決した旧軍人の悲劇をえがく。
NET	8/11	判決「北からの人」	在日朝鮮人の女性が、北朝鮮にいる実母の死水とりたさに漁船で密航しようとして出入国管理法違反で起訴される。日韓併合以来、半世紀にわたる「半島人」の悲劇にメスを入れる作品。
フジ	8/13	あの人は帰ってこなかった「女」(前編)	戦争未亡人の体験談をもとにして制作されたドラマ。リツは17歳で東北の寒村に嫁ぐが、夫は身籠ったリツを残して出征して戦死、二番目の夫となった元夫の弟も出征して戦死する。
TBS	8/14	土曜グランド劇場「生あらばいつの日か」	学徒兵と接客婦の間の純愛物語。地主の息子とその小作人の娘は思いを寄せあっていたが身分の差ゆえ恋は実らなかった。男は出征前、娘が廊勤めをしていることを知り2人は再会するが、娘は胸の病を患っていた。
TBS	8/15	日曜劇場「太陽がまぶしい」(前編)	戦犯容疑者として刑事に追われ続けた家族の物語。郷里の水戸に復員して、いいなずけと希望に満ちた生活を始めた主人公は、かつて上官の命令で捕虜の処刑の指揮をとらされたことがあり、彼のもとに職務局へ出頭すべしという一通の電報を受け取る。

一方、テレビドラマはこの年に放送された8本すべてが「受難の語り」に当たる。作品はいずれも、戦争に運命を翻弄され大切な家族や恋人を失ったり、出征して帰らぬ人となったりする登場人物の悲劇(=受難)が物語の軸となっている。例えば『ヒロシマ・ある愛と死』(東京12チャンネル・8月6日)は、幼い頃に広島で被爆した経験を持つ青年の物語である。二十代に成長した主人公は一度は白血病と宣告されるが、小康状態となったのを全快したと信じ、新しい職を得て婚約者もできる。しかし結婚式を目前に医師の予測通り症状が悪化して死亡するという悲劇的なストーリーである。このドラマの担当ディレクターは「戦争のために、暗い青春を送ることを余儀なくさせられた、二人の若者の姿を通して、戦後20年たつ今でも残っている戦争の爪痕を描き、戦争の

恐ろしさというものを訴えたい」と語っている。⁽⁶⁾また、『土曜グランド劇場「生あそばいつの日か」』（TBS・8月14日）は、学徒兵と接客婦の間の悲恋を描いたドラマである。地主の息子・克美とその小作人の娘・百合子は思いを寄せ合っていたが身分の差ゆえにその恋は実らなかった。やがて大学生となり学徒兵として出征することになった克美は、出征祝いの日百合子が廊で接客婦をしていると知る。二人は再会し、胸の病におかされている百合子のもとから克美は出征するという物語である。⁽⁷⁾

以上のように1965年（「戦後20年」）8月は、テレビの「8月ジャーナリズム」が本格的に形成された「原点」であったが、そこで放送されたテレビ番組の多くは戦中・戦後における「被害」の側面を何らかの形でテーマとしているものであったことが分かる。そして、テレビの「8月ジャーナリズム」はその後も、こうした「受難の語り」を基調とする性格を大きく変えることなく展開されていく。

(3) 「アジア」「加害」の後景化と「太平洋戦争史観」

テレビの「8月ジャーナリズム」の基調が「受難の語り」であったことは、反面で特にアジアにおいて日本が行った様々な「加害」の側面が後景化していたことを意味している。その様相について、ここでは1970年代のドキュメンタリー番組を例に分析したい。

1970年代の各年のテレビの「8月ジャーナリズム」のなかでドキュメンタリー番組は合計133本放送されている。この133本の番組がどのような国・場所を主要な舞台にしたかを把握するために、新聞のラ・テ欄やテレビ雑誌での記述や紹介記事の情報などを参照しながら主要な舞台・撮影地となった地名（国名）を抽出し、それらを国・地域別に集計した結果が表4である。⁽⁸⁾

このデータからはいくつかのことを読み取ることができる。第一は、番組の主要舞台・撮影地として日本が圧倒的に多いことである。日本の登場回数は109回と全体の7割近く（68%）を占めている。内訳は「広島・長崎」があわせて46回、「広島・長崎」以外が63回で、4割以上が「原爆もの」の番組だったことが分かる。背景には、地理的・物理的事情等による取材・撮影のしやすさやテーマとしての取り上げやすさやなどの諸要因があると考えられるが、いずれにせよテレビドキュメンタリーでは日本が主要な舞台・撮影地となった番組が圧倒的に多かったのである。また「原爆もの」の番組のほとんどが内容的には被爆に伴う「被害」を焦点化した「受難の語り」であったが、「原爆もの」以外、すなわち広島・長崎以外が舞台・撮影地であった番組も、空爆、沖縄戦、特攻隊、学童疎開、戦後の混乱・窮乏などをテーマとした番組が多くを占めている。つまり、日本を舞台にした番組の殆どは日本・日本人の「被害」の側面を取り上げる「受難の語り」に該当する番組であった。⁽⁹⁾第二は、日本が多いことの裏返しとして外国が少ないことである。主要な舞台・撮影地となった外国は、アジア地域、オセアニア（太平洋）地域、その他に大別されるが、⁽¹⁰⁾アジア地域は24回、オセアニア（太平洋）地域は12回である。それ以外は、アメリカ（本土）が2回、ロシア（サハリン）、ドイツが各1回となっている。そして、これらの外国が主要舞台・撮影地となった番組も、実は多くが日本・日本人の「被害」の側面を取り上げた番組である。例えば、中国は主要舞台・撮影地として6回登場しているが、これらの番組は、舞台・撮影地が中国であっても内容的には日本人の兵士や市民が戦中・戦後に体験した「被害」の側面がテーマとして扱われた番組である。すなわち、開拓団として旧満州に渡った日本人の辿った悲劇的な歴史を描いた

表4 ドキュメンタリー番組の主要な舞台・撮影地
(国・地域名)
(1970～1979年の各年8月1～16日)

国名(地名)	数
日本(広島・長崎)	46
日本(広島・長崎以外)	63
中国	6
ベトナム	6
ソロモン諸島(ガダルカナル)	5
台湾	2
韓国	2
マレーシア	2
タイ	2
アメリカ(本土)	2
アメリカ(ハワイ)	2
アメリカ(サイパン)	2
ミクロネシア連邦(トラック諸島)	2
シンガポール	1
インドネシア	1
フィリピン	1
ミャンマー	1
パプアニューギニア	1
ロシア(サハリン)	1
ドイツ	1
合計	159

※現在の国名・地域名

「終戦記念特集 満州に消えた日本人～旧満州国の民衆史」(テレビ朝日、8月3日)、中国・満州からの日本人の引き上げの苦難を取り上げた「報道特別番組 昭和20年8月15日 中国大陸」(フジテレビ、1975年8月15日)、「終戦記念日特集 女たちの旅路」(NHK、1976年8月15日)、そして前途を有望視されていたが徴兵され中国戦線で病死した日本人画学生を主人公にした「空白のキャンバス 戦没画学生の記録」(NHK、1977年8月15日)などである。中国以外のアジア諸国についても同様で、番組の主要舞台・撮影地になってはいても、多くの場合、主要登場人物は日本人兵士や民間人であり、彼らが戦争で味わった過酷な体験や悲惨な出来事が題材となっている。そして逆に、わずかな例外を除いて、日本や日本人がアジアを中心とした諸外国において行った「加害」の側面を正面から主題的に取り上げた番組はない。

さらに第三は、これらのドキュメンタリーで表象される「戦争」とはどの戦争なのかという問題に関わっている。第二次世界大戦期に日本が関わった戦争には、「日中戦争」「大東亜戦争」「十五年戦争」「太平洋戦争」などさまざまな呼称があり、それぞれが含意する戦域や時期が異なっている。また、それぞれの呼称は戦争に対する歴史認識や政治的・思想的立場を反映

してきているため、これまで様々な議論の対象となってきた。特に「太平洋戦争」は、戦後にアメリカ側が日本に普及させたものであり、アメリカの戦った戦争をアメリカの立場から正当化するための歴史観が表れているという点や、戦域を太平洋地域に限定しているために中国やその他アジア諸国での戦線や対日抗戦、日本による台湾・朝鮮半島での植民地支配などが捨象されてしまうという問題点がかねてから指摘されてきた(=「太平洋戦争史観」⁽¹¹⁾)。データから読みとることができるのは、番組で表象される「戦争」の多くがアメリカとの戦争であり、その意味で「太平洋戦争史観」が色濃く反映した形になっているということである。先にも見たように、番組の主要舞台・撮影地としては日本が圧倒的に多く、そこでは原爆や空襲、沖縄戦、特攻隊、学童疎開、戦後の混乱・窮乏などのテーマが扱われている。つまり、その殆どはアメリカとの戦争に関わる内容であった。また、外国が主要舞台・撮影地になった番組の多くも同様である。特にオセアニア地域は12回であるが、その内訳はソロモン諸島(ガダルカナル)5回、ハワイ2回、サイパン2回、パプアニューギニア1回、ミクロネシア連邦(トラック諸島)

1回となっており、いずれも日本軍とアメリカ軍とのあいだで激しい戦闘が行われた場所である。

以上の分析から、①1970年代のテレビドキュメンタリーの多くが、日本・日本人の「被害」の側面に焦点を当てていたこと、②アジアが登場することが少なく、登場したとしても殆どの場合、日本人（兵士、民間人）の「被害体験」の現場として登場していたこと、③番組上で表象される「戦争」は多くの場合、日本・日本人に甚大な被害をもたらしたアメリカとの戦争（＝「太平洋戦争」）を意味していたこと、④そうしたことの裏返しとして日本・日本人による「加害」の側面は後景化されていたことが分かった。

3. 「加害」という主題

(1) アジアからの眼差し

しかし、以上のような日本・日本人の「被害」の側面ばかりを取り上げる「8月ジャーナリズム」へのある種のアンチテーゼとして、1970年前後以降、日本・日本人による「加害」の側面にも少しずつ光が当てられるようになる。例えば1969年8月、朝日新聞は「平和を考える」というシリーズ（4回）を連載しているが、その4回目に寄稿した長洲一二（経済学者）は日本の「加害性」に触れて次のように言っている。

思えば戦後の非戦の決意も、もうこりごりだ、自分は二度とまき込まれたくないという被害者感覚は強烈であったが、十五年戦争での私たちの巨怪な加害者の意識は希薄だった。最大の加害の対象だった中国人には、希薄どころか、逆にあらわな敵意を示しつつづけた。私たち日本人の戦争責任は、戦後責任としても、未決のままなのである。⁽¹²⁾

この時期、新聞各紙は「社説」においても少しずつ「加害」に言及するようになる。朝日新聞は1970年8月15日の社説で、経済大国と呼ばれるようになった日本に対してアジア諸国で軍国主義復活を懸念する声広がっていることを指摘、「東南アジアの民衆が日本をそう見るのは、戦前の日本による被侵略の苦い体験」があること、また「侵略戦争をはじめた政治の責任者が、いまなお政治の第一線に動いている」事実が関係していると書いている。これは新聞（全国紙）の社説が日本の「加害性」に言及した初めてのケースである。⁽¹³⁾朝日新聞は翌1971年8月15日の社説でも、アジア諸国で浮上している「日本軍国主義論」が「わが国の庶民がもはや被害者の回想の域にとどまることを許さない。庶民自身も加害者の一部ではなかったのか、しかも、またもや加害者になるのではなかろうか、という疑問をつきつけられている」としている。このように当時の「8月ジャーナリズム」においてはアジア諸国からの日本への不信感という「外からの目」を意識することを通じて、日本が戦後長く自らの加害性を忘却してきたことへの自覚と反省が徐々に生じていった。

実際この時期には、アジア諸国の日本への不信が様々な形で噴出していった。例えば、中国の周恩来首相が1970年4月に北朝鮮を訪問した際の「中朝共同声明」は「日本軍国主義はすでに復活しアジアの危険な侵略勢力となっている」と日本を批判、周首相はこれ以外にも度々日本の軍国主義復活を懸念する趣旨の発言を行っている。こうした日本批判は、東南アジア諸国にも広がっていく。1972～74年にはタイで大規模な日本製品の不買運動など起こったほか、1974年1月の田中角栄首相の東南アジア歴訪ではタイやインドネシアで大規模なデモが発生、日本大使館や日系企業が

襲撃されるなどの暴動へ発展した。こうした反日運動は一義的には日本の経済的なプレゼンスが高まり過ぎることや日本の企業人（＝エコノミック・アニマル）の尊大で自己中心的なふるまい等に対する反発の動きだったが、背景には戦時中の日本の侵略行為をめぐる記憶や日本が再び軍事大国化するのではないかという不信感があつた。⁽¹⁴⁾

(2) ベトナム戦争における「加害性」

「加害」の問題が意識化されていく過程でもうひとつ大きな意味を持ったのはベトナム戦争であった。1964年の「トンキン湾事件」をきっかけとして、アメリカは1965年2月以降、ベトナムへの軍事介入を強め空爆（北爆）を本格化させていく。日本国内では同年3月以降、ベトナム戦争に反対する署名やデモなどの運動が展開されるようになり、4月にはベ平連（ベトナムに平和を！市民文化団体連合）⁽¹⁵⁾が発足、反戦運動は拡大していく。当初、日本でのベトナム反戦運動は、「ベトナム人がかわいそう」「アメリカ軍は非人道的なのではないか」といった素朴な同情や疑問に基づくものであったが、戦線が拡大し世界各国でも反戦運動が盛り上がっていくなかで、運動は次第に日米安保体制や在日米軍基地のあり方を疑問視するものへと変容し先鋭化していった。⁽¹⁶⁾沖縄の米軍基地がベトナム爆撃の前進基地・兵站基地として機能していることが誰の目にも明らかになっていったこともそうした傾向に拍車をかけていった。マス・メディアもベトナム戦争の状況を積極的に報道した。⁽¹⁷⁾新聞や雑誌が活発に連載や特集などを企画したほか、テレビでもベトナム戦争の現状を伝える報道番組や特集番組が数多く放送された。ベ平連の発足者の一人、小田実はそのマス・メディアの報道について次のように言っている。

戦争はまず新聞、雑誌、本、テレビジョンなどのジャーナリズムの活動を通じて人々の視界に入って来た。戦争の記事や写真はしょっちゅう人びとの眼に触れるところに出ていたし、「従軍戦記」もいくつか「ベスト・セラー」になっていた（「ベ平連」の直接の関係者の著作だけについて言えば、開高健の『ベトナム戦記』）。ことに、そのころのはやりの言い方を使って言えばテレビジョンが戦争をお茶の間に持ち込んだ。⁽¹⁸⁾

ベトナム戦争を伝えた代表的な番組としては『時のうごき—ベトコン地帯に行く』（NHK、1965年4月10日）、『「この奇妙な戦い」—ベトナム戦線に行く』（東京12、1965年4月12日）、『ベトナム海兵大隊戦記』（日本テレビ、1965年5月9日）、『「報道特別番組 ドキュメント ハノイ田英夫の証言」』（TBS、1967年10月30日）などが挙げられる。⁽¹⁹⁾こうしたなか、国民の世論はアメリカによるベトナム介入に対して拒否感を強めていく。1965年8月に『朝日新聞』が実施した世論調査では北爆に反対という意見が75%に達している。⁽²⁰⁾こうした世論は、日本人の多くが必ずしも北ベトナムや南ベトナム解放戦線を支持していたことを意味するわけではなく、むしろ日本が米軍基地の存在ゆえに戦争に巻き込まれるのではないかという危機意識に基づくものであった。しかし、「ベ平連」の「殺すな」というスローガンが示すように、日本人のあいだには市民が戦争に再び巻き込まれるという「被害」への懸念だけでなく、基地を通じて日本と日本人がベトナム戦争に「加担」しているという「加害」の意識への自覚も生まれていた。そして反戦のためには、その「加害」を強いる政治的な力に対する不服従と抵抗を試みるべきだと提起する小田実や鶴見俊介ら

の議論が一定の説得力を持つようになっていた。そして、そうした議論の中から、ベトナム戦争における日本・日本人の「加害性」のみならず、アジア太平洋戦争における日本・日本人の「加害性」に目を向けようとする姿勢が生み出されていった。小田は『展望』1966年8月号に寄稿した「平和の倫理と論理」のなかで、日本人が戦争で味わった「被害者体験」が戦後における日本人の「絶対平和主義的な発想、思考方法」の基礎を作ったことを認めつつ、他方で、そうした「被害者体験」が強固であり過ぎるゆえに、自らが「戦争遂行者の一員」であり「加害者」でもあった意識の欠如をもたらしてきたと指摘して次のように言っている。

戦後二十一年の歴史のなかで、私たちは数えきれないほどの数のさまざまな戦争体験の記録をもつが、そのほとんどすべてが、ことばをかえて言えば、被害者体験の記録だった。学生の記録があった。農民兵士の記録があった。家庭の主婦の記録があった。疎開学童の記録があった。あるいは、海外引揚者の記録。そのどれにも悲惨な被害者体験がみちている。その自然な結果は、戦争体験というと、被害者体験をさし、それ以外のものをささないという視点の形成であろう。……戦争をまともに問題にすることをぬきにして平和が考えられないように、加害者体験をぬきにして被害者体験を話すことはできないし、ひいては平和そのものを語ることはできない。⁽²¹⁾

このような戦争における「加害」の問題、あるいは戦争において「被害性」と「加害性」が分かちがたく結びついているという両面性への認識がベトナム戦争を契機として生まれ、その結果として日本・日本人の「加害」という主題がこの時期に様々な形で提起されることにつながっていった。

4. 「8月ジャーナリズム」における「戦争加害」という主題の形成

(1) 韓国・朝鮮人に対する「加害」

① 元日本軍在日韓国人傷痍軍人・軍属

それでは、以上のような「戦争加害」という主題は、「8月ジャーナリズム」のなかではどのように出現していったのだろうか。ここではテレビを例にして、幾つかの代表的な番組を取り上げながらみていきたい。テレビで日本の「戦争加害」を主題的に取り上げた先駆的な番組として知られるのが『忘れられた皇軍』（日本テレビ、1963年8月16日）である。この番組は、民放初のドキュメンタリー枠として知られる『ノンフィクション劇場』（1962～68）で放送されたもので、プロデューサーは牛山純一、演出は大島渚、脚本は早坂暁であった。

番組が取り上げたのは元日本軍在日韓国人傷痍軍人・軍属の補償問題である。戦時中に「日本人」として日本軍に従軍した朝鮮人の軍人・軍属は約24万人、このうち2万人余りが戦死・不明となった。復員後、1952年のサンフランシスコ条約発効とともに彼らは一方的に日本国籍を剥奪される。「外国人」となった彼らは、日本人の傷痍軍人やその遺族であれば受けられる軍人恩給や援護法（戦傷病者戦没者遺族等援護法）などの対象外となる。番組は補償を求めて首相官邸、外務省、大韓民国代表部へ陳情を行ったり、街頭で支援を訴える17人の元軍人・軍属の姿を描いた。

番組の冒頭は、主人公的な人物である徐さんの顔のアップから始まる印象的なシーンである。戦争で両目を失い、片手を失った徐さんはサングラスをかけ義手をつけ、電車の車内で支援を訴えて

いる。徐さんは歩きながら「車内のみなさま、この醜い白衣の姿をさらして申し訳ありません。わたしは両眼を無くし、片腕を無くし……お願いを申し上げます、どうかご理解あるご支援をお願いいたします。」と訴えるが、車内の乗客たちは無関心を装ったり戸惑う表情を見せるばかりである。戦後18年が経過して東京オリンピックの開催を翌年に控えた日本では、すでに戦争そのものが過去のものとなりつつあり、元日本軍在日韓国人の傷痕軍人の存在はまさに「忘れられた皇軍」となっていた。そのことを象徴するシーンである。番組は徐さん達17人が日韓両政府からたらい回しに合う様子を追っている。首相官邸では首相への直接陳情を申し入れるも断られ、外務省では、戦後補償問題については、まもなく締結される日韓基本条約で日本政府は韓国に一括して補償するはずだから韓国政府（代表部）に掛け合うようにと言われる。しかし、徐さん達は韓国代表部でも要求を断られる。ナレーションが次のように言う。「祖国の答えはこうだ。あなた方の傷は日本のために受けたものだ。韓国に責任はない。日本政府に要求すべきことだ。確かに韓国にとって韓国の傷痕軍人とは同じ民族が南北に分かれて争った動乱の不幸な犠牲者のことを言うのであろう」。そして番組は、通りを白装束で歩く徐さん達17人の姿を映し出したあと、「…この人たちは何も与えられていない。私たちは何も与えていない。日本人たちよ、私たちよ、これでいいのだろうか？ これでいいのだろうか？」というナレーションによる強い調子の問いかけのもと、再び冒頭と同じような徐さんの顔を大写しにした映像で閉じられる。

朝鮮や台湾出身者の旧日本軍軍人・軍属には徴兵された者も志願者もいた。しかし、いずれにしても祖国とは異なる国のために戦い、傷を負い、戦後になって補償を受けられない彼らは、日本による植民地支配という構造的な暴力の犠牲者である。その意味でこの問題は日本の「戦争加害」に関わる問題である。しかしこの問題は、当時の日本では知られておらず、新聞報道でも殆ど取り上げられることはなかった。この番組の演出を担当した大島渚自身、番組を制作する前は在日韓国人傷痕軍人の存在を知らなかったという。⁽²²⁾大島は、日本の「加害」の問題としての彼らの補償の問題を広く知らしめたいという番組の制作意図について次のように書いている。

私は、この人達の無残な傷口や、悲惨な生活を全ての日本人に見てもらいたいと思って、それを映像にとらえたのであるが、それらにもまして私が何としても映像にとらえたい、そしてその映像によって全ての日本人の胸に突き刺さりたいと思ったのは、この人達の体の傷口や生活よりももっと無残でもっと悲惨なこの人達の心の傷口であった。その表現がデモ行進の果ての酒宴における内輪喧嘩と、眼のない眼からこぼれる涙になったのは、テレビを観てくださった人達は判っていただけと思う。⁽²³⁾

② 韓国・朝鮮人被爆者

『忘れられた皇軍』は、1960年代に「戦争加害」の問題をテーマとして取り上げた先駆的な事例であり、「8月ジャーナリズム」のなかでも例外的な番組であった。しかし、1970年代に入ると「8月ジャーナリズム」においても少しずつ「加害」に関わる問題に光を当てる記事や番組が出現し始める。そのなかでも、1970年代前半に比較的多く取り上げられたのが韓国・朝鮮人被爆者の問題であった。1945年8月当時、日本には「日本人（皇国臣民）」化されていた韓国・朝鮮人が約220万人いたとされる。そのなかで広島、長崎で被爆した韓国・朝鮮人被爆者の正確な数は不明で

あるが、韓国原爆被害者協会の推計値では広島、長崎合わせて約7万人が被爆、生存者の多くは戦後、朝鮮半島に帰国したとされる⁽²⁴⁾。しかし彼らは、1957年の原爆医療法、1968年の原爆特別措置法などによる被爆者への特別医療・社会保障の対象とはならず、日本人被爆者よりもさらに厳しい状況に立たされることになった。

この韓国・朝鮮人被爆者の問題は、1970年代に入るとテレビ番組で取り上げられるようになる。その嚆矢となったのはNHKの『NHK特派員報告「埋もれた26年—韓国の原爆被爆者」』（1971年8月10日）である。この番組は「韓国では被爆者問題はほとんど社会的な関心を呼ばず、朝鮮動乱の多くの被災者をかかえている政府としては、原爆被災者だけに特別な救済策をとることができないという立場をとっている。被爆者たちは日本やアメリカの政府からの補償もなく、ひっそりと、苦しい闘病生活を続けている」という韓国の実情、「わずか数人の関係者で運営されている韓国被爆者援助協会活動ぶりや、二十六年ぶりに広島、長崎を訪れた同協会会長の言動などを通して、韓国の原爆被災者の実態⁽²⁵⁾」を紹介するものであった。また、TBS系列の『JNNニュースデスク』でも1972年8月8日に「朝鮮人被爆者の実情」と題した特集が組まれている。

そして韓国・朝鮮人被爆者の問題を、日本による植民地支配や強制連行、戦後の在日韓国朝鮮人に対する差別などの問題などと合わせて最も積極的に取り上げたのが『11PM』（日本テレビ系列）である。『11PM』では1972年から77年にかけて断続的に8月に韓国・朝鮮関連のテーマを特集している。1972年8月14日には「戦後日本の大空白・朝鮮問題」として「明治以降の日本の朝鮮侵略から併合への足どりと、それに対する朝鮮人民の抵抗、そして現在に至る在日朝鮮人への差別を描きながら「三・一独立運動」、関東大震災や第二次大戦時の「強制連行」などの苦難の中から生き残った人たちの衝撃的な証言を聞く⁽²⁶⁾」という内容であった。また1973年8月13日には「日帝36年—韓国・朝鮮と日本」と題して放送、日本の植民地支配や抗日運動を取り上げた韓国のテレビ番組や映画を紹介するとともに、三・一独立運動、創氏改名、戦後の日韓国交正常化交渉などについて資料と証言で検証した。さらに1976年にも「終戦記念日特集 韓国人原爆被爆者」（8月16日）を放送、1977年には「終戦記念日特集 アジアは見つめる！！日本の戦後」というタイトルで「韓国国民の歩んできた苦難の道をふりかえると同時に、戦後の学習指導要領によって戦争責任があいまいになっていく過程を明らかにする⁽²⁷⁾」という内容の特集を放送している。この一連のシリーズを企画した日本テレビの都築忠彦ディレクターは、企画意図について「終戦記念日を迎えるたびに、原爆などの被害者として日本がクローズアップされる。しかし、韓国で取材していると、日本こそ加害者なのだ、と強く感じた」として「戦争加害」を焦点化する問題意識があったことを語っている⁽²⁸⁾。

(2) 中国での「戦争加害」

一方、中国での「戦争加害」をテーマにした1970年代の番組としては、旧日本軍の関東軍731部隊による細菌兵器開発のことを取り上げた『テレビルポルタージュ 魔の731部隊』（TBS、1975年8月10日）、『テレビルポルタージュ 続魔の731部隊』（TBS、1976年8月15日）が挙げられる。731部隊（隊長＝石井四朗中将）は、チフス菌、コレラ菌、炭そ菌等を大量生産して主として中国人を対象とした人体実験を繰り返したり、細菌兵器としての効果を試すために実戦で使用するなどしていたとされる。終戦直後からうわさや断片的な情報等は存在したものの、全体像やそ⁽²⁹⁾

の詳細については戦後30年以上が経過した当時（1970年代半ば）にも殆ど知られていなかった。番組では、ハバロフスク裁判の記録などを手がかりにして3000人余りもいたといわれる731部隊の元隊員リストを作成、それをもとに戦後国内で沈黙を守ってきた元隊員を訪ねてインタビューをしていく。当時の状況や旧満州のハルビン郊外にあった部隊の建物などは資料映像や地図、想像図などで表現され、番組の中心は国内で撮影された元隊員へのインタビューである。番組には多くの元隊員のインタビューが登場する。例えば、1941～43年に部隊で製造部長をしており、ハバロフスク裁判でも重要証言をした川島清は次のように証言する。

聞き手「731部隊では人体実験をやっていたのですか」

川島「多少はやっていたようです」

聞き手「川島さんはご覧になったことはないのですか」

川島「いいえ、ありません。私の方は細菌などを作るほうですから」

聞き手「監獄はあったのですか」

川島「監獄というか、収容所みたいなのはあったんですけど」

聞き手「人体実験は止むを得ないものなのですか」

川島「出来たらやりたいでしょうねえ、でもこの問題はあまり話したくないんですよ」

また、医学者（血清学）で嘱託として部隊に一時期関わっていた秋元寿恵夫は、部隊で馬の血清を人体に入れて反応を見る実験について証言している。

聞き手「馬の血清を入れると囚人達は苦しそうな顔をするんですか？」

秋元「ええそうです」

聞き手「何人かは死んでいくわけですね」

秋元「何人かではなくて、確実に死ぬのです。死ぬまでやるのです、どのくらいやったら死ぬかを見るんですから。」

秋元「……私の言いたいことは、あの中の大部分は医者です。医者という者が、人体実験は自分達にだけ許された特権だと思っていることです。たとえば、生体解剖でも生きたまま解剖すれば、死体解剖ではわからないところが分かってくる。そんな専門家気質というか特権意識みたいなものが、人体実験に駆り立てたといっているんですよ。」

番組の反響は大きかった。1976年8月15日の続編の放送後、米ワシントンポストが11月18日の紙面で一面トップ記事として番組を紹介したことから諸外国でも注目されることとなり、英語版が制作されてアメリカや中国、ヨーロッパ各国で放送された。⁽³⁰⁾この番組に迫力と説得力をもたせたのは、いわゆる「突撃インタビュー」の手法である。制作した吉永春子（ディレクター：当時）によれば、インタビューではできるだけ、事前にアポイントを取ることなく本人を訪ねるようにしたという。⁽³¹⁾ただし、どういう場所で何をどう聞くのか、反論の材料も含めて入念な計算と準備をしたうえで「突撃インタビュー」は実施された。通常4～5人という人数で行動するテレビクルーは取材現場に不自然で非日常的な雰囲気・状況を生み出してしまいが、吉永は逆にそうした大人数のテ

レビクルーとテレビカメラの存在を、相手に対するある種の圧力として利用することで証言を引き出そうとしたのである。

今までマイナスでしかなかったテレビ取材の仰々しい大部隊を、プラスの方向に変えて取材をしたらどうか。大げさにいえば、凶器であったテレビカメラを武器にしたらどうか。つまり大部隊の圧力を圧力として相手に向かってゆく。そこで新たに何かの現象が生れるはずである。……取材は何気なく、普通にといい、緊迫感を避けてきた。むしろ必然的につきまとうテレビカメラを、武器として押したてることこそ、私たちのテレビ“ルポ”ではないか。⁽³²⁾

このように、この番組は1970年代の「8月ジャーナリズム」のなかでも、テレビがテレビのメディア特性を生かしながら「戦争加害」の問題に正面から取り組んで一定の影響力を発揮し得た数少ない先駆例となった。

5. 結語

以上みてきたように、1950年代に形成された「8月ジャーナリズム」では、当初から戦争の「被害」の側面を焦点化する「受難の語り」が基調であったものの、1970年代には少数ながら「戦争加害」を扱う記事や番組も登場していた。そしてそれらは「8月ジャーナリズム」のその後の展開のなかで、メインストリームに対する伏流水のようなテーマ系として受け継がれていくことになる。しかし、この時期の「戦争加害」に関連する報道はいわば萌芽的なものにとどまっており、幾つかの点で限界があったことも事実である。

第一は、「8月ジャーナリズム」のなかで圧倒的に少数だったことである。1960～70年代にかけて「戦争加害」を主題的に扱った報道は、少なくともテレビ番組では本稿で取り上げたものがほぼすべてである。⁽³³⁾ そのことは、主題としての「戦争加害」が、当時の「8月ジャーナリズム」において極めてマイナーなテーマであったこと、そもそも多くの現場の記者や制作者たちの視野には入っていなかった可能性があることを意味している。戦後30年の節目にあたる1975年の8月16日付読売新聞夕刊（文化面）で、台湾出身のアジア史学者・戴国輝は日本の「8月ジャーナリズム」における「受難の語り」への「偏向」を批判して次のように書いている。

この間ずっと脳裏から去らない懸念は、何故日本人は、かくもアジア民衆に対して加害意識が稀薄なのか、そのよってくるものは一体何なのか、である。……戦後間もなく、一億総懺悔で、一遍水に流した気持ちもあってか、心ある人びとでさえ、戦争責任の論理構造をうまく整理できないでいるようだ。また、思うに順風号が潮流にうまく乗って以来、民衆側に立って戦争体験を総括した先生方も、自らの被弾圧体験と史観に基づいて被害者体験一色にそれを塗り込んでしまった。民衆の悲劇好みと、原爆の被爆体験は、経済成長の進展とともに、先の一括してくぐられた被害者体験を増幅させた。そして毎年、夏に入ると日本のマスコミは一致して戦争の意味を問い返し戦争体験の喧伝にエネルギーを割く。しかしその費消したエネルギーに見合うほどの本質的な成果をあげられないままに次の年へと移して今日に至る。⁽³⁴⁾

戴が指摘するような当時の雰囲気の中で、主題としての「戦争加害」は、『忘れられた皇軍』の大島渚、『11PM』のシリーズの都築忠彦（日本テレビ）、『魔の731部隊』の吉永春子（TBS）などごく限られた制作者達の問題意識の対象ではあり得てもそれ以上のものではなかったと考えられる。そしてそれゆえに、報道はあくまでも極めて少数かつ散発的なものにとどまったのであり、個別の番組が話題を呼ぶことはあったとしても、そこから「戦争加害」を大きな社会的なアジェンダとして設定し発展させるには至らなかったのである。

第二は、このこととも関わるがこの時期に取り上げられた「戦争加害」に関するテーマが極めて限定的であったことである。例えば韓国・朝鮮人に対する「加害」で取り上げられていたのは主として在韓被爆者の問題である。現在に至るまで大きな議論の対象となっているいわゆる「強制連行」、「徴用工」などの問題はごくわずかに取り上げられていたが、「従軍慰安婦問題」については全く扱われていない。また中国に対する「加害」では、731部隊の問題以外は殆ど登場せず、重慶爆撃、旅順虐殺事件、南京大虐殺などについては全く触れられた形跡がない。さらに朝鮮半島、中国以外のアジア諸国における日本の侵略行為などの「戦争加害」についてもこの時期の「8月ジャーナリズム」において主題として取り上げられることはなかった。

このような、初期から1970年代に至る時期の「8月ジャーナリズム」における「戦争加害」という主題の過小と限定性は、当時の日本の社会的雰囲気や日本人の戦争観を反映したものであったと同時に、その後の日本人の戦争に関わる「集合的記憶」の形成と再生産に小さくない影響を与えたものと考えられる。「8月ジャーナリズム」のなかで、「戦争加害」という主題が比較的積極的に取り上げられ、その中で様々な問題や論点が検証の遡上に上るようになるのは1990年代以降である。1970年代に浮上した「戦争加害」という主題が、その後の「8月ジャーナリズム」の展開のなかでどのように継続し、発展していったのかについては稿を改めて検討することとしたい。

注)

- (1) 橋本明子『日本の長い戦後 敗戦の記憶・トラウマはどう語り継がれているか』山田由美訳・みすず書房 2017年、桜井均「テレビドキュメンタリーと戦争——何が描けなかったか」『月刊 民放』8月号 2014年。ジョン・W・ダワー『忘却のしかた、記憶のしかた 日本・アメリカ・戦争』岩波書店 2013など。
- (2) 仲村祥一・田宮武ほか「テレビドキュメンタリーの夜明・「日本の素顔」と「二十世紀」」『YTV Report』8月号 1968年。
- (3) 「一億総白痴化」という言葉は、1956年11月放送の日本テレビ『何でもやりますョウ』の内容に対する識者の批判の言葉から生まれたとされる。翌57年の『週刊東京』で評論家・大宅壮一は「テレビにいたっては、紙芝居同様、いや、紙芝居以下の白痴番組が毎日ずらりと並んでいる。ラジオ・テレビという最も進化したマスコミ機関によって、“一億総白痴化”運動が展開されている」と書いた。NHK編『20世紀放送史上』p403参照。
- (4) 『日本の素顔』の放送記録・テーマ等の詳細については、宮田章「現実が「コンテンツ」になった時」NHK放送文化研究所編『放送研究と調査』8月号 2014年を参照。
- (5) 新聞各紙の「ラ・テ欄」、『週刊テレビガイド』等のテレビ雑誌、NHKの番組についてはインターネット上に公開されている番組確定表データベース「番組タイムマシーン」等のデータ、記述を参考にして筆者がデータを抽出・集計したもの。但し、対象は地上波で全国放送された番組に限定されている。また

ニュース番組は内容の詳細が分からないため対象外、15分以下のミニ番組も対象外としている。

- (6) 『週刊テレビガイド』1965年8月6日号 p100。
- (7) 『週刊テレビガイド』1965年8月13日号 p84-85。
- (8) 番組の主要舞台・撮影地が複数ある場合には複数カウントしている。参照可能な情報に限りがあるため、ここで抽出した以外にも主要舞台・撮影地になった場所が存在する可能性があることは否定できない。
- (9) 特攻隊や沖縄戦なども「被害」を焦点化したテーマと考えることができる。日本軍の理不尽で無謀で無責任な戦争・戦術に否応なく組み込まれ、過酷な状況に晒されたり、犠牲を強いられたりした日本兵や、その巻き添えになった日本人の被害が中心的に描かれているためである。
- (10) ここでは国連の世界地理区分（統計用標準国・地域コード＝UNM.49）を準用する。同区分では世界を6の大州（アフリカ、アメリカ、南極、アジア、ヨーロッパ、オセアニア）と、さらにそれを細かく分けた小地域に分類している。番組の主要舞台・撮影地のうち、ハワイは「ポリネシア」、サイパンは「マイクロネシア」、ソロモン諸島、パプアニューギニア、マイクロネシア連邦は「メラネシア」でいずれも大州では「オセアニア」に分類される。
- (11) 吉田裕『日本人の戦争観』岩波書店 1995年 p35。
- (12) 『朝日新聞』「平和について考える④」1969年8月15日夕刊。
- (13) 吉田裕、前掲書 p152、根津朝彦「戦後8月15日付社説における加害責任の言説分析」『季刊 戦争責任研究』第59号 2008年春季号 p70。
- (14) 日本の軍事予算はGDP比1%以下に抑制されていたが、その額は個々のASEAN諸国の軍事費の10倍以上にも達していた。井原伸浩「1970年代の東南アジアにおける非経済的な日本イメージの悪化要因」『言語文化論集』第38巻・第1号 2016年。
- (15) 1966年10月に「ベトナムに平和を！市民連合」に改称した。
- (16) 大野光明「越境する運動と変容する主体—ジャテックの脱走兵支援運動・米軍解体運動を中心に」『Core Ethics』Vol.4 2008 p38。
- (17) ベトナム戦争に関連する新聞、雑誌、書籍などマス・メディアの報道については、市橋秀夫「日本におけるベトナム反戦運動史の一研究—福岡・十の日デモの時代（1）—」『日本アジア研究』第11号 2014年3月参照。
- (18) 小田実『「ベ平連」・回顧録でない回顧』第三書館 1995年 pp33-34。
- (19) 荒瀬豊・稲葉三千男「ヴェトナム戦争と日本のマスコミ—質と量にみるその変化の過程」『世界』1966年8月号参照。『ベトナム海兵大隊戦記』は解放戦線側の少年が南ベトナム兵に銃殺され首をはねられるシーンなどが残虐な内容が含まれていたことから、政府から圧力がかけられ、再放送や予定されていた第2部、第3部の放送が中止に追い込まれたことでも知られている。
- (20) 『朝日新聞』1965年8月24日朝刊。
- (21) 小田実「平和の倫理と論理」『「難死」の思想』岩波書店 2008年 p66, 71。
- (22) 大島渚「特別寄稿 忘れられた皇軍」『朝鮮人』316号 1965年 p112。
- (23) 大島渚、同上、p115。
- (24) 韓国・朝鮮人被爆者問題については、辛亨根・川野徳幸「韓国人原爆被爆者研究の過程とその課題」『広島平和科学』34 2012年を参照。
- (25) 『朝日新聞』1971年8月9日朝刊 ラ・テ欄。

- (26) 『読売新聞』1972年8月14日朝刊 ラ・テ欄。
- (27) 『朝日新聞』1977年8月15日朝刊 ラ・テ欄。
- (28) 『読売新聞』1973年8月13日朝刊 ラ・テ欄。また、都築は別のエッセイにおいて「韓国＝朝鮮問題は、まことに忠実な日本人の鏡であり、そこにこそ日本の真の姿が写し出されているのだが、この隠微な差別の長命なことの中にも、日本人の国民性と戦後社会の本質が如実に露呈しているように思える。」と書いている。都築忠彦「「韓国＝朝鮮問題」考－11PM『日帝36年』の体験から」『新聞研究』369号1982年p61。
- (29) 秋山浩「細菌戦は準備されていた！」『文芸春秋』33(15)1955、森田廣「帝銀事件と細菌部隊」『文芸春秋』43(6)1965、本多勝一『中国の旅』朝日新聞社1972など。
- (30) 吉永春子「「石井最近部隊」被験者の証言」『諸君』14(9)1982年9月。
- (31) 吉永春子「テレビカメラよ、武器であれ」『新聞研究』322号1978年。
- (32) 吉永春子、同上 p50。
- (33) ニュース番組の中の一企画や、番組の中の一部で「戦争加害」を扱ったものがあつた可能性があるが、今回のデータからは確認し得ない。今回の分析対象は、あくまでもタイトルや関連データ、記事などから内容を明示的に判断できるものに限られている。
- (34) 戴国輝「戦後30年 アジアからの視点」『読売新聞』1975年8月16日夕刊「文化面」。

中国フォトジャーナリズム黎明期の報道写真価値[®]

蔡 昕悦*

1 序論

フォトジャーナリズムは『International Center Of Photography Encyclopedia Of Photography』においては「Photojournalism」と表記され、「フォトジャーナリズムの範囲は幅広く、ニュース、戦争、特集、記録写真を含む。すべてのフォトジャーナリズムは写真と文章によって構成される⁽¹⁾」と定義されている。中国における「Photojournalism」の訳語は二つある。一つは中国人民大学新聞学院の教授である盛希貴の訳による「新聞摄影」（日本語表記：新聞写真）である。もう一つは新華社特稿图片社の編集者である曾璜の訳による「报道摄影」（日本語表記：報道写真）である。現在、中国の各新聞学院で使用される教材では、「Photojournalism」を「新聞摄影」と訳されているので、本論文で定義するフォトジャーナリズムとは中国語では盛による「新聞摄影」を指す。

中国の大学教科書は前掲のアメリカの概念に基づき、フォトジャーナリズムが「ビジュアルニュースの一種で、フォトジャーナリズムはニュース現場を撮影、記録し、文章と共にニュース情報を伝える⁽²⁾」（盛希貴 2014：19）属性を持つものと規定している。この定義はフォトジャーナリズムが持つ客観的特徴を述べているといえる。即ち、フォトジャーナリズムとは、写真によって、出来事を記録し、さらに文章を用いて説明することであり、写真とジャーナリズムが合体しているものを表しているのである。つまり、フォトジャーナリズムとは、写真を用いた報道行為のことである。

現在、中国のフォトジャーナリズム史の時期区分は、多くは暨南大学の教授甘險峰が2008年の著書『中国新闻摄影史』（筆者訳：中国におけるフォトジャーナリズム史）の中で示したものに依拠している。甘は1840年から1945年までの中国のフォトジャーナリズム史を四つの時期に分けている。すなわち、1840年～1900年を第一期、1900年～1919年5月を第二期、1919年5月～1937年を第三期、1937年7月～1945年9月を第四期としている。甘がこのように区分した理由は、次の通りである。第一期と第二期を1900年で区分した理由は、「1900年前後に、写真製版技術が中国へ輸入されたので、中国の新聞紙は写真製版によって印刷された報道写真を掲載し始めた。……報道写真は情報伝達の一種の手段として歴史の舞台に登場した」（甘險峰 2008：18）からである。第二期と第三期について、甘は「1919年5月4日に起きた五・四運動が中国に民主と科学をもたらした以外に、フォトジャーナリズム発展のきっかけを与えた」（甘險峰 2008：27）ことを理由として、1919年5月を区分の基準としたと述べている。さらに、1937年7月の盧溝橋事件によって、中国で全面抗戦が始まったことを、第三期と第四期の区分の境界とした。彼の時期区分とその理由を考えると、中国のフォトジャーナリズム史が統一された基準によって分けられたものではないことがわかる。

* さい きんえつ (Cai Xinyue) 日本大学新聞学研究科博士後期課程

なお、南京大学教授である韓従耀は2015年の著書である『中国影像史』（筆者訳：中国における写真史）の中で、甘教授の時期区分を基礎として中国写真史を検討している。しかし、韓の第一期と第二期の区分基準は1900年に勃発した義和団事件である。また、韓は甘の第三期をさらに1919年～1927年と1927年～1937年とに二分した。その理由は、1927年に北伐の終結によって、南京国民政府が樹立されたからである。韓教授は清朝末期から抗日戦争終結まで、中国の政治環境の変化を基準として時期を区分した。

他方で、人々が写真に対して異なる認識を持つようになること又は写真に求める「価値」の変化によって、芸術写真と報道写真が分けられる。芸術写真、報道写真はそれぞれ固有の発展脈絡があると考えられる。筆者は中国写真史を政治のプロセスによって議論するのは不適切だと思う。なぜならば、政治環境の変化は必ずしも人々の報道写真及び芸術写真に対する認識に大きく変化をもたらしたとは言えないからである。従って、本稿では上掲の時期区分を採用しない。

フォトジャーナリズムは情報を伝達する一つの行為であり、その中に含まれるメッセージによって同一の写真であっても、それにもたせる「価値」が異なる。そのため、フォトジャーナリズムを検討する際に、それが示している「価値」を明らかにする必要がある。そこで本論文では一方でフォトジャーナリズムの「価値」を検討するが、他方ではその「価値」観が形成された要因であるジャーナリズム（中国語でいう「新聞」）の定義も考察し、中国におけるフォトジャーナリズム史の黎明期を通時的に再検討することを通じて、中国におけるフォトジャーナリズムが如何なる経過をたどって構築されていったのかの検証を試みる。

なお、本稿で依拠した資料は、ごく一部の日本のものを除いては総て現在の時点で中国本土および台湾において開示されて閲覧可能なものである。本来であればここで検討した内容が他の国々においても同様の意味を有しているのかについて、すなわち相対化が可能であるのか否かについても検討が加えられるべきであるが、時間と紙幅の制約もあり今後の課題としたい。また、全期間を通じてのフォトジャーナリズムに関する制度と実態の関係については、後述する抗日期を通じて活躍しその後今日の中国におけるフォトジャーナリズムの原理論を構築したと言われている「沙飛」の事績と評価を通じて事後の研究において明らかにしたい。

筆者は、フォトジャーナリズムの「価値」の変化によって、黎明期のフォトジャーナリズムを四つの時期に分けて考える。それは、第一期（1840年～1911年）における写真の普及と新聞図絵の登場を基礎し、第二期（1912年～1927年3月）の啓蒙、第三期（1927年4月～1937年7月）の「価値」の混在、第四期（1937年7月～1945年9月）の「価値」の転換という四つの時期の変遷を経たと考えている。なお、前述したように本論文でいうフォトジャーナリズムは報道写真を用いた報道行為全体を指す。そして報道写真とはそこから生み出された作品としての写真を指す。

2 第一期（1840年～1911年）：写真の受容とビジュアルメディアの誕生

写真技術は1840年に起きたアヘン戦争に伴って中国に入った。1860年代に香港、広州などの開港地域で最初に、外国人写真師や中国人写真師が写真館を開いた。その後北京、天津などの内陸地域でも写真館が開かれ、商業写真が中国で普及していった。その結果、写真館の間で激しい競争が起きたので、中国人写真師は外国人の中国風俗への関心に適合させようとして当時の中国社会も撮影し写真として売り出した。また、この時期にアメリカの大学を卒業した中国人である容閔⁽³⁾はアメリカで写真技術を習得して、写真がもつ記録性を利用し、ペルーにいる中国人労働者の実状を暴露

した。この写真が原因となって、清朝政府はペルーへの労働者の派遣を止めた。この点でこの写真は中国における最初の社会記録写真と問題告発の写真だったと言える。その後、石版印刷が中国に輸入されて、1884年には、中国初のビジュアルメディアである『點石齋畫報』（日本語表記：点石齋画報）が発行され、写真を元とする新聞図絵が⁽⁴⁾登場した。ここから、ビジュアルメディアを通じてのメッセージ伝達が始まったのである。

2.1 収益を目的とした写真

写真が中国に伝えられた最初の20年間に、中国人は外国写真師の助手として写真技術を習得し、後に自分で写真館を経営した。その中で最も成功した中国人写真師はAFong⁽⁵⁾（1839年？～1890年）であった。草創期の中国写真史（1879年以前）を考察したTerry Bennetの『中国写真史 中国人写真師1844-1879』（筆者訳：中国写真史 中国人の写真師1884-1879）ではAFongの写真館が「ヨーロッパ人の中で評判が抜群であった」（Terry Bennett 2013=2014：66）と評価している。韓従耀、趙迎新の『中国影像史』も彼の写真活動が「中国本土の写真師が歴史の舞台に登場したことを表している」（韓従耀 趙迎新 2014：266）と記述している。

AFongは肖像写真を撮影しただけではなく、当時の中国人の生活、政治事件、社会状況なども記録した。彼の写真活動は当時の新聞紙で報じられ、写真が当時の絵入り新聞にも掲載されることがあった。例えば、1873年9月27日に出版された『倫敦新聞画報』（The Illustrated London News）は、AFongが撮影した香港新皇家海軍病院の写真を掲載した。1875年11月25日の『北華捷報』（North China Herald）は、AFongが台湾に行き、当時台湾の原住民の生活状況を撮影したことを報じた。1877年4月、AFongは新たな香港総督を撮影した。『倫敦和中国新聞紙』は、1880年1月19日と7月23日に、AFongが1879年秋到北京で開かれた各国の駐北京公使の外交会議を撮影したことを報じた。上述した新聞紙、画報はすべてAFongが撮影した写真が素晴らしいと評価した。それ以外に、1874年9月22日に、AFongは台風災害に遭遇した町の様子を撮影し写真集を発行し、販売した。

18世紀から、ヨーロッパの人々は絵を通じて、東方で生活している人々の生活と風習を知ること慣れてきた。そこで、「写真技術が出現した後、人々は媒体を変えただけで、同じテーマを表現していた」（韓従耀 趙迎新編 2014：216）ので、中国人写真師にしても、外国人写真師にしても、彼らが撮影した社会生活の写真は、前述したように、これらを購入する外国人旅行者がもっている中国、中国人の風俗に対する興味に合わせたものだったと言える。さらに、商業写真師が新聞事件を記録し撮影した写真は「数多くの場合には写真館が新聞社又は政府から依頼を受け、費用をもらった後に撮影した」（韓従耀 趙迎新 2014：214）ものである。つまり、商業写真師が撮影した事件写真は元々商業写真師が金儲けのために撮影したもので、彼らがフォトジャーナリストとしての目的に基づいたものではなかった。

2.2 外交交渉の証拠としての記録写真

1880年代まで、中国の社会記録写真は、商業写真以外に前述した容閔による、外国へ派遣した中国人労働者の利益を保護するために、ペルーの中国人労働者の実情を撮影した写真もあった。

1873年、清朝政府の国費留学事務所を経営していた容閔は、アメリカの最新の武器を中国に輸入するために、天津に行った。その際に、彼はペルーが清朝政府と中国人労働者を輸出する契約に調印すると聞いた。容閔は天津総督に、1855年に彼がマカオで見た中国人労働者の状況を語っ

た。当時の状況は、「数多くの中国人労働者は、おさげを結び、一列になり、独房に入れられた」⁽⁶⁾ (Yung Wing 1909=1981:98) という。この状況を知った天津総督は容閔に、「ペルーに行き、ペルーの中国人労働者の実状を調査するのを命じた」⁽⁷⁾ (Yung Wing 1909=1981:98)。容閔はペルーに三ヶ月滞在し、秘密調査を行った。容閔は「中国人労働者の背中にある鞭で打たれた跡、焼印を押された跡……中国人労働者が働くペルーの工場がまるで家畜小屋のような」⁽⁸⁾ (Yung Wing 1909=1981:99) 様子などを撮影した。のちに、彼は調査報告書に24枚の写真を添付し、清朝政府の外交事務担当者に提出した。提出された報告書と写真によって、清朝政府は中国人労働者を海外へ派遣することを禁止するようになった。

容閔は「この決定的な証拠があれば、雄弁にして弁護の余地がない」⁽⁹⁾ (Yung Wing 1909=1981:99) と述べた。つまり、容閔にとって写真はペルーが「『証拠なし』というとき」の対策としての証拠物として捉えていた。このように、商業写真師にせよ、容閔にせよ、「強い『記録』の意識を持つわけではなく、撮影する目的もそれぞれである」(韓従耀 趙迎新 2014:214) と言える。

2.3 中国における初のビジュアルメディアである『點石齋畫報』

写真が中国に輸入された44年後、図絵の形でニュースと合体された。1884年に発行された『點石齋畫報』がその代表的出版物で、中国の「画報の先駆者」⁽¹⁰⁾ (阿英 1940) と呼ばれる。『點石齋畫報』は清仏戦争の状況を図絵によって「人々に知らせる」⁽¹¹⁾ ために創刊され、取材記者又は他者が提供した写真と事件の詳細に基づき、絵師が新聞図絵を描き、編集者や主筆がキャプションを加えた絵入り新聞であった。

1884年5月8日の『申報』は、「本紙は新たな画報を創刊したが、特に絵を描くことに秀でた名家を招き、ニュースの中から驚き、喜ばれることを選択し、図絵を作成するとともにキャプションをつける」⁽¹²⁾ と書かれてあった。そのため、『點石齋畫報』は「ニュース性を主にし、画像と文字によってニュースを表現する」(陳平原 夏曉虹 2014:20) 編集方針をもっていたので、その刊行は、ビジュアルニュースが中国に初めて登場したことを象徴している。

1884年6月26日の『申報』は第六号画報の発行を知らせると共に、『點石齋畫報』が文字を読めない婦人児童又は知識水準の低い人々に、西洋の知識、時事ニュースをわかりやすく伝えるものだとして記載していた。それに掲載された新聞図絵は「外国で新たに作り出されたもの、発明されたもの、国家又は民に有益なもの」⁽¹³⁾ であると述べていた。即ち、『申報』は、『點石齋畫報』が持っていた濃厚なニュース性を強調すると共に、当時流行っていた「開民智」(民衆を啓発する)のためのジャーナリズムの機能も果たそうとした新聞と言える。

とはいえ、『點石齋畫報』は刊行された15年間に、4600余枚の図絵を掲載したが、その中で1142枚が妖怪、鬼神の物語と奇談珍事を描写したもので、それらが図絵全体の27.9%を占めている(韓従耀 2011:225) ことから知識やニュースを分かり易く伝えるという編集方針と実際の記事内容の違いが明らかになっている。さらに第二位の新聞図絵は日常生活を描写したものであり、それが標榜したニュース性を現す国家政治、戦争、自然災害の新聞図絵は総計178枚で、わずかに全体の3.82%に過ぎなかった。つまり、総じて画報の読者は時事ニュース、戦争報道より、妖怪、鬼神の物語と奇談珍事のような内容を好んでいたため、画報も読者の興味に合わせるためにそれらを軸にした編集をしていた。そして国内外の政治情報、戦争を表現した新聞図絵も事実を正確に伝えるより、出来事を物語化した表現となっている。具体的に言うと、一枚の新聞図絵は異なる時期又

は空間に発生し、中心テーマと関わるすべての出来事を、絵師の想像によって作り出された因果関係として一つのストーリーにまとめられていたのである。特に清仏戦争、日清戦争の新聞図絵はその傾向が強かった。即ち、ニュース性を強調し、「開民智」を標榜した『點石齋畫報』は実際には、当時の庶民の興味に迎合したものであった。しかし『點石齋畫報』は当時中国にない画報であったのでビジネスとしては成功した。こうした成功事例の結果、上海から北京まで、画報ブームが起き『點石齋畫報』を模倣して一般庶民のニーズに応じた神話、妖怪を主に扱う画報が相次いで創刊された。

2.4 政治主張を宣伝する新聞図絵

1895年の日清戦争における清朝の敗北で、当時の知識人の愛国心が刺激され「以報論政，以報參政」⁽¹⁴⁾のジャーナリズム思想が普及し、政党新聞が誕生した。1911年の辛亥革命時には政党新聞の刊行が頂点に達した。林語堂は1895年から1911年までの16年間を中国のジャーナリズムの黄金時代と称していた(Lin Yutang 1936=1939:126)。周知のように、その時期における主な政党新聞は「国民的政治改革に対する要望であった」(Lin Yutang 1936=1939:126)維新派(康有為、梁啓超)と「強烈なる民族意識を基礎とし、満州朝廷の駆逐」(Lin Yutang 1936=1939:126)を要求した革命派(孫文)の新聞紙である。それらの新聞紙は、「寄付金によって創刊されたので、ビジネス目的ではなく、それぞれ明確な政治主張を持った」⁽¹⁵⁾(戈公振 1927:146)ものであった。こうした政党新聞の発達によって、「遂に満州朝廷を覆滅せしめた政治改革に於いて重要な煽動的役割を果たし」(Lin Yutang 1936=1939:126)、当時の知識層の国民的政治意識を喚起させた。国民的政治意識が高まったことによって、新聞図絵の内容は奇妙で稀な物語から、時局を風刺するものへと変化してきた。その代表的画報は『民立』、『輿論』、『時事』などである。但し、清朝末期に発行された数多くの画報は、『點石齋畫報』の描き方を手本として作られたものなので、新聞図絵は物語性を重視した結果、真実を伝えていたとは言い難い。

前述のように、日清戦争以前、写真はビジネスとしての収益を目指した一つ的手段だと認識されていた。1884年の清仏戦争をきっかけにして中国初の新聞画報が誕生したが、それに掲載された新聞図絵の内容から見てみると、そこではニュースより、一般庶民の興味に従い、奇妙且つ稀な物語を扱っていたことが分かる。日清戦争の敗北で、清朝の知識人たちは新聞紙を通じて政論を発表し、一般庶民に国民意識(national identity, ethnic identity)を与えるように努めた。こうした風潮の影響で、清朝政府を風刺し、共和制度を鼓吹する新聞図絵が出現した。そこで新聞図絵が標榜した「開民智」、「国家と民に有益な物」を表現することは実現されたと言えるが、その表現するのはフォトの段階にとどまっており、ジャーナリズムの機能を持つまでには至っていない。

3 第二期(1912年～1927年3月):記事の付属品とされた報道写真

「中国の近代新聞学の開拓者」(裴桐 2015)と称されている黄天鵬は、中国人の「新聞学に対するの興味が益々強まった」ので、第二期を中国におけるジャーナリズムの「啓蒙期と称する」⁽¹⁶⁾(黄天鵬 1930:5)と記述している。この時期にジャーナリズム研究が隆盛した一方で、写真製版技術の普及によって、大量の写真が新聞に掲載されるようになった。ここから、フォトジャーナリズムが中国の新聞人たちに重視され始めたと言える。

3.1 ジャーナリズム研究の開始:徐宝璜の『新聞学』

1918年、当時北京大学の学長である蔡元培は北京大学で新聞学研究会を設立し、ジャーナリズ

ムに対する学術研究及びジャーナリズム教育に着手した。蔡はアメリカへ留学した徐宝璜を新聞学研究会の運営者として雇った。1919年に徐は蔡の依頼で、自らの行った北京大学における講義及び演説の内容を整理した上で、中国初のジャーナリズムの専門書である『新聞学』を出版した。同書は、「即ち日本の松本君平氏の新聞紙に対する言説は間違ではない」⁽¹⁷⁾（徐宝璜 1919 = 1993 : 2）と述べているが、実際には、松本君平は新聞記者の役割について論じていたもので、この理解は誤っている。さらに徐はジャーナリズムについても松本を引用して「それは預言者の如く、国家の運命を謳歌し、それは裁判官の如く、国民の疑獄を断し、それは大立法家の如く、律令を制定し、それは大哲学者如く、国民を教育し、それは大聖人如く、国民の罪悪を弾劾し、それは救世主の如く、国民の無告の苦痛を察し、救済の途を与える」⁽¹⁸⁾（徐宝璜 1919 = 1993 : 2）と主張している（筆者は、松本君平の原文を参考し、徐宝璜の引用を翻訳した）。松本の主張をこのように理解することによって、徐はメディアの役割が「ニュースを提供すること、輿論を代表すること、輿論を造ること、知識を教え込むこと、道徳を提供すること、及び商業を振興すること」⁽¹⁹⁾（徐宝璜 1919 = 1993 : 4）にあると指摘していた。とりわけ、ニュースの供給、輿論代表、輿論造りが、最も重要な役割とみなしていた。この三つの役割を最大限に果たせる条件は、社会、国民のために中立客観的にニュースを伝え、よりよい社会を作るのに必要な輿論を導き、作ることでありと述べている。つまり、彼の理想的なジャーナリズムは、社会に存在する問題を暴露し、輿論の力を借り、社会改良を行うことにあると言える。なお、当時の軍閥分裂の政治状況と重ねて見てみると、ジャーナリズムは「真相を隠すことを破り、民衆を欺くことを一掃し、蒙昧を取り除」⁽²⁰⁾（何幹之 1937 : 1）くことを目指したのである。

3.2 共和国制度を監視する『真相畫報』：証拠としての報道写真

前述したジャーナリズム理論を反映したビジュアルメディアは、グラフ雑誌の『真相畫報』⁽²¹⁾（日本語表記：真相画報）である。1920年代の著名な画報編集者である梁得所は、辛亥革命後に「民国が建国されたが、旧勢力の残した害毒はまた中国の官界と民間に潜在し、常に革命の勢力と戦っている。高氏が編集した『真相畫報』はその時代を反映している」⁽²²⁾（梁得所 1933）と述べているが、その『真相畫報』は1912年6月に、中国同盟会の成員である高剣父、高奇峰によって、「共和政治を監視し、民生状態を調査し、社会主義を称賛、紹介し、世界の知恵を輸入し」⁽²³⁾（編者 1912）、辛亥革命の成果である共和国制度を保ち、袁世凱政府と北洋軍閥を監視し、「民国の知己を組織し、民国の真相を討論し、過去を追想、記録し、現在を観察し、将来を予測」⁽²⁴⁾（謝英伯 1912）するという趣旨で、上海で発行された写真画報である。つまり、『真相畫報』は民衆に時局の真相を知らせ、輿論を作り、民主共和制実現を求めめるために創刊されたのである。

この目的を達成するために、『真相畫報』は民衆の政治意識を強化し、政治の闇を見抜く目を育てることによって、民衆に民主革命を支える感情を奮い起こさせようとした。『真相畫報』は袁世凱が民主共和制を主張する民主人士を殺害したことを次々と報じた。とりわけ最も有名なのは宋教仁の暗殺事件である。画報は第十四号から十七号まで、宋教仁が暗殺された経過を反映した写真を掲載し、袁世凱が首謀者だと明言した。画報の第一号に、「上海の真相」、「内地の真相」、「北京の真相」、「政党の真相」が掲載され、国家政治の混乱、それによってもたらされた民衆の貧困生活への関心を惹起した。『真相畫報』に掲載された写真は事件記事の証拠として扱われ、読者に記事を読む興味を引き起こす役割を担った。『真相畫報』の報道写真の使い方は、当時の新聞人が写真に

対しての認識も反映していた。それは、写真が記事に書かれたすべでの内容を証明するもので、読者の興味を増加させるものと言う認識である。中国で初めて写真技術がジャーナリストにとって欠かせないものだと論じた『實用新聞學』（筆者訳：実用的なジャーナリズム）の中でも、報道写真は証拠写真だと考えていた。

3.3 ジャーナリストに求められた写真技術：邵颺萍の『實用新聞學』

1923年に邵颺萍は平民大学の講義を整理し『實用新聞學』を出版した。同書はジャーナリストの育成方法を述べたものである。その中でジャーナリストは写真技術を身につける必要があることを指摘していた。各新聞社は「常に写真を掲載し、読者の興味を増加する」⁽²⁵⁾（邵颺萍 1923：405）。そのため、ジャーナリストは取材する時に、現場の状況を撮影し、「写真と新聞記事と共に新聞社へ送付する」⁽²⁶⁾べきであるとした。さらに、ベテランのジャーナリストは「必ず現在国内外の著名人の写真を用意し、その人に何か出来事が起きたときに、それを出し、新聞紙に掲載できる」⁽²⁷⁾（邵颺萍 1923：405）ようにしなければならないと述べている。

こうした指摘は、当時の中国のジャーナリズムの研究者、教育者がフォトジャーナリズムを重視してきたことを示していると言えるが、彼らはフォトジャーナリズムを依然として、目で見ただのものこそ真実であり、耳で聞いたものは当てにならないと考えていたことを示している。こうした認識がもたれた一つの理由は、当時中国の写真家たちは写真が芸術であり、その点を大衆に説得するために、「カメラが美を表現する道具」であることを強調していたので、実物をそのままに写した写真は写真館で撮影したものと同じでしかなく、「美」又は「意」が表現できないと考えていたからである。それゆえ「実物の形態をはっきり記録し」⁽²⁸⁾（劉半農 1927：47）、出来事を忠実に反映することを優先するフォトジャーナリズムは、技術によって出来事を記録するだけなので、出来事の単なる証拠として存在すると考えていた。

当時、新聞社は専門のフォトジャーナリストを育成していなかったため、商業写真館は写真を無償で提供し、各新聞社、雑誌はそれを「掲載するときに、写真の横に『○○写真館撮』を明記する」⁽²⁹⁾（林沢蒼、高維祥 1928：219）仕組みであった。そのため、ジャーナリズムの研究者、教育者はジャーナリストに写真技術を求めたが、実際には長期にわたって報道写真の撮影は写真館に依頼される状態であった。とはいえ、この時期、ジャーナリズムについての議論の深化は、ジャーナリズムとフォトジャーナリズムの合体に一定の基層を築いたといえる。

4 第三期（1927年4月～1937年7月）：フォトジャーナリズムをめぐる本格的な議論

この時期において、写真館の協力を求める状況を批判する新聞人や写真家が出現した。彼らはこの仕組みに、大きな欠点が存在することを指摘した。それは、撮影者が「新聞学の常識及び『ニュースバリュー』（これはフォトジャーナリズムにとって最も重要なところである）を知らない」⁽³⁰⁾（林沢蒼、高維祥 1928：219）点である。そのため、中国撮影学会の創立者の一人で、民国時代の著名な写真家である林沢蒼は、中国の新聞社で「欧米と同じように写真部を設立する」必要を強調した。なお、戈公振は「資料収集の能力が文字記者と匹敵できるフォトジャーナリスト」⁽³¹⁾（戈公振 1927：264）を育成するべきだと指摘した。ここから、フォトジャーナリズムをめぐる議論が本格に行われるようになった。

4.1 フォトジャーナリズムの定義：報道写真に「価値」をもたせるべき

第三期におけるジャーナリズム研究者たちは、第二期のフォトジャーナリズムについての認識を

継承し、フォトジャーナリズムが、「新聞を読む人々に掲載された記事を知らせるのみならず、新聞を読む人々に出来事の実状を見せ⁽³²⁾」(邵颺萍 1930:57)、文字が読めない人々さえも読め、「最も読者の興味を引き起こし、新聞の売り上げを拡大できる⁽³³⁾」(戈公振 1927:263)ものと認識していたと同時に、新聞人たちはフォトジャーナリズムに含まれるべき「価値」を議論したうえで、フォトジャーナリズムを明確に定義した。

林沢蒼は『新聞写真之商榷⁽³⁴⁾』(筆者訳:報道写真についての検討)の中で、フォトジャーナリズムにとって最も重要なのが「ニュースバリュー」(本論文でいう「価値」の一種)であり、「この要素が欠落する報道写真に対して、新聞社は使用せずに廃棄するべきである⁽³⁵⁾」(林沢蒼、高維祥 1928:221)と強調した。趙君豪は「我々が望んでいるのはニュースバリューがある図画で、しかし画報に掲載された多くのものは……ニュースバリューがあるとは言えないもので、知らないうちに人々に嫌がられた⁽³⁶⁾」(趙君豪 1930:126)と述べていた。つまり、当時の研究者たちがフォトジャーナリズムの「価値」は「ニュースバリュー」だと考え、「ニュース」性という「価値」を反映させることがフォトジャーナリズムにとって最も重要であると見ていた。「価値」をもたせるフォトジャーナリズムとは「ニュースになった出来事の当時の重要な状況又は動きを表現でき⁽³⁷⁾」(林沢蒼、高維祥 1928:221)、「人々が言いたいことを言い出し⁽³⁸⁾」(趙君豪 1930:127)、「出来事の最も重要な点⁽³⁹⁾」(戈公振 1927:264)を撮影し掲載するものだと認識していた。

上述した議論に基づき、画報編集者の胡伯洲は報道写真を「すべて時事性を有する写真、又は時事と関連するすべての写真が新聞紙又は雑誌に掲載されたもの⁽⁴⁰⁾」(胡伯洲 1935:95)と定義し、フォトジャーナリズムの対象が「突然に発生した出来事及び公衆に関連する種々の物事、種々の活動⁽⁴¹⁾」(胡伯洲 1935:95)であると論じた。なお、胡は時には報道写真のみでニュースを伝達できると強調した。ここから、ジャーナリズムの研究者、教育者又はジャーナリストたちの報道写真に対する認識が単なる記事の飾り物から、「ニュース」性という「価値」を備えた情報伝達の機能をもつものへと転換された。

こうしたフォトジャーナリズムをめぐる議論を通じて、いわゆる「ニュース」性という「価値」を備えた「ニュースバリュー」をもつものがフォトジャーナリズムだと考えられるようになったのである。次にジャーナリズムの役割と「価値」について検討したい。

4.2 報道写真の「価値」は「公衆、社会に奉仕する」こと

1927年～1937年の約10年間に中国のジャーナリズム研究者、新聞人たちは日米のジャーナリズム理論を吸収し、新聞紙は社会の公共機関であるので、「公衆、社会に奉仕」すべきものであると定義していた。

戈公振は、藤原勘治が論じた新聞紙の本質の言説⁽⁴²⁾を受け入れ、新聞紙を「人類思想の交通の媒介である⁽⁴³⁾」(戈公振 1927:1)と定義した。戈は新聞紙が人々の意見を公開することによって、各人がもつ意見を交換でき、民意又は輿論を生み出すことができるので、新聞紙を「民意の機関⁽⁴⁴⁾」(戈公振 1927:1)だと考えた。邵颺萍は戈とほぼ同じ考え方で、邵は新聞紙が第三者の役割を果たすと同時に、「人民の代表者⁽⁴⁵⁾」(邵颺萍 1930:45)にもなると述べた。

また、黄天鵬は新聞紙を「社会の公共の機関で、人類の意識又は情趣及びすべての消息を伝えることによって、公衆に奉仕する⁽⁴⁶⁾」(黄天鵬 1930:99)と定義した。なお、黄は新聞記者の育成のために編輯した『怎樣做一个新闻记者』(筆者訳:どのように一人のジャーナリストになるか)の中

で、「新聞紙は社会の公共言論機関で、新聞記者はこの機関に奉仕する公僕である。彼らは社会公衆のために働く。……そのため、彼らは公衆の利益を代表するべきである」⁽⁴⁸⁾(天盧 1931: 9) と述べている。

その他、丁叔良は新聞紙を「一般人民の輿論又は意見を代表し、当局者の指針であると共に、社会の公共機関として、社会を縮小した写真であり、社会の耳、目である」⁽⁴⁹⁾(丁叔良 1930: 221) と定義した。張季鸞は、新聞記者は「社会、大衆に奉仕することを出発点として」⁽⁵⁰⁾(張季鸞 1931: 4)、大衆と一緒に「自救救世」を行うと述べた。胡政之は「新聞事業は国家の公器で、新聞記者は社会に奉仕するべきである。従って、新聞事業は利益のみを重視し、売上だけを図ってはならず、政治のために働いてもならず、公共利益に注目しなくてはならない」⁽⁵¹⁾(胡政之 1932: 1) と強調した。1936年に林語堂は『支那における言論の発達』の中で、「新聞紙は輿論の代弁者として、自由かつ偏見を持たずに消息を伝える公器である」(Lin Yutang 1936=1939: 118) と記述していた。

新聞紙が上述した役割を果たすために、ジャーナリズム研究者たちは最も重要な「価値」がニュースの選択、報道方法にあると考えた。邵飘萍は「ニュースは偏ってはならず、偏ればその価値を減らすので、新聞紙に掲載する主張や重要な情報は必ず中立公平であるべき」⁽⁵²⁾(邵飘萍 1930: 62) という「折衷」(日本語でいう中立) することによってニュースに「価値」をもたせると考えた。林語堂も「賢明且つ公平な方法によるニュースの選択、編集、発表によって民衆に正確なる報道を提供しているかどうか」(Lin Yutang 1936=1939: 2) が重要であると記述している。

このように、第三期になると、新聞紙はニュースを如実に報じ、民意を正確に反映し、大衆、社会に奉仕する役割を果たす社会の公器⁽⁵³⁾であると考えられていた。すなわちジャーナリズムとしての新聞にとって最も重要な「価値」は、民意を反映することだと考えられる。従って、ニュースを表現する一手段としてのフォトジャーナリズムも同じ基準が適用される。言い換えれば、「価値」をもつフォトジャーナリズムは、客観的に出来事を記録し、正しい情報を伝えることで、民意又は輿論の形成に価値がある材料を提供するものと考えられる。そこでフォトジャーナリズムが目すべき内容は公衆、社会の利益と関わるものだとみられる。

それ以外に、報道写真がもつ「真実性が文字を超える。それは正真正銘の写実の道具で、当時の状況を忠実に読者の目の前に再現でき」⁽⁵⁴⁾(毛友松 1937)、「一瞬間にある時間の真実を取得し、動き、背景、構成を含む、秩序立っていて乱れもなく、読者にその場に身を置くと感じさせ」⁽⁵⁵⁾(胡伯洲 1935:5)、読者に深い印象を与えるという写真本来の特徴も議論された。つまり、第三期において、フォトジャーナリズムは、「ニュース」性という「価値」を重視すると共に、報道写真の民意反映などの「公衆、社会責任」の機能についても議論されたのである。

4.3 社会解放の武器としてのフォトジャーナリズム

1930年代になると左翼文芸が普及した。左翼文芸に携わる人々は、文芸とは「大衆自身のもので、大衆の生活を反映したものでなければならぬ」(林紅 2017) と主張した。彼らは文芸を「解放闘争の武器となる。歴史と同じ歩みをとればこそ、芸術は自身も持っている輝きを光り輝かせることができる」⁽⁵⁶⁾(丁易 1951: 38) と主張していた。この主張の影響を受けたフォトジャーナリストたちは、フォトジャーナリズムが出来事を記録するのはもちろん、現実社会の問題を暴露するものであることを提起し、フォトジャーナリズムによる社会解放、民族解放を求めた。

1932年3月に、愛国新聞工作者及び進歩的新聞工作者は左翼新聞記者連盟を組織した。⁽⁵⁷⁾左翼新聞記者連盟の成立に尽力したのは、中国新聞研究会という新聞研究団体である。中国新聞研究会は、「新聞の発生は社会生活の需要によって生まれ、社会生活の全体であり、⁽⁵⁸⁾ 圧迫された数多くの社会群衆に基づく」(中国新聞研究会 1931)ものと定義し、新聞学の研究に力を尽くすと共に、社会主義に基づく新聞学の理論を宣揚することも行った。

中国新聞研究会の努力によって結成された左翼新聞記者連盟は、レーニンが唱えた「新聞紙の作用は思想を広め、政治教育及び政治上の同盟者を吸収するだけに限らない、新聞紙は集団の宣伝者と集団の鼓舞者のみならず、⁽⁵⁹⁾ 集団の組織者でもある」(古鐘 1957: 308)という理論を指導原則としていた。1932年3月20日の成立大会で、左翼新聞記者連盟は「中国左翼新聞記者聯盟行動綱領及組織綱領」(筆者訳：中国左翼新聞記者連盟の行動綱領及び組織綱領)を確立した。行動綱領の冒頭には、左翼新聞記者連盟が「言論出版の絶対的自由を取得するために奮闘するべきである」⁽⁶⁰⁾ (中国左翼新聞記者聯盟行動綱領及組織綱領 1932)と明記した。この綱領は、左翼新聞記者連盟が新聞の大衆化を堅持し、全国的範囲でプロレタリア新聞運動を広めることによって、「それを、大衆を鼓舞し、大衆を組織する武器にさせる」⁽⁶¹⁾ (中国左翼新聞記者聯盟行動綱領及組織綱領 1932)という目標を実現すると共に、ソビエト政権の新聞事業の発展も促進するべきだと規定した。左翼新聞記者連盟はプロレタリア新聞学とその新聞事業の基礎理論を討論、樹立する役割を担うことも明記した。

左翼新聞記者連盟の機関誌である『集納批判』(筆者訳：ジャーナリズム批判)は、「我們的使命」(筆者訳：我々の使命)を掲載し、左翼新聞記者連盟が求める新聞とは何かを述べている。左翼新聞記者連盟は、「すべての階級の現像と現実が新聞発生の源泉である」⁽⁶²⁾ (編者 1934)と認識し、新聞が「社会生活を反映するものであり」、「社会進展の武器」なので、「大衆の利益に従う」⁽⁶³⁾ (編者 1934)新聞活動を行うと唱えた。その目的に従って、左翼新聞記者連盟の成員は「統治階級の圧迫と欺き及び民衆を麻痺させるすべてのことを情け容赦なく摘発と暴露し」、「目標と意志を統一し社会主義に基づく科学の集納主義(ジャーナリズム)を宣揚する」⁽⁶⁴⁾ (編者 1934)ことが要求された。

こうした左翼思想の影響を受けて、共産党初の従軍記者である沙飛は、1936年12月に「フォトジャーナリズムは社会改良の武器である」という写真論を提出した。その中で、彼はフォトジャーナリズムが「現実を暴露する最も有力な武器の一種」であるので、写真が「社会にある諸現状を描写する道具として利用」(沙飛 1937)されるべきであると主張した。その時期の沙飛の作品の中で最も価値があるのは「大衆生活を描写した写真で、これは中国の『上品な』芸術家が取材しない、まさに中国の現実社会生活の真実の一面である」(千家駒 1937)なので、当時「美女を表紙とし、美女を裏表紙とする写真風潮にとって実に一種の革命である」(陳道望 1937)と評価された。沙飛の作品は大衆に芸術の社会的価値を見させ、従来の「唯美」の写真を「武器として大衆生活を描写すると共に社会の矛盾も表現する」(千家駒 1937)手段だと認識させた。とはいえ、筆者は、当時の沙飛が明確な共産主義的階級意識を持っていたとは言えないと考えているがこの点については別稿で検討したい。

1937年になると、同年の第十七期の『飛鷹』雑誌は「攝影在現階段之任務」(筆者訳：現段階における写真の任務)を掲載した。この論文には魯迅の『論我們現在的文学運動』⁽⁶⁵⁾ (筆者訳：現在に

における我々の文学運動の任務を論じる)に基づいた国防写真も掲載した。国防写真とは、「義勇軍の戦い、学生のデモに限らず」、「現在中国各種生活及び闘争を描写する」⁽⁶⁶⁾(魯迅 1936) すべてのもを含む。そのため、国防写真は「あらゆる辺鄙な隅にまで行き、工人、農民、学生、強盗、売春婦、貧しい人、金持ち、などの日常生活から、我々に必要な材料を選択し、調合し、撮影する」⁽⁶⁷⁾(須提 1937) と述べている。「現実の醜態を暴露する」⁽⁶⁸⁾(須提 1937) 報道写真は民族革命戦争の写真と同じように、「压迫された人々の決意を惹き起こせ」、压迫された人々に「彼らの首に架けられた鎖を必死に打ち破る」⁽⁶⁹⁾(須提 1937) 意識を与えることができる。

筆者は上述した内容は、1942年に延安整風によって誕生した「階級性を格別の特徴として」(楊洪承 2015: 60) の左翼思想とやや異なり、この時代の左翼思想を持つ新聞人は人類の解放、社会の解放、言論の自由のために奮闘し、より平等な社会を目指した主張と考える。⁽⁷⁰⁾

4.4 制限された言論の範囲

南京国民政府は臨時約法の中で、人民が言論の自由を有することを明記し、1932、33年に、「保障輿論令」(筆者訳：輿論保障令)、「保障新聞業人員令」(筆者訳：新聞事業に従事する人員を保障する令)を發布し、言論の自由を保護した。しかし、実態としては、南京国民政府施政下の約10年間には、言論の自由の幅が共産党を排除する政策と親日政策によって徐々に縮小されていった。

1929年1月に南京国民政府が發布した「宣傳品審査條例」(筆者訳：宣伝品の審査条例)は「総理の遺教、本党の主義、本党の政綱政策、本党の決議案、本党の現行する法令、中央によって認可された党務政治の記録」⁽⁷¹⁾(王凌霄 1996: 23)の掲載を認めた一方、共産主義、国家主義、無政府主義を宣伝する内容と国民党の主義、政綱、政策、決議案を攻撃する内容は不許可だと明記した。また同年發布された「日報登録辦法」(筆者訳：新聞紙の登録弁法)と「出版條例」(筆者訳：出版条例)で、国民党系以外のメディアの情報は党政府によって把握され、管理された。さらに「全国重要都市郵便検査辦法」(筆者訳：全国重要都市の郵便物の検査弁法)と「各縣市郵電検査辦法」(筆者訳：各都市の郵便物と電報の検査弁法)は出版物の内容に関して事前検閲を行うことを規定した。これに加え1930年に公布された「出版法」は第四章で出版物の掲載内容制限を定めた。それは中国国民党または三民主義を破壊し、国民政府を転覆するまたは中華民国の利益を害し、公共秩序を破壊する意図を有し、善良な風俗を妨げる内容の掲載を禁止したのである⁽⁷²⁾(張之華 1999: 528)。

そして1932年3月4日には蒋介石は「日本侵略者が深く侵入し、赤匪が猖獗しているが、我々は外を打つには、国内を安んじなければならない」⁽⁷³⁾(中国国民党中央委員会党史委員会 1981: 34)という「安内攘外」政策を明らかにした。この政策に基づき、1932年11月に、南京国民政府は1929年の「宣傳品審査條例」を修正し、共産党とその他の主義の輿論宣伝活動を最大限に制限し、南京国民政府に有利な言論のみを保護する仕組みを構築した。

上述した「安内攘外」政策の基本的な枠組みとは、中国共産党と日本を標的とした上で、中国共産党とそのソビエト政権を殲滅することを先決の課題とするものである。言い換えれば、この時期における言論の幅は、国民党が制定した国策と抗日運動のための宣伝報道に限定されたといえる。こうした政治環境の下で、1931年から1933年まで、良友図書出版社をはじめ、上海文華美術図書出版社、国民革命軍第五司令部、生活出版社によって、満州事変、一・二八事変を反映したフォトジャーナリズム集が13冊出版された(韓從耀 2014: 194)のである。

その後、1934年には、蒋介石と汪兆銘との合作政権によって、「中日親善政策」が実行された。1935年6月10日には高揚しつつある抗日言論を弾圧するために、南京国民政府は「邦交敦睦令」を公布し、反日言論、行為及び反日の結社を厳禁した。その中には「翻訳、文字、図画または演説によって抗日を宣伝するすべての者は、国交妨害罪で処罰する⁽⁷⁴⁾」(王凌霄 1996:30)との規定があり、この「邦交敦睦令」が公布された後、抗日言論が禁止され、言論空間は一段と狭くなった。

このほか、1931年に公布された「危害民国緊急治罪法」(筆者訳：中華民国に危害を加える緊急治罪法)の中にも、公開出版物の内容に関する規定があった。それは「文字図画または演説によって民国を裏切る宣伝をする者は、死刑または無期懲役に罰する⁽⁷⁵⁾」(王凌霄 1996:30)という条項である。このように、南京国民政府はメディアに掲載される言論の範囲を限定し、言論統制を行ったために、自ずとフォトジャーナリズムが表現できる内容も上記の法令によって制限されていたと言えよう。

4.5 「公衆、社会奉仕」と「社会解放」の「価値」が混在するフォトジャーナリズム

これまでの検証を通じて、この時期におけるフォトジャーナリズムに対しての一般認識には、それが単に新聞紙や雑誌の発行部数を高める手段としての存在から、一方では「公衆、社会奉仕」を中心に行うジャーナリズムと他方では「社会解放」のための左翼文芸思想とが混在していたことを示してきたが、この二種の思想は、いずれもフォトジャーナリズムがもつその記録性を強調するうえで、「撮影当時は、誰の写真であるということの方」(名取洋之助 1963 = 2017:6)にも意義があるとされ、フォトジャーナリストは誰のために、どんな立場に立って撮影したのかが最も重要なこととなった。

「公衆、社会奉仕」を重視するフォトジャーナリズムは国民、公衆に奉仕する公器として、政府を監視し、社会を改良するべきものと定義された。他方、「社会解放」を目的とした左翼文芸思想はジャーナリズムが「大衆を鼓舞し、大衆を組織する武器⁽⁷⁶⁾」(中国左翼新闻记者联盟行动纲领及组织纲领 1932)として、圧迫を受けていた人々の抵抗行為を喚起するために、現実社会に存在する階級矛盾を反映するべきだと主張した。その二種の異なる思想の影響によって、当時のフォトジャーナリズムとは、現実社会に存在する醜態、現実の生活を描写する報道写真を撮影する行為であるべきだと認識されていたと考えられる。

しかし、南京国民政府は、この時期に公布した法令に基づく新聞政策によって、国民思想の画一化を図り、国民党、国民政府に背く言論を抑圧した。まさに林語堂が『支那に於ける言論の発達』の中で述べた通りに、「新聞に沈黙を強ひさせ、国家が征服され」(Lin Yutang 1936=1939:235)、苛酷な言論統制が実施された。従って、当時中国のフォトジャーナリズム研究者、左翼文芸に従事する人々、写真家はフォトジャーナリズムをめぐる様々な議論を行ったとはいえ、実際に当時の新聞紙、雑誌、画報に掲載された多くの報道写真は風景名勝、政府要人、美人等となってしまったのである。

5 第四期 (1937年7月～1945年9月)：フォトジャーナリズムの「価値」の転換

周知のように、1937年7月7日に起きた盧溝橋事件で、抗日戦争が始まり、中国抗日民族統一戦線が結成された。この統一戦線で、共産党軍が国民政府の国民革命軍に組み込まれ、八路軍と新四軍とに編成されて国共両党は日本軍と戦った。翌年1938年に、国民党は臨時全国代表大会を開き、「抗戦建国綱領」(日本語表記：抗戦建国綱領)を採択した。

「抗戦建国綱領」が公布された後に、国共両党、その他の民主党派及び無党派者が参加して組織した戦時最高民意諮問機関である国民参政会は1938年10月の第二期大会第六次会议で「擁護抗戦建国綱領、確立戦時新聞政策、促進新聞事業発展案」（筆者訳：抗戦建国綱領）を擁護すると共に、綱領に基づき戦時の新聞政策を確立し、新聞事業の発展を促進する案（以下「促進案」と省略する）を採択した。1939年には中国青年記者協会が、国共両党を問わず、著名な新聞記者が書いた戦時ジャーナリズムの論文を集め、『戦時新聞工作入門』（筆者訳：戦時におけるジャーナリズム活動の入門）を出版した。そして同書の付録には、「促進案」が収録された。「促進案」は当時の中国の新聞記者にとって、最も重要な行動綱領であった。

しかし、統一された新聞行動綱領の下でも、国民党、共産党はいずれも独自の新聞政策を制定し、戦時ジャーナリズムが重要な意義を有していることを規定した。そのため、抗日戦争期において、「公衆、社会奉仕」または「社会解放」のための役割を担っていたフォトジャーナリズムが国民党にとっては国策宣伝、共産党にとっては政治宣伝の手段へと転換させられた。

5.1 国策宣伝：抗戦建国綱領

「促進案」は冒頭で「各方面の報道が必ず『抗戦建国綱領』に基づき、新聞報道の原則を定め、この原則を全国の新報紙に掲載する記事の基準とする⁽⁷⁷⁾」（中国青年記者協会 1939：282）と規定した。その元である「抗戦建国綱領」の第二十六条は「抗戦期間において、最高原則の三民主義及び法令で規定される範囲に違反しない言論、出版、社会結社に対して、合法且つ十分の保障を与える⁽⁷⁸⁾」（中国青年記者協会 1939：280）と定めた。即ち、この時期にはあらゆる報道を三民主義と合致させるべきであるとしている。この規定は、「法令によって規定される範囲内に違反しない」のは、国民党が発布したすべての言論統制の法律を認めさせることでもあり、国民党による一党独裁の「党治」を合法化したと言える。

「促進案」は「綱領」に定められた軍事、政治、経済、外交、教育の五種類の規定を基準とし、それぞれの報道規定を制定した。例えば、軍事報道は、国民に「抗戦必勝の信念を強化させ、戦局の発展を正しく認識させ、同時に新たな軍隊の設立、軍隊の政治工作、及び壮丁の訓練、民衆の動員を積極的に報道することを推進する⁽⁷⁹⁾」（中国青年記者協会 1939：282）としている。政治報道は「すでに確定され、抗戦を最後までやり抜く国策を堅持し、政治機構の調整、施政方針の改善を促し、抗戦の必要に協力するように⁽⁸⁰⁾」（中国青年記者協会 1939：283）するべきとされている。経済方面は生産建設及び財政政策の変化を中心に報じ、外交及び国際報道は「我が国の独立自主の外交政策の実施に注目する⁽⁸¹⁾」（中国青年記者協会 1939：283）としている。それ以外に、「戦時教育の実施、民衆運動の展開⁽⁸²⁾」（中国青年記者協会 1939：283）も報じる必要が明記されている。つまり、全国の言論機関は「抗戦必勝、建国必成⁽⁸³⁾」を実現するために、統合されなければならないとしているのである。なお、国際宣伝を拡大し、国際援助を取得するため、「促進案」は、国营通信社が海外で分社を設立するべきだと提案している。

このような「促進案」によって、国民政府は戦時の新聞体制を整えるように図った。それは、全国の新新聞機関が国民政府の指導および管理により、「抗戦必勝、建国必成」を宣伝するのに力を入れ、戦時の新聞事業を発展させると共に、国民に戦争を認識させ、必勝の自信をもたせ、戦争に参加することを鼓舞し、国際的プロパガンダを行い、国際的な支援を求めるものでもあった。

さらに、この「促進案」に基づき、中国青年記者学会は1939年に『戦時新聞工作入門』を出版

した。同書は抗日戦争期における戦時新聞工作が「民族利益、抗戦利益及び民衆生活を前提とする」⁽⁸⁴⁾(長江① 1939:12)と定めた。新聞記者は、「三民主義を擁護し、政府を擁護し、最高統帥に従い、抗戦を堅持し、団結を強化し、軍事外交の秘密を厳守した下で」⁽⁸⁵⁾(長江② 1939:263)、新聞報道と輿論監視を行うべきものとされた。その中で、新聞記者は「正しい動機を有する」べきことが強調され、「政治上の抗戦と軍事上の抗戦が同様に重要である」ことを認識し、今後「必ず大量の従軍記者を入隊させ、軍隊の中で新聞工作に従事させ、同時に兵士の中から大量の新聞工作者を育成し」⁽⁸⁶⁾(胡愈之 1939:7)、軍隊の中に新聞班を設立すべきことを強調した。ここでの「正しい動機」というのは、もちろん正しい抗戦意識または正しい政治認識を指す。

同書は戦時における主な新聞工作を、「戦事電報、戦地通信及び戦地写真」⁽⁸⁷⁾(長江③ 1939:44)に分けた。この三つの手段はいずれも、「戦闘の組織者及び人民の意見を正しく代表できる」⁽⁸⁸⁾(黄藥眠 1939:71)道具とすると考えられた。そのため、新聞記者はこの三つの手段を利用し、「人々を感動させる多くの現実、特に兵士の生活、兵士の勇敢に戦う姿など」⁽⁸⁹⁾(陸詒 1939:15)、一般の民衆、特に貧しい農民が受けた痛みと苦しみ、と敵が行った「我々を深く傷つけた、新たな最も残酷な行為」⁽⁹⁰⁾(劉尊琪 1939:38)を報じ、「下層部で発生したすべての状況を新聞紙に十分に反映させる」⁽⁹¹⁾(黄藥眠 1939:73)べきであるとされた。

5.2 指導地位を保つ：国民党の言論統制

国民党は1937年12月13日に「従軍記者及撮影人員暫行規定」(筆者訳：従軍記者及びカメラマンの暫時規定)を公布した。「暫行規定」は従軍記者とカメラマンが必ず国民政府で登録を行い、軍隊の規律を遵守しなければならないと規定した他にも、従軍記者が取材した記事、カメラマンが撮影した写真、動画の検閲を受けるべき(中国第二歴史档案館 1998:378)と明記した。「暫行規定」は内容検閲について詳しく述べなかったため、国民党は発布した他の法令、規定を検討し、検閲の内容を明らかにする。それが1938年7月に、南京国民政府によって公布された「修正抗戦期間圖書雑誌審査標準」(筆者訳：抗戦期間における図書、雑誌の審査基準の修正)である。1938年のこの「圖書雑誌審査標準」(筆者訳：図書、雑誌審査基準)は、1932年の「宣傳品審査條例」と同様に、「三民主義に違反する」こと、「政府を誹謗する」こと、「国民党を中傷する」こと、「階級対立を強調する」(中国第二歴史档案館 1998:553)ことを反動の宣伝と規定した。これに続き1939年5月に国民政府は「修正戦時新聞禁載標準」(筆者訳：戦時ニュースの掲載禁止基準の修正)を公布した。この修正案は1933年に公布された「新聞検査標準」(筆者訳：新聞紙検査基準)を拡大したものである。「修正戦時新聞禁載標準」は出版物を出版する前に、主管機関によって審査、認定を受けなければならない、これを受けていない出版物に文字、図画、写真を発表することを禁止すると規定した。つまり、抗日戦争期において、国民党は表面上で共産党及び自由民主人士に、緩やかな言論空間を与えたように見えるが、実際には裏で共産党、マルクス主義に関する新聞報道及び書籍を禁止したと考えられる。特に、1941年の皖南事変後、国民党の新聞出版政策は共産党に対する制限をより厳しくした。

上述したように、抗日戦争期における国民党の新聞政策は、国民党と蒋介石政府が抗戦建国を指導するイメージを作り出し、それに対する誹謗中傷を禁止することを基調としている。国民党が求めたフォトジャーナリズムは、全人民が最後まで抗戦をやり抜き、国家利益が至上であることを表現すると共に、「一つの政党、一つの政府、一人の指導者」の輿論を強化することに奉仕すること

を求められたものと考えられる。

抗日戦争が始まった1937年から、当時発行部数が最も多く、影響力があったグラフ雑誌である『良友』画報は、前線の戦争に対して関心を示した。それは、表紙の変化であった。創刊から抗日戦争までの間に、『良友』画報の表紙は、女性を中心に扱ってきたが、抗日戦争になると、戦争を指揮する将官を表紙に載せていた。なお、『良友画報』は戦場の報道だけではなく、国民政府が抗戦建国のため行ったインフラの整備及び軍備を購入するための国債キャンペーン運動、難民、被災者の救援等も報じた。それらの報道によって、政府が民衆に対して関心をもっていることを表したと同時に政府の抗日戦争勝利に対する自信も宣伝したのである。

5.3 プロレタリアート革命の宣伝：共産党の報道方針

一方、抗日戦争期における共産党の報道、宣伝は、1937年8月22日～25日に開かれた洛川会議で採択した「关于目前形势与党的任务的決定」（筆者訳：当面の情勢と党の任務に関する決定）、「中国共産党抗日救国十大綱領」（筆者訳：中国共産党の抗日救国の十大綱領）及び「為動員一切力量争取抗戰勝利而闘争」（筆者訳：すべての力を動員し、抗戦勝利を勝ち取るため闘う）に従い行われたものである。

洛川会議で決められた抗日戦争期の報道、宣伝内容と方針は、一方で、国民党が民衆の抗日運動を促進しないこと、政府機関を改革しないこと、人民の生活を改善しないこと、共産党に対してまだ心を込めて合作しない態度等を適切に批判すること、他方で、抗日戦争期における共産党の基本政治主張である「抗日救国十大綱領」を、軍隊と人民に普及させ、日本軍と最後まで戦う共産党の決意を宣伝することを決めていた。

この決定に基づき、合法的な宣伝を行うため、共産党は国民政府の政治部の宣伝庁⁽⁹²⁾（通常に第三庁と呼ばれる）を、自分の宣伝機関に再編した。第三庁の協力によって1938年6月6日に中華全国美術界抗敵協会⁽⁹³⁾が成立された。その規約によって、写真が美術作品と認められた（中国第二歴史档案館 1998：262）。つまり、中華全国美術界抗敵協会が称賛する写真は、共産党が求めているフォトジャーナリズムの姿が投影されたものと考えられる。

美術界抗敵協会が認めた良い写真とは、「中華民族の精神を發揚し、抗戦建国の事業を励まし、民族意識を惹き起こし、抗戦建国の実状を描写し、圧迫された民族の痛みを表現することと合わせて、その奮闘の筋道を示し、且つ正しい思想をもち、社会の闇を描写することと合わせて、その改革の筋道を示し、且つ正しい思想をもつ」⁽⁹⁴⁾（中国第二歴史档案館 1998：73-74）ものである。つまり、共産党が求めるフォトジャーナリズムは全国民衆が抗戦建国に参加する姿、人民の日常生活、社会問題を写すものと考えられる。この共産党の求めるフォトジャーナリズムは、前記した内容を反映する報道写真を、流動写真展、写真集、マスメディアによって流通させて、一般民衆に「プロレタリアートとブルジョアジーとの異なる抗戦路線を採用した実情」（林之達 1990：168）を広げるという役割を担った。

さらに、共産党は1939年に国民党が下した「國民精神總動員」（筆者訳：国民精神総動員）の命令を、「共産党の抗戦路線を宣伝し、共産党の抗日民族統一戦線を強化し、抗戦を堅持し、分裂に反対し、防共に対抗し、民主を求める武器」（林之達 1990：168）に変換させるように努力した。1941年の皖南事変と1942年の延安整風運動で、共産党宣伝部は党系のマスメディアを、党の宣伝鼓舞工作の最も有効な道具で、その任務は党の政策を宣伝し、党の工作と群衆生活を反映し、ほか

の政党の宣伝員、通信社になつてはいけないと明確に定めた。⁽⁹⁵⁾

『中国影像史』は抗日戦争期における共産党のフォトジャーナリズムを次のように評価している。それは抗日戦争期の「報道写真は『絵画主義』から離れ、現実社会生活とつながるようになったので、真の意味でのフォトジャーナリズムになることができた」(周振華 羅智子編 2014: 317) ため、「抗日戦争期が現在の中国フォトジャーナリズムの真の原点」(周振華 羅智子編 2014: 317) だと述べている。その時期を代表する人物は、共産党軍隊の初の専属フォトジャーナリストで、共産党の根拠地のフォトジャーナリズム事業を立ち上げた沙飛である(周振華 羅智子編 2014: 317)。彼は盧溝橋事件以後、写真の使命について次のように述べていた。現在の写真活動を行うすべての人々は、「あらゆる精力、時間及び金銭を意義ある題材に用い——敵の我が国への侵略の暴挙、戦線にいる勇敢な我々の戦士が敵と戦う状況および各地の同胞が救亡運動に参加するなどの各種の場面を反映、暴露するによって、民族自救の意識を刺激させる。同時に政府および出版業界と密接な合作を行い、数多くの意義がある写真を迅速に全国同胞の目の前に提示することを確保し、同胞を喚起させ国難を乗り越える目的を達成させる。これは現在における我々写真界の使命である」(沙飛: 1937)。彼は前記の写真論を基礎にし、晋察冀辺区において、中華人民共和国建国後にも踏襲されたフォトジャーナリズム理論を提起し、それを『晋察冀畫報』(日本語表記: 晋察冀画報)を通じて実践した。

5.4 抗日戦争におけるフォトジャーナリズム

この第四期におけるフォトジャーナリズムは、抗日戦争を背景として、国民党と共産党が空前に統一された言論の範囲で、抗日建国を達成するために、中国軍民が日本軍と戦う現実を記録することが求められたものとはいえ、実際には、中国国民党による戦時新聞体制、新聞統制の下で行われた国策宣伝に奉仕することが求められたものである。

これまでの検証によって、抗日民族統一戦線におけるフォトジャーナリズムは民衆の自信を強化し、勝利を最終的に得るための方法を指摘し、軍事活動と合わせて敵を排除する目的を達成するために利用されたことが分かる。さらに、言論が高度に統一された裏で実態としては、一方で国民党は抗日民族統一戦線の指導地位を保つために、共産党の拡大を防止し、共産党の言論の範囲を制限し、他方で共産党はこれに対抗して国民党が出した法令、綱領を利用し、合法的に自己の政治主張を宣伝した。

そのため、抗日戦争期のフォトジャーナリズムは、抗戦建国を表現する一方で、フォトジャーナリストたちは実際に、彼らが従属する党派の方針に合わせ、写真でそれぞれの党派が求める内容を表現したと考えられる。しかしながら国民党にせよ、共産党にせよ、その政治目的に奉仕する報道写真は抗戦建国を表現するという共通項があったといえる。しかし、抗日戦争に中国が勝利するとこの共通項も消滅して、国共内戦が始まるとそれぞれのフォトジャーナリズムは国共の異なる政治目的に活用されることになる。このことから、中国のジャーナリズムを構成するフォトジャーナリズムには政治が反映し、抗日戦争期はその原型を明示していたと言えるであろう。

6 結論

筆者は1840年から1945年まで、フォトジャーナリズムの「価値」の変化に視点を置き、中国における黎明期のフォトジャーナリズムの変遷を検証した。その結果は、各時期に政党又は新聞人が自身の目的を達成するために、報道写真を利用し、計算された特定のメッセージを構成し、読者を納

得、説得させようとしてきたことがとわかる。つまり、フォトジャーナリストがシャッターを押す時に、いかなる立場に立ち、誰のために撮影しているのかを明示できることが重要とされたのである。すなわち、1840年から1945年までのフォトジャーナリズムの「価値」は、読む興味を高める新聞紙の飾り物として収益を目的としたものから、「公衆、社会奉仕」及び人類と「社会解放」の理念をもたせることを経て、国策宣伝、政治宣伝へ移行してきたことを明らかにした。その中で、筆者はさらに詳細に検討する必要がある時期は第三期：1927年4月～1937年7月だと考える。

第三期において、中国の新聞界は第二期の共和国制度を守るために、政府を監視するという思想を受け継ぎ、日米のジャーナリズムを吸収し、メディアが民意（輿論）の代弁者として、公衆、社会に奉仕するべきであるという理念も受容した。同時に、社会主義リアリズムを核心とする左翼文芸を反映するジャーナリズムも登場した。即ち、第三期のフォトジャーナリズムは、この二種の「価値」が反映されていたと考えられる。一つは「公衆、社会奉仕」の「価値」で、もう一つは国民党の言論統制に反対する武器として左翼思想が目指した「価値」である。この二種の「価値」のいずれもが隠されていた社会現実、労農階級の日常生活を反映する報道写真を求めた。

一方、第三期から国民党は共産主義を排除するために「安内攘外」政策を実施した。その政策に従ったフォトジャーナリストは、国民政府、国民党の立場に立ち、共産主義を排除する政治宣伝に利用された。この国家思想および「党国」思想を強調するジャーナリズムは、1939年の「抗戦建國綱領」と「促進案」によって明確化され、正当化されたので、第四期のフォトジャーナリズムは、国家のイデオロギーを反映し、「国家目的に合一する方向への国民意識の組織者」（井上祐子 2009：190）になったと言える。

なお、第三期の末期から第四期にかけて、「公衆、社会奉仕」のジャーナリズムと「人類、社会解放」の左翼文芸思想は、日本の侵略によって、結果として融合した。この融合が原因となって、速やかに抗日を行うと主張した共産党及び各民主人士と国民党、蒋介石政府との対立が形成された。第三期に、人類と「社会解放」を目的とした左翼文芸思想が投影されたフォトジャーナリズムは第四期には、国民党と抗日統一戦線の主導権を争う道具となったが、中国共産党内においては1942年の延安整風運動によって「党の基本路線を堅持し、党の方針政策を宣伝するべきである」⁽⁹⁶⁾（毛松友 1983：39）として定着した。

それ故に、現在の中国のフォトジャーナリズムを検討するのは、第三期をより詳細に検証する必要がある。とりわけ、現在「人民革命撮影家」と称されている共産党初の従軍記者である沙飛の検討が必要である。彼はこの第三期から活躍し、第四期に左翼文芸思想を称賛する共産党の従軍記者になり、晋察冀辺区で今日の中国のフォトジャーナリズムの基本理論を確立したと言われている（蔣齊生 1981）。欧米型と左翼文芸思想との融合及びそれを受け入れ、行動指針とした沙飛の写真論の形成はその時期を如実に反映しているものである。

なお、今後の課題としては、序論において示した2点、すなわち、本稿において使用した史資料に関して、他国、他文化における類同の史資料との比較検討を通じた相対化が可能か否かの検証と制度と実態との関係の解明に加えて、より包括的な課題としては、日本から輸入された「公衆、社会奉仕」の欧米型ジャーナリズム思想と左翼思想を核心としたプジャーナリズムの受容と変容、及びこの二種の異なる思想の融合についても更なる検証が必要であると考えている。

表1 本論文で使われる史料一覧表

通し 番号	著者の基本情報		著書・論文の基本情報			備考
	名前	職業	タイトル	出版・ 発表時間	出版社・ 発表先	
1	徐宝璜	ジャーナリズムの教育者	『新聞学』	1919年	北京大学新聞学研究会	1930年に、黄天鵬は徐の『新聞学』を重版し、書名を『新聞学綱要』に変更した。『新聞学綱要』は1993年に人民大学によって再版された。1987年に出版された『新聞文存』は初版を収録する。松本君平の著書『新聞学 欧米新聞事業』を引用した。
2	邵颺萍	ジャーナリスト	『实用新聞学』	1923年	北京京報館	1987年に出版された『新聞文存』に収録される。日本記者である杉村廣太郎が『最近新聞学』を参照すると共に、自らのジャーナリストの経験に合わせて書いたものである。
3	戈公振	ジャーナリスト	『中國報學史』	1927年	商務印書館	支那文化叢書の一冊として1943年に日本語版が人文閣によって出版された。翻訳者は小林保である。藤原勘治の著書『新聞紙と社會文化の建設』を引用した。
4	劉半農	写真家	『談影』	1927年		『民国摄影文集』に収録される。
5	林泽苍・高维祥	写真家	『廣増良友』	1928年	良友	
6	黄天鵬	ジャーナリズムの教育者	『中國新聞事業』	1930年	『新聞學名論文集』聯合書店	発行元である聯合書店は、「新聞記者によって文化事業を主催し、新聞学術を提唱する」(編者1930:1)ことを目的とした出版社であった。
7	邵颺萍	ジャーナリスト	『中國新聞學不發達的原因』	1930年		
8	趙君豪	ジャーナリスト	『新聞與人生興趣』	1930年	『新聞學名論文集』聯合書店	1920年上海交通大学を卒業し、21年申報館に入社し、記者、編集者、編集長などを歴任した。1929年に復旦大学新聞学学部の教授になった。1941年に『上海報人の奮闘』一書にまとめた。1949年後、台湾で「新生報」を経営した。
9	丁叔良	ジャーナリスト	『新聞略論』	1930年	『新聞學名論文集』聯合書店	
10	天盧	ジャーナリズムの教育者	『怎樣做一个新聞記者』	1931年	聯合書店	黄天鵬がペンネームで書いた著書である。
11	張季鸞	ジャーナリスト	『諸君為什麼做新聞記者』	1931年	燕京大学新聞系(1932)『新聞学研究』良友圖書印刷公司	1931年4月に燕京大学の新聞討論週で行われた演説である。
12	中国新聞学研究会	記者団体	『中国新聞学研究會宣言』	1931年10月26日	『文藝新聞』第三十三号	抗戰文献データベース
13	胡政之	ジャーナリスト	『我理想的新聞事業』	1932年	燕京大学新聞系(1932)『新聞学研究』良友圖書印刷公司	1932年に燕京大学で行われた演説である。
14			『中国左翼新聞記者聯盟行動綱領及組織綱領』	1932年		
15	編者		『我們的使命』	1934年	『集納批判』創刊号	

通し 番号	著者の基本情報		著書・論文の基本情報			備考
	名前	職業	タイトル	出版・ 発表時間	出版社・ 発表先	
16	胡伯洲	写真家・ 編集者	『新聞撮影』	1935年	『報展記念刊』 復旦大学出版	民国時代の写真家である。1930年に『中華図画』 雑誌の編集を担当した。1936年に『申報圖畫周 刊』の編集長を務めた。
17	Lin Yutang (林語堂)	文学者	『A History of the Press and Public Opinion in China』	1936年	The University of Chicago Press	1939年に日本語翻訳版が『支那における言論の 発達』というタイトルで出版された。中国語翻訳 版は2008年に出版された。
18	毛友松	フォト ジャーナ リスト	『新聞撮影概論』	1937年	『黑白影集』 第三期	当時中国最大の写真団体である黑白影社によって 出版されたものである。
19	沙飛	フォト ジャーナ リスト	『寫在展出前』	1937年	『沙飛摄影展 覧会専刊』	沙飛の次女、王雁によって提供される。
20	千家駒	経済学者	『沙飛先生影展 門外談』	1937年	『沙飛摄影展 覧会専刊』	沙飛の次女、王雁によって提供される。
21	陳道望		『沙飛先生攝影 極付詩意』	1937年	『沙飛摄影展 覧会専刊』	沙飛の次女、王雁によって提供される。
22	須 提		『攝影在現階段 之任務』	1937年	『飛鷹』第17 期	大成新聞紙データベース
23	中国青年 記者協会	記者団体	『抗戰建国綱領』	1938年		
24	中国青年 記者協会	記者団体	『擁護抗戰建国 綱領、確立戰時 新聞政策、促進 新聞事業發展 案』	1938年		
25	長江 ①	ジャーナ リスト	『戰時新聞工作 的眞義』		『戰時新聞工 作入門』 (1939)生活 書店	中国青年記者協会は1938年に成立された。その 趣旨は「新聞学術を研究し、中国新聞事業の發展 を促進し、新聞事業及び其の従業人員の合理的な 保障を求め、中華民族の解放及び建設に力を入れる 」ことである。抗日戦争中、中国青年記者学会 は「新聞輿論が抗戰勝利の自信を確固とさせるこ とができ、抗戰の勇気を鼓舞でき、敗北主義に打 撃を与えることができ、英勇の士気を励ます」と 提唱した。「1938年中国青年記者学会成立宣言」 (張静盧 1959: 193-194)
26	長江 ②	ジャーナ リスト	『建立積極的新 聞領導政策』			
27	長江 ③	ジャーナ リスト	『怎樣發戰事電 訊與寫戰地通 訊』			
28	黃藥眠	ジャーナ リスト	『三個特點和兩 個意見』	1939年		
29	胡愈之	ジャーナ リスト	『抗戰新階段中 新聞記者的任 務』			
30	陸詒	ジャーナ リスト	『談當前的戰地 新聞工作』			
31	劉尊琪	ジャーナ リスト	『我隨軍採訪和 報道的經驗』			
32	丁 易	作家	『中国左翼作家 聯盟の成立及其 和反动政治的斗 争』	1951年	『新中華』第 十四卷第十四 期	

表1にある『新聞學名論文集』は、『民国文献資料叢編 民国時期新聞史料匯編』第三冊に収録される。『戰時新聞工
作入門』は、『民国文献資料叢編 民国時期新聞史料匯編』第十六冊に収録される。左翼にかかわる史料は『中国出
版史料乙編』と『中国出版史料補編』に所載される。

<注>

- (1) Jerry Mason (Editor) 1984 : 387-389 それ以外に、同書には「News Photography」(359-360)、「Press Photography」(408) の二つ近似の言葉で表記されている。
- (2) 原文：作为一种视觉新闻，新闻摄影是新闻形象的现场摄影纪实，以图文结合的形式，传递新闻信息。
- (3) 容闈は1847年にアメリカへ留学し、1854年にアメリカの大学を卒業した初の中国人として、イエール大学から学位を得た。のちに帰国し、「西方の学術を、中国に教え込み、中国を益々に文明、富強の境へ行かせる」(Yung Wing 1909=1981 : 23) という考えを実現するために、帰国後の容闈は、太平天国の指導者に七つの施政意見を述べ、曾国藩と機械製作所の設立に対して意見を交換し、江南機械製作所を開業させ、1870年に、国費留学事務所を経営することを通じて、清末の洋務運動に参加した。
- (4) 出来事を写した写真に基づき、描かれる絵を指す。中国語で「新聞画」である。筆者はそれを新聞図絵と訳する。
- (5) AFong の漢字表示は二つがある。一つは頼阿芳で、一つは黎芳である。本論文は芳華写真館の写真と1880年代の英文新聞紙に記載された英語表示 AFong を使用する。
- (6) 原文：无数华工，以辨相脸，结成一串，牵往囚室。
- (7) 原文：今予即令汝至秘鲁，以调查彼中华工实在之情行。
- (8) 原文：凡华工背部受笞，被烙斑斑之伤痕，……秘鲁华工之工场直一牲畜场。
- (9) 原文：由此确凿证据，无论口若悬河，当亦无辩护之余地。
- (10) 原文：畫報的先驅者
- (11) 原文：購觀恣為談助『點石齋畫報』甲一号 1884年5月
- (12) 原文：本館新創畫報，特請善畫名手，選擇新聞中可驚可喜之事，繪製成圖並付事略。「畫報出售 申報館社主人啓」『申報』1884年5月8日
- (13) 原文：外洋新出一器，乍創一物，凡有利於國計民生者。「第六號畫報出售 申報館主人啓」『申報』1884年6月26日
- (14) 日本語訳：新聞紙によって政治を論じ、新聞紙によって政治に参加する。この思想は『循環日報』の社主兼主筆王韜によって提出され、清朝末期に普及した。
- (15) 原文：一為報紙以捐款而創辦，非以謀利為目的；一為報紙有鮮明之主張，能聚精會神以赴之。
- (16) 原文：國人對新聞學之興趣日隆，……故時人稱為啟蒙時期。
- (17) 原文：則日本松本君平氏論新聞紙之言，并非虛語。
- (18) 原文：其言曰：“彼如預言者，詎國家之運命；彼如裁判官，斷國民之疑獄；彼如大法律家，制定律令；彼如大哲學家，教育國民；彼如大聖賢，彈劾國民之罪惡；彼如救世主，察國民之無告痛苦，而與以救濟之塗。”

なお、松本君平の原文は下記の通りである。「英国のボルタ會で英国下院に於ける新聞記者席を指して唱然として嘆じて曰く、『彼は英国議會を組織せる貴族、僧侶平民の三大種族の力を合するより、更に偉大なる勢力を有せる第四の種族也』と今や貴族も僧侶も平民も皆な彼の言ふ處に聴かざるを得ず、彼は預言者の如く、國民の運命を謳ひ、彼は裁判官の如く、國民の疑獄を斷し、彼は大立法家の如く、律令を制定し、彼は大哲學者如く、國民を教育し、彼は大聖人如く、國民の罪惡を彈劾し、彼は救世主の如く、國民の無告の苦痛に聴き、救濟の途を興へんとする。」(松本君平 1899 : 7)

徐宝璜の引用と松本君平の原文を合わせて見てみると、新聞記者の役割を新聞紙の役割に誤用した以外

に、徐宝璜は「国民の運命」を「国家の運命」に訳したことをわかる。

松本君平の著書である『新聞学 欧米新聞事業』は清朝末期から1920年代まで、数多くの中国のジャーナリズム研究者に影響を与えた。最初に松本君平の「第四の種族」の言説を引用したのは梁啓超であった。それは1901年12月21日の『清議報』に掲載された「本刊第一百冊祝辞并论报馆之责任及本馆之经历」（張之華1999：37）の中で「报馆之势力及其责任」（新聞社の勢力及びその責任）の部分論じたのであった。その中国語原文は「日本松本君平氏著《新聞学》一书，其颂报馆之功德也，曰：“彼如豫言者，驱国民之运命；彼如裁判官，断国民之疑狱；彼如大立法家，制定律令；彼如大哲学家，教育国民；彼如大圣贤，弹劾国民之罪恶；彼如救世主，察国民之无告痛苦而与以救济之途」である。つまり、梁啓超をはじめ、中国のジャーナリズム研究者は松本君平の新聞記者に対する言説を誤って、新聞紙の役割として読み取っていたと考えられる。

但し、上掲した部分は1903年に商務印書館が出版した中国語翻訳版『新聞學』（1983年に発見され、中国新聞出版社が1987年に出版した『新聞文存』に収録される）は、松本君平の著書を忠実に訳している。その中国語原文は以下のようになっている。「英之普鲁古氏，曾在英国下议院指新闻记者之一种阶级曰：是英国组织议会之三大种族之力（贵族、僧侣、平民），而有最伟大势力之第四种族也！今者，无论贵族也、僧侣也、平民也，皆不得不听命于此种族之手。彼若预言，则可以征国民之运命；彼若裁判，则可以断国民之疑狱；彼若为立法家，可以制定律令；彼若为哲学家，可以教育国民；彼若为大圣人，可以弹劾国民之罪恶；彼若为救世主，可以听国民无告之痛苦，而与以救济之途。」（『新聞文存』1987：9）

梁啓超たちは松本君平が提起した新聞記者の役割を新聞紙の役割として理解した原因、及び徐宝璜が日本語原文の「国民の運命」を「国家の運命」に訳した理由については、意識的にそうしたのか、あるいはただ単に誤訳なのか、更なる検証が必要であろう。

- (19) 原文：供给新闻，代表舆论，创造舆论，灌输知识，提供道德，及振兴商业。
- (20) 原文：打破欺蒙，扫除蒙蔽，廓清蒙昧。
- (21) 『良友』画報の三代目の編集長である。彼の編集方法と経営方針によって、『良友』画報が一躍有名になり、当時中国国内外で最も著名な画報になった。
- (22) 同盟会は1905年8月20日、孫文らにより東京で結成された政治結社である。孫文を中心に清朝打倒を目指す革命運動の指導的役割を担った団体である。
- (23) 原文：監視共和制度、調査民生状態、奨進社會主義、輸入世界知識。
- (24) 原文：組織民國之知己相與討論民國之真相，緬述既往，洞觀現在，默測未來。
- (25) 原文：皆喜多载写真以助阅者之兴趣。
- (26) 原文：将影片与新闻稿同时送诸于报社。
- (27) 原文：必罗列当代中外名人之写真，遇其人有新事发生时，即可提出刊印于报。（『新聞文存』1987：405）
- (28) 原文：能把实物的形态，的的确确的记载下来。
- (29) 原文：蓋各報館于登出時，照片之旁註明「某某照相館攝」。
- (30) 原文：惟對於新聞學識及有「新聞價值」（此系新聞攝影最緊要之關鍵）則茫然不知。
- (31) 原文：其搜羅材料之能力，常于記者並駕齊驅。
- (32) 原文：不僅是使看報的人知道報上的事，而且叫看報的人看見事實的情形。
- (33) 原文：最能吸引讀者而推廣一報之銷路。
- (34) 同文章は最初に1927年第18、19号の『良友』に掲載され、のちに1928年に出版された『廣增攝影良

友』の中にも収録された。筆者は19号の「良友」しか入手していないため、ここでは1928年に出版された『廣増攝影良友』の中に収録されたものを使用する。

- (35) 原文：若缺此要素，則報館比棄而不用。
- (36) 原文：吾人渴欲之有新聞價值之圖畫，往往畫報所載，……無新聞價值可言，往往于不知不覺間，為人所弗喜。趙君豪『新聞與人生興趣』
- (37) 原文：則在其能表現當時新聞事件之緊要情或動作。
- (38) 原文：均言人所慾言。
- (39) 原文：在取得一事之要點。
- (40) 原文：凡時事性質的照片，或與時事有關的一切照片，刊登於日報或雜誌上者，是為新聞照片。
- (41) 原文：為臨時發生的事故及與公眾有關之種種事物、種種活動。
- (42) 藤原勘治：1895-1972 新聞記者である。1923年東京日日新聞社に入社し、同年7月に『新聞紙と社會文化の建設』を出版した。
- (43) 戈公振は『中國報學史』の緒論の最後で、「以上所訴頗取日人藤原勘治之說」（上掲した内容の多くは日本人藤原勘治の言説を利用した）と記している。筆者が二冊の著書を対照してみた結果は、戈が『新聞紙と社會文化の建設』の内容をまとめ、緒論の「第二節 報紙之定義」（第二節 新聞紙の定義）を書いた。例えば、戈は藤原と同じように公告性が新聞紙の本質だと述べている。（報紙之原質言之，即新聞公布之謂也。戈公振1927：13）戈は公告性について以下のように記述している。「既因新聞之一般性乃公告性之裏子。若用社會學之眼光，解釋公告性之意義，所謂公告性者，即對於多數民眾或者至少對於某特別關機範圍內，用認識行為，籍交通之媒介，如語言文字之類，行價值決定及一直決定之精神公開是也。所謂新聞之一般性，雖受主觀的限制，然既為社會只認識行為價值決定及意志決定，承認有特別的多數人而代表，故即得作為一般的而加以公告。」（戈公振1927：19）この記述は、藤原の言説の翻訳である。その元となる日本語原文は、「即ち新聞（ニュース）の一般性が公告性を裏付けてゐることになる。抑も、社會學的意義に於いて公告性を解する時、公告性とは、多数民衆或は少なくとも、特定關係範圍に對し、社會的認識行為、價值決定及意志決定の精神的公開を、交通媒介（言語、文字の如き）を通じて行ふの謂ひに名づくるものである。故に、たとへ新聞（ニュース）の一般性なるものが主觀的制限をうけ客觀的に絶對的ならざるものといへ、苟も又社會的認識講義、價值決定及意志決定等が特定の多数によりて代表せらるるといふ實勢を認むる以上、それは一般的なるものとして公告されるべきものである」（藤原勘治1923：83-84）である。筆者は戈が藤原の新聞理論をどのように吸収し、理解したのかに對して関心があり、清末から1930年代までの日本の新聞学研究が、中国の新聞人に与えた影響という研究課題を立てるつもりであるが、本稿では多言しない。
- (44) 原文：報紙者，人類思想交通之媒介也。
- (45) 原文：民意之機關。
- (46) 原文：人民之代表。
- (47) 原文：為社會公共之機關，新聞紙之任務，在傳達人類之意志或情趣味，以及一切消息，以服務於公眾也。
- (48) 原文：新聞紙是社會公共的言論機關，記者便是服務於這個機關的公僕。
- (49) 原文：代表一般人民的輿論或意見，作為當局者的指南針。為社會的公共機關，為社會的縮小寫真，為社會的耳目。
- (50) 原文：以社會大眾服務作出發點。

- (51) 原文：新聞事業應為國家公器，新聞記者應為社會服務。所以新聞事業不該專重營利，只圖賺錢；也不應該專供政治利用，不為公眾公益張目。
- (52) 原文：新聞不可偏頗，偏頗則減其價值，報里主張各欄要聞須不偏不倚。
- (53) その時期に、メディアは国家の公器と認識したジャーナリストもいたが、1930年代の知識人が持っていた社会と国家の相違点は、本論文の範囲外なので、ここでは議論しない。検討の便宜上で本論文は社会の公器を使用する。
- (54) 原文：它的真實性超過筆述。這是一個真正的寫實工具，可以把當時的情形，很忠實地顯示在閱者眼前。
- (55) 原文：能在一瞬間取得某一時間之真相，包括動作背景章法，有條不紊，令讀者如身臨其境。
- (56) 原文：作为解放斗争的武器。也只有和历史的行进取同样的步伐，艺术才能够焕发它的明确光芒。
- (57) ここでいう新聞工作者とは、記者、編集者、校閲者、印刷業者など、新聞社で働くすべての人々を指す。進歩的新聞工作者は左翼思想を持つ人を指す。
- (58) 原文：新闻之发生，是依据于社会生活的需要，社会生活的整体，是基于被压迫的广大的万万千千的社会群众。
- (59) 原文：报纸的作用，不仅限于传布思想，限于政治教育和吸收政治上的同盟者，报纸不仅是集体的宣传者和集体的鼓动者，而且还是集体的组织者。
- (60) 原文：争取言论出版的绝对自由。
- (61) 原文：使其成为鼓动大众组织大众之武器。
- (62) 原文：一切阶级的现象和现实，是新闻产生的源泉。
- (63) 原文：社会生活反映、社会进展的武器、依于大众利益上。
- (64) 原文：现实统治阶级的压迫与欺骗及一切麻醉无情地揭发和暴露，……目标与意志来长阐扬以社会主义为根据的科学的集纳主义。
- (65) 鲁迅は1936年7月『現実文学』で発表した。
- (66) 原文：不是只局限于写义勇军打仗，学生请愿示威……等等的作品。包括描写现在中国各种生活和斗争的意识的一切文学。
- (67) 原文：工人、农民、学生、强盗娼妓、穷人阔佬，等等的日常生活离去载取我们的材料，加以选择，配制，然后摄取。
- (68) 原文：以暴露现实的丑态。
- (69) 原文：却也同样可以因此引起被压迫者们的决心，挣扎，拼断所有加载他们颈项上的锁链。
- (70) 1930年代の中国の左翼文芸思想は社会主義リアリズムとのつながりがあるが、本論文の範囲外なので、ここでは検討しない。
- (71) 原文：總理遺教、本黨主義、本黨政綱政策、本黨決議案、本黨現行法令、一起經中央認可之黨務記載。
- (72) 「出版法」(1930)第二十一条
- (73) 原文：倭寇深入，赤匪猖獗，吾人攘外，必須安内。
- (74) 原文：翻譯文字圖畫或演講抗日宣傳者，均處以妨害邦交罪。
- (75) 原文：以文字圖畫或者演說為叛國之宣傳處死刑或無期徒刑。
- (76) 原文：为鼓动大众组织大众之武器
- (77) 原文：必應以抗戰建國綱領為張本，而確定新聞報道之原則，以為全國報紙發表新聞之準繩。
- (78) 原文：在抗戰期間，於不違反三民主義最高原則，及法令範圍內，對於言論出版集會結社，當與以合法之

充分保障。

- (79) 原文：加強抗戰必勝的信念，和戰局發展的正確認識，同時對於新軍的建立，軍隊的政治工作，及訓練壯丁，動員民眾予以積極報道和推動。
- (80) 原文：堅持看展到底的既定國策，促成政治機構的調整，施政方針的改進，以便配合抗戰的需要。
- (81) 原文：注重於我國獨立自主的外交政策之實施。
- (82) 原文：戰時教育之實施，民眾運動之開展。
- (83) 筆者訳：抗日戦争は必ず勝利し、国家の建設を必ず成し遂げる。
- (84) 原文：抗戰利益和民眾生活為前提。
- (85) 原文：在擁護三民主義，擁護政府，服從最高統帥，堅持抗戰，鞏固團結，嚴守軍事外交機密之條件下。
- (86) 原文：必須要有大量的記者加入行伍，擔任軍隊中新聞服務，同時必須從士兵中間，造就大量的新聞幹部。
- (87) 原文：戰事電訊，戰地通訊，戰地攝影。
- (88) 原文：戰鬥的組織者和真正能代表人民的意見。
- (89) 原文：動人的現實，尤其是士兵的生活，士兵作戰的英勇等等。
- (90) 原文：摧殘我們的一些新的更殘酷的方法。
- (91) 原文：使得一切下層的內部情形都能充分反映到報紙上來。
- (92) 周恩来と郭沫若によって運営された共産党の宣伝機関で、1938年4月1日に武漢で成立した。
- (93) 美術界抗敵協会の目的は、全国の美術作家を団結し、抗戰工作进行を推し進め、民族革命の美術を發展させることである。
- (94) 原文：发扬中华民族精神，鼓励抗战建国事业者；激励民族意识者；描写抗战建国史实者；描写被压迫民族之痛苦，并暗示奋斗途径而思想正确者；描写社会恶势力之流毒，暗示改革途径而思想正确者。
- (95) 中共中央宣传部（1942年3月16日）「為改造党報的通知」を参照。
- (96) 原文：摄影报道要坚持党的基本路线，宣传党的基本方针。

参考文献

- 1、松本君平（1899）『新聞学 欧米新聞事業』博文館
- 2、Yung Wing (1909=1981) *My Life in China and America* New York, : H. Holt and Company（徐鳳石、張叔方訳『西学东渐记』湖南人民出版社）
- 3、編者（1912）「出世之緣起」『真相畫報』第一期
- 4、謝英伯（1912）「真相畫報發刊辭」『真相畫報』第一期
- 5、藤原勘治（1923）『新聞紙と社會文化の建設』下出書店
- 6、梁得所（1933）「藝術的過程：高奇峰先生和畫報」『大眾』画報 第2期
- 7、魯迅（1936）「論我們現在的文学運動」『现实文学』7月期
- 8、何幹之（1937）『近代中國啓蒙運動史』生活書店
- 9、沙飛（1937）「攝影與救亡」『廣西日報・時代藝術』8月15日
- 10、阿英（1940）「中國畫報發展之經過」『良友』画報 第150期記念号
- 11、張靜盧編（1955）『中国出版史料乙編』中華書局
- 12、古鐘（未公開）「中国左翼新聞記者連盟史」張靜盧編（1957）『中国出版史料補編』中華書局
- 13、張靜盧編（1957）『中国出版史料補編』中華書局

- 14、張静盧編（1959）『中国出版史料丁上編』中華書局
- 15、名取洋之助（1963=2017）『写真の読みかた』岩波新書
- 16、蔣齐生（1981）「沙飞——开创中国人民革命摄影事业的摄影革命家」『中国摄影』1981年3期
- 17、中国国民党中央委员会党史委员会編印（1981）『中華民國重要史料初編——対日抗戦時期緒編（三）』
- 18、毛松友（1983）「简论摄影报道工作」『1983年全国新闻摄影年会论文集』
- 19、*Jerry Mason Editor (1984) 『International Center Of Photography Encyclopedia Of Photography』
International Center Of Photography*
- 20、池田誠（1987）『抗日戦争と中国民衆——中国ナショナリズムと民主主義——』法律文化社
- 21、松本君平、休曼、徐宝璜、邵颺萍著 余家宏、寧樹藩、徐培汀、譚啓泰編注（1987）『新闻文存』中国新聞出版社
- 22、林之達（1990）『中国共产党宣传史』四川人民出版社
- 23、王凌霄（1996）『中國國民黨新聞政策之研究（1928-1945）』中国国民党中央委员会党史委员会
- 24、王雁主編（1996）『沙飛紀念集 1912/1950』山西出版社
- 25、中国第二歴史档案館（1998）『中华民国史档案史汇编』第五輯第2編 文化1 江蘇古籍出版社
- 26、張之華主編（1999）『中国新闻事业文选 公元724年——1995年』中国人民大学出版社
- 27、甘險峰（2008）『中国新闻摄影史』中国攝影出版社
- 28、李润波（2008）晚清新闻画报收藏 浙江大学出版社
- 29、井上祐子（2009）『戦時グラフ雑誌の宣伝戦 十五年戦争下の「日本」イメージ』青弓社
- 30、韓從耀（2011）『中国近代图像新闻史（1840-1919）』南京大学出版社
- 31、方漢奇総編（2011）『民国文献資料叢編 民国時期新聞史料匯編』第三冊 中国国家図書館出版社
- 32、方漢奇総編（2011）『民国文献資料叢編 民国時期新聞史料匯編』第十六冊 中国国家図書館出版社
- 33、*Terry Bennett (2013=2014) 『History of Photography in China: Chinese Photographers 1844-1879』
London: Quaritch, (徐婷婷訳『中国摄影史 中国摄影师 1844-1879』中国攝影出版社*
- 34、盛希貴（2014）『新闻摄影教程 第四版』中国人民大学出版社
- 35、韓從耀 趙迎新編（2014）『中国影像史 第二卷 1839-1900』中国攝影出版社
- 36、周振華 羅智子編（2014）『中国影像史 第六卷 1927-1937』中国攝影出版社
- 37、陳平原 夏曉虹（2014）『图像晚清：点石斋画报』東方出版社
- 38、祝帥 楊簡茹編著（2014）『民国摄影文集』中国攝影出版社
- 39、楊洪承（2015）「文学史視閔中「革命文学」以及結構譜系研究綱論」『当代作家評論』第2期
- 40、裴桐（2015）「黄天鵬：当代新闻教育拓荒者」『新闻世界』第8期
- 41、林紅（2017）『20世纪30年代左翼文艺大众化运动探析』中共中央文献室
https://www.wxyjs.org.cn/ddwxzszs/wzjx/20170706/201707/t20170706_224597.htm

メディアとしての太極拳

山本 賢二*

はじめに

太極拳（術）とは無極（混沌）から生じた陰と陽の二気によって宇宙（自然）および小宇宙（人間）が生成されるとする哲理を理論基盤とし、その陰陽二気の消長循環運動を通じ、心身の調和（身心如一）、自然との融合（天人合一）、知識と行動の統一（知行合一）を目指した、型（套路）、武器（兵器）、組手（推手・対拳・散手）を備えた総合武術であり、環境（天地）との調和の中で自己（人）完結を志向する心身芸術でもある。

この太極拳は王宗岳の『太極拳論』の発見（1852年）を起点とし、陳家溝で継承されてきた武術が陳式太極拳となり、陳家家伝の武術を学んだ楊露禪と楊澄甫に代表されるその後継者が楊式太極拳を確立するなど、呉、武、常、孫式などの多くの流派が生み出されこんにちに至っている。その発展過程は、陳式太極拳という中核から人を介して諸流派という外縁が生まれ、その外縁がまた中核になってさらに新たな外縁を生むという無限の広がりをもつ文化変容の態様を示している。

そして、その広がりを生む所以のものは『太極拳論』の根幹をなす陰陽理論にある。呼吸から始まり、強弱、虚实、内外、表裏、上下、左右、前後、快慢、方圓、剛柔、動静など陰陽の二律関係を示す古からの素朴な認識論こそが変容を可能にする太極拳のもつ情報の根源なのである。それに、太極拳の要件である五行と八卦になぞらえる身法（八つの用法・掬、捋、擠、按、採、捩、肘、靠）と走法（五つの方向・左顧、右盼、前進、后退、中定）の十三勢と慢、圓、柔、静という風格が備われば、太極拳になり得るのであり、そのため、いまもさまざまな太極拳が創出されているのである。

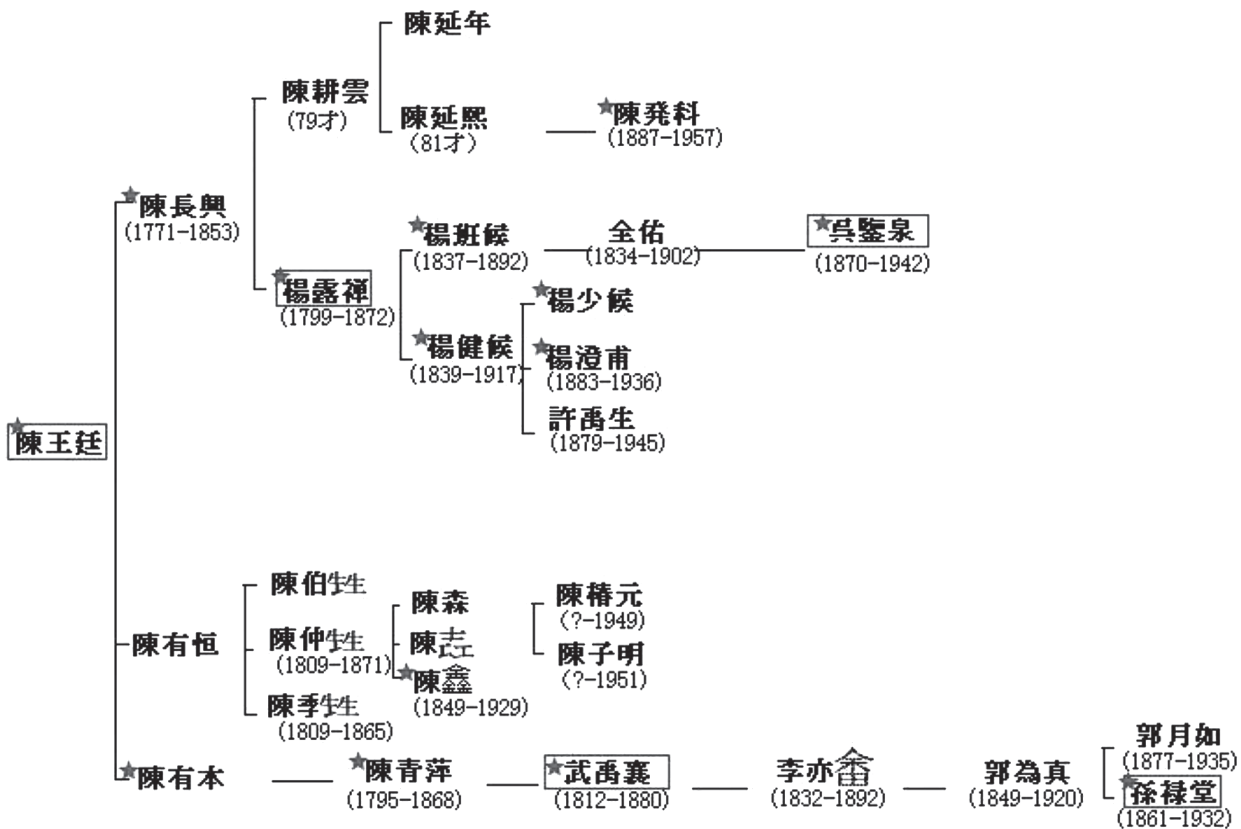
太極拳は中国の大地に生まれ、かの地の人々によって育まれた精神物質両面にわたる知恵の結晶であり、時代とともに発展し続けている、人類共有の文化財産である。そして、筆者は太極拳を人類が共有する一つのメディアとしてとらえており、そこから発せられる情報には健身、競技、武術、文化という四領域があり、中国文化を核として、武術、競技、健身というように広がり、このメディアに接触する人の志向によって引き出される情報が異なると考えている。すなわち、太極拳はそれを学習する者、あるいは教授する者の志向によって、「健身」のための太極拳になったり、「競技」のための太極拳になったり、「武術」としての太極拳になったり、中国の「文化」を理解するための太極拳になったりする。当面、筆者はこれを太極拳の四面体と呼んでいる。（山本 2003 「太極拳研究（10）—常式太極拳」）

上述の指摘後、段位制が普及し、「資格」の要素も加わったことで、本稿では、太極拳の発展を略述した後、太極拳の備える四つの領域に「資格」を加え、健身、競技、資格、武術、文化という五つの領域から、太極拳のもつメディア性について考察するものである。

*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究所 講師

1. 太極拳の発展

はじめに、中核としての中国の太極拳の発展と変容を下記の系譜に基づいて説明したい。



『太極拳術』（顧留馨）

- 陳式太極拳（陳長興 1771-1853）
- 楊式太極拳（楊露禪 1799-1872）
- 吳式太極拳（全佑 1834-1902）
- 常式太極拳（常遠亭 1860-1918）
- 趙堡太極拳（陳青萍 1797-1868）
- 武式太極拳（武禹襄 1812-1880）
- 忽雷太極拳（李景延 1825-1893）
- 太極五星椎（李瑞東 1851-1917）
- 孫式太極拳（孫祿堂 1861-1932）
- 24 式簡化太極拳（1956）
- 太極拳譜 64 式（1978）
- 42 式綜合太極拳（1988）
- 雙邊太極拳（陳泮嶺 1892-1967）
- 混元心意太極拳（馮志強 1928-2012）
- 王氏水性太極拳（王壯弘 1931-2008）
-

1.1 陳式太極拳

陳式太極拳は陳家溝第9世陳王廷（およそ1600-1680）によって明末から清初にかけて創始された武術を原点とするといわれる。陳王廷は拳術5路、炮捶1路、長拳、刀、槍、劍、棍、鏢、鈞、斧、鎌、叉、耙および推手、雙人粘槍、八杆、杆梢対打などをつくり、拳、武器および対打を備えた総合武術に完成したとされている。

その後、陳氏第14世陳長興（1771-1853）がこれらの套路を整理し、いまに伝えられる陳式太極拳一路、二路にまとめた。これが陳家溝に伝承されるとともに、陳発科（1887-1957）、陳子明（?-1951）、陳照丕（1892-1973）、陳照奎（1927-1982）などを通じて、北京、上海、南京などに伝えられこんにちに至っている。その陳式太極拳の理論化は陳鑫（1849-1929）によって行われた。陳鑫は1933年に『陳氏太極拳図説』を著わし、太極理論に従って詳細に陳式太極拳を説明した。その中で「明の洪武七年」、「陳ト」が「陰陽開合を以て身体全体をめぐらす、消化飲食の法として子孫に教える。理は太極に根ざしている。よって名を太極拳という」としており、陳トにまで太極拳の起源が遡るとしているが、これは立証できる十分な証拠がない。

現在、陳式太極拳として広く行われているのは陳家溝系統の陳小旺、陳正雷、朱天才、王西安などに継承されている套路（一般に老架と称する）と陳発科、陳照奎などから学んだ馮志強、田秀臣、洪均生、馬虹、李経梧、金一明などに継承されている套路（一般に新架と称する）がある。また、陳鑫の『陳氏太極拳図説』の解析対象となった小架式も陳式太極拳の中に含まれている。さらに、この陳式太極拳を陳発科から継承した馮志強は自らの体得を通じて混元心意太極拳に発展させている。

1.2 趙堡太極拳

また、趙堡太極拳継承者によれば、趙堡太極拳は蔣発（1574-不詳）によって、明の萬曆年間（1573-1619）に河南省趙堡鎮に伝えられた。蔣はこの拳を王宗岳に学んだといわれ、王宗岳は張三丰から伝承されたとされている。趙堡太極拳に太極拳の起源があると主張する根拠になっているのが蔣発の存在である。

その蔣発は趙堡鎮でこの拳を邢喜懐（不詳）へ伝え、邢は張楚臣へ、張は陳敬柏（1663-1745）へ、陳は張宗禹（不詳）、張からその孫の張彦（1765-1843）へと伝えられた。さらに、張彦は自分の子である張応昌（不詳）や陳清平（萍）（1796-1868）に伝えた。

張応昌と陳清平に継承された太極拳はさらに次のように伝承されたとされている。

張応昌は張汶（不詳）へ、張汶は張金梅（不詳）へ、張金梅は張敬芝（不詳）へ、張敬芝は陳応銘（不詳）や侯春秀（1904-1985）などに趙堡太極拳を伝えた。特に、侯は西安において趙堡太極拳を数十年にわたり伝授してきた。

一方、陳清平は、その子の陳景陽（不詳）や和兆元（1810-1890）、牛発虎（不詳）、李景顔（不詳）、李作智（不詳）、武禹襄（1812-1880）らに趙堡太極拳を伝えた。この陳清平から伝えられた拳は次の二系統に別れ伝承された。

① 陳景陽—任長春（1839-1910）—杜元化（1869-1938）

杜元化は河南省国術館教授をつとめたことがあり、1935年に『太極拳正宗』という書名で、初めて趙堡太極拳を紹介した。

- ② 和兆元—和敬之（1853-1928）—和慶喜（1857-1936）—和学信（1890-1957）、鄭錫爵（1906-1961）、鄭梧（梧）清（1895-1983）

和兆元は陳清平から代理架（別名承（成）架あるいは尺寸架）を修めるとともに、研鑽を積み、理論構築に努め、趙堡太極拳を深化させた。その後、その孫の和慶喜は大架と小架に分け、大架は鄭錫爵、小架は鄭梧清らに伝えた。この鄭二氏が継承した拳はいずれも和兆元を起源とすることで和式太極拳とも称されている。

1.3 忽雷太極拳

忽雷太極拳、太極忽雷架、陳式太極拳忽雷架あるいは八卦方圓太極拳と称するこの太極拳は清末李景延（1825-1893）が晩年、その師である陳清平に授かった太極拳と彼自身が武術を詳しく研究したことを基盤にして、もともとの拳架に対し大胆な改編を行い、雛形を作り出した。李景延の死後、その子李火焰には子がなく、李家においては絶えてしまったが、直伝の弟子張国棟（1871-1933）によって継承された。張は精緻な研究を行い、現在伝えられる太極拳の套路に発展、定型化した。なお、現在の継承者張随勝は張国棟の弟子張国成（1905-1985）から学んだものである。

一方、この太極拳の発掘者ともいえる台湾の徐紀が杜毓沢（1897-1990）から継承した忽雷架は陳銘標（1878-1924）—楊虎（書文）（1860-1929）—李景延と遡る系統である。

陳家溝から徒歩で行ける距離にある王圪擋に伝承されたこの忽雷太極拳と陳式太極拳、趙堡太極拳のそれぞれの後継者の間で太極拳の起源をめぐる議論が続いていくであろう。

1.4 楊式太極拳

そして、陳家溝の陳長興（1771-1853）から太極拳を学んだ楊露禪（1799-1872）はその太極拳を徐々に改良し、次男楊班侯（1837-1892）、三男楊健侯（1839-1917）らに伝えた。班侯は武禹襄にも学び、小架式に改良し、全佑（1834-1902）へと伝えた。一方、健侯は中架式に改良するとともに、老架式ともども長男楊少侯（1862-1930）、三男楊澄甫（1883-1936）、許禹生（1879-1947）らに伝えた。楊澄甫はさらにそれを大架式に改良し、現在一般に広く行われている楊式太極拳を定型化した。楊澄甫はその太極拳を長男楊振銘（1910-1985）ら親族に伝えると同時に陳微明（1881-1958）、崔毅士（1892-1970）、李雅軒（1894-1976）、董英傑（1897-1961）、鄭曼青（1902-1975）、傅鐘文（1908-1994）、蔣玉堃（1913-1986）などに教えた。

その中でも、鄭曼青は37式に簡略化し、台湾において鄭子太極拳として普及させた。また、蔣玉堃も43式に改編し、南京をはじめ各地で楊式太極拳を教えた。

1.5 太極五星椎

太極五星椎（太極五行椎）、あるいは李式太極拳と称せられる太極拳は李瑞東（1851-1917）らによって創始された。この太極拳の創始には楊露禪の弟子王蘭亭（1842-?）および楊の次男班侯（1837-1892）との太極拳をめぐる確執がその背景にあったと伝えられている。

それには、楊露禪の死去後、弟子の王蘭亭と楊の次男班侯との間で摩擦が起き、龍潭和尚から武術を学んでいた王は楊の拳を捨て、友人である司星三、李賓甫、李瑞東とともに太極拳の五錘（搬拦捶、撇身捶、肘底捶、指裆捶、栽捶）を利用して、この太極拳を創始したという説をはじめ、い

くつかの説がある。

108 式李派太極拳五行捶を紹介した張紹堂（1950-）は李瑞東の三男李季英（1884-1962）および陳繼光（1882-1962）に学んだ父張万生（1926-1989）からこの太極拳を継承したとしている。

1.6 武式太極拳

武式太極拳の創始者武禹襄（1812-1880）は楊露禪とともに洪拳を学んでいた。楊が陳家溝に太極拳を学びに行ったのを受けて、武は1852年に温県に赴いたが、そのとき拳師陳長興（1771-1853）はすでに年を取り、病気がちで教えを請うことができず、趙堡鎮に行き、陳清平に拝師した。陳に学んだ武は兄の武澄清が咸豊2年（1852年）に河南省舞陽県の塩店で発見した「太極拳論」を手に入れ、理論研究を深めると同時に、おいの李亦畬（1832-1892）と研鑽を積み、「太極拳解」、「太極拳論要解」、「十三勢行功要解」、「十三勢説略」、「四字秘訣」、「身法八要」など理論面での著作を著わすなどして、武式太極拳の原型を完成した。また、1852年から武に学び始めた李亦畬はさらに理論研究を深め、「太極拳小序」、「五字訣」などを著わすと同時に、1935年には王宗岳、武禹襄および自身の論著を編集して『廉讓堂太極拳譜』などを作り、武式太極拳をより高度に発展させた。

こうした武式太極拳の先駆者の太極拳の理論化に対する貢献は小さくはない。武式太極拳の三代目は郝為真（1849-1920）で、彼は李亦畬に拝師し、これまでの武式に「開」と「合」を加え、今日伝えられる武式太極拳を完成した。その後、郝為真は次男の郝月如（1877-1935）へ伝え、郝月如はその子郝少如（1907-1935）へと伝えた。一方、李亦畬の次男李遜之（1882-1944）も武式太極拳を継承し、その弟子に姚繼祖（1917-1998）、陳固安（1913-1993）らがいる。

1.7 孫式太極拳

孫式太極拳の創始者孫禄堂（1861-1932）は李奎垣、郭雲深に形意拳を学び、程延華から八卦掌を学び、50余歳になって郝為真について太極拳を学んだ。この孫式太極拳は形意拳、八卦掌、太極拳の真髓を一つにまとめた太極拳である。この孫式太極拳は孫禄堂の娘孫劍雲（1914-2003）らから孫永田（1948-）らに継承されている。

1.8 呉式太極拳

楊露禪（1799-1872）に従い太極拳を学んでいた満族の全佑（1834-1902）は楊師の命を受け、その次男楊班侯（1837-1892）の門下に入り、楊式太極拳小架式も習得した。全佑はその太極拳を子の呉鑑泉（1870-1942）、王茂齋（1862-1940）、郭松亭、夏公甫、常遠亭（1860-1918）、斎閣臣などに伝授した。呉式太極拳と現在称するものは呉鑑泉が晩年に定型化した太極拳を指し、王茂齋が継承したものは茂齋太極拳、常遠亭が継承したものは全佑老架、または常式太極拳といわれている。呉式太極拳の継承者は北方の王茂齋の弟子楊禹廷（1888-1982）、その楊の弟子王培生（1919-2004）、李秉慈（1929-）らと南方（上海）の呉鑑泉の娘呉英華（1907-1997）、娘婿馬岳梁（1901-1998）らであるが、国外では呉鑑泉の長男呉公儀（1897-1968）が中心となり、その長男呉大揆、次男呉大齊、呉大新らに彼らの移住先のカナダを始め、香港、シンガポール、マニラ、クアラルンプールなどで呉式太極拳を普及させている。

1.9 常式太極拳

楊露禪（1799-1872）とその次男楊班侯（1837-1892）に太極拳を学んだ全佑（1834-1902）を招聘し、その太極拳を学んだのが常遠亭（1860-1918）であり、その全佑から学んだ太極拳は子の常雲階（1906-1970）に継承された。常雲階は1961年から70年にかけて上海の浦東などでこの太極拳を教えた。常雲階の門下には汪波、衛道生、呉邦才、戴筆、馬殿臣らがいて、この太極拳を継承した。常雲階が教えていた当時、この太極拳は呉式老架、浦東太極拳などと称されていたが、常雲階の死後、とくに顧留馨が紹介したことによって知られるところとなると同時に、この太極拳の継承者である馬殿臣、樊繼芬らによって上海の虹口公園などで常式太極拳という名称で教えられた。現在も樊繼芬らのグループなどいくつかの団体によって虹口公園で常式太極拳が教えられている。ちなみに、常式太極拳はその動きが「龍」のようにダイナミックで、「蛇」のようにうねることから「龍蛇気功太極拳」とも称されている。そして、近年、瞿榮良によって改編された常式太極拳もいまひとつの別名である「龍身蛇形太極拳」を冠して、上海において普及しつつある。

1.10 双辺太極拳・王氏水性太極拳

さらに、南京中央国術館副館長であった陳泮嶺は楊式、呉式、陳式太極拳と形意拳、八卦掌を融合させ、双辺太極拳（別名99勢太極拳）を創始し、台湾においてその後継者を育成した。また、王壯弘は楊式を練拳する中で、自らの体得に基づき王氏水性太極拳を完成させた。前述した馮志強の混元心意太極拳も同様であるが、こうした自らが学んできた太極拳に、自分の体得という新たな情報を加える営みは、太極拳の歴史を通じて行われてきたもので、今後もさらに多くの太極拳が創出されるであろう。

1.11 制定拳

最後に、太極拳の歴史とその発展を概観するうえで、不可欠なのが規範化された太極拳である。それは中国では「普及套路」（普及型）、日本では制定拳という24式簡化太極拳をはじめとする48式、88式などと中国では「竞赛套路」（競技型）、日本では競技用太極拳という42式総合太極拳をはじめとする規範化された陳、楊、呉、武、孫式などである。さらに、2003年1月には伝統太極拳6拳種（陳、趙堡、楊、呉、武、孫）の簡化十三式太極拳双書が人民体育出版社からそれぞれ分冊として出された。これらも規範化された太極拳といえ、日本で言うところの制定拳の範疇に入るであろう。なお、台湾においても1978年に太極拳譜64式という規範化された太極拳がつくられている。

この規範化された太極拳の中でも、1956年に李天驥が中心になって制定された24式簡化太極拳は中国、日本を問わず最も多くの人学んでいる太極拳である。伝統太極拳の中で中国において広範囲に普及している楊式太極拳から24の動作を選び構成されたこの太極拳は老若男女に親しまれており、「健身」（健康維持）のための太極拳の象徴である。また、1988年に制定された伝統太極拳を総合してつくられた42式総合太極拳は競技用太極拳を代表するものである。

以上、中国における太極拳の発展を概観してきたが、陳式太極拳から始まる伝統太極拳諸派の変容の中心にあるのが人であるのに対し、制定拳の「普及套路」（普及型）、「竞赛套路」（競技型）は組織（国家）が介在していることである。すなわち、メディアとしての太極拳の情報は前者の伝統

太極拳が人を通じて変容継承されてきたのに対し、後者は組織によって加工され伝播してきたと言える。伝統太極拳には、身伝、口伝によって人から人へと伝えられる中で、それを継承した人によって伝統を受容し、それを墨守し、そのまま伝えていこうとする流れと自らの体得に基づいて変容させていく流れがある。前者には陳式太極拳をはじめとする諸派があり、双辺太極拳、混元心意太極拳、王氏水性太極拳などは後者である。

すなわち、太極拳というメディアには陳式をはじめとする伝統太極拳諸派および「普及套路」（普及型）の24式簡化太極拳と「竞赛套路」（競技型）の42式総合太極拳を代表とする制定拳という回路があり、太極拳を学ぶ人はその回路を通じてそれぞれの目的を達成するための情報を得ようとする。それらの情報は、すべての太極拳が共有する健身、競技、資格、武術、文化という五領域にあるのである。

2. 太極拳の五面体—健身、競技、資格、武術、文化

2.1 健身

筆者がエクステンション講座（日本大学国際関係学部）で「誰でも学べる伝統太極拳」という講座名で、常式太極拳を教えた時期（2004-2007）、受講者に対し、「講座参加の目的、太極拳のイメージ、学習歴」の3点についてランダムにアンケートを取ったことがある。

その中の「講座参加の目的」について紹介すると、初学者からは、女性（22）・女性（41）・男性（64）「健康のため」、男性（62）「健康・精神の安定統一」、女性（32）「ゆがみの矯正・新陳代謝促進」、男性（57）「健康とリラックス」、女性（54）「呼吸法・健康維持」、女性（35）「運動不足解消」、女性（56）「筋力をつけたい・自分なりに楽しみたい」、女性（39）「気に興味がある・呼吸法を学びたい」、女性（42）「中国文化を知りたい」などの答えを得た。ここから分かることは「呼吸法」を含む「健身」を目的とする人がやはり多数ではあったが、「精神の安定・統一」や「リラックス」といった「精神」面、「自分なりに楽しみたい」ことを目指す人、さらには「気」や「中国文化」への興味も示されていることである。これは筆者がいうところの太極拳のもつ多面性の反映でもあろう。

また、既修者については、武術太極拳連盟所属機関で1年余り学んだ女性（55）は「形のみではなく心身の在り方や太極理論を学びたい」、町の生涯学習講座で24式を学んだことのある女性（48）は「理論を含めて体系的に学びたい」、24式を1年間学んだ男性（52）は「ほかの武道との比較」、さらに双辺太極拳・楊式太極拳をそれぞれ8年と7年学んできた男性（26）は「常式太極拳に魅力を感じた・柔架を習得したい」と答えている。最後の参加者については、エクステンション講座が基本的に初心者を対象としているため、情報要求に十分こたえることはできなかったが、既修者についてはより深く太極拳を理解したいとする志向が明らかである。

もとより、太極拳のもつ「健身」とは武禹襄（1812-1880）の「太極拳解」にあるように、「心」も含むことに特徴がある。武は「先在心、后在身」（先に心あり、後に身あり）と指摘し、「身虽动，心贵静；气须敛，神宜舒。心为令，气为旗；神为主帅，身为驱使。刻刻留意，方有所得。先在心，后在身。」（身は動けども、心は静かなるを貴しとする。気は収斂せしめ、神は伸びやかを宜とする。心を令とし、気を旗とす。神を主帥とし、身を駆使とする。常に注意を払うことで、はじめ

て得るところがある。先に心あり、後に身ある。)として、王宗岳の「太極拳論」にある「“一气呵成”、“舍己从人”、“引进落空”、“四两拨千斤”」を解釈している。すなわち、太極拳では「身」よりも「心」が優先される。ここで言う「心」とは、いわゆる「こころ」ではなく、あらゆる指令を出す「頭脳」を指している。言葉を換えて言えば「身」が「物質」を指し、「心」は「精神」を指すとしてもよいであろう。太極拳の目指す「健身」とは「心」を含むものであり、それが優先されるべきものとして考えられているのである。

とはいえ、当面、太極拳の健身情報は、「身」に偏重しており、套路（型の連続）についていえばシンプルなもの、いわゆる制定拳の「普及套路」（普及型）に代表されるであろう。その代表的套路が1956年に発表された下記の24式簡化太極拳である。

24式簡化太極拳

1. 起勢 2. 野马分鬃 3. 白鹤亮翅 4. 搂膝拗步 5. 手挥琵琶 6. 倒卷肱 7. 左揽雀尾
8. 右揽雀尾 9. 单鞭 10. 云手 11. 单鞭 12. 高探马 13. 右蹬脚 14. 双峰贯耳
15. 转身左蹬脚 16. 左下势独立 17. 右下势独立 18. 左右穿梭 19. 海底针 20. 闪通臂
21. 转身搬拦捶 22. 如封似闭 23. 十字手 24. 收势

この24式は楊式太極拳本来の複雑な手指の動きや足さばきを省き、誰でも学びやすい型に改編したもので、まさに太極拳の入門套路と位置付けられている。これに続いて1957年に制定されたのが伝統的楊式太極拳85式に基づく88式であり、さらに1979年には楊式を基調とし、諸派の型を組み合わせた下記の48式太極拳も制定された。

48式太極拳

起勢

第一段

1. 白鹤亮翅 2. 左搂膝拗步 3. 左单鞭 4. 左琵琶势 5. 捋挤势（三） 6. 左搬拦捶
7. 左棚捋挤按

第二段

8. 斜身靠 9. 肘底捶 10. 倒卷肱 11. 转身推掌 12. 右琵琶势 13. 搂膝栽捶

第三段

14. 白蛇吐信（二） 15. 拍脚伏虎（二） 16. 左撇身捶 17. 穿拳下势 18. 独立撑掌（二）
19. 右单鞭

第四段

20. 右云手（三） 21. 右左分鬃 22. 高探马 23. 右蹬脚 24. 双峰贯耳 25. 左蹬脚
26. 掩手撩拳 27. 海底针 28. 闪通背

第五段

29. 右左分脚 30. 搂膝拗步（二） 31. 上步擒打 32. 如封似闭 33. 左云手（三）
34. 右撇身捶 35. 左右穿梭 36. 退步穿掌

第六段

37. 虚歩压掌 38. 独立托掌 39. 马步靠 40. 转身大捋 41. 撩掌下势 42. 上歩七星
43. 独立跨虎 44. 转身摆莲 45. 弯弓射虎 46. 右搬拦捶 47. 右棚捋挤按 48. 十字手
收势

制定拳を学ぶ人は初めに24式を学んだあと、この48式を学び、その次に下記の88式に移行するのが一般的であった。

88式太極拳

1. 预备势 2. 起势 3. 揽雀尾 4. 单鞭 5. 提手 6. 白鹤亮翅 7. 左搂膝拗歩 8. 手挥琵琶
9. 左右搂膝拗歩 10. 手挥琵琶 11. 进步搬拦捶 12. 如封似闭 13. 十字手
14. 抱虎归山 15. 斜揽雀尾 16. 肘底看捶 17. 左右倒卷肱 18. 斜飞势 19. 提手 20. 白鹤亮翅
21. 左搂膝拗歩 22. 海底针 23. 闪通背 24. 转身撇身捶 25. 进步搬拦捶 26. 步揽雀尾
27. 单鞭 28. 云手 29. 单鞭 30. 高探马 31. 右分脚 32. 左分脚 33. 转身左蹬脚
34. 左右搂膝拗歩 35. 进步栽捶 36. 翻身白蛇吐信 37. 进步搬拦捶 38. 右蹬脚
39. 左披身伏虎 40. 右披身伏虎 41. 回身右蹬脚 42. 双峰贯耳 43. 左蹬脚 44. 转身右蹬脚
45. 进步搬拦捶 46. 如封似闭 47. 十字手
48. 抱虎归山 49. 斜揽雀尾 50. 横单鞭 51. 左右野马分鬃 52. 进步揽雀尾 53. 单鞭
54. 左右穿梭（四斜角） 55. 进步揽雀尾 56. 单鞭 57. 云手 58. 单鞭 59. 下势
60. 左右金鸡独立 61. 左右倒卷肱 62. 斜飞式 63. 提手 64. 白鹤亮翅 65. 左搂膝拗歩
66. 海底针 67. 闪通背 68. 转身撇身捶 69. 进步搬拦捶 70. 上歩揽雀尾 71. 单鞭 72. 云手
73. 单鞭 74. 高探马 75. 左穿掌 76. 转身十字蹬脚 77. 搂膝打捶 78. 上歩揽雀尾
79. 单鞭 80. 下势 81. 上歩七星 82. 退歩跨虎 83. 转身摆莲脚 84. 弯弓射虎 85. 进步搬拦捶
86. 如封似闭 87. 十字手
88. 收势还原

その後、1999年4月に北京体育大学出版社から武冬による『太極拳普及套路全書』（太極拳普及套路全書）が出版されたが、これには前述した3式以外に、4式太極拳、8式太極拳、16式太極拳が加えられ、6式が収められている。これらの6式が「普及型」太極拳であり、1997年から導入された段位制の初段位の一段に下記の4式太極拳、二段に8式太極拳、三段に16式太極拳が対応している。⁽¹⁾

4式太極拳

起势 1. 揽雀尾 2. 倒卷肱 3. 云手 4. 十字手 收势

8式太極拳

起势 1. 倒卷肱 2. 左、右搂膝拗歩 3. 左、右野马分鬃 4. 云手 5. 左、右金鸡独立
6. 右、左蹬脚 7. 右、左揽雀尾 8. 十字手 收势

16 式太極拳

1. 起勢
2. 左右野馬分鬃
3. 白鶴亮翅
4. 左右捋膝拗步
5. 進步搬攔捶
6. 如封似閉
7. 單鞭
8. 手揮琵琶
9. 倒卷肱
10. 左右穿梭
11. 海底針
12. 閃通背
13. 雲手
14. 左右攬雀尾
15. 十字手
16. 收勢

以上、「健身」情報の回路として中国の制定拳の「普及套路」（普及型）について、論じてきたが、太極拳を学びやすくする方法は套路を短くすることと型の複雑な点を省くことであり、達成感を通じて、「健身」の効果をあげようとする。88 式太極拳は套路の長さから言えば伝統太極拳と変わらない。楊式の伝統太極拳 85 式との違いは型の複雑な点を省いた点にあり、24 式から始まる「普及套路」（普及型）の完成套路といえる。この過程において、「心」（頭脳）は往々にして忘れられがちであるが、太極拳の「健身」には「心」も含まれていることを忘れてはいけない。肉体としての身体をただ技術的に動かすだけであれば他の運動との違いはない。逆説的になるが、「心」を論じれば論じるほど、非科学的傾向をもつようになり、太極拳自体が複雑になるので、それを省くことで普及させ、「健身」の効果をあげようとしてつくられたのが「普及套路」（普及型）なのである。

なお、套路を短くし、型の複雑な点を省き、学びやすくし、達成感を得させる方法は伝統太極拳においてもそれぞれ工夫され、入門型、基礎型、簡略型の套路がつくられており、前述した楊式の鄭曼青の 37 式、蔣玉堃の 43 式、伝統太極拳 6 拳種（陳、趙堡、楊、呉、武、孫）の簡化十三式太極拳などがそれに相当する。これらは同派内の「普及套路」（普及型）ともいえ、「健身」とさらなる深化を目的とした入門回路になっている。

2.2 競技

競技としての太極拳は中国では「竞赛套路」（競技型）、日本では競技用太極拳という 42 式総合太極拳をはじめとする規範化された陳式 56 式、楊式 40 式、呉式 45 式、孫式 73 式武式 46 式などである。こうした套路は国際大会の種目にもなっている。そして、この規範化された太極拳は関係組織と一体化しており、国内、国外に関わりなく、大会を開催するにあたって、関係組織によって一定の基準、ルールが定められており、その中で競技が行われ、順位を競うものである。

関係組織とは、中国においては中国武術協会、日本においては日本太極拳武術連盟が典型的な組織であり、国内大会を広範囲に組織するとともに、1987 年 5 月に横浜で設立されたアジア太極拳武術連盟と 1990 年 10 月に北京で結成された世界太極拳武術連盟をけん引している。そして、太極拳武術は 1994 年 10 月の第 12 回アジア大会（広島）で正式種目になるなど、国際的認知が進んでいる。しかし、1999 年 6 月に世界太極拳武術連盟が国際オリンピック委員会のメンバーとして承認され、2008 年のオリンピック北京大会でエキジビションとして表演されたが、関係者の悲願であるオリンピックの種目にはなっていない。

その競技用太極拳の代表が国家体育運動委員会武術研究院によって 1988 年に発表された楊式太極拳を基調とし、諸派の型を融合した 42 式総合太極拳であり、それは下記の套路になっている。

42 式総合太極拳

1. 起勢 2. 右揽雀尾 3. 左单鞭 4. 提手 5. 白鹤亮翅 6. 搂膝拗步 7. 撇身捶 8. 捋挤势
9. 进步搬拦捶 10. 如封似闭 11. 开合手 12. 右单鞭 13. 肘底捶 14. 转身推掌
15. 玉女穿梭 16. 右左蹬脚 17. 掩手肱捶 18. 野马分鬃 19. 云手 20. 独立打虎
21. 右分脚 22. 双峰贯耳 23. 左分脚 24. 转身拍脚 25. 进步栽捶 26. 斜飞势
27. 单鞭下势 28. 金鸡独立 29. 退步穿掌 30. 虚步压掌 31. 独立托掌 32. 马步靠
33. 转身大捋 34. 歇步擒打 35. 穿掌下势 36. 上步七星 37. 退步跨虎 38. 转身摆莲脚
39. 弯弓射虎 40. 左揽雀尾 41. 十字手 42. 收势

この42式総合太極拳とともに、伝統拳についても1988年に陳式56式、楊式40式、呉式45式、孫式73式が発表され、武式46式は1997年に制定された。套路はそれぞれ下記の通り。

陳式 56 式

- 起式 2. 右金剛搗碓 3. 攬扎衣 4. 右六封四閉 5. 左单鞭 6. 搬拦捶 7. 护心捶
8. 白鹤亮翅 9. 斜行拗步 10. 提收 11. 前趟 12. 右掩手肱捶 13. 披身捶
14. 背折靠 15. 青龙出水 16. 斩手 17. 劈架子 18. 翻花舞袖 19. 左掩手肱捶
20. 左六封四閉 21. 右单鞭 22. 云手（向右） 23. 云手（向左） 24. 高探马
25. 右连珠炮 26. 左连珠炮 27. 闪通背 28. 指裆捶 29. 白猿献果 30. 双推手
31. 中盘 32. 前招 33. 后招 34. 右野马分鬃 35. 左野马分鬃 36. 摆莲跌叉
37. 左右金鸡独立 38. 倒卷肱 39. 退步压肘 40. 擦脚 41. 蹬一根 42. 海底翻花
43. 击地捶 44. 翻身二起 45. 双震脚 46. 蹬脚 47. 玉女穿梭 48. 顺鸾肘
49. 裹鞭炮 50. 雀地龙 51. 上步七星 52. 退步跨虎 53. 转身摆莲 54. 当头炮
55. 左金剛搗碓 56. 收式

楊式 40 式

预备式

1. 起式 2. 揽雀尾 3. 单鞭 4. 提手上势 5. 白鹤亮翅 6. 搂膝拗步 7. 手挥琵琶
8. 搬拦捶 9. 如封似闭 10. 斜飞势 11. 肘底捶 12. 倒卷肱 13. 左右穿梭
14. 左右野马分鬃 15. 云手 16. 单鞭 17. 高探马 18. 右蹬脚 19. 双峰贯耳
20. 左分脚 21. 转身右蹬脚 22. 海底针 23. 闪通臂 24. 白蛇吐信 25. 右拍脚
26. 左右伏虎势 27. 右下势 28. 金鸡独立 29. 指裆捶 30. 揽雀尾 31. 单鞭
32. 左下势 33. 上步七星 34. 退步跨虎 35. 转身摆莲 36. 弯弓射虎 37. 搬拦捶
38. 如封似闭 39. 十字手 40. 收式

呉式 45 式

1. 起势 2. 右揽雀尾 3. 左单鞭 4. 提手上势 5. 白鹤亮翅 6. 左右搂膝拗步
7. 手挥琵琶 8. 进步搬拦捶 9. 如封似闭 10. 十字手
11. 左揽雀尾 12. 右单鞭 13. 右下势 14. 金鸡独立 15. 左右倒卷肱

16. 右海底针 17. 左闪通背 18. 撇身捶 19. 肘底看捶 20. 左右野马分鬃
 21. 玉女穿梭 22. 云手（向左） 23. 右高探马 24. 右分脚 25. 左分脚
 26. 左右打虎 27. 右蹬脚 28. 双峰贯耳 29. 斜飞势 30. 右迎面掌
 31. 十字摆脚 32. 搂膝左栽捶 33. 左海底针 34. 右闪通背 35. 云手（向右）
 36. 左高探马 37. 回身指裆捶 38. 左下势 39. 上步七星 40. 退步跨虎
 41. 左迎面掌 42. 转身摆莲 43. 弯弓射虎 44. 退步搬拦捶 45. 收势

孫式 73 式

1. 起式 2. 揽扎衣 3. 开手 4. 合手 5. 单鞭 6. 提手上势 7. 白鹤亮翅 8. 开手 9. 合手
 10. 左搂膝拗步 11. 手挥琵琶 12. 进步搬拦捶 13. 如封似闭 14. 抱虎推山 15. 开手
 16. 合手 17. 右搂膝拗步 18. 揽扎衣 19. 开手 20. 合手 21. 左单鞭 22. 肘底看捶
 23. 左倒卷肱 24. 右倒卷肱 25. 左搂膝拗步 26. 左揽扎衣 27. 开手 28. 合手
 29. 右单鞭 30. 右云手 31. 高探马 32. 左分脚 33. 右分脚 34. 踏步打捶
 35. 翻身二起脚 36. 披身打虎 37. 左分脚 38. 转身右蹬脚 39. 进步搬拦捶 40. 如封似闭
 41. 抱虎推山 42. 开手 43. 合手 44. 左搂膝拗步 45. 揽扎衣 46. 开手 47. 合手
 48. 斜单鞭 49. 野马分鬃 50. 揽扎衣 51. 开手 52. 合手 53. 左单鞭 54. 左云手
 55. 云手下势 56. 金鸡独立 57. 闪通臂 58. 玉女穿梭 59. 高探马 60. 十字拍脚
 61. 上步指裆捶 62. 活步揽扎衣 63. 开手 64. 合手 65. 左单鞭 66. 单鞭下势
 67. 上步七星 68. 退步跨虎 69. 转身摆莲 70. 弯弓射虎 71. 双撞捶 72. 阴阳合一
 73. 收式

武式 46 式

第一段

1. 起势 2. 左右懒扎衣 3. 左单鞭 4. 提手上势 5. 白鹤亮翅 6. 左右搂膝拗步
 7. 进步左搬拦捶 8. 如封似闭 9. 白鹤亮翅 10. 抱虎推山 11. 左右野马分鬃 12. 手挥琵琶
 13. 对心掌

第二段

14. 右单鞭 15. 右云手 16. 玉女穿梭 17. 高探马 18. 左右分脚 19. 转身右蹬脚 20. 按势
 21. 青龙出水 22. 闪通背 23. 左单鞭

第三段

24. 左云手 25. 左下势 26. 左金鸡独立 27. 右下势 28. 右金鸡独立 29. 踏步打捶
 30. 翻身二起脚 31. 左右披身伏虎 32. 肘底捶

第四段

33. 左右倒卷肱 34. 青龙出水 35. 左拍脚 36. 转身十字摆莲 37. 跳步指裆捶 38. 左下势
 39. 上步七星 40. 退步跨虎 41. 转身摆莲 42. 弯弓射虎 43. 上步右搬拦捶 44. 如封似闭
 45. 双撞捶 46. 收势

以上が国際組織によって公認された競技会において順位を争う太極拳の種目の中心になってい

る。

そして、近年、これに国際競技ルールの改正により、「自選難度競技」が含まれるようになった。⁽²⁾日本武術太極拳連盟ホームページにある説明を引用すると、この「国際競技ルールが目指すのは、武術太極拳がオリンピック競技にふさわしいスポーツとして、世界の観衆を魅了し、公正、正確な判定が行われる採点競技となることです。」とした上で、「1 高い技術レベルの競技を行うために、A級、B級、C級など等級別難度動作を設ける。2 武術の特徴と芸術性を融合し、観衆にアピールするために、演技を自由化する（自選套路）。3 審判員の採点基準を数量化し、客観化をすすめる。」の3項目が柱になっていることを明らかにするとともに、「選手は、自分のレベルに応じて難度動作と連接難度動作を選んだうえで、全体の演技（套路）を自分で構成します（自選套路）。難度動作を含む自選套路で競い合うことから、日本では「自選難度競技」と称しています。」とし、この「自選難度套路」は、「高度な運動レベルを競う難度動作と、自由に技を構成する演技の多彩さを備えており」、「まさに時代に合った競技形式として登場したことになります。」、「観衆にとっても、難度動作が成功するかどうか、演技の流れが武術太極拳のそれぞれの種目の特徴を生き生きと表現しているかどうかなど、武術太極拳の魅力をアピールすることになると期待されま

す。」としている。

競技としてオリンピックを目指すのであれば、国際的に競技人口を増やすことに加えて、世界の誰でもわかる評価基準をつくり、公正に審判できる人員を増やさなければならないのは当然であるが、この「自選難度競技」の導入は、体操競技などが難度の高い技を開発し続け、いわゆる人間の限界を極めようとするように、太極拳も競技とする以上は宿命的にその道を踏襲することになるであろう。ただ、そこに現れる曲芸的な所作は、長拳は別として、「捨己從人」という太極拳のもつ最大の特徴を感じさせるものでもなく、競技人口を増やすことにもつながらないであろう。太極拳の競技化についてはその本質から更なる研究が求められるべきであろう。

2.3 資格

1997年12月、国家体育運動委員会は「中国武術段位制」を公布した。この段位制は現在「中国武術段位制2018修訂本」（国家体育総局武術運動管理中心・中国武術協会・国家体育総局武術研究院2018年11月）となり、運用されている。

その「第一章 総則」の「第一条」は「人民の体質を增強し、武術運動の發展を推進し、武術の技術と理論の水準を向上させ、規範的な全民武術鍛煉体系と技術等級基準を打ち立てるため、ここに中国武術段位制を制定する。」（为增强人民体质，推动武术运动的发展，提高武术技术和理论水平，建立规范的全民武术锻炼体系和技术等级标准，特制定中国武术段位制。）として、制定の目的を明記するとともに、「第二条」には段位制の性質について「段位制は武術を学ぶ者個人の武術活動に従事してきた経歴、掌握した武術の技術と理論、研究成果と武徳修養、および武術の發展に対して行った寄与に基づいて、その武術水準の投球を全面的に評価する制度である。」（段位制是一种根据个人从事武术锻炼和武术活动的年限，掌握武术技术和理论水平、研究成果、武徳修養，以及对武术发展所做出的贡献，全面评价习武者武术水平等级的制度。）と明示している。

その上で、「第二章 段位の等級」の「第三条」に「武術段位制には段位と榮譽段位の二つの部分を設ける。」（武术段位制设段位和榮譽段位两部分。）、「一、段位」、「二、榮譽段位」いずれも

「低いところから高いところへ順次それぞれ設置する」（由低至高依次設置为）として、下記の段位を設けている。

「段位」

初段位：一段、二段、三段

中段位：四段、五段、六段

高段位：七段、八段、九段

「荣誉段位」

荣誉中段位：荣誉四段、荣誉五段、荣誉六段

荣誉高段位：荣誉七段、荣誉八段、荣誉九段

上掲が現行の段位制であり、以下「第三章 昇段」に詳しい要件が明記されている。

「年齢」を例にとると、初段位の一段は満八歳以上、二段は一段取得後一年以上、三段は二段取得後一年以上、中段位の四段は三段取得後二年以上、五段は四段取得後二年以上、六段は五段取得後二年以上、高段位の七段は六段取得後六年満45歳以上、八段は七段取得後七年満52歳以上、九段は八段取得後八年満62歳以上という基準が設けられている。

「荣誉段位」については「第五条 荣誉段位の条件」として「中国武術協会の規約を遵守し、武術文化を高揚させ、中国武術段位制の全面的な展開を推進し、社会各界人士の武術事業への関心、支持を鼓舞するため、武術事業発展の中で突出した寄与をなした個人。」（遵守中国武术协会章程，为弘扬武术文化，推动中国段位制的全面开展，鼓励社会各界人士关心、支持武术事业，在武术事业发展中做出突出贡献的个人）をその対象者にし、詳しい要件を説明している。

なお、「昇段評価内容」については中国武術協会が審訂出版した『中国武術段位制系列教程』、『中国武術段位（七段）考試指導手冊』、『武術散打段位晋級考評手冊』などを挙げている。

その中でも2009年以降陸續と出版されてきたDVD付の『中国武術段位制系列教程』は段位という資格を目指す者にとって必須の教材になっている。

太極拳に関しては2019年現在下記の教材が出版発行（2009.9）されている。

『中国武術段位制系列教程—陳式太極拳』

『中国武術段位制系列教程—楊式太極拳』

『中国武術段位制系列教程—武式太極拳』

『中国武術段位制系列教程—呉式太極拳』

『中国武術段位制系列教程—和式太極拳』

『中国武術段位制系列教程—孫式太極拳』

この上掲の教材の編集者とDVD演武者は以下の通り。

	主編	DVD 演武者
陳式太極拳	陈小旺	陈小旺、黄康辉、张东武
楊式太極拳	杨振铎	梁小葵、童红云、赵幼斌、田金龙、龙建峰
武式太極拳	钟振山	钟振山、王艳萍、刘力嘉、于京东、吴孟瑶
吳式太極拳	吴光宇	吴光宇、张峻峰、仝保民、陈俊华
孫式太極拳	孙永田	孙永田、邱惠芳、赵伟
和式太極拳	和有禄	和有禄、康涛、张恒

下記に参考として陳式太極拳の「陳式太極拳段位制套路単練動作名称」を例示する。

陳式太極拳段位制套路単練動作名称

第一段：第一小节			
1	金刚起势	2	白蛇吐信（弓步穿掌）
4	金鸡独立（提膝右捋）	5	掩手肱捶（马步冲拳）
第二段小节			
6	斜行推掌（弓步推掌）	7	拗步（插步下捋）
9	倒卷肱（马步后捋）	10	捣碓收势
第二段：第一小节			
1	金刚起势	2	云手（插步右捋）
4	转身献果（提膝摆拳）	5	劈身捶（马步格挡）
7	转身捋（马步右捋）		
第二段小节			
8	抹眉肱（马步推掌）	9	转身摆莲（摆腿左捋）
11	掩手肱捶（弓步冲拳）	12	右二起脚（腾空飞脚）
14	捣碓收势	13	玉女穿梭（跳步右捋）
第三段：第一小节			
1	金刚起势	2	双捋势（马步右捋）
4	左单鞭（马步按掌）	5	上步大捋（转身右捋）
7	卷肱势（马步左捋）	8	十字绞龙（马步按掌）
10	后招（虚步探捌）	9	退步跨虎（弓步旋臂）
第二段小节			
11	抹眉肱（马步推掌）	12	懒扎衣（马步缠臂）
14	野马分鬃（马步捌掌）	13	转身高捋（提膝右捋）
17	十字手（退步合掌）	15	抱头推山（马步推掌）
20	捣碓收势	16	野马分鬃（马步捌掌）
		17	转身摆莲（摆腿左捋）
		18	后招（虚步探捌）
		19	
第四段：第一小节			
1	金刚起势	2	抹眉肱（弓步推掌）
4	云手（右转捋手）	3	小红拳（左右捋）
7	翻花舞袖（转身劈掌）	5	开合穿掌（上步推掌）
		6	斩手（震脚劈掌）
第二段小节			
8	左挤（左转挤手）	9	当门炮（弓步冲拳）
11	转身顺拦肘（马步分肘）	10	蹬脚踏步（盖步蹬腿）
		11	裹鞭炮（马步分拳）
第三小节			
13	十字手（虚步合臂）	14	穿心肘（跟步顶肘）
16	转身大捋（转身右捋）	15	单峰贯耳（马步摆拳）
		16	再收（活步右捋）
		17	翻花舞袖（转身劈掌）
第四小节			
19	抱头推山（弓步推掌）	20	双震脚（震脚按掌）
22	转身拦肘（马步分肘）	21	雀地龙（弓步前靠）
		22	前肩靠（马步肘靠）
		23	捣碓收势

なお、『太极拳段位考试实用手册』（全球功夫网 编辑：吕健 日期：2014年09月23日）には「陈式太极拳段位制考核要求」をはじめ、伝統太極拳それぞれの評価基準も明記されている。

また、制定拳については、「健身」の中で初段位について言及したが、中段位4段用には楊式を基調とし、陳、呉、孫式の型を取り入れた下記の32式太極拳もつくられている。

32式太極拳

预备势

第一段

1. 起势 2. 右揽雀尾 3. 左单鞭 4. 左琵琶势 5. 进步搬拦捶 6. 如封似闭

7. 搂膝拗步 (2)

第二段

8. 右单鞭 9. 右云手 (3) 10. 野马分鬃 (2) 11. 海底针 12. 闪通臂 13. 右揽雀尾

第三段

14. 转身撇身捶 15. 捋挤势 16. 右拍脚 17. 左分脚 18. 右蹬脚 19. 进步栽捶

20. 右左穿梭 21. 肘底捶

第四段

22. 倒卷肱 (3) 23. 右下势 24. 金鸡独立 25. 左下势 26. 上步七星 27. 退步跨虎

28. 转身摆莲 29. 弯弓射虎 30. 左揽雀尾 31. 十字手 32. 收势

そして、競技用太極拳については五段に40式楊式太極拳、73式孫式太極拳、46式武式太極拳、42式太極劍、六段に56式陳式太極拳、45式呉式太極拳、42式太極拳、推手対練が置かれている。

こうした資格としての段位制は「中国武術段位制」に基づいて制定された『中国武術段位制』管理弁法』などによって制度化されている。

このような制度化された中での伝統太極拳の教材で問題になるのが、誰が関係教材を編集し、誰がDVDで模範を示すかにある。いわゆる国家のお墨付きが与えられることになるため、段位という資格を取ろうとする学習者に、その型がその伝統太極拳の「正宗」だと勘違いされることにある。しかしながら、資格を与える以上、一定の基準も必要であり、規範化は避けて通れない道であり、この点、競技用太極拳と共通する。

重要なことは伝統太極拳を学ぼうとする者はつねに太極拳を相対化することにある。例えば、陳式太極拳の段位を取得するためには、制度化された『中国武術段位制系列教程—陳式太極拳』を規範として、その套路を学び、段位取得の諸要件を満たせばよいことである。陳式太極拳を例にとれば、陳家溝に継承されたものだけが伝統太極拳ではない。陳発科や陳照奎は北京をはじめ、中国各地でその太極拳を伝授した。彼らは伝統太極拳の種を全国に播いてきたのである。同じ陳式太極拳でも先生によって異なるし、同じ先生でも教えた時期によって型が異なるものもある。それこそが伝統太極拳の良さである。

であるから、資格としての段位を得ようとする学習者は規範化された伝統太極拳を盲信することなく、ただ単に資格を得るための回路にすぎないことを銘記しておくべきであろう。

2.4 武術

武術の本質は孫子の兵法にあるように戦わずして勝利することであり、現代において法治国家に生きる個人が身を守る手段として武術を身につける必要もない。しかし、社会生活の中で、時として、個と個の対立が生じることもある。その対立が、最終的に力の行使の段階に至れば、国家が「専守防衛」の「暴力装置」をもつように、自己防衛のための一定の武力を備える必要もある。そして、その行使は法治国家においては、あくまでも「法律」に許容された範囲内に限定される。とはいえ、太極拳のもつ武術としての情報は、太極拳が武術である以上、それを熟知する必要がある。学ぶ側にとっては太極拳の何を学ぼうとするかによって異なるが、必ずしも必要ではないであろうが、教える側には必要不可欠な知識といえる。

『太極拳段位考試実用手冊』に各段の「技術元素」という表現で武術として習得すべき基本が提示されている。一段は「打」、二段は「打、踢」、三段は「打、踢、拿」、四段は「打、踢、拿、靠」、五段は「打、踢、拿、靠、摔」、六段は「综合（打、踢、拿、靠、摔）」としている。この基本「元素」を武術としてどこに活用するか。太極拳で言えば、「棚、掙、擠、按、採、捩、肘、靠」という八つの「身法」と「進、退、顧、盼、定」という五つの「方向」の展開の中で使われる。

折しも、2018年、国家体育総局武術運動管理中心から太極「八法五歩」が公表され、その普及が呼びかけられている（体育总局武术中心关于推广普及太极（八法五步）的函武术字〔2018〕350号 发布时间：2018-08-14）が、少しでも多くの太極拳学習者が、太極拳は套路だけではなく、套路を構成する型に「棚、掙、擠、按、採、捩、肘、靠」という八つの「身法」が組み込まれていることや五つの「方向」に展開することを体得できれば、それが規範化された套路とはいえ、武術としての太極拳理解を促すであろう。

八法五歩

1. 起勢
2. 左棚勢 右掙勢 左擠勢双按勢
3. 右採勢 左捩勢 左肘勢右靠勢
4. 右棚勢 左掙勢 右擠勢双按勢
5. 左採勢 右捩勢 右肘勢左靠勢
6. 进步左右棚勢
7. 退步左右掙勢
8. 左移步左擠勢左移步双按勢
9. 右移步右擠勢右移步双按勢
10. 退步左右採勢
11. 进步左右捩勢
12. 右移步右肘勢右移步右靠勢
13. 左移步左肘勢左移步左靠勢
14. 中定左右独立勢
15. 十字手
16. 收勢

太極拳に限らず、すべての武術は自らを守るために、相手を「制圧」することを目的としている。その「制圧」は最終的に致命傷を与えることも想定しているものである。太極拳の場合も、「点穴」（経穴）に象徴されるように、急所を攻撃の的にする。

ここでは中国武術の世界に語り継がれている「八打八不打」から太極拳のもつ武術「元素」を説明したい。「八打」とは「攻撃することができる八つの箇所」、「攻撃できる」といっても相手に致命傷を与えることなく、うまく相手を「制圧」できる「点穴」などを示している。一方、「八不打」とは「攻撃してはいけない八つの箇所」、そこを攻撃すれば致命傷を与えてしまう「点穴」などを示している。類似した様々な言い方があるが、ここでは「百度」にアップされているものをその説明と共に利用する。

一打眉头双眼；不打太阳为首，
二打唇上人中；不打正中咽喉，
三打穿腮耳门；不打中心两壁，
四打背后骨缝；不打两肋太极，
五打肋内肺腑；不打海底撩阴，
六打撩阴高骨；不打两肾对心，
七打鹤膝虎骨；不打尾闾风府，
八打破骨千金；不打两耳扇风。

八打

(1) 眉头双眼

「眉头」とは「眉弓当」を指し、目の周りの血管および神経を損傷する。両目が打撃を受けた時は判断と視覚能力を失う。（眉头指眉弓当，用力击打时会引起眶上血管及神经损伤：双眼当受到击打时会使其失去判断和视觉能力。）

(2) 唇上人中

鼻の下唇の上の「人中穴」を指し、打撃を与えると相手の神経が損傷を受け、過度に力を入れて打つと歯にまで傷が及ぶ。（是指鼻子下方唇上方的人中穴，击打时会让对方神经方面受到损伤，过力击打亦会伤及牙齿。）

(3) 穿腮耳门

頬と下顎の部位を指し、ここは相手の顎を脱臼させることができる。（是指腮帮和下颌部位，此处可使对方下巴脱臼。）

(4) 背后骨缝

「肩胛骨缝」とも言い、肩甲骨の内外縁を指す、ここに打撃を与えると、相手の上肢の活動を鈍らせることができる。（又称“肩胛骨缝”，是指肩胛内外缘，击打此处可使对方上肢活动失灵。）

(5) 肋内肺腑

大胸筋の下側を目標および肋骨内の肝臓、脾臓などの臓器を指し、打撃後は胸筋が傷つき、呼吸困難になり、上肢の活動に影響を与える。（指胸大肌靠下的目标以及肋内的肝\脾等器官，

击打后可使胸肌受损，呼吸困难，并影响上肢活动.)

(6) 撩阴高骨

恥骨のつながる部分を指し、打撃を受けると激痛をもたらすが、臓器を傷つけることはない。(指耻骨联合处，击打后可使之巨痛，但不伤及脏器.)

(7) 鹤膝虎骨

膝関節の部分を指し、きつく打撃を与えるとその膝関節を外すことができ、運動障害をもたらす、重大な場合は一生障害が残る。(指膝关节部分，重击后可使其膝关节错位，造成运动障碍，严重时可造成终身残疾.)

(8) 破骨千金

ふくらはぎの脛骨を指し、打撃を与えると相手の脛骨をくじいたり、骨折させたりし、ふくらはぎに活動支える能力を失わせることができる。別の言い方では「膝骨」を指す。(指小腿脛骨，击打后可使对方脛骨隐裂或骨折，使小腿失去活动和支撑能力。又有一说法是指膝骨.)

八不打

(1) 太阳为首

太陽穴（こめかみ）に打撃蹴りを入れてはならない。(不准击打与踢击太阳穴.)

(2) 正中咽喉

喉元および鎖骨に打撃を与えてはならない。(不准击打锁制咽喉以及锁骨.)

(3) 中心两壁

みぞおちおよび左右両側に打撃を与えてはならない。(不准击打心窝部及左右两侧.)

(4) 两肋太极

思いのままわきの下両側の軟かい肋骨に打撃を与えてはならない。(不得随意击打腋窝下两侧软肋.)

(5) 海底撩阴

思いのまま下腹部に打撃あるいは打ち付けてはならない。(不得随意击打或撩击裆部.)

(6) 两肾对心

身体両側の腎臓の急所に蹴り打撃を与えてはならない。(不准踢打身体两侧的肾脏要害.)

(7) 尾闾风府

尾骶骨の部位にを蹴り打撃を与えてはならない。(不得踢打尾椎骨部位.)

(8) 两耳扇风

両耳に「双风灌耳」の打ち方を行ってはならない。(不得对两耳施用“双风灌耳”的打法.)

以上の「八打八不打」はあくまでも経験則であり、実戦を通じて科学的に証明されたものでもない。少なくとも、筆者はその威力を直接目にはしていない。ただ、「経穴」の所在を考えると、そうでもあろうと思う。と言うのは、経絡を通る気の流れを遮断するには、急所としての「経穴」を攻撃の対象とする必要があるからである。

2.5 文化

中国では太極拳が2006年から「非物質文化遺産」(「無形文化遺産」)として認定され始めている。そして、それは世界無形文化遺産に登録しようとする動きにもつながっている。河南省の焦作市(陳式)と河北省の永年県(楊式)などといった地域を指定し、その地域に在住する人を代表人物に登録することに筆者は疑問を感じている。それは、何式、何式というのはいわゆる外形であって、太極拳の本質ではないからであり、太極拳が太極拳である所以のものは陰陽理論にあり、登録を目指すのであればさまざまな太極拳を創出した思考法である陰陽理論を祖上にあげるべきであると考えているからである。ただそれは、中医学も然り、食についても然りで、すでに中国人の日常に深く入っており、こうした思考法はあまりにも身近にあり、無形文化遺産としての保護対象の枠をはるかに超えてしまっている。

太極拳が太極拳である所以のものとなった陰陽理論は王宗岳の下記の「太極拳論」に顕著に表れている。

太極拳論

太極者、無極而生、動靜之機、陰陽之母也。動之則分、靜之則合。無過不及、隨屈就伸。人剛我柔謂之『走』、我順人背謂之『黏』。動急則急應、動緩則緩隨。雖變化萬端、而理惟一貫。由著熟而漸悟懂勁、由懂勁而階及神明。然非用力之久、不能豁然貫通焉!

虚領頂勁、氣沉丹田、不偏不倚、忽隱忽現。左重則左虚、右重則右杳。仰之則彌高、俯之則彌深、進之則愈長、退之則愈促。一羽不能加、蠅蟲不能落、人不知我、我獨知人。英雄所向無敵、蓋皆由此而及也!

斯技旁門甚多、雖勢有區別、概不外、壯欺弱、慢讓快耳!有力打無力、手慢讓手快、是皆先天自然之能、非關學力而有為也!察『四兩撥千斤』之句、顯非力勝;觀毫釐能御眾之形、快何能為?

立如平準、活如車輪。偏沉則隨、雙重則滯。每見數年純功、不能運化者、率皆自為人制、雙重之病未悟耳!

欲避此病、須知陰陽:黏即是走、走即是黏;陰不離陽、陽不離陰;陰陽相濟、方為懂勁。懂勁後愈練愈精、默識揣摩、漸至從心所欲。

本是『捨己從人』、多誤『捨近求遠』。所謂『差之毫釐、謬之千里』、學者不可不詳辨焉!是為論。

(日本語訳)

太極は無極にして生ず。動靜の機、陰陽の母なり。動けば則ち分かれ、静まれば則ち合す。過ぎること及ばざることなく、曲に随い伸に就く。人、剛にして、我、柔なる、これを走という。我、順にして、人、背なる、これを粘という。動くこと急なれば、則ち急にして応ず。動くこと緩なれば、則ち緩にして随う。変化万端といえども理は一貫と為す。着(技)、熟するによりて、漸く勁をさとる。勁をさとることによりて(理)階は神明に及ぶ。然るも力を用いることの久しきに非ざれば、豁然として貫通する能わず。頂の勁を虚領にして、氣は丹田に沈む。偏せず倚よらず、忽ち隠れ忽ち現る。左重ければ則ち左は虚ろ、右重ければ則ち右はくらし。仰ぎては則ちいよいよ高く、俯しては則ちいよいよ深し。進みては則ちいよいよ長く、退きては則ちいよいよ促す。一羽も加うるに能わず、一蠅も落つるに能わず。人、我を知らず、我独り人を知る。英雄の向かうところ

敵無きは、けだし皆これによりて及ぶなり。この技の旁門は、はなはだ多し。勢は区別ありといえども、おおむね壯は弱を欺き、慢は快に譲るに外ならず。力有る者が力無き者打ち、手の慢き者が手の快き者に譲る。これ皆、先天自然の能。力を学ことに關するに非ずして為すところ有るなり。察せよ、四両も千斤を撥くの句を、力に非ずして勝つこと顕らかなり。觀よ、耄耋（老人）の衆（人々）を御するのさまを。快なるも何ぞ能く為さん。立てば平準（はかり）の如く、活けば車輪に似たり。深みに偏れば則ち随い、双重なれば則ち滞る。毎に見る、数年純功するも運化を能わざる者は、おおむね自ら人に制せらるるを。双重の病ち、いまだ悟らざるのみ。この病ちを避けんと欲すれば、すべからく陰陽を知るべし。粘は走、走は則ち粘。陰は陽を離れず、陽は陰を離れず、陰陽相濟して、まさに勁をさとり。勁をさとりてのちは、いよいよ練ればいよいよ精なり。黙と識り、揣摩（研究）すること漸くにして心の欲するところに従うに至る。本はこれ己を捨て人に従うを、多くは誤りて近きを捨て遠きを求む。いわゆる差は毫釐（わずか）、誤りは千里なり。学ぶ者、詳らかに弁ぜざるべからず。これ論と為す。（ウィキペディア⁵⁾

この「太極拳論」は一般に冒頭の一句「太極者、無極而生、動靜之機、陰陽之母也。」を『易経』繫辭上傳にある「易有太極、是生兩儀、兩儀生四象、四象生八卦」（易に太極あり、これ兩儀を生じ、兩儀は四象を生じ、四象は八卦を生ず）から解釈を始める。この「太極→兩儀→四象→八卦」という生成論については、兩儀は天地あるいは陰陽、四象は四時、八卦は万物と解されている。また、後段にも「欲避此病、須知陰陽：黏即是走、走即是黏；陰不離陽、陽不離陰；陰陽相濟、方為懂勁。」があり、陰陽の關係が示されている。さらに、本文を通じて陰陽關係を示す動靜、分合、屈伸、剛柔、順背、急緩、偏倚、隱現、虛杳、仰俯、進退、壯弱、慢快、有無などで説明している。

すなわち、太極拳は「陰陽」を知らなければならぬとしているのである。ここに太極拳の文化的本質があるのである。

さらに、下記の「太極拳積名」では、「棚、掙、擠、按、採、捌、肘、靠」を「八卦」の「坎、離、震、兌、乾、坤、艮、巽」になぞらえ、「進、退、顧、盼、定」すなわち「進歩、退歩、左顧、右盼、中定」を「五行」の「金、木、水、火、土」にあたるとしている。

太極拳釋名

太極拳、一名『長拳』、一名『十三勢』。

長拳者、如長江大海、滔滔不絕也。十三勢者、棚、掙、擠、按、採、捌、肘、靠、進、退、顧、盼、定也。

棚、掙、擠、按、即坎、離、震、兌、四正方也；採、捌、肘、靠、即乾、坤、艮、巽、四斜角也。此八卦也。進歩、退歩、左顧、右盼、中定、即金、木、水、火、土也。此五行也。合而言之、曰『十三勢』。

（日本語訳）

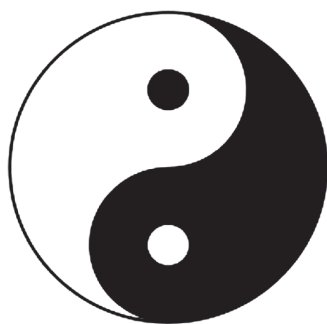
太極拳は、別名「長拳」という。またの名を「十三勢」という。長拳は、長江や大海の如く、滔滔と絶えることがない。十三勢は、ほう（掙）、り（掙）、せい（擠）、あん（按）、さい

(採)、れつ (扌列)、ちゅう (肘)、こう (靠)、(の八種の技と、) 進、退、顧、盼、定 (の五種の方向) で成り立つ。ほう (扌朋)、り (扌履)、せい (擠)、あん (按)、は、坎、離、震、克。四正方である。さい (採)、れつ (扌列)、ちゅう (肘)、こう (靠)、は、乾、坤、艮、巽の四斜角である。そして、これを八卦という。進歩、退歩、左顧、右盼、中定は、金、木、水、火、土である。そして、これを五行という。これらを合わせて、「十三勢」という。(ウィキペディア)

「八卦」はもとより「万物」を解釈するものであり、「五行」も「相生」と「相剋」という関係の中で、「金、木、水、火、土」という五要素が相互に影響し合い森羅万象を説明できると考えられている。その基本には陰陽二気の対立と統合・循環と消長により、世界のあらゆる事象の法則を説く『易経』繫辞上傳にある「易有太極、是生兩儀、兩儀生四象、四象生八卦」の生成論があり、「太極拳論」がこれに強く影響されたのは否定できない。

すなわち、太極拳が生まれた文化的根元がここにあるのである。

その陰と陽の関係を図式化したのが下記の「太極図」である。



陰陽魚太極図

この形をした太極図は、陰陽太極図、太陰大極図ともいい、太極のなかに陰陽が生じた様子が描かれている。この図は古代中国において流行して道教のシンボルとなった。白黒の勾玉を組み合わせたような意匠となっており、中国ではこれを魚の形に見立て、陰陽魚と呼んでいる。黒色は陰を表し右側で下降する気を意味し、白色は陽を表し左側で上昇する気を意味する。魚尾から魚頭に向かって領域が広がっていくのは、それぞれの気が生まれ、徐々に盛んになっていく様子を表し、やがて陰は陽を飲み込もうとし、陽は陰を飲み込もうとする。陰が極まれば、陽に変じ、陽が極まれば陰に変ず。陰の中央にある魚眼のような白色の点は陰中の陽を示し、いくら陰が強くなっても陰の中

に陽があり、後に陽に転じることを表す。陽の中央の点は同じように陽中の陰を示し、いくら陽が強くなっても陽の中に陰があり、後に陰に転じる。太極図は、これを永遠に繰り返すことを表している。(ウィキペディア)

この「太極図」の説明はあたかも太極拳の套路を練る際の一つの型から次の型への転換、套路全体を通じての型の循環、消長を象徴している。であるから、太極拳愛好家はこの太極図をことのほか珍重するのである。この太極図自体、文化的シンボルとして陰陽二気の消長循環運動を示しており、最も陰陽のバランスが取れたイメージを象徴するこの太極図は太極拳でいうところの一式の完成である定式に相当する。

もとより、太極図の説明でよく引用されるのが北宋の周敦頤 (1017-1073) の下記の「太極圖説」である。

太極圖説

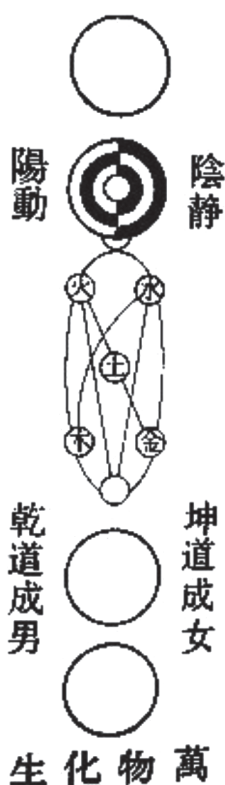
自無極而為太極。太極動而生陽，動極而靜，靜而生一動一靜，互為其根；分陰分陽，兩儀立焉。陽變陰合，而生水、火、木、金、土。五氣順布，四時行焉。五行，一陰陽也；陰陽，一太極也；太極，本無極也。五行之生也，各一其性。無極之真，二五之精，妙合而凝。「乾道成男，坤道成女」，二氣交感，化生萬物。萬物生生，而變化無窮焉。惟人也，得其秀而最靈。形既生矣，神發知矣，五性感動，陰。靜極復動。而善惡分，萬事出矣。聖人定之以中正仁義（聖人之道，仁義中正而已矣），而主靜（無欲故靜），立人極焉。故「聖人與天地合其德，日月合其明，四時合其序，鬼神合其吉凶」。君子修之吉，小人悖之凶。故曰：「立天之道，曰陰與陽；立地之道，曰柔與剛；立人之道，曰仁與義。」又曰：「原始反終，故知死生之說。」大哉易也，斯其至矣！ 《周元公集》

(日本語訳)

無極にして太極（混沌たる根元）。太極が動いて陽（分化発動する働き）を生ず。動が極まって静なり。静にして陰（統一含蓄する働き）を生ず。静が極まってまた動。一動一静、互いに其の根と為って、分かれて陰、分かれて陽、兩儀立つ。陽が變じて陰が合して、水火木金土を生ず。五氣（水火木金土）が順に動いて四時（四季）が行われる。これを五行と言うけれども、要するに一陰陽である。陰陽は一太極であり、太極はもと無極である。五行が生まれるというけれど、各々其の性質は常に必ず一になる。これが無極というものの本質（真）。二氣（陰陽）五行（水火木金土）の精（エネルギー）が微妙に配合して形を作る（凝）。乾道、男を成し、坤道、女を成し、この二氣が交わり感じて万物化成していく。その万物は生々して変化窮まり無し。ただ、あらゆる生物が色々変化してきたが、人間というものだけが其の中の一番秀れたものを得て、非常に靈妙である。其の秀麗な形を生んで形の中に神（精神の深奥）が知を發する。五性（水火木金土）が感動して（感に動いて）、ここに善惡というものが分かれ、あらゆる人間活動（万事）が出てくる。そうして最も秀麗にして神知を發した優れた聖人がこの万物生成化育の道を觀察・開拓して、中正仁義というものを立てた。人間としていかに生くべきか（人極）は静（含蓄・潜在）を主とする。故に聖人と天地と其の

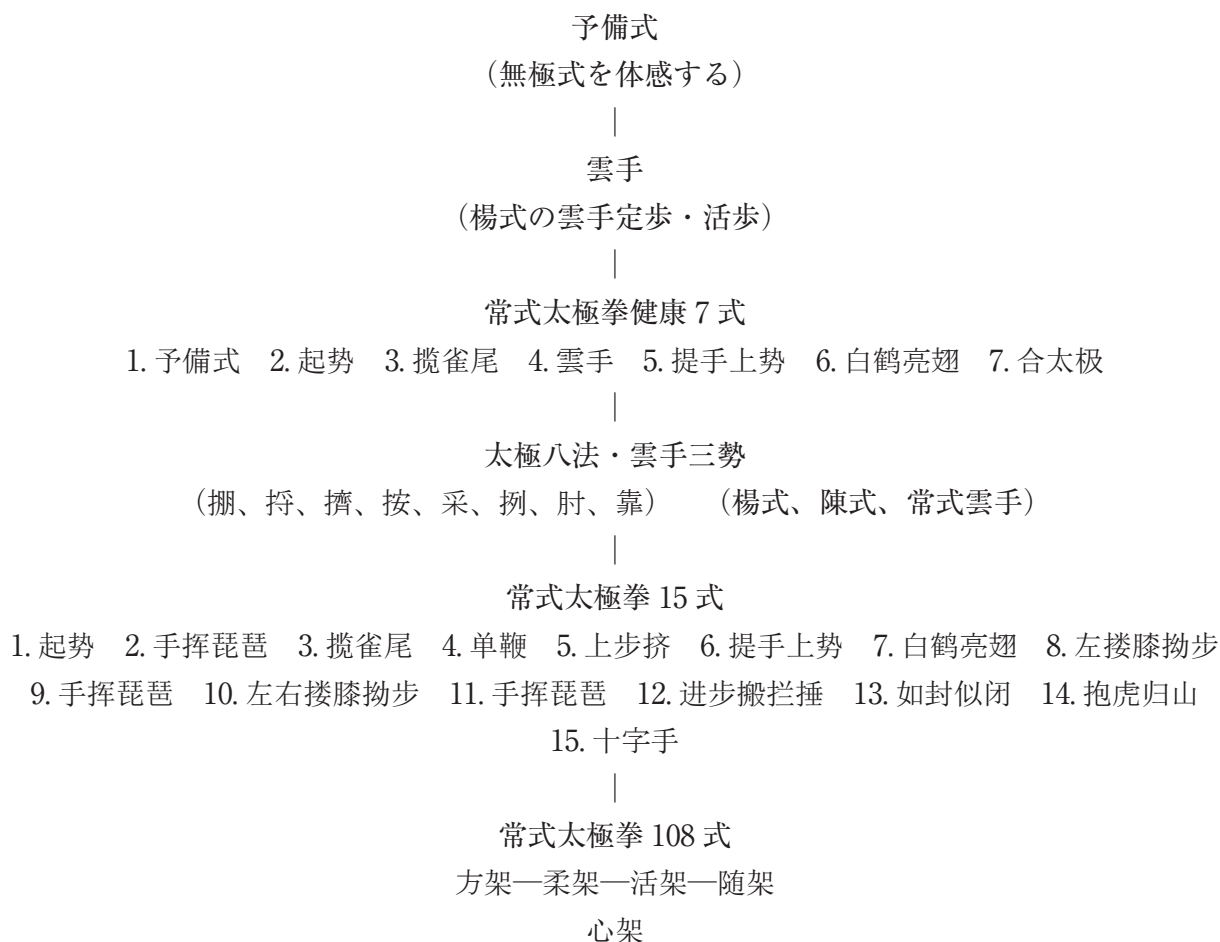
徳を合し、日月其の明を合し、四時（四季＝自然の道）は其の秩序に合致する。鬼（創造の破壊作用）神（生命の進化助長作用）と其の吉凶を合致する。君子これを修めて吉、小人これに悖（もと）りて凶。故に、天の道を立てて陰陽と言ひ、地の道を立てて柔と剛と言ひ、人の道を立てて仁義と言ふ。又、始めをたずねて終わりに返ることによって死生を知ると言ふ。大いなるかな易は。ここに其れ至れり。(ウィキペディア)

以上、太極拳のもつ「文化」領域の情報を見てきたが、そこには「元素」として易、太極、兩儀、陰陽、四象、五行、八卦、無極などがあることが分かる。



3. 東瀛太極拳社での実践

筆者は1970年代に相模原で組織した「太極拳の会」を前身とする東瀛太極拳社を1995年に立ち上げ、伝統太極拳に関心のある学徒に陳式、楊式、常式太極拳、推手、対拳などを教えてきた。日本大学では30年在職した国際関係学部において中国武術部の顧問を務めるとともに、エクステンション講座の「誰でも学べる伝統太極拳」で常式太極拳の方架の第一段を教えた。また、2017年からは地域新聞社の運営する「ちいきカルチャー」の公津の杜教室と四街道教室で「心身を癒す伝統太極拳—常式太極拳」講座を開講、常式太極拳を教えている。この講座は学習者がいれば継続して開講するため、次のような長期的カリキュラムに基づいて教えている。



この中で、「常式太極拳健康7式」は左右行うことで約5分、「健身」を目指したものであり、「常式太極拳15式」は約10分、それは「常式太極拳108式」の第一段であり、入門段階として設定した。その間の「太極八法・雲手三勢」には「武術」としての基本を習得する目的がある。「常式太極拳108式」の方架—柔架—活架—随架—心架はそれぞれ下記の目的を以て練拳する。いずれも最終的に「武術」に帰着する。

- 方架 (外形を習得する) 套路(型)を通じて陰陽の消長を理解する
- 柔架 (内功を修練する) 圓運動を通じて内気をめぐらす
- 活架 (拳式を活用する) 套路の発展・展開を創造する

随架（自由に運用する） 圓運動の中に套路を自由に組込む

心架（無形に到達する） 套路を溶解し自らが太極（無極）となる

なお、常式太極拳 108 式には 40 の型があり、その組み合わせで 108 からなる套路が構成されている。下記は套路内の回数の多い順に並べたものであり、中国語読みを付記している。

- (1) 単鞭 danbian タンピエン (13 回)
- (2) 攬雀尾 lanquewei ランチュエウエイ (9 回)
- (3) 捋膝拗歩 louxiaobu ロウシーアオブ (9 回)
- (4) 上步挤 shangbuji シャンプジー (8 回)
- (5) 高探馬 gaotanma カオタンマア (5 回)
- (6) 手揮琵琶 shouhuipiba ショウホイピパ (5 回)
- (7) 搬拦捶 banlanchui パンランチュイ (4 回)
- (8) 云手 yunshou ユンショウ (4 回)
- (9) 披身 pishen ピーシェン (4 回)
- (10) 扑面掌 pumianzhang プーミエンジアン (4 回)
- (11) 踢脚 tijiao ティジアオ (3 回)
- (12) 撇身捶 pieshenchui ピエシェンチュイ (3 回)
- (13) 白鶴亮翅 baiheliangchi パイホオリアンチー (3 回)
- (14) 提手上勢 tishouhangshi ティショウシャンシ (3 回)
- (15) 如封似閉 rufengshibi ルーフオンシィピイ (2 回)
- (16) 抱虎归山 baohuguishan パオフークイシャン (2 回)
- (17) 十字手 shizishou シーツショウ (2 回)
- (18) 倒撵猴 daoquanhou タオズアンホウ (2 回)
- (19) 海底針 haidizhen ハイデーチェン (2 回)
- (20) 扇通背 shantongbei シヤントンペイ (2 回)
- (21) 蹬脚 dengjiao ドンジアオ (2 回)
- (22) 起勢 qishi チーシー (1 回)
- (23) 斜飞勢 xiefeishi シエフェイシイー (1 回)
- (24) 栽捶 zaichui ツアイチュイ (1 回)
- (25) 二起脚 erqijiao アルチージアオ (1 回)
- (26) 退步打虎勢 tuibudahushi トエイブダーフーシイー (1 回)
- (27) 双峰贯耳 shuangfengguaner シュアンフォンクアンアル (1 回)
- (28) 野马分鬃 yemafenzong イエマーフェンツォン (1 回)
- (29) 玉女穿梭 yunüchuansuo ユイニユチュアンズウオ (1 回)
- (30) 单下勢 danxiashi タンシィアシイー (1 回)
- (31) 金鸡独立 jinjiduli チンチードウーリイ (1 回)
- (32) 单摆莲 danbailian ジュアンシェンタンパイリィエン (1 回)
- (33) 捋膝指裆捶 louxizhidangchui ロウシージィーダアンチュイ (1 回)

- (34) 双下勢 shuangxiashi シュアンシアシイ (1回)
- (35) 上歩七星 shangbuqixing シャンプチーシン (1回)
- (36) 退歩跨虎 tuibukuahu トエイプクウアフー (1回)
- (37) 双摆莲 shuangbailian シュアンパイリエン (1回)
- (38) 弯弓射虎 wangongshehu ワンコンショウフー (1回)
- (39) 进步挫捶 jinbucuochoi チンプツウオチュイ (1回)
- (40) 合太極 hetaiji ホォータイチー (1回)

このほか「文化」理解のために、次の10回の講座を設定している。講義不能の場合は、関係資料を提供している。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 第一講 太極拳略史 | 第二講 太極拳の四面体と情報 |
| 第三講 陰陽・五行・八卦 | 第四講 太極拳の特徴 |
| 第五講 呼吸（吐納） | 第六講 常式太極拳の系譜 |
| 第七講 常式太極拳練拳段階 | 第八講 常式太極拳の特徴 |
| 第九講 王宗岳の太極拳論・太極拳釋名 | 第十講 太極図説 |

上記のカリキュラムを通じ、自ら練拳し、自立し得た学習者には下記の「認定書」を「資格」として授与している。なお、講習会においては、一段階を終了するごとに講座名を含む「修了証」も授与している。

学士＝「常式太極拳健康7式」、「雲手三勢」および「常式太極拳15式」を習得し、太極拳と常式太極拳の基礎知識を備えた人格者。

教士＝「太極八法」を理解、「常式太極拳108式方架」を習得し、太極拳の歴史に造詣の深い人格者。

練士＝「常式太極拳108式柔架」を習得すると同時に、陳式太極拳にも精通するとともに、太極拳の理論も熟知した人格者。

範士＝「常式太極拳108式活架」および「常式太極拳108式随架」を体得し、「心架」へ向かう不断の努力を行う人格者。

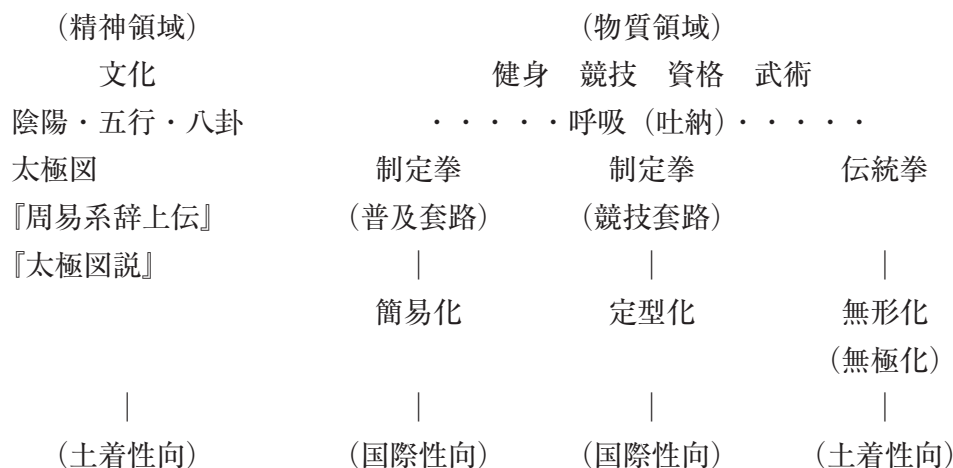
ここには本稿で議論してきた五面体の内、「競技」の領域が無いが、それは太極拳はもともと競い合うものではないという筆者の考えがあるからであり、あくまでも「常式太極拳」は数多くある回路の一つであり、太極拳というメディアのもつ情報（陰陽理論に基づく消長循環運動を通じて物事を相対化できる思考法）を学び取ることが目的だからであることにほかならない。

なお、2015年に65歳時点における筆者の太極拳（定歩雲手、活歩雲手、太極13式、太極肘法、常式太極拳の基礎套路、活架、随架）の映像を「東瀛太極拳社」でyoutube（下記アドレス）にアップしている。

<https://www.youtube.com/channel/UCwPrUUxh6BayTqSX9Om5tyw>

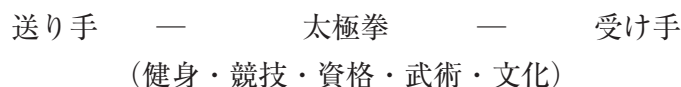
おわりに

以上、メディアとしての太極拳を健身、競技、資格、武術、文化の五つの領域から解釈してきたが、それを図式化すると下記のようなになるであろう。



もちろん、太極拳からどんな情報を引き出し、それを身につけようとするかは受け手 (学ぶ人) の志向問題である。送り手 (教える側) は、受け手の必要に応じて、情報を提供することが求められる。しかしながら、筆者のように、太極拳を通じて隣国の中国に常に客観的関心を持ってもらうことも考えている場合、太極拳をメディアとするコミュニケーションの過程で「雑音」も生じることもなる。

一般に、「メディア (media)」とは、情報の記録、伝達、保管などに用いられる物や装置のことを指す。太極拳はそれに情報が「記録・保管」されており、人を介してそこにある情報が取捨選択され伝えられるコミュニケーション媒体である。すなわち、太極拳に「記録・保管」されている情報から、送り手が「健身・競技・資格・武術・文化」の情報を引き出し、受け手に提供するコミュニケーション形態であり、それを図式化すると次のようになるであろう。



もとより、「太極拳」というメディアは情報を繋ぐさまざまな回路を持つ。それが、「24式簡化太極拳」、「48式太極拳」、「88式太極拳」などの普及型、「42式総合太極拳」などの競技型のような各種制定拳、陳式、楊式、呉式、武式、孫式、常式、趙堡架、双辺などの伝統太極拳である。

そして、その場を提供するのが競技団体組織、各流派独自の組織、個人などである。日本を例にとれば、アジア大会などの競技会に出たいのであれば日本太極拳武術連盟傘下の組織に属する必要がある。それを望まなければ、さまざまな場においてさまざまな太極拳に触れることができる。もちろん、その太極拳には健身・競技・資格・武術・文化という情報が組み込まれている。

日本の太極拳の受容は中国と台湾からの二つのルートがあった。もともと、日本の中華民国に対する侵略によって、十分な国家建設ができない中で、中国共産党が強大になり、国内内戦によっ

て、中華民国政府は台北に遷都し、1949年10月、北京で中華人民共和国の成立が宣言された。いわゆる「二つの中国」の誕生である。この「二つの中国」は日本における太極拳にさまざまな影響を与えた。

周知のように、中華民国政府は「武術」を「国術」とし、南京に中央国術館を設立し、各地にも国術館をつくり、太極拳を含む武術を「国術」として振興してきた。双辺太極拳を創始し、台湾台中において1957年9月から、九九健身會を設立し、この九九太極拳とも称する双辺太極拳を台湾の地に根付かせた陳泮嶺は中央國術館副館長、河南省國術館館長であった。この双辺太極拳は日本にも伝えられ、伝統太極拳を学ぼうとする人々を魅了した。また、楊澄甫の高弟であった鄭曼青は楊式太極拳を37式に改編し、台湾に普及させた。杜毓澤（1897-1990）も台湾に陳式太極拳、忽雷太極拳をもたらした。王樹金（1905-1981）は台中に「誠明国術館」を開設し、誠明太極拳などを教えた。来日は数多く、彼に学んだ学徒は多数に上る。また、八極拳を継承した劉雲樵（1909-1992）は1971年6月、武学研究社（後に武壇国術推广中心に改編）を設立し、「武壇」を通じて伝統武術の梁紀慈、徐紀、蘇昱彰などを育てた。楊澄甫の弟子の呂殿臣に楊式太極拳を学んだ王子和（1913-2003）は鄭曼青の簡略化を良しとせず、伝統的楊式太極拳を教えた。その門下には鄧時海らがいる。組織としては1956年につくられた「中美經濟文化協會太極拳委員會」を前身とし、「中國太極拳學術研究會」⁽⁶⁾、「中華民國太極拳協會」の改称を経て、現在の「中華民國太極拳總會」にいたる組織がある。こうした台湾に伝承された優れた太極拳はさまざまなルートを通じて日本にも伝えられた。

日本においては、1968年1月楊名時師範を招き活動を開始した日本太極拳協会は日中友好運動に尽力した古井喜実を理事長におき、三浦英夫専務理事が実務を担っていたことから分かるように、当時国交のない中華人民共和国を「一つの中国」だと捉えていた。栢木徳二の回想によると、三浦は会の機関紙『太極』2号（1972.7.15）の「北京への道」と題した一文の中で（中国卓球代表団が武道館で親善試合を行った際、同会会員が太極拳の演武を行ったことを受けて）「中国に対して大罪を犯してきた日本人に対して、中国の選手達は何事もなかったような表情で温かい手をさしのべて、日中友好の真実を示してくれた。日中友好と叫び乍ら、通りすぎようとする日本人の群れの中に、私の姿を発見して慄然とする。罪深い日本人より、日本人になりすましている自分の心を省みる事はないのであろうか。太極拳に二つはない。日本太極拳の道は、遥かに北京に通じている。悠々たる歩調で日中友好と世界平和のために前進しよう」と書いている。さらに、1975年の薫風号（1975年5月第八号）の結びでは「古い支配階級の覇権や侵略の道具として中国の武術が台湾、香港に残存し、日本の中国武術家も武士道、儒教、仏教、動く禅といった覇権思想にならぬ様に、中国国家体育運動委員会と連繋を取り乍ら、前進していくことこそ本協会の精神である」と結んでいる。彼らからすると「台湾、香港に残存」する「中国武術」は「古い支配階級の覇権や侵略の道具」であったという評価であり、「太極拳には二つはない」、それは「中国国家体育運動委員会」とともに「前進」することであるとしている。

筆者は こうした贖罪感について、たいへん違和感を持っている。もし、本当に中国を侵略したことに贖罪意識があるとすれば、日中戦争終結後、無数の日本人を安全裏に帰国させた日本の交戦相手国政府の蒋介石をはじめとする国民党政府に対してもそれを感じるべきであり、台湾を50年にわたり植民統治したことにも贖罪意識を向けるべきだと考えている。個人的思想信条はそれぞれ異なっており当然であるが、それがあつた団体を率いて行こうとすると、「政治結社」化する。言ってみ

れば、当時、日中友好運動の中に太極拳が組み込まれていたものであり、残念ながら、それは日中友好運動の「道具」でもあったと言える。それゆえに「台湾、香港に残存」する「中国武術」は「旧い支配階級の覇権や侵略の道具」などという言葉が浴びせられたのである。

こうした中、日本において、楊名時太極拳は独自の発展を遂げる。楊名時（1924-2005）は1975年に「楊名時八段錦・太極拳友好会」を設立、1981年には「楊名時太極拳連盟」を発足させ、1999年にはNPO法人として「日本健康太極拳協会」を組織するに至る。楊名時の空手着を着ての24式太極拳はいささか異様に映る。しかしながら、それには彼自身の工夫が込められており、中国の24式簡化太極拳とは同列に論じることができない独自の太極拳といえる。彼が太極拳の本質を見抜いていたかは分からないが、「健康太極拳」という最近の名称は楊名時太極拳の本質を表しているといえよう。そして、彼が「中国国家体育運動委員会」とともに「前進」するという流れから離れ、その太極拳が独自の発展を遂げたことは、彼の構築したビジネスモデル（組織運営形態）については議論の余地もあるであろうが、日本の太極拳にとって幸運であった。幸運という理由はさまざまな太極拳を相対化できる一助になっていることであり、台湾から伝えられた太極拳も含めて、太極拳のもつ相対性を学習者に理解させることができるからである。

一方の日中友好運動の流れの中にあつた太極拳は、1984年6月23、24日の二日間にわたって大阪府立体育館で開催された第1回全日本太極拳中国武術表演大会がその総決算であると同時に一つの飛躍台でもあつた。日本中国友好協会全国本部主催の同大会は日中友好協会各支部の太極拳教室で学んできた個人・団体が結集すると同時に在野の中国武術愛好家も参集した。この大会に結集した組織が中心になり、その後、1987年4月に日本武術太極拳連盟が創設されるのである。

日本は中国語圏以外で最も太極拳が普及している国であることは周知の事実である。三宅正一衆議院副議長を団長とする日本国会議員代表団が1978年11月に訪中した際、太極拳を学んでいた三宅団長の求めに応じて、鄧小平が「太極拳好」と揮毫したことからもその一端がうかがえるであろう。

太極拳好
鄧小平
一九七八年十一月十六日

太極拳が日中友好の一翼を担うという方向から出発した武術太極拳連盟はその後、1988年12月には文部大臣より社団法人の認可を受けるとともに、1990年10月には国際武術連盟（IWUF）と（財）日本オリンピック委員会に加盟、翌1991年3月には（財）日本体育協会にも加盟し、名実ともに日本を代表する競技団体となった。同連盟はさらに2002年2月に国際武術連盟（IWUF）、国際オリンピック委員会（IOC）正式承認団体になった。この間、1995年4月には太極拳技能検定制度を導入、全国で検定試験を実施するようになった。さらに、2002年と2006年の第14回・第15回アジア競技大会では正式競技として武術太極拳が採用され、選手団を送り込んだ。この日本武術太極拳連盟は今後も太極拳の競技としての側面を担っていくであろう。

「太極一家」とは太極拳を愛する者はすべて仲間であるという意味である。太極拳の五面体（健身・競技・資格・武術・文化）のどの情報に関心をもつかはあくまでも個人の問題である。そこにはなんらの優劣もないのであり、まさに「太極一家」なのである。

日本の太極拳の黎明期における政治の影響はその時代背景があった。もともと、「人類共有の文化遺産」の一つである太極拳は政治を凌駕する、国と民族を超えた「人類が共有する一つのメディア」という属性をもつ。もちろん、発祥の地は中国であり、彼の地の人々によって育まれてきた過去がある。しかし、中国が唯一の宇宙であった時代はすでに過ぎ去り、世界という大宇宙の中の小宇宙になったいま、太極拳は中国という中核から、世界という外縁へと新たな発展を遂げつつある。「健身」のための太極拳はその典型である。また、「競技」・「資格」としての規範化された太極拳は、今後も国際化の方向に沿って発展し続けるであろう。一方、「武術」としての伝統太極拳がいかなる発展を遂げるのかはその太極拳が置かれた環境によって変わってくるであろうことも事物発展の必然ではあるが、最終的には「無形化」の方向に向かうであろう。そして、「文化」としての太極拳はその根源にある哲理を、その文化「元素」を中心に、より深く理解する必要があるゆえ、それを生み出した中国文化について不断の研究が求められる。

日本について言えば、日本という文化環境の中で、日本の文化を継承した人々が太極拳をどのように捉え、育んでいくかという問題になる。私見ではあるが、規範化された太極拳については、日本人は極めて忠実に再現できる優位性をもつ。これに対し、中国人は太極拳を自由に解釈するため、「競技」としてメダルを目指す若者や「段位」という「資格」を得ようとする者以外は、規範にとらわれない。中国においては「太極拳」という名を冠した太極拳が無数に生み出されていることがその一つの例証である。また、雑然とした公園の中で、太極拳の本物は残り、偽物は淘汰される。常に新陳代謝が繰り返されている。これはこれで中国と中国人の優位性であろう。日本においては、太極拳を「競技」、「武術」としてとらえている一部を除き、多くが「健身」のための太極拳であり、週に1回程度仲間とともに体育館や文化会館に集う。中国の公園などで見られる一人で太極拳を練っている愛好者を見ることはほとんどない。これは日本の特徴である集団志向の現れであり、套路を学んだあとは自ら太極拳を完成、創出しようとする中国人のもつ個人志向は希薄である。これは民族性など文化環境の違いによって太極拳に対する取り組み方も異なるという事例でもあろう。楊名時太極拳をめぐるかつての議論も彼が上述したような中国人の特性を持っていたために24式に独自の解釈を加えたことで生じた一種の文化摩擦の反映であったともいえる。

また、「文化」として太極拳を位置づけて学ぼうとする日本人は多いとは言えない。もちろん、中国でも決して多いとは言えないが、太極拳の根幹をなす陰陽理論が中国人には日常と一体化しているのに対し、日本人にはそれが日常から離れたところにあることも関係しているであろう。漢字を修得している日本人が「文化」としての太極拳を理解するうえで欧米人に比べ優位にあることは確かではあるが、陰陽理論が日常化されている中国のその太極拳の本質を真に理解するにはまだ時間が必要であろう。

われわれが忌避すべきことはその政治による政治化⁽⁸⁾と経済による商業化であろう。太極拳はもとより中国の「ソフトパワー」の一つであり、「伝統文化のメディア」の一つでもあるが、それはすでにグローバルな価値を備えた「人類共有の文化遺産」となり、「人類共有の一つのメディア」にもなっている。言葉を換えていえば、太極拳は地球の人々を平和裏につなぐグローバルネットワークを形成し得るメディアなのでもある。なぜならば、太極拳を育ててきたのは、中国はもとより、日本を含む世界各国の人々であり、その主体はあくまでもそれを学ぼうとする市井にある個人であったからである。

経済発展につれて、中国が中国人の知恵の結晶ともいえる太極拳に「非物質文化遺産」（無形文化財）指定に続き、いかなる環境を提供するのか関心のあるところであったが、中国体育報 2017 年 3 月 9 日の報道によると「2030 年までに『太極拳健康プロジェクト』を核とする太極拳公共サービス体系を樹立し、安定した太極拳核心基幹隊伍を育成し、社区、郷鎮太極拳指導センターの基本的充足を達成し、太極拳人口の一億人近くを実現する。政府、社会及び市場などが多元的主体的に協同協力し合う運行メカニズムの基本的形成を促し、太極拳事業と太極拳産業の協調の取れた発展を推進し、重点企業が大きくなること、太極拳文化ブランドを強くすることを扶助し、それを国際競争力を備えた文化企業にさせる。太極拳を核とする文化遺産を保護し、国家戦略に奉仕し、太極拳文化の「『外に出る』を推進する。」というおよそ 10 年の長期計画を発表した。こうした計画の成否は豊かになった人々の多様化された健康志向の中で、いかに魅力ある太極拳にするかにある。しかも、それを産業と結び付け、経済効果をあげようとする至難の方向が示されたといえる。

かの地の人々がその太極拳を如何に育んでいくのか。また、すでに日本を含む世界の多くの国々に太極拳の種が播かれているので、これからいかなる花を咲かせ、いかなる実を結ぶのか。太極の世界はその拠って立つ陰陽理論のように無限の広がりをもつ。

筆者は、日本においては、かつて陰陽から陰陽師が生み出されたように、陰陽理論を客観的にそのまま受容することはないであろうが、その中から、陰であったものが、陽になったり、陽であったものが、陰になったりする、陰陽の消長循環運動である太極拳を通じて、物事を相対化する思考法は学び取ることができ、あらゆる事物は常に変化しており、一定不変の絶対的価値がないことを理解できるのではないかと考えている。そして、それは「心身」の「癒し」にもつながるのではと考えている。

その実践の場が筆者の主宰する東瀛太極拳社である。31 歳より、中国、台湾で制定拳をはじめ、陳式一路、二路、楊式太極拳などさまざま伝統太極拳を学んできたが、1990 年に上海の虹口公園で遭遇した常式太極拳はこれまでの太極拳観を一新させるほどの魅力にあふれていた。陳美珍先生主宰の常式太極拳輔導班の一期生としてこの太極拳を学んでから 30 年、ようやく太極拳がなにかを知るようになり、当時学費さえ受け取ろうとしなかった先生の「この素晴らしい太極拳を日本に伝えて欲しい」という言葉にも後押しされ、これまでの筆者自身の体得も含めて、この太極拳を地域に残そうと考え、私的に教えていたものを公開することにした。筆者が学習者に常に言うことは、套路はいくらでも教えることができるが、それに魂を入れるのはあなた達だということ。そして、物事を相対化できる思考法を身につけてほしいということである。本稿に沿った言葉に換えて言えば、常式太極拳という回路を通じて、必要とする情報を得ながら、太極拳というメディアのもつ普遍的情報にたどり着いてほしいということである。

本稿では太極拳のメディア性について健身、競技、資格、武術、文化の五領域から議論してきた。別の視点から考えると、太極拳には「太極」という思想と、「拳」という武技という二つの情報があるともいえる。ここでいう思想とは本稿の「文化」の一節で繰り返し述べてきた「物事を相対化する思考法」であり、武技とは伝統太極拳、普及型と競技型を含む制定拳などのそれぞれ異なる型による套路を指す。さらにこれを敷衍すれば、太極拳は思想と武技を陰陽のように包含するものであり、太極という思想が無ければただの拳になってしまい、拳という武技が無ければ、ただの思想になってしまう。両者がともに備わって始めて太極拳になるのである。

ただ、その思想といっても「太極思惟」などという高邁なものではなく、極めて素朴な陰陽の考

え方、例えば左右、前後、高低、上下、明暗、強弱、動静、起伏、深淺、剛柔、快慢、善悪などすべて相対的なものとして捉えることができるような市井のわれわれが受け入れられる程度のものである。われわれにとって、呼吸はもとより、太極拳の動きとしての重心の前後左右中への物理的移動はまさに陰陽の消長循環を理解するのに有益であり、その運動法則は物事の相対性を思考する上での推進機能を果たすであろう。

しかしながら、太極拳で重要とされる「運氣」の問題に入ると「氣」の存在をどのくらいの学習者が体感できるのであろうか。さらに、「武術」の一節で言及した「経穴」についても、「経絡」の存在を含めどのくらいの学習者が信じているのであろうか。どうやら、太極拳についていえば、ここらあたりが科学と非科学の分水嶺になるのではなからうか。もちろん、非科学が悪いといっているのではない。非科学があるから科学が成立するのであり、これも陰と陽のように相対的關係にあるのである。

なお、太極拳における「氣」について、「氣功」を呼吸法だと考えている筆者は、時として、天の「氣」、地の「氣」、人の「氣」などと「三才」に合わせて自然との融合を説明することもあるが、それはあくまでもイメージの領域でのことであり、基本的には呼吸によって生起されるものであると捉えているので、「運氣」は「呼」と「吸」の消長循環の流れであると教えている。

筆者は、こうした物事を相対化する思考法をさらに精練させ、これからも「人類が共有する一つのメディア」である太極拳、その回路の一つである常式太極拳を通じて、「癒し」を含む新しい価値を、同好の士と共に創造していきたいと思っている。もちろん、そこには日本という地域に住む人々に中国に対する客観的関心を持ち続けてもらいたいという「雑音」も含めてではあるが。

(本稿は「メディアとしての太極拳」というテーマで国際行動学会第10回年次大会(2014.11.23)で報告した内容を基礎としているが、それにその後の実践を経て、再考し大幅に加筆したものである。)

注

- (1) 「個人図書館」や「百度」には、太極拳の段位について、一段を八式太極拳、二段を十六式太極拳、三段を24式簡化太極拳としている回答も寄せられている。
- (2) 「難度動作」について、何笑は「新しい規則の下での男子自選太極拳套路難度動作の發展趨勢分析(新規則下男子自選太極拳套路難度動作的發展趨勢分析)」(<http://www.doc88.com/p-3055672009300.html>)の中で、「太極拳は体操ではなく、難度動作以外に、太極拳の基本動作を加えなければならず、しかも基本動作が大部分を占めており、難度動作は少数にすぎない。」とした上で「競技の勝敗を決めるのは難度動作ではなく、高い規格、高い正確性によって基本動作を完結することである。」と指摘している。筆者も同意見であるが、その「趨勢」はより「難度」の高い「動作」を求める方向にある。
- (3) 太極拳は国務院が「国務院の文化遺産保護強化に関する通知(国务院关于加强文化遗产保护的通知(国发〔2005〕42号))」に基づいて公布した「第一期国家級非物質文化遺産名簿(第一批国家級非物質文化遺産名録(共518項))」(2006年5月20日)に「293 VI-11 太極拳(楊氏太極拳、陳氏太極拳)河北省永年縣・河南省焦作市」として登録された。その後、「追加項目(擴展項目)」(すでに名称が登録されていてその中に追加する)として「第二期」(2008年6月14日)では「293 VI-11 太極拳」として、また、「第四期」(2014年7月16日)では「太極拳(吳氏太極拳、李氏太極拳、王其和太極拳、張三丰太極拳、和氏太極拳)北京市大兴区、天津市武清区、河北省任县、福建省、河南省温县)」などが加えられ

た。「第四期」で認定され太極拳については、本稿の「1. 太極拳の発展」の中で、呉氏太極拳は呉式太極拳、李氏太極拳は太極五星椎、和氏太極拳は趙堡太極拳の一流派として紹介している。王其和太極拳は武術に親しんできた創始者王其和（1889-1936）が武式と楊式を学び独特の風格を創り出した（百度）。とされているが、筆者が王其和太極拳の動画映像を見る限り、この種の太極拳は中国には星の数ほどある。いかなる基準で登録対象を選定しているのかはなはだ疑問である。また張三丰太極拳も張三丰がいつの時代に実在したのかも明確ではないものを認定したことも筆者の疑問を大きくする。

これとともに、「国家級非物質文化遺産代表的項目代表的伝承者（国家級非物质文化遗产代表性项目代表性传承人）」も第一期（2007）、第二期（2008）、第三期（2009）、第四期（2012）、第五期（2018）と公表されている。これまでその「伝承者」と認定された太極拳家は以下の通り。

第一期

楊振河	男	1953.05	太極拳（楊氏太極拳）	河北省永年縣
韓會明	男	1925.11	太極拳（楊氏太極拳）	河北省永年縣
王西安	男	1944.09	太極拳（陳氏太極拳）	河南省焦作市
朱天才	男	1945.07	太極拳（陳氏太極拳）	河南省焦作市

第三期

楊振國	男	1928.02.05	太極拳（楊氏太極拳）	河北省—邯鄲市—永年縣
陳小旺	男	1945.10	太極拳（陳氏太極拳）	河南省—焦作市
陳正雷	男	1949.07	太極拳（陳氏太極拳）	河南省—焦作市

第五期

翟維傳	男	漢族	太極拳（武氏太極拳）	河北省永年縣
和有祿	男	漢族	太極拳（和氏太極拳）	河南省溫縣

こうした太極拳の「非物質文化遺産」化は国家—省—市—県という4級保護体系にあって、地方政府の認定も進んでいる。「・・・非物質文化遺産」登録などというお墨付きをもらおうとする動きの中で、おそらく雨後の筍のようにその種の太極拳が現れるであろうが、歴史の検証にどれだけの太極拳が耐えられるのか見守っていききたい。

- (4) 中国には太極拳を世界「無形文化遺産」に登録しようという動きがある。2018年3月、河南省の代表団の李光宇ら全人代代表33名は第13期全国人民代表大會第一回會議に「太極拳の無形文化遺産申請活動を加速し、太極拳文化をより一段と高揚させることに関する提案（关于加快推进太极拳申遗工作进一步弘扬太极文化的建议）」を提出した（2018-03-14 14:30 www.sohu.com）。かつて韓国の「テッキョン」が、また、2017年にはインドの「ヨガ」も登録されたことで、申請活動11年目に入る中「緊急性」も含め、提案者はその必要性について次の3点を挙げている。

1. 和をもって美とする中国文化を伝播させ、平和裏に台頭した中国のイメージを打ち立てるのに有利である。太極拳は当面、世界で最も歓迎されている、海外での普及率も最高の中国伝統の健康種目である。太極拳文化は中華民族独特の哲学、思想体系として、世界のますます多くの国家に認められ推奨されている。全世界に多数の愛好者を擁することによって、太極拳は国際的に中国伝統文化を伝える最も有効なルートの一つであると称するに足る。
2. 中国伝統文化の代表的記号として、太極拳はその他の国によって『先に登録』される危険がある。太

極拳が国連の人類無形文化遺産代表名簿に登録されず、国際的な無形文化遺産保護の権威ある機関に認められていないことで、太極拳のより一層の宣伝、普及に諸々の不利な影響がもたらされている。

3. 太極拳の無形文化遺産申請を加速することは、より一層太極拳の文化資源をまとめ、まとまった力を形成し、この民族の貴重な遺産の伝承と高揚を推進するのに有利である。太極拳をして人類文明により大きな貢献をさせると同時に、焦作市の太極拳関連文化産業の発展に契機も提供することができ、無形文化遺産種目の開発利用を焦作市の経済発展方式の転換を推進する重要措置とし、現地の社会経済の発展を推進し、文化遺産の保護と利用面の二つの勝利を実現できる。

(5) 「太極拳論」などの日本語訳は 銭育才著『太極拳理論の要諦』（2000年12月）福昌堂等の書籍、インターネット上でも多数みられるが、ネット事典としての性格上より多くの人が目にとると考え、当面、「ウィキペディア」にアップされたものを利用する。筆者自身は現在、中国・香港・台湾などで出版された解釈本を検証中であり、その検証が済み次第、文言の解釈を含めて、試訳したいと考えている。

(6) 台湾の太極拳については、筆者は『太極拳のメディア性の研究』という研究テーマで2016年8月7日から9月5日までの間、台湾の台北、台南、台中の三地点の公園を中心に、住民の公園利用、その中でも太極拳の伝播状況を調査した。特に台北では大安森林公園、台南では台南公園、台中では台中公園を基礎的調査対象に設定した。その初歩的結果は住民の利用について三つの公園それぞれ特徴があった。太極拳については個人で練拳している者を除き、グループでは大安森林公園に台北市陳家太極拳協会、台南公園に「秘伝楊式太極拳」グループがあり、組織的な活動を行っていた。台中公園にはグループによる組織的活動は見られなかった。」とする次の報告書を日本大学法学部に提出している。

1. 台湾の公園における太極拳

(1) 台北

台北市陳家太極拳協会が杜毓澤によって継承された陳式太極拳を練拳。杜毓澤の陳式套路以外に、37式太極拳（鄭子太極拳）を練拳。指導者によると、同会は中華民国太極拳総会に属していたが、民国103年に大安森林公園で教えるようになった。日時は月曜日から金曜日まで6時から8時頃まで。会員は20名。予備運動、杜毓澤の陳式套路以外に、簡化24式、37式太極拳（鄭子太極拳）、剣、推手などを選択して教授している。

同協会は中華民国政府が1949年に台北に遷都するとともに、大陸から伝えられた杜毓澤の陳式套路（杜毓澤→涂宗仁→游金地）を中心にしているが、分断後、兩岸の交流が開始された後に中国から伝えられた簡化24式も教えている。いわゆる「規定套路」であるから、受容したものと考えられる。

このほか、同公園では太極拳グループは10余人の小集団がいくつかあり、簡化24式鄭子37式、陳式などを練っていた。

大安森林公園では旗を立てたり、横断幕を掲げて活動するグループは少なく、筆者が調査した5日間では「上班族元極舞休閒活動」（通勤族元極の舞余暇活動）のグループが「教育部体育署」の旗も掲げながら40余人が指導者のもと「元極の舞」を舞っていた。こうした「健康体操」、気功の類のグループはほかにも多数あったが、時間が限られておりインタビューできず、詳細は不明である。

また、同公園にはジョギング、ウォーキング、「外労」（外国人労働者）に付き添われた老人も多かった。前二者を定点観測（8月14日6時）したところ一分間に30人あった。

国父記念館（中山公園）、記念館周囲東西に4グループ。その中で、記念館西側の楊式81式太極拳を練るグループは台北市太極武藝協会という団体で、孫詔九が1972年2月（民国61年2月）設立、毎朝6時30分から8時30分頃まで練拳、会費として年500元。およそ40名が練拳。ほかに、同じく西側に、鄭氏太極拳を練る10名前後のグループがある。一方、東側には80名を超える女性を中心とした「太極拳」グループがあるが、太極拳を学びやすくした太極拳体操？を舞っていた。また、「中国気功五行八歩」という旗を掲げて気功を練る20名前後のグループもあった。さらに、数人、または一人で陳式太極拳や武器を練る人たちがあった。

「二二八記念平和公園」では一人で形意拳や太極拳を練る老人はいたが、集団で練拳しているグループは見られなかった。青年公園、孔子廟・保安宮も同様であった。

(2) 台南

台南公園では活動しているグループがそれぞれ横断幕を掲げていたので、いかなるグループがこの公園を利用しているのか一目瞭然であった。

王延年から継承した「秘伝楊式」王栄山（80余歳）グループは「台南市楊家秘伝太極拳協会」という横断幕を掲げており、そこで学ぶ住民はいくつかのグループに分けられ50余名が活動していた（8月23日6時-7時）。

そのほか、台南公園では下記のグループが横断幕を掲げて活動していた。

全民免費氣功 楊式太極拳八段錦五禽戲 國際太極氣功十八式 余雪鴻丹道氣功
生物能醫學氣功健身運動十七法 太極氣功十八式 道家氣功仙學派 活血功
余雪鴻丹道氣功 八卦內功 法輪大法好 香功 菩提禪修

上掲のグループ名から見ると、「気功」が主流を占めていると言えよう。

また、ここでもジョギング、ウォーキングをする者が多く、定点観測（8月18日6時）の結果、一分間に15名あつた。

台南公園以外、体育公園、孔子廟、赤崁楼、安平小砲台、古堡、延平郡王祠、成功大学などでは個人で太極拳を練る人はいても、グループは確認できなかった。

(3) 台中

前述したように、台中公園では太極拳を学ぶグループによる組織的活動は見られなかった。住民の活動は、「生物能医学気功健身運動十七法」（李承恩博士創編指導）のグループが横断幕を掲げていて最大規模でおよそ50余名が指導者に従って練功していた（8月23日6時）。その他、10余名のグループがいくつかあり健康体操を行っていた。その中には、台南公園にあった八卦掌などのグループ（菩提禪修）とみられる数人の団体もあった。ここでも、ジョギング、ウォーキングをする人は多く、定点観測（8月24日6時）の結果、一分間に15名あつた。隣接する小学校のグラウンドでは一分間に20名あつた（8月25日6時）。

なお、孔子廟、忠烈祠、老樹公園、国家歌劇院、秋紅谷公園などに太極拳グループはなかった。

2. 中華民国太極拳總會

台湾において内政部によって認められた組織が中華民国太極拳總會であり、台湾における太極拳運動の中核ともいえる。

(1) 設立経緯

1946年、上海の致柔拳社陳微明の弟子謝鏡湖と周敏益が上海から台湾に戻り、新竹で太極拳を教授した。その後、1948年には陳微明が直接台湾に来て指導と演武を行い、太極拳発展の基礎を築いた。1949年、戚靜之、王延年、施丞志らが台北の新公園、圓山などで太極拳を教授した。1950年は台湾において太極拳の種が播かれた時期であり、次の各氏が台湾全土で太極拳を教授した。

鄭曼青、郭連蔭、張詳三、潘詠周、盧鴻賓、居浩、孫慶堂、常東昇、陳泮嶺、高芳先、王鶴林、杜毓澤、傅淑雲、李元智、朱玖瑩、倪清和、彭其樸、杜鍵堂、熊養和

1956年には鄭曼青、梁寒操、韓振声らは共同で「中美經濟文化協會太極拳委員會」を設立、台南では徐積成が「中美經濟文化協會太極拳委員會台南市支会」をつくった。1960年になると、鄭曼青は台北で「中国太極拳俱樂部」も設立した。

1966年、「中美經濟文化協會太極拳委員會」主任委員の韓振声は全国規模の太極拳組織創立を呼び掛け、「中国太極拳學術研究会」と命名した。1975年、中華民国体育協進会のスポーツ団体会員に加入するため、「中華民国太極拳協會」という名前に変更し、内政部に登録、1993年の中華民国体育協進会の改組に伴い、「中華民国太極拳總會」と名称を変更し、内政部に承認を受け、今日に至っている。

(2) 任務

中華民国太極拳總會の「任務」は下記の9項目とされている。

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① コーチ、審判の講習会を行う。 | ② 国内・国際競技会を開催する。 |
| ③ 太極会報など各種出版物を発行する。 | ④ 教材を編集する。 |
| ⑤ 法規を研修し、競技規則を制定する。 | ⑥ 两岸交流と學術座談会を行う。 |
| ⑦ 全民運動を推進する。 | ⑧ 組織を發展させる。 |
| ⑨ 優秀な選手を育成する。 | |

(3) 会員

中華民国太極拳總會は目下、104の協、分、支会によって構成されている。下記はその一部である。

台北市楊家秘傳太極拳協會 高雄市太極拳協會 台北市鄭子太極拳協會
 台北市太極武藝協會 台北市木柵陳氏太極拳協會 台北市中華石泉師太極拳協會
 中華民國玄牝太極健康導引學會 中華李派太極拳研究會 易簡太極拳台北市分會
 南海太極學苑 松竹梅養生太極拳分會 台北市藝術太極養生學會
 台北市薪傳鄭子太極拳協會 臺北市圓山楊祕太極拳推手協會
 中華陳長興太極拳研究發展協會 台北市榮華太極拳協會 六藝拳社
 中華十三式氣功太極拳研究會 臺北市華佗五禽之戲養身運動協會
 臺北市體育總會太極拳協會 台北市鄭子太極拳學會 台北市華佗五禽之戲太極拳協會

臺灣楊家秘傳太極拳協會 中華楊家老架太極武藝協會 台北市陳家太極武術協會

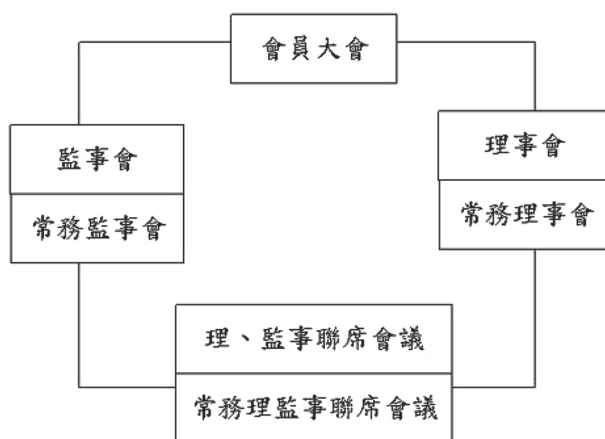
(4) 国際的活動

同総会は国際的には、米国、英国、日本、ドイツ、ブラジル、スウェーデン、ベルギー、スペイン、ドミニカ、シンガポール、マレーシアの関係組織とともに1979年に「太極拳国際聯盟總會 Tai Chi Chuan World Federation」を設立、1980年に台北市で設立大会を開催した。その後、同総会は1990年、内政部に「台(79)内社字第803958號函」で登録成立が認められた。その後、韓国、香港マカオ、アルゼンチン、オランダ、スイス、イタリア、チリ、オーストラリア、ニュージーランド、タイ、ブルネイなどの国と地域が加入し、2003年までに下記の団体を含む47の外国の組織が加盟している。

南非武藝協會 馬來西亞擁年太極拳學會 新加坡太極促進會 日本宮崎縣武術太極拳
 法國中華文化心道協會 美國三丰太極武術 美國陳至誠太極拳學院 清美太極拳
 美國麻州芳太極氣功協會 墨爾本鄭子太極拳研究會 太極拳格燐術拳武會日本總本部
 馬來西亞柔佛州太極健身總會 世界聯盟美花中華武術名古屋支部 日本圓華會

(5) 中華民國太極拳總會組織図

中華民國太極拳總會組織系統表



- | | |
|---------|----------|
| 選訓委員會 | 財務委員會 |
| 評鑑委員會 | 編輯委員會 |
| 法紀委員會 | 會籍管理委員會 |
| 學術研究委員會 | 北訓中心 |
| 公關文宣委員會 | 中訊中心 |
| 教練委員會 | 南訓中心 |
| 賽務委員會 | 秘書處 |
| 裁判委員會 | 127個協分支會 |
| 推手研究委員會 | |

3. 武術情報のプラットフォームとしての「武術書館」

台北市重慶南路のビルに「武術書館」があり、武術関係の書籍を専門に扱っている。その店主は武術を研究し修士号をとるなど武術に造詣が深く、書店内で武術の指導さえしている。この書館はただ単に書籍を取り扱う書店ではなく台湾における太極拳を含めた武術情報のプラットフォームと言える。同書館は台湾の研究書（1949年以前に大陸で出版された書籍も含む）はもとより、中華人民共和国で出版された書籍も扱っている。さらに、特徴的なものはさまざまな理由で大陸では出版できない内容の書籍を版權を得て自ら出版していることである。こうした書店の存在は太極拳研究の中国と台湾の懸け橋になり、台湾において中台文化の武術領域における融合を促していくであろう。

4. 「土城林」功夫褲

新北市に店を構える「土城林」は太極拳愛好者に安価で「功夫褲」（ズボン）、上着、靴などを通販と店舗（工場兼ねる）を通じて提供している。店主自身、太極拳をしながら、改良し、自社工場で製作しているので安く売れるということで、彼曰く「薄利多売」でやっているとのことであった。公園で太極拳やその他の気功、健康体操などを行っている者はジャージではなく、ほぼ「功夫褲」あるいは「灯笼褲」と言われるゆったりした「ズボン」を着用している。同社はネット通販でそれを190円で販売している。この価格は最も安い価格で他の通販では安くても290円である。もちろん材質などによって価格に違いは出ることは当然であるが、庶民にとってはありがたい価格と言える。ただ、公園で練拳している者がどの程度同社の「功夫褲」を着用しているかは調査のしようはないが、同社製の上着は「目につく」ので、それと同程度着用されているのではないかと想像できる。

5. 小結

太極拳は中国大陸で生まれたものである。発祥の地を中核とすれば、他は外縁ということになる。その意味で言えば、河南省陳家溝が中核で、それ以外の大陸各地も外縁と言えるであろう。中国伝統文化のメディアとして太極拳を考えると、日本の敗戦とともに、台湾は1945年に中華民国政府の統治下に入ったことで、それが1949年10月に大陸に中華人民共和国が成立したことと関係なく、中国文化の中にあると言える。今回、課題としたのは中華人民共和国とは異なる政治社会体制にある台湾において、特に兩岸の交流開始後、太極拳がいかに受容されているのかを公園の利用を中心に調査することとであった。もとより、太極拳は地域が継承するものではなく、人が継承するものである。陳家溝の陳発科、陳照奎が同地を離れ中国各地で太極拳を教え、各地に陳式太極拳の名手が育ったことはその典型的事例である。台湾においても伝統太極拳が継承されている。それは杜毓澤、陳津嶺、王延年、王子和などの伝統太極拳継承者が台湾にそれぞれの太極拳を根付かせたからである。その意味で、太極拳の「中核」は各地に散在しているとも言えよう。しかし、それが人を介しているものである以上、永遠不変ではなく、人と共に「中核」も変わっていくのであり、もしその人が亡くなったとすると、「中核」も消滅することにもつながる。その意味で、「場」が重要になるであろう。公園という公共の「場」は中華圏においてこれまでその「場」を提供してきたが、中国では「封建的」とされた「拜師」の復活とともに、かつてあった「道場」方式も復活しつつあり、伝統太極拳と健康太極拳の棲み分けが進んでいる。メディアとしての太極拳は中台の歴史的経緯に係わらず、今後は伝統太極拳と健康太極拳の棲み分けが進展するものと考えられるが、共時的には太極拳はそれが伝統太極拳であろうが、健康太極拳であろう

が、人々を結び付けるメディアとしての機能を発揮していくであろう。

台湾においては「武壇」に象徴されるように、かつての中央国術館方式が継承されてきたと同時に、公園という「場」もその場を提供してきた。そして、公的組織としての中華民国太極拳総会、太極拳研究のプラットフォームとなる書店、さらに太極拳の服等を安価に提供する店舗の存在など台湾における太極拳を支える環境は整っていると言える。しかし、通時的に見た場合、「中核」となったものが、また「外縁」になる可能性も常にあるので、伝統を継承する人の育成を忘れてはならないであろう。

- (7) 楊名時太極拳の「誕生」については、蒲生諒太「健康太極拳の誕生. 一楊名時とその太極拳普及初期に関する歴史研究—」養生学研究 11 (1) : 1 - 21, 2017. 1. が参考になる。なお、筆者は、当時の狭隘な日本人の太極拳観（中国の制定太極拳だけを正統と見なす）が楊名時の排除につながったものと考えている。もちろん、楊も中国の24式簡化太極拳とは趣の異なる彼の太極拳が淘汰されるのではないかという危機感を持ったであろうことは想像に難くない。また、楊が国民党系の「東京中華学校」の校長であったことから、そこには政治的立場の微妙な相違もあったのではないかと想像する。蒲生諒太氏のさらなる検証を待ちたい。
- (8) 筆者は太極拳の政治利用について拙稿「新疆ウイグル自治区における太極拳」(『新疆(東トルキスタン)研究論集』pp.280-282)の「余談」の中で触れたことがある。少数民族地域における太極拳普及の一端も理解できると思われるので、その一文を下掲する。

新疆ウイグル自治区における太極拳

新華網河南チャンネルが2007年1月12日、新疆日報の報道として伝えた「太極拳運動が新疆で普及しつつある」という記事が目にとまった。もとより、新疆ウイグル自治区における「文明の衝突」に関心のある筆者は中国文化の幾多の情報を含む太極拳が同自治区にどのように受容されているのか興味をもってこの記事を読んだ。その記事によると、「近年、新疆の太極拳運動は発展が速く、新疆太極拳協会はホータンを除く全新疆の各地州にそれぞれ独立した分会機構をもち、全新疆の会員は4万人余りに達し、ウルムチだけでも会員が1万人余り、140のステーションがある」ということである。また、同記事は新疆太極拳協会が1989年に設立されたことや、陳家溝太極拳館新疆分館ができ200人余りがそれに登録していることなども紹介している。

1. 新疆太極拳協会

「企業目録」(<http://area.wwwinfo.cn/com31info113833.html>)に登録された同協会は名称を新疆ウイグル自治区太極拳協会とし、住所はウルムチの紅山路24号、登録日時は1990年11月18日とされ、登録資金が3万円で、職員数11人、法人として汪兵を代表とし、社会団体として学術交流、人材育成、競技会主催、情報提供、コンサルタントサービス、刊行物出版、太極拳(木蘭拳を含む)活動を展開するとしている。汪兵会長によると、同会は毎年一回春に指導者講習会を開催しており、2006年6月には「天山の夏太極拳招待試合」も開催している。また、同協会は自強武学研習会を組織し、「天山派」武術の創設にも尽力している。

2. 陳家溝太極拳新疆分館

2005年9月18日、陳家溝太極拳新疆分館が正式に設立された。紅山体育館に設置された新疆分会は陳家溝の陳式太極拳を普及させるために作られた。陳家溝の陳正雷が2004年に新疆に来て陳式太極拳を教えたことから、同分会の設置に至った。館長には陳氏第21世、陳氏太極拳第12代継承者陳全勝が就き、指導に当たっている。同分会は2006年に、新疆大学、新疆医科大学、新疆高等警官学校、新疆科信学院などの大学に前後して太極拳課程を設置した。そして、2007年8月には、陳正雷が新疆陳氏太極拳研究会会長任建品と陳家溝太極拳新疆分館館長陳全勝にそれぞれ新疆陳氏太極拳研究会と新疆太極拳協会陳正雷太極文化研究会のボードを授け、紅山体育館に掲げられたこの二つの会は「新疆の陳氏太極拳愛好者と中心的勢力が陳式太極拳を普及、宣伝し、優れた太極文化を継承するために、設立した民間組織であり、会員には老壯青の異なる年齢と高所得階層から賃金階層までの愛好者を含み、彼らの隊列は日ごとに壮大になっている」(<http://www.xjstjq.com/Article/ShowArticle.asp?ArticleID=486>)とされている。そして、陳式太極拳を学ぶものは北疆で2000人近くになっている(<http://www.taijicn.net/viewarticle.php?id=3058>)。ウイグル族の多い南疆について触れていないのは、陳式太極拳人口が漢族の多い北疆に偏在していることの現われである。

3. 楊式太極拳の普及

2007年7月24日、楊式太極拳第5代継承者趙幼斌が新疆ウイグル自治区イリ州太極拳協会の招きで、一週間の「楊式伝統太極拳育成班」を主宰するため、西安からイーニン（グルジア）に入った。これより先、趙は2005年春に新疆太極拳協会の招きでウルムチにおいて10日間の「楊氏太極剣」学習班を開いている。また、趙は2006年には「天山の夏太極拳招待試合」にも招かれて大会仲裁委員会メンバーとなっており、新疆との関係は深い。今回、イーニンで60名の受講者に楊式伝統太極拳を教授した後、趙は8月2日ウルムチに向かい、3日の「新疆太極拳協会陳、楊式太極拳高級育成班」の開会式に出席すると同時に、楊式太極拳研究会に招かれて同地で太極拳を教授した。また、7日には2007「華夏銀行杯」新疆太極拳（陳式、楊式）交流大会にも出席した。そして、8日に新疆を離れ西安に帰った（「趙幼斌老師太極行」博武国際武術網 2007.9.28）。このように、楊式太極拳も新疆で普及しつつあることが分かる。

4. ウイグル族と太極拳

カシュガル第2中学教師であった66歳のホディボディウズルは中国語と太極拳を生涯教えてきた。今もカシュガルで太極拳を教える主要教練である。彼の家庭は割りと早く中華民族の主流社会に入ったウイグル人の家であり、長兄は黄浦軍校に入り抗日戦争に参加し、国民党の将軍となり、台湾に行っている（<http://lotour.com> 2007.9.27）。こうしたウイグル人は多くはないであろう。特に、漢族の妻を持っているということから、彼がムスリムではない可能性がある。その彼の教えてきた太極拳が何式かの紹介はないが、太極拳を愛好しているウイグル人の一人であることには違いない。

一方、アリムジャンというウイグル人の青年も太極拳愛好家の一人である。愛好家というよりはむしろ選手とも言える彼は2006年の「天山の夏太極拳招待試合」で2種目に銀メダルを獲得している。彼は小さいころから武術が好きであり、武術を教えるVCDを買えなかったので、動きの多いVCDを買って動きを真似していた。1996年夏、中等専門学校で学んでいた彼は広場でジョギングしていた時、そ

ここで太極拳を練習している人々にひきつけられた。その老人たちとともに学びたいと思ったが、人から笑われるのではないかとあきらめた。なぜなら、当時、彼は、太極拳は老人の運動であり、漢族だけが太極拳を練習するものであるから、と見ていたからである。しかし、2005年4月のある朝、広場にジョギングで行った彼はある老人のすばらしい太極拳に魅了された。その老人は「国際武術師」という資格を持つ李新華であり、彼はその李について太極拳を学び、競技会でもよい成績を取めた (<http://www.taijicn.net/viewarticle.php?id=3623>)。このアリムジャンのようなウイグル人も多くはないであろう。

以上名の拳がったホディボディウルズやアリムジャンが太極拳の理論をどの程度理解しているか不明であるが、ウイグル人のなかで少なくとも二人は太極拳を学んでいるということである。

5. 龍形太極拳と李新華

アリムジャンが李新華から学んだ太極拳は龍形太極拳と呼ばれる李自身が創始した太極拳と思われる。この龍形太極拳で中国龍形太極門新疆分会の選手たちは2008年3月上旬香港で開催された武術大会で金メダル20、銀メダル12、銅メダル4の好成績を挙げてウルムチに凱旋している (<http://sports.xjl68.cn/NnewsList.php?id=35694>)。

この龍形太極拳は、李新華が1998年から「科学化、系統化、標準化」に着手し完成させた拳種であり、「散打、摔跤、擒打および太極拳」を一体化し、「練功」と「用功」を結びつけたもので、50年にわたる李の武術経歴の集大成とも言えるものであり、2005年5月新疆に来て教え始めた。

龍形太極拳創始者李新華は南京人であり、6歳から武術を学び始め、13歳で陳式太極拳を陳照奎に学んだとされている。その後、形意拳、八卦掌を学び、80年代から90年代にかけて、楊式、陳式などの名家に学んだ。李は現在、国際武術審判などを勤めており、彼に学んだ者は一万人近くに達している (<http://zgtjl.blog.sohu.com/76618169.html>)。

もとより、夏暑く冬寒いという新疆ウイグル自治区での太極拳の普及は気候的に不利である。そして、文化的には漢族の多く住む北疆での太極拳の普及は難しくないであろうが、南疆というウイグル人の地では中国文化のメディアであるその浸透は決して容易ではないであろう。

余談になるが、陳家溝太極拳新疆分会の設立が日本の中国侵略の象徴である「9.18」事変という「国恥日」を忘れないようにと9月18日を選んだ(設立者談)ことに大変違和感を感じる。中国において、太極拳が老人だけのものとして、余り関心が向けられなかった時代、いち早く日本人が太極拳を学びだし、競技会を開いたり、中国の多くの太極拳の先達(陳正雷を含む)を招き、伝統拳さえ積極的に吸収してきた。「新疆太極拳彩雲」という紀行文を書いた徐才は其中で周恩来が日本の賓客にあった際、太極拳に触れ次のように語ったことを紹介している。「太極拳は中国の一種の優れた伝統文化であり、内実は大変豊富であり、太極拳を学び練習することは一つのすばらしい健身活動であり、体を強く健康にできるし、自己を守れるし、また情操を陶冶できもし、一種の美の享受である」(<http://www3.100md.com/serch/paper/detailnewsb.asp?info=11434037>)。さらには、鄧小平に「太極拳好」という題字をしたためてもらったのも日本人であり、日本における太極拳人口は中国語圏を除き世界最多であり、中国における太極拳復興の契機を提供したのが日本の多くの太極拳愛好者であったといっても過言でない歴史的経緯を考え

た時、日本と中国を結ぶ絆の一つとしての太極拳に対する政治化は、中国において無形文化財と指定された太極拳に対する冒涇でもあろう。30年近く太極拳を愛好してきた筆者は、太極拳は人と人とのコミュニケーションを媒介するメディアであり、もとより中国の文化財であると同時に、人類に対する中国文化の寄与であり、世界各国の人々の共有する宝であると考えている。来日した温家宝首相が市民の中に入って太極拳を行った政治的パフォーマンスには微笑ましいものがあるが、太極拳を通じて「愛国主義」教育を行うかのような政治化は太極拳の本来の価値を知らない者の所作であると言わざるを得ない。

参考文献

陈鼓应赵建伟 注译 周易今注今译 2005年11月 商务印书馆

谢华编著 黄帝内经白话释译 2000年10月 中医古籍出版社

清・張伯行 太極圖詳解 1990年5月 學苑出版社

陈爱平译注 阴阳家语录 2008年8月 重庆出版集团重庆出版社

太极拳全书（修订本） 1995年1月1日 人民体育出版社

王宗岳（作者），沈寿（译者），太极拳谱（修订本） 1995年1月1日 人民体育出版社

郭福厚 太极拳秘诀评解与太极拳剑 1993年6月 天津科学技术出版社

李亦畬（作者），二水居士（译者） 王宗岳太极拳论 2016年4月1日 北京科学技术出版社

武冬 太极拳普及套路全书 1999年4月 北京体育大学出版社

武冬 太极拳竞赛套路全书 1999年3月 北京体育大学出版社

中国武术段位制系列教程

国家体育总局武术研究院（编者） 吴式太极拳（附DVD光盘1张） 2009年9月1日 高等教育出版社

国家体育总局武术研究院（编者） 陈式太极拳（附DVD光盘1张） 2009年9月1日 高等教育出版社

国家体育总局武术研究院（编者） 杨式太极拳（附DVD光盘1张） 2009年9月1日 高等教育出版社

国家体育总局武术研究院（编者） 武式太极拳（附DVD光盘1张） 2009年9月1日 高等教育出版社

国家体育总局武术研究院（编者） 孙式太极拳（附DVD光盘1张） 2009年9月1日 高等教育出版社

国家体育总局武术研究院（编者） 和式太极拳（附DVD光盘1张） 2009年9月1日 高等教育出版社

2014 国际太极拳竞赛规则. International Taijiquan Championships. Rules and Regulations. (套路竞赛规则选编). (Routine Championships Regulations Excerpt).

国家体育总局武术运动管理中心 中国武术协会 国家体育总局武术研究院 中国武术段位制 2018 修订本 2018.11 <https://max.book118.com/html/2>

国家体育总局武术运动管理中心 中国武术协会 国家体育总局武术研究院 中国武术段位制手册 2011.10 <http://ishare.iask.sina.com.cn/f/66983292.html>

余功保（作者，编者） 精选太极拳辞典 1999年1月1日 人民体育出版社

余功保（作者，编者） 中国太极拳词典 2006年1月 人民体育出版社

余功保（作者，编者） 中国太极拳大百科 2011年11月 人民体育出版社

中国武术百科全书编撰委员会编 中国武术百科全书 1998年10月 中国大百科全书出版社

中国武术大辞典编辑委员会编 中国武术大辞典 1990年9月 人民体育出版社

杨丽主编 太极拳辞典 2004年6月 北京体育大学出版社

山本賢二 太極拳研究（1）—陳式太極拳について— 1994年2月 国際関係学部研究年報第15集 pp.65-80

山本賢二 太極拳研究（2）—楊式太極拳について— 1995年2月 国際関係学部研究年報第16集 pp.81-97

山本賢二 太極拳研究（3）—呉式太極拳について— 1996年2月 国際関係学部研究年報第17集 pp.139-150

山本賢二 太極拳研究（4）—孫式太極拳について— 1997年2月 国際関係学部研究年報第18集 pp.139-150

山本賢二 太極拳研究（5）—武式太極拳について— 1998年2月 国際関係学部研究年報第19集 pp.47-52

山本賢二 太極拳研究（6）—趙堡太極拳について— 1999年2月 国際関係学部研究年報第20集 pp.57-67

山本賢二 太極拳研究（7）—総合太極拳について— 2000年2月 国際関係学部研究年報第21集 pp.59-67

山本賢二 太極拳研究（8）—太極五星椎について— 2001年2月 国際関係学部研究年報第22集 pp.71-79

山本賢二 太極拳研究（9）—忽雷太極拳について— 2002年2月 国際関係学部研究年報第23集 pp.65-76

山本賢二 太極拳研究（10）—常式太極拳（全佑老架太極拳）について— 2003年2月 国際関係学部研究年報第24集 pp.103-125

山本賢二 太極拳研究（11）—伝統太極拳簡化十三式について— 2004年2月 国際関係学部研究年報第25集 pp.97-106

山本賢二 太極拳の歴史と発展 2009年3月5日 現代中国事情第24号 pp.160-185

内田 樹『増補版 街場の中国論』
(株)ミシマ社 2011年初版)

柴田 秀一*

「はじめに」

2019年前半の海外ニュースは中国を巡る問題に明け暮れた。アメリカとの貿易摩擦と関税を上げていく掛け合いは「チキンレース」と言われた。特に中国のファーウェイ（華為技術）に対するアメリカの強硬措置はカナダを巻き込んだ問題となった。史上初の首脳会談から進展がなかった米朝関係も、間に中国が入り、中朝会談をし、G20の後、アメリカ・トランプ大統領、北朝鮮・金正恩、両首脳がともかくもパンムンジョム（板門店）で会った。

そんな中国のニュースが多数駆け巡るなか、少し古い出版ではあるが「街場の中国論」を手を取るきっかけとなったのは、香港のデモであった。「逃亡犯条例」廃案を目指し3月から始まった香港の市民デモは、この稿を書いている7月時点でまだ続いている。香港行政長官自身は混乱の責任を取って辞意を固めたが、中国政府は辞任を許さないというのがメディアの見方だ。香港はイギリスから中国へ返還され今年で22年。そもそも香港は、中国とイギリスとの戦争、イギリスが身を亡ぼす物を中国に売りつけておいて国を亡ぼすひどいことをした「アヘン戦争」（第1次1840～42年・第2次1856～60年/アロー号戦争）でイギリス領（一部に99年租借地域）となった。

本書の「もし、アヘン戦争がなかったら」という章が目をついたからである。

【本書の構成】

I 街場の中国論

- 第一章 尖閣諸島・半日デモ・中華思想
- 第二章 中国がうしないつつあるもの
- 第三章 向きで、日本で何か問題でも？

II 町場の中国論 講義編

- 第1講 チャイナ・リスクー誰が十三億人を統治できるのか？
- 第2講 中国の「脱亜入欧」
- 第3講 中華思想 — ナショナリズムではない自民族中心主義
- 第4講 もしアヘン戦争がなかったら — 日中の近代化比較
- 第5講 文化大革命 — 無責任な言説を思い出す
- 第6講 東西の文化交流 — ファンタジーがもたらしたもの
- 第7講 中国の環境問題 — このままなら破局？

*しばた しゅういち 日本大学法学部新聞学科 教授

第8講 台湾 — 重要な外交カードなのに…

第9講 中国の愛国教育 — やっぱり記憶にない

第10講 留日学生に見る愛国ナショナリズム — 人類館問題をめぐって

「講義録と加筆の新版」

著者、内田 樹氏は、「街場の…」と題する本を15冊以上書いている。本書は、「街場」シリーズでは初期の2007年に大学院の講義録の形で出版したものの（Ⅱ街場の中国論講義編）に、4年を経過して新たに「Ⅰ 街場の中国論」3つの章を加筆した形になっている。ちょうど尖閣諸島問題で中国船が多数押し寄せた時期で、ヘイトスピーチも行われた時であるのでそういう内容になっている。

講義録の方は口語なので読みやすく分かりやすい。大学院の講義だが、まさに「街場」という題にふさわしい親しみ易さだ。

しかし、氏の大学の研究はフランス現代思想である。曰く、「全員が中国問題の素人で、みんなでああでもないこうでもない素人考えの床屋政談で、専門家のバイアスを超えた画期的な中国論を展開しよう」というものだそうだ。とはいえ、中国のことは専門家にお知り合いがいらして、よくお聞きになっていることと、日ごろからよく調べていらっしゃるのは分かる内容だ。小職など及びもつかない。

「私は中国の専門家ではないので、知識の量は平均的な日本人の標準からそれほど外れていないだろう」とおっしゃり、では、この本はどのような読者を対象にするかといえば、「他国の国際戦略や国民性についてあまり大きな間違いをしないで考察する方法とは、どういうものだろう」と思っている読者がいたら、そういう人たちにとってそれなりに有用ではないか」と述べていらっしゃる。

新版で新しく足された第二章の中に「北京オリンピックに思うこと」という文章がある。2008年開催の北京オリンピック直前の状況について、友人のビジネスマンの言葉を借りて「中国人が北京オリンピックで失うものは、日本人が東京オリンピックで失ったものの十倍規模になるだろう」と言わしめている。氏も実感としてそれに近い。そういう時は、形として失うものより形のないものを失う。中国の場合失ったものは、「貧しさと付き合う知恵」と指摘する。当時オリンピック競技場や周辺道路の整備で、中国古来の街並みであるフートン（胡同）が壊されるのをビデオで何度か見た。これは形が失われていくが、フートンの暮らしの知恵もまた、失われていくのではないか。

この後2010年のGDPで中国は日本を抜いて世界第2位になる。豊かになった人たちは日本に来て爆買いをした。高級電気釜が飛ぶように売れた。日本は潤ったが、あの爆買い「モノ消費」は、今は影を潜め、今度は日本の自然に親しみ、文化に触れる「コト消費」になっているというが、人民元と円の為替関係でも（元が安くなれば）そうならざるを得ないのだろう。

また、中国を見るときに、日本のメディアで語られる嫌中国論では、日本の様に民主的でない、安定していない、環境保全がない…と日本と比べて論で語られるのを、氏は「そんなこと言っても仕方がない。違う国なんだから。どんな国になるか予測もつかない国なのだから。」この本では底流に「中国はどのような風に苦しんでいるのか」というテーマをもって、無数のリスクファクターを抱えこんだ、前代未聞の巨大国家の統治に中国人はどんな風に苦しみ、ガバナンスの維持のために

相違工夫を凝らしているのか、それを知りたいと思ったという。

「もしアヘン戦争がなかったら」～「文化大革命」

首相が靖国神社を参拝したり（昨今はない）、歴史問題で自国の過去を正当化する意見が出ると、友好関係にひびが入る。これは仕方がないことかもしれないが、何で、何度も、何度もそういうことが起きるのか、何故、政治家の発言や行動で、第二次大戦前のような軍国主義はそう単純に起こり得るものではないのにと、日本人は思うし、小職もそう簡単には起きないと思っているが、何故中国の人たちは絶対にそれを許さないのか。

それが「中国人のトラウマ」という題の「第5講 文化大革命」に出てくる。

氏は、フロイトのトラウマを説明、絶えず「そこ」に引き戻される経験で、悲惨な体験が「トラウマ」であるとしたら、反対に、ある「成功」体験が絶えず人を「そこ」に引き戻すということがあるという。

上手くいったという体験が、トラブルが起きるたびに、あの時「これでうまくいった」という経験を機械的に呼び戻してしまうというのだ。中国の場合、近代ではそうした成功体験がほとんどなく清朝後期から第二次大戦までの100年近くでは、唯一あるのは、1937年抗日統一戦線結成から中華人民共和国建国、朝鮮戦争に勝利する1955年迄の期間という。中国国民が過剰とも思える激しい軍国主義への反応を示すのは、「抗日民族戦線の結成による日本に対する勝利という原点に国民的な規模で立ち戻るといふ、ある種の心理劇を演じるということ、過去100年で抗日戦線だけが唯一の国民的統合の記憶なのだといふ。だから、「国民的統合に危機的兆候が見えたり、体制の矛盾が露呈したり、投資指導部の力が落ちたり」したら、要人たちはとりあえず『抗日統一戦線』の記憶を掻き立てようとする」のは心理的には自然なことである。

と、説明されると。なるほど腑に落ちる。

そして、その100年は、アヘン戦争から数えてほぼ100年間つまり、「もしアヘン戦争がなかったら」という項にひかれて読みだした本書は、そこに近代中国の翻弄された歴史の原点がある訳である。ただ、「アヘン戦争」がなかったら日清戦争、第一次大戦、第二次大戦がなかったとも言えず、または中華人民共和国は成立しただろうか、少なくとも香港は割譲されないだろうが、…

今年、天安門事件30年、初めに書いたように、香港は返還22年だが、行政庁と市民の対立が深まっている。その決着がどう着くかによって本国中国の指導体制にも影を落とす。おりしも更に、中国の経済成長率が、統計を取り始めた1992年以来最も低い数値(6.2%)となったというニュースが入ってきた。米中貿易問題の影響かと今年後半の不安材料でもある。

著者紹介

内田 樹 (うちだ たつる)

1950年東京生まれ 東京大学文学部仏文科卒、東京都立大学大学院博士課程中退、神戸女学院大学文学部教授から2011年4月同大名誉教授で現在に至る。専門はフランス現代思想、武道論、教育論、映画論など。著書は多数、「街場」シリーズ以外に「私家版・ユダヤ文化論」(第6回小林秀雄賞受賞)、「日本辺境論」(2010年新書大賞受賞)、伊丹十三が才能を発揮

した分野において、優秀な実績をあげた人に贈る「伊丹十三賞」第3回受賞。神戸市で武道と哲学のための学塾「凱風館」を主宰。

ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 4 月 1 日施行
 平成 22 年 8 月 1 日改正
 平成 24 年 7 月 19 日改正
 平成 25 年 6 月 20 日改正

○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員，非常勤教員および新聞学研究所所員，新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し，研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは，未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
 - ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨，主張の一貫性と明証性 ③一定の知見，結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは，未公刊の論文で，現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは，未公刊で，明確な結論には至っていないが論文としての要件 1 - ①，1 - ②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは，現地調査，計量調査，面接調査等の調査によって得られた資料，記録，知見を含んだ内容のものをいう。

○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は，未公刊であり，研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて，研究所が許可したものとする。ただし，研究所の依頼により書かれた論文等は，査読を省略することができる。

○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に，日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
 - ① 原則として，Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで，16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし，研究所が承認した場合にはその限りではない。
 - ② 写真，図表等は，本文原稿の中に組み込むこと。ただし，メールでの添付ファイルには，写真，図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話 (Fax) 番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

2 引用・参考文献、本文および注での引用

① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体 (斜体) で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本 (単著) : 著者名 (公刊西暦年) 『書名』 発行所

単行本 (共著の一部) : 著者名 (公刊西暦年) 「論文名」 編著者名 『書名』 発行所

雑誌 : 引用論文著者名 (公刊西暦年) 「表題」 『掲載雑誌名』 巻 (号) 発行所

[引用・参考文献の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』 北樹出版

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」 小川浩一編著 『マス・コミュニケーションへの接近』 八千代出版

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」 『マス・コミュニケーション研究』 70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は=で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair (1998 = 2006) *The Sociology of Journalism*, London: Arnold. (小川浩一・赤尾光史監訳 『ジャーナリズムの社会学』 リベルタ出版)

② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

(1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを (氏名 文献発行年 : 引用ページ) の形式で記入する。

(福田充 2010) (福田充 2010 : 36 — 37) (B.McNair 1998 = 2006 : 55 — 56)

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、(氏名1 文献発行年 : 引用ページ ; 氏名2 文献発行年 : 引用ページ) とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「 ; 」で区切って列記する。

(荻谷剛彦 2001 : 135 ; 2009 : 43) (B.McNair 1996 : 14 ; 1998 : 18 — 19)

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

(2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。」⁽¹⁾「……と言える。」⁽¹²⁾

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には、図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定
平成19年4月1日施行
平成29年3月3日施行
平成29年4月1日施行

(名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

(目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

(次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(職 員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

(嘱 託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧 問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経 理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

Journalism & Media

CONTENTS

【FEATURE】

New Perspectives of Journalism and Media Studies on East Asia

ARITA Naoya, Challenges of the Internet Media in Japan

— Through the Experience of Chinese Information Site Management —

ARIYAMA Teruo, The Press and Censorship during the Gapsin Coup

IKEMA Riyoko, The Communication Strategies in the Chinese novel *The Red Chamber Dream*: The case of Wang Xifeng

INOUE Tomokazu, Formation and Deployment of Lin Yutang's Journalism: Pursuing "the Freedom of the Press" as the Basis of "the Civil Rights"

EGAMI Shiro, An Essay on Typology of Newspaper Leads

— From the Viewpoint of Facts, Explanations, and Outlook —

ONISHI Masayuki, Divided Stances between National and Local Newspapers over Constructing Projected Shinkansen Lines: Characteristics and Roles of the Local Newspapers in Comparative Case Studies about the Hokuriku-Shinkansen Reporting

KOBAYASHI Somei, An Aspect of U.S. Psychological Warfare against North Korea Before and After 1970: New Evidence from the U.S. Archives

SASADA Yoshihiro, Transition of the Government's Interpretation of the Program Editorial Rules.

SHIMAZAKI, Akihiko, The Influence on Social Surveys of Changes in Society

TANIGAWA Eiko, The problem of Speech and Press Freedom in the Chinese Media — Seen through the 2006 shutdown of Freezing Point and the 2013 Southern Weekly Incident —

FUJIKAWA Nobuo, Short-termism and the Perspective of Governance Reform

MITANI Fumie, Media Events and Coverage of Protest Movements

YONEKURA Ritsu, Formation of the Theme of Inflicting War Damage: Focusing on the “August Journalism”
on Television in the 1970’s

CAI Xinyue, The Value of News Photography at the Dawn of Chinese Photojournalism

YAMAMOTO Kenji, T'ai chi ch'uan as a Medium

【BOOK REVIEW】

SHIBATA, Shuichi

編集後記

創設から12年目となる日本大学法学部新聞学研究所の紀要『ジャーナリズム&メディア』は、今年2月までに12号を数えるまで発行を重ねてきた。長らく各年度末に、年刊の機関誌として研究所の活動や研究所員らの研究成果をまとめてきた本誌は、更なる発展を期して今号より年2回の発行を試みることとなった。

本誌ではこれまで、研究所が主催したシンポジウムに関連した特集を組むこともあったが、例えばシンポジウムが年度末に行われた場合、そのテーマを扱った研究所紀要の発行は翌年度末になってしまうこととなり、問題提起をするには時期を逸してしまうといった懸念があった。また、本誌の紙幅の面においても、幸いなことに近年は増ページが相次ぎ、初期のものと比較すると2倍近いページ数にまで膨れ上がっていた。こうしたことから、本誌の刊行を年2回に変更することが求められたのである。年2回の発行に変わることで、時宜を得た特集を組むことが可能となるだけでなく、何よりも単純に、研究成果を学術論文として発表する機会が増えることは研究者にとって喜ばしいことである。今後は本誌を活かして、本学の大学院新聞学研究科の学生による独創性のある研究成果を世に問うことも期待できるだろう。なお、その年の動向を俯瞰する「メディア・レポート」や「海外研究動向」は、従来通り年度末発行の号に掲載する予定である。

さて、今号の特集「東アジア・中国・メディア・社会」は、今年3月末にご退任された山本賢二先生の古稀を記念して企画されたものである。山本先生のご経歴に関しては、巻頭「特集に寄せて」に詳述されているのでここでは割愛させていただくが、先生が2010年に国際関係学部から法学部に移籍されて以降、新聞学研究所においても多大なるご尽力を賜ってきた。山本先生への祝意と本特集のもつ学術的意義に呼応し、本特集には15本もの論文が寄せられた。重要な知見が溢れる本号は、東アジア地域研究およびメディア研究の発展に寄与するものとなった。ご執筆いただいた先生方には、この場をお借りして御礼を申し上げたい。

2019年現在、徴用工問題に起因する日韓関係の冷え込みや、米中の貿易摩擦など、東アジア情勢への世界的関心が集まっている。東アジア研究の重要性が今後ますます高まることは論を俟たない。こうした背景のもと、本誌の本特集は、当該研究分野における今後の展望を示す重要なものになるだろう。関係者各位には是非ご一読を願う次第である。

編集委員

石川徳幸　小林聡明　米倉律

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第13号

2019年9月30日発行

編集・発行　日本大学法学部　新聞学研究所
〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷　株式会社　メディアオ

Journalism & Media

September 2019 No.13

Institute of Journalism and Media Studies
Nihon University